

※本稿の著作権は伊藤俊一に帰属

※完成稿は「事業再生・M&Aにおける税理士だけで完結できる財務DD～租税法上の評価損についても言及～」令和2年12月刊行予定をご参照のこと

はじめに

拙著「Q&A「税理士(FP)」「弁護士」「企業 CFO」単独で完結できる 中小企業・零細企業のための M&A 実践活用スキーム」(ロギカ書房 2020 年)の「はじめに」において、「税理士、弁護士等士業、FP、中小・零細企業 CFO「各々だけで完結できる」小規模 M&A に係る各留意事項を実務直結で記載したことです」との記述をしました。本書はそのうち、税理士等が M&A のみならず、事業再生等、財務 DD に関与する場面を念頭に置き、上記のコンセプトに基づき Q&A を施しました。

財務 DD は原則として租税法は一切関与しません。しかし、租税法手続きになれている税理士等、租税の実務家向けを意識して租税法の考え方がそのまま応用できるものは、準用でき便利と考え、意図的に掲載しました。

上記の性格を有するため、本書は租税法の評価損の考え方についても数多くの箇所でご案内しています。

上掲拙著「はじめに」において「小規模 M&A においては、各種 DD においても法務 DD でけりがつき、財務 DD 等はそもそもやるまでもない、したがって財務 DD の各手法の詳細を知らなくてもよい、というのが大方を占めるとというのが現場での肌感覚です」との記述をしましたが、筆者の実務での肌感覚は今でも変わりません。

しかし、実際に同業者様からの御相談、提携業務において、財務 DD に関連する事項が多く、本書を「エクセル、パワポ」の雛形付き(別途ダウンロード必要)で別冊として完結させました。

弊所伊藤俊一税理士事務所は、主に中小・零細企業の事業承継、資本戦略、組織再編成、M&A、相続対策等々に係る高度税務に係る御質問に特化した「コンサル質問会」(主催:株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consultingquestion/>)の御回答、高度税務ではない士業全般・FP・保険営業者・不動産営業者等からの一般的な税務に関するご質問全般を扱う「士業のための税務 SOS」(主催:株式会社バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>)の御回答、及び複数社の会計事務所、税理士法人様の上記に係る顧問業務を取り扱っています。

本書の Q&A は上記の「実際に税理士等士業様」から御質問・御相談を受けた事項をヒントに、財務 DD・税務 DD に係る雛形を掲載しながら、実務直結型の極めて実践的な書籍

として構成しなおしました。

実務では、「ノウハウ」「アイデア」「知恵・創意工夫」といったものは必要なため私が執筆した既刊書と同様、極力、現場のコンサルティングでの所感を踏まえながら執筆しています。

類書と大きく異なる本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズに応えるものを意識したこと。財務 DD は原則として租税法は一切関与しません。しかし、租税法手続きになれている税理士等、租税の実務家向けを意識して租税法の考え方がそのまま応用できるものは、準用でき便利と考え、意図的に掲載しました。

- ・論点は周辺実務に関して限って言えば、課税実務に真に即した網羅性を重視し、類書では軽く扱っている記載についても、誌面の許す限り詳細な解説を加えています。

- ・裁決・裁判例・判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。

- ・苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしたこと、一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています。

(この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃるかと存じますが、実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって論点は誌面の許す限り掲載しました。)

執筆にあたっては、細心の注意を払ったつもりですが、初めての試みが多かった点もあり、至らぬ点が多いと思います。読者の皆様にはお気づきの点があれば、ぜひご指摘をいただきたく存じます。

企画段階から編集等、力強くサポートしていただいた、株式会社ロギカ書房代表取締役 橋詰守氏、また、普段から多数の質の良い御相談・御質問事項を下さる「コンサル質問会」(主催：株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>) の会員様、「士業のための税務 SOS」(主催：株式会社 バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/>) の会員様、及び私が顧問業務をさせていただいている複数社の会計事務所、税理士法人様には心から感謝申し上げます。

令和 2 年〇月

税理士/1 級ファイナンシャル・プランニング技能士 伊藤 俊一

○候補先の選定、すなわち「何を買えばよいか、売ればよいか」についてもほぼ言及していません。候補先の選定は経営戦略の領域だからです。第三者たる税理士等仕業、FP等に経営上の意思決定はできません。期待してもいけません。士業全般はいわゆる大規模事務所も含めて自身が中小・零細企業の自営業者にすぎないことから、「経営」コンサルティングをすることは不可能です。

○本書を踏まえてより深く実務を探求されたい方のためにお勧めの書籍を下記します。本書でも適宜参照しています。極めて良著だと筆者は思いますが内容が高度です。基本的に本書の内容で十分足ります。比較的小時間を取れる方、本当に探究されたい方のみ参照していただければ結構です。

【財務 DD、税務 DD に関して】

- ・佐和周『M&Aにおける財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト』

中央経済社（2016/9/10）

中小・零細企業向けではありませんが、網羅性という意味で非常に整理されています。対象会社の実情に合わせて必要な箇所だけ参照してください。

○本書における参考図書（著作権法による出典明示）

- ・伊藤俊一「Q&A「税理士(FP)」「弁護士」「企業 CFO」単独で完結できる 中小企業・零細企業のための M&A 実践活用スキーム」（ロギカ書房 2020 年）

- ・佐和周「M&Aにおける財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト」（中央経済社 2016 年）

- ・株式会社プルータス・コンサルティング「企業価値評価の実務 Q&A」（中央経済社 第 4 版 2018 年）

- ・報告書雛形については下記リンク先を適宜参照（一部引用）

「一般財団法人 日本 M&A 推進財団」HP サイト内

<https://jmap-ma.com/practice/format/>

- ・「中小 M&A ガイドライン-第三者への円滑な事業引継ぎに向けて-」（中小企業庁 2020 年）

はじめに

本書の最大の特色は、税理士、弁護士等士業、FP、中小・零細企業 CFO 「各々だけで完結できる」小規模 M&A に係る各留意事項を実務直結で記載したことです。単なる制度解説的な教科書、また実務直結型ではない実務書とは大きく異なり、正に「実践書」の体を有しています。

小規模 M&A でも日経新聞 1 面を飾るような公開企業 M&A においても、M&A スキームの策定はタックスプランニングがすべてです。M&A 取引全プロセスに係る諸費用の中で税金が最も大きいからです。小規模 M&A においては、買主の買収価格予算が明確に決定されていることから、翻って複雑なバリエーションは不要であり、各種 DD においても法務 DD でけりがつき、財務 DD 等はそもそもやるまでもない、したがって財務 DD の各手法の詳細を知らなくてもよい、というのが大方を占めるというのが現場での肌感覚です。本文中でも言及していますが、プレ M&A やイン M&A における法務 DD 等で少しでも売主側に疑念を生じたら、中小・零細企業においては破談が鉄則です（この点、本文中では中小・零細企業版アーンアウト等、各手法も記載しましたが、原則破談にすべきです）。

弊所伊藤俊一税理士事務所は、主に中小・零細企業の事業承継、資本戦略、組織再編成、M&A、相続対策等々に係るご質問に特化した「コンサル質問会」（主催：株式会社 KACHIEL（カチエル）<http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>）のご回答、高度税務ではない士業全般・FP・保険営業者・不動産営業者等からの一般的な税務に関するご質問全般を扱う「士業のための税務 SOS」（主催：株式会社パレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/?fbclid=IwAR1ldRX5NQquEhzhkJofGM8K0JAozDm9QX-ebxS1NCW3Ar-9AtrhdEPwJyok>）のご回答、及び複数社の会計事務所、税理士法人様の上記に係る顧問業務を取り扱っています。

本書の Q&A は上記の「実際に税理士等士業様」からご質問・ご相談を受け

た事項をヒントに、II M&A 実践編において①プレ M&A、②法務 DD、③財務 DD・税務 DD、④バリュエーション、⑤譲渡価格決定最終局面、⑥その他諸実務、⑦その他補論（MEBO、廃業、不動産 M&A 等）に分類し直し、再編集したものです。本書の性格上、上記理由から極めて実践的な書籍になったものと思われま

す。類書においては、M&A の手法として合併等各種組織再編成の手法が列挙されていますが、一切言及していません（不動産 M&A では会社分割を利用するため言及しています）。実務では事業 M&A においては、株式譲渡と事業譲渡（又は個別資産の売買契約）の 2（3）択だからです。また、株式譲渡と事業譲渡（又は個別資産の売買契約）の有利・不利判定に係る精緻なシミュレーションも一切言及していません。勘所があり（この勘所については当然言及しています）、それが理解できていれば、直感で有利・不利は判定できるからです。

一方で DCF 法や類似上場会社比較法は自身でも調べれば評価可能であるし、各種 DD については中小・零細企業における調査箇所は典型化しているため、詳述を施しています。DCF 法や財務 DD は税理士の方も苦手にされている方が多いですが、原則として冒頭述べた通り実務ではそれほどしないものの、いざ依頼された時のために手順を詳細解説しています。

実務では、「ノウハウ」「アイデア」「知恵・創意工夫」といったものは必要なため私が執筆した既刊書と同様、極力、現場のコンサルティングでの所感を踏まえながら執筆しています。

なお、候補先の選定、すなわち「何を買えばよいか、売ればよいか」についてもほぼ言及していません。候補先の選定は経営戦略の領域だからです。第三者たる税理士等仕業、FP 等に経営上の意思決定はできません。期待してもいけません。士業全般はいわゆる大規模事務所も含めて自身が中小・零細企業の自営業者にすぎないことから、「経営」コンサルティングをすることは不可能です。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・冒頭から繰り返し述べていますが、本書は法務・税務はかなり誌面を割き詳細説明していますが、会計に関してはほぼ言及していません。M&Aに係るコストのうち最も多額であるのは各種税金であり、売主・買主の双方の同意は「税引後利益の最大化」を追求することから、タックスプランニングがM&Aストラクチャー選択における要です。そして、中小・零細企業M&Aにおいては、実務上、法務DDの段階で早々に破談になるケースも多々あります。実践論として、法務・税務が二頭で重要と考え、本書のような構成としました。
 - ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズに応えるものを意識したこと、一方で基本的な課税関係については極力省略しています。
 - ・論点は周辺実務に関して限って言えば、課税実務に真に即した網羅性を重視し、類書では軽く扱っている記載についても、誌面の許す限り詳細な解説を加えています。特に法務DD編は、中小・零細企業M&A関連の書籍では類書より格段に詳細解説を施しました。
 - ・裁決・裁判例・判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。
 - ・苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしたこと、一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています。
(この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃるかと存じますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって論点は誌面の許す限り掲載しました。)
- 執筆にあたっては、細心の注意を払ったつもりですが、初めての試みが多かった点もあり、至らぬ点が多いと思います。読者の皆様にはお気づきの点があれば、ぜひご指摘をいただきたく存じます。

企画段階から編集等、力強くサポートしていただいた、株式会社ロギカ書房

代表取締役橋詰守氏、また、普段から多数の質の良いご相談・ご質問事項を下さる「コンサル質問会」(主催：株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>) の会員様、「士業のための税務 SOS」(主催：株式会社 バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/?fbclid=IwAR1ldRX5NQquEhzkJofGM8K0JAozDm9QX-ebxS1NCW3Ar-9AtrhdEPwJyok>) の会員様、及び私が顧問業務をさせていただいている複数社の会計事務所、税理士法人様には心から感謝申し上げます。

令和2年1月

税理士・1級ファイナンシャル・プランニング技能士 伊藤 俊一

(本書の前提・おことわり)

- 本文中、「税理士が～」とあるところはFPの方は適宜「FP」(弁護士の方も同様)、企業CFOの方は適宜「自社」と読み替えてください。なお、M&A経験者はI 総論・M&A 入門編を読み飛ばしていただいて全く問題ありません。
- 本書の想定対象読者層は、税理士等士業、一定の租税法の知識がある弁護士、FP及び企業CFOの方を想定しています。そのため、基本的な租税法の知識、考え方については詳細説明を割愛している箇所があります。
- 本書は一部を除き、「顧問先(自社)が」M&A候補を絞ってきたという前提で説明します。税理士自身が売手・買手を見つけてくるということを前提としていません。
- 税理士のクライアント(自社)が、売手、買手の立場に立ったとき、税理士(自社)として最低限何をチェックすべきかという点に重点をおきます。

M&Aプロセスや候補先選定プロセスの詳細は(一部を除き)説明しません。中小・零細企業M&A実務においてはクライアント(自社)自身で売主、買主を見つけてくるのが圧倒的に多いからです。
- 誌面の都合で、本書では詳細割愛せざるを得なかったもの、あるいは本書を踏まえてより深く実務を探究されたい方のためにお勧めの書籍を下記します。本書でも適宜参照しています。どれも極めて良著だと筆者は思いますが内容が高度です。基本的に本書の内容で十分足りますし(後述のPMIを除く)、比較のお時間を取れる方、本当に探究されたい方のみ参照していただければ結構です。

【M&A 全取引全般、法務 DD、譲渡価格決定最終局面に関して】

- ・ 森・濱田松本法律事務所『税務・法務を統合した M&A 戦略〈第 2 版〉』中央経済社（2015/10/27）

発刊時期が古いため記載は古い箇所があります。しかし、全体を俯瞰する実務書として非常に参考になります。

- ・ 森・濱田松本法律事務所『M&A 法大系』有斐閣（2015/12/22）
 弁護士の方、企業法務で M&A を担当される方は必携です。
- ・ 西村あさひ法律事務所『M&A 法大全（上）（下）〔全訂版〕』商事法務（2019/2/2）
 弁護士の方、企業法務で M&A を担当される方は必携です。
- ・ 太田洋編著『M&A・企業組織再編のスキームと税務 第 4 版』大蔵財務協会（2019/3/20）

中小・零細企業における事業 M&A では組織再編成は出てきません（事業譲渡、及び不動産 M&A における会社分割を除く）。そのため本書ではいわゆる合併等の組織再編成に一切言及しておりませんが、必要になった場合は、上掲書を参照してください。

【財務 DD、税務 DD に関して】

- ・ 佐和周『M&A における 財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト』中央経済社（2016/9/10）

中小・零細企業向けではありませんが、網羅性という意味で非常に整理されています。対象会社の実情に合わせて必要な箇所だけ参照してください。

【バリュエーションに関して】

下記は修正簿価純資産法「以外」の価格決定方法を採用する場合には適宜参照してください。基本的な項目は本書で完結できます。

- ・ 株式会社プルータス・コンサルティング『企業価値評価の実務 Q&A〔第 4 版〕』中央経済社（2018/3/7）
- ・ 税理士法人 AKJ パートナーズ『ケース別 非上場会社の株価決定の実務』中央経済社（2017/9/6）

【不動産 M&A に関して】

本書は事業 M&A を主に記載しており、不動産 M&A については必要最低限の記載しかありません。不動産 M&A はプレ M&A におけるタックスプランニングの重要性が極めて高いため、それに特化した実務書を掲載します。

- ・ 佐藤信祐『不動産 M&A の税務』日本法令（2019/10/16）

【PMI に関して】

本書では PMI についてほぼ言及していません。公開企業 M&A でも中小・零細企業 M&A でもポスト M&A における PMI が極めて重要であり、M&A の成否はそこで決定するといっても過言ではありません。例えば外資系ファーム FAS では、プレ M&A の段階から PMI コンサルティング部門も同時に動きます。

しかし、中小・零細企業において PMI の純理論的な手法が実務で実効力があるかについて筆者自身は疑問を感じておりますし、現場の肌感覚でも後回し（重要視されない）節があります。下記に基本書を掲載しますので、必要性を感じた方は参照してください。

- ・ウイリスタワーズワトソン『M&A シナジーを実現する PMI』東洋経済新報社 (2016/5/27)

目次

はじめに

本書の前提・おことわり

I 総論・M&A 入門編

- Q I-1 中小・零細企業における事業承継の選択肢……2
- Q I-2 中小企業の M&A の特徴……4
- Q I-3 第三者 M&A のメリット・デメリット……5
- Q I-4 中小・零細企業の M&A マーケットの特徴……9
- Q I-5 第三者 M&A におけるスキームの概要……10
- Q I-6 株式譲渡、事業譲渡の全体像……13
- Q I-7 M&A に関する基本的な用語……15
- Q I-8 第三者 M&A における一般的な全体の流れ……18
- Q I-9 第三者 M&A に係るより詳細な流れ……19
- Q I-10 第三者 M&A プロセスにおける初動……24
- Q I-11 買主側での簡易的な投資レンジ（投資の許容幅）の決定方法……25
- Q I-12 将来 M&A を検討している売主側で企業価値を予めなるべく引き上げたい場合の方法……26
- Q I-13 売主の M&A ディスクロースタイミング……27
- Q I-14 M&A に登場する各種契約書……28
- Q I-15 クロージングに必要な準備物……45
- Q I-16 各種 DD の基本的な考え方……46

- Q I-17 M&A 取引における軽減税率制度……47
- Q I-18 MEBO スキームを選択した場合の留意点……50
- Q I-19 廃業する場合の留意点……51

II M&A 実践編

II ① プレ M&A……54

- Q II ①-1 M&A プロセスにおけるステージ別の各種コスト……54
- Q II ①-2 オーナー個人財産の解消、会社への貸付金の解消方法……55
- Q II ①-3 オーナー個人財産の解消、会社への借入金の解消方法……87
- Q II ①-4 M&A に係る課税関係……90
- Q II ①-5 善管注意義務とタックスプランニング……92
- Q II ①-6 株式譲渡、事業譲渡の課税関係総論……92
- Q II ①-7 株式譲渡と事業譲渡の税効果における有利・不利判定……93
- Q II ①-8 株式譲渡スキームの法務と税務のポイント……96
- Q II ①-9 株式譲渡の詳細……98
- Q II ①-10 株式譲渡で売主が個人の場合における課税関係……99
- Q II ①-11 株式譲渡における退職金支給／金銭配当・現物配当の有利・不利判定……100
- Q II ①-12 株式譲渡で売主が個人の場合における株式譲渡後の節税策……104
- Q II ①-13 株式譲渡で売主が法人の場合における課税関係……113
- Q II ①-14 株式譲渡で売主が法人の場合における少数株主からの株式買取とみなし贈与発動可能性……115

- Q II ①-15 株主譲渡で売主が法人の場合において事前配当する場合の留意点／資本剰余金と利益剰余金の同時配当の危険性（東高令和元年5月29日判決）……116
- Q II ①-16 株式譲渡で売主が法人の場合において法人株主の売却益課税を減少させる手法……124
- Q II ①-17 株式譲渡における税務上のその他の留意点……129
- Q II ①-18 適格現物分配に見られる組織再編成における事業単位の考え方……129
- Q II ①-19 適格現物分配における重要な質疑応答事例……131
- Q II ①-20 残余財産分配以前の子会社株式評価損計上の可否……135
- Q II ①-21 株式譲渡スキームにおける個人株主、法人株主混在パターンの実例、違法配当の有効性……138
- Q II ①-22 持分あり医療法人 M&A（持分譲渡スキーム）の実践事例／理事退職金の過大性の考え方……143
- Q II ①-23 事業譲渡スキームの法務と税務のポイント……147
- Q II ①-24 一定の国、地域にある事業だけを「除外して」M&A できるか：域外適用リスク遮断の可能性……149
- Q II ①-25 事業譲渡の特徴……150
- Q II ①-26 事業譲渡と会社分割の選択……152
- Q II ①-27 事業譲渡における第 2 次納税義務完全遮断スキーム……154
- Q II ①-28 事業 M&A において、「敢えて税制非適格」分社型会社分割により事業の一部を第三者へ売却するスキームの基本的思考……156
- Q II ①-29 事業譲渡か現物資産売買かに係る実践事例及び留意点……159
- Q II ①-30 事業譲渡における売主側の退職債務の取扱い……160
- Q II ①-31 事業譲渡における負ののれんの基本的な考え方と取扱い……161
- Q II ①-32 事業譲渡における負ののれんに係る質疑応答事例……162
- Q II ①-33 同族法人間 M&A において事業譲渡した場合の営業権の評価

……166

- Q II ①-34** 第三者 M&A において欠損会社が事業譲渡する場合における営業権の評価……169
- Q II ①-35** 得意先を含めた資産の譲渡の所得区分について……171
- Q II ①-36** 税理士事務所の事業承継 営業権譲渡に係る課税関係……172
- Q II ①-37** 最終契約書が事業譲渡契約書である場合の消費税の取扱い……173
- Q II ①-38** 事業譲渡と清算の最適タイミング……179
- Q II ①-39** 税効果やその他の考慮要素（簿外債務遮断等）を除外してでも、株式譲渡ではなく事業譲渡を敢えて選択した事例……181
- Q II ①-40** 参考：「敢えて」非適格組織再編成の基本的な考え方……182
- Q II ①-41** 株式交付制度（自社株対価 M&A、2019年10月18日閣議決定会社法改正案）の概要とその実効力……183
- Q II ①-42** ソフトバンク G のグループ内 M&A を利用した節税策と令和 2 年度税制改正による封じ込めの内容……191
- Q II ①-43** データセクション株式会社の自社株対価 M&A について……199

II ② 法務 DD……204

- Q II ②-1** 法務・財務・税務 DD リクエストリストの雛形……204
- Q II ②-2** M&A 取引における各ステージ別典型的リスク回避／MAC 条項等……208
- Q II ②-3** 株式譲渡と事業譲渡に関連する会社法、民法（表明保証と錯誤・不実表示）……210
- Q II ②-4** 株式譲渡と事業譲渡に関連する金融商品取引法……214
- Q II ②-5** 株式譲渡、事業譲渡、会社分割に関連する独占禁止法……215
- Q II ②-6** 株式譲渡と事業譲渡に関連する労働法及び労働法裁判例……215

- Q II ②-7 未払い残業代に対する時効援用……218
- Q II ②-8 表明保証ドラフティングにおける税理士から弁護士への税務面のアドバイス……219
- Q II ②-9 法務 DD の代表的な留意点（登記懈怠、知的財産、不文律取引、チェンジオブコントロール条項等々）……224
- Q II ②-10 平成26年会社法における詐害行為取消権の改正と民法改正／破産法の否認権……226
- Q II ②-11 破産法による否認リスクの回避手法……227
- Q II ②-12 実質債務超過状態での事業譲渡での詐害行為の実務的対応……228
- Q II ②-13 M&A 取引に係る税務判例（大阪高裁平成14年10月10日判決）……229

II ③ 財務 DD ・ 税務 DD ……248

- Q II ③-1 財務 DD の基本的な考え方……248
- Q II ③-2 財務 DD：損益計算書項目精査実践的手順……250
- Q II ③-3 財務 DD：貸借対照表項目精査実践的手順……252
- Q II ③-4 財務 DD のうち債権・棚卸資産についての基本的な考え方：通常申告で評価減しないものの考え方……254
- Q II ③-5 財務 DD レポートの記載例、バリュエーションへの反映のさせ方……256
- Q II ③-6 税務 DD の基本的な考え方・実践的手法……259
- Q II ③-7 大阪 UCC ホールディングス事件 大地平成23年7月25日、M&A における DD、表明保証の留意点……260
- Q II ③-8 買主側が譲渡代金を自身で用意できない場合の LBO ローンと DD の基本的な考え方……262

Ⅱ ④ バリュエーション……264

- QⅡ④-1 中小・零細企業における M&A に係るバリュエーション (valuation) の基本的な考え方……264
- QⅡ④-2 中小・零細企業に係る M&A におけるバリュエーション (valuation) の各手法……265
- QⅡ④-3 中小・零細企業のバリュエーションの現実……267
- 補問 公開企業 M&A におけるバリュエーションの傾向、非上場企業におけるプレミアムの程度……268
- QⅡ④-4 中小・零細企業に係る M&A における FCF 法 (主に DCF 法) の考え方……270
- QⅡ④-5 税理士・FP・弁護士・企業 CFO でも可能な DCF 法算出方法……271
- QⅡ④-6 中小・零細企業に係る M&A における類似上場会社法の基本的な考え方……276
- QⅡ④-7 税理士・FP・弁護士・企業 CFO でも可能な具体的な類似上場会社法の算定手法……277
- QⅡ④-8 中小・零細企業に係る M&A における時価純資産法 (修正簿価純資産法) の考え方……280
- QⅡ④-9 時価純資産法 (修正簿価純資産法) における繰延税金資産・繰延税金負債の計上必要性……281
- QⅡ④-10 年倍法 (年買法) の算定方法……282
- QⅡ④-11 EV/EBIDA 倍率の考え方……284
- QⅡ④-12 バリュエーションにおける「極めて属人的な会社」の営業権の考え方……285
- QⅡ④-13 バリュエーションにおける租税法上の自己創設のれんの考え方……287
- QⅡ④-14 バリュエーションにおける租税法上の自己創設のれんについて具体的な記載例……289

- Q II ④-15 バリュエーションと租税法基準の関係……290
- Q II ④-16 就業規則等諸規定の内容確認とバリュエーションの関係……291

II ⑤ 譲渡価格決定最終局面……292

- Q II ⑤-1 各種 DD で指摘された場合の原則的な対応方法……292
- Q II ⑤-2 価格交渉の方法……293
- Q II ⑤-3 中小・零細企業におけるアーンアウト条項の実効性……294
- Q II ⑤-4 アーンアウト条項を採用する場合の留意点……295
- Q II ⑤-5 代金分割払い・アーンアウト条項についての税務判例……296
- Q II ⑤-6 クローバック条項とアーンアウト条項の差異……299
- Q II ⑤-7 クロージング後価格調整の実効性……300
- Q II ⑤-8 他の動態的価格調整条項 種類株式設定、借入金の段階的債務免除（債権放棄）……301
- Q II ⑤-9 譲渡価格に PMI 費用を加算することの実効性……303
- Q II ⑤-10 事業承継税制（特例）を利用した M&A 譲渡価格減額要請リクエストの方法・実効性……303

II ⑥ その他諸実務……305

- Q II ⑥-1 M&A についてその留意点、売主側オーナーが一定期間役員等して残任するリスク等……305
- Q II ⑥-2 M&A 関連費用の取扱いについて基本的な考え方・裁決……306
- Q II ⑥-3 株式買収の取得価額に参入すべき M&A 費用等の算入すべき金額の時期……308
- Q II ⑥-4 事業譲渡スキームにおける M&A 費用等の取扱い……310

- Q II ⑥-5** 売主側が従業員が多い会社の場合、M&A 実行前に実行する法人住民税均等割削減スキーム……313

II ⑦ その他補論（MEBO、廃業、不動産 M&A 等）……315

- Q II ⑦-1** MBO、EBO スキームについて留意点……315
- Q II ⑦-2** MBO、EBO スキームについて直接買取方式……316
- Q II ⑦-3** MBO、EBO スキームについて自己株式取得方式……316
- Q II ⑦-4** MBO、EBO スキームについて持株会社方式（新設法人資金調達型スキーム）……317
- Q II ⑦-5** MBO、EBO スキームについて持株会社方式（新設法人資金調達型スキーム）に係る持株会社を存続させる場合・させない場合についての返済方法の相違……323
- Q II ⑦-6** MBO、EBO スキームについて持株会社と本体会社を合併させる場合の税務上の留意点……333
- Q II ⑦-7** MBO、EBO スキームについてその他実務上の留意点……334
- Q II ⑦-8** MBO、EBO スキームについて留意すべき質疑応答事例……336
- Q II ⑦-9** MBO、EBO スキームに係る後継者の資金負担軽減策……338
- Q II ⑦-10** 適切な法人の廃業タイミング……339
- Q II ⑦-11** 個人廃業時における税務上の留意点……343
- Q II ⑦-12** 廃業時の連帯保証と民法改正……345
- Q II ⑦-13** 不動産 M&A の概略／土地譲渡類似株式等とその例外……350
- Q II ⑦-14** 適格分割型分割＋清算スキームに係るみなし贈与の課税関係……363
- Q II ⑦-15** 会社分割に係る債権者保護手続きのうち個別催告の実務的対応……368

【凡例】

相法	相続税法
民法	民法
相基通	相続税基本通達
相令	相続税法施行令
所令	所得税法施行令
評基通	財産評価基本通達
所法	所得税法
所基通	所得税基本通達
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
措通	租税特別措置法關係通達
通法	国税通則法
法法	法人税法
法令	法人税法施行令
会法	会社法
徴収法	国税徴収法
徴収令	国税徴収法施行令
独禁法	独占禁止法
消法	消費税法

II ②

法務 DD¹⁵

Q II ②-1 法務・財務・税務 DD リクエストリストの雛形

法務・財務・税務 DD リクエストリストの雛形について教えてください。

Answer

解説以下に雛形を載せました。敢えて、中小・零細企業に明らかに不要と思われるものも含んだフルバージョンです。会社の規模感、取引状況いかんによってこのリストは適宜、変更します。実務では、よほどの小規模ディールでない限り、オーダーメイドで作成することが多いです。必要な部分だけ切り取ってお使いください。なお、必要な部分とは本書で解説したところです。本書を読み進めていただければ必要な部分は分かります。

【解説】

15 本編は大久保圭他『M&Aの契約実務（第2版）』中央経済社（2018/9/8）、滝川佳代編著『M&Aリスク管理の最前線—国内外の最新実務』商事法務（2018/3/14）、三笠裕他『取引ステップで考える実践的 M&A 入門』商事法務（2017/10/25）を適宜、該当箇所を参照しています。

完全版・公開企業バージョン、必要な部分だけ切り取って利用してください。

【法務・財務・税務 DD リクエストリスト雛形】

NO	リクエスト事項・必要準備資料	対象期間	対象会社		チェック
			単体	主要子会社	
法務 DD・財務 DD 共通リクエスト資料（筆者注：プレ M&A の段階で売主から預かるべき）					
1	事業概要説明資料（セグメント別の商流等が分かるもの）	直近	○	○	□
2	グループ資本関係図・組織図	直近	○	○	□
3	関係会社一覧表（各社事業内容・グループ内での役割の簡易記載が必要）	直近	○	○	□
4	全部履歴事項証明書（簿本）、最新定款	直近	○	○	□
5	株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録	過去 10 年間	○	○	□
6	経営会議事録	過去 10 年間	○	○	□
7	会計監査人による指摘事項要約資料	過去 10 年間	○	○	□
8	会計監査人へ提出した経営者確認書	過去 10 年間	○	○	□
9	株主名簿、株主異動履歴	直近	○	○	□
法務 DD リクエスト資料					
○株式					
1	新株発行・自己株式移転に係る新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、株式転換権、オプション、その他類似の合意等がある場合、当該契約書その他関連書類（取締役会議事録、割当契約等）	直近	○	○	□
2	グループ株主間に係るグループ株式又は経営に関して定めた契約書（ファミリーール）等	直近	○	○	□
3	役員持株会、従業員持株会、取引先持株会規約等	直近	○	○	□
4	株式に係る質権、譲渡担保等について、その一覧表・概要の説明資料	直近	○	○	□
○知的財産権					
1	商号、商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、サービスマーク等知的財産権・ノウハウの一覧表	直近	○	○	□
2	知的財産権に係る売買契約、ライセンス契約、担保権設定契約その他契約の一覧表・当該契約書の写し	直近	○	○	□
3	職務発明、職務考案、職務創作に関する内部規則、従業員との合意文書等、当該規則等に基づき、特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利、特許権、実用新案権、意匠権を会社に承継・専用実施権を設定した場合における従業員に対する会社からの対価支払実績資料	直近	○	○	□
4	システムの一覧表、事業単位でのシステム構成概略図	直近	○	○	□
○事業					
1	重要契約一覧表・当該契約書写し	直近	○	○	□
2	株主間協定、議決権拘束契約、株式引受契約、合併契約、パートナーシップ契約、匿名組合契約、経営委任契約、事務事業提携関連契約書の一覧表及び当該契約書の写し	直近	○	○	□
3	過去 3 年間に実施の重要な資産譲渡・譲受、事業譲渡・譲受、会社分割、合併、株式交換、株式移転、増資、減資、自社又は他社の支配権の異動を伴う株式譲渡・取得、事業体解散・清算等組織再編成等の一覧表及び当該契約書の写し	過去 3 期分	○	○	□
○その他重要契約					
1	競業禁止義務、協業制限、最惠国条項、独占的権利付与その他事業制限条項を含む契約書の写し	直近	○	○	□
2	クローニング後、相手方事前同意・通知を要求する規定、禁止事由・終了事由・損害賠償事由・事前通知事由・期限の利益損失事由その他の契約に係る権利義務の影響を与える事由となり得る規定、本件統合後の事業活動に支障が生じる可能性のある契約書の写し	直近	○	○	□
3	本件取引が、金銭を支払うことないまま契約を終了させることが不可等、終了させることが困難な契約・契約終了に係る制限条項を含む契約書の写し	直近	○	○	□
4	相手方にレポートその他特別な利益的供与をする旨の内容を含む契約一覧表及び当該契約書の写し	直近	○	○	□
5	会社株主間契約の一覧表及び当該契約書の写し	直近	○	○	□
6	会社と役員・従業員間契約の一覧表及び当該契約書の写し	直近	○	○	□
7	関連会社間契約の一覧表及び当該契約書の写し	直近	○	○	□
8	不文律取引、便益の供与等がある場合には、当該内容についての説明資料	直近	○	○	□

○人事事項					
1	就業規則、出向規程、給与規定、退職給付関連規定、職務権限規程、労使協定等	直近	○	○	□
2	労働契約書・雇用契約書・労働協約・派遣契約書・その他従業員契約に係る契約書等	直近	○	○	□
3	出向者リスト	直近	○	○	□
4	従業員につき、雇用形態別・職能別・職責別の人員数、業務内容・役割、人件費、勤務年数、報酬水準（年収）、年齢構成、平均人件費等が記載された資料（人員数、人件費は直近3年分）（2020年4月1日以降は過去5年分以下、「人事事項」において全て同じ）	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
5	人事制度に関する従業員説明資料等	直近	○	○	□
6	福利厚生制度資料	直近	○	○	□
7	資格等級、役職別の報酬水準	直近	○	○	□
8	従業員に係る残業時間・休日出勤実態、当該把握方法、過去3年間分のサービス残業の存否を示す資料	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
9	労働組合資料、労働協約その他労働組合との間における一切の協定	直近	○	○	□
10	役員・従業員・顧問等に対する過去3年間の懲戒事例の一覧表	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
11	従業員、役員、労働組合間での過去3年間に生じた紛争、現在生じておそれのある紛争に係る資料	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
12	過去3年間に労働局、労働基準監督署、社会保険事務所・年金事務所等から受けた指導・指摘等・これに対応した会社の回答資料	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
13	過去3年間分の労働災害説明書	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
14	過去3年間に実行されたリストア、解雇、廃止等の内容・手続一覧表	過去3年分→過去5年分（2020年4月1日以降）	○	○	□
○コンプライアンス					
1	事業に必要な届出、許認可、登録等の一覧表	直近	○	○	□
2	過去3年間の監督官庁・規制団体等による指導、注意、警告、勧告、処分等の資料及び会社の報告書等	過去3年分	○	○	□
3	現在及び、過去、暴力団等反社会的勢力との取引等が存在している可能性があれば、当該資料	-	○	○	□
4	リスク・コンプライアンス等に関する社内規定・関連委員会議事録	直近	○	○	□
○訴訟・紛争					
1	係争中、過去3年間に生じた訴訟、仲裁その他の法的手続に関する記録一式（弁護士、会計士その他の専門家の意見書を含む）	過去3年分	○	○	□
2	サービス、製品、営業等に関して顧客・取引先その他の第三者から受けたクレーム等に係る書類及び対応記録一式	-	○	○	□
3	過去3年間の司法、行政上の判決、決定、命令、和解の一覧表、これらの概要説明資料	過去3年分	○	○	□
○その他					
1	上記のほか、懸念事項、後発事象、偶発（簿外）債務、その他重要事項、及び実行、条件を検討するために知る必要がある事項について当該事項の概要記載書面	-	○	○	□
財務 DD リクエスト資料					
○一般的事項					
1	事業概要説明資料	直近	○	○	□
2	グループ資本関係図・組織図	直近	○	○	□
3	関係会社一覧表（各社事業内容・グループ内での役割の簡易記載が必要）	直近	○	○	□
4	全部履歴事項証明書、最新定款	直近	○	○	□
5	株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録	過去10年間	○	○	□
6	経営会議事録	過去10年間	○	○	□
7	会計監査人による指摘事項要約資料	過去10年間	○	○	□
8	会計監査人へ提出した経営者確認書	過去10年間	○	○	□
9	株主名簿、株主異動履歴	直近	○	○	□

○会計事項					
1	連結精算表、組替表、進行期月次試算表	過去3期分	○	○	□
2	連結修正仕訳一覧表	過去3期分	○	○	□
3	セグメント別 PL・BS 内訳資料、会社別や配賦計算等資料	過去3期分	○	○	□
4	連結パッケージ	過去3期分	○	○	□
5	事業報告書・計算書類・附属明細書	過去3期分	○	○	□
6	勘定科目内訳明細書	過去3期分	○	○	□
7	予算実績差異分析表	直近	○	○	□
8	事業別等の収益認識基準・費用計上基準等、会計方針一覧表	直近	○	○	□
9	過去10年間の合併、事業譲渡、事業譲受、会社分割、株式交換、第三者との事業提携・業務提携、増減資、株式分割、自己株式取得、単元株変更等々、組織、資本構成に影響を及ぼす取引、行為等の説明資料	過去10年間	○	○	□
10	関係会社、関連当事者取引一覧表	過去3期分	○	○	□
11	内部統制不備等の指摘事項等	過去3期分	○	○	□
○損益計算書事項					
1	セグメント別売上高・損益管理資料、変動費・固定費別損益管理資料※進行期、月次試算表ベースも	過去3期分	○	○	□
2	支払手数料、知的財産使用料、広告宣伝費の内容別・相手別明細	過去3期分	○	○	□
3	売上原価明細書	過去3期分	○	○	□
4	販売費及び一般管理費明細書	過去3期分	○	○	□
5	営業外損益・特別損益明細書	過去3期分	○	○	□
6	重要な後発事象・財務的影響(予定含む)(例)重要取引先との取引解消、多額損益発生見込みの資産売却、多額評価損計上、大型投資案件、大規模資金調達等	直近	○	○	□
7	進行期通期予算内訳資料	直近	○	○	□
○貸借対照表 / CF 事項					
1	【現預金】グループにおける最低限必要な現預金残高水準	直近	○	○	□
2	【現預金】資金繰表	過去3期分	○	○	□
3	【売上債権】得意先別売上債権内訳表、主要な得意先決済サイト	過去3期分	○	○	□
4	【売上債権】貸倒引当金計算資料・売上債権年齢表	過去3期分	○	○	□
5	【売上債権】重要滞留債権、貸倒懸念債権一覧表	過去3期分	○	○	□
6	【売上債権】流動債権一覧	過去3期分	○	○	□
7	【棚卸資産】事業別棚卸資産一覧表	過去3期分	○	○	□
8	【棚卸資産】仕掛品内訳・回収予定表	過去3期分	○	○	□
9	【棚卸資産】棚卸資産年齢表	過去3期分	○	○	□
10	【棚卸資産】在庫評価基準	直近	○	○	□
11	【棚卸資産】棚卸資産評価減の検討資料・廃棄損実績	過去3期分	○	○	□
12	【固定資産】保有不動産・賃貸不動産・賃借不動産	過去3期分	○	○	□
13	【固定資産】減損検討資料	直近	○	○	□
14	【固定資産】保有不動産簿価時価比較表、不動産鑑定書・路線価等	過去3期分	○	○	□
15	【固定資産】遊休・低稼働・休止固定資産明細	直近	○	○	□
16	【固定資産】設備投資実績資料	過去3期分	○	○	□
17	【固定資産】資産担保設定一覧	直近	○	○	□
18	【リース】リース明細、リース契約書	直近	○	○	□
19	【のれん】内容別のれん残高、償却スケジュール	直近	○	○	□
20	【投資その他資産】有価証券、投資有価証券、関係会社株式明細	直近	○	○	□
21	【投資その他資産】繰延税金資産・負債計算資料、回収可能性検討資料	直近	○	○	□
22	【非事業用資産】非事業用資産一覧表	直近	○	○	□
23	【返品調整引当金】返品調整引当金計算資料一覧	過去3期分	○	○	□
24	【退職給付】退職給付規程、役員・従業員向け退職金・年金制度の説明資料	直近	○	○	□
25	【退職給付】退職給付引当金計算資料	過去3期分	○	○	□
26	【退職給付】制度変更の場合、内容及び財務的影響が判る資料	直近	○	○	□
27	【退職給付】役員退職慰労金支給規程及び役員退職慰労引当金計算書	過去3期分	○	○	□
28	【有利子負債】借入金明細一覧表	直近	○	○	□
29	【資産除去債務】資産除去債務計算資料一覧	直近	○	○	□

30	【新株予約権】新株予約権関連資料	直近	○	○	□
31	【その他】デリバティブ明細	直近	○	○	□
32	【その他】オフバランス取引一覧表	直近	○	○	□
33	【その他】ロイヤリティ管理一覧表	直近	○	○	□
34	【その他】偶発債務・コミットメント等	直近	○	○	□
○税務関連事項					
1	【連結納税】連結納税加入・離脱会社一覧表（加入日・離脱日一覧表）	直近	○	○	□
2	【連結納税】連結納税開始・加入時の時価評価要否・欠損金の取扱の資料一覧表	直近	○	○	□
3	【連結納税】連結納税開始・加入時の時価評価資料一覧	直近	○	○	□
4	税務申告書（連結確定申告書一式（受領印のあるもの））	過去3期分	○	○	□
5	税務申告書（連結法人税個別所属額届出書・財務諸表・勘定内訳明細（税務は各社単体財務諸表、勘定科目明細が必要））	過去4期分	○	○	□
6	直近税務調査に係る更正決定通知・修正申告書・当該税務調査に係る社内報告書等（指摘項目が原因までわかるもの）	直近	○	○	□
7	【組織再編成】税務検討資料	過去5期分	○	○	□
8	【移転価格】国外関連者取引分析を実施した場合は当該資料・報告書	過去5期分	○	○	□
9	（あれば）税務意見書	過去3期分	○	○	□

Q II ②-2 M&A 取引における各ステージ別典型的リスク回避／MAC 条項等

M&A 取引における各ステージ別の典型的リスク回避手法（契約書ベース）を教えてください。

Answer

中小・零細企業 M&A においては契約書ベースのリスク回避は実効性が乏しいです。後述の中小・零細企業版アーンアウト等を考慮した方がよいでしょう。

【解説】

リスクタイミング	アクション
基本合意書締結前（初動）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約個別規定盛り込み ・買収価格盛り込み（少なくとも黙示させる、売主への心理的効果を狙う） ・破談

か月ぐらい滞留状態の売掛金があった場合には、それを切り捨て（マイナス査定）ます（棚卸資産の例でいえば、「A 製品は通常、3か月サイトで販売されます」と聞いているのに6か月ぐらい滞留にあるもの）。

上記の3か月サイトで6か月ぐらいの滞留、というのはすべて仮値です。ケースバイケースで判断します。厳密な基準が存在するわけではありません。

Q II ③-5 財務 DD レポートの記載例、バリュエーションへの反映のさせ方

財務 DD レポートの記載例としてどんなものがありますか。

Answer

様式は業者によって千差万別ですが、税理士の方で、普段、財産評価基本通達に従った株価算定書を作成している方は、それを多少改変すれば最も省力的に作成できるでしょう。

【解説】

財務 DD レポートの形式は法定のものなどなく、それこそ、作成者によって千差万別です。簡単な作成方法としては、(STEP 1) 下記のような、普段、株価算定書に添付している明細を用意する。

【各算定根拠】 株式会社〇〇

1. 業種別株債

令和元年年11月30日末基準で算定している。

財務DD後の価額 に修正するだけ

2. 有価証券

	銘柄	帳簿価額	相続税評価価額	
1	甲	6,771,088	9,041,780	※令和元年11月30日時点終値
2	乙	2,525,000	2,113,716	※令和元年11月30日時点終値
3	丙	953,250	379,700	※令和元年11月30日時点終値
4	丁	33,783	57,392	※令和元年11月30日時点終値
	計	10,283,121	11,592,588	

3. 建物 ※全て令和元年分評価

	名称	帳簿価額	相続税評価価額	概算公示価格	
1	甲区	253,745,978	181,623,388	227,029,235	※6/11貸家、5/11自用評価 令和元年分評価
2	乙区	30,513,938	22,579,800	28,224,750	※令和元年分評価
3	丙区	26,998,454	23,341,570	29,176,963	※貸家 令和元年分評価
	計	311,258,370	227,544,758	284,430,948	

4. 土地 ※全て令和元年分評価

	名称	帳簿価額	相続税評価価額	概算公示価格	
1	甲区	91,222,970	262,379,936	327,974,920	※6/11貸家建付地、5/11自用評価
2	乙区	17,313,320	24,214,560	30,268,200	※貸宅地
3	丙区	229,843,894	134,385,000	167,981,250	
4	丁区	156,177,717	112,556,070	140,695,088	※貸家建付地
5	戊区	22,262,138	5,231,800	6,539,750	
	計	516,820,039	538,767,366	673,459,208	

5. 電話加入権

計37本 1本当たり1,500円

6. 保険積立金

帳簿価額	解約返戻金相当額	
	1,979,990	A
	2,382,071	B
	10,968,400	C
	3,178,917	D
決算書通り	3,907,931	E
	5,908,715	F
	5,583,632	G
	15,986,856	H
	3,270,089	I
	10,744,812	J
計	63,911,413	

7. ゴルフ会員権(評価替分のみ)

	名称	帳簿価額	相続税評価価額	
1	乙CC	2,800,000	226,800	※324,000×70%
2	甲CC	2,415,850	5,110,000	※7,300,000×70%
3	丁CC	1,374,000	1,374,000	※プレー代
	計	6,589,850	6,710,800	

8. 株式

関係会社株式は各社明細を参照のこと。

※上記例は株価算定書をそのまま持ってきただけで、財務 DD においては、普段の株価算定書では洗替の場面で登場しないような売掛金や棚卸資産も上記に当然、出現します。そして、この場合、詳細な注意書を付すことが通常です。

(例) 売掛金

A 社 帳簿価額 1,000,000円
財務 DD 後価額 0円 (※1)

(※1) 回収サイトは売主担当者甲氏にヒアリングし「A 取引先は通常 3 か月サイトで入金がある」と聞いている。しかし、令和元年〇月〇日現在(財務 DD 基準日)、当該売掛金は平成31年〇月〇日からカウントすると186日ほど滞留しているため、マイナス査定している。

法定監査の経験がある公認会計士の方ほど、より精緻(硬い文章)を記載する傾向があります。

(STEP 2) 上記図表の相続税評価額を全て「時価」「財務 DD 後の価額」等の表現に修正。

(STEP 3) 数値の入替え。各数値入替え後のプラス項目(下記(B))、マイナス項目(下記(C))の集計。

(STEP 4) 通常は最後のまとめページで下記のような「報告まとめ」を記載します。

財務 DD 前の簿価純資産価額(A)	A 円
財務 DD による増加額(※)(B)	B 円
財務 DD による減少額(C)	C 円
財務 DD 後の簿価純資産価額(D)=(A)+(B)-(C)	D 円

(※) 増加額は実務ではほとんど出現しません。

この D 円を基に修正簿価純資産法に移行する場合にもありますし、すでにおおよそのバリュエーションが出ている場合には上記 B 円、C 円の加減算項目をそれに加味するだけ、という場合もあります。

はじめに

本書の最大の特色は、税理士、弁護士等士業、FP、中小・零細企業 CFO 「各々だけで完結できる」小規模 M&A に係る各留意事項を実務直結で記載したことです。単なる制度解説的な教科書、また実務直結型ではない実務書とは大きく異なり、正に「実践書」の体を有しています。

小規模 M&A でも日経新聞 1 面を飾るような公開企業 M&A においても、M&A スキームの策定はタックスプランニングがすべてです。M&A 取引全プロセスに係る諸費用の中で税金が最も大きいからです。小規模 M&A においては、買主の買収価格予算が明確に決定されていることから、翻って複雑なバリエーションは不要であり、各種 DD においても法務 DD でけりがつき、財務 DD 等はそもそもやるまでもない、したがって財務 DD の各手法の詳細を知らなくてもよい、というのが大方を占めるというのが現場での肌感覚です。本文中でも言及していますが、プレ M&A やイン M&A における法務 DD 等で少しでも売主側に疑念を生じたら、中小・零細企業においては破談が鉄則です（この点、本文中では中小・零細企業版アーンアウト等、各手法も記載しましたが、原則破談にすべきです）。

弊所伊藤俊一税理士事務所は、主に中小・零細企業の事業承継、資本戦略、組織再編成、M&A、相続対策等々に係るご質問に特化した「コンサル質問会」（主催：株式会社 KACHIEL（カチエル）<http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>）のご回答、高度税務ではない士業全般・FP・保険営業者・不動産営業者等からの一般的な税務に関するご質問全般を扱う「士業のための税務 SOS」（主催：株式会社パレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/?fbclid=IwAR1ldRX5NQquEhzkJofGM8K0JAozDm9QX-ebxS1NCW3Ar-9AtrhdEPwJyok>）のご回答、及び複数社の会計事務所、税理士法人様の上記に係る顧問業務を取り扱っています。

本書の Q&A は上記の「実際に税理士等士業様」からご質問・ご相談を受け

た事項をヒントに、II M&A 実践編において①プレ M&A、②財務 DD、③財務 DD・税務 DD、④バリュエーション、⑤譲渡価格決定最終局面、⑥その他諸実務、⑦その他補論（MEBO、廃業、不動産 M&A 等）に分類し直し、再編集したものです。本書の性格上、上記理由から極めて実践的な書籍になったものと思われま

す。類書においては、M&A の手法として合併等各種組織再編成の手法が列挙されていますが、一切言及していません（不動産 M&A では会社分割を利用するため言及しています）。実務では事業 M&A においては、株式譲渡と事業譲渡（又は個別資産の売買契約）の 2（3）択だからです。また、株式譲渡と事業譲渡（又は個別資産の売買契約）の有利・不利判定に係る精緻なシミュレーションも一切言及していません。勘所があり（この勘所については当然言及しています）、それが理解できていれば、直感で有利・不利は判定できるからです。

一方で DCF 法や類似上場会社比較法は自身でも調べれば評価可能であるし、各種 DD については中小・零細企業における調査箇所は典型化しているため、詳述を施しています。DCF 法や財務 DD は税理士の方も苦手にされている方が多いですが、原則として冒頭述べた通り実務ではそれほどしないものの、いざ依頼された時のために手順を詳細解説しています。

実務では、「ノウハウ」「アイデア」「知恵・創意工夫」といったものは必要なため私が執筆した既刊書と同様、極力、現場のコンサルティングでの所感を踏まえながら執筆しています。

なお、候補先の選定、すなわち「何を買えばよいか、売ればよいか」についてもほぼ言及していません。候補先の選定は経営戦略の領域だからです。第三者たる税理士等仕業、FP 等に経営上の意思決定はできません。期待してもいけません。士業全般はいわゆる大規模事務所も含めて自身が中小・零細企業の自営業者にすぎないことから、「経営」コンサルティングをすることは不可能です。

本書の大きな特徴は、以下の点に集約されます。

- ・冒頭から繰り返し述べていますが、本書は法務・税務はかなり誌面を割き詳細説明していますが、会計に関してはほぼ言及していません。M&Aに係るコストのうち最も多額であるのは各種税金であり、売主・買主の双方の同意は「税引後利益の最大化」を追求することから、タックスプランニングがM&Aストラクチャー選択における要です。そして、中小・零細企業M&Aにおいては、実務上、法務DDの段階で早々に破談になるケースも多々あります。実践論として、法務・税務が二頭で重要と考え、本書のような構成としました。
 - ・初級者から上級者まで幅広い読者のニーズに応えるものを意識したこと、一方で基本的な課税関係については極力省略しています。
 - ・論点は周辺実務に関して限って言えば、課税実務に真に即した網羅性を重視し、類書では軽く扱っている記載についても、誌面の許す限り詳細な解説を加えています。特に法務DD編は、中小・零細企業M&A関連の書籍では類書より格段に詳細解説を施しました。
 - ・裁決・裁判例・判例についても網羅性を重視し、できるだけ実務上のヒントになるような汎用性のあるものを厳選して掲載しています。
 - ・苦手意識を持っている実務家が多いため表現はできるだけ平易に、また、随所に非常に簡単な「よくある」事例を組み込み、具体的な取引をイメージしていただけるようにしたこと、一方で、実務上稀な事例についても上級者向けに汎用性のある取引のみを厳選し掲載しています。
(この点に関しては論点の切り貼りと感じられる読者もいらっしゃるかと存じますが、課税実務での多くの失敗は「不知・うっかり」によるものです。したがって論点は誌面の許す限り掲載しました。)
- 執筆にあたっては、細心の注意を払ったつもりですが、初めての試みが多かった点もあり、至らぬ点が多いと思います。読者の皆様にはお気づきの点があれば、ぜひご指摘をいただきたく存じます。

企画段階から編集等、力強くサポートしていただいた、株式会社ロギカ書房

代表取締役橋詰守氏、また、普段から多数の質の良いご相談・ご質問事項を下さる「コンサル質問会」(主催：株式会社 KACHIEL (カチエル) <http://kachiel.jp/lp/consulting-question/>) の会員様、「士業のための税務 SOS」(主催：株式会社バレーフィールド <https://myhoumu.jp/zeimusoudan/?fbclid=IwAR1ldRX5NQquEhzkJofGM8K0JAozDm9QX-ebxS1NCW3Ar-9AtrhdEPwJyok>) の会員様、及び私が顧問業務をさせていただいている複数社の会計事務所、税理士法人様には心から感謝申し上げます。

令和2年1月

税理士・1級ファイナンシャル・プランニング技能士 伊藤 俊一

(本書の前提・おことわり)

- 本文中、「税理士が～」とあるところはFPの方は適宜「FP」(弁護士の方も同様)、企業CFOの方は適宜「自社」と読み替えてください。なお、M&A経験者はI 総論・M&A 入門編を読み飛ばしていただいて全く問題ありません。
- 本書の想定対象読者層は、税理士等士業、一定の租税法の知識がある弁護士、FP及び企業CFOの方を想定しています。そのため、基本的な租税法の知識、考え方については詳細説明を割愛している箇所があります。
- 本書は一部を除き、「顧問先(自社)が」M&A候補を絞ってきたという前提で説明します。税理士自身が売手・買手を見つけてくるということを前提としていません。
- 税理士のクライアント(自社)が、売手、買手の立場に立ったとき、税理士(自社)として最低限何をチェックすべきかという点に重点をおきます。

M&Aプロセスや候補先選定プロセスの詳細は(一部を除き)説明しません。中小・零細企業M&A実務においてはクライアント(自社)自身で売主、買主を見つけてくるのが圧倒的に多いからです。
- 誌面の都合で、本書では詳細割愛せざるを得なかったもの、あるいは本書を踏まえてより深く実務を探求されたい方のためにお勧めの書籍を下記します。本書でも適宜参照しています。どれも極めて良著だと筆者は思いますが内容が高度です。基本的に本書の内容で十分足りますし(後述のPMIを除く)、比較的小時間を取れる方、本当に探究されたい方のみ参照していただければ結構です。

【M&A 全取引全般、法務 DD、譲渡価格決定最終局面に関して】

- ・ 森・濱田松本法律事務所『税務・法務を統合した M&A 戦略〈第 2 版〉』中央経済社（2015/10/27）

発刊時期が古いため記載は古い箇所はあります。しかし、全体を俯瞰する実務書として非常に参考になります。

- ・ 森・濱田松本法律事務所『M&A 法大系』有斐閣（2015/12/22）
 弁護士の方、企業法務で M&A を担当される方は必携です。
- ・ 西村あさひ法律事務所『M&A 法大全（上）（下）〔全訂版〕』商事法務（2019/2/2）
 弁護士の方、企業法務で M&A を担当される方は必携です。
- ・ 太田洋編著『M&A・企業組織再編のスキームと税務 第 4 版』大蔵財務協会（2019/3/20）

中小・零細企業における事業 M&A では組織再編成は出てきません（事業譲渡、及び不動産 M&A における会社分割を除く）。そのため本書ではいわゆる合併等の組織再編成に一切言及しておりませんが、必要になった場合は、上掲書を参照してください。

【財務 DD、税務 DD に関して】

- ・ 佐和周『M&A における 財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト』中央経済社（2016/9/10）

中小・零細企業向けではありませんが、網羅性という意味で非常に整理されています。対象会社の実情に合わせて必要な箇所だけ参照してください。

【バリュエーションに関して】

下記は修正簿価純資産法「以外」の価格決定方法を採用する場合には適宜参照してください。基本的な項目は本書で完結できます。

- ・ 株式会社プルータス・コンサルティング『企業価値評価の実務 Q&A〔第 4 版〕』中央経済社（2018/3/7）
- ・ 税理士法人 AKJ パートナーズ『ケース別 非上場会社の株価決定の実務』中央経済社（2017/9/6）

【不動産 M&A に関して】

本書は事業 M&A を主に記載しており、不動産 M&A については必要最低限の記載しかありません。不動産 M&A はプレ M&A におけるタックスプランニングの重要性が極めて高いため、それに特化した実務書を掲載します。

- ・ 佐藤信祐『不動産 M&A の税務』日本法令（2019/10/16）

【PMI に関して】

本書では PMI についてほぼ言及していません。公開企業 M&A でも中小・零細企業 M&A でもポスト M&A における PMI が極めて重要であり、M&A の成否はそこで決定するといっても過言ではありません。例えば外資系ファーム FAS では、プレ M&A の段階から PMI コンサルティング部門も同時に動きます。

しかし、中小・零細企業において PMI の純理論的な手法が実務で実効力があるかについて筆者自身は疑問を感じておりますし、現場の肌感覚でも後回し（重要視されない）節があります。下記に基本書を掲載しますので、必要性を感じた方は参照してください。

- ・ウイリスタワーズワトソン『M&A シナジーを実現する PMI』東洋経済新報社 (2016/5/27)

II ③

財務 DD・税務 DD

Q II ③-1 財務 DD の基本的な考え方

中小・零細企業 M&A について財務 DD の基本的な考え方について教えてください³¹。

Answer

下記になります。法人決算申告作成の「超」精緻バージョンとイメージすると分かりやすいです。もちろん、決算申告での考慮事項に留まりません。

なお、実務家によっては中小・零細企業 M&A に係る財務 DD・税務 DD において売主会社への訪問は不要と言いきる向きもありますが、ケースバイケースです。公認会計士が行う法定監査や事業再生案件に係る財務 DD においては現地実査は必須となりますが、通常の M&A において、どれくらいの深度で行うかは案件によって全く異なり一概にいえません。

【解説】

失念しやすいオフバランス項目は下記です

① 債務保証／保証類似行為

関係会社等の借入に対する債務保証については、その関係会社等が債務

31 本問は佐和周『M&A における 財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト』中央経済社 (2016/9/10) p.127~P128によっています。

なお、上記書籍における DD リストは極めて詳細で、実務上非常に効用が高いと考えますが、対象が公開企業・大規模非上場企業なため、中小・零細企業実務においては明らかに不要と思われる検証箇所もあります。中小・零細企業実務においては出典先書籍のような精緻さは原則として求められていません。

不履行となった場合、買取対象会社が履行する義務を背負います。保証類似行為（保証子約、経営指導念書の差入れ等々）についても同様です。

② 裏書手形・割引手形

手形の裏書・割引等については、手形振出人が支払不能となり、手形が不渡りとなった場合には、基本的に買取対象会社が手形を買い戻す責任を負います。

③ 訴訟、損害賠償請求

売主を被告として訴訟が提起されている、又は今後訴訟に発展するような可能性がある場合、又は損害賠償責任を受けているような場合には、売主に損失負担が発生するリスクが生じます。訴訟の種類によっては、買取後の事業上の制約になるリスクもあります。

④ クレーム

自社の製品等に関して、顧客からクレームを受けている場合、買取対象会社に何らかの費用負担（代品出荷等々）や損失負担（損害賠償等々）が発生するリスクがあります。この場合、上記の訴訟リスクに発展する可能性もあります。

⑤ リコール

自社の製品等に欠陥があることが判明した場合、販売した製品を無料で回収して修理することがあります。売主に製品の回収費用や修理費用が発生するリスクが高いといえます。

⑥ 環境問題

工場の土壌汚染等が判明した場合、売主に処理費用が発生するリスクが高く、定められた環境に関する規制基準を遵守していない場合、将来的に対策費用が発生するリスクもあります。環境問題は、新興国においても重要ですが、逆に環境規制の厳しい欧州等でも重要です。中小・零細企業実務においては専ら土壌汚染問題です。環境 DD を並行して行います。

⑦ 長期契約（不利な契約）

原材料（特に金属等）の長期購入契約などを締結している場合、原材料

価格の大幅な下落により買収対象会社が不利な契約を抱える（当該契約から直接又は間接の損失が発生する）リスクが生じます。法務 DD で精査します。

⑧ チェンジ・オブ・コントロール条項

売主が締結している重要な契約、例えば、取引の基本契約（販売・購買等）、金銭消費貸借契約、合併事業に係る株主間契約等において「売主の株主に異動があった場合、契約内容に何らかの制限が生じる」という条項が含まれている場合、買収によって、それらの契約が無効又は見直しとなり、買収後の事業に制約が生じるリスクがあります。法務 DD で精査します。

⑨ 事業のリストラクチャリング

事業のリストラクチャリングのうち、計画段階又は実行段階にあるものについては、事業整理に伴う固定資産の処分損や人員整理に伴う割増退職金の支払など、多額の費用や損失負担が生じるリスクが高いです。

⑩ 行政処分

売主に規制当局の調査（例えば、税務当局による税務調査など）が入り、何らかの行政処分を受ける可能性がある場合、ペナルティ等の損失負担が発生するリスクがあります。財務 DD で同時に検証します。

⑪ 各種担保設定状況

法務 DD で同時に検証します。

⑫ 負債の網羅性、オフバランス

法務 DD に同時に検証します。

Q II ③-2 財務 DD：損益計算書項目精査実践の手順

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち損益計算書項目について基本的な考え方について教えてください。

Answer

下記になります。中小・零細企業 M&A においては税理士・会計士が関与している企業に関しては大きな問題は生じません。

【解説】

(STEP 1) 過去 3～5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行期の月次決算書直近分までを用意。

(STEP 2) 勘定科目別に正常収益力を確認。下記は過去 3～5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行期の月次決算書直近分共通の実施事項。

- ・売上高…相手先・製品別の粗利益一覧表を作成。

特定の取引先に依存しているかの確認や、赤字取引はマイナス査定等々。

- ・売上原価…期末在庫の計算方法の確認、できれば実査。
- ・販管費…オーナー、同側特殊関係者間の取引について金額の妥当性、存在を検証。
- ・人件費…社会保険の加入・支払状況のチェック。

未払い残業代も考慮するが既に法務 DD で発覚しているのが通常。

マイナスすべき項目はマイナス査定。

- ・月次決算特有…ごくまれにプレ M&A において、急激な売上増が見受けられるので、当該原因を究明（売主が価値が高い会社と見せたい思惑が働くため）。原因が粉飾であれば当然マイナス項目。

上記に加えて CF 計算書を精査する場合がありますが、極端に資金繰りに異常値が見られるところを除き詳細な分析は不要です。

Q II ③-3 財務 DD：貸借対照表項目精査実践的手順

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち貸借対照表項目について基本的な考え方について教えてください。

Answer

中小・零細企業 M&A においては税理士・会計士が関与していても徹底的に精査する必要があります。中小・零細企業における売主は将来キャッシュフローよりも、その売主の現状の資産状態に価値があるかどうかを本当に知りたいからです。査定においては加算方式ではなく減算方式で臨むのが実務です。

【解説】

(STEP 1) 過去 3～5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行情の月次決算書直近分までを用意。

(STEP 2) 勘定科目別に下記事項を確認。下記は過去 3～5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行情の月次決算書直近分共通の実施事項。

- ・ 現預金…実在性の確認。小口現金実査、各銀行の残高証明書入手。
- ・ 売掛債権…相手方との取引契約書から実在性を確認。
 - 回収サイトの確認（通常、日程表を作成する）。
 - 異常値から回収可能性の有無を取引先別・債権別に個別判定、この回収可能性とは法人税基本通達 9-6-1～9-6-3 にある限定列举項目のみならず、明らかな滞留債権等もマイナス査定してよいです。
- ・ 固定資産…実在性は実査→減価償却費の適正計上。
 - 評価、この評価は減損会計での洗替えも考えられますが、多くの場合そこまでしません。明らかに遊休のもの、陳腐化しているものはマイナス査定。
- ・ 不動産…中小・零細企業においての頻出項目は、下記の通りです。

- ✓ 権利関係係争中
- ✓ 土壌汚染
- ✓ 未登記
- ✓ 違法建築
- ✓ 工場財団

税理士が単独で評価する場合、上記に係る財産評価基本通達ベース（相続税申告における土地評価に係る実務慣行上の各種評価減テクニック）により土地評価減しても問題ありません。しかし、当該不動産の金額次第では不動産鑑定士に依頼すべき事項と思われます。

- ・ 有価証券…実在性の確認（証券会社からの通知等）→時価洗替え
- ・ 投資有価証券…関連会社、非上場会社等は実務ではアバウトに計算されることが多いですが、例えば、本体会社が DCF 法なら関連会社も DCF 法、修正簿価純資産法なら、それにならって、というのが無難だと思われます。
- ・ 保険／レバレッジドリース…解約返戻金相当額
 - ただし、保険積立金は解約返戻金の最終的な受取先によって、資産性があるかないかを判断します。つまり受取者が、
 - ✓ 対象会社（売主）→資産性なし、0 評価
 - ✓ 買主→資産性あり、解約返戻金相当額
- ・ 各種繰延税金資産…0 評価
- ・ 買掛金、営業未払債務…実在性の実査。売掛債権の逆パターンの実行。
- ・ 外部借入金…実在性の実査。

金融機関各行から上がってくる取引明細書の確認。

負債は簿外債務、潜在債務にいかにつづけるかが重要です。実務では法務 DD において発覚することの方が多く見受けられます。なお、そういったものが発覚した場合、私見では速やかに破談すべきと考えます。

- ・ 純資産…過去の資本異動リストの確認。

真実の株主判定や過去の配当傾向（名義人確定のため）等。

上記は、法務 DD で事前発覚するのが通常です。

財務 DD の時点で大きな問題が生じることは通常ありません。

Q II ③-4 財務 DD のうち債権・棚卸資産についての基本的な考え方：通常申告で評価減しないものの考え方

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち評価が困難なもの（債権・棚卸資産）について基本的な考え方について教えてください。

Answer

下記になります。

【解説】

税理士が苦手とするのは税務申告書では評価損計上しない債権（ただし法基通 9-6-1～9-6-3 に該当した場合は除く）、棚卸資産とされます。負債も考慮の射程内ですが、中小・零細企業実務ではそれほど神経質になることはないです。

下記は公認会計士による会計監査における原則手法です。基本的にはこれを簡略化した作業・検証を行います。

1. 売掛債権

売掛金については金融商品会計に関する実務指針105項から117項までに基づいて、債務者ごとに債権区分した上で、貸倒引当金を見積計上します。財務 DD では、この見積計上額に不足がないか、不足がある場合には追加の貸倒引当金を把握し、資産計上された売掛金を貸倒引当金により減額していきます。

実務指針105項から117項の評価をするための資料として、「得意先別売上債

権内訳表」と「主要な取引先の決済サイト」の各資料を入手します。「主要な取引先の決済サイト（経理財務実務用語では「日程表」のこと）」は、滞留の状況の把握や、将来キャッシュフローの見積もりをする際の計算根拠資料にも用いられます。

金融商品会計に関する実務指針については、会計士協会の下記サイトを参照してください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190704ejj.html

2. 棚卸資産

企業会計基準第9号の「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づく評価をします。財務 DD により、評価額に追加的な減額がないかを検証することになります。既に当該基準で評価している場合、その評価の際に検証した根拠資料を求めることとなりますが、中小・零細企業で会計基準を採用しているケースはほぼ皆無なため、ここは詳細説明を割愛します。事業区分により会社を取り巻く経済環境や会社自身の市場の立ち位置が変わってきます。そのため、事業区分ごとでの収益性の判断を棚卸資産に反映するために事業区分別のリストを精査・検証します。

詳細は下記のリンク先です。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards.html

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_03.pdf

P/L は収益の妥当性確認（過去3期分のFSの数値比較が原則）です。税理士が関与している場合、実務では大きな問題は生じません。

3. 上記1.2.に共通して

中小・零細企業に係る実務においては、売掛金、棚卸資産について、先述の通りリストを作成したら、回収サイトを売主担当者にヒアリング、例えば「A取引先は通常3か月サイトで入金がある」と発言しているにもかかわらず、6

か月ぐらい滞留状態の売掛金があった場合には、それを切り捨て（マイナス査定）ます（棚卸資産の例でいえば、「A 製品は通常、3か月サイトで販売されます」と聞いているのに6か月ぐらい滞留にあるもの）。

上記の3か月サイトで6か月ぐらいの滞留、というのはすべて仮値です。ケースバイケースで判断します。厳密な基準が存在するわけではありません。

Q II ③-5 財務 DD レポートの記載例、バリュエーションへの反映のさせ方

財務 DD レポートの記載例としてどんなものがありますか。

Answer

様式は業者によって千差万別ですが、税理士の方で、普段、財産評価基本通達に従った株価算定書を作成している方は、それを多少改変すれば最も省力的に作成できるでしょう。

【解説】

財務 DD レポートの形式は法定のものなどなく、それこそ、作成者によって千差万別です。簡単な作成方法としては、(STEP 1) 下記のような、普段、株価算定書に添付している明細を用意する。

【各算定根拠】株式会社〇〇

1. 業種別株債

令和元年年11月30日末基準で算定している。

財務DD後の価額 に修正するだけ

2. 有価証券

	銘柄	帳簿価額	相続税評価価額	
1	甲	6,771,088	9,041,780	※令和元年11月30日時点終値
2	乙	2,525,000	2,113,716	※令和元年11月30日時点終値
3	丙	953,250	379,700	※令和元年11月30日時点終値
4	丁	33,783	57,392	※令和元年11月30日時点終値
	計	10,283,121	11,592,588	

3. 建物 ※全て令和元年分評価

	名称	帳簿価額	相続税評価額	概算公示価格	
1	甲区	253,745,978	181,623,388	227,029,235	※6/11貸家、5/11自用評価 令和元年分評価
2	乙区	30,513,938	22,579,800	28,224,750	※令和元年分評価
3	丙区	26,998,454	23,341,570	29,176,963	※貸家 令和元年分評価
	計	311,258,370	227,544,758	284,430,948	

4. 土地 ※全て令和元年分評価

	名称	帳簿価額	相続税評価額	概算公示価格	
1	甲区	91,222,970	262,379,936	327,974,920	※6/11貸家建付地、5/11自用評価
2	乙区	17,313,320	24,214,560	30,268,200	※貸宅地
3	丙区	229,843,894	134,385,000	167,981,250	
4	丁区	156,177,717	112,556,070	140,695,088	※貸家建付地
5	戊区	22,262,138	5,231,800	6,539,750	
	計	516,820,039	538,767,366	673,459,208	

5. 電話加入権

計37本 1本当たり1,500円

6. 保険積立金

帳簿価額	解約返戻金相当額	
	1,979,990	A
	2,382,071	B
	10,968,400	C
	3,178,917	D
決算書通り	3,907,931	E
	5,908,715	F
	5,583,632	G
	15,986,856	H
	3,270,089	I
	10,744,812	J
計	63,911,413	

7. ゴルフ会員権(評価替分のみ)

	名称	帳簿価額	相続税評価額	
1	乙CC	2,800,000	226,800	※324,000×70%
2	甲CC	2,415,850	5,110,000	※7,300,000×70%
3	丁CC	1,374,000	1,374,000	※プレー代
	計	6,589,850	6,710,800	

8. 株式

関係会社株式は各社明細を参照のこと。

※上記例は株価算定書をそのまま持ってきただけで、財務 DD においては、普段の株価算定書では洗替の場面で登場しないような売掛金や棚卸資産も上記に当然、出現します。そして、この場合、詳細な注意書を付すことが通常です。

(例) 売掛金

A 社 帳簿価額 1,000,000円
財務 DD 後価額 0円 (※1)

(※1) 回収サイトは売主担当者甲氏にヒアリングし「A 取引先は通常 3 か月サイトで入金がある」と聞いている。しかし、令和元年〇月〇日現在(財務 DD 基準日)、当該売掛金は平成31年〇月〇日からカウントすると186日ほど滞留しているため、マイナス査定している。

法定監査の経験がある公認会計士の方ほど、より精緻(硬い文章)を記載する傾向があります。

(STEP 2) 上記図表の相続税評価額を全て「時価」「財務 DD 後の価額」等の表現に修正。

(STEP 3) 数値の入替え。各数値入替え後のプラス項目(下記(B))、マイナス項目(下記(C))の集計。

(STEP 4) 通常は最後のまとめページで下記のような「報告まとめ」を記載します。

財務 DD 前の簿価純資産価額(A)	A 円
財務 DD による増加額(※)(B)	B 円
財務 DD による減少額(C)	C 円
財務 DD 後の簿価純資産価額(D)=(A)+(B)-(C)	D 円

(※) 増加額は実務ではほとんど出現しません。

この D 円を基に修正簿価純資産法に移行する場合にもありますし、すでにおおよそのバリュエーションが出ている場合には上記 B 円、C 円の加減算項目をそれに加味するだけ、という場合もあります。

Q II ③-6 税務 DD の基本的な考え方・実践的手法

中小・零細企業 M&A について税務 DD の基本的な考え方について教えてください。

Answer

下記の資料を用意し自分ならこのように適正申告をした、というスタンスで各期申告書を洗い替えてください。仮に差額が生じ、それが修正申告内容なら売主・買主協議の上、売主負担で速やかに（クロージング前に）修正申告すべきです。

当該修正申告に対する上記の考え方は一例です。現実には実際に調査が入り、修正事項が確定しなければ（当然、延滞税等のペナルティ税も含めて）、実損額は確定しません。実務での対応方法として、

- ・上記の通りクロージング前に現段階で試算した修正申告をさせる
- ・現段階試算修正申告額に合理的に上乗せした金額を譲渡代金から直接減額
- ・表明保証条項で担保、将来修正申告で実損額が確定した場合は、補償条項で売主に損害賠償請求
- ・先述の通り、筆者は私見では反対だが、エスクロー
- ・後述の通り、筆者は私見では反対だが、アーンアウト 等々

が考えられます。中小・零細企業実務では上記の中では直接減額が最も実効性があると考えます。

【解説】

中小・零細企業においては財務 DD と一緒に実行します。

- ・オープンイヤー（前の税務調査が入った時以降の事業年度）を集中的に3～5年程度
- ・調査対象税目
 - 法人税
 - 外形標準課税の事業税・均等割を中心とした住民税・消費税

源泉所得税・印紙税・関税

・情報収集

調査対象期間の申告書・決算書

税務署への届出書…受領印（電子申告）のチェックが極めて重要です。

税務調査の履歴・指摘事項に関する資料

外部コンサルタントが作成した税務に関する報告書

海外取引に関する資料

役員や特殊関係人との取引に関する資料

関連会社との取引に関する資料

株主総会・取締役会議事録

税金の納付状況

過去に行った組織再編成又は、M&Aに関する資料 等々

Q II ③-7 大阪 UCC ホールディングス事件 大地平成23年 7月25日、M&AにおけるDD、表明保証の留意点³²

表題の件につき教えてください。

Answer

税務判例ではなく会社法判例では表明保証はどこまで効力を有するかが争点になった事案は非常に多くあります。この裁判例もその1つです。表明保証違反の対象に売主会社の修正申告事項（買主における実損額と捉えることができる）を含めるか等が争点となったものです。

32 なお、本稿は税務研究会「週刊税務通信」(No.3576) 令和元年10月14日号 p.20～P29を参照しています。本件判決文（一部）については『Q&A 中小・零細企業のための事業承継戦略と実践的活用スキーム』（ロギカ書房）、本件に係る信託受益権の複層化論点については Q II ①-2を適宜ご参照ください。

本判決は、信託受益権の複層化における税務上の取扱いを示したものとしても有名です。詳細は **QII①-12** をご参照ください。

【解説】

詳細は判決文及び注釈で示した税務通信該当記事をご参照ください。下記では中小・零細企業 M&A 実務における表明保証のポイントを列挙します。

(判決のポイント)

- ・本事件の対象者において、売主会社にクロージング後、当局調査が入り、買主が、修正申告した（法人税法、収益受益権の消滅に伴う経済的利益の計上漏れ）。
- ・買主は売主に対し、当該実損分について補償請求した。買主は DD において当該指摘事項に関する問題の所在を開示していなかったと主張。
- ・売主はそもそも上記問題の所在など認識していないので DD において開示などできるわけないと主張。
- ・さらに売主は、売主の意向に反して買主が勝手に修正事項に応じて修正申告したものと主張。
- ・表明保証条項の免責で事前相談なくして、処理された損害については、売主は免責されるとの文言あり。
- ・裁判所は、DD 段階ですべての資料が開示されており、DD のプロであれば、そこに税務上のリスクが（潜在的にも）わかれば気づくべきだと判断。
- ・裁判所は上記「事前相談」の内容も精査（事実認定）。本事案は事前相談にあらず、上記の免責が適用されると判断。

(中小・零細企業実務において参照すべきポイント)

- ・買主の視点からずれば、将来、修正申告指摘事項に当たるであろう実損額について、譲渡代金からダイレクトに減額する方がわかりやすいし、将来の係争発展まで考えると、現実的（減額した場合、税金の債権・債務についてはクロージング日以前には遡及して責任を負わない旨等の条項を最終契約書に入れることになる）。

- ・ 売主の視点からすれば、上記「事前相談」が功をなす可能性もありえるが、そもそも、本事例のように大型 M&A においても「事前相談」の事実認定を巡って係争が生じたのである。訴訟上、攻撃防御に耐え得る正確無比なエビデンスを整理、準備しておくことは、中小・零細企業実務においては現実的に不可能と考える。

上記より、Q II ③-6 での **Answer** 通り、直接減額が現実的、無難と筆者は判断します。

Q II ③-8 買主側が譲渡代金を自身で用意できない場合の LBO ローンと DD の基本的な考え方

中小・零細企業 M&A について買主側が譲渡代金を自身で用意できない場合 LBO ローンと DD の基本的な考え方について教えてください。

Answer

下記になります。

【解説】

取得資金を自前で賄えない場合、中小・零細企業版アーンアウトか、LBO ローンを選択します。前者は極めて危険性が高いため、後者の方が現実的です。LBO ローンにおける金融機関の担保は売主会社の将来 CF（実際には株券が担保される）です。この際、金融機関は下記により査定します。

- ・ 対象会社の通常過去 3 期の業績を踏まえて正常収益力はどの程度か
- ・ 対象会社において運転資金はどのように変動したか
- ・ 対象会社の通常過去 3 期の実績を踏まえて保守的に見た事業計画の達成可能性はどの程度か
- ・ 保守的に見たクロージング後の一定期間の B/S の動き、C/F の動き

上記各項目は財務 DD の調査レポートで代用できます。

再生案件において、金融機関（スポンサー）に財務 DD の報告結果を開示しますが、それと同様です。LBO ローンスキームを当初から想定しているのであれば、上記を踏まえての DD 設計が必要となります。再生案件、再生型 M&A における財務 DD は通常の M&A よりも精緻に行われます。それと同等の DD が必要になるということです。

中小 M&A ガイドライン

—第三者への円滑な事業引継ぎに向けて—

令和2年3月

中小企業庁

目次

◆ はじめに.....	8
◆ 本ガイドラインの構成等.....	10
◆ 用語集.....	11
第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き.....	19
I 後継者不在の中小企業にとっての本ガイドラインの意義等.....	20
1 後継者不在の中小企業にとっての本ガイドラインの意義.....	20
2 中小 M&A の事例.....	20
(1) 小規模企業・個人事業主において中小 M&A が成立した事例.....	20
(2) 経営状況が良好でない中小企業において中小 M&A が成立した事例.....	21
(3) 親族内承継の頓挫から中小 M&A に移行し成立した事例.....	21
(4) 意思決定のタイミングが中小 M&A の成立内容に影響を与えた事例.....	21
(5) 譲り渡し側の条件の明確化が中小 M&A の成立に寄与した事例.....	21
(6) 従業員の反対にもかかわらず成立した事例.....	21
(7) 廃業を予定していたものの中小 M&A が成立した事例.....	21
(8) 何らかの理由により中小 M&A が成立しなかった事例.....	21
3 譲り渡し側にとっての基本姿勢.....	22
(1) 中小 M&A に関する基本的な認識の変化.....	22
(2) 従業員・取引先等への影響の緩和.....	22
(3) 譲り受け側から見た、譲り渡し側の事業の魅力.....	23
4 譲り渡し側にとっての留意点.....	23
(1) 早期判断の重要性.....	23
(2) 秘密保持の徹底.....	24
(3) 中小 M&A 手続進行上の留意点.....	24
II 中小 M&A の進め方.....	25
1 中小 M&A フロー図.....	25
2 中小 M&A に向けた事前準備.....	26
(1) 支援機関への相談.....	27
(2) 後継者不在であることの確認.....	27
(3) 引退後のビジョンや希望条件の検討.....	28
(4) 中小 M&A に先立つ「見える化」「磨き上げ」(株式・事業用資産等の整理・集約).....	28
① 株式の整理・集約.....	28
② 事業用資産等の整理・集約.....	29
3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー).....	29
(1) 意思決定.....	29

(2)－1 仲介者・FA を選定する場合	30
① 仲介契約・FA 契約の締結	30
② 仲介者・FA の比較	32
(2)－2 仲介者・FA を選定せず、工程の多くの部分を自ら行う場合	33
(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)	34
(4) 譲り受け側の選定(マッチング)	34
(5) 交渉	35
(6) 基本合意の締結	35
(7) デュー・ディリジェンス(DD)	36
(8) 最終契約の締結	36
(9) クロージング	38
(10) クロージング後(ポスト M&A)	38
III M&A プラットフォーム	39
1 M&A プラットフォームの基本的な特徴	39
2 M&A プラットフォーム利用の際の留意点	39
(1) 情報の取扱い	39
(2) 利用する M&A プラットフォームの選択	40
3 M&A プラットフォームの手数料	41
(1) 料金体系	41
(2) 具体例	41
IV 事業引継ぎ支援センター	41
1 事業者同士の中小 M&A の支援	42
(1) 支援フロー	42
① 初期相談対応(一次対応)	42
② 登録機関等による M&A 支援(二次対応)	42
③ センターによる M&A 支援(三次対応)	43
(2) センターの構築するデータベース	43
2 その他の支援	43
(1) 後継者人材バンク	43
(2) 経営資源の引継ぎ	44
V 仲介者・FA の手数料についての考え方の整理	44
1 手数料の種類	44
(1) 着手金	44
(2) 月額報酬	44
(3) 中間金	45
(4) 成功報酬	45

① 譲渡額(譲受額)	45
② 移動総資産額	45
③ 純資産額	45
2 レーマン方式	46
3 具体例	46
4 業務内容と手数料の関係	49
VI 問い合わせ窓口	49
第2章 支援機関向けの基本事項	50
I 支援機関としての基本姿勢	51
1 依頼者(顧客)の利益の最大化	51
2 それぞれの役割に応じた適切な支援	51
3 支援機関間の連携	51
II M&A 専門業者	52
1 M&A 専門業者による中小 M&A 支援の特色	52
2 行動指針策定の必要性	52
3 各工程の具体的な行動指針	53
(1) 意思決定	53
(2) 仲介契約・FA 契約の締結	53
(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)	54
(4) 譲り受け側の選定(マッチング)	55
(5) 交渉	55
(6) 基本合意の締結	55
(7) デュー・ディリジェンス(DD)	56
(8) 最終契約の締結	56
(9) クロージング	56
(10) クロージング後(ポスト M&A)	56
4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策	57
5 専任条項の留意点	57
6 テール条項の留意点	58
III 金融機関	59
1 金融機関による中小 M&A 支援の特色	59
2 主な支援内容	59
(1) 気付きの機会の提供、「見える化」「磨き上げ」支援	59
(2) 中小 M&A 実行支援	60
(3) 中小 M&A 実行以後に関する支援(ポスト M&A 支援)	60
3 中小 M&A 支援に関する留意点	60

(1) 他の支援機関との連携	60
① 支援体制をこれから本格的に整備する場合	61
② 支援体制を構築中の場合	61
③ 支援体制を運用中の場合	61
(2) 情報管理の徹底	61
① 対外的な情報管理の徹底	61
② 対内的な情報管理の徹底	61
(3) 譲り渡し側が事業再生局面にある場合の中小 M&A 支援の在り方 ...	62
(4) 経営者保証に関するガイドラインの遵守	62
IV 商工団体	62
1 商工団体による中小 M&A 支援の特色	62
2 主な支援内容	62
(1) 気付きの機会の提供	63
(2) 適切な支援機関への橋渡し	63
3 中小 M&A 支援に関する留意点	63
(1) 情報の取扱いの注意点	63
(2) 他の支援機関との連携	63
V 士業等専門家	64
1 公認会計士	64
(1) 公認会計士による中小 M&A 支援の特色	64
(2) 主な支援内容	64
① 適正な財務書類の作成支援	64
② プレ M&A 支援	65
ア コーポレート・ガバナンスの構築支援	65
イ 株式・事業用資産等の整理・集約の支援	65
ウ 中小企業における適切な内部統制の構築・運営の支援	65
エ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援	66
③ バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)	66
ア コストアプローチ(ネットアセットアプローチ)	66
イ マーケットアプローチ	66
ウ インカムアプローチ	66
④ 財務 DD	67
⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援	68
⑥ 中小 M&A 実行以後に関する支援(ポスト M&A 支援)	68
(3) 他の支援機関との連携	68
2 税理士	69

(1) 税理士による中小 M&A 支援の特色	69
(2) 主な支援内容	69
① 適正な税務申告書等の作成等	69
ア 助言義務	69
イ コーポレート・ガバナンスの構築支援	70
ウ 株式・事業用資産等の整理・集約の支援	70
② 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援	70
③ 中小 M&A の課税関係等を踏まえた適切な助言及び提案	70
ア 株式譲渡	71
イ 事業譲渡	71
④ 中小企業等経営強化法における登録免許税・不動産取得税の特例、許 認可承継の特例	72
⑤ 税務 DD	72
⑥ バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)	73
⑦ マッチングサイト等の活用	73
⑧ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援	73
(3) 他の支援機関との連携	74
3 中小企業診断士	74
(1) 中小企業診断士による中小 M&A 支援の特色	74
(2) 主な支援内容	74
① 気付きの機会の提供	74
② 中小 M&A 前後の企業価値・事業価値向上への貢献	75
③ 企業概要書の作成等の支援	75
④ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援	75
⑤ ビジネス(事業)DD	76
⑥ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援	76
(3) 他の支援機関との連携	76
4 弁護士	76
(1) 弁護士による中小 M&A 支援の特色	76
(2) 主な支援内容	77
① 株式・事業用資産等の整理・集約の支援	77
ア 名義株主・所在不明株主への対応	77
イ 株式の整理・集約の支援(「ア 名義株主・所在不明株主への対応」を 除く。)	77
ウ 事業用資産等の整理・集約の支援	78
② 契約書等の作成・リーガルチェック	78

③ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援	79
④ 法務 DD	79
⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援	79
ア 資金繰りへの配慮	79
イ 私的整理手続の検討	80
ウ 法的整理手続の検討	80
エ 適正対価での事業譲渡等の必要性	81
オ 一部事業譲渡等の可能性の検討	81
カ 税務上の注意点	81
キ 経営者保証に関する処理	82
(3) 他の支援機関との連携	82
5 その他の士業等専門家	83
VI M&A プラットフォーマー	83
1 M&A プラットフォーマーによる支援の特色	83
2 主な支援内容	83
(1) マッチングの機会の提供	83
(2) 後継者不在の中小企業に対する中小 M&A に係る意識醸成	84
3 中小 M&A 支援に関する留意点	84
(1) サービス内容の明確化	84
(2) 掲載案件の信頼性	84
① 掲載案件の実在性の確認	84
② 掲載案件の進捗状況の確認	84
(3) 他の支援機関との連携	85
◆ 参考資料一覧	86
◆ 終わりに	87

◆ はじめに

日本全体において、令和7年(2025年)までに、平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者(以下「中小企業」という。)の経営者は約245万人、うち約半数の約127万人が後継者未定と見込まれている。

後継者不在の中小企業は、将来の見通しが立っていないにもかかわらず、何らの対策も講じない場合には、廃業せざるを得ない。この場合には、従業員の雇用が失われたり、取引の断絶によりサプライチェーンに支障が生じたりするなど、多くの関係者の混乱を招き、ひいては地域経済にも悪影響を生じさせるおそれがある。

また、廃業による経営資源の散逸が積み重なることにより、優良な経営資源が活用されないまま喪失されてしまうことは、日本経済の発展にとっても大きな損失となり得る。

このような中、後継者不在の中小企業の事業を M&A により社外の第三者が引き継ぐケースは、「事業引継ぎガイドライン」(平成27年3月、中小企業向け事業引継ぎ検討会。以下「旧ガイドライン」という。)策定から約5年が経過する中で増加しており、M&A も、中小企業にとって事業承継の手法の1つとの認識が広がり始めている。

しかしながら、中小企業全体で見れば、いまだ M&A により社外の第三者が事業を引き継ぐことに抵抗感がある経営者は多く、また、実際に進めようと思っても、M&A に対する知見、経験もない場合も多いことから、結果として M&A により社外の第三者による引継ぎをせずに廃業に至ってしまうケースも多いと考えられる。

また、近年、事業引継ぎ支援センター等の公的機関の充実や、中小企業を対象とした M&A の仲介等を務める民間の M&A 専門業者の増加により、中小企業の M&A に関する環境整備も図られつつあるが、今後更なる増加が見込まれる中小企業の M&A が円滑に促進されるためには、より一層、公的機関、民間の M&A 専門業者、金融機関、商工団体、士業等専門家等の関係者による適切な対応が重要である。

以上のことから、M&A に関する意識、知識、経験がない後継者不在の中小企業の経営者の背中を押し、M&A を適切な形で進めるための手引きを示すとともに、これを支援する関係者が、それぞれの特色・能力に応じて中小企業の M&A を適切にサポートするための基本的な事項を併せて示すため、旧ガイドラインを全面的に改訂することとする。

なお、本ガイドラインでは、基本的に社外の第三者による事業の引継ぎを念頭に置いており、自社の役員又は従業員による承継(以下「従業員承継」という。)を直接の対象としていないものの、共通する部分においては、本ガイドラインの考え方に準拠した対応を期待する。

また、M&Aに関する指針として、「公正な M&A の在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」(令和元年6月28日、経済産業省)があるが、これは「企業価値の向上及び公正な手続確保のための経営者による企業買収(MBO)に関する指針」(平成19年9月4日、経済産業省)を改訂したものであり、後継者不在の中小企業の M&A を対象とする本ガイドラインとは異なる趣旨により策定された指針であるため、留意されたい。

以上

◆ 本ガイドラインの構成等

本ガイドラインは、2つの章から構成される。

第1章(後継者不在の中小企業向けの手引き)は、後継者不在の中小企業にとって、M&Aを検討するための手引きとなる指針である。後継者不在の中小企業の経営者は、第1章を参照されたい。ただし、ここに記載してある内容はいずれも目安であり、実際にM&Aを進める際には、個別具体的な事情を踏まえて、支援機関との相談の上で判断されたい。

第2章(支援機関向けの基本事項)は、中小企業がM&Aを検討・実行する際のサポートを行う支援機関にとって、基本的な事項を記載した指針となる部分である。支援機関は、第1章に併せて第2章も参照されたい。

末尾には、各種の参考資料を添付している。後継者不在の中小企業及び支援機関は、適宜、参考資料を参照されたい。

◆ 用語集

本ガイドラインで用いられる主な用語について、以下のとおり解説する。

1. M&A 関連用語

○M&A

M&A とは、「Mergers(合併) and Acquisitions(買収)」の略称であるが、我が国では、広く、会社法の定める組織再編(合併や会社分割)に加え、株式譲渡や事業譲渡を含む、各種手法による事業の引継ぎ(譲り渡し・譲り受け)をいう。

M&A の主な手法については、参考資料1「中小 M&A の主な手法と特徴」を参照されたい。

○中小 M&A

中小 M&A とは、後継者不在の中小企業(以下「譲り渡し側」という。)の事業を、M&A の手法により、社外の第三者である後継者(以下「譲り受け側」といい、本ガイドラインでは譲り受け側の候補者も含むことがある。)が引き継ぐ場合をいう。

したがって、本ガイドラインにおいて、中小企業の経営者の親族による事業承継(以下「親族内承継」という。)及び従業員承継は、中小 M&A に含めないものとする。

なお、会社について記載する場合、持分会社等の形態もあり得るものの、本ガイドラインでは、代表的な会社形態である株式会社を念頭に記載する。その際には、譲り渡し側が金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式(いわゆる上場株式)又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式(いわゆる店頭登録株式)を発行している株式会社に該当しない場合を前提とする。

○マッチング

マッチングとは、譲り渡し側と譲り受け側が M&A の当事者となり得る者として接触することをいう。譲り渡し側と譲り受け側の交渉は、マッチング後に開始することになる。

○支援機関

支援機関とは、中小 M&A を支援する機関である。具体的には、M&A 専門業者、金融機関、商工団体、士業等専門家、M&A プラットフォーマーのほか、事業引継ぎ支援センター等の公的機関等をいう。

M&A 専門業者は、譲り渡し側・譲り受け側に対するマッチング支援や、中小 M&A

の手続進行に関する総合的な支援（以下「マッチング支援等」という。）を専門に行う民間業者であり、主に仲介者・FA（フィナンシャル・アドバイザー）に分類される（なお、後述のとおり、金融機関、士業等専門家や M&A プラットフォーマーがこれらと同様の業務を行うこともある。）。

金融機関には、与信（融資）業務等に加え、主に顧客に対してマッチング支援等を行う者もいる。

商工団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等）は、中小企業の経営全般に関する地域の身近な相談窓口として中小企業支援を行っている。

士業等専門家、M&A プラットフォーマー及び事業引継ぎ支援センターについては後述する。

○士業等専門家

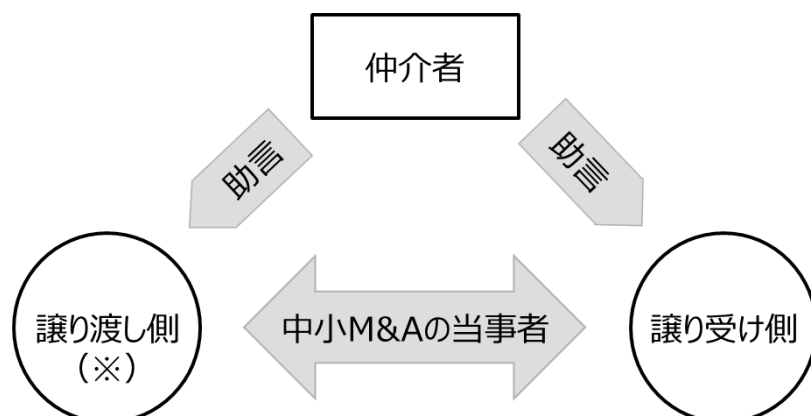
士業等専門家とは、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の資格を有する専門家をいう。

これら士業等専門家の中には本来業務のほか、マッチング支援等を行う者もいる。

○仲介者／仲介契約

仲介者とは、譲り渡し側（※）・譲り受け側の双方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいい、一部の M&A 専門業者がこれに該当する（業務範囲は個別の支援機関ごとに異なる。）。なお、金融機関、士業等専門家や M&A プラットフォーマーにおいても仲介者と同様の業務を行う場合は、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、仲介者として本ガイドラインの適用があるものとする。

仲介契約とは、仲介者が譲り渡し側（※）・譲り受け側双方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務を仲介業務という。



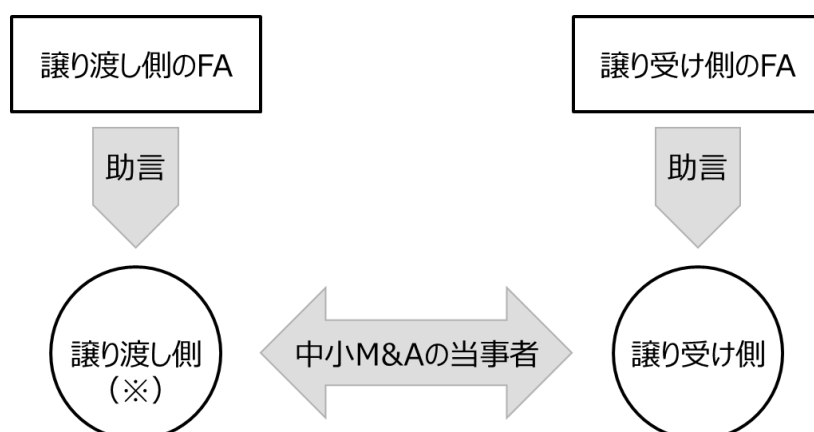
※株式譲渡を前提に、株主である経営者等が当事者となる場合もある。

○FA(フィナンシャル・アドバイザー)／FA 契約

FA(フィナンシャル・アドバイザー)とは、譲り渡し側(※)又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいい、一部の M&A 専門業者がこれに該当する(業務範囲は個別の支援機関ごとに異なる。)。なお、金融機関、士業等専門家や M&A プラットフォーマーにおいても FA と同様の業務を行う場合は、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、FA として本ガイドラインの適用があるものとする。

FA 契約とは、FA が譲り渡し側(※)・譲り受け側の一方との間で結ぶ契約をいい、これに基づく業務を FA 業務という。

なお、海外においては、主に大規模な M&A に関して、高度な助言業務等を提供する FA に限定して FA(Financial Adviser)と称することがあるが、我が国においては、中小 M&A に関しても、譲り渡し側・譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関を FA と称することが一般的であるため、本ガイドラインでは、この解釈に従うものとする。



※株式譲渡を前提に、株主である経営者等が当事者となる場合もある。

○M&A プラットフォーム／M&A プラットフォーマー

M&A プラットフォームとは、インターネット上のシステムを活用し、オンラインで譲り渡し側・譲り受け側のマッチングの場を提供するウェブサイトをいう。

M&A プラットフォーマーとは、M&A プラットフォームを運営する支援機関をいう(利用対象者や提供されるサービスの内容は、各 M&A プラットフォーマーにおいて異なる。)。

○セカンド・オピニオン

セカンド・オピニオンとは、中小 M&A を行おうとしている者が支援機関と契約を締結する際や、支援機関から受けた助言の内容の妥当性を検証したい場合等に、他の支

援機関から意見を求めることをいう。

○ノンネーム・シート(ティーザー)

ノンネーム・シート(ティーザー)とは、譲り渡し側が特定されないよう企業概要を簡単に要約した企業情報をいう。譲り受け側に対して関心の有無を打診するために使用される。

○ロングリスト/ショートリスト

ロングリストとは、基本的には、譲り渡し側がノンネーム・シート(ティーザー)の送付先を選定するにあたり、譲り受け側となり得る候補先(数十社程度となることが多い。)についての基礎情報をまとめた一覧表をいう。

ショートリストとは、基本的には、ノンネーム・シート(ティーザー)を送付して関心を示した譲り受け側の候補先の中から、具体的に検討可能な候補先(数社程度となることが多い。)を絞り込んだ一覧表をいう。

なお、譲り渡し側に関する情報の拡散を可能な限り防止する観点から、仲介者・FAがロングリストの内容を譲り渡し側と協議しながら精査し、候補先を数社程度に絞り込んでショートリストとした後、ショートリスト記載の候補先にのみノンネーム・シート(ティーザー)を送付するケースもある。

○秘密保持契約(NDA、CA)

秘密保持契約とは、秘密保持を確約する趣旨で締結する契約をいう。具体的には、譲り受け側が、ノンネーム・シート(ティーザー)を参照して譲り渡し側に関心を抱いた場合に、より詳細な情報を入手するために譲り渡し側との間で締結するケースや、譲り渡し側や譲り受け側が仲介者・FAとの間で締結するケース(仲介契約・FA契約の中で秘密保持条項として含められるケースが多い。)がある。「NDA(Non-Disclosure Agreement)」や「CA(Confidential Agreement)」ともいう。

○企業概要書(IM、IP)

企業概要書とは、譲り渡し側が、秘密保持契約を締結した後に、譲り受け側に対して提示する、譲り渡し側についての具体的な情報(実名や事業・財務に関する一般的な情報)が記載された資料をいう。インフォメーション・メモランダム「IM(Information Memorandum)」やインフォメーション・パッケージ「IP(Information Package)」ともいう。

○意向表明書

意向表明書とは、譲り渡し側が譲り受け側を選定する入札手続を行う場合等に、譲り受け側が譲り受けの際の希望条件等を表明するために提出する書面をいう。企

業概要書に記載された情報等を踏まえて暫定的な希望条件等を記載し、後述のデュー・ディリジェンス(DD)に進む意向を表明する書面を第一次意向表明書、DDの結果を踏まえて最終的な希望条件等を記載し、譲り受けを希望する意向を明確に表明する書面を第二次意向表明書(最終意向表明書)等と称することがある。

例えば、債務超過企業において譲り受け側(スポンサー)を選定する場合に、その過程の透明性・公正性を確保するため入札手続を実施するケース等において、意向表明書が用いられることがある。

なお、譲り受け側からの意向表明書に対する応諾書を、譲り渡し側が提出することにより、後述の基本合意とほぼ同様の合意を締結したものとして扱うこともある。

○基本合意書(LOI、MOU)

基本合意書とは、譲り渡し側が、特定の譲り受け側に絞って M&A に関する交渉を行うことを決定した場合に、その時点における譲り渡し側・譲り受け側の了解事項を確認する目的で記載した書面をいう。「LOI(Letter Of Intent)」「MOU(Memorandum Of Understanding)」ともいう。

基本的に法的拘束力がないものの、譲り受け側の独占的交渉権や秘密保持義務等については、法的拘束力を認めることが通常である。

○デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンス(Due Diligence)とは、対象企業である譲り渡し側における各種のリスク等を精査するため、主に譲り受け側がFAや士業等専門家に依頼して実施する調査をいう(「DD」と略することが多い。)。調査項目は、M&Aの規模や実施希望者の意向等により異なるが、一般的に、資産・負債等に関する財務調査(財務DD)や株式・契約内容等に関する法務調査(法務DD)等から構成される。

なお、その他にも、ビジネスモデル等に関するビジネス(事業)DD、税務DD(財務DD等に一部含まれることがある。)、人事労務DD(法務DD等に一部含まれることがある。)、知的財産(知財)DD、環境DD、不動産DD、ITDDといった多様なDDが存在する。

○クロージング

クロージングとは、M&Aにおける最終契約の決済のことをいい、株式譲渡、事業譲渡等に係る最終契約を締結した後、株式・財産の譲渡や譲渡代金(譲渡対価)の全部又は一部の支払を行う工程をいう。

○OPMI

PMI(Post-Merger Integration)とは、クロージング後の一定期間内に行う経営統合

作業をいう。

○バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

バリュエーションとは、企業又は事業の価値を定量的に評価することをいう。評価額は、中小 M&A で譲渡額を決める際の目安の一つとして取り扱われる。評価手法は様々なものがあり、企業の実態や事業の特性等に応じた手法が選択される。

バリュエーションの手法については、参考資料2「中小 M&A の譲渡額の算定方法」を参照されたい。

○チェンジ・オブ・コントロール(COC)条項

チェンジ・オブ・コントロール条項とは、ある企業が締結している契約(例えば、賃貸借契約、取引基本契約、フランチャイズ契約等)について、当該企業の株主の異動や支配権の変動等により当該契約の相手方当事者に解除権が発生すること等を定める条項をいう。COC(Change Of Control)条項ともいう。

○表明保証条項

表明保証条項とは、契約の一方当事者が、他方当事者に対し一定の時点(一般的には最終契約締結時・クロージング時の両時点)において、当該契約に関する事項について、当該事項が真実かつ正確であることを表明し、かつその内容を保証する条項をいう(同条項違反に基づく損害賠償・契約の解除といった補償等についての規定も設けられることが通常である。)

特に、譲り渡し側(又はその経営者等)が一定の事項について表明保証していたにもかかわらずこれに違反した場合に、譲り受け側に生じた損害について補償等を行うこと等により、契約当事者間における潜在的なリスクの分担を図る機能を有している。例えば、従業員との間の労働紛争が存在しないことを表明保証していたにもかかわらず実際には紛争が生じており、中小 M&A 実行後に和解が成立した場合、従業員に支払う和解金相当額を譲り渡し側(又はその経営者等)が負担するケース等が想定される。

○債務超過企業

債務超過企業とは、本ガイドラインでは、譲り渡し側が債務超過状態の場合における当該譲り渡し側をいう。債務超過企業であっても中小 M&A を実行できる可能性はあるが、その際には債務整理手続等を伴うことがある。

なお、本ガイドラインでは、債務超過企業における「債務超過」とは、特に説明のない限り、貸借対照表の簿価上の債務超過ではなく、資産・負債の時価評価を踏まえた実態貸借対照表上の債務超過を意味するものとする。

○経営者保証に関するガイドライン

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業の経営者による個人保証（以下「経営者保証」という。）に関する契約時及び履行時等における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として、「経営者保証に関するガイドライン研究会」により、平成25年12月に策定・公表され、平成26年2月1日より適用されているガイドラインをいう（以下「経営者保証に関するガイドライン」という。）。

また、これを補完するものとして、事業承継時に先代経営者及び後継者の双方から二重に保証を求めること（二重徴求）を原則として禁止する、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」（以下「経営者保証に関するガイドラインの特則」という。）が、「経営者保証に関するガイドライン研究会」により、令和元年12月に策定・公表され、令和2年4月1日より適用される。

2. 事業引継ぎ支援センター関連用語

○事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援センターとは、中小 M&A を支援する目的で、平成23年から設置されている国の機関をいう。令和2年3月現在、全国47都道府県48か所（東京都のみ、千代田区と立川市の2か所）に設置されている。

なお、事業引継ぎ支援センターは、中小 M&A 及び従業員承継（以下「用語集」においては、これらを「事業引継ぎ」と総称する。）や、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っている。

各事業引継ぎ支援センターの連絡先については、参考資料3「事業引継ぎ支援センター連絡先一覧」を参照されたい。

○登録機関等（登録民間支援機関／マッチングコーディネーター）

登録民間支援機関とは、各事業引継ぎ支援センターに登録された仲介者・FA（主に、M&A 専門業者又は金融機関）をいう。マッチングコーディネーターも同様であるが、主に、より小規模な事業者の中小 M&A 支援を目的とする。以下では、登録民間支援機関及びマッチングコーディネーターを併せて「登録機関等」と総称する。

登録機関等は、事業引継ぎ支援センターからの依頼を受け、利用者と仲介契約・FA 契約を結び、M&A 支援を行う。

○外部専門家

外部専門家とは、事業引継ぎ支援センターから事業引継ぎ業務を依頼された士業等専門家をいう。

○「後継者人材バンク」事業

「後継者人材バンク」事業とは、事業引継ぎ支援センターが実施する後継者不在の小規模事業者(主として個人事業主)と創業希望者(事業を営んでいない個人)とのマッチング支援等を行う事業をいう。

第1章 後継者不在の中小企業向け の手引き

I 後継者不在の中小企業にとっての本ガイドラインの意義等

1 後継者不在の中小企業にとっての本ガイドラインの意義

中小企業は、事業承継を検討するに当たり、一般的には、後継者候補を経営者の親族内から選定し、仮に親族内に不在であれば自社の役員や従業員の中から選定しようとすることが多い。しかし、親族内にも社内にも後継者候補がいない、いわゆる後継者不在の中小企業においては、社外の第三者に後継者候補を求めるほか事業承継の選択肢がなく、それが実現できなければ廃業を余儀なくされることになる。

中小 M&A は、このような後継者不在の中小企業が、社外の第三者による事業承継のために M&A の手法を用いるものであり、大企業を対象とする M&A とは異なる点がある。

例えば、中小 M&A において、特に譲り渡し側は、M&A 未経験であることがほとんどであり、M&A に関する経験・知見が乏しい傾向にある。また、中小 M&A は、対象となる事業が中小企業の経営者個人の信用・人柄その他の属人的な要素に大きく影響される傾向にある。加えて、中小 M&A においては、M&A そのものに多額のコスト（特に M&A 専門業者や士業等専門家等の手数料や報酬）を掛けられない傾向にある。

このような実情を踏まえ、本章においては、主に後継者不在の中小企業である譲り渡し側の視点から、M&A に関する一般的な説明に留まらず、中小 M&A 独自の特色についても加味した説明を行うこととする。

これによって、中小 M&A を検討する経営者の背中を押し、中小 M&A が適切な形で促進されることを目指すものとする。

2 中小 M&A の事例

中小 M&A は事案ごとに特徴があり、事業規模・業績・業態等によっても、一様に類型化することはできない。しかしながら、中小 M&A について具体的なイメージを持ちやすくするため、以下では、各種の特徴ごとに、具体的な事例を紹介する（詳細は参考資料4「中小 M&A の事例」参照）。

なお、ここに記載する事例は、それぞれ、あくまで一例であり、網羅的なものではなく、個別の具体的な中小 M&A が、ここに記載する事例のとおり結論になることを確約するものではないため、留意されたい。

(1) 小規模企業・個人事業主において中小 M&A が成立した事例

- ① 小規模企業において成立した事例
- ② 個人事業主において成立した事例
- ③ 家業的経営(家族経営)である中小企業において成立した事例

- ④ M&A プラットフォームを利用してマッチングが実現し、成立した事例
 - ⑤ フランチャイズ(FC)店において成立した事例
- (2) 経営状況が良好でない中小企業において中小 M&A が成立した事例
- ① 赤字であるにもかかわらず成立した事例
 - ② 債務超過であるにもかかわらず成立した事例
- (3) 親族内承継の頓挫から中小 M&A に移行し成立した事例
- 後継者候補が承継を拒んだため中小 M&A に移行し成立した事例
- (4) 意思決定のタイミングが中小 M&A の成立内容に影響を与えた事例
- 適切なタイミングで中小 M&A を決断していれば、より好条件で譲り渡せた事例
- (5) 譲り渡し側の条件の明確化が中小 M&A の成立に寄与した事例
- ① 譲り渡し側経営者の希望通り、従業員の雇用が引き継がれることを条件として成立した事例
 - ② 譲り渡し側経営者が中小 M&A の成立後にも一定期間経営に関与することを条件として成立した事例
- (6) 従業員の反対にもかかわらず成立した事例
- 中小 M&A に反対していた従業員の理解を得た上で成立した事例
- (7) 廃業を予定していたものの中小 M&A が成立した事例
- ① 事業の一部を中小 M&A により譲渡し、廃業費用を捻出した事例
 - ② 廃業を考えていたものの、支援機関から中小 M&A を提案されたことを機に中小 M&A に挑み、成立した事例
- (8) 何らかの理由により中小 M&A が成立しなかった事例
- ① 中小 M&A 着手が遅れたため、資金繰りが尽きてしまい、中小 M&A が不成立に終わり廃業した事例
 - ② 社外へ情報が漏れたことに伴い、中小 M&A が不成立になった事例
 - ③ オーナー一族間の不和、コミュニケーション不足により、中小 M&A が不成立になった事例
 - ④ 譲り渡し側が不誠実であったため中小 M&A が成立しなかった事例

3 譲り渡し側にとっての基本姿勢

(1) 中小 M&A に関する基本的な認識の変化

大企業と異なり、多くの中小企業にとって、M&A は馴染みの薄いものであると言われることがある。その背景として、譲り渡し側・譲り受け側ともに、中小 M&A を躊躇する原因があるとされる。

例えば、譲り渡し側にとっては、M&A は「後ろめたい」、「従業員に申し訳ない」、また、譲り受け側にとっては、M&A は敵対的買収を行う「ハゲタカ」のようなイメージである等といった感覚があるとされる。特に地方においては、そのような感覚が更に強まる傾向にあるとされる。

しかし、そのような感覚は、必ずしも時代の趨勢に合致したものではないと思われる。中小 M&A は、譲り渡し側経営者がそれまでの努力により築き上げてきた事業の価値を、社外の第三者である譲り受け側が評価して認めることで初めて実現することであり、譲り渡し側経営者にとって後ろめたいことではなく、むしろ誇らしいことであると言える。また、譲り受け側にとって、他社が時間を掛けて築き上げてきた事業を譲り受けるということは、経営判断に基づき事業を拡大するための1つの合理的な手法であるとともに、通常は、譲り渡し側との信頼関係に基づいて実現するものであり、友好的な取引であると言える。こういった、中小 M&A に対する従来否定的なイメージが肯定的に受け入れられる感覚が、中小企業の間にも徐々に浸透してきていると言われている。

また、近年、事業引継ぎ支援センター等の公的機関の整備を含め、中小 M&A に関する支援機関は充実してきていることから、中小企業にとっても、以前より支援機関へのアクセスが容易になり、支援を受けやすくなってきていると言える。

このように、中小 M&A に関する基本的な認識や中小 M&A を取り巻く環境が近年大きく変化する中で、譲り渡し側経営者は、積極的に中小 M&A を検討することが望まれる。

(2) 従業員・取引先等への影響の緩和

事業を社外の第三者に譲り渡して存続させることにより、従業員の職場を残して雇用の受皿を守ることができる。また、取引先(仕入先・得意先等)との取引関係を継続させることができれば、地域におけるサプライチェーンの維持にも資することになる。

特に、地域の中核企業と言われる規模の企業であれば、何らの対策も行わずに廃業した場合、多くの従業員の雇用が失われ、地域のサプライチェーンにも大きな穴が生じるおそれがある。

このように、譲り渡し側経営者は、自身の従業員・取引先等への影響を緩和するという観点でも、中小 M&A には意義がある、という点を認識することが望まれる。

(3) 譲り受け側から見た、譲り渡し側の事業の魅力

譲り渡し側経営者においては、「自社の事業を譲り受けてくれるような第三者はいないだろう」と考え、そもそも、中小 M&A を検討しようとするケースが多くあると言われる。しかし、譲り渡し側経営者が気付いていなかったような事業の価値を譲り受け側が高く評価し、中小 M&A の成約に至るケースもある。

例えば、譲り渡し側の収支・財務の状況、事業規模や保有不動産等は、事業の分かりやすい特徴であると言えるが、譲り受け側が評価するのはこういった要素に限られない。例えば、高い技術力や優良な取引先との人脈・商流、優秀な従業員、地域内・業界内における知名度・ブランド・信用、業歴、業界内シェア、店舗網、知的財産権(特許権等)やノウハウ、事業分野の将来性、許認可等といった無数の要素が評価の対象となり得るのである。

したがって、仮に、譲り渡し側の事業が小規模であったり、赤字や債務超過であったりしても、譲り受け側が事業の価値を認めて「ぜひ譲り受けたい」と申し出ることはいかにあり得るということを認識すべきである。このような、譲り渡し側経営者にとって自明であるが故に気付きにくい魅力を発掘するという意味でも、後述のとおりまずは早期に支援機関へ相談してみることが望まれる(なお、貸借対照表の簿価上は債務超過であっても、資産・負債を時価評価し直した結果、実態としては資産超過であることが判明するケースもある)。

ただし、中小 M&A の譲り受け側は、譲り渡し側の数倍程度の事業規模(売上・従業員数等)の、必ずしも大規模ではない企業であるケースが相当割合あり、譲り受け側にとっても中小 M&A は一大決心であることが多い。そのため、譲り渡し側としては、譲り受け側が相応の覚悟を持って中小 M&A に臨んでいるということを意識して、真摯に対応することが必要である。

4 譲り渡し側にとっての留意点

(1) 早期判断の重要性

中小 M&A をより早期に検討し実現することにより、従業員の雇用を確保し地域のサプライチェーンを維持することが可能となり、譲り渡し側経営者自身にとっても手元に残る代金(譲渡対価)の金額が多くなるケースもある。また、事業全体としては継続できなくとも、例えば利益計上できている優良店舗の一部事業のみを早期に譲り渡すこと等で事業の一部を継続させることができるケースもある。

個別のケースにより異なるが、通常、希望する譲り受け側とのマッチングには、数か月～1年程度の時間を要することが見込まれることから、早期に判断して動き出すことが重要である。

特に、中小 M&A についての判断は、日頃の繁忙等に追われることで後ろ倒しになりがちであるが、決断が遅れれば遅れるほど中小 M&A の選択肢は狭まる傾向にある。特に業績が良くない場合には、資金繰りが尽きてしまい身動きを取れなくなるケースも見られるので早期の判断が求められる。実際、判断が遅れた結果、廃業費用すら捻出できない状況に陥るケースもあるので、家族、従業員や取引先等に迷惑を掛けないためにも、経営者は、早期に判断し、対応を見極めることが重要である。

(2) 秘密保持の徹底

中小 M&A に関する手続の全般にわたり、秘密を厳守し情報の漏えいを防ぐことは極めて重要である。外部はもちろん、親戚や友人、社内の役員・従業員に対しても、知らせる時期や内容には十分注意する必要がある。中小 M&A の最終契約締結前に、極秘に親族や幹部役員等のごく一部の関係者にのみ知らせることもあるが、それ以外の関係者に対しては、原則として可能な限りクロージング後(早くとも最終契約締結後)に知らせるべきである。取引先や従業員に意図せず情報が伝わってしまったり、経営者が不用意な一言を発したりしたせいでトラブルとなり、中小 M&A が頓挫してしまうケースも見受けられる。この点には、初期から注意しておく必要がある。譲り渡し側が自ら譲り受け側を探す場合に、取引先や同一地域内の同業者等に打診するときにも、同様に注意が必要である。中小 M&A に関する情報を関係者に知らせる時期については、まず譲り渡し側・譲り受け側双方において協議されたい。

また、複数の支援機関に相談して複数の支援機関がマッチング支援を試みる場合には、譲り渡し側に関する情報が必要以上に外部に流出するおそれがあり、むしろ譲り渡し側にとってリスクとなり得るため注意が必要である。例えば、複数の支援機関が、同じ譲り渡し側の情報を同じ譲り受け側に紹介することにより、情報が出回っているように感じられ、譲り受け側の心証が害されることがあり得る。そのため、譲り渡し側は、基本的には単独の支援機関にマッチング支援を依頼することが多いが、仮に別の支援機関にもマッチング支援を依頼したり、セカンド・オピニオンを求めたりすることを希望する場合には、事前にその旨を元の支援機関に伝えておく必要がある(ただし、譲り渡し側・譲り受け側に関する情報の管理等の観点から、このような希望を容認しない支援機関もあるため、このような場合には元の支援機関とよく相談されたい。)

(3) 中小 M&A 手続進行上の留意点

中小 M&A の手続は、後述の中小 M&A フロー図に記載の各工程を踏まえて進むことが多いが、対象となる譲り渡し側の事業規模が特に小規模な場合には、より簡易な形で実施することが現実的なケースも多く見られる。本ガイドラインはあくまで中小 M&A の基本的な手続を示すものであり、全ての中小 M&A において厳格に本ガイドラ

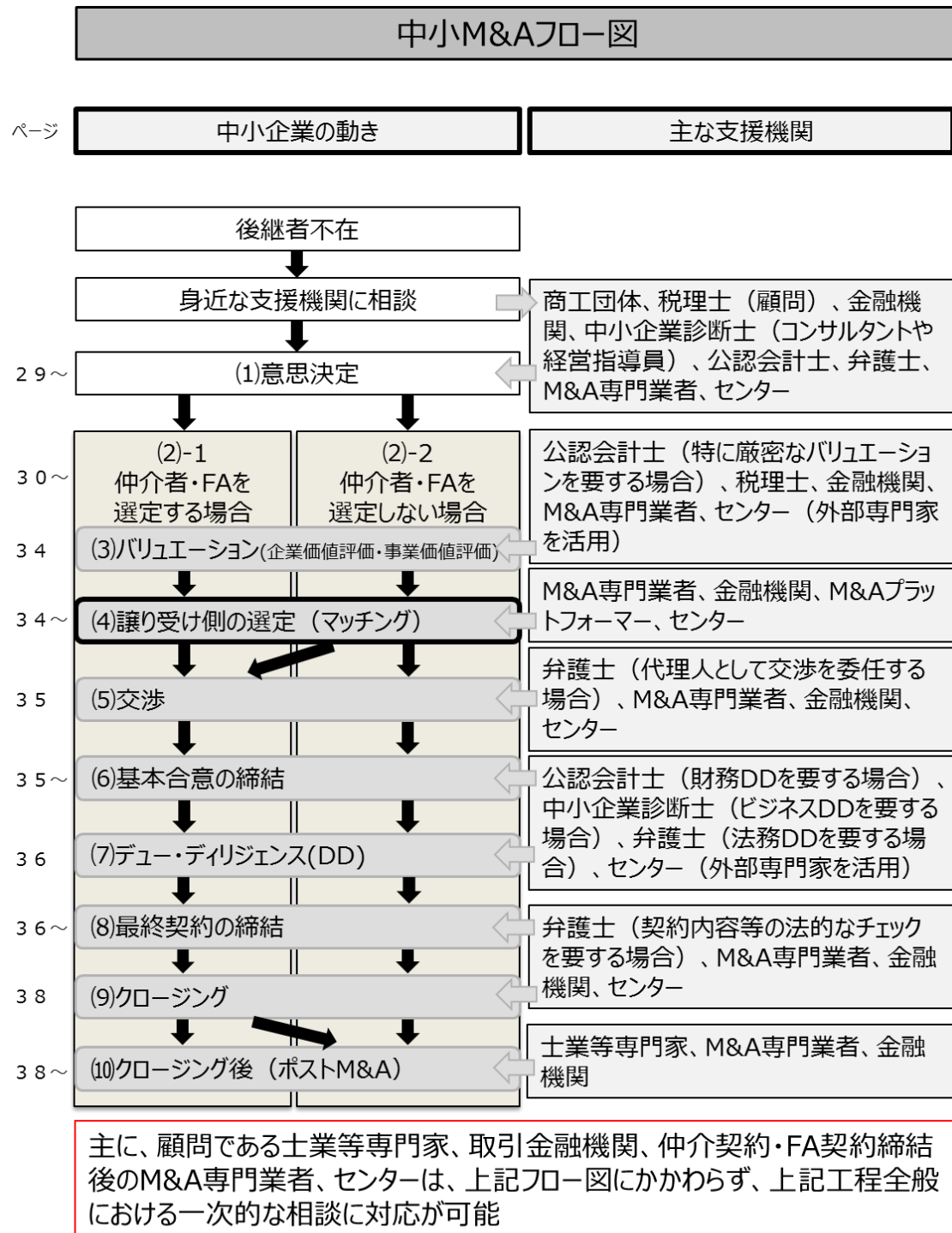
インに記載する全ての手続を実施することを要請するものではない。

むしろ、譲り渡し側は、譲り受け側及び支援機関との信頼関係を築いた上で、譲り受け側の意向に誠実に対応することが中小 M&A の手続の円滑な進行のために必要であることを理解されたい。

II 中小 M&A の進め方

1 中小 M&A フロー図

一般的に、中小 M&A は、以下のフロー図の「中小企業の動き」に記載の流れに沿って進むことが多い。また、同図の各工程においては、「主な支援機関」に記載の支援機関が中小 M&A の支援を行うことが多い(実際には、個別の事例において、これら以外の支援機関が支援を行うケースもある。)



2 中小 M&A に向けた事前準備

譲り渡し側経営者が、中小 M&A を実行すべきかどうかについての意思決定を単独で行うことは容易なことではない。したがって、まずは早期に身近な支援機関へ相談

した上で、支援機関による助言の下で中小 M&A の事前準備を行うことが望ましい（「1 中小 M&A フロー図」【25ページ以下】参照）。

（1）支援機関への相談

譲り渡し側経営者が中小 M&A の意思決定を行うに当たっては、様々なポイントを検討することになる。しかしながら、譲り渡し側経営者が単独で検討していても、日々の業務への対応等が優先してしまい、なかなか検討が進まないことが多い。また、専門的な知見を有しない中で検討を続けることで誤った判断を行うおそれもある。

そのため、譲り渡し側経営者がまず行うべきことは、身近な支援機関への相談である。具体的には、商工団体、士業等専門家（公認会計士・税理士・中小企業診断士・弁護士等）、金融機関、M&A 専門業者のほか、事業引継ぎ支援センターといった公的機関があり、まずはこういった支援機関に相談することが望まれる。

実際には、まず顧問の士業等専門家（特に顧問税理士）に相談することも多いと思われるが、自身が相談しやすいと考えられれば、所属する商工団体、取引金融機関等に相談してもよい。公的機関である事業引継ぎ支援センターや、政府系金融機関である日本政策金融公庫（参考資料5「日本政策金融公庫『事業承継マッチング支援』」参照）でも相談を受けている。

その際には、まず、直近3年分の税務申告書・決算書（損益計算書・貸借対照表を含む）・勘定科目内訳明細書の写しを用意すれば十分である。可能であれば会社案内や自社ホームページの写し等といった、譲り渡し側の事業の概要が分かる資料も用意できるとよい。これら以外の詳細な資料は、支援機関からの指示を受けてから準備すれば足りる。

中小 M&A の意思決定がまだ済んでいないから相談を控えるのではなく、むしろ、意思決定がまだ済んでいないからこそ相談することが必要である。

なお、支援機関への相談の際には、自分にとってマイナスな情報や後ろめたい情報ほど先に伝えておく真摯な姿勢が望まれる。これにより支援機関も課題への対応策や解決方法等を早期に検討しやすくなり、円滑な中小 M&A に資することになる。

（2）後継者不在であることの確認

譲り渡し側経営者は、親族内・社内に後継者候補がないこと（つまり後継者が不在であること）を確認しておく必要がある。具体的には、親族内承継を実施しないことにつき身近な親族（特に子や兄弟）から了解を得ておくこと、社内に後継者候補がないこと（従業員承継が不可であること）を確認しておくことが必要である。この際、前述のとおり、秘密保持の観点には注意が必要である。

(3) 引退後のビジョンや希望条件の検討

譲り渡し側経営者は、引退後のビジョンを含む希望条件を事前によく考えておく必要がある。例えば、当面は譲り渡し側・譲り受け側の事業に関わり続けたいのか、別の事業に進出したいのか、それとも社会貢献活動や余暇を楽しむといった全く別のことを行いたいのか等、引退後にどのような過ごし方を選択するかといった点は、本人のその後の人生にとって重要な要素である。

また、希望条件についても、代金（譲渡対価）の金額や従業員の雇用継続は、譲り渡し側経営者として懸念することの多い重要な要素の1つではあるが、希望条件として検討すべき要素はこれに限定されるものではない。

譲り渡し側経営者は、中小 M&A における希望条件を明確化し、可能な限りで優先順位を付しておくことが望ましい。中小 M&A は相手があることであり、譲り渡し側の希望が確実に受け入れられるわけではないが、そのような場合に譲歩できない点を固めておくことは、譲り受け側とどのような点を交渉すべきかを明確化することになり、円滑な交渉の実現にも資するものである。

(4) 中小 M&A に先立つ「見える化」「磨き上げ」(株式・事業用資産等の整理・集約)

一般的に、事業承継においては、経営状況・経営課題等の現状把握（見える化）と、事業承継に向けた経営改善等（磨き上げ）が必要とされるが、中小 M&A の実行のためには、その中でも最低限、株式・事業用資産等の整理・集約が必要である。以下では、この観点より説明する。

ただし、前述のとおり、重要なことはまず支援機関に相談することである。譲り渡し側経営者だけでは株式・事業用資産等の整理・集約が困難な場合もあるため、まずは顧問税理士等の身近な支援機関に相談することが望ましい。

なお、株式や事業用資産等の整理・集約については、法的な論点等についての検討や交渉を要することもあるので、この場合には法務の専門家である弁護士の助言を得ることが望まれる。

① 株式の整理・集約

普段は意識する機会が少ないものの、会社にとって株式は非常に重要なものである。仮に、株式が分散していたり、一部株主の所在が不明であったりする場合、中小 M&A を実行する際に重大な障害となるおそれもある。

基本的に、総議決権の過半数の株式があれば株主総会決議は確実に可決することができるが、特に重要な事項（例えば、全事業の譲渡）については特別決議（出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要な決議）が必要となることがあるため、これを確実に可決できるように総議決権の3分の2以上の株式を保有しておくことが望ましい。仮に譲り渡し側経営者が譲り受け側に対して会社の全株式を譲渡する場合

(株式譲渡)には、基本的に、譲り渡し側経営者が全株式を保有しておく必要がある。そのためには、他の株主からの株式の買取り(及びそのための買取資金の調達)が必要なケースもある。

また、株主名簿が正しく整備されているか、実際に出資していない親族・知人等の名義になっている株式(いわゆる名義株)がないか、(株券発行会社の場合)株券が適切に管理されているかといった点も確認が必要である。

② 事業用資産等の整理・集約

重要な事業用資産等(不動産や機械設備等)について、第三者の名義である、担保が設定されている、遺産分割の対象として争われている、第三者との間で係争中の物件である等の場合、譲り渡し後の事業継続に支障が生じ得るため、これらについても確認が必要である。

また、中小 M&A においては、家族経営の企業が多いことから、譲り渡し側の会社の財産と経営者個人の財産が明確に分離されていないケースも多い。そのようなケースでは、譲渡する事業用資産等を譲り受け側にスムーズに譲り渡せないこともあるため、この点も明確に区別して整理・集約しておく必要がある。

3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)

「1 中小 M&A フロー図」【25ページ以下】記載の各工程について以下、説明する。

(1) 意思決定

前述のとおり、中小 M&A に関する意思決定前の段階から必要に応じて支援機関に相談しつつ、整理すべき事項を整理した上で、最終的には自ら明確に意思決定することが必要である。その上で、中小 M&A について具体的に手続を進めることになる。

中小 M&A においては、大きく分けて以下の2点が課題となる。

A マッチング以前の段階 : 譲り受け側を見つける方法

B マッチング後の段階 : 譲り受け側が決まった後の具体的な手続の進め方

この点を踏まえ、以下では、次の2つのパターンに分類して説明する。

(2)－1 仲介者・FA を選定する場合

(2)－2 仲介者・FA を選定せず、工程の多くの部分を自ら行う場合

また、実際には、これら2つのパターンが重なり合うこともある。例えば、次のようなケースも見られる(必要に応じて、土業等専門家を活用するケースもある。)

- **A** マッチング以前の段階において、仲介者・FA を利用せずに自ら譲り受け側を探し((2)－2)、それでも譲り受け側が見つからない場合には仲介者・FA を選定する((2)－1)、というケース
- **A** マッチング以前の段階において、仲介者・FA を選定せずに M&A プラットフォー

ムを活用して譲り受け側を自ら見つける((2)－2)ものの、**B**マッチング後の段階においては仲介者・FAを活用して契約交渉等を行う((2)－1)、というケース(当事者同士の間でほぼ基本合意が締結できている段階で、クロージングまでの手続のみを仲介者・FAに依頼するというケースは増えつつある。)

(2)－1 仲介者・FAを選定する場合

① 仲介契約・FA契約の締結

まずは仲介者・FAを選定し、仲介契約・FA契約を締結する(名称は「仲介契約」「FA契約」のほか、「業務委託契約」「アドバイザリー契約」等とされることもある。)

仲介者・FAの選定に当たっては、業務形態や業務範囲・内容、契約期間、報酬(手数料)体系、M&A取引の実績(M&Aに取り組んだ件数・年数等)、利用者の声等をホームページや担当者から確認した上で、複数の仲介者・FAの中から比較検討して決定することが重要である。加えて、いわゆる「相性」も重要なことがある。

また、仲介者・FAのほか、特に顧問税理士等、もともと関与のある士業等専門家の支援の下で手続を進めるケースもある(その場合には、顧問料以外に別途、報酬を支払うケースもあるため、予め確認されたい。)

仲介者・FAによっては、業務範囲を「1 中小 M&A フロー図」【25ページ以下】中(2)～(10)の手続中の特定の工程のみに絞っている場合もあるが、全工程を行う場合でも、特定の業種・地域に特化した仲介者・FAも存在すること等から、どのような支援が自身にとって必要かよく検討して判断する必要がある。

仲介契約・FA契約を締結する際は、中小 M&Aに関する希望条件を明確に伝えつつ締結前に納得がいくまで十分な説明を受けることが必要であり、特に業務の具体的な内容や報酬の妥当性等については、必要に応じて事業引継ぎ支援センターを含め、他の支援機関に意見を求めること(セカンド・オピニオン)も有効である(なお、仲介契約・FA契約締結後においては、譲り渡し側・譲り受け側の情報の管理等の観点から、元の支援機関がセカンド・オピニオンを許容しないことがあるため、このような場合には元の支援機関とよく相談されたい。)

仲介契約・FA契約の締結に当たっては、その主なポイントを列記したチェックリストも必要に応じて活用されたい(参考資料6「仲介契約・FA契約締結時のチェックリスト」参照)。

<仲介契約・FA契約の内容の主なポイント>

● 業務形態

小規模な中小 M&Aについては、FAよりも仲介者の方が多く用いられる傾向にある

が、業務形態により留意すべき事項が異なるため、いずれの業務形態であるか確認しておく必要がある。両者の特徴は後述「② 仲介者・FA の比較」【32ページ以下】を参照されたい(参考資料7(1)「仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル」参照)。

● 業務範囲・内容

例えば、次のような形が考えられる。

- ・譲り渡し側・譲り受け側のマッチングまで
- ・バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)やデュー・ディリジェンス(DD)まで
- ・株式譲渡や事業譲渡といった具体的なスキーム(手法)の策定まで
- ・クロージング(決済)まで
- ・PMI(M&A 実行後における事業の統合に伴う作業)まで

ただし、これらはいくまで例示に過ぎず、業務範囲・内容は、各仲介者・FA によって異なる。手数料と比較して十分な内容であるとして納得できるかどうか、必要であれば事業引継ぎ支援センター等へのセカンド・オピニオンも活用しながら、十分に検討することが望ましい。

● 手数料の体系

例えば、次のような体系が考えられる。

- ・着手金(主に仲介契約・FA 契約締結時に支払う)
- ・月額報酬(主に一定額を毎月支払う)
- ・中間金(例えば基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点で支払う)
- ・成功報酬(主にクロージング時等の案件完了時に支払う)

ただし、これらはいくまで例示に過ぎず、手数料の金額や体系は、各仲介者・FA によって異なる。例えば、これらを全て請求する仲介者・FA もいる一方、着手金・月額報酬・中間金を請求せずに成功報酬のみ請求する(いわゆる完全成功報酬型の)仲介者・FA もいる。

また、成功報酬を算定する際には、一定の価額(例えば、譲渡額、移動総資産額、純資産額といったものが考えられ、各仲介者・FA によって異なる。)に、一定の方式に則った計算を施すものが多い。その場合でも、最低手数料が定められているケースも多い(その水準は、各仲介者・FA において異なるため、比較検討することが望ましい。)。この点については、後述の「V 仲介者・FA の手数料についての考え方の整理」【44ページ以下】において説明する。

なお、仲介者の場合は、譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結の上、譲り渡し側・譲り受け側の双方に対し手数料を請求することが通常である。

- **秘密保持**

前述のとおり、情報の漏えいがあった場合には M&A が頓挫してしまうことがあり、秘密保持の観点からは重要であるため、仲介者・FA との間の業務委託契約等においても、秘密保持条項が含まれていることが通常である。

特定の者（例えば、公認会計士、税理士、弁護士等の士業等専門家）への情報共有が許容されている場合（秘密保持義務が一部解除されている場合）もあるため、そのような規定があるかも確認しておくことが望ましい。

- **専任条項**

通常、マッチング支援等において並行して他の仲介者・FA への依頼を行うことを禁止する条項（いわゆる「専任条項」）が設けられている。他の仲介者・FA にセカンド・オピニオンを求めることや他の仲介者・FA を利用してマッチングを試みること等、禁止される行為が具体的にどのような行為であるのかという点を予め確認しておくことが望ましい。また、契約期間や中途解約に関する事項等についても併せて確認しておくことが望ましい。

- **テール条項**

マッチング支援等において、M&A が成立しないまま、仲介契約・FA 契約が終了した後、一定期間（いわゆる「テール期間」）内に、譲り渡し側が M&A を行った場合に、その契約は終了しているにもかかわらず、その仲介者・FA が手数料を請求できることとする条項（いわゆる「テール条項」）が定められる場合がある。テール期間の長さ（最長でも2年～3年以内が目安である。）や、テール条項の対象となる M&A（基本的には、その仲介者・FA が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側との M&A のみに限定される。）について、予め確認しておくことが望ましい。

② 仲介者・FA の比較

仲介者・FA の業務内容等は、概ね、以下のとおりである。なお、マッチング支援等において、仲介者は譲り渡し側・譲り受け側の双方から手数料の支払を受けることが通常である。したがって、譲り渡し側の事業規模が小さく、支援機関に対して単独で手数料を支払うだけの余力が少ない小規模な中小 M&A については、FA よりも仲介者が多く用いられる傾向にある。

形態	業務内容	特徴	活用するのに適するケース
仲介者	譲り渡し側・譲り受け側の双方と契約を締結する。	譲り渡し側・譲り受け側の双方の事業内容が分かるため、両当事者の意思疎通が容易となり、中小 M&A の実行に向けて円滑な手続が期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲り渡し側が譲渡額の最大化だけを重視するのではなく、譲り受け側とのコミュニケーションを重視して円滑に手続を進めることを意図する場合 ● 譲り渡し側の事業規模が小さく、支援機関に対して単独で手数料を支払うだけの余力が少ないが、できるだけ支援機関のフルサービスを受けたい場合
FA	譲り渡し側・譲り受け側の一方と契約を締結する。契約者の意向を踏まえ、契約者に対し踏み込んだ助言・指導等まで行うことが多い。	一方当事者のみと契約を締結しており、契約者の利益に忠実な助言・指導等を期待しやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 譲り渡し側が譲渡額の最大化を特に重視し、厳格な入札方式(最も有利な条件を示した入札者を譲り受け側とする方式)による譲り渡しを希望する場合(例えば、債務整理手続を要する債務超過企業の M&A の場合等) ● このような手続を実施するための費用負担能力がある場合(特に、規模が比較的大きい M&A の場合)

(2)ー2 仲介者・FA を選定せず、工程の多くの部分を自ら行う場合

取引先や地域内の同業他社等を譲り受け側として自ら見つけるケースは、近年、増加の傾向にあるとされる。

また、インターネット上のシステムを活用し、オンラインで、譲り渡し側と譲り受け側のマッチングの場を提供するウェブサイトである M&A プラットフォームに登録することが、中小 M&A 実現の可能性を高めるという点で有効なケースもある(M&A プラットフォームについては、「Ⅲ M&A プラットフォーム」【39ページ以下】参照)。各 M&A プラットフォームにおいて、登録案件数、登録が必要な情報の種類、登録された情報が開示される範囲や、マッチング後の支援の有無・内容等には差異があるので、数社を比較検討することが望ましい。

これらのケースでも、前述のとおり、秘密保持に注意する等、慎重な対応を要するポイントが多いことから当事者同士で手続を進めることに不安を感じた場合には、士業等専門家等や事業引継ぎ支援センター等の公的機関に相談することが望ましい。

なお、秘密保持契約を、譲り渡し側・譲り受け側の当事者間で締結する場合は、参考資料7(2)「秘密保持契約書サンプル」を参照されたい。

※ 以下の記載は、(2)－1 を前提とするが、(2)－2 の場合であっても、仲介者・FA や士業等専門家を一部の工程について利用する場合には、その工程において、以下に準じた対応を行うことが考えられる。

(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

仲介者・FA や士業等専門家が、譲り渡し側経営者との面談や提出資料、現地調査等に基づいて譲り渡し側の企業・事業の評価を行う。

中小 M&A では、「簿価純資産法」、「時価純資産法」又は「類似会社比較法(マルチプル法)」といったバリュエーションの手法により算定した株式価値・事業価値を基に譲渡額を交渉するケースが多いが、事例ごとに適切な方法は異なるため、相談先の支援機関に相談の上、各事例において選択することが望ましい。

また、算出された金額が必ずそのまま中小 M&A の譲渡額となるわけではなく、交渉等の結果、「簿価純資産法」又は「時価純資産法」で算出された金額に数年分の任意の利益(税引後利益又は経常利益等)を加算する場合等もあり、当事者同士が最終的に合意した金額が譲渡額となるという点は理解されたい。

これら中小 M&A の譲渡額の算定方法の詳細については、参考資料2「中小 M&A の譲渡額の算定方法」を参照されたい。

(4) 譲り受け側の選定(マッチング)

中小 M&A を進める上で、マッチングは重要な工程である。

マッチングを具体的に進めるに当たり、仲介者・FA は、通常、まず譲り渡し側を特定できない内容のノンネーム・シート(ティーザー)を、数十社程度にまで絞り込んだリスト(ロングリスト)内の企業に送付し打診する。その上で、関心を示した候補先から譲り受け側となり得る数社程度をリスト(ショートリスト)化し、これらとの間で秘密保持契約を締結した上で、その後の手続を進めることが通常である。仲介者・FA は、譲り渡し側についての企業概要書を譲り受け側の候補先に交付し、その後のマッチング支援等を行う。

譲り渡し側は、マッチングを希望する候補先、あるいは打診を避けたい先があれば、事前に仲介者・FA に伝えることが望ましい。また、打診を行う優先順位について、仲介者・FA との間で十分な話し合いを行われたい。

なお、仮に、リスト内の候補先とのマッチングが連続して不調に終わったとしても、その後に譲り渡し側の事業を評価する候補先が現れて、中小 M&A が成立する可能性は十分にある。それでもなお、譲り渡し側が譲り受け側を見つけることができず、や

むなく廃業せざるを得ない場合には、事業において利用していた事業用資産等の経営資源の引継ぎの検討を開始することが望まれる。譲り受け側の探索をいつ打ち切るかは、譲り渡し側と仲介者・FA とで協議の上で決定されたい。

(5) 交渉

交渉の進め方は、譲り渡し側・譲り受け側の関係や事業の類似性、譲り渡し側・譲り受け側と仲介者・FA との関係度合等により、譲り渡し側・譲り受け側の経営者同士の面談(トップ面談)の時期や方法も含め、様々な形態がある。

特に、トップ面談は、譲り受け側の経営理念・企業文化や経営者の人間性等を直接確認するための場であり、その後の円滑な交渉のためにも重要な機会である。一方、自分の態度や表情も相手方に直接伝わりやすく、不用意な言動も信頼を損なうおそれがあるため誠意ある態度で真摯に面談に臨む必要がある。

また、トップ面談を含む交渉の際には、中小 M&A における希望条件を明確化し、可能な限りで優先順位を付し、特に、絶対に譲歩できないのがどの点なのか固めておくことが望ましい。

いずれにせよ、仲介者・FA と緊密なコミュニケーションを取り、仲介者・FA のアドバイスを得て交渉を進めることが重要である。

なお、譲り渡し側経営者は、特に中小 M&A 実行後の従業員の処遇を懸念することが多く、それが中小 M&A の促進にとって阻害要因になっているおそれもある。実際、中小 M&A 実行後に従業員の一斉解雇(リストラ)が行われるケースは多くないと言われるが、譲り渡し側経営者は、譲り受け側経営者が譲り渡し側幹部役員等に対して高圧的な態度を取ることなく、譲り受け側役員・従業員と同等に接する姿勢を心掛けているか、確認しておくことが考えられる。

(6) 基本合意の締結

当事者間の交渉により概ね条件合意に達した場合には、譲り渡し側と譲り受け側との間で最終契約におけるスキーム(株式譲渡や事業譲渡といった手法)、デュー・ディリジェンス(DD)前の時点における譲渡対価の予定額や経営者その他の役員・従業員の処遇、最終契約締結までのスケジュールと双方の実施事項や遵守事項、条件の最終調整方法等、主要な合意事項を盛り込んだ基本合意を締結する(参考資料7(3)「基本合意書サンプル」参照)。

基本合意の締結に当たっては、仲介者・FA や士業等専門家の助言を受けて調印することが大切である。

ただし、資金繰り等の関係で、クロージング(決済)を急ぐ必要がある場合には、基本合意を締結せず、最低限の秘密保持契約の締結のみに留めて、最終契約締結に

直接進むケースもあるため、状況に応じて、仲介者・FA や士業等専門家に相談されたい。

(7) デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンス(DD)は、主に譲り受け側が、譲り渡し側の財務・法務・ビジネス(事業)・税務等の実態について、FA や士業等専門家を活用して調査する工程であり、譲渡対価の金額の精査や、判明した実態を踏まえて更に事業の改善を行うこと等の目的で行われる。譲り受け側が DD を行う場合、どの調査を実施するかについては、譲り受け側の意向に従うこととなる。

通常、譲り受け側が FA や士業等専門家に調査の実施を依頼する。譲り渡し側が、中小 M&A に関して社内(役員・従業員等)への情報開示を行っていない場合は、その非開示の役員・従業員等に悟られずに実施する等の工夫が必要であるため、譲り渡し側・譲り受け側ともに、FA や士業等専門家の指示を守ることが重要である。

なお、DD は、想定し得るリスク全般について調査することもあれば、対象事項等を限定して簡易な形で行うこともあり、調査の密度は様々である。中小 M&A の実務においては、譲り受け側が専門家費用を投じて本格的な DD を行うことなく、譲り渡し側の数年分の税務申告書の確認及び譲り渡し側経営者へのヒアリング等の調査だけで終わることもある。

(8) 最終契約の締結

デュー・ディリジェンス(DD)で発見された点や基本合意で留保していた事項について再交渉を行い、最終的な契約を締結する工程である。

仲介者・FA や士業等専門家のアドバイスを受けながら、契約内容に必要な事項が網羅されているかを最終的に確認した後、調印を行う。仲介者・FA や士業等専門家によるアドバイスに納得できず、不安がある場合には、調印前に契約内容に関する意見を他の支援機関に求めること(セカンド・オピニオン)も有効である。また、契約に盛り込む内容や条件を早い段階から仲介者・FA に伝えておいた方が、円滑な契約締結につながることが多い。

中小 M&A の実務においては、株式譲渡か事業譲渡の手法が選択されることが多い。それぞれの手法の大まかな特徴は以下のとおりである(その他の手法も存在する。概要は参考資料1「中小 M&A の主な手法と特徴」参照)。なお、株式譲渡も事業譲渡も、全部譲渡は必須ではなく、一部譲渡のケースもあるが、その点は譲り渡し側・譲り受け側の協議・交渉によって決定されることになる。

● 株式譲渡(参考資料7(4)「株式譲渡契約書サンプル」参照)

譲り渡し側の株主(多くの場合は経営者)が、譲り受け側に対し、譲り渡し側の

株式を譲渡する手法である。手続は比較的シンプルだが、譲り渡し側の法人格に変動はないため、(未払残業代等、貸借対照表上の数字には表れない)簿外債務・(紛争に関する損害賠償債務等、現時点では未発生だが将来的に発生し得る)偶発債務リスクが比較的高くなりやすく、より詳細なデュー・ディリジェンス(DD)が実施される傾向にある。

● **事業譲渡**(参考資料7(5)「事業譲渡契約書サンプル」参照)

譲り渡し側が、譲り受け側に対し、自社の事業を譲渡する手法である。譲渡の対象となる財産(承継対象財産)を選択でき、譲り渡し側の法人格から切り離すことができるため、簿外債務・偶発債務リスクを比較的遮断しやすいが、手続には(土地、建物や機械設備等といった)承継対象財産の特定や、(不動産登記手続等の)対抗要件具備、許認可の取得等の作業が必要になる。

なお、個人事業主の中小 M&A は、事業譲渡の手法を用いることが通常である。

また、最終契約で取り決める主要な内容は以下のとおりである(株式譲渡・事業譲渡の両方に共通である。)

- 譲渡対象(何を譲渡するか)
- 譲渡時期(いつ譲渡対象を譲渡するか)
- 譲渡対価(代金をいくらにするか)
- 支払時期・方法(譲渡対価をいつどのような方法で支払うか)
- 経営者・役職員の処遇(経営者による引継ぎ期間や、従業員の雇用継続の努力義務等を設けてあるか)
- 表明保証条項(双方が取引を実行する能力を有していることの確認等を含め、何を求められており、仮に違反した場合にどのような補償等を求められているか)
- クロージングの前提条件(クロージングまでに何を行う必要があるか)
- 競業禁止義務(譲渡後に競合する事業を行うことがどの程度禁止されているか)
- 契約の解除事由(どのような場合に契約を解除できるか) 等

なお、譲渡対価は、クロージングを迎えて初めて支払われることが通常であり、最終契約締結後クロージングまでの時期に関して、最終契約上で何らかの条件(前述のクロージングの前提条件)が規定されることもある。また、譲り渡し側・譲り受け側の協議において、中小 M&A に関する情報をクロージング後に公表する旨の合意をしている場合には、それまでの間、秘密保持を貫く必要がある。中小 M&A は、最終契約締結によって全て完了するものではない、という点には注意が必要である。

(9) クロージング

中小 M&A の最終段階であり、株式等の譲渡や譲渡対価の支払を行う。特に譲り受け側から譲渡対価の全部又は一部が確実に入金されたことを確認することが必要である。

仮に事業譲渡の手法を選択し、承継対象財産の中に不動産が含まれる場合には、クロージング後速やかに登記手続を行う必要があるため、クロージングにおいて登記必要書類を授受することが通常である。そのような場合には、司法書士等とも日程調整の上、クロージングに向けた具体的な段取りの準備を進める。

金融機関からの借入金や不動産等への担保設定がある場合は、担保解除(及びこれに伴う担保抹消登記手続)につき、取引金融機関との調整が予め必要となることがあり、その場合には、自ら調整を行うか、仲介者・FA や士業等専門家の指示に従い、必要な手続を進めることが必要である。

(10) クロージング後(ポスト M&A)

クロージングを迎えた後も譲り渡し側経営者は、PMI(M&A 実行後における事業の統合に伴う作業)として、譲り受け側による円滑な引継ぎ等に向けて、誠実に対応する必要がある(最終契約において具体的な協力義務等を定めている場合には、これを果たす必要がある。)

例えば、株式譲渡や事業譲渡の場合、以下のような引継ぎ等の作業が必要となる。

<共通>

- 中小 M&A クロージングについての役員・従業員や取引先等に対する報告
- リース契約・賃貸借契約・金銭消費貸借契約等に関する名義変更・経営者保証解除・(連帯)保証人変更(なお、クロージング前に、リース会社・賃貸人・取引金融機関等との協議・交渉を開始することが多い。特に、賃貸借契約等についてのチェンジ・オブ・コントロール条項の定めがある場合には、当該契約等の継続のために事前に賃貸人等との協議や交渉が必要になることがあるため、注意が必要である。)
- 業務フローの引継ぎ・業務管理体制の構築 等

<株式譲渡の場合>

- 代表者変更のための株主総会・取締役会や登記手続 等

<事業譲渡の場合>

- 売掛金の振込先口座の変更
- クロージング後における売掛金の入金・買掛金の出金の清算

- ・ 給与体系・就業規則その他の人事労務関係の統一 等

譲り渡し側は、譲り受け側の希望に応じて、引継ぎ等の作業に適宜協力することが望まれる。こういった作業には、3か月～1年程度の時間を要することが多いが、個別のケースにおいて異なる。

この工程を経て、譲り渡し側経営者は、徐々に事業運営から離れていくことになり、また、譲り受け側は、譲り渡し側の事業を実質的にも引き継ぐことになる。

III M&A プラットフォーム

近年、我が国における中小 M&A においても、オンラインの M&A プラットフォームが急速に普及しつつあることから、以下では M&A プラットフォームについて説明する。ただし、M&A プラットフォームの市場は比較的新しく、仕組みや留意点等も今後大きく変わり得る点には留意が必要である。

1 M&A プラットフォームの基本的な特徴

M&A プラットフォームは、譲り渡し側・譲り受け側がインターネット上のシステムに登録することで、主にマッチングをはじめとする中小 M&A の手続を低コストで行うことができる支援ツールである。

特に譲り渡し側については無料で登録できる M&A プラットフォームが相当数あり、マッチングのために支援機関に相当額の手数料を支払う資力のない小規模な事業者であっても、中小 M&A の可能性が大きく広がったと評価できる。また、譲り渡し側、譲り受け側といった当事者が自ら相手先を探ることができるケースもあり、従前は M&A 専門業者しか接触できなかった中小 M&A の案件情報に直接接触することができるようになるため、よりスピーディな交渉が可能となった。そのため、近い将来に廃業することを検討している小規模な事業者であっても、廃業以外の選択肢が現実的にあり得るとの認識の下、M&A プラットフォームの活用を積極的に検討することが望まれる。

2 M&A プラットフォーム利用の際の留意点

M&A プラットフォーム利用の際には、以下の点に留意することが必要である。

(1) 情報の取扱い

まず、注意すべきことは情報の取扱いである。

ノンネーム情報であったとしてもインターネットの特性上、個者が特定されるリスクを踏まえ、自社の情報をどの程度まで開示対象とするか慎重に検討しておく必要がある。

また、M&A プラットフォームごとに、情報を開示する相手方が異なることも注意が必要である。例えば、法人・個人問わず閲覧・掲載が可能な M&A プラットフォームもあれば、法人のみに限った M&A プラットフォームもある。

どの程度の情報をどこまでの範囲で開示するのか、自身のニーズに照らし合わせて検討することが望ましい。

万が一、一度でもインターネット上に情報が流出してしまうと、それを完全にインターネット上から消去することは困難であるため、ある程度は公開されても受忍できる程度の情報しか掲載しないといった慎重な姿勢が求められる。この点は、インターネット上でオープンに公開されていない、閉じられた(クローズドな)M&A プラットフォームであったとしても同様である。

(2) 利用する M&A プラットフォームの選択

M&A プラットフォームにはそれぞれ特徴があるため、どの M&A プラットフォームを使うべきかについても検討が必要である。

前述の情報の開示範囲について、法人・個人問わず閲覧・掲載が可能な M&A プラットフォームであれば、マッチングの可能性を広げることができるというメリットがあるのに対し、法人のみに限った M&A プラットフォームであれば、法人の情報が登記情報等により比較的取得しやすいことから M&A プラットフォームの安全性を一層高めることができるというメリットがあると想定される。特に、情報開示先となる譲り受け側をどの程度まで制限するかは、重要なポイントである。

一方、仕組みも M&A プラットフォームによって違いがある。例えば、譲り渡し側・譲り受け側双方から交渉を始められる M&A プラットフォームもあれば、譲り渡し側からしか交渉を始められない M&A プラットフォームもある。また、当事者が直接登録・交渉できる M&A プラットフォームもあれば、FA を介してのみ登録・交渉が可能な M&A プラットフォームもある。したがって、各社の仕組みを理解した上で活用することが重要である。真に極秘で進めたい案件は、M&A プラットフォームには向いておらず、仲介者・FA との使い分けが必要になると思われる。

また、一部の M&A プラットフォームは、仲介者・FA や士業等専門家の紹介や IT を活用した中小 M&A の手続の支援を行っているが、M&A プラットフォームはあくまで譲り渡し側・譲り受け側のマッチングまでに留まることが一般的である。マッチング後の基本合意・最終契約締結や、これに関する条件交渉等の具体的な手続は、原則として、譲り渡し側・譲り受け側の当事者が行うことになる。しかしながら、中小 M&A において、各当事者は中小 M&A に関する知見を有していないことが多いことから、事業引継ぎ支援センターや士業等専門家等の支援機関による支援を受けながら手続を進めていくことが望ましい。

3 M&A プラットフォームの手数料

(1) 料金体系

現在、譲り渡し側について、M&A プラットフォームを利用したマッチングに関し、一切の手数料が発生しないケースが多い。しかしながら、今後、M&A プラットフォーム市場がより発展することにより、譲り渡し側の件数が増えてくれば、譲り渡し側においても手数料が発生するケースも増えてくる可能性はある。

一方、譲り受け側については、マッチング後のクロージング時点で成功報酬が発生する形(いわゆる完全成功報酬型)が多い。この場合、着手金・月額報酬・中間金等は発生しないケースが多い。譲り受け側における手数料は、譲渡額等の数%程度とされることが多い(最低手数料を設けるところもあれば、設けないところもある)。

なお、譲り渡し側・譲り受け側とも、M&A プラットフォームの利用とは別に、特にマッチング後の手続において、仲介者・FA や士業等専門家への依頼も行う場合には、これらについての手数料・報酬が別途、必要となる。

(2) 具体例

以下では、仮に、M&A プラットフォームを利用して中小 M&A のマッチングを行った場合に支払うことになる手数料について、具体的な事例を示す。なお、消費税及び地方消費税は合計10%と仮定する。

● 事例

M&A プラットフォームを利用してマッチングを試みたところ、譲渡額2000万円の株式譲渡が成立したケース

・譲り渡し側:手数料なし

・譲り受け側:成功報酬3%(基準:譲渡額、最低手数料:30万円(税抜))

※マッチング後の手続について、M&A 専門業者や士業等専門家からも支援を受ける場合には、これらについての手数料・報酬も別途発生する。

● 手数料

・成功報酬: $2000\text{万円} \times 3\% \times 110\% = \underline{66\text{万円(税込)}}$

⇒手数料総額: 66万円(税込)

IV 事業引継ぎ支援センター

事業引継ぎ支援センター(「IV 事業引継ぎ支援センター」【41ページ以下】)においてのみ、以下「センター」という。)は、経済産業省の委託を受けた機関(都道府県商工会議所、県の財団等)が実施する事業である。具体的には、中小 M&A のマッチング

及びマッチング後の支援、従業員承継等に係る支援に加え、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っている。

センターは、全国48か所(全都道府県に各1か所、ただし東京都は2か所)に設置されており、地域金融機関 OB や、公認会計士・税理士・中小企業診断士・弁護士等の士業等専門家といった、中小 M&A の知見を有する専門家が常駐している(現時点での連絡先一覧は参考資料3「事業引継ぎ支援センター連絡先一覧」参照)。

以下では、主として、譲り渡し希望者に向けた、センターでの支援内容とその留意点を説明する。その際には、事業者同士の中小 M&A の支援と、それ以外の支援とに分けて説明する。

1 事業者同士の中小 M&A の支援

(1) 支援フロー

① 初期相談対応(一次対応)

本工程は、センターが中小企業からの相談に対応し、支援の方向性を判断するものである。具体的には、中小 M&A のみならず、従業員承継や廃業等に対する相談を幅広く受け付けており、相談時点において意思決定ができていないものについても対応している。センターでは相談者のニーズを把握した上で、適切な対応策の検討を行っている。センターは、中小企業再生支援協議会やよろず支援拠点といった他の公的機関のほか、士業等専門家を含む民間の支援機関とも連携をしており、中小 M&A 以外の対応が適切であると判断した場合には、適切な支援機関への橋渡しを行っている。

このため、特に中小 M&A の意思決定ができていない場合において、センターに相談することは様々な選択肢を検討するという観点から有益であると考えられる。

また、センターでは、公的な相談窓口として、他の仲介者・FA からのアドバイスについてのセカンド・オピニオンを求めることもできるため、既に中小 M&A の工程が進んでいる場合において、支援を受けている仲介者・FA の対応に疑問が生じた場合等も、相談することが可能である。

② 登録機関等による M&A 支援(二次対応)

本工程は、一次対応を経て、相談者が中小 M&A の実行について意思決定した場合に、センターが登録機関等の中で適切な支援ができる者がいると判断した場合に、当該登録機関等への橋渡しを行うものである。

登録機関等の支援を受ける場合は、登録機関等と仲介契約・FA 契約を締結することになるため、手数料が発生するが、登録機関等からよりきめ細やかな支援を受けら

れることが期待できる。

なお、登録機関等の選択をした後の流れについては、「Ⅱ 中小 M&A の進め方」「3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)」「【29ページ以下】を参照されたい。

③ センターによる M&A 支援(三次対応)

本工程は、二次対応において適当な登録機関等が存在しない場合、又は、一次対応時点で、特定のマッチング相手が決まっている、若しくは、合意ができている者に対してその後の手続の一部をセンターが直接支援するものである。マッチング相手が決まっていない場合は、後述するセンターが保有するデータベースも活用しながら相手探しを実施する。マッチング相手が見つかった場合には、「Ⅱ 中小 M&A の進め方」「3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)」「【29ページ以下】における(5)交渉～(9)クロージングまでの各工程を円滑に進めるため、土業等専門家の活用を含めた支援を行う。

具体的には、税務面・法務面に関する土業等専門家への相談や、企業概要書の作成が必要である場合において、センターが外部専門家等を紹介し、これらの者と連携して作成の支援を行う。外部専門家等の利用は譲り渡し希望者にとって費用負担が生じるものの、税務面・法務面での見解が重要なポイントとなるケースもあるので、必要に応じて外部専門家等を活用することが望ましい。

(2)センターの構築するデータベース

センターでは、相談に来た譲り渡し、譲り受けを希望する事業者及び登録機関等が保有する情報等をデータベース化し、マッチングの相手探しを行っている。

データベースは、掲載する事業者の許諾範囲に応じて全国のセンター内のみでの共有又は登録機関等への開示も可能としている。なお、掲載に当たっては、個別の事業者が具体的に特定されない範囲でノンネーム情報のみが掲載される。

2 その他の支援

センターでは、事業者同士の中小 M&A のみならず、創業希望者(事業を営んでいない個人)とのマッチングを行う「後継者人材バンク」事業、廃業を希望している中小企業の「経営資源の引継ぎ」についての支援も行っている。以下、それぞれの支援内容を概説する。

(1)後継者人材バンク

後継者人材バンクは、後継者不在の中小企業(主として個人事業者)と創業希望者(事業を営んでいない個人)とのマッチングを行う支援である。譲り渡し側にとっては事業を存続させることができ、譲り受け側の創業希望者にとっては譲り渡し側の事業

をそのまま引き継ぐことにより、創業に伴うリスクを抑えることができる。

後継者人材バンクではセンターの支援の下、マッチングからクロージングに至るまでの工程について支援を行っている。一般的なフローについては、「Ⅱ 中小 M&A の進め方」「3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)」「【29ページ以下】を参照されたい。

(2) 経営資源の引継ぎ

センターでは、廃業を希望している者の事業又は主たる事業用資産等の経営資源の引継ぎ(一部、中小 M&A も含む。)についての相談にも対応している。

具体的には、廃業を希望している者に対して、中小 M&A の提案、マッチングの相手探し、事業の一部譲渡を含む経営資源の引継ぎについての支援を行う。

経営資源の引継ぎに関しては、事業又は経営資源について、センターの支援の下、マッチングからクロージングに至るまでの工程について、支援を行っている。一般的なフローについては、「Ⅱ 中小 M&A の進め方」「3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)」「【29ページ以下】を参照されたい。

その他、廃業については、参考資料8「円滑な廃業を支援する施策」を参照されたい。

V 仲介者・FA の手数料についての考え方の整理

1 手数料の種類

料金体系として、着手金・月額報酬・中間金・成功報酬の形式が多く見られることから、これらの概要について、以下、整理する。ただし、仲介者・FA の手数料には一般的な法規制がなく、どのような料金体系を採用するかは、あくまで各仲介者・FA による点については留意が必要である(着手金・月額報酬・中間金を設けず、成功報酬のみを設ける仲介者・FA も相当数あるとされる。)。なお、別途、実費(交通費等)を請求することもある。

(1) 着手金

着手金は、主に依頼者との仲介契約・FA 契約締結時に発生する手数料である。後述の成功報酬が発生した場合には、当該成功報酬に含まれる(成功報酬の内金となる)ものとすることもある。請求する仲介者・FA と、請求しない仲介者・FA に分かれる。

(2) 月額報酬

月額報酬(定額顧問料、リテーナーフィーと呼ばれることもある。)は、主に月ごとに定期的に定額で発生する手数料である。後述の成功報酬が発生した場合には、当該

成功報酬に含まれる(成功報酬の内金となる)ものとすることもある。請求する仲介者・FAと、請求しない仲介者・FAに分かれる。

(3) 中間金

中間金は、基本合意締結時等、案件完了前の一定の時点に発生する手数料である。後述の成功報酬が発生した場合にはこれに含まれる(成功報酬の内金となる)ものとすることが多い。請求する仲介者・FAと、請求しない仲介者・FAに分かれる。

(4) 成功報酬

成功報酬は、主にクロージング時等の案件完了時に発生する手数料である。仲介者・FAの場合は、主に以下の3つの基準となる価額のいずれかに、一定の方式に則った計算を施すものが多い。ただし、これらを組み合わせたり、修正したりする方式もあれば、これらと全く異なる方式(例えば、定額)を採用する仲介者・FAも存在する。なお、後述のとおり、最低手数料が設けられるケースが多いが、その金額の水準も各仲介者・FAによって異なるため、複数の仲介者・FAを比較検討することが望ましい。

① 譲渡額(譲受額)

譲り渡した(譲り受けた)金額そのものを基準とするものである。基準として理解しやすいと言える。

譲り渡し側の場合には、譲渡額が高くなれば手数料の金額が高くなることにも合理性が認められるが、譲り受け側の場合には、譲受額が高くなるほど手数料の金額も高くなり負担感が増すため、異なる算定方法(例えば、譲り受け側のみ定額とする等)が合理的であることが多い。

② 移動総資産額

主に譲渡額に負債額を加えた、いわゆる「移動総資産額」を基準とするものである。これは、譲り渡し側の(移動)総資産額は、その事業規模に連動して大きくなる傾向にあるとの考えによるものである。したがって、同じ譲渡額であっても、負債(特に借入金)の金額が高い方が、手数料は高くなるということになる。

③ 純資産額

資産と負債の差額である。簿価純資産額の場合には、決算書上の記載を基に容易に計算でき、明確であるという特徴があるため、特に譲り渡し側が小規模企業の場合には、簿価純資産額を基準とすることがある。なお、譲り渡し側が債務超過企業の場合には、純資産額がゼロ円以下となってしまうため、通常、別の要素を考慮する譲渡額(前述の①参照)や移動総資産額(前述の②参照)を基準とすることが多い。

2 レーマン方式

以上の価額を基に報酬を算定する手法として、レーマン方式が採られることが多い。レーマン方式は、「基準となる価額」に応じて変動する各階層の「乗じる割合」を、各階層の「基準となる価額」に該当する各部分にそれぞれ乗じた金額を合算して、報酬を算定する手法であり、特に M&A 専門業者において広く用いられている。

例えば、下記のような表を用いて報酬を算定するが、例示された各階層における価額・割合は必ずしも下記の価額・割合に限定されるものではなく、各仲介者・FA により異なる。そもそも、レーマン方式を採用せず、「基準となる価額」によらず一律の割合を乗じるケースや、定額とするケースもある。

また、原則としてレーマン方式によらずとも、譲り渡し側が小規模である場合には、「基準となる価額」が小さく、十分な成功報酬を確保できないケースもあり得るため、これに備えて最低手数料を設けている仲介者・FA は多い。最低手数料の金額は、各仲介者・FA により異なるため、仲介者・FA に依頼しようとする中小企業は、最低手数料を含め、手数料の算出方法を明確に確認しておく必要がある。

記

基準となる価額(円)	乗じる割合(%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

※あくまで一例であり、各階層における価額・割合は各仲介者・FA により異なる。

3 具体例

以下では、仮に、M&A 専門業者が中小 M&A のマッチング支援等を行った場合に、譲り渡し側又は(譲り渡し側経営者であることが多い)譲り渡し側株主が支払うことになる手数料について、具体的な事例を示す。なお、消費税及び地方消費税は合計10%と仮定する。

● 事例1

事業引継ぎ支援センターの登録機関等である M&A 専門業者に依頼したところ、6か月間の業務遂行により、譲渡額1億円の株式譲渡が成立したケース

- ・着手金100万円(税抜)【成功報酬は別途】
 - ・月額報酬:なし
 - ・中間金:なし
 - ・成功報酬:前述のレーマン方式(基準:譲渡額、最低手数料:500万円(税抜))
- ※事業引継ぎ支援センターへの相談は無料であるが、登録機関等に依頼する場合は有料である。

● 手数料

- ・着手金: $100\text{万円} \times 110\% = \underline{110\text{万円(税込)}} \dots (a)$
 - ・月額報酬: 0円
 - ・中間金: 0円
 - ・成功報酬: $1\text{億円} \times 5\% \times 110\% = \underline{550\text{万円(税込)}} \dots (b)$
- ⇒手数料総額: 660万円(税込) $\dots (a) + (b)$
- ※譲渡額から手数料総額を控除した金額は9340万円となる。

● 事例2

金融機関から紹介された M&A 専門業者に依頼したところ、1年間の業務遂行により、譲渡額5億円の株式譲渡が成立したケース(なお、負債額は5億円)

- ・着手金:なし
- ・月額報酬:なし
- ・中間金:50万円(税抜)【成功報酬に含まれる】
- ・成功報酬:前述のレーマン方式(基準:移動総資産額、移動総資産額:10億円、最低手数料:1000万円(税抜))

● 手数料

- ・着手金:0円
- ・月額報酬:0円
- ・中間金:50万円 \times 110% = 55万円(税込)・・・(c)
- ・成功報酬:(5億円以下)5億円 \times 5% \times 110% = 2750万円(税込)
(5億円超10億円以下)5億円 \times 4% \times 110% = 2200万円(税込)
→2750万円(税込) + 2200万円(税込) - 55万円(税込)
= 4895万円(税込)・・・(d)

⇒手数料総額:4950万円(税込)・・・(c) + (d)

※譲渡額から手数料総額を控除した金額は4億5050万円となる。

● 事例3

顧問税理士から紹介された M&A 専門業者に依頼したところ、4か月間の業務遂行により、譲渡額3000万円の事業譲渡が成立したケース

- ・着手金:50万円(税抜)【成功報酬は別途】
- ・月額報酬:10万円(税抜)【成功報酬は別途】
- ・中間金:なし
- ・成功報酬:一律4%(基準:譲渡額、最低手数料:300万円(税抜))

● 手数料

- ・着手金:50万円 \times 110% = 55万円(税込)・・・(e)
- ・月額報酬:10万円 \times 4 \times 110% = 44万円(税込)・・・(f)
- ・中間金:0円
- ・成功報酬:300万円 \times 110% = 330万円(税込)・・・(g)
> 3000万円 \times 4% \times 110% = 132万円(税込)

⇒手数料総額:429万円(税込)・・・(e) + (f) + (g)

※譲渡額から手数料総額を控除した金額は2571万円となる。

4 業務内容と手数料の関係

仲介者・FA の手数料には一律の基準がなく、原則として各仲介者・FA の判断に委ねられていることから、仮に同じ M&A が実現したとしても、仲介者・FA が異なれば、発生する手数料の金額は多様である。

重要なのは、あくまで、仲介者・FA の業務内容と手数料の金額が客観的に見合っているか否か、そして依頼者である中小企業やその経営者が納得できるか否か、という点である。

仲介者・FA と契約を締結する前に、まずは、業務内容が具体的に何であるのか、手数料の算定方法と発生時期はどのようになっているか、という点について入念に確認することが重要である(前述のとおり、事業引継ぎ支援センター等からセカンド・オピニオンを聴取しておくことも有効である。)

VI 問い合わせ窓口

ここでは、中小 M&A の実施過程において、あるいは中小 M&A が終了した後に、意見や相談を求めたいケースにおける主な問い合わせの窓口を列記するので、参考とされたい。

- **事業引継ぎ支援センター**

(<https://shoukei.smrj.go.jp/contact/>)

中小 M&A 全般についての問い合わせ窓口である。最寄りの事業引継ぎ支援センターについては、参考資料3「事業引継ぎ支援センター連絡先一覧」を参照されたい。

※どの窓口で相談するか迷う際には、まずこちらの窓口で相談されたい。

- **日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル)**

(https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/about_himawari.html)

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する電話で弁護士との面談予約ができるサービスである。

※法的な観点に基づく助言等を求めたい場合は、こちらの窓口で相談されたい。

第2章 支援機関向けの基本事項

I 支援機関としての基本姿勢

1 依頼者(顧客)の利益の最大化

多くの中小企業は、M&Aについての専門知識を有しないため、仮に中小 M&A に関心があるとしても、具体的にどのように行動すれば良いか分からず、結局そのまま中小 M&A を断念してしまうことがある。中小 M&A についての専門知識を有する支援機関は、そのような中小企業の意思決定やその後の諸手続の段階において適正なサポートを行うことにより、我が国における中小 M&A の促進に資する役割が期待される。

その際、依頼者(顧客)である中小企業が、支援機関の専門的な業務や手数料の妥当性等について、一般的には適切に判断することが困難である現状を踏まえて、依頼者(顧客)の利益に真に忠実に動くことが求められる点を改めて認識する必要がある。

特に、仲介者・FA や士業等専門家は、中小 M&A の手続の各段階で、重要な判断を依頼者(顧客)に求める場合には、十分に説明して納得を得た上で進める必要がある。

2 それぞれの役割に応じた適切な支援

支援機関にはそれぞれ異なる役割が期待されている。例えば、M&A 専門業者は、マッチングやその後の諸手続の進捗管理等、総合的な支援を行う。金融機関は、融資を通じて中小企業の経営状況等を詳細に把握していること、また、豊富なネットワークを保有していることから、これらの情報を生かした中小 M&A に関する積極的な働き掛けを行う。商工団体は、中小企業の身近な相談相手であり、その窓口機能を生かして適切な支援機関に紹介する等の支援を行う。士業等専門家は、専門的な知見を生かして M&A の手続の遂行等を支援する。最近では、インターネットを活用した M&A プラットフォームを運営する M&A プラットフォーマーも現れている。その他、公的機関である事業引継ぎ支援センターが中小 M&A 支援を行っている。

中小 M&A 支援は、各支援機関が自らの特性や中小企業との関係性等を踏まえた適切な役割分担を認識した上で実施することが重要なことから、各支援機関において、後述する基本的な事項を理解し、実践することが強く望まれる。また、各支援機関において中小 M&A 支援に携わる者は、本ガイドラインで示した基本的な事項を適切に実施するとともに、必要な研鑽を重ね、中小 M&A 支援の質の向上に尽力することが望まれる。

3 支援機関間の連携

円滑に中小 M&A が進むケースにおいては、支援機関同士が相互に連携しあっている例が多い。

例えば、商工団体は、窓口相談に来た譲り渡し側経営者を事業引継ぎ支援センターへとつなぐことがある。また、事業引継ぎ支援センターにおいては、金融機関、M&A 専門業者や士業等専門家等といった登録機関等へと橋渡しを行うケースも見られる。更に、M&A プラットフォームにより自らマッチングを果たした中小企業も、相手方当事者との契約交渉等の局面においては、士業等専門家の力を借りることがある。

また、特に M&A プラットフォームは、中小企業のみならず M&A 専門業者や士業等専門家といった他の支援機関においても活用が可能であることから、保有する案件情報が少ない支援機関が M&A プラットフォームを活用してマッチングを実現し、その後の手続を自ら支援することもある。

このように各支援機関が連携することにより、円滑に中小 M&A が進むことが期待されることから、各支援機関は、自ら全てを抱え込むのではなく、必要に応じ、他の支援機関と積極的に連携することが望まれる。

II M&A 専門業者

1 M&A 専門業者による中小 M&A 支援の特色

M&A 専門業者は、M&A の仲介業務や FA 業務に従事する専門業者であり、中小 M&A の実現にとって重要な役割を有する支援機関である。

M&A 専門業者がマッチング・交渉等についての支援を行うことで、これまでに数多くの中小 M&A が成立したと言え、M&A 専門業者は、近年の中小 M&A 市場の成長に相当程度の貢献を果たしてきた。

一方で、士業等専門家については法令において資格要件、業務内容、善管注意義務や刑罰等が明確にされている(各専門家団体における懲戒処分等による制裁も存在する。)ものの、M&A 専門業者については、許可制・免許制等は採用されておらず、業界全体における一般的な法規制も存在していない(例えば、不動産取引においては、宅地建物取引業法の規制が存在するが、M&A 専門業者についてこのような法規制は存在していない。)

また、中小 M&A を支援する際には、マッチング能力や交渉に係る調整ノウハウ、更に、財務・税務・法務といった分野の専門知識が不可欠となるケースが多くあるが、支援経験や知見の乏しい M&A 専門業者等の場合には、適切に業務を進められないおそれがあると言える。

2 行動指針策定の必要性

中小 M&A 市場の拡大及びこれを支える M&A 専門業者の増加に鑑みると、各 M&A 専門業者の業務方針に委ねるだけでなく、中小 M&A 市場の透明性・公正性を確保するため、一定の指針が示される必要がある。

そのため、以下では、M&A 専門業者にとっての行動指針と、M&A 専門業者に関して問題となり得る主な事項について解説する。ここでは、M&A 専門業者が仲介者・FA となるケースを念頭に解説することとし、M&A プラットフォームを運営する M&A プラットフォーマーについては後述する。

また、金融機関、士業等専門家や M&A プラットフォーマー等が仲介業務・FA 業務等を行う場合にも、業務の性質・内容が共通する限りにおいて、以下で記載する内容に準拠した対応を想定している。

3 各工程の具体的な行動指針

以下では、中小 M&A の手続の流れに沿って、透明性・公正性の確保という観点から、M&A 専門業者の各工程の具体的な行動指針を記載する。

(1) 意思決定

通常、中小企業は M&A について十分な知見を有しておらず、自身のみでは中小 M&A の手続を進めるといった意思決定に踏み切ることが難しい。そのため、M&A 専門業者は自らの専門的な知見に基づき、中小企業に対して実践的な提案を行い、中小 M&A の意思決定を支援する必要がある。

M&A 専門業者が当該意思決定に関与する際、留意すべき点は以下のとおりである。

- 当該中小 M&A において想定される重要なメリット・デメリットを知り得る限り、相談者に対して明示的に説明すること
- 相談者の企業情報の取扱いについても善良な管理者の注意義務(善管注意義務)を負っていることを自覚すること

(2) 仲介契約・FA 契約の締結

仲介者・FA は、依頼者である中小企業との間で、仲介契約・FA 契約を締結する。仲介者・FA は、依頼者の意向を十分に理解し、契約締結後、当該契約上の義務として、契約内容に係る手続の各実施段階において、依頼者の意向に沿った手続を実施する必要がある。

仲介者・FA は、契約締結前に当該中小企業に対し契約に係る重要な事項について明確な説明を行い、当該中小企業の納得を得ることが必要である。説明すべき重要な点は以下のとおりである。

- 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と契約を締結し双方に助言する仲介者、一方当事者のみと契約を締結し一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴(仲介者として両当事者から手数料を受領する場合には、その旨も含む。)
- ※ 仲介者の場合は、譲り渡し側・譲り受け側の双方が依頼者となるため、構造

的にいずれかの当事者との間で、利益相反のおそれが生じる。したがって、仲介者は、中立性・公平性をもって譲り渡し側・譲り受け側の両当事者に接する必要があるため、利益相反のおそれがあるとして想定される事項につき、事前に両当事者に説明を行い、了承を得ておく必要がある。この点については、後述の「4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策」【57ページ】の部分を参照されたい。

※ 仲介者・FAは、それぞれ、業務形態の実態に合致した契約(仲介契約・FA契約)を締結する必要がある。

- 提供する業務の範囲・内容(マッチングまで行う、バリュエーション、交渉、スキーム立案等)
- 手数料に関する事項(算定基準、金額、支払時期等)(なお、参考資料7(1)「仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル」も参照されたい。)
- 秘密保持に関する事項(秘密保持の対象となる事実、士業等専門家等に対する秘密保持義務の一部解除等)
- 専任条項(セカンド・オピニオンの可否等)
- テール条項(テール期間、対象となる M&A 等)
- 契約期間
- 依頼者が、仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する場合には、当該中途解約に関する事項
- (仲介者の場合)依頼者との利益相反のおそれがあるものと想定される事項

(3) バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

バリュエーションの実施に当たっては、評価の手法や前提条件等を依頼者に事前に説明し、評価の手法や価格帯についても依頼者の納得を得ることが必要である。その際、当該評価の手法や価格帯が唯一のものではないことを明示し、依頼者の中小 M&A において当該評価の手法や価格帯が適切である理由についても、具体的に説明することが必要である。

なお、一般的に、バリュエーションには一方当事者の意向が反映されやすいため、両当事者を依頼者とする仲介者は、確定的なバリュエーションを実施すべきではない。仲介者は、依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える必要がある。

また、仲介者が参考資料として自ら簡易に算定(簡易評価)した、概算額・暫定額としてのバリュエーションの結果を両当事者に示す場合には、以下の点を両当事者に対して明示すべきである。

- あくまで確定的なバリュエーションを実施したものではなく、参考資料として簡易に算定したものであるということ

- 当該簡易評価の際に一方当事者の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見等の内容
- 必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができること
各評価手法の詳細については、後述の「Ⅴ 士業等専門家」「1 公認会計士」【64ページ以下】及び参考資料2「中小 M&A の譲渡額の算定方法」を参照されたい。

(4) 譲り受け側の選定(マッチング)

マッチングについて、仲介者・FA は譲り渡し側の希望を取り入れた候補先リスト(ロングリスト)を作成するとともに、打診の順番や方法を決めることが多い。

通常はノンネーム・シート(ティーザー)で打診を行った後、関心を示した候補先をリスト(ショートリスト)にして、これら候補先との間で秘密保持契約を締結し、企業概要書等の詳細資料の開示を行う流れで手続が進む。秘密保持契約締結前の段階で、譲り渡し側に関する詳細な情報が外部に流出・漏えいしないよう注意する必要がある。また、依頼者にはマッチングの進捗等について遅滞なく報告することが望まれる。

なお、譲り渡し側・譲り受け側のマッチングには、当初の想定以上に長期間を要することもある。そのような場合には、月額報酬制を採用している M&A 専門業者は、必要に応じて依頼者と協議し、月額報酬の適正な金額への減免等に応じることが望ましい。

(5) 交渉

中小 M&A においては、特に譲り渡し側が M&A を経験することが初めてである場合が多く、慣れない依頼者にも中小 M&A の全体像や今後の流れを可能な限り分かりやすく説明すること等により、寄り添う形で交渉をサポートすることが必要である。特に、譲り渡し側・譲り受け側の経営者同士の面談(トップ面談)は、当該中小 M&A 成約の可否をも左右する重要な面談であるため、面談を円滑に進められるよう当日の段取りを含め丁寧にサポートすることが望まれる。

仲介者は、一方当事者の利益のみを図ることなく、中立性・公平性をもって、両当事者の利益の実現を図る必要がある。

(6) 基本合意の締結

譲り渡し側の資金繰りが厳しい等、基本合意締結のための時間的な余裕がない場合等を除き、それまでの交渉の結果を確認し、また DD に進む前に譲り受け側に独占的交渉権を付与する等の趣旨から、原則として基本合意を締結することが望ましい(参考資料7(3)「基本合意書サンプル」参照)。

なお、入札手続を行う場合等に、譲り受け側からの意向表明書に対する応諾書を譲り渡し側が提出することにより、基本合意とほぼ同様の合意を締結したものと

扱うこともある。

(7) デュー・ディリジェンス(DD)

デュー・ディリジェンス(DD)は主に譲り受け側により実施される。その際、譲り受け側は、譲り渡し側に対して大量の資料を要求することが一般的である。譲り受け側の要求に対応し、譲り受け側に不信感を与えないためにも、譲り渡し側に対し当該資料の準備を促し、サポートすることが必要である。特に、小規模企業の場合、会計帳簿や各種規程類等が整備されていない場合が多いことから、譲り受け側の意向も踏まえつつ、早い時期から今後求められることが想定される書類やデータ等の整備を促す必要がある。

なお、DD は一方当事者の意向が反映されやすいことから、両当事者を依頼者とする仲介者は DD を自ら実施すべきでなく、DD 報告書の内容に係る結論を決定すべきでない。また、仲介者は依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える必要がある。仲介者は、譲り受け側による DD の場合には、可能であれば、譲り渡し側に過大な負担が生じないよう DD の調査対象を適切な範囲内とし、DD の結果を譲り渡し側にも開示して情報共有するよう、譲り受け側に対して働き掛けることが望ましい。

(8) 最終契約の締結

最終契約の締結に当たっては、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促すことが必要である。

最終契約は、両当事者の権利義務を規定する重要なものであるため、可能な限り、中小 M&A に関する知見と実務経験を有する弁護士との関与の下で締結することが望ましい。

(9) クロージング

クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上、当日には譲り受け側から譲渡対価が確実に入金されたことを確認することが必要である。また、不動産の所有権移転・担保抹消に伴う登記手続等を要することもあるため、クロージングにおいて登記必要書類の授受等を行うこともある。専門的な知見を要すると判断した場合には、司法書士等の士業等専門家等にも関与を求めることが必要である。

(10) クロージング後(ポスト M&A)

「第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き」Ⅱ 中小 M&A の進め方」3 中小 M&A における一般的な手続の流れ(フロー)」「(10) クロージング後(ポスト M&A)」【38ページ以下】記載の各点に留意しながら、譲り受け側による事業の引継ぎが円

滑に行われるよう、依頼者に対して丁寧に助言すること等が望まれる。

特に、譲り渡し側経営者の譲り渡す事業に対する愛着にも留意しつつ、円滑な引継ぎが可能となるよう心情面を含めてサポートすることが望まれる。

4 仲介者における利益相反のリスクと現実的な対応策

仲介者においては、譲り渡し側・譲り受け側間において利益相反のリスクがある（利益相反が直ちに違法となるものではない。）。例えば、譲り渡し側が譲り受け側に会社の事業を譲り渡す場合（事業譲渡）、譲り渡し側にとってはその代金（譲渡対価）が高い方が望ましい一方、譲り受け側にとっては譲渡対価が安い方が望ましく、構造的に譲り渡し側・譲り受け側の両者間において利益相反の状況が存在するといわれる。そのような状況において、仲介者が片方当事者（特に、リピーターになり得る譲り受け側）の利益を優先して取引をまとめるように動く動機があるという構造的な問題が指摘されている（なお、これに対しては、譲渡額が増加すると、これに連動して仲介者・FA の手数料も増加する形になることがあり、その場合には、逆に譲り渡し側の利益を優先して取引をまとめるように働く動機があるという指摘もある。）。

このように利益相反のリスクはあるものの、中小 M&A の実務においては、FA よりも仲介者という形態の方が多く用いられているのが現状であり、仲介者という業態を中小 M&A において不適切であると断ずることは現実的ではない。そこで、仲介者は、利益相反のリスクを最小限とするため、最低限、以下のような措置を講じることが必要である。

- 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ（特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨）を、両当事者に伝える。
- バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）、デュー・ディリジェンス（DD）といった、一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい工程に係る結論を決定しない。依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。
- 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項（一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。）を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。

5 専任条項の留意点

譲り渡し側と M&A 専門業者との間における仲介契約・FA 契約の内容において、並行して他の M&A 専門業者への依頼を行うことを禁止する条項（専任条項）が設けられることがある。これは、例えば、マッチングにおいて、譲り受け側となり得る同一の

候補先に対し同一の譲り渡し側について複数の M&A 専門業者が重ねて打診した場合に、当該候補先の心証を害することや、譲り渡し側に関する情報が拡散することを抑止するという観点で、それ自体は一定の合理性が認められる。

しかし、依頼者である譲り渡し側が、依頼した M&A 専門業者の助言等の内容に疑義を持った場合等に、他の M&A 専門業者やその他の支援機関にセカンド・オピニオンを求めることができないとすると、当該助言の妥当性を判断できず、ひいては中小 M&A の手続についても適切な判断を行えなくなるおそれがある。

このため、仮に専任条項を設けるとしても、その対象範囲を可能な限り限定すべきである。例えば、依頼者が意見を求めたい部分を明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、M&A 専門業者は当該依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容すべきである。ただし、当該他の支援機関から、相手方当事者に関する情報も含む中小 M&A に関する情報が漏えいするリスクもあるため、セカンド・オピニオンにおいては、相手方当事者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上又は契約上の秘密保持義務がある者や事業引継ぎ支援センター等の公的機関に限定したりする等、情報管理に配慮する必要がある。

また、専任条項に長期間拘束されることにより、依頼者が適時に他の仲介者・FA へ依頼できなくなるおそれがあるため、専任条項を設ける場合には、仲介契約・FA 契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めるべきである。加えて、例えば、依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等も設けることが望ましい。

6 テール条項の留意点

譲り渡し側と M&A 専門業者との間における仲介契約・FA 契約の内容において、当該契約終了後一定期間(テール期間)内に、譲り渡し側が譲り受け側との間で M&A を行った場合に、当該契約等は終了しているにもかかわらず、当該 M&A 専門業者が手数料を取得する条項(テール条項)が定められる場合がある。これは、M&A 専門業者が人的・物的コストを費やして譲り渡し側の M&A 成立直前にまで達した際に、譲り渡し側が当該 M&A 専門業者の手数料の発生を防ぐため、あえて当該 M&A 専門業者との契約を終了させ、その後に当該 M&A を実行しようとするようなケース等を念頭に置かれる規定であり、それ自体は一定の合理性が認められる。

しかしながら、テール期間が不当に長期にわたる場合には、その後の譲り渡し側の自由な経営判断を損なうおそれがある。したがって、テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とすることが望ましい。

また、テール条項の対象となる事業者を、当該 M&A 専門業者が関与・接触した譲り受け側だけでなく、無限定とする場合には、譲り渡し側が当該 M&A 専門業者の手数料の発生(場合によってはこれに関する紛争リスク)を懸念し、新しく M&A を実行す

ること自体を断念せざるを得なくなってしまうおそれがある。したがって、テール条項の対象は、あくまで当該 M&A 専門業者が関与・接触し、譲り渡し側に対して紹介した譲り受け側のみに限定すべきである。

以上のとおり、テール条項は、譲り渡し側の自由な経営判断を損なわない限度で活用されるべきである。

III 金融機関

1 金融機関による中小 M&A 支援の特色

金融機関は、貸付先(与信先)である顧客の詳細な財務情報等を保有しており、顧客にとって経営相談等も行う身近な支援機関であり、特に地方においては非常に重要なネットワークを有する存在である。金融機関が中小 M&A 支援を行う場合、顧客は貸付先(与信先)であることが多く、与信業務を含む固有業務に付随して、中小 M&A に関する助言等を行うことができる。また、中小 M&A 支援の際に、顧客のマッチング候補先を外部に求めるだけでなく、自らの顧客基盤の中からマッチング候補先を抽出できる点も金融機関の特色である。

しかしながら、現状では、都市銀行、地域銀行、信用金庫や信用組合といった業態や規模ごとに、また、同じ業態や規模であっても個別の金融機関ごとに、ノウハウの蓄積、人員等の体制整備の状況は全く異なっており、こういった取組に対する姿勢はまちまちである。

金融機関には、顧客の経営内容や財務内容、課題等を十分把握した上、中長期的な視野の下で中小 M&A 支援を行うことにより、地域の中小企業の事業継続や生産性向上、ひいては地域経済の活性化の実現に貢献することが期待され、こうしたことが金融機関自身の継続的な経営基盤を確保する上でも重要であると考えられる。

2 主な支援内容

(1) 気付きの機会の提供、「見える化」「磨き上げ」支援

金融機関において、まず顧客からの初期相談を受け付けるのは、通常、営業店である。相談内容は必ずしも事業承継に関するものに限られないが、相談中に事業承継についての必要性を見出した場合には、本部の専門部署と連携する等して、当該顧客にその点についての気付きの機会を提供することが望まれる。なお、事業承継は経営者にとってセンシティブな話題でもあるため、経営者との対話の際には、適切な伝え方やタイミングについて注意が必要である。

また、その後の取組として、中小 M&A を検討する顧客に対して、中小企業としての特性も踏まえて、必要に応じて「ローカルベンチマーク」(参考資料9「各種サポートツ

ール一覧」参照)等も適宜活用しながら、経営状況・経営課題等の「見える化」、企業価値・事業価値を高める「磨き上げ」を支援することが望まれる。

(2) 中小 M&A 実行支援

金融機関は、前述のネットワークを生かして仲介業務・FA 業務を行う場合には、本ガイドラインで定められた行動指針等に留意しつつ、自らの専門的な知見をもとに中小企業に対して実践的な提案を行い、中小 M&A の意思決定を支援することが求められる(詳細は「Ⅱ M&A 専門業者」【52ページ以下】参照)。

特に、比較的小規模な中小 M&A において仲介業務を行う場合には、公平・中立な第三者としての立場から、当事者である中小企業に対して、中小 M&A の留意点に関する情報提供等、側面支援を行うことが望まれる。この際、最終的な意思決定は当事者が行うことを前提に、各当事者が適切に意思決定を行うことができるよう、十分な情報を提供する必要がある。

(3) 中小 M&A 実行以後に関する支援(ポスト M&A 支援)

中小 M&A においては、譲り受け側が金融機関からの融資により譲渡対価相当額の資金を調達するケースが相当数あり、そのような場合には、当該融資の可否が中小 M&A の実現にとって重要な要素となることから、金融機関は、譲り受け側のニーズや譲受後の事業の見通し等を十分踏まえて、融資を検討することが望まれる。

また、金融機関は、中小 M&A 実行後も、「経営デザインシート」(参考資料9「各種サポートツール一覧」参照)等の各種のサポートツール等も適宜活用し、経営上の助言等を通じ、顧客の企業価値・事業価値の向上について支援することも考えられる。

3 中小 M&A 支援に関する留意点

(1) 他の支援機関との連携

金融機関は、前述の支援プロセスにおいて、士業等専門家や M&A 専門業者、事業引継ぎ支援センターや中小企業再生支援協議会、信用保証協会といった公的機関等とも適宜連携することが望まれる。特に、自ら中小 M&A における全ての工程をサポートすることが困難な場合には、速やかに他の支援機関につなぐことが重要である。

金融機関におけるこうした他の支援機関との連携の仕方は、金融機関の中小 M&A 支援体制の構築状況に応じて異なる。例えば地域銀行や信用金庫、信用組合は、地域の中小企業と事業引継ぎ支援センターをつなぐ重要な窓口の一つとなっているが、支援体制の構築状況により、以下のような具体的な取組が考えられる。

① 支援体制をこれから本格的に整備する場合

中小 M&A 及び従業員承継案件は事業引継ぎ支援センターに紹介し、顧客と事業引継ぎ支援センターとの面談の際には、当該顧客の同意を得て極力同席する。

また、当該顧客の同意を得た場合には、事業引継ぎ支援センターから情報のフィードバックを受ける。

こうしたことの積み重ねにより経験を蓄積し、中小 M&A 支援体制の本格的な整備を目指す。

② 支援体制を構築中の場合

事業引継ぎ支援センターの登録機関等に登録する。また、マッチング支援案件について事業引継ぎ支援センターのデータベース(NNDB)等を活用して対処し、将来的には、自組織内で独自に中小 M&A 及び従業員承継案件への対応が可能となる体制を目指す。

③ 支援体制を運用中の場合

中小 M&A 及び従業員承継案件のうち、ビジネススペースで対応することが困難なもの等については、事業引継ぎ支援センター等と連携して対応していく。

(2) 情報管理の徹底

金融機関は、中小企業の財務情報等、多くの機微な情報を保有しているからこそ、情報の管理にはより一層の注意を払う必要があり、銀行法、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等(以下「法令・指針等」という。)に即し、情報管理を徹底する必要がある。具体的には、以下のとおりである。

① 対外的な情報管理の徹底

金融機関は法令・指針等による秘密保持義務を負っており、外部との関係で厳格な情報管理を行っている(ファイア・ウォール)。一方、特に地方の金融機関においては、顧客同士が顔見知りということも多く、仮にノンネームで情報を開示したとしても、譲り渡し側・譲り受け側が相互に相手を特定できてしまう可能性が高い。譲り渡し側・譲り受け側それぞれが特定されないように開示情報の内容をよく吟味するとともに、可能であれば、早急に秘密保持契約を締結の上、特に譲り渡し側に関する情報が外部に流出・漏えいしないよう、譲り受け側に注意を促す等、情報管理を徹底することが求められる。

② 対内的な情報管理の徹底

金融機関においては、顧客の利益の保護のための体制(いわゆる利益相反管理

態勢)として、内部の融資部門と仲介業務・FA 業務等を行う部門との間で情報隔壁(チャイニーズ・ウォール)を設けることが望ましい。金融機関によっては人的資源に限りがあり得るものの、融資先である譲り渡し側の中小 M&A について仲介業務・FA 業務を行おうとする場合には、当該金融機関が債権者として構造的に譲り渡し側に対し優越的な地位に立ちやすい点に配慮し、両部門間での中小 M&A に関する情報共有の範囲・方法等も含め、法令・指針等に即し、適正な利益相反管理態勢の整備を行うことが求められる。

(3) 譲り渡し側が事業再生局面にある場合の中小 M&A 支援の在り方

金融機関は、譲り渡しを希望する融資先の顧客が返済条件緩和・債務減免が行われている等、事業再生局面にある場合には、可能な限り有利な条件での債権回収を行うべく、早期の中小 M&A の実行を促す動機が構造的に強くなる傾向にある。

このような局面において中小 M&A 支援を行う場合にも、譲り渡し側の意向を汲みながら、譲り渡し側の真意に即した中小 M&A 支援を行うことが求められる(なお、仲介者・FA として中小 M&A 支援を行う場合には、その前提として、このような局面において仲介者・FA となることについて、利益相反管理態勢上での整理が求められる。)

(4) 経営者保証に関するガイドラインの遵守

金融機関は、中小 M&A に伴う経営者保証の解除等に関し、「経営者保証に関するガイドライン」及び「経営者保証に関するガイドラインの特則」に留意されたい。

IV 商工団体

1 商工団体による中小 M&A 支援の特色

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等といった商工団体は、地域に根差し、地域における商工業の振興に向けた取組を行う組織であり、地域の社会的・文化的な側面においても大きな役割を果たしている。その性質から、地域の中小企業における最も身近な相談窓口であり、かつ、中小企業に向けられた公的な支援制度の詳細を最も熟知した支援機関の1つである。

商工団体の経営指導員等の職員は、中小企業の経営者から法務や税務といった技術的な事項というよりは、経営に関する一般的な相談を受けることが多い。その過程において、事業承継についてのニーズを含む当該中小企業の事業の状況や当該中小企業の地域における位置付け等を認識できる立場にいる。

2 主な支援内容

(1) 気付きの機会の提供

商工団体は、会員向けの研修や、日々の巡回による経営指導等を通じて、中小企業との接点を絶やさずに持ち続けることにより、当該中小企業の課題を認識する必要がある。特に、60歳を超える経営者に対しては、今後の事業計画の策定や事業承継に係るニーズ調査等を通じて、事業承継について検討する「気付きの機会」を積極的に提供することが期待される。

(2) 適切な支援機関への橋渡し

気付きの機会の提供に伴い、後継者不在に起因する事業の譲り渡しニーズが顕在化した場合には、具体的な中小 M&A の手続を検討することになるため、適切な支援機関への橋渡しを行うことが望ましい。事業引継ぎ支援センターをはじめ、中小 M&A 支援に精通している士業等専門家や、M&A 専門業者とのネットワークを構築することが期待される。

なお、商工団体が他の支援機関に中小企業の橋渡しをしたとしても、その後、譲り渡し側の中小企業の経営状態が悪化してしまうことにより、中小 M&A 自体が頓挫してしまう、あるいは当初の希望通りの条件での成約が困難となってしまうこともありうるため、引き続き当該中小企業に対し、経営指導等を通じ接点を持ち続けることが求められる。また、適宜、当該中小企業の求めに応じて、他の支援機関とも連携しながら「見える化」「磨き上げ」等の伴走支援を行うことも期待される。

3 中小 M&A 支援に関する留意点

(1) 情報の取扱いの注意点

商工団体は、地域に根差している性質上、会員である地域内の中小企業との間で豊富なネットワークを有しており、地域内の中小企業同士のマッチング支援等を行うことがある。その反面、会員同士が顔見知りである可能性も高く、譲り渡し側・譲り受け側を特定しやすく、情報が素早く伝達されてしまうおそれもあるため、譲り渡し側・譲り受け側の情報の取扱いについては注意が必要である。

(2) 他の支援機関との連携

商工団体は、地域の中小企業の相談窓口として特に重要であるため、幅広い相談内容に対応し適切な支援機関へとつなげるよう、日頃から地域の事業引継ぎ支援センターや士業等専門家といった他の支援機関の行う支援を理解し、必要に応じこれら支援機関との意思疎通を図ることが望まれる。

V 士業等専門家

中小 M&A に関与することの多い士業等専門家は、以下のとおりであり、中小 M&A において、主に以下のような役割を果たすことが期待される。士業等専門家は、それぞれ専門分野と職責が異なるため、それぞれが適切に当該分野に係る職責を果たしつつ、必要に応じ、各士業等専門家間で連携することが期待される(なお、記載順は五十音順である。)

1 公認会計士

(1) 公認会計士による中小 M&A 支援の特色

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」(公認会計士法第1条)。これを踏まえて、財務・会計の専門家である公認会計士が、特に譲り渡し側の支援機関として中小 M&A において果たす役割は、財務書類その他財務情報(事業計画やバリュエーションのための基礎情報)の信頼性の向上、監査業務や上場支援業務の経験を生かした組織的な社内体制構築への助言や支援、譲渡スキームの検討・策定等、中小 M&A 全般に関する支援である。これに加え、税理士登録することで、税理士として顧問業務を同時に提供し日頃から財務書類の作成を支援している場合には、経営者の経営全般に関する身近な相談相手としての役割が期待される(この場合には、併せて「2 税理士」【69ページ以下】参照。)

また、依頼を受けた場合には、譲り渡し側についての財務デュー・ディリジェンス(財務 DD)や譲渡対価の基礎となるバリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)を業務として提供する。

(2) 主な支援内容

① 適正な財務書類の作成支援

公認会計士は、適正な財務書類の作成支援を期待されている。特に中小 M&A を進める中で譲り受け側に提出された譲り渡し側の財務書類が一般に公正妥当と認められる会計基準、「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」や「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」等に基づいて作成されていない場合、譲り受け側より信頼できる財務書類ではないとみなされ、譲渡額を含め不利な条件での交渉となる場合や交渉自体が不成立となる場合もある。更には、中小 M&A のクロージングにおいて統合作業に支障が生じることもあるため、事前に適正な財務書類を

作成するよう譲り渡し側経営者を支援することが望まれる。

② プレ M&A 支援

公認会計士に期待されるプレ M&A 支援として以下の対応が考えられる。なお、トラブルを事前に防止するためには、「中小企業施策調査会研究報告第2号 公認会計士による中小企業の事業承継支援－従業員承継の支援手法について」(平成30年1月15日、日本公認会計士協会)が実務の上でも参考となるため、必要に応じて参照されたい。

ア コーポレート・ガバナンスの構築支援

中小企業においては、会社法で求められている株主名簿や株主総会決議・取締役会決議の議事録等の整備が不十分な者が少なくない。

こういった点が整備されコーポレート・ガバナンスが構築されていることにより、譲り受け側が円滑に M&A を行えるとの判断に資することもあるため、今後の中小 M&A に備えてその整備を支援することが望まれる。

イ 株式・事業用資産等の整理・集約の支援

中小 M&A においては、名義株や所在不明株主の存在、未計上の退職給付債務や未払残業代等の簿外債務等が問題となるケースが多く、依頼者にこのような問題がある場合には、必要に応じて弁護士等と連携し、整理をしておくことが望ましい(この点については、「4 弁護士」(2) 主な支援内容)「① 株式・事業用資産等の整理・集約の支援」【77ページ以下】参照)。

また、役員社宅や役員貸付金、役員保険といった経営者等と会社との取引、事業用資産の所有関係等について明確な区分・分離を進める場合には、「中小企業施策調査会研究報告第1号 『経営者保証に関するガイドライン』における公認会計士等が実施する合意された手続に関する手続等及び関連する書面の文例」(平成29年12月1日、日本公認会計士協会)を参照されたい。

ウ 中小企業における適切な内部統制の構築・運営の支援

中小企業においても、社内での円滑な情報共有等を可能とする適切な内部統制の構築・運営は、適正な財務書類の作成の基礎となるため、財務・会計の専門家である公認会計士はこれを支援することが望まれる。

例えば、営業担当・会計担当間における取引先の与信情報の共有(適正な売上債権の管理により、会計上、適正な貸倒引当金の計上を可能とする。)や、倉庫担当・購買販売担当間における棚卸資産の情報の共有(棚卸資産の価額・数量の適時の把握を可能とする。)を可能とする社内体制の整備等に向けた助言等が考えら

れる。

エ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援

公認会計士は、中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向け、「経営者保証に関するガイドライン」及び「経営者保証に関するガイドラインの特則」に即した対応について、必要に応じて助言することが望ましい。

③ バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

公認会計士は財務・会計の専門家としてバリュエーションを実施するが、実施に際しては、基本的に以下の手法を用いて、「経営研究調査会研究報告第32号『企業価値評価ガイドライン』の改正について」(平成25年7月22日、日本公認会計士協会)に係る改正後の企業価値評価ガイドライン(平成25年7月3日、日本公認会計士協会)を踏まえ、事案に応じて適切に実施することが望まれる(なお、複数の手法により算定した結果をそれぞれ比較検討するケースもある。)

ア コストアプローチ(ネットアセットアプローチ)

主に評価対象会社の貸借対照表の純資産に着目して企業価値・事業価値を評価する方法である。代表的な手法として、「(修正)簿価純資産法」、「時価純資産法」がある。

イ マーケットアプローチ

上場している同業他社や類似取引事例等から企業価値・事業価値を推定計算する方法である。代表的な手法として、「市場株価法(評価対象会社の株式の市場価格等を基準に評価を行う方法)」と、「マルチプル法(類似する上場企業の株価や、類似する取引における成立価格をベースに一定の調整をした上で評価を行う方法)」がある。

ウ インカムアプローチ

将来期待されるキャッシュフローや利益から企業価値・事業価値を算定する手法である。代表的な手法として、「DCF 法(期待されるキャッシュフローを現在価値に割り引いて評価する方法)」や「収益還元法(期待される収益を現在価値に割り引いて評価する方法)」がある。

【三つの評価アプローチの一般的な特徴】

項目	ア) コスト	イ) マーケット	ウ) インカム
客観性	◎	◎	△
市場での取引環境の反映	△	◎	○
将来の収益獲得能力の反映	△	○	◎
固有の性質の反映	○	△	◎

◎:優れている ○:やや優れている △:問題となるケースもある

出典:日本公認会計士協会「企業価値評価ガイドライン」(27ページ)を一部加工

④ 財務 DD

公認会計士の主要な業務に財務デュー・ディリジェンス(財務 DD)がある。

財務 DD は、M&A に際して譲り渡し側の事業実態を調査し、当該調査対象が内包するリスク要因を把握することを目的としている。具体的には、譲り渡し側の過去の実績の把握や、現在の財務状態を調査して財務リスクを特定すること、また、将来の事業計画の基礎となる情報を入手することを目的としている。

財務 DD の調査範囲や調査手法は、主に依頼者となる譲り受け側がどのような譲渡スキームを前提に、どの程度のリスクを容認できるのか、また財務 DD にどの程度の時間やコストを掛けられるのかによって異なる(例えば、株式譲渡スキームを前提とする場合には、簿外債務・偶発債務も含めた全般的な調査を要することが多い。)。このため、依頼者(主に譲り受け側)と作業を実施する公認会計士は事前に調査範囲と調査手法について合意した上、決定することになる(合意された手続)。この場合の留意点等については、「専門業務実務指針4400 合意された手続業務に関する実務指針」(平成28年4月27日、日本公認会計士協会)を参照されたい。

一般的に財務 DD は、譲渡対価や譲渡スキーム等の基本的な譲渡条件を合意してから(主に基本合意締結後に)実施される。当該財務 DD の結果は、譲渡対価や譲渡スキーム等を修正したり、中小 M&A そのものを取りやめたりするといった判断の際に、重要な判断要素となり得る(例えば、財務 DD の結果、多大な簿外債務・偶発債務が発見された場合には、当初予定していた株式譲渡スキームから、事業譲渡スキームへと変更を余儀なくされることもある。)。また、財務 DD の結果は、単に譲渡条件の調整に利用されるだけでなく、把握されたリスク要因や問題点がクロージング後の統合作業(PMI)時に有用な情報としても活用される。

このように、財務 DD は中小 M&A の遂行に影響を与えるとともに、調査範囲や調査手法によって必要な時間やコストも異なることから、公認会計士が財務 DD を実施するに当たっては、慎重かつ効率的な調査を心掛けることが望まれる。

なお、中小 M&A では少ないものの、事前に譲り渡し側が財務上の問題点や必要資料を整理する観点から財務 DD を実施するケースもある(セラーズ DD)。

⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援

譲り渡し側である債務超過企業が債務整理手続を要する場合に、債権者への弁済額・弁済時期等を含む弁済計画(再生計画)を策定する必要上、実態貸借対照表・清算貸借対照表等を作成することがある。また、公認会計士は、民事再生手続における財産評定(民事再生法第124条第1項参照)等、法定の手続を担うこともある。

債務超過企業の中小 M&A 支援に伴う債務整理手続に携わる公認会計士は、時機を逸しないよう早期の支援が重要であることから、弁護士等と連携しながら、信頼性のある財務書類等の作成により手続の円滑な進行に貢献することが期待される。この点については、「中小企業施策調査会研究報告第3号 公認会計士による中小企業の事業承継支援－事業継続・廃業に対する早期判断とその支援手法について」(平成30年1月15日、日本公認会計士協会)を参照されたい。

なお、債務超過企業においては、経営者保証に係る保証債務の整理が問題となる場合もある。前述の「経営者保証に関するガイドライン」に即した対応について助言することが望ましい。この点については、「中小企業施策調査会研究報告第4号 『保証人の資力に関する情報』における公認会計士による実務」(平成30年12月25日、日本公認会計士協会)を参照されたい(債務超過企業の M&A 支援については、「4 弁護士」「(2) 主な支援内容」「⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援」【79ページ以下】参照。)

⑥ 中小 M&A 実行以後に関する支援(ポスト M&A 支援)

中小 M&A のクロージング後においては、統合後の円滑な事業遂行が可能となるよう、公認会計士は、統合作業の一環として譲渡された企業又は事業の体制整備や付加価値源泉を基点としたシナジーの検証及びこれに基づくグループ全体の経営計画策定を支援することが望ましい(この際、「経営デザインシート」(参考資料9「各種サポートツール一覧」参照)等の各種のサポートツール等の適宜の活用が考えられる。)。また、必要に応じ、グループ・ガバナンスや内部統制の構築、原価計算制度の見直し、IT 統合等に関する支援も検討されたい。

(3) 他の支援機関との連携

中小 M&A に関わる業務は専門性を有し、かつ、多岐にわたる。必要に応じて、事業引継ぎ支援センター(「第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き」「IV 事業引継ぎ支援センター」【41ページ以下】参照)や、中小企業再生支援協議会等の公的機関、中小 M&A を専門とする士業等専門家や M&A 専門業者といった他の支援機関と連携して業務を進める必要がある。

2 税理士

(1) 税理士による中小 M&A 支援の特色

「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命」とし(税理士法第1条)、他人の求めに応じ、租税に関し、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業とする(同法第2条第1項)。また、同業務に「付随」する業務として「財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務」を行うことができる(同条第2項)。

通常、デュー・ディリジェンス(DD)やバリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)等の中小 M&A に関わる業務は、直接的にはこれら税理士の業務に含まれていないことから、中小 M&A に積極的に携わる税理士は限られ、税理士が顧問先の M&A について関与しきれていないケースもあるものと思われる。

他方、M&A は事業の拡大又は事業承継の選択肢として、昨今、中小企業の経営者にも広く認知され、税理士が顧問先等から相談されるケースも増えているものと思われる。

税理士は中小企業の経営者にとって身近な相談役であり、顧問として中小企業の実情を把握し、中小企業の税務・会計にも精通していること等から、顧問先に対して、税務・会計に関する支援に限らず、経営支援、金融支援といった多面的な支援を行い得る立場におり、中小 M&A においても積極的に支援することが期待される。

税理士は顧問として継続的な役務提供を行うケースが多数であるため、本ガイドラインでは主に中小企業の顧問税理士を念頭に記載する。

なお、中小 M&A に関連する業務が通常の顧問業務の範囲外となる場合には、事前に顧問先にその旨を説明し、業務内容や報酬等について了承を得ることも必要である。中小 M&A に関連する業務は、通常の顧問業務とは別途の専門性を要することが多く、別途の報酬の請求が相当であるケースも多い。

(2) 主な支援内容

① 適正な税務申告書等の作成等

ア 助言義務

中小 M&A を進める中で対象企業の粉飾決算が明らかとなり、中小 M&A が困難となる場合がある。税理士は、顧問業務の中で期末在庫の操作や売上の水増し等、顧問先の不正会計等を確認した場合には適切な助言や指導をして、顧問先が法令の

不知や税務行政に関する誤解等によって生じる損害を被ることのないようにすべき注意義務(善管注意義務)がある。

この点、税理士法第41条の3では、「税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない」とする助言義務を明記している。

なお、税理士が助言したにもかかわらず、委嘱者が助言に従わなかった場合は、助言義務違反には当たらないが、そのままその委嘱者について税理士業務を継続して行う場合には、不真正税務書類作成禁止違反等(同法第45条)に該当することになるおそれがあるため留意する必要がある。

イ コーポレート・ガバナンスの構築支援

中小企業においては、会社法で求められている株主名簿や株主総会・取締役会の議事録等の整備が不十分な場合が少なくない。

こういった点が整備され、コーポレート・ガバナンスが構築されていることにより、譲り受け側が円滑に M&A を行えるとの判断に資することもあるため、税理士は顧問先に対し今後の中小 M&A に備えてその整備を支援することが望まれる。

ウ 株式・事業用資産等の整理・集約の支援

中小 M&A においては、名義株や所在不明株主の存在、役員社宅や役員貸付金、役員保険といった同族関係者と会社との取引、事業用資産の所有関係等、未計上の退職給付債務や未払残業代等の簿外債務等が問題となるケースが多く、顧問先にこのような問題がある場合には、予め弁護士等と連携し、整理をしておくことが望ましい(この点については、「4 弁護士」(1) 主な支援内容「①株式・事業用資産等の整理・集約の支援」【77ページ以下】参照)。

② 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援

税理士は、中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向け、「経営者保証に関するガイドライン」及び「経営者保証に関するガイドラインの特則」に即した対応について、必要に応じて助言することが望ましい。

③ 中小 M&A の課税関係等を踏まえた適切な助言及び提案

中小 M&A は、一般的に株式譲渡又は事業譲渡で行われるケースが多く、また、通常、代表者交代が行われるタイミングであることから、代表者への役員退職慰労金の

支払と組み合わせて行うこともある。いずれの場合も各々にメリット・デメリットがあり、税理士は顧問先から M&A について相談を受けた場合には、これらメリット・デメリットを総合的に勘案し、適切な助言やスキームの提案等が期待される。

なお、中小 M&A により株主である経営者個人に所得が生じた場合には、所得税・住民税のほか、(会社の社会保険に加入していないときは)国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料にも影響があるため留意する必要がある。

また、一般的には、株式譲渡契約書等は印紙税の非課税文書であるが、当該株式譲渡契約書等に代金受領の記載がある場合には、課税文書(印紙税法別表第1第17号の1文書)に該当し、収入印紙の貼り付けが必要となるため留意する必要がある。

ア 株式譲渡

一般的に「株式譲渡」は、許認可等の再取得や登記手続等が不要で手続が簡便であること、株式取得後合併等をした場合において一定の要件を満たしたときは対象企業の欠損金を引き継ぐことができること等のメリットがある。

他方、デメリットとしては、未払残業代等の簿外債務や賠償義務、不要な余剰資産の引継ぎリスク等が生じ得る。

なお、株主である経営者個人の税金については、株式譲渡の場合、譲渡益に対する分離課税(税率20.315%)で課税関係が終了する。

株式譲渡契約書については、参考資料7(4)「株式譲渡契約書サンプル」を参照されたい。

イ 事業譲渡

「事業譲渡」は、取得する資産・負債の取捨選択により株式譲渡で挙げた簿外債務等のリスクを限定することができること、所在不明株主の存在や株式の分散等により株式譲渡の手法で M&A を行うことは困難でも株主総会特別決議の可決承認が可能な場合には有効な手段であること、資産調整勘定(のれん)が生じた場合には損金算入することができること等のメリットがある。

他方、デメリットとしては、資産等の個別の移転手続が必要となること、不動産を取得する場合には不動産取得税・登録免許税が生じること、また、許認可等についても原則、取り直す必要があること(なお、登録免許税・不動産取得税の特例、許認可承継の特例は後述する。)等が生じ得る。

また、事業譲渡の場合、減価償却資産等は消費税の課税売上に該当するため、課税事業者である場合には消費税等の課税関係についても留意が必要である。

なお、株主である経営者個人の税金については、事業譲渡の場合、譲渡対価は法人に帰属するため、益金に対し法人税等の課税が生じる。その後、株主である経営

者に配当又は役員報酬等で還流をする場合には、総合課税(税率15.105%~55.945%)の対象となることから、分離課税となる役員退職慰労金の支給と併せて検討することもあり得る。

事業譲渡契約書については、参考資料7(5)「事業譲渡契約書サンプル」を参照されたい。

④ 中小企業等経営強化法における登録免許税・不動産取得税の特例、許認可承継の特例

中小企業等経営強化法の経営力向上計画(以下「認定計画」という。)の認定を受けた事業者は、認定計画実行のための支援措置(税制措置、金融支援、法的支援)を受けることができる。具体的には、税制措置として、認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例があり、金融支援として、日本政策金融公庫の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証協会による信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができる。また、法的支援として、各種業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができる。

なお、中小企業等経営強化法における支援措置のうち、法人税等の特例及び登録免許税・不動産取得税の特例については適用期限があるため、留意されたい。

⑤ 税務 DD

税務デュー・ディリジェンス(税務 DD)とは、対象会社の企業価値に影響する潜在的な税務リスク(例えば、過去の申告内容の誤りによる追徴課税等)の把握等の観点から必要に応じて行うものであり、実行に当たっては、依頼者と協議の上、調査対象範囲・対象年度・手法を決定することとなる。

一般的に、税務 DD において実施される調査手続は、以下のとおりである。

- ・対象会社の経営陣、顧問税理士等に対するインタビュー
- ・過去の税務申告書のレビュー
- ・過去の税務調査・税務訴訟等の把握
- ・過去の組織再編、資本取引等の税務処理の把握
- ・税務上の欠損金の使用可能性、各種税制の適用状況の把握 等

顧問税理士は、顧問先が対象となる法務・財務・税務等のデュー・ディリジェンス(DD)については、必要となる資料の提供、過去の会計処理や税務処理に対するインタビュー等について積極的に協力することが望ましい。

⑥ バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)

バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)の方法は、大きくコストアプローチ(ネットアセットアプローチ)(時価純資産法等)、マーケットアプローチ(類似会社比較法(マルチプル法)等)、インカムアプローチ(DCF法等)に分類されるが、中小M&Aの場合、時価純資産法で算定されるケースが多い。「相続税財産評価に関する基本通達(財産評価基本通達)」による取引相場のない株式の評価(純資産価額方式)は、時価純資産法に類似しており、税理士の業務知識でも対応可能であると考えられる。このため、税理士は、顧問先から譲渡対価の価額の妥当性について相談を受けた場合には、適切な助言等を行うことが期待される。

しかしながら、企業価値評価・事業価値評価については前述のとおり様々な方法があり、判断が困難な場合も想定されることから、この場合には、M&Aを専門とする公認会計士等の専門家や公的機関と連携することが必要である。

⑦ マッチングサイト等の活用

税理士が仲介者又はFAとして主導する中小M&Aにおいては、民間のM&Aプラットフォームが運用しているM&Aプラットフォームや日本税理士会連合会が運用している顧問税理士が関与先企業の窓口となって引継ぎ先を探すためのマッチングサイト「担い手探しナビ」(参考資料10「日本税理士会連合会『担い手探しナビ』」参照)等を積極的に活用することも期待される。

⑧ 債務超過企業に対する中小M&A支援

事業の価値は最終的には譲り受け側の評価により決まるものであり、一概に債務超過だからといって廃業しか選択肢がないとは限らない。また、簿価純資産上は債務超過でも時価純資産(修正簿価純資産)上は資産超過となる場合もある。顧問税理士は、債務超過の顧問先から廃業の相談等を受けた場合には、中小M&Aの可能性についても検討することが期待される。

この際、譲り受け側に事業の価値を見出してもらうためには、譲り受け側に対する譲り渡し側の事業についての詳細な情報開示が必要であり、顧問税理士は積極的に協力する必要がある。

また、債務整理手続を要する場合には、債権者との間で債務減免等の交渉が必要となる場合があり、この場合には中小企業再生支援協議会や事業再生を専門とする弁護士等の専門家と連携することも重要である。なお、債務超過企業においては、経営者保証に係る保証債務の整理が問題となる場合もある。税理士は「経営者保証に関するガイドライン」に即した対応について、助言することが望ましい(債務超過企業へのM&A支援については、「4 弁護士」「(2) 主な支援内容」「⑤ 債務超過企業に対する中小M&A支援」【79ページ以下】参照)。

(3) 他の支援機関との連携

中小 M&A に関わる業務は専門性を有し、かつ、多岐にわたる。そのため、税理士は、特に顧問先の中小 M&A 案件について一人で抱え込まず、必要に応じて、事業引継ぎ支援センター(「第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き」「IV 事業引継ぎ支援センター」【41ページ以下】参照)や、中小企業再生支援協議会等の公的機関、中小 M&A を専門とする弁護士等の士業等専門家といった、他の支援機関と連携する等、顧問先に親身に寄り添う姿勢が期待される。

例えば、中小 M&A 時において交わされる株式譲渡契約書には、一般的に表明保証条項(「用語集」参照)が記載されることが多いが、特に中小 M&A の場合、経営者が表明保証の内容を正しく理解せず、事実と反することを表明保証することも想定される。顧問税理士は、弁護士等の専門家と連携し、顧問先にとって不利益な条項等がないか確認をし、適切な助言等を行うことが期待される。

3 中小企業診断士

(1) 中小企業診断士による中小 M&A 支援の特色

中小企業診断士は、中小企業支援法第11条に定める「中小企業の経営診断の業務に従事する者」として経済産業大臣より登録された者であり、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家である。中小企業診断士は、中小企業の成長戦略策定やその実行のためのアドバイスを主な業務とするが、中小企業と行政・金融機関等をつなぐパイプ役を担うほか、専門的知識を活用しての中小企業施策の適切な活用支援、更には経営者に寄り添った精神面でのサポート等、幅広い活動が求められる。

中小 M&A における役割としては、経営者のよき相談相手となるとともに、「磨き上げ」を通じた企業価値・事業価値の向上、ビジネス(事業)DD、ポスト M&A 支援等、幅広い工程で積極的に支援することが期待される。

なお、中小企業診断士は、M&A 専門業者、金融機関、商工団体に所属する者にも多く、他の士業等専門家の資格を兼ねる者も多い。

(2) 主な支援内容

① 気付きの機会の提供

中小企業診断士は、様々な立場で中小企業と接する機会があるが、各種の経営相談に対応する中で必要と考えられる者に対しては、事業計画や事業承継計画の策定の働き掛け等を通じて事業承継について検討する「気付きの機会」を積極的に提

供するとともに、その後に向けた中小企業の取組について広く支援することが望まれる。

② 中小 M&A 前後の企業価値・事業価値向上への貢献

中小企業診断士は、中小企業の経営全般に関する知見を有しており、中小 M&A の準備段階に入る前から企業・事業の価値を向上させるべく「見える化」「磨き上げ」への支援を行うことが考えられる。「見える化」を進める際には、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うためのツールである「ローカルベンチマーク」(参考資料9「各種サポートツール一覧」参照)を適宜活用すると、他の支援機関(特に金融機関)との間における共通認識につながり有用であると思われる。

また、中小 M&A のクロージング後(ポスト M&A)の段階において、事業の運営面からPMIを支援することが考えられる。これに関連して、事業の将来像を構想し、それに向けた戦略を策定するためのツールである「経営デザインシート」(参考資料9「各種サポートツール一覧」参照)は、ポスト M&A の生産性向上を目指す支援に適宜活用されることが期待される。中小企業の場合、事業計画を作成していない場合が多く、事業の現状把握から将来構想の明確化までの一連の検討がなされていないことが多い。「経営デザインシート」を適宜活用することにより、「これまで」から「これから」へつなぐための課題が整理され、事業性評価とともに、ポスト M&A を見据えた支援に役立つと思われる。

このように、各種ツールを適宜活用しながら、中小 M&A の前後を通じた支援により、中小企業診断士は、中小 M&A を通じた企業価値・事業価値向上に貢献することが考えられる。

③ 企業概要書の作成等の支援

中小企業診断士は、中小 M&A の際、顧客である譲り渡し側の事業の全体像を把握し、企業概要書の作成を支援することが期待される。企業概要書は、譲り受け側に対し、譲り渡し側の具体的な情報を伝えることで、その後の中小 M&A の手続の円滑な進行に資するものであることから、中小企業診断士は譲り渡し側経営者と相談の上、正確な企業概要書の作成に留意する必要がある。

④ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援

中小企業診断士は、中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向け、「経営者保証に関するガイドライン」及び「経営者保証に関するガイドラインの特則」に即した対応について、必要に応じて助言することが望ましい。

⑤ ビジネス(事業)DD

中小企業診断士の業務にビジネス(事業)デュー・ディリジェンス(ビジネス DD)がある。

ビジネス DD は、M&A に際して譲り渡し側の商流や収益構造といったビジネスモデルを整理し、外部環境・内部環境からマーケット(市場)における競争力を分析し、事業の将来性や譲り受け側との統合によるシナジーの検討等を行うことを目的としている。

ビジネス DD の十分な調査のためには一定のビジネス・事業に関する知見やノウハウを要する。中小企業の経営全般に関する知見を有し、専門的な分析ツールを身につけている中小企業診断士は、ビジネス DD に取り組みやすい立場にあるため、積極的にビジネス DD に関与し、円滑な中小 M&A の促進を支援することが期待される。

⑥ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援

債務超過企業において債務整理手続を要する場合には、債権者との間で債務減免等の交渉が必要となる場合がある。この場合には、中小企業診断士は中小企業再生支援協議会や事業再生を専門とする弁護士等の専門家と連携することも重要である。

なお、債務超過企業においては、経営者保証に係る保証債務の整理も問題となるため、中小企業診断士は「経営者保証に関するガイドライン」に即した対応について、助言することが望ましい(債務超過企業の M&A 支援については、「4 弁護士」「(2) 主な支援内容」「⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援」【79ページ以下】参照)。

(3) 他の支援機関との連携

中小企業診断士は、一般的に財務・税務・法務等について、それぞれの分野を専門とする士業に係る資格を有する者と同等の専門知識を有するものではないため、具体的な課題に応じて、公認会計士・税理士・弁護士等と連携する必要がある。また、必要に応じて事業引継ぎ支援センター等の公的機関とも連携することが望ましい。

4 弁護士

(1) 弁護士による中小 M&A 支援の特色

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命」とし(弁護士法第1条第1項)、この「使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない」(同条第2項)。これを前提に、「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行

為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」(同法第3条第1項)。

中小 M&A においては、譲り渡し側の株主や経営者の親族、役員・従業員、取引先(仕入先・得意先等)、金融機関等、様々な利害関係者に関して、紛争予防等の観点から利害関係の調整に配慮する必要がある、弁護士が代理人として利害関係者との交渉を行うことがある。また、中小 M&A においては、法的な観点での検討が不可欠であり、弁護士が法務の専門家として、株式譲渡や事業譲渡といった手法の選択、譲渡スキームの検討・策定等、全体的な手続進行のコーディネートを行うことがある。

一方、弁護士は、依頼を受けた場合には、個別の対応事項(例えば、契約書等の作成・リーガルチェックや法務 DD のほか、中小 M&A に伴う個別の法的な課題やトラブルへの対応等)についてのスポット対応を行うこともある。なお、譲り渡し側の顧問弁護士等の場合には、中小 M&A の意思決定前の段階より継続的にコーポレート・ガバナンス等を意識した助言・対応等を行うこともある。

このように、弁護士は法務の専門家として、円滑な中小 M&A の実現に向けて、多面的な支援を行い得る立場にある。

(2) 主な支援内容

① 株式・事業用資産等の整理・集約の支援

支援機関は、中小 M&A の事前準備として、株式・事業用資産等の整理・集約の支援を行うことが望まれるが、特に以下の場合には、弁護士が関与・支援することが望まれる。

ア 名義株主・所在不明株主への対応

平成2年(1990年)の商法改正前は、株式会社設立に当たり、7人以上の発起人が必要であり、かつ各発起人が1株以上の株式を引き受ける必要があったため、他人の承諾を得て、他人名義を用いて株式の引受け・取得がなされるケースが多く存在した(いわゆる名義株)。当該他人(名義株主)と実質的な株主の間で、株主たる地位や配当等の帰属を争う紛争が生じないよう、実質的な株主への株主名簿の名義書換等を進めておく必要がある。その際には、例えば事前に名義株主と実質的な株主の間で株主たる地位等について確認する合意を締結しておく等の方策が考えられる。

また、所在不明株主が生じている場合には、5年以上継続して会社からの通知が到達しない株主が保有する株式について、会社法の定める手続による競売・売却・自社株買い(会社法第197条)を行うこと等により対応する必要がある。

イ 株式の整理・集約の支援(「ア 名義株主・所在不明株主への対応」を除く。)

中小 M&A の際には、一定の株式を譲り渡し側において整理・集約しておく必要が

ある。例えば、譲り渡し側である会社の全株式の株式譲渡を行う場合には、全株主から株式を買い取っておくことや株式譲渡についての委任状を取得しておくことが必要となる。その際、高齢の株主が健康なうちに早急に株式を買い集めるケースや、利益計上できていない債務超過企業の株式を備忘価格で買い集めるケースも見られる。

譲り渡し側である会社が全事業の事業譲渡を行う場合には、出席株主の議決権の3分の2以上による株主総会特別決議(会社法第309条第2項第11号、第467条第1項第1号)が必要となることがある。その場合には、確実な議決権行使のため総議決権の3分の2以上の株式の買取り又は議決権行使についての委任状の取得が望まれる。

弁護士は、既存株主からの株式買取りや委任状の取得が必要な場合には、これを円滑に実現できるよう、既存株主と協議・交渉することが必要となる。

なお、特別支配株主による株式等売渡請求(会社法第179条以下)や株式併合手続(会社法第180条)を利用する等して株式を大株主に集約する方法(いわゆるスクイズ・アウト)もある。

ウ 事業用資産等の整理・集約の支援

譲り渡し側が会社又は個人か、譲渡の手法が株式譲渡又は事業譲渡等かにかかわらず、譲り渡し側の重要な事業用資産等については、譲り受け側による利用が可能となるように確認・整理しておく必要がある。特に、中小企業においては、会社と経営者の資産が分離されていないことがあるため、両者の資産を明確に切り分けて整理しておくことも重要である。

なお、以上の支援については、依頼者である中小企業やその経営者だけでは分からない情報又は漏れている情報も多くあり得るため、依頼者の顧問税理士等にも確認しながら作業を進めることが適切なケースが多い。

② 契約書等の作成・リーガルチェック

弁護士の主要な業務に契約書等の作成・リーガルチェックがある。

中小 M&A においては、譲り渡し側(又はその経営者等)・譲り受け側が、基本合意書、株式譲渡契約書や事業譲渡契約書等、何らかの書面を取り交わして、契約等を締結するケースがほとんどである。なお、必要な株主総会決議・取締役会決議の議事録等も準備する必要がある。

こういった契約等に当たっては、契約書等の書面の内容が当事者の合意した事項を正確に反映しているか確認が必要であり、場合によっては内容の確定について交渉を要する。合意内容によっては、契約書等の記載内容と合致しているか中小企業やその経営者が自ら判断することが難しいこともあるため、法務の専門家である弁護

士が契約書等の作成・リーガルチェックを支援することが望ましい。

なお、中小 M&A で特に多く用いられる契約書等（秘密保持契約書・基本合意書・株式譲渡契約書・事業譲渡契約書）については、参考資料7「各種契約書等サンプル」のうち(2)～(5)の契約書等サンプルを参照されたい。

③ 中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向けた支援

弁護士は、中小 M&A に伴う経営者保証解除の円滑な実現に向け、「経営者保証に関するガイドライン」及び「経営者保証に関するガイドラインの特則」に即した対応について、必要に応じて助言のほか、金融機関との協議・交渉を行うことが望ましい。

④ 法務 DD

法務デュー・ディリジェンス(法務 DD)とは、対象企業の抱える法的なリスク等について、主に譲り受け側が必要に応じて行う調査であり、実施に当たっては、弁護士が依頼者と協議の上、調査対象範囲を決定することとなる。特に、株式譲渡の手法を選択する場合には、譲り渡し側の抱える法的なリスクをそのまま引き継ぎやすいため、全般的かつ網羅的な法務 DD を行うことが多い。その場合には、一般的に、株式・会社組織、重要な契約、資産及び負債、人事・労務、訴訟・紛争、許認可・コンプライアンス・環境問題等といった観点から調査するケースが多い。

特に重要なことは、法的な問題点が判明したときに、それが中小 M&A 実行にどのような影響を与え得るのか把握することである。判明した法的なリスクや現実的な対応策については、依頼者に説明できるように可能な限り整理しておくことが望ましい(法務 DD 前に法的な問題点が判明した場合も同様である。)

なお、例外的に、譲り渡し側が、弁護士に依頼して法務 DD を行うこともある(セラーズ DD)。

⑤ 債務超過企業に対する中小 M&A 支援

債務超過企業であっても、譲り受け側にとって事業に魅力を感じられるような場合には、中小 M&A が実現する可能性が見込まれる。この場合、弁護士は主に以下の観点を踏まえて支援を行うことが望まれる。

ア 資金繰りへの配慮

資金繰りは、資産超過状態の企業や利益計上できている企業でも問題となり得るが、特に債務超過企業は資金繰りに余裕のないケースが多く見られるため、資金繰りに配慮する必要がある。資金繰りが確保できている間は譲り受け側(スポンサー)探索等のための時間的余裕があるが、早期に資金繰りが尽きること(資金ショート)が見込まれる場合には、それについての対応を検討することが重要となる。

まず、譲り渡し側経営者からのヒアリング等を経て資金繰りへの懸念がある場合には、資金繰り表を作成の上、可能な限り月次(月繰り)に留まらず日次(日繰り)レベルまで資金繰りを具体的に把握し、資金ショートの時期を確認する必要がある。その際、表面的な資金繰りの把握に留まらず、依頼者からの相談の時点において既に未払が生じていないか等、実質的な内容まで踏み込んで把握しておくことが望ましい。

例えば、金融機関への元金・利息、公租公課、仕入先への買掛金、従業員への給料等のいずれかの未払が生じている場合に、未払が生じたばかりであるのか、又は、既に内容証明郵便や督促状等を受領しているのか等を確認しておくことで、事業や信用の毀損が進行していないか、どの債権者との交渉等に重点を置く必要があるのか等を認識することが可能になる。特に、仕入先への買掛金や従業員への給料に未払が生じている場合には、事業や信用の毀損が生じているおそれがあるため、注意が必要である。手形を利用している場合には、不渡りのリスクも把握する必要がある。

また、早期の資金ショートが見込まれる場合には、予定している支払の中止を検討することがあるが、可能な限り事業や信用の毀損が生じないよう、対象となる支払は慎重に検討して決定する必要がある。なお、信用保証協会等の公的機関や日本政策金融公庫等の政府系金融機関等を利用した資金調達が可能ケースもある。

イ 私的整理手続の検討

債務超過企業の中小 M&A において、当該企業が金融機関からの借入等が多く、金融機関に対する債務(金融債務)の支払が資金繰りを圧迫している場合には、まずその元金等の支払の猶予(リスケジュール)を受け、裁判所の関与なしに、交渉により債務減免等に関する金融機関の同意を得ていく手続(私的整理手続)を検討することが望まれる。私的整理手続は、裁判所の関与下で行う債務整理手続(法的整理手続)と異なり、官報等により公表されないため、事業や信用の毀損を防ぎやすい。

債権者との交渉をより円滑に進めるためにも、各都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会や、裁判所の関与下で行うものの官報等により公表されない特定調停手続等といった、一定の手続準則を示した第三者的機関の関与下において行う私的整理手続(準則型私的整理手続)の実施を目指すことが望まれる。

事業再生局面においては、別会社(第二会社)に譲り渡し側の事業を移転し、第二会社において事業の再建を目指すという方式(第二会社方式)を選択することが多い。その際には、中小企業再生支援協議会の関与下で事業譲渡等を実行し、その後の譲り渡し側の会社を特別清算手続で整理したり、特定調停手続を実施したりする等の手法を採用するケースが見られる。

ウ 法的整理手続の検討

債務超過企業の中小 M&A において、当該企業が金融債務のリスケジュール等だ

けでは資金繰りを維持できない場合には、仕入先に対する債務(取引債務)の整理も含め、民事再生手続等の法的整理手続を検討することになる。ただし、法的整理手続を申し立てた場合には、事業と信用の毀損が一定程度生じることは不可避であるため、企業価値・事業価値の保全のためには、可能な限り私的整理手続を目指すことが望ましい。

仮に、資金繰り等の観点から法的整理手続の申立てがやむを得ないとしても、可能な限り早期に適切なスポンサーの選定を目指し、可能であればスポンサー選定後に申立てを行う、いわゆるプレパッケージ型法的整理手続を目指すことが企業価値・事業価値の保全という観点からは望ましい。ただし、裁判所や監督委員等に対しては、スポンサー選定手続の透明性・公正性を合理的に説明できる必要がある。

エ 適正対価での事業譲渡等の必要性

債務超過企業である譲り渡し側が中小 M&A において事業譲渡等を実行する場合に、事業譲渡等の対価が不当に低額であり、適正な対価が譲り渡し側に支払われないケースでは、債権者(特に金融機関)から詐害行為取消権(民法第424条)を、監督委員等から否認権(民事再生法第127条等)を行使される等のリスクがある。少なくとも、破産したと仮定した場合の企業価値・事業価値(清算価値)を相当程度超える金額での事業譲渡等が要求される。可能な限り事前に適切な説明を尽くした上、債権者等の了承を得ておくことが望ましい。

オ 一部事業譲渡等の可能性の検討

企業全体として利益計上ができない債務超過企業でも、部門別あるいは店舗別等で切り分けて精査すると、黒字の優良事業を有することも多い。完全廃業せず、こういった一部事業のみを事業譲渡等により譲り渡すことは、譲り渡し側にとって従業員の雇用の受皿を最大限確保し、譲渡対価を可能な限り最大化することにもつながる。また、残りの事業を廃業する場合は、譲渡対価を廃業費用に充てられる可能性もある。

この場合、当該一部事業に関与している役員・従業員に対して事業譲渡等を行うという選択肢もあり得る。もともと当該事業についての経験・ノウハウを有しているため、円滑な業務の引継ぎが実現しやすい。

利益計上できない債務超過企業であっても、最初から破産手続等による完全廃業のみを検討するのではなく、資金繰り等の観点でも現実的に検討可能な場合には、一部事業譲渡等も含めて、譲り渡し側にとって最良の選択を検討することが望ましい。

カ 税務上の注意点

譲り渡し側である債務超過企業が債権者から債務減免を受ける場合には、債務免

除益が発生し、これについての課税が弁済計画(再生計画)の原資に影響を及ぼし得ることから、債務減免の金額が大きい場合には、特に注意する必要がある。債務免除益を相殺するに足りる欠損金(原則として青色欠損金であるが、法的整理手続や一定の私的整理手続の場合等には期限切れ欠損金も利用できる場合がある。)や資産評価損等があるか否かが重要となる。

この点については、債務超過企業の顧問税理士等とも連携の上で、必要に応じて課税リスクについても確認しながら、手続を進めることが必要である。

キ 経営者保証に関する処理

経営者が会社の金融債務等の保証人となっているケースは多い。このような経営者保証は、譲り渡し側経営者にとっても重要な懸念事項であり、これを適正に処理することが中小 M&A の促進にも資すると言える。

「経営者保証に関するガイドライン」を活用することにより、保証債務を免除され自由財産以上の資産(一定期間の生計費や華美でない自宅等)を残せる方策を検討する必要がある。また、以下の整理手順・手引も、必要に応じて活用することが望まれる。

● 中小企業庁が策定した整理手順

- ・ 「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」
(令和元年6月26日改訂)

● 日本弁護士連合会が策定した特定調停スキーム利用の手引

- ・ 「【手引1(一体再生型)】事業者の事業再生を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ・ 「【手引2(単独型)】経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引」
- ・ 「【手引3(廃業支援型)】事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」
(いずれも令和2年2月19日改訂)

(3) 他の支援機関との連携

中小 M&A に関わる業務は専門性を有し、かつ、多岐にわたる。必要に応じて、事業引継ぎ支援センターや中小企業再生支援協議会等の公的機関、M&A を専門とする士業等専門家や M&A 専門業者といった他の支援機関と連携して業務を進める必要がある。

特に、中小 M&A においては、法務面だけでなく財務面・税務面等の検討が必要となることが少なくないため、弁護士は公認会計士・税理士等と積極的に連携するよう

心掛けるべきである。

また、事業譲渡等の承継対象財産に不動産を含む場合や、会社分割・合併等の場合、クロージング後速やかに登記手続が必要になるため、最終契約締結前の早い時期に、司法書士に対し当該契約に係る契約書等その他の登記必要書類につき、照会・確認しておくことが望ましい。

5 その他の士業等専門家

以上の士業等専門家のほか、中小 M&A に係る手続においては、行政上の許認可関係の手続等を担当する行政書士、登記関係の手続等を担当する司法書士、労働及び社会保険関係の手続等を担当する社会保険労務士、といった士業等専門家が関わることも多い。

これら士業等専門家も依頼者ないし顧問先等において中小 M&A に関する相談等を受けた場合には、他の支援機関と連携の上、中小 M&A を円滑に実現するために業務、職責に応じて適正な支援が望まれる。

VI M&A プラットフォーマー

1 M&A プラットフォーマーによる支援の特色

M&A プラットフォーマーは、インターネット上のシステムを活用し、オンラインで譲り渡し側と譲り受け側のマッチングの場(M&A プラットフォーム)を運営する者である。

各 M&A プラットフォーマーにおいて、利用対象者や利用方法等は異なるが、一般的には譲り渡し又は譲り受けを希望する事業者が自らインターネット上で M&A プラットフォームに登録し、当該 M&A プラットフォームを閲覧することによりマッチング候補先を探すことができるため、簡便かつ低コストでのマッチングが可能となる。

M&A プラットフォーマーは、中小 M&A の全ての工程において多額の費用を掛けられない、又は、M&A 専門業者等に依頼することを躊躇して中小 M&A に踏み切れない中小企業等に対して、中小 M&A を後押しできる立場にいる。

2 主な支援内容

(1) マッチングの機会の提供

M&A プラットフォーマーは、M&A プラットフォームを提供しているが、今後、当該 M&A プラットフォームの更なる利便性や安全性の向上を図ることが望まれる。また、今後、譲り渡し側・譲り受け側当事者に加え、保有する案件情報が少ない支援機関においても M&A プラットフォームの利用が促進されることで、更なるマッチングの機会の拡大が望まれる。

(2) 後継者不在の中小企業に対する中小 M&A に係る意識醸成

M&A プラットフォーマーはマッチングの場の提供のほか、自身が運営する M&A プラットフォームが関与した M&A の成約事例等の発信等、インターネットを通じて広く中小 M&A の重要性等を発信している。

今後、M&A プラットフォーマーはインターネットを中心に、譲り渡し側である後継者不在の中小企業及び譲り受け側の双方に向けて、中小 M&A に係る意識醸成を図るために、各種のコンテンツや支援ツールを提供していくことが望まれる。

3 中小 M&A 支援に関する留意点

以下、M&A プラットフォーマーに関する留意点を記載する。

(1) サービス内容の明確化

M&A プラットフォームの仕組みや情報の開示範囲、料金体系等を含むサービス内容は、M&A プラットフォームによってそれぞれ違いがある。M&A プラットフォーマーは利用者が安心して M&A プラットフォームを活用できるよう、当該 M&A プラットフォームのサービス内容を分かりやすく明確に表示し、利用者がサービス内容を真に理解して M&A プラットフォームを活用できるよう努めるべきである。

(2) 掲載案件の信頼性

M&A プラットフォームは案件掲載が容易になる仕組みであるが、それゆえに、譲り渡し側・譲り受け側の双方にとって、掲載案件の信頼性については留意が必要である。具体的には、以下の点に留意すべきである。

① 掲載案件の実在性の確認

M&A プラットフォームへの案件掲載は容易であるがゆえに、実在しない事業者や譲り渡し・譲り受けの意思のない情報等を掲載することも可能である。そのため、M&A プラットフォーマーは掲載された案件の実在性について、法人番号等による確認の仕組み作りや掲載事業者の意思確認を確実に行うことが望まれる。

② 掲載案件の進捗状況の確認

M&A プラットフォームに掲載された情報が過去の情報であり、現在は状況が変わっていることがあり得る。その場合、交渉をしようとしても、徒労に終わってしまう可能性があることから、掲載された情報の進捗状況を可能な限り正確に反映するため、システム上の工夫や掲載事業者への確認を可能な限り行うことが望まれる。

(3) 他の支援機関との連携

前述のとおり、他の支援機関における M&A プラットフォームの利用や複数の M&A プラットフォーム間での連携がマッチング機会の拡大に大きく寄与することから、M&A プラットフォーマーはこのような連携を拡大していくために、積極的に他の支援機関に働き掛けていくことが望まれる。

また、中小 M&A はマッチング後にも様々な工程がある(「第1章 後継者不在の中小企業向けの手引き」「Ⅱ 中小 M&A の進め方」「1 中小 M&A フロー図」【25ページ以下】参照)ことから、マッチング後の支援も重要である。したがって、一部 M&A プラットフォームが導入しているような、中小 M&A の支援に精通した M&A 専門業者や士業等専門家等との連携や、当事者同士による手続進行を IT 活用等により支援する仕組みの整備、事業引継ぎ支援センターとの連携を行っていくことが望まれる。

以上

◆ 参考資料一覧

参考資料は以下のとおりである。なお、以下に記載するページ数は、参考資料内のページ数を意味する。

- 1 中小 M&A の主な手法と特徴 【1ページ以下】
- 2 中小 M&A の譲渡額の算定方法 【4ページ以下】
- 3 事業引継ぎ支援センター連絡先一覧 【8ページ以下】
- 4 中小 M&A の事例 【11ページ以下】
- 5 日本政策金融公庫「事業承継マッチング支援」 【29ページ】
- 6 仲介契約・FA 契約締結時のチェックリスト 【30ページ】
- 7 各種契約書等サンプル 【31ページ以下】
 - (1) 仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル 【32ページ以下】
 - (2) 秘密保持契約書サンプル 【38ページ以下】
 - (3) 基本合意書サンプル 【41ページ以下】
 - (4) 株式譲渡契約書サンプル 【45ページ以下】
 - (5) 事業譲渡契約書サンプル 【61ページ以下】
- 8 円滑な廃業を支援する施策 【71ページ以下】
- 9 各種サポートツール一覧 【73ページ】
- 10 日本税理士会連合会「担い手探しナビ」 【74ページ】

◆ 終わりに

本ガイドラインは、後継者不在の中小企業が中小 M&A を検討する際の手引きとして、また、支援機関が中小 M&A をサポートするに当たり基本的な事項を記載した指針として策定されたものである。

後継者不在の中小企業には、本ガイドラインを踏まえて中小 M&A を検討する第一歩を踏み出すことが期待され、各支援機関には、本ガイドラインの記載内容にとどまらず更に研鑽を積むことで中小 M&A の促進を図ることが期待される。

日本は本格的な人口減少社会に突入し、中小企業の廃業の増加が日本経済に与える影響は、ますます現実的なものとなってきている。特に、大都市以外の地方においては、中小企業の廃業の増加により、地域住民の日常生活に必要な商業施設や、地域における雇用の受皿といった、生活基盤が徐々に失われつつある地域も散見される。本ガイドラインの活用により、中小 M&A が促進され、地域経済ひいては日本経済の持続可能な発展に資することが期待される。

なお、本ガイドラインは、中小 M&A の実務に精通した「事業引継ぎガイドライン」改訂検討会委員による度重なる議論を経て策定されたものであるが、令和2年(2020年)3月時点における検討を踏まえて策定されたものであり、今後の中小 M&A における実務の更なる発展に合わせて、随時、必要な見直しを行うことが期待される。

「事業引継ぎガイドライン」改訂検討会委員名簿

(敬称略、五十音順)

<座長>

山本 昌弘 明治大学 教授

<委員>

石川 貴広 全国中小企業団体中央会 政策推進部 副部長
 石塚 辰八 株式会社ストライク 執行役員
 稲田 洋一 株式会社レコフ 代表取締役社長
 今仲 清 税理士 (TKC全国政経研究会 政策審議副委員長)
 大塚 裕輔 日本商工会議所 中小企業振興部 主任調査役
 大山 敬義 株式会社バトonz 代表取締役 CEO
 岡村 英哲 M&A キャピタルパートナーズ株式会社 執行役員
 河原 万千子 公認会計士 協和監査法人
 日本公認会計士協会中小企業施策調査会副委員長
 久保 良介 株式会社オンデック 代表取締役社長
 篠山 雅弘 信金キャピタル株式会社 経営支援部長
 清水 至亮 静岡県事業引継ぎ支援センター 統括責任者
 瀬戸 順一 日本税理士会連合会 常務理事 中小企業対策部長
 高井 章光 日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター副本部長
 高橋 聡 株式会社トランビ 代表取締役社長
 土井 和雄 全国商工会連合会 政策推進部 事業環境課 課長
 根津 高博 多摩信用金庫 価値創造事業部 法人支援グループ
 主任調査役
 橋爪 健太 山田コンサルティンググループ株式会社 資本戦略事業本部
 M&A 事業部 事業部長
 前田 洋平 ビジヨナル・インキュベーション株式会社
 事業承継 M&A 事業部 事業開発部 部長
 山崎 信義 税理士 (タクトコンサルティング情報企画部 部長)
 山中 直樹 横浜銀行 ソリューション営業部 企業情報グループ
 統括マネージャー

<事務局>

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課
 独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業承継・事業引継ぎ支援センター

監査委員会研究報告第 11 号

監査マニュアル作成ガイド 「財務諸表項目の監査手続編」(中間報告)

平成 12 年 9 月 4 日

日本公認会計士協会

一 監査マニュアル作成ガイド「財務諸表項目の監査手続編」(中間報告)について

1. 本ガイド作成の背景

(1) リスク・アプローチによる監査実務への対応

平成 3 年 12 月に監査実施準則が改訂され、我が国の監査実務に監査上の危険性を考慮した監査アプローチ(以下「リスク・アプローチ」という。)が導入されたことに伴い、監査実施準則から「通常の監査手続」が削除され、監査手続等に関する具体的な実務指針の設定が日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)に委ねられた。

これを受けて、当協会は監査基準委員会を設置し、リスク・アプローチの下における監査の実務指針を検討し、監査基準委員会報告書第 1 号(中間報告)「分析的手続」以降、今日まで委員会報告書を順次公表してきた。また、この監査基準委員会報告書と並行して、監査委員会においても研究報告第 5 号「経営環境チェックリスト」及び研究報告第 7 号「内部統制の有効性の評価について」等を公表し、監査実務の参考とするための資料を提供してきた。

なお、財務諸表項目の監査手続については、リスク・アプローチによる監査実務の下でも、監査手続そのものには大きな変更がないことから、過去に公表された監査手続書等について特段の見直しは行われてこなかった。

(2) 過去に公表された監査手続書等の見直し

当協会が過去に公表した監査手続書等には次のものがあり、これらは、それぞれの時代において、会員及び各監査事務所が監査マニュアル等を作成・整備し、監査の品質を維持し、あるいは会計士補等の教育研修に資するために、啓蒙的な意味も含めてその機能を果たしてきた。

内部統制質問書	日本公認会計士協会	昭和 30 年 5 月改訂
監査手続一覧表	監査第一委員会	昭和 58 年 9 月改訂
連結財務諸表監査手続一覧表	監査第一委員会	平成元年 1 月改訂
「監査マニュアル」(現在絶版)	監査第一委員会研究報告第 1 号	平成 2 年 9 月改訂

しかしながら、これらの監査手続書等は、リスク・アプローチが導入される前に作成されたものであるため、現在のリスク・アプローチの下での監査実施過程における

位置付けや利用方法が必ずしも明確となっていなかった。すなわち、これらの監査手続書等に含まれている監査手続には、財務諸表項目の監査手続として、現在のリスク・アプローチによる監査実務の下でもそのまま利用可能な部分や、少し手直しすれば利用可能な部分、あるいは現時点では利用できない部分が混在しており、これらを何らかの方法により整理する必要があった。

また、これらの監査手続書等の最終改訂後、我が国の会計及び監査制度に、多くの新たな基準や実務指針及び情報開示項目が導入されたため、これらに適切に対応することも必要となっていた。そこで、上述の監査手続書等の利用可能性の検討と併せて、このたび本ガイドを作成することとした。

(3) 本ガイドを研究報告（中間報告）とした理由

現在、金融庁の企業会計審議会で監査基準等の一層の充実に関して検討が進められており、平成12年6月9日に公表された論点整理から判断するに、現在の監査基準が今後大幅に改訂されることが予測される。また、当協会においても、これを受けて、監査基準委員会及び監査委員会等で監査上の実務指針を整備・改訂する作業を始めることが予想される。本ガイドに記載されている内容は、これらの整備・改訂の結果に大きく影響を受けると考えられるため、その結果次第では、本ガイドを大幅に加筆修正する必要が生じてくることもあり得る。したがって、本ガイドを研究報告（中間報告）として位置付けることにより、今後、監査基準等の改訂等に応じて適宜見直していくこととした。

2. 本ガイドの概要

本ガイド「財務諸表項目の監査手続編」（中間報告）は、各監査事務所が、財務諸表項目の監査手続書を作成する際の手引として利用することを目的として作成しており、主として、商工業を営む会社の財務諸表に対する監査手続を想定している。また、監査手続を各勘定科目（又は開示項目）ごとに例示するとともに、各監査手続の監査要点を例示することにより、リスク・アプローチによる監査実務の下で、内部統制の有効性の評価結果と財務諸表項目の監査手続の実施との関連性を保つことを意図している。

さらに、監査手続実施上の留意事項と関連する主な委員会報告等を併せて例示することにより、監査手続の理解及び実務上の便宜に資することを意図している。

3. 本ガイド利用上の留意点

本ガイドは、リスク・アプローチによる監査実務を理解した上で利用することを前提に作成しており、利用上の主な留意点は以下のとおりである。

本ガイドは、財務諸表項目の監査手続を「例示」したものであり、当協会の会員が監査業務において、本ガイドに記載されている監査手続のすべてを実施することを意図したのではない。すなわち、本ガイドは、会員の監査業務を直接的に拘束するものでは

なく、当協会の会員又は各監査事務所が、独自の監査マニュアルを作成する際の参考とすることを意図して作成したものである。

本ガイドは、リスク・アプローチによる監査実務において、監査マニュアル作成の手引の一部として利用すべきものであり、単独で使用することを想定したものではない。

本ガイドに示されている監査手続、留意事項及び関連する主な委員会報告等は、あくまでも例示であり、すべての監査手続等を網羅的に示したものではない。また、本ガイドの財務諸表項目の監査手続は、あらゆる業種や業態を網羅したものでもない。したがって、各監査事務所が監査マニュアルを作成する際には、それぞれの実情に応じて、本ガイドに示した監査手続等を取捨選択するとともに、更に必要な監査手続については、本ガイドに補足追加する必要がある。

各監査手続ごとに「 」印で示されている監査要点も、あくまでも例示に過ぎない。監査上の危険性（リスク）の様態は、経営環境や内部統制の有効性の程度によって監査対象会社ごとに異なっており、これを受けて実施する財務諸表項目の監査手続の監査要点や監査手続の種類も、当然会社ごとに異なったものとなる。したがって、リスク・アプローチによって適切な監査計画を立案し、監査人自らが検証すべき監査要点を明らかにするとともに、この監査要点に適合した監査手続を取捨選択する必要がある。

各勘定科目の監査手続に付されている留意事項には、監査を実施する上での具体的なポイント等が例示されているが、監査の状況によっては、当該留意事項を監査手続に含めて監査を実施する必要がある。

本ガイドを参考にして監査手続書を作成する場合、帳簿や証憑資料等の名称については、監査対象会社が実際に使用しているものに置き換える必要がある。

固有の危険や内部統制上の危険の程度が高い勘定科目や監査要点については、状況に応じて別途詳細な監査手続を実施することが必要な場合がある。

監査基準委員会報告書第 17 号（中間報告）「中間監査」によれば、中間監査において通常実施すべき監査手続は、年度監査で実施を予定している通常の監査手続から、その一部を省略することができることとされている。したがって、中間監査のための監査手続書を作成する場合には、年度監査における監査手続を取捨選択することになる。

本ガイドでは、監査実施準則に記載されている監査要点について、以下の略称を用いている。

- 「実在」 = 実在性
- 「網羅」 = 網羅性
- 「正確」 = 正確性
- 「帰属」 = 期間帰属の適正性
- 「評価」 = 評価の妥当性
- 「表示」 = 表示の妥当性

4. 「監査マニュアル」(現在絶版)の利用可能性

監査第一委員会研究報告第1号「監査マニュアル」は、監査項目を、主として取引の種類ごとに区分し、これに適用する監査手続書を内部統制質問書と監査手続指示書からなるものとしている点に特色がある。また、この「監査マニュアル」には、各勘定の特色、監査上の留意事項、公表されている各種取扱い、監査調書の様式例等が数多く詳細に記載されており、監査実務上で大いに参考となるものである。ただし、その内容は従前の監査基準に基づいたものとなっているため、この「監査マニュアル」が、全体としてはリスク・アプローチによる監査実務に対応した手引書とはなっていない。また、最近の会計及び監査制度の改正に対応した改訂が行われていないため、現在の監査実務で利用する上では陳腐化している点多々見受けられる。さらに、「監査マニュアル」という名称は、監査手引書の名称としては相応しくなく、会員の業務に対する拘束性等について、第三者の誤解を招くおそれがあるとの指摘もある。

しかしながら、当該「監査マニュアル」に記載されている個々の取引記録の監査手続や財務諸表項目の監査手続及び監査調書の様式には、現在の監査実務でも十分利用可能なものも多い。したがって、前述の問題点を理解した上で、目的及び範囲を限定して使用するのであれば、「監査マニュアル」は、各監査事務所が具体的な監査手続書を作成するための参考資料として利用可能であると考えられる。

二 財務諸表項目の監査手続の例示

目 次

No.	調書 No.	勘定科目等	No.	調書 No.	勘定科目等
1.	4100	現金及び預金	28.	5530	その他の引当金
2.	4210	受取手形	29.	5600	偶発債務（割引手形及び裏書 譲渡手形を除く。）
3.	4220	売掛金			
4.	4300	有価証券・投資有価証券 （関係会社有価証券を含む。）	30.	5700	資本（利益処分、中間配当を 含む。）
5.	4400	たな卸資産	31.	6100	売上高
6.	4510	前渡金	32.	6200	売上原価
7.	4520	前払費用・長期前払費用	33.	6210	仕入高
8.	4530	未収収益	34.	6220	原材料費
9.	4540	貸付金・長期貸付金	35.	6230	労務費
10.	4550	その他の流動資産	36.	6240	製造経費
11.	4600	有形固定資産	37.	6250	原価計算
12.	4700	無形固定資産	38.	6260	原価差額
13.	4800	投資その他の資産	39.	6300	販売費及び一般管理費
14.	4900	繰延資産	40.	6400	営業外損益・特別損益
15.	5110	支払手形	41.	7110	リース取引
16.	5120	買掛金	42.	7120	デリバティブ取引
17.	5210	借入金・長期借入金	43.	7130	関連当事者との取引
18.	5220	社債（転換社債等を含む。）	44.	7140	後発事象
19.	5310	未払法人税等	45.	7150	キャッシュ・フロー計算書
20.	5320	税効果会計	46.	8110	現金の実査
21.	5410	未払金	47.	8120	預金通帳・証書の実査
22.	5420	未払費用	48.	8130	受取手形の実査
23.	5430	前受金	49.	8140	有価証券の実査
24.	5440	前受収益	50.	8200	実地たな卸立会
25.	5450	その他の流動負債	51.	8310	債権債務の確認
26.	5510	賞与引当金（未払金、未払 費用によるものを含む。）	52.	8320	銀行取引の確認
			53.	8330	証券会社取引の確認
27.	5520	退職給付引当金	54.	8340	外部保管たな卸資産の確認

1. 4100 現金及び預金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 現金及び預金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、現金及び預金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 現金及び預金並びに関連損益の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 現金及び預金残高明細表（事業所別、預金種別、銀行別等）を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について期間比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 実査手続に従い、現金、預金通帳及び預金証書等の実査を行うとともに、その結果を残高明細表と突合する。また、実査時における検出事項等についてフォロー・アップする。
						10. 未実査の現金及び預金については、各事業所の残高明細表と各保管責任者の実査記録・保管証明と突合する。
						11. 確認手続に従い、銀行取引（借入金、偶発債務、担保権、保証状況、為替予約、その他オフバランス取引を含む。）について確認を行う。
						12. 預金残高明細表と、取引金融機関からの確認状又は残高証明書等とを突合する。
						13. 銀行勘定残高調整表を入手し、当座勘定照合表及び補助元帳と突合するとともに、主たる調整項目について、請求書、領収証等の関連証憑と突合することにより、その妥当性及び異常項目の有無を確かめる。
						14. 小切手のカット・オフ・テスト、当座勘定照合表の通査、期末日前後の銀行口座間預金振替取引の検証等により、期末日前後の異常取引の有無を確かめる。
						15. 受取利息計上額の妥当性を、オーバーオール・テスト等の分析的手続によって確かめ、必要と認めた場合には証憑突合を行う。
						16. 定期預金等の未収利息計上額の妥当性を検証する。
						17. 担保提供、用途制限、引出制限等のある預金の有無を、銀行確認状、契約書等によって把握する。
						18. 外貨建残高がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						19. 長期性預金、担保に供されている預金、当座借越等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。

					20. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。
--	--	--	--	--	-------------------------------------

(2) 留意事項の例示

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 通貨以外のもの、例えば、メモ書き等の有無とその処理は適切か。 2. 未預入小切手等の処理と、その後の状況に問題はないか。 3. 記帳済未渡小切手の処理に異常はないか。 4. 長期間未落となっている小切手はないか。 5. 当座借越の有無と、その会計処理は適切か。また、支払利息の計上は妥当か。 6. 銀行勘定残高調整表は、預金記帳担当者以外の者が作成しているか。 7. 預金口座の開設及び解約処理は適切に行われているか。 8. 他人名義の預金口座がある場合には、それは会社に所有権があるか。 9. 期末前後における関係会社との出納関連取引に異常はないか。 10. 特定金銭信託の評価は適切か。 |
|---|

(3) 関連する主な委員会報告等

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」 |
|--|

2. 4210 受取手形

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実 在	網 羅	正 確	帰 属	評 価	表 示	
						1. 受取手形に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、受取手形に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 受取手形及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 受取手形残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について、前年同期比較、得意先別等の残高比較及び回転率の年次比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 実査手続に従い、手許保管の受取手形を実査するとともに、その結果を残高明細表と突合する。また、実査時における検出事項等についてフォロー・アップする。

						10. 取立依頼中の手形等の他に保管されている手形については、残高明細表と取引金融機関等に対する確認状又は取立手形通帳、預り証等と突合する。
						11. 割引手形、裏書譲渡手形、売却手形等について、残高明細表と銀行残高証明書、銀行確認状、手形割引依頼書等の関連証憑と突合する。
						12. 期末残高について、その後の決済状況を検討し、未決済の手形については、その理由を確かめる。
						13. 受取手形の期日別管理表を査閲すること等により、決済期日経過手形、長期手形、不渡手形等の有無を把握し、その発生理由及び回収可能性を確かめるとともに、これらの手形に対する貸倒引当金計上の必要性を確かめる。
						14. 必要と認めた得意先に対して確認を実施し、残高等の妥当性を検証する。
						15. 手形割引による手形売却損の金額の妥当性をオーバーオール・テスト等の分析的手続によって確かめ、必要と認めた場合には証憑突合を行う。
						16. 外貨建残高がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						17. 担保に供されている受取手形を把握するとともに、借入金等との対応関係を確かめる。
						18. 関係会社受取手形、設備等売却手形、破産更生債権、担保提供受取手形、割引・裏書譲渡手形等の残高について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						19. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融手形、融通手形又はジャンプ手形等はないか。 2. 商品等販売手形と、設備等売却手形及び金融手形等とが混同していないか。 3. 裏書譲渡手形・割引手形について、取引の性格、相手先との関係に異常はないか。 4. 不渡手形の求償、遡及の法的手続等の措置は適切か。 5. 不渡手形の貸倒処理が適切な手続を経て行われているか。 6. 期末日前後に異常な手形取引はないか（特に、関係会社との取引）。 7. 金融機関が休日の場合の期末日満期手形の処理及び開示は適切か。
--

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」 ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」 ・監査第一委員会報告第47号「追加情報の注記について」
--

3. 4220 売掛金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 売掛金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、売掛金に関して会社が採用する会計方針を把握する。

						3 . 売掛金及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7 . 売掛金残高明細表を入手し、合計調べの上、得意先元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。重要な調整項目がある場合には内容を検討し、関連資料と突合する。
						8 . 販売部門別、得意先別等の残高について、残高及び回転率の年次比較、予算比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9 . 確認手続に従い、売掛金残高の確認を行う。
						10 . 確認による回答額と会社残高とが異なるときは、差異調整表を入手し、注文書、出荷書類、請求書控、入金票等の関連証憑と突合することにより、その差異原因の妥当性を確かめる。また、未回答の残高に対しても同様な手続を実施し、その妥当性を確かめる。
						11 . 残高確認を期末日前に実施している場合には、確認基準日から期末日までの取引（売掛金の計上及び回収等）を総括的に検証する（ロール・フォワード手続）。
						12 . 決算整理に係る資料を閲覧し、売掛金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						13 . 主たる期末残高について期末日後の回収状況を検討し、未回収となっている理由を確かめる。
						14 . 得意先元帳の通査等により、期末日前後の異常な売上、返品等の有無を調査し、その処理の妥当性を確かめる。
						15 . 売掛金年齢調表を査閲すること等により、貸倒懸念債権、破産更生債権等、劣後債権等の有無を把握するとともに、これらの債権について回収可能性を検討する。
						16 . 貸倒引当金残高明細表又は増減明細表を入手し、期末残高(流動及び固定の区分)及び引当金繰入額等の損益項目を総勘定元帳と突合する。
						17 . 貸倒懸念債権等の回収可能性の検討に基づき、貸倒引当金計上額の妥当性を確かめる。
						18 . 売掛金残高明細表を査閲し、貸方残高の有無を確かめるとともに、その原因に異常がないことを検討する。
						19 . 外貨建残高がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						20 . 担保に供されている売掛金、債権譲渡されている売掛金等の有無を確かめるとともに、借入金等との対応関係、会計処理及び開示の妥当性を確かめる。
						21 . 関係会社売掛金、破産更生債権、担保提供売掛金等の残高について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						22 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 架空又は簿外の売掛金はないか。

2. 売上債権以外の残高が混入していないか。
3. 係争中の重要な残高はないか。また、重要な回収期日経過残高はないか。
4. 取引の性格、相手先との関係及びその信用状態、現在の取引状況等に問題はないか。
5. 返品処理等の遅延により、未回収となっているものはないか。
6. 親会社、子会社等に対して残高確認を行っているか。
7. 為替予約等に係る振当処理は妥当か。
8. 期末日前後に異常な取引はないか（特に、関係会社との取引）。
9. 返品調整引当金を計上する必要はないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

4. 4300 有価証券・投資有価証券（関係会社有価証券を含む。）

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実 在	網 羅	正 確	帰 属	評 価	表 示	
						1. 有価証券に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、有価証券に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 有価証券及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 有価証券残高明細表又は増減明細表を入手し、合計調べの上、有価証券台帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高（銘柄別、保有目的別等）について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 有価証券の取得・売却等の記帳と、売買報告書、買付・売渡報告書等の証拠資料とを突合し、承認手続及び処理の妥当性を確かめる。
						10. 実査手続に従い、手許保管有価証券、預り有価証券等の実査を行うとともに、その結果を残高明細表と突合する。また、実査時における検出事項等についてフォロー・アップする。

						11. 確認手続に従い、外部保管有価証券について確認を行うとともに、その結果を残高明細表と突合する。また、必要と認められた場合には、保護預り証書、担保品預り証等と突合する。
						12. 株券不所持株式については、発行会社の証明書と突合する。
						13. 有価証券等の発行会社との関係及びその所有目的を確かめるとともに、有価証券の所有目的に応じた分類・区分、評価及び会計処理が、関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
						14. 有価証券の評価基準及び評価方法について、前期末との継続性を検討する。
						15. 子会社株式等については、その会社の財務諸表等を基に、実質価額が著しく下落しているか否かを確かめ、評価減の要否及びその処理の妥当性を検討する。
						16. 商法上の親会社の株式及び自己株式の保有理由等について質問し、法令及び関連する委員会報告等に照らして異常がないことを確かめる。
						17. 外貨建残高がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						18. 担保に供されている有価証券を把握し、借入金等との対応関係を確かめる。
						19. 有価証券売却損益・評価損益、未収利息及び配当金等有価証券との対応関係を有しており、所定の基準に準拠して計上されていることを確かめる。
						20. 決算整理に係る資料を閲覧し、有価証券関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						21. 評価基準及び評価方法、時価等、自己株式、関係会社株式、担保提供有価証券等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						22. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

<ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券の取得又は売却は所定の承認を経ているか。 2. クロス取引に該当する取引はないか。 3. 有価証券の減損処理は適切に行われているか。 4. 飛ばし類似金融商品、損失先送り金融商品はないか。 5. 他人名義の有価証券の場合には、その理由と所有権保全措置は適切か。 6. 自己株式は、商法第 210 条から第 210 条ノ 4 までの規定に基づく適法な取得であるか。 7. 親会社（商法上）株式は、商法第 211 条ノ 2 の規定に基づく適法な取得であるか。 8. 自己株式及び親会社（商法上）株式は、流動資産の部に他の株式と区別して記載されているか。 9. 自己株式及び親会社（商法上）株式は、商法の規定に従って適法に遅滞なく処分されているか。 10. 有価証券の時価等は、所有目的に合わせて適切に注記されているか。 11. 満期保有目的の債券を中途売却していないか。また、中途売却している場合の注記及び処理は適切か。 12. 時価評価されていない有価証券に係る注記は適切か。 13. 有価証券の所有目的を変更した場合の注記は適切か。 14. 満期がある有価証券の償還予定額の注記は適切か。 15. ストック・オプションのために取得した自己株式は、投資等の部に他の株式と区別して記載されているか。 16. 期日経過及び未経過の利札の管理は適切か。 17. 金銭の信託の会計処理は適切か。 18. 時価のない有価証券の評価は妥当か。 19. 期末日前後に異常な取引はないか。
--

20. 期末日後に、保有有価証券の時価の急落により、多額の評価損が発生していないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
- ・監査委員会報告第58号「個別財務諸表における関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等の注記に関する監査上の取扱い」
- ・会計制度委員会報告第2号「自己株式の会計処理及び開示」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」
- ・監査基準委員会報告書第13号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・監査基準委員会報告書第14号（中間報告）「専門家の業務の利用」
- ・監査委員会研究報告第8号「有価証券報告書の「関係会社の状況」における債務超過の状況にある関係会社の開示に係る重要性の判断基準について」
- ・日本公認会計士協会「飛ばし類似金融商品等の取引の取扱い」

5. 4400 たな卸資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. たな卸資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、たな卸資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. たな卸資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 実地たな卸立会手続に従い、たな卸の立会を実施する。
						7. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						8. たな卸資産残高明細表（たな卸表を含む。）を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						9. 期末残高（品目別、場所別等）について、期間比較増減分析、回転期間分析、単価比較等の分析的手続を実施し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						10. たな卸資産の評価基準及び評価方法について、その処理の妥当性及び前期末との継続性を検討する。
						11. 実地たな卸立会時におけるテスト・カウント、カット・オフ・データ、タグ・コントロール等の実施事項及び検出事項をフォロー・アップすることにより、たな卸資産計上額及び期間帰属等の妥当性を確かめる。
						12. たな卸差異の発生原因を分析し、その承認及び処理の妥当性を検討する。

						13. 期末日以外の基準日に実地たな卸が実施されている場合には、たな卸実施日と期末日との間の入出庫取引の妥当性を総括的に検証する（ロール・フォワード手続）
						14. 外部保管のたな卸資産については在庫証明書と突合する。また、必要と認めた場合には、実地たな卸の立会又は確認を実施する。
						15. 原価差額のたな卸資産への配賦計算の妥当性を確かめる。
						16. 在庫リストの査閲、補助元帳の通査等により、不良品、陳腐化品、長期滞留品、旧製品等の有無を把握し、それらの中で時価が著しく下落しているものについて時価の回復可能性を検討するとともに、評価減の必要性・妥当性を検討する。
						17. 担保に供されているものの有無及びその内容、並びに借入金等との対応関係を確かめる。
						18. 決算整理に係る資料を閲覧し、たな卸資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						19. たな卸資産の種類、評価基準及び評価方法、担保提供たな卸資産等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						20. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 仮価額で計上されているたな卸資産はないか。
2. 標準原価は適時に改訂されているか。
3. 個別受注の仕掛品及び製品について、期末日までの原価発生額が受注金額を超過しているものはないか。
4. 低価法を採用している場合には、期末における評価（正味実現可能価額又は再調達原価）の計算は適切か。
5. 販売用不動産等に係る強制評価減は適切に行われているか。
6. 不良品、陳腐化品、製造中止品等に対する評価損が、所定の承認を経て適正に計上されているか。
7. 積送品、未着品等についての期末処理が妥当であり、かつ、継続して行われているか。
8. 内部振替の処理（未実現利益の控除）は適切か。
9. 期末日前後において異常な取引はないか。
10. たな卸産の付保険額は妥当か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・ 監査基準委員会報告書第 13 号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・ 監査基準委員会報告書第 3 号（中間報告）「経営者による確認書」
- ・ 日本公認会計士協会会長「販売用不動産等の評価減に係る監査上の対応について（要望）」
- ・ 監査委員会報告第 69 号「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い（案）」

6. 4510 前 渡 金

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 前渡金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、前渡金に関して会社が採用する会計方針を把握する。

						3 . 前渡金及び関連損益の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6 . 前渡金残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7 . 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						8 . 期末残高について、関連証憑と突合することにより、その妥当性を確かめる。また、必要と認められた場合には確認を行う。
						9 . 滞留状況調査表等を入手し年齢調べを行うことにより、長期滞留しているもの、係争中のもの等について、資産として計上することの妥当性を検討する。
						10 . 決算整理に係る資料を閲覧し、前渡金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						11 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

- | |
|---|
| 1 . 給付の受領前における対価の支払であるか。
2 . 買掛金、未払金等との相殺の時期は妥当か。
3 . 取引内容及び相手先との関係で異常な残高はないか。
4 . 期末前後に異常な取引はないか。 |
|---|

7. 4520 前払費用・長期前払費用

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 前払費用に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、前払費用に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 前払費用及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。

						7. 前払費用残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 主な残高については、前払費用として資産に計上することの妥当性（将来の便益の有無）を、請求書、契約書等の関連資料により確かめる。
						10. 経過項目の期間配分額（償却額）と、関係記録及び証拠資料とを突合することにより、その処理が所定の基準に継続的に準拠して適正に行われていることを確かめる。
						11. 決算整理に係る資料を閲覧し、前払費用関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						12. 長・短区分等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 経過項目として妥当な性格を有しているか。
2. 契約上定められた期間の経過に伴って期間帰属が定められているか。
3. 計上の繰上げ、繰延べによって当期純利益に著しい影響を及ぼしていないか。

8. 4530 未収収益

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 未収収益に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、未収収益に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 未収収益及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 未収収益残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 未収収益を計上すべき項目の範囲を確かめるとともに、前事業年度との計上範囲の相違の有無を確かめる。
						10. 勘定分析を実施し、異常項目の有無を確かめる。

						11. 計上された未収収益項目について契約書等と突合することにより、期間帰属、計上額の妥当性を検証する。
						12. 決算整理に係る資料を閲覧し、未収収益関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						13. 関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						14. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 前期以前の計上額は適切に回収されているか。
2. 期首残高について戻入れ処理は行われているか。また、その処理は適切か。
3. 確定債権と区分されているか。

9. 4540 貸付金・長期貸付金

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 貸付金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、貸付金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 貸付金及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 貸付金残高明細表又は増減明細表を入手し、合計調べの上、補助帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高（貸付先別）について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 貸付額及び回収額について、稟議書、議事録、契約書等の関係記録及び証拠資料とを突合するとともに、その処理の妥当性を検討する。
						10. 期末残高について確認を実施することにより、その妥当性を確かめる。
						11. 貸倒れの発生及びその処理に関する記帳と証拠資料とを突合することにより、その処理の妥当性を検討する。
						12. 貸付条件どおりに回収されていない回収遅延残高、貸付利息の減免、貸付期間の延長及び当初の貸付条件の変更を行った契約等については、貸付先の決算書類、再建計画書等を検討することにより、その回収可能性を検討するとともに、貸倒引当金計上の必要性について検討する。

						13. 担保として取得している資産の有無、担保評価の適否及び保証等による債権保全状況の適否について検討する。
						14. 貸付金と、これに対応する未収利息、受取利息計上額の妥当性を検証する。
						15. 外貨建残高がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						16. 長・短貸付金の区分、関係会社残高、役員・従業員残高、破産更生債権等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						17. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 貸付先との関係、貸付けの事由、貸付及び回収条件（期間、金利、担保、保証等）に異常はないか。
2. 貸付金の回収等において、契約条項は正しく履行されているか。
3. 期日更改の事実があるか。
4. 係争中の貸付金はあるか。
5. 期末前後に異常な取引はないか（特に、関係会社との取引）。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」 ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」 ・監査基準委員会報告書第13号（中間報告）「会計上の見積りの監査」 ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

10. 4550 その他の流動資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. その他の流動資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、その他の流動資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. その他の流動資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 各勘定残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。

						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 勘定分析、証憑突合等により残高の妥当性を確かめる。また、必要と認められた場合には、残高確認を実施する。
						10. 決算整理に係る資料を閲覧し、その他の流動資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						11. 独立した科目による掲記の要否、1年基準の適用、関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						12. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 長期間未精算・未回収となっている仮払金、立替金、未収入金等はないか。
2. 多額の仮払金、立替金等はないか。
3. 期末における計上漏れはないか。また、期末前後における異常な取引はないか。
4. 貸倒れの危険が認められるもの又は回収可能性に疑義のあるものに対する貸倒引当金の計上は適切か。
5. 外貨建残高の円換算処理は適切か。
6. 費用処理すべき項目は含まれていないか。
7. 固定資産とすべき項目は含まれていないか。
8. 負債と相殺処理すべき項目は含まれていないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
--

11. 4600 有形固定資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 有形固定資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、有形固定資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 有形固定資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。

						7. 有形固定資産残高明細表又は増減明細表及び減価償却計算表を入手し、計算調べの上、固定資産台帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 増加額及び減少額について、関係記録及び証拠資料と突合する。特に、予算書、見積書、契約書、稟議書、検収通知書、権利証、登記簿謄本等の内容を検討する。
						10. 増加額及び減少額について、これに対応する建設仮勘定や除・売却損益等の勘定の記帳と突合する。
						11. 新規取得資産の耐用年数及び残存価額が合理的に決定されていることを確かめるとともに、減価償却費計算の妥当性を検証する。
						12. 勘定分析の実施により、取得価額に算入されている項目の適否を検証する。
						13. 必要と認めた場合には、固定資産の視察又は実査により実在性を検証するとともに、稼働状況の異常性、耐用年数の合理性について検討する。
						14. 固定資産（資本的支出）と修繕費の処理基準を把握し、その処理の継続性及び妥当性を確かめる。
						15. 減価償却方法の継続性を確かめるとともに、オーバーオール・テスト等の分析的手続等により、減価償却費計上額の妥当性を検証する。
						16. 遊休資産、休止固定資産、廃棄すべき資産等の有無を確かめるとともに、その評価の妥当性を検討する。
						17. 決算整理事項に係る資料を閲覧し、有形固定資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						18. 担保提供資産明細表を入手し、必要に応じて登記簿謄本、抵当権設定関係書類等と照合するとともに、社債・借入金等との対応関係を確認する。
						19. 有形固定資産の残高及び内容と比較して、付保状況、付保額が適切であることを確かめる。
						20. 有形固定資産の分類、減価償却の方法、担保提供資産、圧縮記帳に係る注記事項等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						21. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

<ol style="list-style-type: none"> 1. 資産の分類は適切か。 2. 増加額について、自己製作の場合は適正な原価計算に基づき取得価額が算定されているか。また、外部購入の場合は、取得価額に算入されている付随費用の範囲は適切か。 3. 増加額については所定の承認を得ており、その承認額の範囲内の支出であるか。また、計上時期は妥当であるか（特に、設備予算との関連において）。 4. 長期間滞留している建設仮勘定残高はないか。 5. 減少額については所定の承認を得ており、その処分損益、処分費用及び売却代金等が正しく処理されているか。 6. 信託、SPC等を通じた不動産売却益のうち、実質的には評価益の計上となっているものはないか。 7. 圧縮記帳に係る会計処理は適切か。 8. 工場財団抵当、（根）抵当権等の担保提供の有無と、その処理は適切か。 9. 減価償却開始の時期は適切か。 10. 減価償却の月割計算と期末の修正計算は適切か。 11. 臨時償却、税法上の増加償却及び特別償却の有無と、その処理方法は適切か。 12. 貸与有形固定資産の有無と、その保全処置及び会計処理は適切か。
--

13. 有姿除却を行った有形固定資産の処理は妥当か。
 14. 関係会社との購入価格及び売却価格は妥当か。また、その取引の開示は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・ 監査第一委員会報告第3号「減価償却に関する会計処理及び監査上の取扱い」
- ・ 監査委員会報告第27号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」
- ・ 監査第二委員会報告第2号「休止固定資産の会計処理及び表示と監査上の取扱い」
- ・ 監査第一委員会報告第32号「耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い」
- ・ 監査第一委員会報告第43号「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」
- ・ 監査第一委員会報告第47号「追加情報の注記について」
- ・ 監査委員会報告第57号「平成10年度の税制改正と監査上の取扱いについて」
- ・ 監査基準委員会報告書第13号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・ 審査室情報〔No.6〕「土地の信託に係る監査上の留意点について」

12. 4700 無形固定資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 無形固定資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、無形固定資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 無形固定資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 無形固定資産残高明細表又は増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 無形固定資産の計上基準の妥当性及びその継続性を確かめるとともに、過年度より継続して計上されている無形固定資産の資産性の有無を検討する。
						10. 増加額及び減少額について関係記録及び証拠資料と突合する。特に、契約書、証書、登録書、稟議書等の内容を検討する。
						11. 勘定分析の実施により、取得価額に算入されている項目の適否を検証する。
						12. ソフトウェアの会計処理が、関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
						13. 減価償却年数が有効利用期間内で合理的に決定されていることを確かめる。

						14. 減価償却方法の継続性を確かめるとともに、減価償却費計上額の妥当性を検証する。
						15. 決算整理事項に係る資料を閲覧し、無形固定資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						16. 減価償却方法等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						17. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 資産の分類は適切か。
2. 取得価額に算入されている付随費用の範囲は適切か。
3. 取得価額は予算の範囲内か。また、社内承認手続を得ているか。
4. 資産性の喪失により、一時の費用又は損失として処理すべきものはないか。
5. 減価償却開始の時期は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」 ・会計制度委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」 ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

13. 4800 投資その他の資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 投資その他の資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、投資その他の資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 投資その他の資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 各勘定残高明細表又は増減明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 期末残高について、稟議書、契約書、領収証等の関連証憑と突合し、その妥当性を確かめる。また、必要と認めた場合には、実査・確認手続を実施する。

						10. 減少額については、稟議書、売買契約書、その他の関係資料等と突合し、減少額及び関連損益の会計処理が適切に行われていることを確かめる。
						11. 対象資産について実査・確認を実施している場合には、当該調書と照合する。
						12. 勘定分析の実施により、異常項目の有無を確かめる。
						13. 決算整理に係る資料を閲覧し、投資その他の資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						14. 債権については回収可能性を検討し、破産更生債権への振替えの要否及び貸倒引当金計上の必要性を検討する。
						15. 時価が著しく下落している資産の有無を確かめ、それらの時価の回復可能性を検討するとともに、評価減の必要性・妥当性を検討する。
						16. 独立した科目による掲記の要否、関係会社残高、1年基準の適用等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						17. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. ゴルフ会員権について、有価証券に準じて減損処理する必要はないか。
2. 費用処理すべき項目は含まれていないか。
3. 流動資産とすべき項目は含まれていないか。
4. 負債と相殺処理すべき項目は含まれていないか。
5. 破産債権、更生債権等の表示科目は適切か。
6. 期末前後に異常な取引はないか（特に、関係会社との取引）。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」 ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」
--

14. 4900 繰延資産

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 繰延資産に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、繰延資産に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 繰延資産及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。

					6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
					7 . 繰延資産残高明細表又は増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
					8 . 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境、営業成績等に照らして合理的であることを確かめる。
					9 . 当期計上分について繰延資産として計上することの適否を、算出資料、関連証憑との突合、商法等の規定及び所定の基準との照合、勘定分析、過年度の同一事象に対する会計処理等により検討する。
					10 . 商法等の規定、取締役会議事録、稟議書その他繰延資産に関する書類を検討し、繰延資産計上の理由及び償却年数の適否を確かめる。
					11 . 償却計算が所定の基準に従って継続的に実施されており、また、その計上額が妥当であることを確かめる。
					12 . 決算整理事項に係る資料を閲覧し、繰延資産関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
					13 . 繰延資産の処理方法、償却方法等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
					14 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 繰延資産の性格に応じて正しく科目が分類されているか。
2 . 償却開始の時期は適切か。
3 . 繰延資産に関する処理は適法なものであるか。

15 . 5110 支払手形

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 支払手形に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、支払手形に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 支払手形に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6 . 支払手形残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7 . 主要仕入先別、購買部門別、決済期日別及び設備購入先別等の支払手形残高について、期間比較及び予算比較等の分析的手続を実施し、著しい変動及び異常なものについてはその原因を明らかにする。

						8 . 支払手形記入帳、期日別管理表等を通査して、期日経過手形、長期手形、長期分割手形、書替手形、金融手形、融通手形等の異常項目の有無を確かめる。
						9 . 決算整理に係る資料を閲覧し、支払手形関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						10 . 商品等購入手形と、設備等購入手形、金融手形、融通手形等との混同がないかを確かめる。
						11 . 必要と認めた場合には確認を実施し、残高等の妥当性を確かめる。また、翌期の決済状況を検討する。
						12 . 現金等の実査時に記録された支払手形の最終・翌期初振出番号を基に、支払手形のカット・オフ・テストを行う。
						13 . 外貨建支払手形がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						14 . 関係会社残高、設備支払手形等について、財務諸表における表示の妥当性について確かめる。
						15 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 異常な理由・原因による手形残高はないか。
2 . 長期末渡手形、簿外手形、係争中の手形及び決済拒否手形等はないか。
3 . 借入金等に対する担保提供手形はないか。
4 . 未使用手形用紙及び手形振出控の管理は適切か。
5 . 書替、取消及び書損じ手形の管理は適切か。
6 . 手形に押捺する取引印の保管状況に問題はないか。また、取引印の不正使用等のリスクがないか。
7 . 期末日前後に異常な手形取引はないか。
8 . 金融機関が休日の場合の期末日満期手形の処理及び開示は適切か。
9 . 為替予約等に係る振当処理は妥当か。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・監査第一委員会報告第 47 号「追加情報の注記について」 ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」

16. 5120 買掛金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 買掛金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、買掛金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 買掛金に関する会計方針が、所定の基準に準拠して継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。

						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6. 買掛金残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。重要な調整項目がある場合には内容を検討し、関連資料と突合する。
						7. 購買部門別、仕入先別等の仕入高及び買掛金残高について、期間比較、予算比較及び回転期間分析等の分析的手続を実施し、著しい変動及び異常なものについてはその原因を明らかにする。
						8. 決算整理に係る資料を閲覧し、買掛金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						9. 買掛金残高明細表を通査して、異常項目（借方残高、長期未払残高等）を抽出し、その原因を明らかにする。
						10. 商品等購入による残高以外のものが混入していないかを確かめる。
						11. 必要と認めた場合には確認を実施し、残高等の妥当性を確かめる。
						12. 買掛金の年齢調表を入手して、長期未払債務及び係争中の債務の有無を調査するとともに、その処理の妥当性を確かめる。
						13. 翌期の支払状況を調査し、期末計上額の妥当性を検討する。
						14. 翌期初以降の納品書及び請求書を通査し、当期に計上すべき未計上債務がないかを確かめる。
						15. 補助元帳等の通査により、期末日直前及び直後の仕入高及び返品高（値引・割戻しを含む。）を調査し、異常性がないことを確かめる。
						16. たな卸立会時等に入手した仕入に関するカット・オフ調査資料を基に、入荷記録等と照合して、仕入高・買掛金の期間帰属の適正性を確かめる。
						17. 外貨建買掛金がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						18. 関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性について確かめる。
						19. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 架空又は簿外の買掛金はないか。また、仮単価や概算額による買掛金はないか。
2. 長期未請求残高が適切に整理されているか。また、係争中の買掛金はないか。
3. 検収未済として計上を繰り延べている買掛金はないか。
4. 使用時検収のものはないか。また、その処理は適正に行われているか。
5. 買掛金計上済みだが、未納入となっているものはないか。
6. 非継続的な取引先に対する残高に、多額又は異常なものはないか。
7. 為替予約等に係る振当処理は妥当か。
8. 期末日前後に異常な取引はないか（特に、関係会社との取引）。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」

17. 5210 借入金・長期借入金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 借入金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、借入金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 借入金及び関連損益の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6. 借入金残高明細表又は増減明細表を入手し、計算調べの上、借入金台帳、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7. 借入先ごとの残高について前期比較を行い、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						8. 新規借入額、借換・返済額及び利息の支払額について、議事録、稟議書、契約書、計算書等の関係記録及び証拠資料とを突合するとともに、処理の妥当性を確かめる。
						9. 確認手続に従い金融機関等に確認を実施し、借入金残高、借入期間、利率、担保提供、保証の状況等の妥当性を確かめる。
						10. 関係会社からの借入れについては、借入理由、契約条件等の合理性を確かめる。
						11. 借入金の種類別及び月別平均残高、平均金利を用いたオーバーオール・テスト等により、支払利息の年間計上額の妥当性を確かめる。
						12. 外貨建借入金がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						13. 通貨スワップ契約や金利スワップ契約等が付された借入金がある場合は、元本の計上額及び金利の処理が妥当であることを確かめる。
						14. 借入金契約に伴う財務制限条項等の各種義務が遵守されていることを確かめる。
						15. 借入条件に照らして、支払利息と未払利息、前払利息とが適切に区分計上されていることを確かめる。
						16. 担保提供、質権・抵当権設定及び保証の状況に関する資料を閲覧し、その内容及び借入金残高との対応関係を検討する。
						17. 長・短借入金の区分、関係会社残高、株主・役員残高、担保提供状況、資産計上された利息等について、財務諸表における表示の妥当性について確かめる。
						18. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

- | |
|--|
| 1. 借入先との関係、借入れの事由、借入れ及び返済条件に適合しているか。また、その処理は適切か。
2. 期日更改の借入れであるか。 |
|--|

3. 代物弁済の処理は妥当か。また、時価との関連は適切か。
4. 高利借入れ又は簿外借入れはないか。また、元本や利息の支払が遅延している借入れはないか。
5. 借入有価証券による資金調達はないか。ある場合には、返済予定額（多くの場合、額面）との差額が適切に期間配分されているか。
6. 不動産信託等による特殊な借入金の処理は適切か。
7. 期末前後に異常な取引はないか（特に、関係会社との取引）。
8. 支払保証料と借入金との対応関係は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
- ・業種別監査研究部会 建設業・不動産業部会「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」

18. 5220 社 債（転換社債等を含む。）

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 社債に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、社債に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 社債及び関連損益の計上に関する会計方針が、継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 社債残高明細表又は増減明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳、補助元帳及び試算表と突合する。
						8. 相手先別・内容別の残高について期間比較等の分析的手続を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。
						9. 社債の新規発行に関する取締役会議事録、有価証券届出書、金融機関との契約書等を閲覧して、発行条件及び処理の妥当性を検討する。
						10. 社債に関する商法等の諸規定に照らすことにより、社債発行及び償還又は転換の内容の適法性を検討する。
						11. 社債の償還、転換社債の転換、新株引受権付社債の期中新株引受権の行使について、発行時の関係記録及び証拠資料と突合の上、その処理の妥当性を検討する。
						12. 期末残高について、登記簿謄本、社債原簿及び抵当権設定関係書類を閲覧する。

						13. 外貨建社債がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						14. 社債発行差金及び社債発行費用の計上並びにその償却計算の妥当性を検討する。また、両者が混同していないことを確かめる。
						15. 社債に係る複合金融商品等の会計処理が、関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
						16. 社債発行に伴う財務制限条項等の各種義務が遵守されていることを確かめる。
						17. 決算整理に係る資料を閲覧し、社債関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						18. 社債利息・未払社債利息の計上額が、社債元本と対応して妥当であることを確かめる。
						19. 1年内償還予定額、為替予約付きの残高、株式への転換価格、期末の新株引受権残高、担保提供資産等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						20. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 当期中の発行は、発行限度内で適法な手続を経ているか。
2. 社債引受条項に従った手続で発行されているか。
3. 新株引受権付社債（分離型）の発行時の処理は妥当か。
4. 償還済の社債券の破棄、登録簿の抹消手続等が適切に行われているか。
5. 予備社債券の管理は良好か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」

19. 5310 未払法人税等

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 法人税等に関する前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、法人税等に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 未払法人税等及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 法令・税制等の改正による影響の有無、税務調査等により法人税等の支払が発生することの可能性の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。

						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 未払法人税等増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳及、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 増減明細表上の前期分確定納付額、中間納付額、還付税額、更正・修正納付額等について、申告書、納付書、税務当局との往復文書、還付通知書等の証憑と突合するとともに、勘定分析等により会計処理の妥当性を確かめる。
						10. 法人税等の納付見込額の算出過程を、関連する証憑資料と突合することにより、その計上の根拠及び計上基準の妥当性を検証する。
						11. 課税所得計算における加減算項目について、その内容を検証するとともに、対前期比較を行うことにより、異常項目の有無を確かめる。
						12. 過年度法人税等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 税務署等に提出した法人税申告書等のコピーを入手して検証に利用したか。
2. 過年度の未払法人税等計上額と納付実績とを比較して重要な過不足はなかったか。
3. 過年度の税務調査によって多額の追徴・還付税額が発生したことはないか。また、その内容に関して、会計処理上及び内部統制上の問題点はないか。
4. 所得控除、税額控除の見込額は妥当なものか。
5. 税務調査による追徴税額が見込まれる場合に、未払計上された金額は合理的に見積もられているか。
6. 異議申立て中の税金関係の事項はあるか。ある場合には、それに対する処理は適切か。
7. 外国税額控除の処理は、必要な資料に基づき適切に実施されているか。
8. 税務上の繰越欠損金の処理は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

・監査委員会報告第63号「諸税金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」

20. 5320 税効果会計

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 税効果会計に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、税効果会計に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 税効果会計に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。

					5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
					6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
					7. 繰延税金資産・負債の増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
					8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
					9. 繰延税金資産・負債及び法人税等調整額の算出過程について、関連する委員会報告等、法人税申告書別表及びその他関連証憑資料と突合し、その妥当性を検証する。
					10. 繰延税金資産の回収可能性を関連する委員会報告等に基づいて検討する。
					11. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異を原因分析する。
					12. 繰延税金資産・負債の流動・固定分類、税効果会計に関する注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
					13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

<ol style="list-style-type: none"> 1. 繰延税金資産・負債の計上根拠となる一時差異等の項目は妥当なものか。 2. 一時差異に該当する法人税申告書別表四及び五に記載されている申告調整項目、税務上の繰越欠損金、外国税額控除繰越額、及び資本の部に計上されている評価差額等が増減明細表に網羅的に記載されているか。 3. 将来減算一時差異の期中解消額が、申告減算額と一致しているか。 4. 将来加算一時差異の期中解消額が、申告加算額と一致しているか。 5. 繰越欠損金等の当期使用額は、当期の一時差異解消額を調整後の課税所得の範囲内か。 6. 一時差異の解消に伴う繰延税金資産・負債の繰戻しは適時に行われているか。 7. 繰延税金資産・負債の算出に使用した税率は適切なものか。 8. 法定実効税率は、将来適用される税率に基づき正しく計算されているか。 9. 標準税率によった場合との差異原因に異常なものはないか。 10. 将来の課税所得や一時差異の発生・解消、タックス・プランニング等を慎重に見込んで繰延税金資産の回収可能性を評価しているか。 11. 租税特別措置法による諸準備金が利益処分により積み立てられている場合には、繰延税金負債に係る会計処理及び税務申告上の処理は妥当か。 12. 税法が改正され、将来適用される税率が変更になった場合は、繰延税金資産及び繰延税金負債の再計算が正しく行われているか。 13. 繰延税金資産・負債について、流動、固定の財務諸表における表示区分は妥当か。 14. 土地再評価法に基づく再評価繰延税金資産及び再評価繰延税金負債と、通常の税効果会計に基づく繰延税金資産及び繰延税金負債は区分して表示されているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「税効果会計に係る会計基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」 ・会計制度委員会報告第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」 ・会計制度委員会「中間財務諸表等における税効果会計の適用に関するQ&A」 ・会計制度担当常務理事「税効果会計に関するQ&A」 ・リサーチ・セクター審理情報〔8〕「税効果会計の適用初年度における監査上の取扱いについて」

- ・リサーチセンター審理情報〔10〕「税効果会計の適用初年度における利益処分方式による租税特別措置法上の諸準備金等の取扱い及び法人税率等の変更について」
- ・監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

21. 5410 未払金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 未払金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、未払金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 未払金に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6. 未払金残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7. 項目ごと又は相手先ごとに対前期比較を行い、重要な増減等について原因・根拠を調査し、その妥当性を検討する。
						8. 残高について、稟議書、契約書、請求書等の関連証憑と突合することにより、その妥当性を確かめる。また、契約条件や請求内容を調べ、処理や表示の妥当性を確かめる。
						9. 必要と認めた場合には確認を実施し、残高等の妥当性を確かめる。
						10. 期末及び翌期の伝票の通査、翌期初の支払状況の検証により、未計上債務の有無を確かめる。
						11. 勘定分析を実施し、買掛金や未払費用等との混同の有無を確かめる。
						12. 決算整理に係る資料を閲覧し、未払金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						13. 借方残高、長期末払残高、係争中の残高等の異常項目の有無を確かめる。
						14. 流動・固定の区分、関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						15. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 計上は債務の確定した事実に基づいているか。また、仮価額によるものはないか。
2. 架空又は簿外の未払金はないか。
3. 長期末請求残高が適切に整理されているか。
4. 期末日前後に異常な取引はないか。
5. 外貨建ての残高に対する会計処理は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」

22. 5420 未払費用

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 未払費用に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、未払費用に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 未払費用及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 未払費用残高明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳、補助元帳及び試算表と突合する。
						8. 相手先別、内容別の残高について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。
						9. 勘定分析の実施や関連証憑との突合により、計上額の妥当性、計上の基礎となる科目との整合性、買掛金や未払金等との混同の有無、関連する費用計上額の妥当性を確かめる。
						10. 決算整理に係る資料を閲覧し、未払費用関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						11. 期末及び翌期の伝票の通査、翌期初の支払状況の検証により、期間帰属の妥当性、未計上費用の有無を確かめる。
						12. 流動・固定の区分、関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示 .

1. 契約上定められた期間の経過に伴って期間帰属が定められているか。
2. 未払固定資産税の計上額は適切か。
3. 外貨建ての残高に対する会計処理は適切か。

23. 5430 前受金

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 前受金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、前受金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 前受金に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						6. 前受金残高明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳、補助元帳及び試算表と突合する。
						7. 取引先別、項目別の残高について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。また、重要な残高については、関連する証憑等と突合する。
						8. 勘定分析の実施により、借方残高、長期滞留残高、係争中の残高等の異常項目の有無を確かめる。
						9. 決算整理に係る資料を閲覧し、前受金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						10. 売掛金、売上等との対応関係及び取引の性格からみて、前受金が漏れなく計上されていることを確かめる。
						11. 期末・翌期伝票及び補助元帳・関係記録の査閲並びに翌期初めの決済の状況の検証により、期末前後の計上額の妥当性を確かめる。
						12. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 製品、商品等の給付の提供以前の受領であるか。
2. 売掛金等と両建てになっていないか。また、売掛金等との相殺は、給付等の提供割合等に対応しているか。

24. 5440 前受収益

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 前受収益に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、前受収益に関して会社が採用する会計方針を把握する。

						3. 前受収益及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 前受収益残高明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳、補助元帳及び試算表と突合する。
						8. 相手先別、内容別の残高について、期間比較等の分析的手続を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。
						9. 主な残高については、前受収益として負債に計上することの妥当性（将来の収益有無）を、請求書、契約書等の関連資料により確かめる。
						10. 勘定分析の実施により、計上の基礎となる科目との整合性を確かめるとともに、借方残高や滞留残高等の異常項目の有無を検証する。
						11. 決算整理に係る資料を閲覧し、前受収益関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						12. 期末・翌期伝票及び関係記録の査閲、並びに翌期初めの決済状況の検証により、期末計上額の妥当性を確かめる。
						13. 流動・固定の区分、関係会社残高の注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						14. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

- | |
|--|
| 1. 経過項目として妥当な性格を有しているか。 |
| 2. 契約上定められた期間の経過に伴って期間帰属が定められているか。 |
| 3. 計上の繰上げ、繰延べによって当期純利益に著しい影響を及ぼしていないか。 |

25. 5450 その他の流動負債

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. その他の流動負債に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、その他の流動負債に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. その他の流動負債及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。

						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7 . 各勘定残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8 . 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9 . 証憑突合、関連する勘定科目の検証等により残高の妥当性を確かめる。
						10 . 決算整理に係る資料を閲覧し、その他の流動負債関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						11 . 流動・固定の区分、独立した科目による掲記の要否等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						12 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 長期間未精算の仮受金はないか。
2 . 収益処理すべき項目は含まれていないか。
3 . 営業保証預り金等で、固定負債とすべき項目は含まれていないか。
4 . 資産と相殺処理すべき項目は含まれていないか。

26 . 5510 賞与引当金（未払金、未払費用によるものを含む。）

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 賞与引当金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、賞与引当金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 賞与引当金及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、就業規則、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7 . 賞与引当金増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8 . 期末残高（全体、1人当たり）について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。

						9 . 賞与支給見込額の算出過程を稟議書、議事録等の関連資料と突合し、計算調べを実施するとともに、分析的手続を実施して、計上額の妥当性・継続性を検証する。
						10 . 法人税法による賞与引当金繰入限度額計算の妥当性を確かめるとともに、会計上の引当金繰入額との差額が、課税所得計算において適切に処理されていることを確かめる。
						11 . 取崩しの記帳と関係する証憑資料とを突合することにより、取崩しの理由(目的、目的外)及びその金額並びに処理の妥当性を確かめる。
						12 . 勘定分析等により、会計処理の妥当性、損益科目との整合性を確かめる。
						13 . 賞与引当金の計上基準等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						14 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 過年度の引当金計上額と支給実績とを比較して重要な過不足はなかったか。
2 . 支給見込額の算出に際して採用した支給見込月数や対象人数等の仮定は妥当か。
3 . 債務が確定している場合、賞与未払金として処理しているか。
4 . 製造費用と販売費及び一般管理費との区分は妥当か。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査第一委員会報告第 34 号「従業員賞与に関する監査上の取扱い」 ・ 監査第一委員会報告第 47 号「追加情報の注記について」 ・ 監査委員会報告第 57 号「平成 10 年度の税制改正と監査上の取扱いについて」 ・ 監査基準委員会報告書第 13 号(中間報告)「会計上の見積りの監査」

27 . 5520 退職給付引当金

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 退職給付引当金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、退職給付引当金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 退職給付引当金及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7 . 退職給付引当金増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。

						8. 期末残高（全体、1人当たり）について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 退職給付債務及び年金資産等の計算手法が、関連する委員会報告等に従ったものであることを、専門家に対する質問又は報告書の閲覧によって確かめる。
						10. 退職給付債務、退職年金資産等について確認状を入手する。
						11. 退職給付債務計算における割引率、長期期待収益率、予定昇給率、退職率、死亡率等、数理計算において用いる予測数値の妥当性・継続性を確かめる。
						12. 必要と認めた場合には、個人別データからサンプルを抽出し、関連証憑資料と突合して計算基礎データの正確性を検証する。
						13. 会計基準変更時差異、過去勤務債務、数理計算上の差異等に係る計算及びその費用処理方法が、関連する委員会報告等に従ったものであることを確かめる。
						14. 年金資産の評価の妥当性を確かめる。
						15. 退職給付信託に係る会計処理の妥当性を確かめる。
						16. 退職一時金支払時、退職年金掛金拠出時等における取崩しの記帳と、関係する証憑資料とを突合し、取崩しの理由（目的、目的外）及びその金額並びに処理の妥当性を確かめる。
						17. 税務上の退職給与引当金繰入限度額の正確性を確かめるとともに、課税所得調整計算の処理が適切に行われていることを確かめる。
						18. 退職給付に係る制度の概要、退職給付債務等の額、退職給付費用等の額、割引率等計算の基礎に関する事項の注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						19. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 小規模企業等における簡便法の適用は適切か。
2. 引当金繰入額の製造費用と販売費及び一般管理費との区分は妥当か。
3. 会計基準変更時差異の営業損益又は特別損益の計上区分は、その費用処理年数に応じて適切か。
4. 一時的に大量の退職者が見込まれる場合等は、実態に応じた計算がなされているか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「退職給付に係る会計基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に係る実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会「退職給付会計に関するQ&A」
- ・リサーチセンター審理情報〔13〕「退職給付会計に係る会計基準変更時差異の取扱い」
- ・担当常務理事「退職給付会計に係る税務上の取扱いについて（意見照会）」
- ・監査基準委員会報告書第13号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・監査基準委員会報告書第14号（中間報告）「専門家の業務の利用」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

28. 5530 その他の引当金

(製品保証等引当金、返品調整引当金、特別修繕引当金、役員退職慰労引当金等)

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. その他の引当金に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、その他の引当金に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. その他の引当金及び関連損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7. 各引当金残高明細表又は増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						8. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 各引当金の算出過程を、法令・税制・内規及び稟議書、議事録、契約書等の関連証憑資料と突合し、計算調べを実施して計上額の妥当性・継続性を検証する。
						10. 取崩しの記帳と関係する証憑資料とを突合し、取崩しの理由(目的、目的外)及びその金額並びに処理の妥当性を確かめる。
						11. 決算整理に係る資料を閲覧し、その他の引当金関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						12. 税務上での引当金繰入限度額が会計上の引当額と異なる場合には、税務上の引当額の正確性を確かめるとともに、課税所得調整計算の処理が適切に行われていることを確かめる。
						13. 引当金の計上基準、商法第287条ノ2に規定する引当金である旨、流動・固定の区分、対応する費用、損失又は取崩益等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						14. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 計上の理由及び計上基準が妥当か。
2. 設定すべき引当金が漏れなく計上されているか。
3. 利益留保の性格を有していないか。
4. 過年度の引当金計上額と実績とを比較して重要な過不足はなかったか。
5. 見積りに際して採用した仮定及び基礎データは合理的なものか。

6. 税法基準で計上している場合、会計上の合理的な見積金額と間に重要な乖離はないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・ 監査基準委員会報告書第 13 号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・ 監査第一委員会報告第 47 号「追加情報の注記について」
- ・ 監査委員会報告第 57 号「平成 10 年度の税制改正と監査上の取扱いについて」

29. 5600 偶発債務（割引手形及び裏書譲渡手形を除く。）

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 偶発債務に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 監査実施の全過程において、保証債務（保証予約、経営指導念書等保証類似行為を含む。）重要な訴訟事件に係る損害賠償義務、将来事業の負担となる可能性のある各種の契約等の有無について注意を払う。
						3. 偶発債務を漏れなく把握できる体制が確立されていることを確かめるため、保証債務に係る内部統制の状況を質問する。
						4. 期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						5. 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、重要な契約書、保証書、銀行確認状等を閲覧する。
						6. 訴訟関係書類、弁護士との往復文書を閲覧する。また、偶発債務に対する会計上の手当ての要否について検討する。
						7. 保証債務明細表（被保証先別、保証の種類）を入手し、関係する証憑と突合する。
						8. 保証債務の内容について、その背景、条件等に異常がないことを質問により確かめる。
						9. 保証債務（保証類似行為を含む。）及び債務保証損失引当金の会計処理及び開示は、関連する委員会報告等に照らして妥当であることを確かめる。
						10. 保証先又は被保証先から確認状を入手し、残高等の妥当性を確かめる。
						11. 保証債務と受取保証料との関連性を分析する。
						12. 顧問弁護士から係争事件等に係る照会状の回答を入手し、損害賠償義務、損害賠償引当金の要否等その内容について分析し評価する。
						13. 偶発債務発生の有無及びその内容に係る経営者による確認書を入手する。
						14. 偶発債務の注記、関係会社残高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						15. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 偶発債務に負債性引当金又は確定債務として会計処理すべきものが含まれてないか。
2. 重要な営業上の契約書、リース契約書、不動産売買契約書等を閲覧しているか。
3. 銀行等の金融機関からの残高確認状の回答に、偶発債務の存在を示唆する記載はなかったか。
4. 将来の仕入契約あるいは販売契約のなかに、契約履行により損失が発生する懸念のあるものが含まれていないか。

か（価格改訂条項、中途解約によるペナルティー）。

5. 法律専門家の見解を参考にする必要はないか。
6. 裁判所等に対する供託金の支出内容から判断して、偶発債務の発生可能性はないか。
7. 環境問題等に起因する偶発債務を考慮したか。
8. 被保証先の財政状態及び経営成績から判断して、保証債務の履行請求により損失の発生する可能性はないか。
9. 損失の発生する可能性は高いがその金額を見積もることが不可能な場合、又は損失の発生がある程度予想される場合の注記の開示は、監査委員会報告第 61 号に照らして妥当か。
10. 保証債務について、期末日前後に異常な異動・増減はないか。
11. 外貨建残高の円換算処理は適切か。
12. 監査報告書で特記事項とすべき偶発事象はないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・ 監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」
- ・ 監査基準委員会報告書第 2 号（中間報告）「特記事項」
- ・ 監査基準委員会報告書第 3 号（中間報告）「経営者による確認書」
- ・ 監査基準委員会報告書第 13 号（中間報告）「会計上の見積りの監査」
- ・ 監査基準委員会報告書第 14 号（中間報告）「専門家の業務の利用」

30. 5700 資本（利益処分、中間配当を含む。）

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 資本に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						3. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						4. 総勘定元帳等の前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						5. 資本勘定残高明細表又は増減明細表を入手し、計算調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						6. 増減資の記帳を、株主総会・取締役会議事録、新株発行目論見書・届出書、登記簿謄本、合併契約書等の関係証憑と突合する。
						7. 増資、減資、準備金の資本組入れ、株式の消却に係る定款の定め、株主総会又は取締役会決議等が適法であることを確かめる。
						8. 転換社債の転換、新株引受権付社債の権利行使による資本金の増加が適切に処理されていることを確かめる。
						9. 期中における自己株式の取得及び処分に関する会計処理及び表示が、関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。
						10. 新株発行費等の増減資に係る費用の会計処理、及びその計上額の妥当性・継続性を確かめる。
						11. 資本の部に属する項目の計上及び取崩しの記帳と関係証憑とを突合する。

						12. 資本直入された土地再評価差額金、その他有価証券の評価差額等の処理について、関連する委員会報告等に照らして妥当性を確かめる。
						13. 利益処分案が適法であることを確かめる。
						14. 1株当たり利益及び純資産額の注記、会社が発行する株式、発行済み株式の総数、配当制限に関する注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						15. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 増資は定款上の授權資本の範囲内か。
2. 増資又は減資につき、発行価額又は償還価額及び割当方法等は適法か。
3. 増資につき、財務局に対して必要な届出等が行われているか。
4. 端株、失権株の取扱いは法令に準拠しているか。また、会計上の取扱いは適切か。
5. 転換社債、新株引受権、ストックオプション制度、自己株式の取得に係る開示は妥当か。
6. 増資及び減資に基づいて変更登記が行われているか。
7. 資本準備金は、株式払込剰余金、減資差益、合併差益等によるものか。
8. 資本準備金の取崩しは、資本組入れ又は欠損補填によるものか。
9. 利益配当は、法令・定款の定めに従った配当可能利益の範囲内で、株主総会の承認を得た適法なものか。
10. 中間配当に係る定款の定めはあるか。
11. 中間配当は、法定・定款の定めに従った配当可能利益の範囲内で、取締役会の承認を得た適法なものか。
12. 資本直入された評価差額金は、配当可能利益から控除されているか。
13. 利益処分及び中間配当に伴う利益準備金の積立額は適法なものか。
14. 目的積立金の目的取崩し又は目的外取崩しの区別、及びこれに係る表示は妥当か。
15. 租税特別措置法による諸準備金は、利益処分により積み立てられているか。また、その額は税効果会計を適用した額で計上されているか。
16. 欠損補填による取崩し順位は妥当か。
17. 再評価差額金、その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定の表示は適切か。
18. 予備株券の管理状況は良好か。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・会計制度委員会報告第2号「自己株式の会計処理及び開示」 ・監査第一委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」 ・会計制度委員会研究報告第1号「潜在株式調整後1株当たり当期純利益の計算」

31. 6100 売上高

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 売上に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、売上に関して会社が採用する会計方針を把握する。

					3. 売上の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
					4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
					5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
					6. 売上高明細表又は売上集計表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
					7. 売上高、売上利益率、売上数量、単位当たり売価、単位当たり原価、売上控除高等について、以下のような区分により分析的手続を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。 ・期間別（例えば、月次、四半期、年次） ・科目別、品目別、製品ライン別 ・事業部別、部門別、得意先別
					8. 予算・実績比較を実施し、著しい変動や異常な変動があれば原因を明らかにする。
					9. 期末日前後の売上傳票、出荷報告書等を通査し、重要な売上の繰上げ（未出荷売上）及び繰延べがないこと、及び売上高と原価とが対応していることを確かめる。
					10. 決算整理に係る資料を閲覧し、売上関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
					11. 外貨建取引がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
					12. 関係会社売上高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
					13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 売上高に関する会計方針は、会社の取扱品目、販売形態等から判断して適切か。（実現主義の原則に従っているか。）
2. 延払基準、工事進行基準等を採用している場合、当該基準の適用は妥当か。
3. 商品又は製品の売上と、役務の給付による収益とが適正に区分されているか。
4. 売上高が概算単価等によって計上されている場合は、その事由及び当該単価の決定並びにその精算が適正か。
5. 売上高に含めてはならない項目が混入していないか。
6. 売上控除項目に含めてはならない項目が混入していないか。
7. 売上高及び売上控除項目の期末締切処理手続（カット・オフ）が適正に行われているか。
8. 期末日直前の売上に、翌期首に売上戻りとなるような、実質的に当期の売上とは認められない取引はないか。
9. 未出荷売上には合理的な理由があるか。
10. 委託販売、返品・値引条件付販売等の特殊な売上計上基準による売上が適正に処理されているか。
11. 内部売上高及び内部利益については、その期末処理が妥当であるか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」

32. 6200 売上原価

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 売上原価に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、売上原価に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 売上原価の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 売上原価明細表又は売上原価集計表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7. 当期計上額について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、売上高の増減等に照らして合理的であることを確かめる。
						8. 事業所別、品目別、得意先別等の売上高と、売上原価との関連性を分析的手続により検証する。
						9. 期末日前後の売上原価の伝票、補助元帳から対象項目を抽出し、売上傳票と突合することにより、期末締切処理手続（カット・オフ）の妥当性を確かめる。
						10. 決算整理に係る資料を閲覧し、売上原価関連項目（例えば、たな卸資産の評価減、廃棄、たな卸修正等）の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						11. 売上原価関連事項について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						12. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 売上高に対応する売上原価（追加原価・事後費用の見積計上額を含む。）が漏れなく計上されているか。
2. 売上原価に計上した品目と数量は、売上高に計上したそれらと対応しているか。
3. 委託販売・試用販売基準、延払基準、工事進行基準等によって売上高を計上している場合、売上原価の計上もそれに対応しているか。
4. 返品に伴う原価が売上原価から適正に控除されているか。
5. 売上原価に算入してはならない項目が混入していないか。
6. 原価差異の期末調整計算が正しく行われているか。
7. 内部取引高及び内部損益の控除に関する期末処理は妥当か。
8. 期末日前後に異常な取引はないか。

33. 6210 仕入高

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 仕入に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、仕入に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 仕入の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 仕入明細表又は仕入集計表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7. 品目ごと、取引先ごと等の当期計上額について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						8. 外貨建取引がある場合は、円換算額が「外貨建取引等会計処理基準」に準拠して適切に計上されていることを確かめる。
						9. 関係会社仕入高等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						10. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 仕入勘定に算定すべき運賃、諸掛等の仕入付随費用は適正に計上されているか。
2. 仕入高が概算単価等によって計上されている場合は、その事由及び当該単価の決定並びにその精算が適正か。
3. 実地たな卸法によって売上原価を確定している場合には、仕入の繰上げ又は繰延べが行われていないか。
4. 仕入高に含めてはならない項目が混入していないか。
5. 仕入控除項目に含めてはならない項目が混入していないか。
6. 有償又は無償による支給後、長期間未納入のものがある場合は理由を確かめる。
7. 使用高検収及び直納等の特殊取引がある場合は、当該取引が適正に処理されているか。
8. 仕入控除項目、特に値引・割戻・奨励金の期間帰属が妥当であるか。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
--

34. 6220 原材料費

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 原料費に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、原材料費に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 原材料費の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 原材料費集計表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						6. 原材料費の当期計上額、歩留率等について、期別比較、予算・実績比較等の分析的手続を実施する。
						7. 原材料の消費を証する書類の調査及びそれらと払出記録とを突合する。
						8. 原価計算表と補助元帳等とを突合し、処理・記録の妥当性を確かめる。
						9. 直接材料費と間接材料費との区分計算が適切に行われていることを確かめる。
						10. 払出単価の計算を検証し、その妥当性を確かめる。
						11. 間接原材料費の配賦基準及びその計算を検証し、その妥当性を確かめる。
						12. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 原材料の消費数量が正しく把握されているか。
2. 原材料の性質上又は計算の便宜のため、消費数量の把握に当たって原単位又は換算率等を適用している場合には、当該原単位又は換算率等算出の基礎が妥当であるか。
3. 上記原単位又は換算率に変更された場合、その事由及び新原単位等の算出基礎が適正であるか。
4. 原材料の残高数量について、過剰又は不足の整理がなされている場合、その事由及びその処理は妥当か。
5. 原材料の払出単価は、所定の方法に準拠して算定され、消費価格が適正に計算されているか。
6. 原材料の購入単価未確定のため、概算単価等によって払出単価を決定している場合等に生ずる単価精算差額の処理が、所定の方法に準拠して適正に行われているか。
7. 原材料の払出単価を振替価格等によっている場合には、当該価格算定の基礎が妥当であるか。また、期末処理は妥当か。
8. 自社工場の建設等のために消費された場合等、製造費用より控除すべき金額があるときは、その消費数量及び単価の算定並びに当該金額の控除計算が妥当であるか。
9. 外注加工のため無償支給する原材料に係る会計処理は妥当か。
10. 発注先より無償支給される原材料に係る会計処理は妥当か。

35. 6230 労務費

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 労務費に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、労務費に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 労務費の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5. 労務費集計表を入手し、合計調べの上、労務費計算表、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						6. 労務費の当期計上額について、期別比較、予算・実績比較等の分析的手続を実施する。
						7. 労務費計算表上の作業時間及び賃率の妥当性を確かめるため、従業員のタイム・カード、給料・賃金計算表と突合する。
						8. 労務費とこれに関連する勘定の記帳との整合性を確かめる。
						9. 労務費の配賦基準及びその計算過程を検証し、処理の妥当性を確かめる。
						10. 労務費計上額と賃金実際支払額の調整計算の妥当性を確かめる。
						11. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 作業時間及び賃率は、所定の方法に準拠して適正に計算されているか。
2. 賞与、退職給付等の月割引当額は適正に計算されているか。また、期末の調整計算は適正か。
3. 直接労務費と間接労務費との区分、集計は妥当か。
4. 労務費の配賦基準設定の基礎、基準数値及び配賦計算は妥当か。
5. 自社工場の建設等に従事した場合等、製造費用より控除すべき金額があるときは、その作業時間等の集計及び賃率の算定並びに当該金額の控除計算は妥当か。
6. 予定率等によって計上している場合、実際額との差額の処理は妥当か。

36. 6240 製造経費

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 製造経費に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

						2 . 前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、製造経費に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 製造経費の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						5 . 製造経費集計表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						6 . 製造経費の各項目の当期計上額について、期別比較、予算・実績比較等の分析的手続を実施する。
						7 . 月次で見積り計上した製造経費に関する期末の調整計算の妥当性を検討する。
						8 . 製造経費の発生を証する証憑書類と会計記録とを突合する。
						9 . 減価償却費等の月割経費の計算について妥当性を検討する。
						10 . 光熱費等の測定経費の計算について妥当性を検討する。
						11 . 製造経費の配賦基準及びその計算過程を検証し、その処理の妥当性を確かめる。
						12 . 製造経費とこれに関連する勘定の記帳の整合性を確かめる。
						13 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 製造経費と、販売費及び一般管理費等の製造原価を構成しない費用との区分が適正に行われているか。
2 . 資本的支出が混入していないか。
3 . 製造経費が予定率又は予定額によって計上されている場合、実際額との差額の処理は妥当か。
4 . 製造直接費と製造間接費との区分、集計は妥当か。
5 . 製造経費の配賦基準設定の基礎、基準数値及び配賦計算が適正に行われているか。

37 . 6250 原価計算

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 原価計算に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、原価計算に関して会社が採用する会計方針（費目別計算、部門別計算、製品別計算等）を把握する。
						3 . 原価計算に関する会計方針や諸手続が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 原価計算に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。

						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 仕掛品について前期末残高と当期首残高とを突合し、繰越記帳の妥当性を確かめる。
						7 . 原価計算表と補助元帳とを費目別に突合する。
						8 . 原価費目が、所定の基準に従って直接費と間接費とに区分されていることを検証する。
						9 . 製造間接費は、各部門に直課又は所定の基準に従って配賦され、費目別及び部門別に集計されていることを検証する。
						10 . 部門個別費の賦課、並びに部門共通費の各部門間での配賦計算が、所定の基準に従って実施されていることを検証する。
						11 . 部門費の製品へ配賦計算が、所定の基準に従って計算されていることを検証する。
						12 . 期末仕掛品の評価の妥当性を検証するため、数量確定の手続、仕掛品の進捗率の算定方法及びその計算の妥当性を検討する。
						13 . 製造原価から控除すべき副産物、作業屑等の価額が、所定の手続に準拠して適正に算定されていることを確かめるため、それらの算定方法及びその計算の妥当性を調査する。
						14 . 予定配賦率等の妥当性を確かめる。
						15 . 諸原価数値について期間比較、予算比較、月次推移比較等の分析的手続を実施し、異常数値の有無を検証する。
						16 . 仕掛品、連産品、副産物等の期末残高について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境に照らして合理的であることを確かめる。
						17 . 仕掛品、連産品、副産物については回転率又は回転期間の分析を実施することにより滞留性を調査し、必要と認めた場合には、実査、立会又は視察を行う。
						18 . 決算整理に係る資料を閲覧し、原価計算関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						19 . 原価計算方法等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						20 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 . 仕損費の処理は妥当か。 2 . 連産品として原価按分を行っているものがある場合、その按分基準が妥当か。また、按分計算は正しく行われているか。 3 . 予定価格等の仕切価格を採用して部門間の振替えを行っている場合には、部門損益の排除等が適正に行われているか。 |
|--|

38 . 6260 原価差額

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 原価差額に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

						2 . 前期の監査調書の査閲又は原価計算規程・マニュアル等の閲覧により、原価差額に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 原価差額の算定及び配賦に関する会計方針が継続して適用されているか否かを質問する。また変更があった場合は、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 原価差額の算定及び配賦に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 前期末にたな卸資産に配賦された原価差額と当期首残高とを突合する。
						7 . 原価差額計算表を入手し、その発生に関連する証憑書類と突合するとともに、会計処理の妥当性を確かめる。
						8 . 原価差額発生額について、項目ごとの予定額と実際発生額との比較を行う。
						9 . 原価差額の勘定分析を実施して、異常項目の有無を確かめる。
						10 . 発生額について期間比較、予算比較等の分析的手続を実施し、著しい変動があれば原因を明らかにする。
						11 . 原価差額配賦計算に係る資料を閲覧し、たな卸資産と売上原価への配賦処理の妥当性を検証する。
						12 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1 . 原価差額に算入すべきでない項目が含まれていないか。
2 . 原価差額は、会社によって月ごとに発生原因別に分析されているか。
3 . 異常な原価差額が発生していないか。
4 . 予定額と実際発生額とを比較して、配賦額算定の基礎は妥当か。
5 . 社内売買損益等が含まれている場合、その処理は適正か。

39 . 6300 販売費及び一般管理費

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . 販売費及び一般管理費に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、販売費及び一般管理費に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 販売費及び一般管理費の計上に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。

						6. 販売費及び一般管理費残高明細表(費目別)を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7. 各費目について、期間比較、予算比較、月次の推移比較、構成比率分析、他の勘定の計上額との関連性検討等の分析的手続を実施し、著しい変動があれば原因を明らかにする。
						8. 必要と認めた場合には、費用の発生を証する書類と突合する。
						9. 主たる費目及び多額の雑費について勘定分析を実施することにより、異常項目の有無を確かめる。
						10. 研究開発費に係る会計処理が、関連する委員会報告等に従って適切に処理されていることを確かめる。
						11. 決算整理に係る資料を閲覧し、販売費及び一般管理費関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						12. 研究開発費の注記、関係会社に係る費用の注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 当期に属する費用は漏れなく計上され、繰上げ、繰延べが行われていないか。
2. 資本的支出として処理すべきもの、たな卸資産に計上すべきもの、支出で収益の戻り入れとなるべきもの等が含まれていないか。
3. 製造原価、営業外費用又は特別損失として処理すべきものが含まれていないか。
4. 収益として処理すべき項目が相殺処理されていないか。
5. 月割引当費用は、期末において適正に決算整理されているか。
6. 支出は証憑により裏付けられており、社内決裁・法定手続を経ているか。
7. 役員報酬については定款又は株主総会決議の範囲内であるか。
8. 社内手数料、本社費負担金等、管理目的のため設けられている費用項目は全額相殺消去されているか。
9. 期末日前後に異常な取引はないか。
10. 外貨建計上額の円換算処理は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準・同注解」 ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」 ・会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」 ・会計制度委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ&A」 ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針(中間報告)」
--

40. 6400 営業外損益・特別損益

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 営業外損益・特別損益に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

						2 . 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、営業外損益・特別損益に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3 . 営業外損益・特別損益の計上に関する会計方針や会計上の見積方法が、所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4 . 会計方針に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5 . 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6 . 営業外損益・特別損益残高明細表を入手し、合計調べの上、補助元帳、総勘定元帳及び試算表と突合する。
						7 . 期間比較、予算比較、月別推移比較等の分析的手続を実施し、著しい変動があれば原因を明らかにする。
						8 . 必要と認めた場合には、営業外損益又は特別損益の発生を裏付ける証憑書類と突合する。
						9 . 支払利息、受取配当金、受取利息、固定資産売却損益・除却損益、有価証券売却損益・評価損益、償却費等について、当該費用・収益を生じさせる科目との関連性を分析する。
						10 . 主たる項目について勘定分析を実施し、異常項目の有無を確かめる。
						11 . 決算整理に係る資料を閲覧し、営業外損益・特別損益関連項目の処理の妥当性・継続性を確かめる。
						12 . 区分掲記の要否、表示科目名、関係会社に係るものの注記等について、財務諸表における表示の妥当性を確かめる。
						13 . 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

- 1 . 当期に属する費用、損失、収益は漏れなく計上され、繰上げ、繰延べが行われていないか。
- 2 . 支出は証憑により裏付けられており、社内決裁・法定手続を経ているか。
- 3 . 社内金利等社内管理目的のため設けられている計算費用又は収益は期末に適正に除去されているか。
- 4 . 費用、損失又は収益が不当に相殺表示されていないか。
- 5 . 期末前後に異常な取引はないか。
- 6 . 外貨建計上額の円換算処理は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」

41 . 7110 リース取引

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1 . リース取引に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等の閲覧により、リース取引に関して会社が採用する会計方針を把握する。
						3. リース取引に関する会計方針が、所定の基準に準拠し継続して適用されているかを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. リース取引に影響を及ぼす会計事実の変化の有無や、法令・税制等の改正による影響の有無について質問する。
						5. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						6. 会社が作成したリース取引の開示内容が、関連する委員会報告等に照らして適切に作成されていることを確かめる。なお、必要と認めた場合には、開示内容について確認を実施する。
						7. 注記内容について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						8. 期末時点のリース資産明細表を、特に所有権移転外リース取引の新規発生や解約について留意して査閲する。
						9. 新規発生又は解約したリース取引のうち重要なものは、その記帳及び注記内容と関係記録及び証拠資料とを突合する。
						10. 所有権移転外リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、その注記内容を証拠資料と突合する。
						11. リース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額を利子込み法により処理する場合や、注記を省略する基準は、「財務諸表等規則ガイドライン」及び関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
						12. 財務諸表における表示様式が関連する委員会報告等に準拠していることを確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 所有権移転外リース取引の会計処理方法に継続性があるか。
2. リース取引に係る重要性の基準が「財務諸表等規則ガイドライン」及び「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」に準拠しているか。
3. 注記金額は正確な資料に基づき計上されおり、また、その内容に過不足はないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「リース取引に係る会計基準・同注解」
- ・会計制度委員会「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」
- ・監査委員会報告第54号「リース取引に係る監査上の取扱い」

42. 7120 デリバティブ取引

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 外国為替予約取引、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブ取引に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。

						2. 監査計画において決定された監査要点ごとに、実施すべき監査手続、実施時期及び試査の範囲について理解するとともに、監査計画立案時以降における状況の変化に対応して、監査計画を変更する必要性の有無を検討する。
						3. デリバティブ取引の利用に関する基本方針書を閲覧し、トップ・マネジメントのデリバティブ取引に対する基本方針を質問し、会社の実情を理解する。また、リスク管理規程を閲覧し、リスク管理についての内部統制の方法を把握する。
						4. 会社が行っているデリバティブ取引及びその会計方針を把握し、関連する委員会報告等に従っていることを確かめる。
						5. デリバティブ取引を行う相手先金融機関の口座開設依頼の社内手続を検討し、すべての口座が承認規程によって漏れなく承認されていることを確かめる。
						6. 期中の想定元本・決済損益等の推移を管理資料により検討し、異常な増減を把握する。
						7. デリバティブ取引の明細表を入手し、管理資料及び関連する会計記録と突合する。
						8. デリバティブ取引の明細表より新規契約・決済等の個別取引を抽出し、証憑突合を実施するとともに会計処理の妥当性を確かめる。
						9. 取引の都度及び月次の社内報告書を通査し、承認の有無及び限度超過の有無を確かめる。
						10. 名目元本・差入証拠金等の月末残高を、相手先金融機関より送付される月次残高報告と突合する。
						11. デリバティブ取引の年度実績及び残高を示す要約表を入手する。
						12. 名目元本・差入証拠金、時価評価額等について残高確認を実施する。
						13. デリバティブ取引に係る資産・負債・損益の分類表示、時価及び金額の妥当性を検証する。
						14. 期末日前後の取引を抽出し、損益の期間帰属の妥当性を確かめる。
						15. デリバティブ取引に関する注記について、財務諸表に適切に開示されていることを検討する。
						16. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」に従って、時価のあるデリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は時価をもって貸借対照表価額とし、また、評価差額はヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理されているか。また、時価のないデリバティブ取引は取得価額をもって貸借対照表価額として処理されているか。
2. 取引担当者と承認権限を有する役職者、金融機関からの契約書・報告書等を受領し照合をする担当者、資金決済を行う担当者、会計記帳を行う担当者は、それぞれ独立しているか。
3. デリバティブ取引は、内部監査の対象となっているか。
4. すべての約定が管理簿に記録され、報告され、会計処理の対象とされているか。
5. ヘッジ会計の方法に係る重要な会計方針の記載は妥当か。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・企業会計審議会「先物・オプション取引等の会計基準」
- ・企業会計審議会「金融商品に係る会計基準・同注解」
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準・同注解」
- ・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」
- ・会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針（中間報告）」
- ・監査基準委員会報告書第14号（中間報告）「専門家の業務の利用」
- ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

43. 7130 関連当事者との取引

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 関連当事者との取引に関する前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 監査実施の全過程において、関連当事者との取引の有無について注意を払う。
						3. 関連当事者との取引の調査に係る管理体制が適切に整備され、有効に運用されることにより、関連当事者取引が適切かつ網羅的に把握されていることを確かめるため、質問及び関連文書の閲覧を行う。
						4. 関連当事者の範囲が適切であることを確かめる。
						5. 関連当事者取引に係る会社の調査回答書を閲覧する。
						6. 取締役会議事録、稟議書、契約書等を閲覧し、関連当事者に係る事項の有無を確かめる。
						7. 関連当事者取引の集計表を入手し、関連証憑と突合する。
						8. 当期発生額について前年同期と比較し、著しい増減の有無及びその理由が、会社の経営環境等に照らして合理的であることを確かめる。
						9. 取引内容、取引条件等について質問し、異常項目の有無を検討する。
						10. 必要と認めた場合には、関連当事者より残高確認状を入手する。
						11. 必要と認めた場合には、関連当事者の網羅性に関して経営者による確認書を入手する。
						12. 財務諸表注記における関連当事者取引の開示が、財務諸表等規則様式第1号及び関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。
						13. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

<ol style="list-style-type: none"> 1. 関連当事者の属性による区分は妥当か。 2. 注記する取引金額に、連結消去された取引や残高を含めていないか。 3. 債務保証等の期末残高を取引金額として注記している場合、その内容が適切に注記されているか。 4. 関連当事者との取引条件は妥当なものか。
--

(3) 関連する主な委員会報告等

<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表等規則様式第1号「関連当事者との取引」 ・監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」 ・監査基準委員会報告書第3号（中間報告）「経営者による確認書」

44. 7140 後発事象

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 決算期後に開催された取締役会及びその他重要な会議の議事録並びに決算期後に決裁された稟議書及び決裁書等を閲覧する。
						2. 決算期後の会計記録や臨時報告書等を閲覧し、後発事象とすべき取引がないかを確かめる。
						3. 後発事象に関する下記事項について質問する。 (1) 期末日現在不確定であったが、その後会計上の影響が明白になった事象はないか。 (2) 決算期後、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼす事象は発生していないか。 (3) 決算期後、資金計画等について重要な変更はないか。
						4. 後発事象の発生の有無に関する質問を含む経営者による確認書を入手する。
						5. 顧問弁護士等に対し、係争事件等の有無、当該事件の内容、経過、現状等について質問するとともに必要事項について照会し、回答内容を分析評価する。
						6. 期中で既に判明している事項（増資の予定等）については、計画書、関係先（銀行、証券会社等）との打合せ記録、取締役会議事録及び契約書等を確認し、事象の発生が確実であること及びその内容の詳細を確かめる。
						7. 後発事象が財務諸表に及ぼす影響額の算定、及びその会計処理が、関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。
						8. 財務諸表への注記又は営業報告書への記載内容が、関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。
						9. 決算期後、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼす事象があった場合、又は資金調達上の重要な隘路の存在等、その事象の影響が、今後の展開によっては極めて重大になる可能性があれば、監査報告書の特記事項とすることの可否を検討する。
						10. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 新聞及び業界紙等の報道に、会社の後発事象に関連する記載はないか。
2. 財務諸表を修正すべき後発事象が発生した場合には、当該影響額に基づき財務諸表が適正に修正されているか。
3. 財務諸表の修正を必要としないが、営業報告書等に記載すべき後発事象が発生した場合には、その具体的内容及び財務的影響が適切に記載されているか。
4. 後発事象の財務的影響額が記載されていない場合には、その見積りが困難である等の合理的な理由があるか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・ 監査委員会報告第 44 号「後発事象に関する監査上の取扱い」
- ・ 会計制度委員会報告「重要な後発事象の開示について」
- ・ 監査基準委員会報告書第 2 号（中間報告）「特記事項」
- ・ 監査基準委員会報告書第 3 号（中間報告）「経営者による確認書」
- ・ 監査基準委員会報告書第 14 号（中間報告）「専門家の業務の利用」

45. 7150 キャッシュ・フロー計算書

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 前期の監査調書を査閲し、前期以前の監査で認識された内部統制上及び会計処理上の問題点を把握する。
						2. 前期の監査調書の査閲又は経理規程・マニュアル等を閲覧することにより、会社が採用する会計方針を把握する。
						3. 会計方針が所定の基準に準拠し継続して適用されているか否かを質問する。変更があった場合には、正当な理由があることを確かめる。
						4. 資金に含まれている項目が、関連する委員会報告等に照らして妥当なものであることを確かめる。
						5. 営業活動、投資活動、財務活動の各区分に含まれている項目が、その性格に照らして適切に区分されていることを確かめる。
						6. 直接法によっている場合、営業活動によるキャッシュ・フローの各表示項目がキャッシュ・フローの内容を表す適切な名称をもって、原則として総額法により表示されていることを確かめる。
						7. 間接法によっている場合、非資金項目等の各調整項目が、その内容を示す適切な名称になっていることを確かめる。
						8. 利息及び配当金に係るキャッシュ・フローの記載について、選択適用できる二つの方法のうちのいずれか一方を每期継続して適用していることを確かめる。
						9. 期間が短く、かつ、回転が速い項目に係るキャッシュ・フローが純額で表示されていることを確かめる。
						10. 外貨建ての現金及び現金同等物に係る換算差額が区分表示されていることを確かめる。
						11. キャッシュ・フロー計算書全体について計算調べを実施する。
						12. 現金及び現金同等物の期末残高、税金等調整前当期純利益、受取利息及び受取配当金、支払利息等について、関連する財務諸表項目や注記の金額が一致することを確かめる。
						13. 資金の範囲、重要な非資金取引の内容等の開示が、関連する委員会報告等に照らして適切であることを確かめる。
						14. 監査手続の実施結果、検出事項及びそれに対する所見等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 現金同等物に価値変動リスクを伴う株式等が含まれていないか。
2. 負の現金同等物に係る処理は適切か。
3. 第三者に関する取引の取扱いは適切か。
4. リース料に係る処理は適切か。
5. 先物契約等に係る処理は適切か。
6. 消費税及び地方消費税に係る処理は適切か。

(3) 関連する主な委員会報告等

企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準・同注解」

46. 8110 現金の実査

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 現金に関する保管部署及び保管担当者、補助元帳及び記帳担当者、出納保管に関する取扱い手続並びに小口現金制度についての概要を把握する。
						2. 実査に際しては会社担当者の立会を求め、現物返還後に実査対象物の受領書を入手する。
						3. 現金及び現金等価物を実査し、実査表に数量・金額・内容等をボールペン又は万年筆によって記入する（又は、入手した金種別在高表等と突合する。）
						4. メモ書き、借用証等による仮払いが現金残高に含まれているときは、金銭出納帳と突合するとともに、その内容について質問を行い、資産性の有無及び勘定処理の妥当性を確かめる。
						5. 現金実査表と金銭出納帳を突合する。
						6. 会社所有外の現金を預り保管している場合は、それらについても実査し、管理簿と突合する。また、預り理由の合理性を質問等により確かめる。
						7. 小口現金について定額前渡制度を採用している場合は、現金の実査と同時に支出済の領収証等を検証し、かつ、これらの合計額が定額前渡金額と一致していることを確かめる。
						8. 小切手、手形用紙綴を実査してカット・オフ情報（実査時における最終使用番号及び未使用番号）を入手する。
						9. 実査手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項等を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. メモ書き、借用証等による現金払出は許容されているか。
2. 小切手、手形用紙綴りの管理状況は良好か。
3. 実査は、預金証書、受取手形・有価証券等と同時に行っているか。

47. 8120 預金通帳・証書の実査

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 預金通帳・証書について、保管部署及び保管担当者、補助元帳及び記帳担当者、受払保管に関する取扱い手続等についての概要を把握する。
						2. 実査に際しては会社担当者の立会を求め、現物返還後に実査対象物の受領書を入手する。
						3. 預金残高口座別明細表を入手し、預金通帳・証書及び担保品預り証等と突合する。

						4. 会社所有外の他者名義の預金通帳・証書を預り保管している場合は、それらについても実査し、その管理簿と突合する。また、預り理由の合理性を質問等により確かめる。
						5. 実査手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 預金残高口座別明細表には、預金の種類、銀行名・営業店名、証書番号、金額、預入日、満期日、期間、利率、担保の有無等、必要な事項が記載されているか。
2. 満期日を経過したまま放置されている定期預金等はないか。

48. 8130 受取手形の実査

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 受取手形について、保管部署、保管方法、補助元帳及び記帳担当者、各事業場からの送付方法、割引、取立依頼、担保提供、裏書譲渡に関する方針及び取扱手続等についての概要を把握する。
						2. 実査に際しては会社担当者の立会を求め、現物返還後に実査対象物の受領書を入手する。
						3. 受取手形明細表を入手し、手形現物、代金取立手形通帳、担保品預り証、手形割引依頼書等と突合する。
						4. 会社所有外の他者の手形を預り保管している場合は、それらについても実査し、その管理簿と突合する。また、預り理由の合理性を質問等により確かめる。
						5. 実査手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 受取手形明細表には、手持手形、取立依頼手形、担保提供手形、割引手形、裏書譲渡手形の区分、手形の種類、振出人（又は支払人）、裏書人、支払期日、金額、備考等必要な事項が記載されているか。
2. 手形要件を欠いている手形、裏書の連続していない手形、受取人が会社名義でない手形、期日経過手形、不渡手形、期間の異常に長い手形等はないか。
3. 銀行統一手形以外の手形はないか。
4. 通常取引先以外から受けた高額の手形はないか。

49. 8140 有価証券の実査

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 有価証券について、保管部署、保管方法、補助元帳及び記帳担当者、受払保管に関する取扱い手続等についての概要を把握する。
						2. 実査に際しては会社担当者の立会を求め、現物返還後に実査対象物の受領書を入手する。

						3. 有価証券明細表を入手又は作成し、証券現物、登録済通知書、払込金領収証、株券不所持申出受理通知書、担保品預り証、保護預り証、利札等と突合する。
						4. 預り有価証券を保管している場合は、それらについても実査し、その管理簿と突合する。また、預り理由の合理性を質問等により確かめる。
						5. 実査手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 有価証券明細には、有価証券と投資有価証券との区分、国債、公社債、株式等の区分、銘柄、額面金額又は券面額、種類、枚数又は株数、証券番号、利払期日、保管場所（担保提供先、保護預け先等を含む。）備考等必要な事項が記載されているか。
2. 名義が会社以外の有価証券はないか。
3. 株券が未発行の銘柄はないか。
4. 実査できない有価証券については、確認等の代替手続を実施しているか。
5. 実査は現金・預金・受取手形・会員権等の証券と同時に行っているか。

50. 8200 実地たな卸立会

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 実地たな卸規程、たな卸計画書、たな卸指示書等を事前に入手し、その内容を把握する。
						2. 立会上の重点項目、抜き取り検査の範囲及び方法、注意すべき事項等実施に際して留意すべき事項を事前に把握する。
						3. 必要と認めた場合には、立会開始前に保管場所の見取り図を入手して、工場、倉庫内を巡回し、たな卸の準備状況及び現品の保管状況を視察する。
						4. 入出荷部門でたな卸指示書どおり適切な入出庫の調整が行われたかどうかを質問等により確かめる。
						5. 長期滞留品、不良品等に対して、たな卸担当者がどのように注意を払ったかを、質問等により確かめる。
						6. 抜き取り検査を行い、会社の現品調査が正しく実施され、かつ、これが正しくたな卸原票に記入されていることを確かめる。
						7. 抜き取り検査手続において、必要と認めた場合には、一部の物品について開袋や開箱等を行い、表示と内容物の一致を確かめる。
						8. 計量器等の正確性について質問し、状況に応じて、監査担当者自らがその正確性を確かめる。
						9. 同一品目で保管場所が数ヶ所に分散している場合には、適切なたな卸原票の添付方法が採られているかを確かめる。
						10. たな卸実施中に移動のあった現品については、当該受払伝票を査閲し、適切な処置が取られたことを確かめる。
						11. 異常品、預け品、預り品、未出荷品、未検収品、担保提供品の有無等について説明を求め、また、内容、リスト等を入手し、現品調査等を行う。
						12. 誤謬が発見された場合は、たな卸指示書（たな卸原票等の記載方法についての取扱い）に従って処理する。

						13. 必要と認めた場合には、現品調査終了後に、会社のたな卸責任者等とともに工場、倉庫等を巡回し、すべての現品にたな卸原票が添付されていることを確かめる。
						14. たな卸原票の回収状況と管理状況（タグ・コントロール）を検証するため、たな卸原票使用報告書の内容を使用済たな卸原票、書損じたな卸原票、未使用たな卸原票等と照合する。
						15. 入出庫の締切処理手続（カット・オフ）の妥当性を検証するため、入出荷部門でたな卸基準日の前後___日間の入出荷の記録を査閲し、後日、売上高の計上又は仕入高（又は製造費用）の計上、あるいは債権又は債務の計上と照合できる資料を入手又は作成する。
						16. 実地たな卸立会手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 抜き取り検査においては、単に数量のみでなく、品名、コード番号、品質区分、単位等、たな卸原票の記載項目の全般にわたって検討する。
2. 抜き取り検査は、できるだけ多くの件数を行うようにするが、テスト・カウント用紙（監査調書）には、あらかじめ指示された件数程度の記載にとどめる。また、当該用紙に記載するたな卸資産の品目等が片寄らないよう留意する。
3. たな卸資産の区分に応じたたな卸原票（色別）が付されているか。
4. 異常品について、たな卸原票に必要な記載がなされているか。
5. たな卸原票の訂正箇所には、適切な認印があるか。
6. たな卸対象外物品については、適切な説明が付されているか。
7. タグ・コントロールの検証は、現品調査終了時に実施しているか。
8. 現品積載の貨車、出荷待ちのトラック・トレーラー等について注意を払い、当該積載品がたな卸対象品かどうかを確かめる。
9. 品質について専門家の意見を聴取する必要があるものについては、後日、所要の手続を実施する。

(3) 関連する主な委員会報告等

・監査委員会報告第8号「『立会』について」

51. 8310 債権債務の確認

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 確認実施計画に従って、一定の基準により確認先を抽出する。
						2. 確認基準日現在の確認対象項目の残高明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳と突合する。
						3. 抽出した確認先について、コントロール番号を付した確認先一覧表（コントロール・シート）を作成し、補助元帳と突合する。
						4. 確認状を会社に交付し、必要事項の記入を依頼する。
						5. 会社によって確認状に記入された事項が、確認先一覧表と一致していることを確かめる。
						6. コントロール番号を付した上で、監査人の管理の下で確認状を発送する。

					7. 住所不明等で返送されたものについては、正しい住所等を調査の上、再発送する。
					8. 所定の回答期日を過ぎても返信のないものについては、会社に返信の督促を依頼するとともに、必要と認めた場合には、再度確認状を発送する。
					9. 回答として受け取った確認状が監査証拠として妥当なものかどうかを確かめるため、署名者の役職、発信郵便局の消印等を注意深く検討する。
					10. コントロール・シートに、回答受信日、回答金額及び差異額を記入する。
					11. 不一致の回答については、会社に調整を依頼し、その結果を出荷伝票、確認基準日以後の回収に関する伝票等の証憑書類によって検証する。
					12. 記載漏れ、誤り等があった場合は、当該項目について再確認を実施する。
					13. 売掛金、受取手形、未収入金等で返信のないものについては、代替手続として、計上記録を契約書、注文書、出荷伝票、物品受領書、領収証控等と突合する。また、必要と認めた場合には、基準日以後の入金又は決済について得意先元帳、現金・預金出納帳等関連記録及び証憑書類と突合する。
					14. 買掛金、支払手形、未払金等で返信のないものについては、代替手続として、計上記録を契約書、注文書控、納品書、検収通知書等と突合する。また、必要と認めた場合には、基準日以後の支払又は決済を仕入先元帳、現金・預金出納帳等関連記録及び証憑書類と突合する。
					15. 貸付金、借入金等で返信のないものについては、代替手続として、計上記録を契約書、領収証又は領収証控、請求書又は請求書控と突合する。また、必要と認めた場合には、計上日から確認基準日までの取引記録を、関連記録及び領収証控・請求書控等と突合して検証する。
					16. 確認基準日が期末日と異なる場合には、対象項目の基準日と期末日の残高を比較し、著しい変動がある場合には、その理由を確かめる。また、必要と認めた場合には対象項目の基準日から期末日までの取引を、分析的手続によって妥当性を検証する、一定の選定基準によりサンプルを抽出して取引記録の監査を実施する、又は 両者を組み合わせた手続を実施する。
					17. 分析的手続によって、相互に関連がある勘定上の対応関係、例えば、売掛金とたな卸資産との関連性を検討する。
					18. 確認手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 確認対象先の抽出に際しては、 関連当事者、 長期滞留口座、 前期に比較して当期に取引又は残高に著しい変動のある取引先、 期末日前後に多額の取引がある取引先、 前期の確認結果が不満足であった取引先、 他の監査手続の実施結果、 特に必要と認めた取引先の有無に留意する。
2. 官公庁等で確認状の返信が期待できない確認先については、 確認先の協力の程度を考慮して確認実施の適否を検討し、 状況に応じて代替手続を実施する。
3. 取引上のトラブル等の理由で会社から確認を拒否された取引先については、 その拒否の理由が合理的であることを確かめた上で、 代替手続を十分に実施する。
4. 確認状を会社に交付して作成を依頼する場合は、 会社に交付した確認状の枚数を確かめる。
5. 会社に交付した確認状のうち未使用のもの（書損じのものも含む。）の返却を受ける。
6. コントロール・シートには、 コントロール・ナンバー、 確認先名、 発送日、 回答受信日、 確認金額（帳簿残高と相違する場合には、 その間の調整と説明）、 回答金額、 差異額（必要と認めた場合には、 その調整内訳を記載する。）等の事項が記載される。
7. 金額欄が空欄で回答されものについては、 原則として、 確認状を再発送する。
8. 取引条件、 形態等から判断して、 確認金額に差異があって当然であるにもかかわらず一致回答が返ってきていないか。
9. 未回収先についての代替手続は、 監査日程を考慮して適時に実施する。

(3) 関連する主な委員会報告等

・監査委員会報告第7号「『確認』について」

52. 8320 銀行取引の確認

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実 在	網 羅	正 確	帰 属	評 価	表 示	
						1. 確認実施計画に従って、一定の基準により確認先を抽出する。
						2. 確認基準日現在の確認対象項目の残高明細表を入手し、合計調べの上、総勘定元帳と突合する。
						3. 抽出した確認先について、コントロール番号を付した確認先一覧表（コントロール・シート）を作成する。
						4. 確認状を会社に交付し、必要事項の記入を依頼する。
						5. コントロール番号を付した上で、監査人の管理の下で確認状を発送する。
						6. 住所不明等で返送されたものについては、正しい住所等を調査の上再発送する。
						7. 所定の回答期日を過ぎても返信のないものについては、会社に返信の督促を依頼するとともに、必要と認められた場合には、再度確認状を発送する。
						8. 回答として受け取った確認状が監査証拠として妥当なものかどうかを確かめるため、署名者の役職、発信郵便局の消印等を注意深く検討する。
						9. コントロール・シートに、回答受信日を記入する。
						10. 預金、借入金、割引手形、取立依頼手形、担保提供手形、債務保証、外国為替予約残高、信用状のない輸出為替手形買取残高等銀行回答項目に係る勘定明細又は調整表等を入手し、確認金額と照合する。
						11. 確認状に記載されているその他の事項（返済期限、利率、担保物件、保証人等）について、会社が把握している事実と一致していることを確かめる。
						12. 記載漏れ、誤り等があった場合は、当該項目について再確認を実施する。
						13. 回答がすべて返信され、該当事項と照合されていることを確かめる。
						14. 確認基準日が期末日と異なる場合には、対象項目の基準日と期末日の残高を比較し、著しい変動がある場合には、その理由を確かめる。
						15. 確認基準日が期末日と異なる場合には、対象項目の基準日から期末日までの取引を分析的手続によって妥当性を検証する、又は一定の選定基準によりサンプルを抽出して取引記録の監査を実施する、あるいは両者を組み合わせた手続を実施する。
						16. 確認手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 確認状を会社に交付して作成を依頼する場合は、会社に交付した確認状の枚数を確かめる。
2. 確認状の依頼者名は取引名義人で、銀行取引届出印が押印されているか。
3. 会社に交付した確認状のうち未使用のもの（書損じのものも含む。）の返却を受ける。
4. コントロール・シートには、コントロール・ナンバー、確認先名、発送日、回答受信日等の事項が記載される。
5. 確認状のすべての回答結果を、各勘定科目の監査手続において漏れなく利用したか。

6. 未回収先についての代替手続は、監査実施期日を考慮して適時に実施する。
7. 期中に解約した口座で、確認を実施すべきものはないか。

(3) 関連する主な委員会報告等

- ・監査委員会研究報告第6号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例」

53. 8330 証券会社取引の確認

(1) 監査手続の例示

監 査 要 点						監 査 手 続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 証券会社に保管している証券について、証券会社別、銘柄別に数量を記入した一覧表を入手し、有価証券台帳の記録と照合する。
						2. 先物取引等については、会社に質問をし、取引のある証券会社について一覧表を作成する。
						3. 預り証、契約書、稟議書等により外部保管の状況を確認する。
						4. 確認実施計画に従って、一定の基準により確認先を抽出する。
						5. 抽出した確認先について、コントロール番号を付した確認先一覧表（コントロール・シート）を作成する。
						6. 確認状を会社に交付し、必要事項の記入を依頼する。
						7. コントロール番号を付した上で、監査人の管理の下で確認状を発送する。
						8. 住所不明等で返送されたものについては、正しい住所等を調査の上再発送する。
						9. 所定の回答期日を過ぎても返信のないものについては、会社に返信の督促を依頼するとともに、必要と認められた場合には、再度確認状を発送する。
						10. 回答として受け取った確認状が監査証拠として妥当なものかどうかを確認するため、署名者の役職、発信郵便局の消印等を注意深く検討する。
						11. コントロール・シートに、回答受信日を記入する。
						12. 確認上に記載された回答事項について、有価証券残高明細表と照合する。
						13. 不一致の回答については、会社に調整を依頼し、その結果を検証する。
						14. 記載漏れ、誤り等があった場合は、当該項目について再確認を実施する。
						15. 確認基準日が期末日と異なる場合には、対象項目の基準日と期末日の残高を比較し、著しい変動がある場合には、その理由を確認する。また、必要と認められた場合には、確認対象項目の基準日から期末日までの取引内容を個別に検証する。
						16. 確認手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 確認依頼方法には、項目・数量等を記載し、先方記録との一致の確認を求める方法と、先方の作成した残高証明書の送付を依頼する方法とがある。
2. 残高確認状を会社に交付して作成を依頼する場合は、会社に交付した確認状の枚数を確認する。
3. 証券取引の確認状の依頼者名は取引名義人であり、正規の取引届出印を押印したものか。
4. 会社に交付した確認状のうち未使用のもの（書損じのものも含む。）の返却を受ける。
5. コントロール・シートには、コントロール・ナンバー、確認先名、発送日、回答受信日等の事項が記載される。

6. 未回収先についての代替手続は、監査実施期日を考慮して適時に実施する。

(3) 関連する主な委員会報告等

・監査委員会研究報告第6号「銀行等取引残高確認書及び証券取引残高確認書の様式例」

54. 8340 外部保管たな卸資産の確認

(1) 監査手続の例示

監査要点						監査手続
実在	網羅	正確	帰属	評価	表示	
						1. 外部に保管されているたな卸資産の受払い及び保管に関する内部統制の整備・運用状況を把握する。
						2. 契約書、稟議書、預り証等により、外部保管の理由及び状況を確認する。
						3. 保管に関する契約書、外部保管者の状況等を把握できる資料により、その保管状況の信頼性を確認する。
						4. 契約書の保険条項等により、たな卸資産に対する付保状況を確認する。
						5. 確認実施計画に従って、一定の基準により確認先を抽出する。
						6. 抽出した確認先について、コントロール番号を付した確認先一覧表（コントロール・シート）を作成する。
						7. 確認状を会社に交付し、必要事項の記入を依頼する。
						8. コントロール番号を付した上で、監査人の管理の下で確認状を発送する。
						9. 住所不明等で返送されたものについては、正しい住所等を調査の上再発送する。
						10. 所定の回答期日を過ぎても返信のないものについては、会社に返信の督促を依頼するとともに、必要と認められた場合には、再度確認状を発送する。
						11. 回答として受け取った確認状が監査証拠として妥当なものかどうかを確認するため、署名者の役職、発信郵便局の消印等を注意深く検討する。
						12. コントロール・シートに、回答受信日を記入する。
						13. 確認上に記載された回答事項について、外部保管在庫明細表及びたな卸資産残高明細表と照合する。
						14. 不一致の回答については、会社に調整を依頼し、その結果を検証する。
						15. 記載漏れ、誤り等があった場合は、当該項目について再確認を実施する。
						16. 不良品等の記載のある回答については、評価の適否に関する検討等追加手続を実施する。
						17. 確認基準日が期末日と異なる場合には、対象項目の基準日と期末日の残高を比較し、著しい変動がある場合には、その理由を確認する。また、必要と認められた場合には、対象項目の基準日から期末日までの取引を分析的手続によって妥当性を検証する、又は一定の選定基準によりサンプルを抽出して取引記録の監査を実施する、あるいは両者を組み合わせた手続を実施する。
						18. 確認手続の結果、検出事項及び後日フォロー・アップすべき事項を要約する。

(2) 留意事項の例示

1. 確認依頼方法には、確認状に保管たな卸資産の品目及び数量等を記載し、先方記録との一致の確認を求める方法と、先方の作成した残高証明書の送付を依頼する方法とがある。

- 2 . 残高確認状を会社に交付して作成を依頼する場合は、会社に交付した確認状の枚数を確かめる。
- 3 . 会社に交付した確認状のうち未使用のもの（書損じのものも含む。）の返却を受ける。
- 4 . コントロール・シートには、コントロール・ナンバー、確認先名、発送日、回答受信日等の事項が記載される。
- 5 . 未回収先についての代替手続は、監査実施期日を考慮して適時に実施する。

以 上

(2) この場合の「価額が著しく低下したこと」については、①上場有価証券等の事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることになり、かつ、②近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています（法基通9-1-7）。

(3) このように、評価損の損金算入が認められるためには、株価の回復可能性に関する検証を行う必要がありますが、どのような状況であれば、「近い将来回復が見込まれない」と言えるかが問題となります。株価の回復可能性の判断のための画一的な基準を設けることは困難ですが、法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行法人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることとなります。

有価証券の評価損の損金算入時期としては、これらの合理的な判断がなされる事業年度で損金算入が認められることとなりますので、必ずしも、株価が過去2年間にわたり帳簿価額の50%程度以上下落した状況でなければ損金算入が認められないということではありません。

(4) なお、法人が独自にこの株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もあると考えられます。このため、発行法人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられます。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられます。

[関係法令通達]

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

(2) ところで、企業会計上は、「時価のある有価証券」については、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、取得原価まで回復する見込みがあると認められないとして、評価損の計上（減損処理）を行わなければならないこととされています（参考：金融商品会計に関する実務指針91項）。

この企業会計上の減損処理の基準と、監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式基準は、その内容を異にすることは想定される場所であり、ある事業年度において企業会計上の減損処理を行った場合であっても、その評価損は損金算入の対象とはならないことがあります。

このように、企業会計上の減損処理の基準と継続的に使用される形式基準の内容が異なることによって生ずる減損処理と評価損の損金算入の時期の差は、それぞれの基準を定めている目的そのものが異なることによるものであり、企業会計上の減損処理を行った事業年度において、その評価損の損金算入を行わなくてはならないということではありません。

(3) なお、株価の回復可能性の判断をするための形式基準を新規に策定した場合、または、現在使用している形式基準を変更した場合、新たな形式基準に基づく判断はその基準を自社の監査を担当する監査法人によるチェックを受けながら継続的に使用することを前提とすれば、新規策定又は変更を行った最初の事業年度から合理的なものとして取り扱うことができます。

ただし、自社の収益状況に合わせて、この基準の使用を取りやめたり、正当な理由なく変更したりするような場合は、合理的な判断と認められないことは言うまでもありません。

(参考) — 「自社の監査を担当する監査法人によるチェック」について —

ここでいう「自社の監査を担当する監査法人によるチェック」は、税効果会計等の観点から、株主や債権者など利害関係を有する第三者の保護のために財務情報の信頼性を確保する責務を有する独立の監査法人や公認会計士が行うその責務に裏付けられた監査の一環として行われるものを指しています。

このため、監査法人等による関与であっても、その関与が自社の経営についてのコンサルタント業務のみを行うものや、会計参与や税理士による関与のように、利害関係を有する第三者の保護のために行われる監査には当たらないものは、これに該当しません。

[関係法令通達]

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を上回るものの依然として帳簿価額の50%相当額を下回っている場合は、当事業年度末の帳簿価額と株価との差額が損金算入の対象となります。

《具体例1》

帳簿価額	: 100 (A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	: 40 (B)
当事業年度末の株価	: 45 (C)
損金算入対象額	: 55 (A)-(C)

- (3) ただし、税務上、評価損として損金算入される金額は、あくまでも損金経理した金額に限られますので、会計上減損処理をしていない金額については、損金算入することは認められないこととなります。

例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を更に下回るものの、当事業年度において会計上減損処理がされない場合は、帳簿価額と直近の減損処理後の会計上の帳簿価額との差額が損金算入の対象となります。

《具体例2》

帳簿価額	: 100 (A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	: 40 (B)
当事業年度末の株価	: 35 (C)
損金算入対象額	: 60 (A)-(B)

当期に下落した金額
5は、減損処理せず

[関係法令通達]

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-2、9-1-7

※著作権は伊藤俊一に帰属します。

※完成稿は令和 2 年 12 月発刊予定「事業再生・スモール M&A における税理士だけで完結できる財務 DD～租税法上の評価損についても言及～」をご参考ください。

(1) 基本知識編

Q (財務 DD の肝)

財務 DD の肝となる考え方をご教示ください。

A

下記となります。

【解説】

一般的に財務 DD の基本的な考え方は下記です。

DD の要は

「実在性」「網羅性」>……………>「DD 時点の評価」というイメージです。

上記 2 点を集中的にみていきます。評価は実施者にとってもまちまちであり、租税法のような一律基準はないことをまず理解してください。すなわち、通常、税実務をしている方は租税法の考え方を一切捨ててください。財務 DD に租税法が介入する余地は全くありません。

とはいえ、本書では随所で租税法基準の評価損計上をピックアップしています。これは普段租税実務をやっている方に対して「とっつきやすい」と考えたからです。租税法基準の評価損計上は財務 DD でも準用できる場面が時としてあります。その場合、通常、租税実務を行っている方は準用していただいて問題ないです。

一方、公認会計士等、実務の入口が監査である方は上記の考え方は一切無視して構いません。財務 DD の原則的な考え方が監査に極めて近似していることは、会計士なら理解いただいていると考えます。

また、各種 DD (監査は DD と異なりますが) における「深度」は下記の考え方です。

法定監査>事業再生 DD>……………>M&ADD

事業再生は往々にしてスポンサーが金融機関なのでシビアな精査が要求されます。一方、M&A における深度はまちまちです。スポンサー (買主) の意向によるところが非常に大きいです。

また、基本合意契約書 (MOU、LOI) における価格が DD を踏まえて調整を加えるというのが本来的な考え方なのに中小・零細企業における小規模スケールの M&A では、その考え方がすっかり後退しているように思えます。

通常の中小・零細企業における小規模スケールの M&A では、ほぼ 100%友好的 M&A で実行されますから、当初設定価格から大きく乖離することはあまりありません。

Q. (各種 DD の基本的な考え方)

中小・零細企業 M&A について各種 DD の基本的な考え方について教えてください。

A. 下記になります。

【解説】

対象業務を基準とした DD の区分は一般的に次の通りです。

財務

……公認会計士・監査法人・税理士

税務

……税理士・税理士法人

法務

……弁護士・弁護士法人

知的財産

……弁護士・弁理士

ビジネス

……コンサルティング会社

※中小企業ではほとんど買主自らが行います。

環境

……環境コンサルティング会社

不動産

……不動産鑑定士

※大規模百貨店、大規模工場等はクロージング後の利用が限定的になるので一般的に評価が困難になります。

人事労務

……弁護士・社会保険労務士

退職給付

……公認会計士・監査法人・税理士

IT

……公認会計士・監査法人・IT コンサルティング会社

※医療法人の場合、レセプト DD を実施します。支払審査機関勤務経験のある専門家に依頼します。基本的には、支払審査機関で査定されたものや、疑義あるものがあれば、クリニックにおいて精査します。

依頼主を基準とした DD の区分は一般的に次の通りです。

売主

……買主と比較して簡便な手続きを要求します。

買主

……詳細な手続きを要求します。

Q (法務・財務・税務 DD リクエストリストの雛形)

法務・財務・税務 DD リクエストリストの雛形について教えてください。

A

解説以下に雛形を載せました。敢えて、中小・零細企業に明らかに不要と思われるものも含んだフルバージョンです。会社の規模感、取引状況いかんによってこのリストは適宜、変更します。実務では、よほどの小規模ディールでない限り、オーダーメイドで作成することが多いです。必要な部分だけ切り取ってお使いください。

なお、必要な部分とは本書で解説したところですが、本書を読み進めていただければ必要な部分は分かります。

【解説】

完全版・公開企業バージョン、必要な部分だけ切り取って利用してください。

※伊藤注「M&A の P205～208」のリクエスト表はってください。

Q (財務 DD の基本的な考え方)

中小・零細企業 M&A について財務 DD の基本的な考え方について教えてください。

A 下記になります¹。

法人決算申告作成の「超」精緻バージョンとイメージすると分かりやすいです。もちろん、決算申告での考慮事項に留まりません。

なお、実務家によっては中小・零細企業 M&A に係る財務 DD・税務 DD において売主会社への訪問は不要と言いきる向きもありますが、ケースバイケースです。

公認会計士が行う法定監査や事業再生案件に係る財務 DD においては現地実査は必須となりますが、通常の M&A において、どれくらいの深度で行うかは案件によって全く異なり一概にいえません。

¹ 本問は佐和周『M&A における 財務・税務デュー・デリジェンスのチェックリスト』（中央経済社 2016年）p.127～P128 によっています。なお、上記書籍における DD リストは極めて詳細で、実務上非常に効用が高いと考えますが、対象が公開企業・大規模非上場企業なため、中小・零細企業実務においては明らかに不要と思われる検証箇所もあります。中小・零細企業実務においては出典先書籍のような精緻さは原則として求められていません。

【解説】

失念しやすいオフバランス項目は下記です

①債務保証／保証類似行為

関係会社等の借入に対する債務保証については、その関係会社等が債務不履行となった場合、買収対象会社が履行する義務を背負います。保証類似行為（保証予約、経営指導念書の差入れ等々）についても同様です。

②裏書手形・割引手形

手形の裏書・割引等については、手形振出人が支払不能となり、手形が不渡りとなった場合には、基本的に買収対象会社が手形を買い戻す責任を負います。

③訴訟、損害賠償請求

売主を被告として訴訟が提起されている、又は今後訴訟に発展するような可能性がある場合、又は損害賠償責任を受けているような場合には、売主に損失負担が発生するリスクが生じます。訴訟の種類によっては、買収後の事業上の制約になるリスクもあります。

④クレーム

自社の製品等に関して、顧客からクレームを受けている場合、買収対象会社に何らかの費用負担（代品出荷等々）や損失負担（損害賠償等々）が発生するリスクがあります。この場合、上記の訴訟リスクに発展する可能性もあります。

⑤リコール

自社の製品等に欠陥があることが判明した場合、販売した製品を無料で回収して修理することがあります。売主に製品の回収費用や修理費用が発生するリスクが高いといえます。

⑥環境問題

工場の土壌汚染等が判明した場合、売主に処理費用が発生するリスクが高く、定められた環境に関する規制基準を遵守していない場合、将来的に対策費用が発生するリスクもあります。環境問題は、新興国においても重要ですが、逆に環境規制の厳しい欧州等でも重要です。中小・零細企業実務においては専ら土壌汚染問題です。

環境 DD を並行して行います。

⑦長期契約（不利な契約）

原材料（特に金属等）の長期購入契約などを締結している場合、原材料価格の大幅な下落により買収対象会社が不利な契約を抱える（当該契約から直接又は間接の損失が発生する）リスクが生じます。法務 DD で精査します。

⑧チェンジ・オブ・コントロール条項

売主が締結している重要な契約、例えば、取引の基本契約（販売・購買等）、金銭消費貸借契約、合弁事業に係る株主間契約等において「売主の株主に異動があった場合、契約内容に何らかの制限が生じる」という条項が含まれている場合、買収によって、それらの契約が無効又は見直しとなり、買収後の事業に制約が生じるリスクがあります。法務 DD で精査します。

⑨事業のリストラクチャリング

事業のリストラクチャリングのうち、計画段階又は実行段階にあるものについては、事業整理に伴う固定資産の処分損や人員整理に伴う割増退職金の支払など、多額の費用や損失負担が生じるリスクが高いです。

⑩行政処分

売主に規制当局の調査（例えば、税務当局による税務調査など）が入り、何らかの行政処分を受ける可能性がある場合、ペナルティ等の損失負担が発生するリスクがあります。財務 DD で同時に検証します。

⑪各種担保設定状況

法務 DD で同時に検証します。

⑫負債の網羅性、オフバランス

法務 DD に同時に検証します。

Q（財務 DD：損益計算書項目精査実践の手順）

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち損益計算書項目について基本的な考え方について教えてください。

A

下記になります。中小・零細企業 M&A においては税理士・会計士が関与している企業に関しては大きな問題は生じません。

【解説】

（STEP 1）過去 3 ～ 5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行期の月次決算書直近分までを用意。

（STEP 2）勘定科目別に正常収益力を確認。下記は過去 3 ～ 5 年分の損益計算書（税務署受領印があるか要確認）及び進行期の月次決算書直近分共通の実施事項。

- ・売上高…相手先・製品別の粗利益一覧表を作成。

特定の取引先に依存しているかの確認や、赤字取引はマイナス査定等々。

- ・売上原価…期末在庫の計算方法の確認、できれば実査。
- ・販管費…オーナー、同側特殊関係者間の取引について金額の妥当性、存在を検証。
- ・人件費…社会保険の加入・支払状況のチェック。

未払い残業代も考慮するが既に法務 DD で発覚しているのが通常。

マイナスすべき項目はマイナス査定。

・月次決算特有…ごくまれにプレ M&A において、急激な売上増が見受けられるので、当該原因を究明（売主が価値が高い会社と見せたい思惑が働くため）。原因が粉飾であれば当然マイナス項目。

上記に加えて CF 計算書を精査する場合がありますが、極端に資金繰りに異常値が見られるところを除き詳細な分析は不要です。

Q (財務 DD : 貸借対照表項目精査実践の手順)

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち貸借対照表項目について基本的な考え方について教えてください。

A

中小・零細企業 M&A においては税理士・会計士が関与していても徹底的に精査する必要があります。中小・零細企業における売主は将来キャッシュフローよりも、その売主の現状の資産状態に価値があるかどうかを本当に知りたいからです。

査定においては加算方式ではなく減算方式で臨むのが実務です。

【解説】

(STEP 1) 過去 3 ~ 5 年分の貸借対照表 (税務署受領印があるか要確認) 及び進行期の月次決算書直近分までを用意。

(STEP 2) 勘定科目別に下記事項を確認。下記は過去 3 ~ 5 年分の貸借対照表 (税務署受領印があるか要確認) 及び進行期の月次決算書直近分共通の実施事項。

- ・現預金…実在性の確認。小口現金実査、各銀行の残高証明書入手。
- ・売掛債権…相手方との取引契約書から実在性を確認。

→回収サイトの確認 (通常、日程表を作成する)。

→異常値から回収可能性の有無を取引先別・債権別に個別判定、この回収可能性とは法人税基本通達 9-6-1 ~ 9-6-3 にある限定列举項目のみならず、明らかな滞留債権等もマイナス査定してよいです。

【法人税基本通達 9-6-1】

(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

- イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

【法人税基本通達 9-6-2】

(回収不能の金銭債権の貸倒れ)

9-6-2 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。

(注) 保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

【法人税基本通達 9-6-3】

(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

9-6-3 債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下 9-6-3 において同じ。）について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。（昭 46 年直審（法）20「6」、昭 55 年直法 2-15「十五」により改正）

(1) 債務者との取引を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後 1 年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。）

(2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注) (1)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

・固定資産…実在性は実査→減価償却費の適正計上。

→評価、この評価は減損会計での洗替えも考えられますが、多くの場合そこまでしません。

明らかに遊休のもの、陳腐化しているものはマイナス査定。

・不動産…中小・零細企業における頻出項目は、下記の通りです。

- ✓権利関係係争中
- ✓土壌汚染
- ✓未登記
- ✓違法建築
- ✓工場財団

税理士が単独で評価する場合、上記に係る財産評価基本通達ベース（相続税申告における土地評価に係る実務慣行上の各種評価減テクニック）により土地評価減しても問題ありません。しかし、当該不動産の金額次第では不動産鑑定士に依頼すべき事項と思われます。

・有価証券…実在性の確認（証券会社からの通知等）→時価洗替え

・投資有価証券…関連会社、非上場会社等は実務ではアバウトに計算されることが多いですが、例えば、本体会社が DCF 法なら関連会社も DCF 法、修正簿価純資産法なら、それにならって、というのが無難だと思われます。

・保険／レバレッジドリース…解約返戻金相当額

ただし、保険積立金は解約返戻金の最終的な受取先によって、資産性があるかないかを判断します。つまり受取者が、

- ✓対象会社（売主）→資産性なし、0 評価
- ✓買主→資産性あり、解約返戻金相当額

・各種繰延税金資産… 0 評価

・買掛金、営業未払債務…実在性の実査。売掛債権の逆パターンの実行。

・外部借入金…実在性の実査。

金融機関各行から上がってくる取引明細書の確認。

負債は簿外債務、潜在債務にいかにつけるかが重要です。実務では法務 DD において発覚することの方が多く見受けられます。なお、そういったものが発覚した場合、私見では速やかに破談すべきと考えます。

・純資産…過去の資本異動リストの確認。

真実の株主判定や過去の配当傾向（名義人確定のため）等。上記は、法務 DD で事前発覚するのが通常です。財務 DD の時点で大きな問題が生じることは通常ありません。

Q（財務 DD のうち債権・棚卸資産についての基本的な考え方：通常申告で評価減しないものの考え方）

中小・零細企業 M&A について財務 DD のうち評価が困難なもの（債権・棚卸資産）について基本的な考え方について教えてください。

A

下記になります。

【解説】

税理士が苦手とするのは税務申告書では評価損計上しない債権(ただし法基通9-6-1～9-6-3に該当した場合は除く)、棚卸資産とされます。負債も考慮の射程内ですが、中小・零細企業実務ではそれほど神経質になることはないです。

下記は公認会計士による会計監査における原則手法です。基本的にはこれを簡略化した作業・検証を行います。

1. 売掛債権

売掛金については金融商品会計に関する実務指針105項から117項までに基づいて、債務者ごとに債権区分した上で、貸倒引当金を見積計上します。財務DDでは、この見積計上額に不足がないか、不足がある場合には追加の貸倒引当金を把握し、資産計上された売掛金を貸倒引当金により減額していきます。実務指針105項から117項の評価をするための資料として、「得意先別売上債権内訳表」と「主要な取引先の決済サイト」の各資料を入手します。「主要な取引先の決済サイト(経理財務実務用語では「日程表」のこと)」は、滞留の状況の把握や、将来キャッシュフローの見積もりをする際の計算根拠資料にも用いられます。

金融商品会計に関する実務指針については、会計士協会の下記サイトを参照してください。

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190704ejj.html

2. 棚卸資産

企業会計基準第9号の「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づく評価をします。財務DDにより、評価額に追加的な減額がないかを検証することになります。既に当該基準で評価している場合、その評価の際に検証した根拠資料を求めることとなりますが、中小・零細企業で会計基準を採用しているケースはほぼ皆無なため、ここは詳細説明を割愛します。事業区分により会社を取り巻く経済環境や会社自身の市場の立ち位置が変わってきます。そのため、事業区分ごとでの収益性の判断を棚卸資産に反映するために事業区分別のリストを精査・検証します。

詳細は下記のリンク先です。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/accounting_standards.html

https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20190704_03.pdf

P/Lは収益の妥当性確認(過去3期分のFSの数値比較が原則)です。税理士が関与している場合、実務では大きな問題は生じません。

3. 上記1. 2. に共通して

中小・零細企業に係る実務においては、売掛金、棚卸資産について、先述の通りリスト

を作成したら、回収サイトを売主担当者にヒアリング、例えば「A 取引先は通常 3 か月サイトで入金がある」と発言しているにもかかわらず、6 か月ぐらい滞留状態の売掛金があった場合には、それを切り捨て（マイナス査定）します（棚卸資産の例でいえば、「A 製品は通常、3 か月サイトで販売されます」と聞いているのに 6 か月ぐらい滞留にあるもの）。

上記の 3 か月サイトで 6 か月ぐらいの滞留、というのはすべて仮値です。ケースバイケースで判断します。厳密な基準が存在するわけではありません。

Q（租税法の取扱いがヒントになるケース：評価損の考え方 1）

財務 DD における時価評価替えは租税法を無視してよいことはわかりました。それでも実務上の指針として参考すべき事例はありますか？

A

財務 DD は租税法による洗替ではなくあくまでその時点の適正な時価への評価替えを目的とします。租税法は DD の数値に一切関与しません。介入もしません。

ただし、適正な時価について会計基準から算定することは実務上、煩雑になることが多く、租税法による取扱いを準用することも多々あります。

下記の解説では代表的なものを列挙します。

【解説】

（質疑応答事例）

ゴルフ会員権の預託金の一部が切り捨てられた場合の取扱い

【照会要旨】

ゴルフ場経営会社につき民事再生法の規定による再生計画認可の決定が行われ、預託金の一部が切り捨てられる場合、そのゴルフ場の会員権を有する法人は、その事実が生じた事業年度において、その切り捨てられた金額を貸倒損失として計上することができますか。

【回答要旨】

預託金の一部が切り捨てられ、法律的に債権の一部が消滅した場合には、その切り捨てられた部分の金額については、原則として、切捨ての事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金の額に算入されます。

ただし、会員がゴルフ会員権を預託金の額面金額以下で取得している場合は、貸倒損失に計上できる金額は、帳簿価額と切捨て後の預託金の金額との差額を限度とします。

（理由）

金銭債権の一部が更生計画認可の決定や再生計画認可の決定によって切り捨てられた場合には、切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度において貸倒損失として損金

算入されます（法人税基本通達 9-6-1(1)）。

ゴルフ会員権は、会員契約の解除がなければ預託金返還請求権（金銭債権）に転換しません。再生手続は経営の継続が前提となっているので、通常、会員契約は解除されることはないため、認可決定により預託金の一部が切り捨てられたとしても、金銭債権の性格を有しないゴルフ会員権について貸倒損失を計上することは認められないとも考えられます。

しかしながら、会員契約を解除しなければゴルフ会員権が金銭債権と認められないのは、契約上「預託金は、据置期間経過後、退会を条件に返還請求することができる」とされているからであって、契約自由の原則の下では、当事者の合意により、契約継続中のある時点で預託金の一部を返還又は切り捨てるという契約に変更することは可能です。

すなわち、再建型の倒産手続などによって預託金の一部切捨てが行われた場合も、契約変更により、預託金返還請求権の一部が金銭債権として顕在化した上で、その一部が切り捨てられたとみることができます。

また、預託金の一部切捨てという事実は、契約の当事者間に存在した債権・債務関係が法的に消滅することであり、ゴルフ場経営会社はこのことにより債務免除益を計上することになります。このような当事者間の契約上の債権・債務関係が変更されたという事実を踏まえれば、債権者においても、その消滅した債権に相当する貸倒損失を容認することが相当であると考えます。

したがって、預託金の一部が切り捨てられた場合には、会員が従来どおりゴルフ場施設を利用できても、その切り捨てられた部分の金額については貸倒損失の計上が認められると解することが相当と考えられます。

〔預託金の一部が切り捨てられた場合の例〕

民事再生法の規定による再生計画認可の決定により預託金の一部（500万円）が切り捨てられ、額面 1,500 万円とされた。

（事例 1） 帳簿価額が 2,300 万円の場合

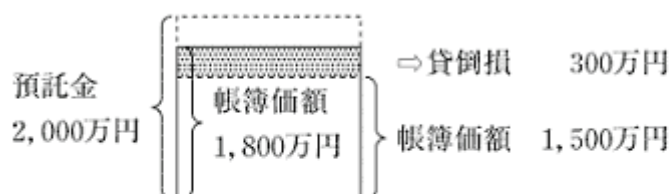


（税務上の処理）

（借）貸倒損失 500 万円

（貸）ゴルフ会員権 500 万円

(事例2) 帳簿価額が1,800万円の場合



(税務上の処理)

(借) 貸倒損失 300万円

(貸) ゴルフ会員権 300万円

【関係法令通達】

法人税法第22条第3項

法人税基本通達9-6-1(1)

(質疑応答事例)

ゴルフ場について会社更生法の申立てがあった場合のゴルフ会員権に対する貸倒引当金の計上

【照会要旨】

ゴルフ場経営会社について会社更生法の規定による更生手続開始の申立ての事実があった場合、会員権を保有する法人は、当該ゴルフ会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価の貸倒引当金に繰り入れることができますか。

なお、当該法人は、法人税法第52条第1項第1号イの要件を満たす法人です。

【回答要旨】

ゴルフ場経営会社につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合でも、退会により施設利用権が失われぬ限りゴルフ会員権は金銭債権に該当しませんので、当該会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることはできません。

(理由)

金銭債権に係る債務者につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合は、その金銭債権の額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることができることとされています(法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第3号)。

ゴルフ場経営会社について更生手続開始の申立てが行われた場合に、当該ゴルフ会員権についてこの規定が適用されるためには、ゴルフ会員権として処理していたものの全部又は一部が金銭債権としての性格を有するものである必要があります。

預託金制ゴルフクラブの会員権の法的性格は、会員のゴルフ場経営会社に対する契約上

の地位であり、施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係であるといわれています（最高裁判所昭和 61 年 9 月 11 日第一小法廷判決）。

会員権に含まれている預託金返還請求権は、一定の据置期間経過後、退会（会員契約の解除）を条件にゴルフ場経営会社に対して預託金の返還を請求し得る金銭債権です。

預託金の拠出は、施設利用権を得るために必要不可欠なものとして拠出されるものですから、預託金返還請求権は、施設利用権と一体不可分となってゴルフ会員権を構成する権利であって、施設利用権が顕在化している間は潜在的・抽象的な権利にすぎません。

ゴルフ場経営会社につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合、更生手続は再建型の倒産処理手続であり、経営の継続を前提としており、会員契約は通常その手続の中では解除されないことからするとゴルフ場経営会社につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合でも、退会しない限りゴルフ会員権は金銭債権としての性格を有しているとはいえませんので、当該会員権の帳簿価額の 50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることはできません。

【関係法令通達】

法人税法第 52 条第 1 項

法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号

（質疑応答事例）

代理店契約の破棄を理由に支払拒絶を受けている債権

【照会要旨】

仏壇メーカーである A 法人は、従来、B 法人を代理店として製品の販売をしていましたが、諸般の事情から一方的に B 法人との代理店契約を破棄し、C 法人と代理店契約を締結して取引を始めました。

このため、B 法人との間に紛争が生じ、A 法人が B 法人に対して有していた売掛金について B 法人が支払を拒絶しています。

そこで、A 法人はこの売掛金について法人税基本通達 9-6-3（(一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)）に準じて貸倒処理をすることができますか。

【回答要旨】

当該売掛金について法人税基本通達 9-6-3 により貸倒処理をすることはできません。

（理由）

法人税基本通達 9-6-3 は、回収不能の判断について一種の外形基準を適用して簡素化を図ったものですから、照会事案のように当事者間に営業上の紛争が生じ、そのために事実上回収困難になっている債権についてまで、これを適用して損金算入を認めるものではありません。

【関係法令通達】

法人税基本通達 9-6-3

(質疑応答事例)

第三者に対して債務免除を行った場合の貸倒れ

【照会要旨】

A社は、得意先であるB社に対して5千万円の貸付金を有していますが、B社は3年ほど前から債務超過の状態となり、その業績及び資産状況等からみても、今後その貸付金の回収が見込まれない状況にあります。

そこで、A社はB社に対して有する貸付金5千万円について書面により債務免除を行うことを予定していますが、これを行った場合、A社のB社に対する貸付金5千万円を貸倒れとして損金算入することは認められますか。

なお、A社とB社との間には資本関係や同族関係などの特別な関係はなく、A社とB社との取引はいわば第三者間取引といえるものです。

【回答要旨】

当該貸付金については、貸倒れとして損金の額に算入されます。

(理由)

1 御照会の趣旨は、第三者に対して債務免除を行った場合に、その債務免除額は損金の額に算入できるかということかと思われまふ。この点、法人の有する金銭債権について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額は、その明らかにされた日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入することとされています(法人税基本通達9-6-1(4))。

この場合の貸倒損失の計上は、金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合の債務免除の取扱いですので、その債務者が第三者であることをもって無条件に貸倒損失の計上ができるというものではありませんが、第三者に対して債務免除を行う場合には、金銭債権の回収可能性を十分に検討した上で、やむなく債務免除を行うというのが一般的かと思われまふので、一般には同通達の取扱いにより貸倒れとして損金の額に算入されまふ。

(注) 第三者に対して債務免除を行う場合であっても、同通達に掲げる場合と異なり、金銭債権の弁済を受けることができるにもかかわらず、債務免除を行い、債務者に対して実質的な利益供与を図ったと認められるような場合には、その免除額は税務上貸倒損失には当たらないことになりまふ。

2 A社の場合、第三者であるB社は債務超過の状態にあり、B社に対する貸付金の免除は、今後の回収が見込まれないために行うとのことですから、当該貸付金については上記1の取扱いにより貸倒れとして損金算入されまふ。

3 なお、上記1の取扱いの適用に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 「債務者の債務超過の状態が相当期間継続」しているという場合における「相当期間」

とは、債権者が債務者の経営状態をみて回収不能かどうかを判断するために必要な合理的な期間をいいますから、形式的に何年ということではなく、個別の事情に応じその期間は異なることになります。

(2) 債務者に対する債務免除の事実は書面により明らかにされていれば足りません。この場合、必ずしも公正証書等の公証力のある書面によることを要しませんが、書面の交付の事実を明らかにするためには、債務者から受領書を受け取るか、内容証明郵便等により交付することが望ましいと考えられます。

【関係法令通達】

法人税基本通達 9-6-1(4)

(質疑応答事例)

保証人がいる場合の貸倒れ

【照会要旨】

A社は、得意先B(個人事業者)に対する売掛債権の回収を図るため、Bと分割返済の契約を締結し、その際、Bの実兄Cを保証人としました。

その後、この売掛債権は返済されることなく、Bが自己破産してその資産状況、支払能力等からみてその全額が回収不能となったことから、保証人Cからの回収可能性を検討したところ、Cは生活保護と同程度の収入しかない上、その有する資産も生活に欠くことができない程度、すなわち差押禁止財産(破産法34、民事執行法131)程度しか存しないため、保証人Cからの回収も見込めないことが判明しました。

そこで、A社は、Cに対して保証債務の履行を求めることなく、当期においてこの売掛債権について貸倒れとして損金経理しようと考えていますが、税務上、この処理は認められますか。

【回答要旨】

当該売掛債権については、貸倒れとして損金の額に算入されます。

(理由)

1 法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができることとされています(法人税基本通達9-6-2)。

この場合において、保証人があるときには、保証人からも回収できないときに貸倒れ処理ができます。

2 お尋ねの場合、保証人Cは生活保護と同程度の収入しかない上、その資産からも回収することができないと見込まれるとのことですので、実質的に保証人からは回収できないものと考えられます。

したがって、A社は、Cに対して保証債務の履行を求めている場合であっても、Cからの回収がないものとして取り扱って、貸倒れとして損金の額に算入することができます。

【関係法令通達】

破産法第 34 条

民事執行法第 131 条

法人税基本通達 9-6-2

(質疑応答事例)

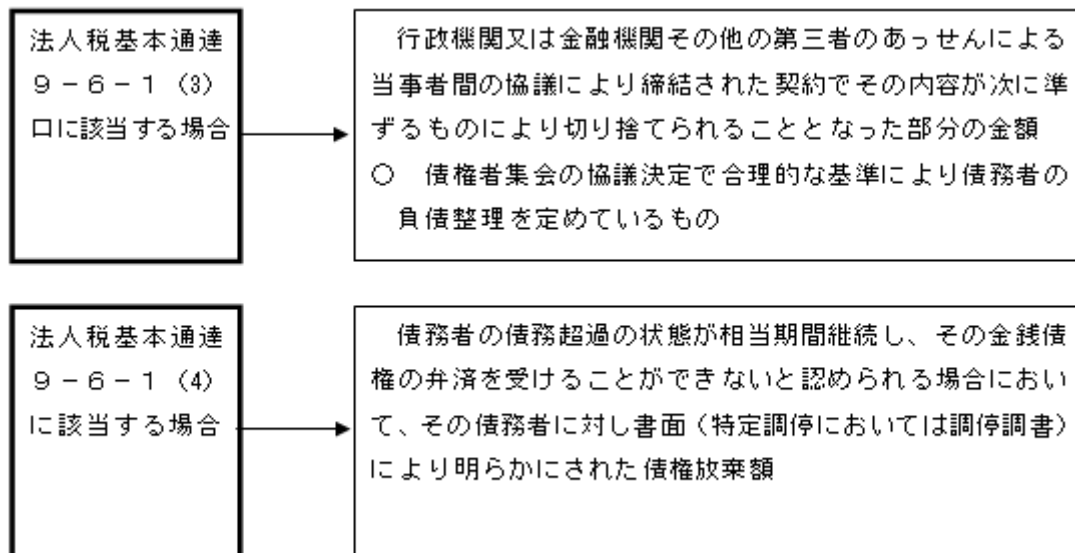
貸倒損失に該当する債権放棄 (特定調停)

【照会要旨】

特定調停において元本又は利息の全部又は一部の放棄が行われた場合、貸倒れとして損金の額に算入できるか否かはどのように検討するのでしょうか。

【回答要旨】

特定調停において元本又は利息 (元本に充当される利息を除きます。) の全部又は一部の放棄が行われ、次のような場合に該当するときには、当該債権放棄の額は貸倒れとして損金の額に算入されます。



【関係法令通達】

法人税基本通達 9-6-1(3)ロ、9-6-1(4)

Q (租税法の取扱いがヒントになるケース：評価損 2)

財務 DD における時価評価替えは租税法を無視してよいことはわかりました。それでも実務上の指針として参考すべき事例はありますか？

A

財務 DD は租税法による洗替ではなくあくまでその時点の適正な時価への評価替えを目的とします。

ただし、適正な時価について会計の基準から算定することは実務上、煩雑になることが

多く、租税法による取扱いを準用することも多々あります。下記の解説では代表的なものを列挙します。

【解説】

(質疑応答事例)

評価損を計上した上場株式の時価が翌期に回復した場合の遡及是正について

【照会要旨】

当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価(株価)は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る状況にあります。そこで、当社では当事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて株価の回復可能性を判断した上で、その株式の評価損を損金算入することとしました。

ところで、翌事業年度で株価が上昇した場合など翌事業年度以降に状況の変化があった場合には、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要がありますか。

【回答要旨】

翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、そのような事後的な事情は、当事業年度末の株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

(理由)

法人税基本通達9-1-7(注)2にもあるとおり、株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものです。

このため、例えば、当事業年度末においては将来的な回復が見込まれないと判断して評価損を計上した場合に、翌事業年度以降に状況の変化(株価の上昇など)があったとしても、そのような事後的な事情は当事業年度末時点における株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

【関係法令通達】

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

(参考)業績不振の関連法人株式について評価損計上に係る可否、計上時期、評価損金額
本稿脱稿時点、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の影響から、業績不振に陥っている法人は少なくないと考えます。

ここでは、そういった業績不振法人(閉鎖会社を前提とします)を子会社等関連会社として所有していた場合の評価損計上について検証します。

①評価損計上に係る可否と計上時期

法人税基本通達 9-1-9(2)の要件を満たした場合、関連法人株式につき評価損が計上できません。

【法人税基本通達 9-1-9】

(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)

9-1-9 令第 68 条第 1 項第 2 号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

- イ 特別清算開始の命令があったこと。
- ロ 破産手続開始の決定があったこと。
- ハ 再生手続開始の決定があったこと。
- ニ 更生手続開始の決定があったこと。

(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額に比しておおむね 50%以上下回ることとなったこと。

(注) (2)の場合においては、次のことに留意する。

1 当該有価証券の取得が 2 回以上にわたって行われている場合又は当該発行法人が募集株式の発行等若しくは株式の併合等を行っている場合には、その取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等があった都度、その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等の直前における 1 株又は 1 口当たりの純資産価額を加味して当該有価証券を取得した時の 1 株又は 1 口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。

2 当該発行法人が債務超過の状態にあるため 1 株又は 1 口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。

同通達 9-1-12 によると、発行法人の増資を引き受け、増資後でも債務超過が解消できない場合、増資後の株式評価損は計上できません。

【法人税基本通達 9-1-12】

(増資払込み後における株式の評価損)

9-1-12 株式（出資を含む。以下 9-1-12 において同じ。）を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮に当該発行法人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状

態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式については令第 68 条第 1 項第 2 号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。

このように、増資後においては評価損は計上できません。

平成 7 年 4 月 14 日裁決は、納税者が期末日直後に増資（DES）をした。当該増資の直前期末に評価損を計上しており、上記通達と整合していました。

一方で、当局は増資前である期末日での評価損を否認しました。

簡単な時系列は 4 月 20 日決算法人において、同月 10 日、18 日時点（期末日直前、ここで評価損を計上しています）では増資決議等社内稟議を行っただけ（増資前）であり、同月 23 日（翌事業年度）に DES 実行（増資後）となっています。

このように、納税者は期末日前後で増資に係る一連の手続を実行しており、当局は利益操作の意図があるとして、同通達 9-1-12 につき事実上の拡大解釈をしました²。しかし、最判令和 2 年 3 月 24 日判決における宮崎裕子先生の補足意見を勘案すれば、当該裁決の結論は現時点でも変わらなかったかののでしょうか³。

² 平成 7 年 4 月 14 日（東裁（法）平 6 第 243 号）3 判断「親会社が欠損の子会社を存続させるためにその子会社に対して増資払込みをすることは、その事情においてやむを得ないものがある場合があることもあり、請求人の場合には、（…筆者中略…）関連会社が同じ経済圏で営業している等の事情を併せ考慮すれば、単に増資払込みの事実をもって業況の回復が見込まれると解するのは相当でない。」は昨今（本稿脱稿時点）のコロナによる業績不振下における子会社支援策等として、括目すべきです。

³ 通達課税について言及する。講学上、租税法は文理解釈、通達はそうではない、というのが原則です。

これにつき、最判令和 2 年 3 月 24 日判示で宮崎裕子先生が下記の補足意見を述べておられます。「税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、通達が租税法の法規命令と同様の拘束力を有するからではなく、その通達が関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとすれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。」

講学上はさておき、課税実務は通達課税です。すなわち通達の文理解釈で実務は動きます。これにつき、通達が争点となった場合、宮崎先生は通達は原則として文理解釈ではないとして、もととなる法令の趣旨や解釈に合致しているかのジャッジをすると述べておられます。

法令に合致しているかどうかを現場レベルで判断するのは様々な制約から不可能です。しかし、課税実務の現場レベルで簡単にチェックできる方法が 1 つあります。社会通念です。通達を逆手にとったタクスプランニングも見受けられるが、それが社会通念上、行き過ぎた、と判断できるなら、それはすでにリスクなスキームと想定することが可能です。

②評価損金額

債務超過法人に出資した場合、評価損計上要件は法人税基本通達 9-1-9（注）2 となります。これにつき、「取得時における 1 株当たりの純資産価額がプラス 100 の場合には、これに比して 50%以上下回るといのは、プラス 50 以下となることであるが、マイナス 100 が 50%以上下回るといのはマイナス 150 以下となること⁴」と逐条解説にあります。この差額が評価損金額となります。

（非上場株式の評価損／資産状態の著しい悪化）非上場株式の発行法人の資産状態が著しく悪化し、その価額が著しく低下した場合に該当するとして、評価損の計上認められ、更正処分の全部が取り消された事例（平成 7 年 4 月 14 日裁決）（TAINZ コード F0-2-116）

〔裁決の要旨〕

1 親会社が欠損の子会社を存続させるためにその子会社に対して増資払込みをすることは、その事情においてやむを得ないものがあることもあり、請求人の場合には、関連会社が同じ経済圏で営業している等の事情を併せ考慮すれば、単に増資払込みの事実をもって業況の回復が見込まれると解するのは相当でない。

2 また、増資直後の株式の評価減が認められないとしても、増資直前の事業年度についてまで無条件に旧株について株式の評価減を行うことを妨げるものではないと解するのが、相当であるところ、請求人の場合、本件事業年度に X 社の増資に対して払込みを行う旨の社内決済を了しているものの、翌事業年度に本件増資払込みが貸付金の充当という形で行われていることから、翌事業年度における本件増資払込みが本件事業年度の株式の評価損の計上に影響を与えるものではないと解するのが相当である。

3 X 社の財務状態が大幅な債務超過に陥ったことに伴い、主たる株主などが多額の撤退費用を支払って、その経営から退いたこと、X 社は多額の欠損金を有し、請求人から多額の借入れをし、その利息を支払っていないこと等を考慮すると、X 社の業績が早期に回復することが見込まれる状態にあるとすることは相当ではない。

4 以上の結果、本件株式は法人税法施行令第 68 条第 2 号ロに規定する「その有価証券を

宮崎裕子先生の補足意見「当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとなれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。」の「通達」について、その射程は、国税庁が示した質疑応答事例等、見解（敷衍すればホームページで入手できる情報のこと）も含まれると考える。

質疑応答事例を本来的な利用をしなかった、という点「のみ」でリスクとまでは考えないが、そこに経済的合理性がなければ、本来的目的が存在しないと「みなされる」おそれは多分にあります。

⁴ 佐藤友一郎（編著）「法人税基本通達逐条解説」（税務研究会出版局 九訂版 2019 年）705 頁

発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した」場合に該当するので、本件株式について評価損を計上することが認められ、本件更正処分はその全部を取り消すべきである。

(質疑応答事例)

株価が 50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準について

【照会要旨】

当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価（株価）は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の 50%相当額を下回る状況にあります。

税務上、上場株式の評価損の損金算入が認められるには、一般的に株価が過去 2 年間にわたり 50%程度以上下落した状況になくはないというようなことを聞きますが、当社が所有する上場株式はこのような状況に該当しないことから、損金算入することは認められないのでしょうか。

【回答要旨】

上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の 50%相当額を下回る場合における評価損の損金算入に当たっては、株価の回復可能性についての検証を行う必要がありますが、回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重されることとなります。

したがって、必ずしも株価が過去 2 年間にわたり帳簿価額の 50%程度以上下落した状態でなければ損金算入が認められないというものではありません。

(理由)

1 法人の所有する上場有価証券等（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。)) について、その価額が著しく低下し、帳簿価額を下回ることとなった場合で、法人が評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、帳簿価額とその価額との差額までの金額を限度として評価損の損金算入が認められます（法法 33^②、法令 68^①ニイ）。

2 この場合の「価額が著しく低下したこと」については、^①上場有価証券等の事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね 50%相当額を下回ることになり、かつ、^②近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています（法基通 9-1-7）。

3 このように、評価損の損金算入が認められるためには、株価の回復可能性に関する検証を行う必要がありますが、どのような状況であれば、「近い将来その価額の回復が見込まれない」と言えるかが問題となります。株価の回復可能性の判断のための画一的な基準を設けることは困難ですが、法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行法人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることとなります。有価証券の評価損の損金算入時期としては、これらの合理的な判断がなされる事業年度で損金算入が認められることとなりますので、必ずしも、

株価が過去 2 年間にわたり帳簿価額の 50% 程度以上下落した状況でなければ損金算入が認められないということではありません。

4 なお、法人が独自にこの株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もあると考えられます。このため、発行法人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられます。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行法人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられます。

【関係法令通達】

法人税法第 33 条第 1 項、第 2 項

法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号イ

法人税基本通達 9-1-7

Q (財務 DD レポートの記載例、バリュエーションへの反映のさせ方)

財務 DD レポートの記載例としてどんなものがありますか。

A

様式は業者によって千差万別ですが、税理士の方で、普段、財産評価基本通達に従った株価算定書を作成している方は、それを多少改変すれば最も省力的に作成できるでしょう。

【解説】

財務 DD レポートの形式は法定のものなどなく、それこそ、作成者によって千差万別です。簡単な作成方法としては、

(STEP 1) 下記のような、普段、株価算定書に添付している明細を用意する。

※伊藤注：「M&AP257 の図をはりつけてください」

※上記例は株価算定書をそのまま持ってきただけで、財務 DD においては、普段の株価算定書では洗替の場面で登場しないような売掛金や棚卸資産も上記に当然、出現します。そして、この場合、詳細な注意書を付すことが通常です。

(例) 売掛金

A 社	帳簿価額	1,000,000 円
	財務 DD 後価額	0 円 (※ 1)

(※ 1) 回収サイトは売主担当者甲氏にヒアリングし「A 取引先は通常 3 か月サイトで入金がある」と聞いている。しかし、令和元年〇月〇日現在 (財務 DD 基準日)、当該売掛

金は平成 31 年〇月〇日からカウントすると 186 日ほど滞留しているため、マイナス査定している。

法定監査の経験がある公認会計士の方ほど、より精緻（硬い文章）を記載する傾向があります。

（STEP 2）上記図表の相続税評価額を全て「時価」「財務 DD 後の価額」等の表現に修正。

（STEP 3）数値の入替え。各数値入替え後のプラス項目（下記 B）、マイナス項目（下記 C）の集計。

（STEP 4）通常は最後のまとめページで下記のような「報告まとめ」を記載します。

財務 DD 前の簿価純資産価額 A	A 円
財務 DD による増加額（※） B	B 円
財務 DD による減少額 C	C 円
財務 DD 後の簿価純資産価額 D（=A+B-C）	D 円

（※）増加額は実務ではほとんど出現しません。

この D 円を基に修正簿価純資産法に移行する場合にもありますし、すでにおおよそのバリュエーションが出ている場合には上記 B 円、C 円の加減算項目をそれに加味するだけ、という場合もあります。

Q（税務 DD の基本的な考え方・実践的手法）

中小・零細企業 M&A について税務 DD の基本的な考え方について教えてください。

A

下記の資料を用意し自分ならこのように適正申告をした、というスタンスで各期申告書を洗い替えてください。

仮に差額が生じ、それが修正申告内容なら売主・買主協議の上、売主負担で速やかに（クロージング前に）修正申告すべきです。

当該修正申告に対する上記の考え方は一例です。現実には実際に調査が入り、修正事項が確定しなければ（当然、延滞税等のペナルティ税も含めて）、実損額は確定しません。実務での対応方法として、

- ・上記の通りクロージング前に現段階で試算した修正申告をさせる
- ・現段階試算修正申告額に合理的に上乗せした金額を譲渡代金から直接減額
- ・表明保証条項で担保、将来修正申告で実損額が確定した場合は、補償条項で売主に損害賠償請求
- ・筆者は私見では反対だが、エスクロー

・筆者は私見では反対だが、アーンアウト 等々が考えられます。中小・零細企業実務では上記の中では直接減額が最も実効性があると考えます。

【解説】

中小・零細企業においては財務 DD と一緒に実行します。

- ・オープンイヤー（前の税務調査が入った時以降の事業年度）を集中的に 3 ～5 年程度
- ・調査対象税目

法人税

外形標準課税の事業税・均等割を中心とした住民税・消費税

源泉所得税・印紙税・関税

- ・情報収集

調査対象期間の申告書・決算書

税務署への届出書…受領印（電子申告）のチェックが極めて重要です。

税務調査の履歴・指摘事項に関する資料

外部コンサルタントが作成した税務に関する報告書

海外取引に関する資料

役員や特殊関係人との取引に関する資料

関連会社との取引に関する資料

株主総会・取締役会議事録

税金の納付状況

過去に行った組織再編成又は、M&A に関する資料 等々

Q（大阪 UCC ホールディングス事件 大地平成 23 年 7 月 25 日、M&A における DD、表明保証の留意点）

大地平成 23 年 7 月 25 日について、M&A における DD、表明保証の留意点についてご教示ください。

A

租税法判例ではなく会社法判例では表明保証はどこまで効力を有するかが争点になった事案は非常に多くあります。この裁判例もその 1 つです。表明保証違反の対象に売主会社の修正申告事項（買主における実損額と捉えることができる）を含めるか等が争点となったものです。

なお、本判決は、信託受益権の複層化における税務上の取扱いを示したものとしても有名です⁵。

⁵ 本稿は税務研究会「週刊税務通信」（No.3576）令和元年 10 月 14 日号 p.20～P29 を参照

【解説】

詳細は判決文及び注釈で示した税務通信該当記事をご参照ください。下記では中小・零細企業 M&A 実務における表明保証のポイントを列挙します。

(判決のポイント)

- ・本事件の対象者において、売主会社にクロージング後、当局調査が入り、買主が、修正申告した（法人税法、収益受益権の消滅に伴う経済的利益の計上漏れ）。
- ・買主は売主に対し、当該実損分について補償請求した。買主は DD において当該指摘事項に関する問題の所在を開示していなかったと主張。
- ・売主はそもそも上記問題の所在など認識していないので DD において開示などできるわけないと主張。
- ・さらに売主は、売主の意向に反して買主が勝手に修正事項に応じて修正申告したものと主張。
- ・表明保証条項の免責で事前相談なくして、処理された損害については、売主は免責されるとの文言あり。
- ・裁判所は、DD 段階ですべての資料が開示されており、DD のプロであれば、そこに税務上のリスクが（潜在的にも）わかれば気づくべきだと判断。
- ・裁判所は上記「事前相談」の内容も精査（事実認定）。本事案は事前相談にあらず、上記の免責が適用されると判断。

(中小・零細企業実務において参照すべきポイント)

- ・買主の視点からずれば、将来、修正申告指摘事項に当たるであろう実損額について、譲渡代金からダイレクトに減額する方がわかりやすいし、将来の係争発展まで考えると、現実的（減額した場合、税金の債権・債務についてはクロージング日以前には遡及して責任を負わない旨等の条項を最終契約書に入れることになる）。
 - ・売主の視点からすれば、上記「事前相談」が功をなす可能性もありえるが、そもそも、本事例のように大型 M&A においても「事前相談」の事実認定を巡って係争が生じたのである。訴訟上、攻撃防御に耐え得る正確無比なエビデンスを整理、準備しておくことは、中小・零細企業実務においては現実的に不可能と考える。
- 直接減額が現実的、無難と筆者は判断します。

(大阪地方裁判所判決平成 23 年 7 月 25 日判決)

1 株式譲渡契約における買主が、売主に対し、表明保証違反を理由として補償金の支払いを請求した場合において、売主が買主のためにデュー・ディリジェンスを実施した弁護

しています。本件に係る信託受益権の複層化論点については、拙著『Q&A 中小・零細企業のための事業承継戦略と実践的活用スキーム』（ロギカ書房 2019 年）QII①-2 をご参照ください。

士に対して説明をして各種資料を交付したことは、売主の免責事由として定められた「明示的に表明及び保証の違反を構成する事実を開示した」場合に該当し、売主は、買主に対し、表明保証違反を理由とする補償金支払義務を負わない。

2 株式譲渡契約における買主が、売主に対し、表明保証違反を理由として修正申告に基づく納付法人税額等相当額の補償金の支払いを請求した場合において、買主が売主に対し課税根拠、修正申告の要否および納付税額等について十分な説明および協議をしないまま修正申告をして法人税等を納付したことは、売主の免責事由として定められた「買主が売主に事前相談なく処理した結果、買主に損害が発生した場合」に該当し、売主は、買主に対し、表明保証条項違反を理由とする補償金支払義務を負わない。

(判決一部抜粋)

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

ア 原告は、コーヒー、紅茶、ココアの輸入、加工、販売等を目的とする株式会社である。

イ 被告らは、MRCホールディングス株式会社（旧商号は株式会社ツインツリー・ホールディングス。以下「ツインツリー社」という。）の全株式を保有し、これを原告に譲渡した者らである。

(2) 被告らは、平成17年9月13日、原告に対し、本件株式を代金143億5875万9190円で売却する契約を締結した。

(3) 被告らは、本件株式譲渡契約の締結に際し、原告との間で、次のとおり合意した。

ア 売主は、買主に対し、本件株式譲渡契約締結日及びクローリング日（平成17年10月11日。以下、これらを併せて「各基準日」という。）において、次の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(ア) ツインツリー社は、財務諸表に記載されていない債務（隠れた債務、年金に係る債務、保証債務、偶発債務、製造物責任その他不法行為責任から生ずる債務を含む。）を負っていない。

(イ) ツインツリー社は、納税申告書（修正申告を含む。）及び現在行っている税務上の処理等に必要な税務届出書、申請書等を、適切な税務当局に対しすべて適法かつ適時に提出している。

(ウ) ツインツリー社が支払うべき税金は、すべて支払済みである。

(エ) 既に開示された退職金に関する税務紛争の問題を除き、ツインツリー社と税務当局との間で何ら紛争又は見解の相違は生じておらず、売主の知り得る限り、そのおそれもない。

(オ) 売主の知り得る限り、売主が買主又はその代理人に開示したツインツリー社に関する情報は、いずれも真実かつ正確である。

(カ) 本件株式譲渡契約の内容に関して、買主の判断に影響を及ぼす可能性があり、かつ売主が重要であると認識していた情報は、すべて買主に開示済みである。

イ 売主は、クロージング日後に、ツインツリー社に偶発的な損害が発生した場合であって、当該発生的事实又はその原因たる事実が、上記表明保証違反に該当するものであるときは、買主に対し、直ちに、当該損害を補償する。

ウ 売主は、それぞれ、他の売主の本契約に定める一切の義務について、連帯して保証するものとし、また、他の売主をして、適時に履行せしめる義務を負うものとする。

(4) ツインツリー社は、平成19年4月18日から、大阪国税局及び神戸税務署による税務調査（以下「本件税務調査」という。）を受け、次のとおり、平成16年12月期の事業年度に係る法人税の申告漏れがあると指摘された。

ア 被告Y1（以下「被告Y1」という。）は、平成12年3月27日、自己の保有するシャディ株式会社（以下「シャディ社」という。）の株式145万株及び5250万円を、信託期間を30年間として、ユー・ビー・エス信託銀行株式会社に信託した。

本件信託契約に伴う信託受益権は、シャディ株式の金銭配当を受領する権利と、信託元本を受領する権利を含むその他の権利とに分割され、社団法人日本ボランティア・チェーン協会が収益受益権を、被告Y1が元本受益権をそれぞれ取得した。

イ 被告Y1は、平成15年3月14日、ツインツリー社に元本受益権を譲渡した。

ウ 被告Y1、ツインツリー社、日本ボランティア・チェーン協会及びUBS信託銀行は、平成16年6月8日、本件信託契約を合意解約した。その結果、元本受益権を有するツインツリー社は、信託元本であるシャディ株式及び3988万6003円の交付を受け、日本ボランティア・チェーン協会が有していた収益受益権は消滅した。

(5) 被告らの表明保証条項違反

ア 前記収益受益権の消滅により、ツインツリー社は、収益受益権に相当する経済的利益を得た。

法人税法22条2項の「取引」とは、一方の当事者が支配・処分できる資産価値についての移転があり、その移転について当事者の意思の合致がある場合（外的要因でない場合）をいうところ（最高裁平成16年（行ヒ）第128号同18年1月24日第三小法廷判決・裁判集民事219号285頁参照）、上記のとおり、本件合意解約という当事者の意思の合致により、本件経済的利益という資産価値が日本ボランティア・チェーン協会からツインツリー社に移転している。

したがって、本件合意解約により、ツインツリー社が本件経済的利益を得たことは、同条項にいう「その他の取引…に係る当該事業年度の収益」に該当し、その金額は、ツインツリー社の法人税課税所得の計算上、平成16年12月期の事業年度の益金の額に算入されるべきである。

イ 表明保証条項違反

ツインツリー社は、平成16年12月期の事業年度の財務諸表に、本件経済的利益に係

る納税義務を記載していない。これは、表明保証条項に違反する。

ウ 表明保証条項違反

ツインツリー社は、本件経済的利益に相当する金額を平成16年12月期の法人税申告書の益金に算入せず、各基準日までに、本件経済的利益に係る法人税を支払っていない。これは、表明保証条項に違反する。

エ 表明保証条項違反

被告らは、各基準日において、本件合意解約により、ツインツリー社が本件指摘を受けるおそれがあることを知り得た。これは、表明保証条項に違反する。

オ 表明保証条項⑤違反

原告は、本件株式譲渡契約の締結に先立ち、森・濱田松本法律事務所所属の弁護士ら及びアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社所属の公認会計士らによるツインツリー社のデュー・ディリジェンスを行った。

その際、上記弁護士らが、ツインツリー社の代表取締役であった被告Y4に対し、ツインツリー社の偶発債務の有無に関する質問をしたところ、被告Y4は、偶発債務は存在しないと回答した。被告らは、各基準日において、本件合意解約により、ツインツリー社が本件指摘を受けるおそれがあることを知り得たから、被告Y4の上記回答は、表明保証条項に違反する。

カ 表明保証条項違反

本件DDの際、被告らから、本件合意解約に伴い、ツインツリー社に課税が生じる可能性があるといった説明はされなかった。これは、上記エの事実と併せ、表明保証条項に違反する。

(6) ツインツリー社は、原告が本件株式を譲り受けた後である平成19年10月17日、税務当局による本件指摘に応じて修正申告を行い、2億3259万1550円の法人税及び住民税等を支払った。また、ツインツリー社は、本件修正申告等に関連し、234万7221円の税理士報酬を支払った。

(7) 原告は、平成20年4月16日、被告らに対し、上記法人税及び住民税等並びに税理士報酬支払額の合計2億3493万8771円の補償金請求権を有している旨通知した。

(8) よって、原告は、被告らに対し、表明保証違反に基づき、補償金2億3493万8771円及びこれに対する上記通知をした日の翌日である平成20年4月17日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。

理由

1 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる（当事者間に争いが無い事実を含む。）。

- (1) 被告らによるシャディ株式の保有

被告らは、ギフト販売等を主な事業内容とするシャディ社の創業家一族であり、平成12年ころまで、被告ら名義及び被告らが全株式を保有するツインツリー社名義で、次のとおり、シャディ社の発行済株式の約54.2%に相当する1099万4754株を保有していた。

被告Y1	145万株
被告Y1を除く被告ら	278万7900株
ツインツリー社（シャディ株式の保有会社）	675万6854株

(2) 本件信託契約の締結

ア 本件信託契約の計画立案

被告Y1は、平成12年ころ、シャディ株式から得られる配当収益を日本ボランティア・チェーン協会の公益活動に利用できるようにするため、自己が保有するシャディ株式を信託し、その信託受益権を元本受益権と収益受益権に分割した上、収益受益権を日本ボランティア・チェーン協会に寄贈する計画を立案した。

イ 税務当局への事前相談

被告Y1は、本件計画の実行によりいかなる課税が発生するかについて、税務当局に事前相談することにし、平成12年1月25日、被告Y4及び被告らの顧問会計士である乙山公認会計士らと共に、国税庁を訪れ、課税部資産税課の丙川課長補佐に対し、本件計画による課税関係について、各種問い合わせをした。

丙川課長補佐は、信託の収益受益権は譲渡所得の基因となる資産に該当しないとし、本件計画の実行により、被告Y1に所得税法59条1項1号による譲渡所得が発生することはないと返答したが、「ただし、いったん、信託期間が長期間にわたる信託契約を結び、その受益権を元本受益権と収益受益権に分けた上で、信託契約設定当初に、財産評価基本通達の規定により低く評価された元本受益権を関係者へ贈与又は譲渡し、その後信託期間中にもかかわらず信託契約を解消するという租税回避行為ともいうべき取引が最近みられます。このような行為については、国税局としては、信託解約時になんらかの形で課税するという方向で検討しており、留意していただきたい。」と注意喚起した。

以上の丙川課長補佐の発言を含む事前相談の内容は、「VCAの寄付に関する国税庁への相談に関する議事録」として書面化された。

ウ 本件信託契約の締結

被告Y1は、本件計画を実行することにし、平成12年3月27日、日本ボランティア・チェーン協会及びUBS信託銀行との間で、本件信託契約による収益受益権を日本ボランティア・チェーン協会に取得させる旨の合意を含む本件信託契約を締結した。

(3) 本件合意解約に至る経緯

ア ツインツリー社へのシャディ株式の集約

平成14年夏ころ、株式譲渡益による所得税の課税制度が変更される見込みとなったことから、被告らは、自己が保有するシャディ株式（被告Y1については元本受益権）をツ

インツリー社に集約することとした。

そして、被告Y1を除く被告らは、同年11月22日、ツインツリー社に対し、自己名義のシャディ株式278万7900株を、合計32億5626万7200円（1株当たり1168円）で売却した。

また、被告Y1も、平成15年3月14日、ツインツリー社に対し、自己が有する元本受益権を配当受領権のない株式として評価して、これを9億3960万円（1株当たり648円）で売却した。

イ 本件合意解約

平成16年になって、UBS信託銀行は、日本における事業から撤退して解散することになり、ツインツリー社及び日本ボランタリー・チェーン協会に対し、本件信託契約を終了させることを要請した。被告Y1、ツインツリー社及び日本ボランタリー・チェーン協会は、これをやむを得ないものとして受け入れ、同年6月8日、UBS信託銀行との間で、本件合意解約をした。

本件合意解約により、日本ボランタリー・チェーン協会が取得した収益受益権は消滅したものとされ、ツインツリー社は、UBS信託銀行から、本件信託契約の信託元本であるシャディ株式及び現金の交付を受けた。

ウ ツインツリー社における税務処理

ツインツリー社は、被告Y1から元本受益権を取得した際、これを配当受領権のない株式として評価された金額である9億3960万円（1株当たり648円）で、「シャディ株式」として資産計上した。

そして、本件合意解約後も、本件経済的利益は、資産（シャディ株式）の評価換えをすることにより生じた評価益にすぎず、法人税法25条1項により益金不算入とされるべきであるとして、これをツインツリー社の法人税課税所得の計算における益金の額に算入しなかった。

（4）本件株式譲渡契約の締結

ア 原告の紹介

ツインツリー社の全株式を保有していた被告らは、平成16年末から平成17年初めころにかけて、ツインツリー社を通じて、シャディ社の事業形態及び経営改革を模索するようになった。そのような中、被告らは、コンサルティング会社から、シャディ社の経営に興味を抱いている会社として、原告を紹介された。

イ 本件DDの実施

原告代表者らは、シャディ社の経営に参画するため、本件株式を取得することを検討し始め、平成17年8月8日、ツインツリー社の代表取締役であった被告Y4と面会し、その席上、被告Y4から、ツインツリー社の平成14年12月期～平成16年12月期の決算報告書や税務申告書を含む各種資料を交付された。

原告は、森・濱田松本法律事務所の弁護士ら並びにE&Yの公認会計士及び税理士らに

本件DDを委託し、同弁護士ら並びに公認会計士及び税理士らは、同年8月初旬から9月初旬にかけて、原告のために、本件DDを実施した。

そして、本件DDを担当していた弁護士が、被告Y4に対し、ツインツリー社の偶発債務の有無や、日本ボランティア・チェーン協会への寄付に関する質問をしたところ、被告Y4は、ツインツリー社に偶発債務は存在しないと回答し、同年8月22日、同弁護士に対し、本件信託契約の締結から本件合意解約に至る事実経過を直接説明するとともに、本件信託契約の契約書、本件合意解約に係る解約合意書のほか、本件議事録を手渡した。

ウ 本件株式譲渡契約の締結

本件DDの実施後、原告と被告らは、本件株式を売買することを合意し、平成17年9月13日、本件株式譲渡契約を締結した。

(5) 本件株式譲渡契約における表明保証

原告と被告らは、本件株式譲渡契約の締結に際し、次のとおり合意した。

ア 売主は、買主に対し、各基準日において、次の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(ア) 表明保証条項①

ツインツリー社は、財務諸表に記載されていない債務（隠れた債務、年金に係る債務、保証債務、偶発債務、製造物責任その他不法行為責任から生ずる債務を含む。）を負っていない。

(イ) 表明保証条項②

ツインツリー社は、納税申告書（修正申告を含む。）及び現在行っている税務上の処理等に必要となる税務届出書、申請書等を、適切な税務当局に対しすべて適法かつ適時に提出している。

(ウ) 表明保証条項③

ツインツリー社が支払うべき税金は、すべて支払済みである。

(エ) 表明保証条項④

既に開示された退職金に関する税務紛争の問題を除き、ツインツリー社と税務当局との間で何ら紛争又は見解の相違は生じておらず、売主の知り得る限り、そのおそれもない。

(オ) 表明保証条項⑤

売主の知り得る限り、売主が買主又はその代理人に開示したツインツリー社に関する情報は、いずれも真実かつ正確である。

(カ) 表明保証条項⑥

本件株式譲渡契約の内容に関して、買主の判断に影響を及ぼす可能性があり、かつ売主が重要であると認識していた情報は、すべて買主に開示済みである。

イ 売主は、クロー징日後に、ツインツリー社に偶発的な損害が発生した場合であって、当該発生的事实又はその原因たる事実が、上記表明保証違反に該当するものであるときは、買主に対し、直ちに、当該損害を補償する。

ウ 売主は、それぞれ、他の売主の本契約に定める一切の義務について、連帯して保証するものとし、また、他の売主をして、適時に履行せしめる義務を負うものとする。

エ 売主の免責事由

(ア) 免責条項①

売主が、クロージング日前に、買主に対し、明示的に表明及び保証の違反を構成する事実を開示した上で、本件株式を譲渡した場合、売主は、買主に対し、表明保証義務を負わない。

(イ) 免責条項②

買主が売主に事前相談なく処理した結果、買主に損害が発生した場合、売主は、買主に対し、その賠償責任を負わない。

(6) 本件税務調査と本件指摘

本件株式譲渡契約後、ツインツリー社は、平成19年4月18日から、本件税務調査を受け、本件合意解約によってツインツリー社が得た本件経済的利益について、平成16年12月期の事業年度に係る法人税の申告漏れがあるとの本件指摘を受けた。

(7) 原告と被告Y4との間の協議

ア 被告Y4の説明と主張

原告の甲野取締役は、平成19年4月18日、被告Y4に対し、本件税務調査が開始され、本件指摘を受けた旨を伝えた。

これに対し、被告Y4は、同年5月1日、乙山公認会計士と共に原告の本社を訪れ、甲野取締役及び原告の顧問税理士4名に対し、本件信託契約の締結から本件合意解約に至る一連の経緯を説明するとともに、本件経済的利益は評価益にすぎず、本件指摘には課税根拠がないと主張した。

イ 税務当局の見解の聴取

甲野取締役は、平成19年5月8日、原告の顧問税理士の一人であり元国税局長の丁田税理士と共に、神戸税務署に出向き、本件税務調査を担当していた大阪国税局の戊原専門官や己本実査官らに対し、本件指摘に係る法的根拠を聴取した。

すると、戊原専門官らは、本件経済的利益は法人税法22条2項の「その他の取引…に係る当該事業年度の収益」に該当すると述べた。甲野取締役らは、本件経済的利益は評価益にすぎないのではないかとか、仕訳(相手勘定)はどうなるのかといった質問をしたが、これらの質問に対する明確な回答はなかった。

ウ 被告Y4側による交渉の提案

甲野取締役は、平成19年5月9日、被告Y4に対し、戊原専門官らの見解を伝えた。これに対し、被告Y4は、本件信託契約の締結に際しては、国税庁に事前相談をしており、本件指摘には課税根拠がないと改めて主張し、今後の交渉には、本件信託契約に関する一連の経緯をよく知る乙山公認会計士も参加させて欲しいと述べた。

これを受けて、甲野取締役は、同月31日、丁田税理士に対し、今後の交渉は乙山公認

会計士に任せたいと述べた。すると、丁田税理士は憤慨して、その場に同席していた被告Y4に対し、原告の税歴にキズをつけないようにする旨の念書を差し出すよう要求した。

これに対し、被告Y4は、そのような条件で税務当局と交渉をすることはできないと述べた。

その後、甲野取締役は、同年6月11日、戊原専門官らと再協議したが、その席上、税務当局としては、ツインツリー社が修正申告に応じなければ、同月末を目途に更正処分をする方針を伝えられた。

そこで、甲野取締役は、同月18日、被告Y4に対し、乙山公認会計士から、直接、戊原専門官に本件指摘の課税根拠を問い合わせてもらえないかと依頼した。これを受けて、乙山公認会計士は、同月19日、戊原専門官に電話連絡をしたが、被告Y4側には原告からの正式な受任がないとして、本件指摘に係る説明を拒絶された。

エ 原告の方針決定

甲野取締役は、平成19年6月27日、被告Y4に対し、原告も課税根拠の確実性に疑問を抱いており、今後は、被告Y4側に税務当局との交渉を任せたいと伝え、被告Y4もこれを了承した。

そこで、甲野取締役は、同年7月2日に開催された原告のグループ経営会議において、本件指摘に係る税務当局との交渉を被告Y4側に任せたいと提案した。

しかし、上記会議に出席した役員らから、原告の役員でも従業員でもない被告Y4に交渉を委任するのはいかななものか、被告Y4に委任すると税務当局との紛争が長期化するのではないかといった意見が出された。また、同じく上記会議に出席した原告の顧問税理士らから、本件指摘には合理性があるとの意見も出された。

その結果、原告としては、本件指摘の課税根拠については税務当局と争わず、修正申告に応じるが、納付税額については圧縮するよう交渉するとの方針が決定された。なお、上記会議には、被告らの関係者は一人も参加していなかった。

オ 本件修正申告

甲野取締役は、平成19年7月3日、被告Y4に対し、本件指摘については原告側で対応し、税務当局と争うことは避けることにしたので理解して欲しいと伝えた。これに対し、被告Y4は、「仕方がないですね。頑張ってください。」と述べた。甲野取締役は、同年8月10日、被告Y4に対し、税務当局との交渉経過を伝えたが、被告Y4からの返答はなかった。

その後、原告は、被告らと接触することなく、同年9月6日、税務当局との間で、本件経済的利益の評価額を4億6263万3000円として修正申告することで合意した。その際、甲野取締役は、己本実査官から、本件指摘の課税根拠につき、概要、次のとおり記載された無記名の文書を受け取った。

「ツインツリー社は、本件信託契約により、シャディ株式の時価から収益受益権価額を控除した金額で元本受益権を取得した。

しかし、本件合意解約により、ツインツリー社は、収益受益権によって制限されない、いわば完全な状態の株式を取得するに至った。

つまり、ツインツリー社は、本件合意解約により、収益受益権に相当する経済的利益を得た。このような経済的利益は、法人税法22条2項にいう『その他の取引…に係る当該事業年度の収益』に該当し、その金額は、ツインツリー社の法人税課税所得の計算上、平成16年12月期の事業年度の益金の額に算入されるべきである。」

原告は、同月10日のグループ経営会議において、本件修正申告について承認決議をした。

そして、ツインツリー社は、同年10月17日、本件修正申告を行い、2億3259万1550円の法人税及び住民税等を納付した。また、ツインツリー社は、本件修正申告等に関連し、234万7221円の税理士報酬を支払った。

カ 被告Y4に対する報告

被告Y4は、平成19年10月26日、丁田税理士から、原告が本件修正申告を行った旨を伝えられ、本件修正申告の内容及び原告の納付税額を知った。

その際、被告Y4は、丁田税理士から、本件指摘の課税根拠に関する前記オの文書を提示された。なお、本件修正申告においては、「シャディ株式」の帳簿価額を増額する方法で、本件経済的利益が計上されていた。

(8) 原告による補償金支払請求と被告らの拒絶

原告は、平成20年4月16日、被告らに対し、本件修正申告により納付した法人税及び住民税等並びに税理士報酬支払額の合計2億3493万8771円の補償金請求権を有している旨通知した。

これに対し、被告らは、同月30日、原告による補償金の支払請求には応じられないと回答した。

2 請求原因について

(1) (…筆者省略…)

(2) 請求原因(5)について

ア 表明保証条項違反について

原告は、本件経済的利益は法人税法22条2項にいう「その他の取引…に係る当該事業年度の収益」に該当し、その金額はツインツリー社の法人税課税所得の計算上、平成16年12月期の事業年度の益金の額に算入されるべきであるとし、これを前提として、表明保証条項の違反を主張する。

しかし、原告が前提とする点については、被告らが相応の理由を挙げて反論しているところであり、ツインツリー社が本件経済的利益を同社の法人税課税所得の計算における益金の額に算入しなかったことについて、これを適法なものではないと認めるまでの十分な主張・立証はない。

そうすると、上記前提に関する原告の主張を採用することはできず、被告らが表明保証

条項に違反したと認めることはできない。

イ 表明保証条項違反について

(ア) 前記認定事実によれば、ツインツリー社は、被告Y 1 から本件信託契約に基づく元本受益権を取得した際、これを配当受領権のない株式として低く評価された金額で、「シャディ株式」として資産計上した。

そして、本件合意解約後も、本件経済的利益は、資産（シャディ株式）の評価換えをすることにより生じた評価益にすぎず、法人税法25条1項により益金不算入とされるべきであるとして、これを法人税課税所得の計算における益金の額に算入しなかった。

これに対し、平成19年4月18日から実施された本件税務調査を担当した戊原専門官らは、本件経済的利益は、同法22条2項の「その他の取引…に係る当該事業年度の収益」に該当し、本件経済的利益は、ツインツリー社の法人税課税所得の計算上、平成16年12月期の事業年度の益金の額に算入されるべきであるとの本件指摘をした。

以上の事実によれば、表明保証条項について、各基準日後に、「ツインツリー社と税務当局との間で」、本件経済的利益への課税の可否について「見解の相違が生じ」たことは明らかである。

(イ) そこで、本件株式の売主である被告らが、「各基準日において」、このような見解の相違が生じる「おそれ」を「知り得た」か否かを検討する。

前記認定事実によれば、被告Y 1 は、平成12年1月25日、被告Y 4 及び被告らの顧問会計士である乙山公認会計士らと共に、国税庁を訪れ、課税部資産税課の丙川課長補佐に対し、本件計画の実行に伴う課税関係につき、各種問い合わせをした。

これに対し、丙川課長補佐は、信託の収益受益権は譲渡所得の基因となる資産に該当しないとしながらも、「いったん、信託期間が長期間にわたる信託契約を結び、その受益権を元本受益権と収益受益権に分けた上で、信託契約設定当初に、財産評価基本通達の規定により低く評価された元本受益権を関係者へ贈与又は譲渡し、その後信託期間中にもかかわらず信託契約を解消するという租税回避行為ともいえるべき取引が最近みられます。このような行為については、国税局としては、信託解約時になんらかの形で課税するという方向で検討しており、留意していただきたい。」と注意喚起した。

その後、被告Y 1 は、信託期間が30年間という長期間に渡る本件信託契約を締結し、信託受益権を元本受益権と収益受益権とに分けた上で、元本受益権を配当受領権のないシャディ株式として低く評価した金額で、被告らが全株式を保有するツインツリー社に売却し、ツインツリー社は、本件信託契約の信託期間中に、本件合意解約をしたというのである。

このように、本件信託契約の締結から本件合意解約に至る一連の経緯は、丙川課長補佐が、信託契約の合意解約時に何らかの形で課税することを検討しているので留意されたいと注意喚起したのと同じ経過をたどっている。そして、被告Y 1 及び被告Y 4 は、丙川課長補佐から直接、上記の課税可能性につき注意喚起を受けていたのであるから、同被告

らは、各基準日において、本件合意解約により、税務当局がツインツリー社に対して課税し得るとの見解を有し、これに基づいて本件指摘がされるおそれを認識し得たというべきである。

(ウ) これに対し、被告らは、丙川課長補佐の発言は、本件信託契約の締結から本件合意解約に至る一連の経緯が、租税回避行為に該当する場合に限定されたものであるとし、本件合意解約は、UBS信託銀行の日本における事業からの撤退というやむを得ない事情によるものであって、被告Y1及びツインツリー社には租税回避の意図はなかったから、これが租税回避行為に該当することはないとして、丙川課長補佐の注意喚起によっても、なお、被告らは、税務当局がツインツリー社に対して課税し得るとの見解を有するおそれを認識し得なかったと主張する。

しかし、丙川課長補佐の発言では、「租税回避行為ともいうべき」とか、「なんらかの形で課税する」といった言い回しが用いられており、それが租税回避行為に該当する場合に限定して課税する趣旨であったと直ちに認めることはできない。

また、租税回避行為については、法律上明確な定義規定があるわけではなく、いかなる行為が租税回避行為に該当するかを一義的に判断することも困難である。したがって、仮に、丙川課長補佐の上記発言が租税回避行為を念頭に置いたものであり、被告Y1らとしては、自らの行為が租税回避行為に該当することはないと考えたとしても、なお、税務当局が、被告Y1らの見解とは異なり、その行為が租税回避行為に該当するという見解を有するに至る可能性も考えられる。

そうすると、被告らの上記主張を採用することはできず、被告らは、各基準日において、本件合意解約により、税務当局がツインツリー社に対して課税し得るとの見解を有するおそれを認識し得たと認めるのが相当である。

(エ) 以上によれば、被告らは、各基準日において、本件経済的利益への課税の可否につき、ツインツリー社と税務当局との間で見解の相違が生じるおそれがあることを知り得たものであり、表明保証条項に違反する事実が認められる。

(オ) また、被告らが、各基準日において、税務当局がツインツリー社に対して課税し得るとの見解を有するおそれを認識し得たのに、被告Y4が、本件DDを担当した弁護士に対し、ツインツリー社に偶発債務は存在しないと回答したことは、表明保証条項⑤にいう「売主が買主…の代理人に開示したツインツリー社に関する情報」の「正確」さに欠けているから、同条項にも違反する。

ウ 表明保証条項違反について

原告は、被告らが、本件DDにおいて、本件合意解約に伴うツインツリー社への課税可能性について説明しなかったことが、表明保証条項に違反すると主張する。

しかし、表明保証条項は、「本件株式譲渡契約の内容に関して…売主が重要であると認識していた情報」と規定しており、「認識し得た」情報とは規定していない。そして、被告らにおいて、各基準日に、税務当局がツインツリー社に対して課税する見解を有するおそれ

を認識し得たとはいえ、これを実際に認識していたと認めることはできない以上、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 以上のとおり、請求原因(5)については、表明保証条項違反の事実が認められる。そこで、次に、抗弁について判断する。

3 抗弁1(被告らの事実開示による免責)について

(1) (…筆者中略…)

(2) 抗弁1(2)及び同(3)について

ア 原告は、ツインツリー社の資産価値に影響を及ぼす事情の存在を直ちに理解できる程度の資料の開示がなければ、免責条項における「明示的に表明及び保証の違反を構成する事実を開示した」場合には該当しないとの見解に基づき、被告Y4が、本件DDの担当弁護士に対し、本件信託契約の契約書等を手渡しただけでは、これに足りないと主張する。

イ そこで、この点について検討すると、前記認定事実によれば、被告Y4は、平成17年8月8日、原告に対し、ツインツリー社の決算報告書や税務申告書を含む各種資料を交付し、同月22日には、本件DDの担当弁護士に対し、本件信託契約の締結から本件合意解約に至る事実経過を直接説明するとともに、それを裏付ける資料である本件信託契約の契約書、本件合意解約に係る解約合意書のほか、本件信託契約の事前検討資料である本件議事録を手渡していたところ、本件議事録には、丙川課長補佐の前記発言内容がそのまま記載されていた。

被告Y4の上記説明と、本件議事録に記載された丙川課長補佐の発言内容を照らし合わせると、前記のとおり、本件合意解約に至る事実経過は、まさに、丙川課長補佐が述べた「信託期間が長期間にわたる信託契約を結び、その受益権を元本受益権と収益受益権に分けた上で、信託契約設定当初に、財産評価基本通達の規定により低く評価された元本受益権を関係者へ贈与又は譲渡し、その後信託期間中にもかかわらず信託契約を解消する」行為そのものであることが読み取れる。

このように、本件においては、両者の同一性があまりにも顕著であるから、いやしくもデュー・ディリジェンスに携わる専門家であれば、被告Y4の上記説明を受け、本件議事録を一読すれば、税務当局による本件指摘の可能性を認識し得たものというべきである。

すなわち、被告Y4による上記説明と、ツインツリー社の決算報告書・税務申告書、本件信託契約の契約書、本件合意解約に係る解約合意書及び本件議事録の交付は、原告のために本件DDを受託した担当者が、税務当局による本件指摘の可能性を認識し、ツインツリー社の資産価値に影響を及ぼす事情の存在を直ちに理解するに十分な程度の開示であったと認められる。

ウ そうすると、原告の上記見解を前提としても、被告Y4は、前記の説明及び各種資料の交付により、免責条項にいう「明示的に表明及び保証の違反を構成する事実を開示した」ということができる。

(3) 以上によれば、抗弁1の免責事由の存在が認められる。

4 抗弁2（原告の事前相談欠缺による免責）について

(1) (…筆者中略…)

(2) 抗弁2(2)及び同(3)について

ア 免責条項の趣旨は、買主が、売主の表明保証条項違反とは関係なく、自らの事情によって損害を発生又は拡大させた場合に、その責任を売主に転嫁することを防止するところにあると解される。

このような免責条項の趣旨に照らせば、買主に発生した損害が売主の表明保証条項違反に起因することが客観的に明らかであるような場合には、損害の発生を売主に報告する程度であっても、免責条項にいう「事前相談」に当たるといえるが、当該損害が主として買主側の事情により発生又は拡大したものではないかと疑われるような場合には、買主は、売主に対して損害の発生経緯や根拠につき十分な説明をするなどして、売主と協議しない限り、「事前相談」を行ったとはいえないものと解すべきである。

イ 以上の観点から検討すると、次のとおり指摘できる。

すなわち、前記認定事実によれば、ツインツリー社が本件指摘を受けたことを聞いた被告Y4は、平成19年5月1日、甲野取締役らに対し、本件経済的利益は評価益にすぎず、本件指摘には課税根拠がないなどと主張した。

これを受けて、甲野取締役及び丁田税理士は、同月8日、戊原専門官らに対し、本件指摘に係る法的根拠を尋ね、戊原専門官らから、本件経済的利益は法人税法22条2項の「その他の取引…に係る当該事業年度の収益」に該当するとの見解を伝えられたものの、本件経済的利益は評価益にすぎないのではないかとか、仕訳（相手勘定）はどうなるのかといった疑問点については、明確な回答が得られなかった。

その後、甲野取締役は、戊原専門官らから、ツインツリー社が修正申告に応じなければ、同年6月末を目途に更正処分をする方針を伝えられたが、同月末を経過しても、更正処分はされなかった。

そして、甲野取締役が、同年6月27日、被告Y4に対し、原告も課税根拠の確実性に疑問を抱いていると伝えたように、原告としても、本件指摘の課税根拠の有無について相当程度の疑問を有していた。

これらの事実に加え、修正申告が、自ら税額を確定させることにより、その後の不服申立ての機会を放棄する性質を有する手続であること（国税通則法16条1項1号、20条、75条1項1号2号、同条3項等参照）を考慮すれば、原告が主張する本件の損害（本件修正申告に基づく納付法人税等）は、その課税根拠が必ずしも確実でないのに、本件修正申告をすることにより自ら確定させたとの疑念を生じさせるものといえ、その意味で、本件は、主として原告側の事情により当該損害が発生したのではないかと疑われる場合に該当するといえるべきである。

そうすると、原告は、本件修正申告に先立ち、本件指摘の課税根拠や、本件修正申告に伴う納付税額につき、被告らに対し、十分説明するなどして、本件修正申告の要否等につ

いて被告らと協議しなければ、免責条項にいう「事前相談」を行ったことにはならないものというべきである。

ウ そこで、本件修正申告に至る両者の協議状況について検討すると、前記認定事実によれば、甲野取締役が、平成19年5月9日、被告Y4に対し、戊原専門官らの見解を伝えたところ、被告Y4は、今後は、被告Y4側にも税務当局との交渉に参加させて欲しいと述べた。

そして、国税庁との事前相談や本件合意解約に至る事情をよく知る被告Y4らが、本件指摘をした戊原専門官らと交渉することには、一定の合理性・正当性が認められるのに、原告は、自らの税歴にキズがつくことや、税務当局との紛争が長期化することを避けるといった理由により、これを拒絶した。

その結果、被告Y4らは、戊原専門官から、本件指摘に係る説明を拒絶され、本件修正申告より前に、本件指摘の課税根拠に関する税務当局の見解を直接聴取することができなかった。

そして、同年7月2日の原告のグループ経営会議において、本件指摘について修正申告に応じる方針が決定されたが、同経営会議には、被告らの関係者は一人も参加していなかった。

その後も、原告は、被告らと接触することなく、同年9月6日、税務当局との間で、本件経済的利益の評価額を4億6263万3000円として修正申告することで合意し、同年10月10日のグループ経営会議において、本件修正申告についての承認決議をして、同年10月17日、本件修正申告をするに至った。

他方、被告Y4は、本件修正申告後になって、原告が本件修正申告を行った旨を伝えられ、そこで初めて、本件修正申告の内容及び原告の納付税額を知るとともに、本件指摘の課税根拠について示した文書を提示され、税務当局の詳細な見解を知るに至った。

以上の事実が明らかである。

エこのように、本件では、原告は、被告Y4らに対し、本件指摘の課税根拠について、自ら十分な説明をすることなく、また、税務当局から直接説明を受ける機会も与えずに、修正申告の要否やそれに伴う納付税額等についても協議しないまま本件修正申告をして、本件指摘に係る法人税等を納付するに至ったものである。

原告による上記一連の行動は、「買主が売主に事前相談なく処理した結果、買主に損害が発生した場合」に該当するというべきである。

オこれに対し、原告は、甲野取締役が、平成19年7月3日、被告Y4に対し、本件指摘については原告側で対応し、税務当局と争うことは避けることにしたので理解して欲しいと伝えたところ、被告Y4は、「仕方がないですね。頑張ってください。」と答えて、特に異議を述べなかったとし、これらのやり取りが、免責条項の「事前相談」に該当すると主張する。

しかし、甲野取締役の上記発言は、本件指摘の課税根拠についての議論を超え、いわば

原告の経営判断として修正申告に応じる旨を表明したもので、それまでの経過に照らせば、被告Y4は、もはや、これ以上、原告の経営判断に干渉することができないとして、「仕方がないですね。」等の上記発言をするに至ったことが明らかである。

したがって、これらのやり取りが、上記判断を左右するものではない。

(3) 以上によれば、抗弁2の免責事由の存在が認められ、被告らは、抗弁1、2のいずれの点からも、免責されるものというべきである。

5 結論

以上の次第で、原告の請求は、その余の判断に及ぶまでもなく、いずれも理由がないから、これらを棄却する（…筆者以下省略…）。

Q（買主側が譲渡代金を自身で用意できない場合のLBOローンとDDの基本的な考え方）

中小・零細企業M&Aについて買主側が譲渡代金を自身で用意できない場合LBOローンとDDの基本的な考え方について教えてください。

A

下記になります。

【解説】

取得資金を自前で賄えない場合、中小・零細企業版アーンアウトか、LBOローンを選択します。前者は極めて危険性が高いため、後者の方が現実的です。

LBOローンにおける金融機関の担保は売主会社の将来CF（実際には株券が担保される）です。この際、金融機関は下記により査定します。

- ・対象会社の通常過去3期の業績を踏まえて正常収益力ほどの程度か
- ・対象会社において運転資金はどのように変動したか
- ・対象会社の通常過去3期の実績を踏まえて保守的に見た事業計画の達成可能性ほどの程度か

- ・保守的に見たクロージング後の一定期間のB/Sの動き、C/Fの動き

上記各項目は財務DDの調査レポートで代用できます。

再生案件において、金融機関（スポンサー）に財務DDの報告結果を開示しますが、それと同様です。LBOローンスキームを当初から想定しているのであれば、上記を踏まえてのDD設計が必要となります。再生案件、再生型M&Aにおける財務DDは通常のM&Aよりも精緻に行われます。それと同等のDDが必要になるということです。

(2) 付随論点

Q (表明保証ドラフティングにおける税理士から弁護士への税務面のアドバイス)

表明保証における税理士から弁護士への税務面のアドバイスとしていかなるものがあるか教えてください。

A

下記が代表的です。

【解説】

最終契約書における表明保証条項のドラフティングは通常、弁護士が行います。しかし、すべての弁護士が租税法を詳細まで理解しているとは考えにくいいため、以下の事項につき税理士の視点から租税法上のアドバイスをする必要性が生じます。

ただし、現在、中小零細企業の M&A は売手市場であり、下記のような買主が有利な契約は現実的に合意に至りにくいこと⁶、通常は売主側（の代理人弁護士、FA 等）が先に最終契約書のドラフティングを行うこと、また、株式譲渡契約等における租税補償条項を設けることは我が国では未だ一般的ではないこと⁷等諸事情から、下記ではあくまでも買主における最終契約書の理想像を述べています⁸。

⁶ 本稿脱稿時点、コロナ不況への本格的突入が見込まれるため、将来的に形成は逆転する可能性があります。

⁷ 一般的でない、という見解は、藤原総一郎＝大久保涼＝宿利有紀子＝笠原 康弘＝大久保圭『M&A の契約実務』（中央経済社 第2版 2018）p.201を参照しています。この点、森・濱田松本法律事務所＝MHM 税理士事務所（編）『設例で学ぶオーナー系企業の事業承継・M&A における法務と税務』（商事法務 2018）p.448～449において、「表明保証違反に基づく補償履行請求権が私法上どのような性質を有すると考えるべきであるかについて、統一の見解は現時点では存在しない」とあり、租税補償の取扱いについて法曹でも見解が分かれていることが、未だ一般的でない原因と考えます。

⁸ 上掲注18『設例で学ぶオーナー系企業の事業承継・M&A における法務と税務』p.445～450、森・濱田松本法律事務所（編）『税務・法務を統合した M&A 戦略』（中央経済社 第

1. 補償金の税務上の取扱い

クロージング後、売主に表明保証違反があった場合、買主は損失につき補償条項に係る損害賠償請求をします。売主は損害賠償請求に係る金額を支払い、買主は当該補償金を受け取ります。売主の支払額は法人税基本通達 2 - 2 -16 により支払事業年度の損金の額に算入されます。一方で、補償金を受け取った買主は、以下の 2 つの考え方があると言われています。

イ 買主が損害賠償金を受け取ったとする考え方

…この考え方に立つと、法人税法第 22 条第 2 項、法人税基本通達 2 - 1 -43 により、当該支払いを受けるべきことが確定した日（又は実際に支払いを受けた日）の属する事業年度において益金に算入されることとなります。

ロ 買主に当初譲渡代金が（一部）返還されたとする考え方

…当初譲渡代金が返還されただけなので課税関係は生じないこととなります。

この点、平成 18 年 9 月 8 日裁決において、株式譲渡契約書に補償金の支払いは譲渡代金の減額である旨を明記していた結果、益金に算入されないと判断された事例があります。この裁決以降、実務では表明保証条項に補償金の支払は減額である旨を明記する事例が増加しています（ただし、これはあくまで裁決であり判例ではないため、当該裁決をもって補償金の返還が譲渡代金の減額と判断する拠り所とはなり得ません）。

買主における予防策として考えられることは、表明保証条項に「補償金は譲渡代金の減額」である旨を明記しておくこと、また、上記イの考え方により、仮に当該補償金に益金課税された場合においては、「当該課税相当額も買主における損失」と考え、表明保証条項に、その旨を明記しておくことです。

なお、売主においては、補償金が損金算入された結果、課税所得が圧縮され法人税額等が減少することになりますが、「当該法人税額等減少額を損失から控除する」と最終契約書（表明保証条項等）に明記した方がよいでしょう。

1. から 3. において共通ですが、表明保証には「存続」という概念があり、実務では当該条項も当然付しますので、存続が終われば補償請求等の対象にはなり得ませんので留意してください。

2. 繰越欠損金の減少は買主の損失に該当するか

対象会社においてクロージング日時点、繰越欠損金を有していたとします。

クロージング日後、対象会社に税務調査が入り、結果、修正申告対象になったとします。その場合、対象会社の繰越欠損金は修正申告における課税所得増加相当額だけ減少します。この場合、

イ 繰越欠損金 > 課税所得増加相当額

…会社からのキャッシュアウトは生じない。

2 版 2015) p.22～28、p.95～97 を参照しています。

ロ 繰越欠損金<課税所得増加相当額

…会社からのキャッシュアウトが生じる。

となります。

最終契約書において、買主における損失の定義が曖昧のままでは、上記ロのように買主において、「キャッシュアウトが生じて初めて損失」とも捉えることも可能となります。損失の定義が売主と買主間で齟齬が生じる（典型的な）場面となりますから、最終契約書で上記イ、ロのどちらを指しているか予め明示しておく必要があります。買主では、上記イが有利となります。

なお、税務調査は定期的により得るものから、調査状況によっては、将来的には上記ロになり得ますが、上述の通り、存続が終われば補償請求等の対象にはなり得ません。

3. 源泉徴収不納付又は過少納付は買主の損失に該当するか

対象会社においてクロージング日以降、源泉徴収不納付又は過少納付が発覚したとします。この場合、源泉徴収不納付額又は過少納付額は徴収者（クロージング日後は買主）が受給者（対象会社において源泉徴収不納付額又は過少納付額が生じていた者）に対し求償できる（所法 222）ため、買主の損失にあたらないと考えます。ただし、不納付加算税及び延滞税（国通法 67、60①五）などの附帯税は求償権の範囲にあたらないため、買主の損失にあたると考えます。

附帯税はもちろん、実務上極めて稀なケースと想定されますが、受給者の資力喪失等により、求償権が行使できない可能性もあるため、源泉徴収不納付額又は過少納付額についても、最終契約書（表明保証条項等）に損失であることを明記しておくべきです。

1. ～ 3. に共通して、売主が連結納税制度（令和 2 年度税制改正によりグループ通算制度に改正）を採用している場合、別の手当が必要となりますが、中小零細企業においては非常に稀なケースと想定されますので、本稿での解説は割愛します。

4. 第 2 次納税義務は表明保証条項で担保されない

中小零細企業 M&A においては、いわゆる不動産 M&A に限定されると考えられますが、会社分割後に株式譲渡を実行する場合があります。当該株式譲渡におけるクロージング日時点においては分割承継会社に第 2 次納税義務は生じません。第 2 次納税義務は国税徴収法基本通達 32 条関係 1 等による各種要件を満たした後に初めて生じるものであり、クロージング日「時点」の潜在債務が存在しないという表明保証条項では担保できません²⁹。表明保証条項は予測に関して一切担保できないものとされます。

以上、主に買主視点にたった表明保証条項の租税法に係る留意点を列挙しました。しかし、現実的には、中小零細企業において表明保証条項（及び補償条項）は極めて実効性に乏しいため、各種デュー・デリジェンスで発覚する懸念事項のインパクトが大きいと想定される場合は、譲渡代金減額、分割払い（アーンアウトまたはクローバックという意味ではなく、文字通りの意味において、ただし税務上の取扱いに留意が必要です）、エスクロー（信託課税の問題があるため留意が必要です、中小・零細企業 M&A における利用は皆無

と想定されます) で対応するべきです。筆者は、契約中止 (破談) がベストと考えます。

(参考 Q) (法務 DD の代表的な留意点 (登記懈怠、知的財産、不文律取引、チェンジオブコントロール条項等々))

その他の法務 DD の留意点 (登記懈怠、知的財産、不文律取引、チェンジオブコントロール条項) について教えてください。

(参考 A)

下記です。

【解説】

中小・零細企業 M&A における実務で頻出事項を列举します。

①登記懈怠

遡及して登記が必要となります。懈怠期間によっては、過料が生じます。初期段階で株式数 (売主オーナーが把握している、法人税申告書別表 (二) に計上されている、基本合意書に記載されている等々) と登記株式数が異なることが発覚するなどは非常によくあります。

②知的財産等 (オフバランス項目)

商標権等の使用権を例に挙げます。商標登録侵害がなされるリスク、仮に先使用権があったとしても、それを主張する各種コスト (弁護士、弁理士等に係るコストも含む) が生じるリスクが考えられます。

譲渡した後で A 店を名乗っていると、突然「商標侵害」を突き付けられ、訴訟になる可能性も出てきます。業種を問わず、知財訴訟は増加傾向にあるため、契約書類の内容確認 (あるいはそもそも当該権利、もしくは当該権利に係る契約書は存在しているか) が必須となります。

③不文律の取引

契約書があっても当初契約が非常に古く、有効性に疑義があるものが多々見受けられます。現在の取引実態に即した契約書への更改 (又は再契約等) が必要となります。ただし、取引慣行により、取引上便宜を図ってもらうため、敢えて契約書を残さない場合もあります。これは、法務 DD におけるヒアリング必須項目となります。

④チェンジオブコントロール条項

会社の経営主体等に著しい変更が生じた場合、一方的な契約解除を認める規定です。多くの契約書では当該条項が付されているため、その契約の取引重要性がインパクト大と判断した場合、M&A 実施後も当該契約が解除されないよう事前に対処します。具体的には、当該条項を削除する旨の覚書の締結、今回の M&A について解除権を行使しない旨の覚書の締結等々が挙げられます。

(チェンジオブコントロール条項の一例)

第〇条 (解除)

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手側は催告及び自己の債務の履行をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償請求を妨げない。

(中略)

(○) 株式の過半数の譲渡、事業譲渡又は合併等の組織変更により、経営環境又は資本環境に著しい変化が生じたとき

(中略)

通知義務を課す、契約内容を破棄する、等々、様々な設定があります。

⑤スタンドアローンイシュー (Stand Alone Issue)

売主が関連会社グループから M&A により離脱した場合、事業、経営管理、財務等々への各種影響のことをいいます。関連会社間で不動産賃貸借契約がある場合や知的財産権に関するライセンス契約がある場合等が代表的ですが、中小・零細企業 M&A においては、実務的には迅速に解決できるため (関連会社間だから) ほぼ問題になりません。

Q (平成 26 年会社法における詐害行為取消権の改正と民法改正／破産法の否認権)

平成 26 年会社法における詐害行為取消権の改正と民法改正について教えてください。

A

下記です。

【解説】

詐害行為取消権については、平成 26 年に会社法改正、平成 27 年 5 月 1 日より施行されています。最判平成 24 年 10 月 12 日判決を受け、当該改正で残存債権者に対しての保護規定が明記されました。残存債権者は、承継会社・新設会社両者に対し、承継財産の価額を限度として債務請求が可能です (会法 759④、761④)。

吸収分割の場合、承継会社が債権者を害することを知らなかった場合、請求不可です (会法 759④但書)。当該改正は今後予定されている民法改正 (債権法) の影響を受けないとされています。

同様の効果があるものとして破産法における否認権です。破産法における否認権は、詐害行為取消権と異なり、破産法第 173 条規定の破産管財人のみ行使できます。

法務 DD では、過年度の関連会社設立経緯を詳細まで確認し、事業譲渡や会社分割を利用した不当な黒字部門の切り出しがなかったかを検証します。

Q (破産法による否認リスクの回避手法)

破産法による否認リスクの回避手法について教えてください。

A

下記です。

【解説】

故意否認の判定に関して支払不能状態に関する認識、適正価額の証明、財産隠匿の有無の 3 点について争われます。支払不能状態に関する認識に関しては M&A プロセスにおいて各種 DD を実行する中、知らなかったではすまないことになるため、この点に関してはリスク回避できません。

適正価額の証明に関して、管財人は時価に比較して著しく低い価額であることを立証する必要があるため、譲渡価額の適正性について、第三者鑑定意見書（できれば複数）とることが重要です。

特に問題になるのは一物多価である不動産と考えられます。

なお、この場合の適正価額は正常価格によらず処分価額によることも認められています。財産隠匿の有無に関しては、第三者の買主が売主の内心を知り得ることはできないため、また、その立証責任は管財人にあるため、問題にはなり得ません。

(2) 実務直結編

Q (事前準備)

財務 DD への事前準備を教えてください。

A

下記の流れです。

【解説】

(STEP1) 相手方決算書申告書一式を予め入手後、勘定科目別（勘定科目内訳書に記載あり）に下記のエクセルの帳簿価額欄を全てうめる。

通常複数人で先方会社に訪問するため、各人で担当割をしておく。

【現金】

←これを全てのBS項目で作成してください。

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
A			
B			
C			
D			
E			
計			

※数字抽出の方法

1. 勘定科目内訳書で帳簿価額を全部転記。
○日現場伺いまで完了させておく。
2. 過去3期分のBSチェックをし、異常値があるもの(増減額が激しいものは過去3期分も上記と同じ形式の表を作成。帳簿価額のみは予め転記しておくこと。
3. 原則としてPL項目は実施しないが、過去3期分の数値チェックをし異常値があるものだけは上記と同様に事前チェックをしておくこと。
4. 原則として進行期の試算表はチェックしないが、異常値があるものだけ抽出すること。
5. CFIに関しても上記と同様のことを行うことがあるが、省略するのが通常。

↓勘定科目別にしておくと、後でパワポと連動しやすいです。

(イメージ)

財務DD元データ開形 [互換モード] - Excel

1 【現金】 ←これを全てのBS項目で作成してください。

(単位:円)

	債権価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
A			
B			
C			
D			
E			
計			

※数字抽出の方法
 1. 勘定科目内訳書で帳簿価額を全部転記。
 日現場扱いまで完了させておく。
 2. 過去3期分のBSチェックをし、異常値があるもの(増減額が激しいものは過去3期分も上記と同じ形式の表を作成。帳簿価額のみは予め転記しておくこと。
 3. 原則としてPL項目は実施しないが、過去3期分の数値チェックをし異常値があるものだけは上記と同様に事前チェックしておくこと。
 4. 原則として進行期の試算表はチェックしないが、異常値があるものだけ抽出すること。
 5. OFBに関しても上記と同様のことを行うことがあるが、省略するのが通常。

! 勘定科目別記しておく。後でバコボと連携しやすいです。

(STEP2)

先方会社で必要資料を予め準備してもらおう。担当割にしたがって、それぞれが各金額の検証を行う。必要に応じて社長（オーナー）、経理担当者との打ち合わせが必要。

→現地でしか知り得ない（収集できない）情報、資料はくまなくチェック、ヒアリングすること。

(STEP3)

先方会社から引上げ。会計事務所ではおおよそ1~3週間かけて下記のレポートを作成。

(STEP4)

買手会社担当者（オーナー、M&A担当者等）への報告会議を開催。最終価格決定までサポート（スキーム変更もこの時同時に提案することが多い（例）株式譲渡→事業譲渡への変更等）

財務デュー・デリジェンス/税務デュー・デリジェンス報告書

○年○月○日（報告日）

調査実施日 ○年○月○日、○日

合同会社伊藤俊一租税法研究所

【所在地】〒○○

【本報告書の目的/弊所の免責事項】

- 弊所は、B社様（以下「貴社」）のご依頼につき、A社（以下「本件対象会社」）の財務内容を客観的に評価し、M&A（以下「本件」といいます）を検討する際の参考に資するため、本件対象会社の財務、税務に関する事項（資産、負債、収益、費用に関する事項のみ）について調査を実施しました。
- 当報告書では、上記以外のビジネスDD、法DDは実施していません。
- 本報告書に記載されている情報は〇年〇月〇日及び〇日における本件対象会社内の現地調査、及び同日に回収させていただいた資料及び〇年〇月〇日までに入手した情報に基づいております。将来の予測に関するものについて、弊社は当該予測に係る正確性、完全性、合理性、妥当性及び現実可能性に関していかなる保証を与えません。したがって、一切の責任を負いません。
- 本報告書に記載されている情報において一定の仮定により実施した各種の試算については、弊所は当該妥当性を保証しません。
- 調査は、貴社と弊所が合意した手続きに基づいて実施されたものです。また、調査基礎情報は、公開情報を除き、対象会社から提出を受けた社内資料、財務諸表等の閲覧、当該内容に係る貴社担当者への質問に対する回答等並びに、弊社において入手した信頼できると思われる資料に限定します。
- 弊所は、上記に係る情について一切が正確かつ完全なものであり、かつ、本調査の目的達成に当たって合理的に必要な情報を網羅していることを前提としております。一方、これらの正確性、完全性及び網羅性についての検証は行っていません。また検証の義務その他一切の責任を負いません。
- 本件に係る上記調査は〇年〇月〇日までに入手した情報に基づいており、弊所は同日以降に提供される情報に基づく追加調査及び本報告書の更新の義務を負いません。
- 本報告書は、貴社内部で本案件を検討する目的での利用のみを前提に作成しております。弊所の「書面」による事前の承諾なく、本報告書の全部又は一部を本案件検討以外の目的で利用する、又は、第三者がこれに依拠して何らかの判断を行ったとしても弊社はその責任を負いません。
- 本報告書の利用にあたっては、上記事項を認識の上、貴社自らの責任で判断を行うものとします。

目次

- 1 本件対象会社及び株主概要・・・ P〇-〇
- 2 資産価値の検証 …… P〇-〇
- 3 収益性の検証 …… P〇-〇
- 4 社員名簿、給与体系 …… P〇-〇
- 5 まとめ …… P〇-〇
- 6 経営者インタビュー …… P〇-〇

1 本件対象会社及び株主概要

【本件対象会社概要】

- 商号 A社
- 代表者 A(工一)
- 所在地 〒〇〇 東京都〇〇
- 電話番号 〇〇
- 法人番号 〇〇
- 上場区分 〇〇
- 設立 〇年〇月〇日
- 資本金 〇千円
- 事業内容 〇〇業
- 主業 〇〇 (日本標準産業分類) 〇〇業
- 取引銀行 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
- 従業員数 〇名(〇年〇月●日)
- 仕入先 〇〇 等
- 得意先 〇〇 等

【株主概要（株主構成）】

○全株普通株式と登記簿謄本より確認しております。

○譲渡制限有（承認機関取締役会）株券発行会社であると登記簿謄本より確認しております。

【株主構成: ○年○月末日現在】

氏名	続柄	住所	持株数	持株割合	議決権数	議決権割合
A	本人	○○	430株	71.66%	430個	71.66%
B	妻	○○	170株	28.33%	170個	28.33%
計			600株	100%	600個	100%

(注1) 登記簿謄本、法人税申告書別表2確認しました。

(注2) 平成17年10月1日取締役会議事録確認済みです。

(注3) 上記取締役会で○○氏より譲渡済みです。

(注4) ○年○月○日現在の株主名簿でA450株、B150株を確認済みです。

(注5) 株主名簿と○年○月期法人税申告書別表2の株数の違いは、株主名簿に記載のない株式異動を確認しました。

上記内容を経理担当者へ確認したところ、A氏からB氏へ平成25年から3年間毎年10株の異動があると報告を受けました。

上記報告を受け、証拠書類としてB氏の贈与税申告書(○252627)より確認しました。

つまり実態の持株割合はA氏420株、B氏180株(○年○月期総額)となっています。

【株主推移表】

	株主名									譲渡事由
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	
S61.2.8	140	40	60	60	40	40	10	10		注：設立時
S63.8.8	50			▲60				10		注：30株を50株と10株へ譲渡
S63.8.8		20	20				▲40			注：30株を20株と20株へ譲渡
S63.8.8	10								▲10	注：10株へ譲渡
S63.12.31		20						▲20		注：20株へ譲渡
H12.6.28	200									注：新株発行1,000万円発行
H12.9.30				40		▲40				注：貸付により40株へ譲り受け
H16.10.1	20	20		▲40						注：30株、20株、20株譲渡
H16.12.27	20			▲20						注：20株へ譲渡
H17.7.28		20		▲20						注：20株へ譲渡
H17.9.30	10	30		▲40						注：30株を10株、30株譲渡
H25.9.1	▲10	10								注：10株を譲渡
H26.9.1	▲10	10								注：10株へ譲渡
H27.9.1	▲10	10								注：10株へ譲渡
計	420株	180株	0	0	0	0	0	0	0	

19

【株主推移表】

【財務DD時点(○年○月○日時点 株主名簿)】

A	420	22,000,000
B	180	8,000,000
計	600	30,000,000

(注)・対象会社事務所にある株主名簿より設立からH17.9.30までの履歴を確認しました。

- ・B氏の贈与税申告書(平成25年、平成26年、平成27年)より左記3年間の株式異動を確認しました。なお、上記贈与に伴う契約書等は確認できていません。
- ・対象会社の平成25年9月期、平成26年9月期、平成27年9月期の法人税申告書別表2を確認、結果、株主名簿の内容と不一致であることを確認しました。
- ・上記内容は株主名簿と経理担当者からのヒアリングにより確認しました。

20

2 資産価値の検証

【現金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
現金	783,545	▲ 400,000	383,545 (注1)
計	783,545	▲ 400,000	383,545

(注1) 経理担当者からのヒアリングにより期末決算において、使途秘匿金に該当する金額は、資産性が認められない

ため、使途秘匿金と認められる部分については、評価替えを行っています。

使途秘匿金として支出している先は、〇〇議会議員を務めたことがある元政治家です。

現金管理の状況は経理担当者が現金管理しており、残高チェックは会計事務所の担当者が会計処理した結果と

経理担当者が記載の帳簿と一致していることを毎月確認を行っています。

【当座預金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	口座番号	帳簿価額	財務DDIによる調整額	財務DD後の金額
〇〇	1440	84,681	0	84,681 (注1)
計		84,681	0	84,681

(注1)〇年〇月〇日発行の残高証明書を確認

【普通預金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	口座番号	帳簿価額	財務DDIによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇	75236	3,058,287	0	3,058,287 (注1)
〇〇	113011	145,723,391	0	145,723,391 (注2)
〇〇	141566	41,812,594	0	41,812,594 (注3)
〇〇	1244288	16,763	0	16,763 (注4)
〇〇	2042377	16,035	0	16,035 (注5)
〇〇	6023045	19,676,440	0	19,676,440 (注6)
〇〇	1202777	4,431,841	0	4,431,841 (注7)
計	計	214,735,351	0	214,735,351

(注1) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

(注2) 令和元年10月3日発行の残高証明書を確認

(注3) 令和元年10月3日発行の残高証明書を確認

(注4) 残高証明書不存在のため、預金通帳にて残高を確認

(注5) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

(注6) 令和元年10月1日発行の残高証明書を確認

(注7) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

【定期預金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	口座番号	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇	815441	7,284,981	0	7,284,981 (注1)
〇〇	852875	5,842,642	0	5,842,642 (注1)
〇〇	884226	18,732,211	0	18,732,211 (注1)
〇〇	2757318	10,117,886	0	10,117,886 (注2)
〇〇	2791136	10,083,204	0	10,083,204 (注2)
〇〇	2796877	10,861,735	0	10,861,735 (注2)
〇〇	2797255	10,050,954	0	10,050,954 (注2)
〇〇	2769973	7,209,551	0	7,209,551 (注2)
〇〇	6012329-1	50,043,254	0	50,043,254 (注3)
〇〇	6012329-2	50,043,254	0	50,043,254 (注3)
計	計	180,269,672	0	180,269,672

(注1) 令和元年10月3日発行の残高証明書を確認

(注2) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

(注3) 令和元年10月1日発行の残高証明書を確認

【定期積金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	口座番号	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇	2393247	7,500,000	0	7,500,000 (注1)
〇〇	2387997	6,200,000	0	6,200,000 (注1)
〇〇	1399847	1,500,000	0	1,500,000 (注2)
〇〇	1369381	5,800,000	0	5,800,000 (注2)
〇〇	-----	614,093	▲ 614,093	0 (注3)
計	計	21,614,093	▲ 614,093	21,000,000

(注1) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

(注2) 令和元年11月5日発行の残高証明書を確認

(注3) 令和元年10月●●商工連合会発行の残高証明書を確認

被保険者がB氏個人となっているが、契約名義は法人であるため、資産の帰属は法人であると認められます。しかし、最終的な資産の帰属をどうするかは不明であるため、保守的に評価し、ゼロ評価としました。

【工事未収入金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務CCによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇	9,774,000	0	9,774,000 (注1)
〇〇	8,304,000	0	8,304,000 (注2)
〇〇	5,670,000	0	5,670,000 (注3)
〇〇	387,477	0	387,477 (注4)
計	24,135,477	0	24,135,477

【工事未収入金】

(注1)〇年〇月〇日発行

下請負人:A社 元請負人:〇〇株式会社の注文書において

4. 支払条件、2項 第4回(引渡(全ての作業完了)時には、本件工事に基づく全ての成果物の引き渡しを受けた時としており、注文書には、〇年〇月〇日を想定時期としています。

経理担当者からの聞き取りによると、工事進行基準により売上計上を実施。工事進捗は請負工事の90%だったことから、請負金額の10%を期末計上していることを確認しました。

〇年〇月〇日発行 注文書 工期〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 87,740,000円(契約書写しあり)

入金履歴(預金通帳・売上帳)	3月27日	9,774,000
	8月30日	29,322,000
	9月27日	39,066,000
	合計	78,162,000

(注2)〇年〇月〇日発行の建設工事請負契約書を確認しました。

発注者:〇〇

工事名 〇〇地方道改修工事(改良1工区)

請負工事1500万円(税抜)消費税8%として計算し、進捗率92%で計算しています。

さらに前受金660万円と相殺した残額となります。

(注3)〇年〇月〇日発行の注文書を確認

(注4)〇年〇月〇日、〇月末日発行の請求書の投入で確認

【参考】架空取引一覧表

〇〇社

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	50,200,000	50,200,000	0
〇年〇月期	79,000,000	30,000,000	49,000,000
〇年〇月期	32,500,000	32,500,000	0
合計	161,700,000	112,700,000	

〇〇社

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	100,000,000	100,000,000	0
〇年〇月期	51,000,000	100,000,000	▲49,000,000
〇年〇月期	100,000,000	100,000,000	0
合計	251,000,000	300,000,000	

上記2社合計

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	150,200,000	150,200,000	0
〇年〇月期	130,000,000	130,000,000	0
〇年〇月期	132,500,000	132,500,000	0
合計	412,700,000	412,700,000	

29

【参考】架空取引一覧表

上記取引における税務上のリスク

	法人税等	重加算税(35%)	合計
○年○月期	60,604,500	21,211,575	81,816,075
○年○月期	51,848,500	18,146,975	69,995,475
○年○月期	53,784,600	18,824,610	72,609,210
合計	166,237,600	58,183,160	224,420,760(注1)

(注1)税務調査において、架空外注費を寄附金、売上高を受増益として認定された場合の税務上のリスクです。

重加算税の賦課については、概算で計算しています。また、延滞税等については調査後に金額が決定するため算定不能として考慮に入れておりません。

【有価証券】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇	364,113	0	364,113 (注1)
〇〇株式	7,450,800	▲ 515,200	6,935,600 (注2)
〇〇EB債	100,000,000	▲ 4,320,000	95,680,000 (注3)
計	107,814,913	▲ 4,835,200	102,979,713

(注1) 〇〇株式会社 令和元年9月30日発行の取引残高報告書

(注2) 〇〇株式会社 令和元年9月30日発行の取引残高報告書

株式会社〇〇 東証一部上場株式

(注3) 〇〇株式会社 令和元年9月30日発行の取引残高報告書

〇〇EB債 利率10.00% 利払日2月26日、5月26日、8月26日、11月26日 償還日2019年11月26日

【未成工事支出金】

(単位:円)

	帳簿仕訳額	財務COによる 調整額	財務CO後の金額
〇〇	139,000	0	139,000 (注1)
〇〇	100,000	0	100,000 (注1)
〇〇	581,815	0	581,815 (注1)
計	819,815	0	819,815

(注1) 原価管理は手書きが主となり、工事管理台帳の作成は社長指示で一部のみ
経理担当者からのヒアリングによると、実地検算は実施されておらず、検算表記載内容は、工事ごとの資金、現場経費を帳簿上集計したものであることを確認しました。
また、委託在庫、未出荷売上、預り在庫、滞留在庫、過剰在庫は無いことを確認しました。

(参考) 上記検算前には、下記貯蔵品は含まれていないため、参考までに記載します。

〇年〇月〇日現在

種別	枚数
鉄板(大) 5×20	490
鉄板(中) 122×4.97	2
鉄板(中) 3×20	3
鉄板(小) 5×10	77
メッシュ 大110、小50	159
H鋼 6m 300型	14
H鋼 5m 300型	16
矢板 SP2型	219

【未成工事支出金】

・商品回転期間

(単位:円)

項目	H29	H30	R1	
売上原価	626,289,451	473,150,307	579,662,119	当期繰出品製造原価
月当たり売上原価	52,190,704	39,429,192	48,305,177	当期繰出品製造原価÷12
商品	4,849,906	9,988,167	819,915	未成工事支出金
回転期間(※)(月)	0.093	0.253	0.017	

(※) 商品÷月当たり売上原価

【過去3期比較変動理由】

下記は全て〇年〇月〇日、対象会社事務所において、経理担当者よりヒアリングを受けています。

項目	H29	H30	R1	変動理由
原材料仕入高	17,104,233	25,151,853	47,286,147	地盤改良材や河川のブロックを材料とする業務を請け負ったため
運費	2,546,800	2,971,187	8,088,950	10トントラックを使用し土砂を運ぶ費用が増加したため
消耗品費	3,513,859	7,283,215	3,649,875	請負業務の違いにより消耗品費が余計にかかった年がある

【前払費用】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇保険	429,220	▲ 429,220	0 (注1)
計	429,220	▲ 429,220	0

(注1) 未だ役務提供を受けていない費用を会計上資産計上したものであり、資産性がないため、評価替えを実施しています。

【短期貸付金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇	2,470,000	▲ 2,470,000	0 (注1)
〇〇	7,419,568	▲ 7,419,568	0 (注2)
〇〇(従業員)	500,000	0	500,000 (注3)
計	10,389,568	▲ 9,889,568	500,000

(注1) 経理担当者からの開取リによると、〇年〇月〇日の決算において、損失計上を検討したが、DD時点において工事案件の紹介があり、回収見込みがあるという結論から貸倒損失の計上は実施していません。

会計上認定利息は計上されているものの、直近の3年間で返済が一度も無いことから、資産性が無いとして評価替えを実施しました。

(注2) 株式会社〇〇(〒〇〇 東京都〇〇)に

平成25年1月15日付で金銭消費貸借契約書より元本10,000,000円、利息年5%として貸付しています。

ところが、当該会社は平成〇年〇月〇日破産手続開始(〇〇裁判所〇〇支部)を開始したため、実質回収余地はないと考えます。

(注3) 経理担当者からのヒアリングによると、契約書は不存在です。

従業員であるため、貸付からの相殺等により回収できる見込みがあることから、〇年〇月〇日の決算において貸倒損失の計上は実施してありません。

【仮払金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇森林組合	486	0	486(注1)
〇〇リサイクルセンター株	392,216	▲ 392,216	0(注2)
計	392,702	▲ 392,216	486

(注1) 〇〇森林組合発行の「出資残高計算書」において、〇年〇月〇日現在出資子約款額と一致していることを確認

(注2) 経理担当者からのヒアリングによると、当初〇〇業を行うことを目的として〇年〇月〇日に

出資者 B氏250万円、A氏250万円の法人を設立。その際に司法書士への報酬や登録免許税などを立替えた際に支払ったものであり、回収する見込みは現在ないので、評価額はゼロとして評価替えをしました。参考として次ページに当該法人の全部履歴事項証明書を掲載します。

【仮払金】※伊藤注：実際は該当全部履歴事項証明書添付

【未収入金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
株式会社〇〇 貸付金利息	132,604	▲ 132,604	0(注1)
計	132,604	▲ 132,604	0

(注1)〇年〇月〇日付 借入人 株式会社〇〇による借用書により借入の事実を確認。

元金は、〇年〇月〇日 10,000,000円、平成30年10月19日 10,000,000円を返済されています。

経理担当者からのヒアリングによると、未収利息については、回収見込みがないとのことで、評価はないものとして評価替えしています。

【建物】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
建物	55,780,145	▲ 19,671,732	36,108,413
計	55,780,145	▲ 19,671,732	36,108,413

1、〇〇不動産より鑑定評価	鑑定評価額	
〇〇15-5	26,624,474	
〇〇40-1	0	
2、財務DDによる評価	倍率評価or帳簿価額	
〇〇23-11	2,147,930	
〇〇3-48-31	2,105,141	
〇〇1-2-1	5,230,661(注2)	
〇〇7棟(償却資産明細より)	7(注1)	

(注1)〇〇の所在については、経理担当者に確認し7棟あります。

上記〇〇のうち、対象事務所敷地内4棟は確認しました。

(注2)〇〇にある〇〇は撤去済みであると経理担当者よりヒアリングで確認しております。

【建物附属設備】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
建物附属設備	13,964,936	0	13,964,936
計	13,964,936	0	13,964,936

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかは経理担当者とはアリングで確認しております。

【構築物】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDIによる 調整額	財務DD後の金額
構築物	9,767,238	0	9,767,238
計	9,767,238	0	9,767,238

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかは経理担当者とはアライングしすべて実在することを確認しております。

(注)〇年〇月〇日に対象会社敷地内を確認。

【機械装置】

(単位:円)

	帳簿価額	財務00による調整額	財務00後の金額
機械装置	167,486,697	9	167,486,706
計	167,486,697	9	167,486,706

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかを経理担当者(ヒアリング)し確認しております。

(注)〇年〇月〇日に対象会社敷地内を確認しております。

(注)〇年〇月〇日にある機械一覧(対象会社作成書類)は確認済みです。

(注)直前期償却資産明細にあるが除却済資産

	帳簿価額	財務00による調整額	財務00後の金額
〇〇(平成15年1月1日取得)	1	▲1	0
	1	▲1	0

42

【機械装置】

(注)直前期償却資産明細になく対象会社資産として実在するもの

(単位:円)

	取得価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇(平成2年10月取得)	27,000,000	1	1
〇〇(平成26年8月取得)	800,000	1	1
〇〇(平成8年2月取得)	1,000,000	1	1
〇〇(平成5年3月取得)	2,200,000	1	1
〇〇(平成17年9月取得)	4,800,000	1	1
〇〇(平成17年9月取得)	4,504,800	1	1
〇〇(平成17年5月取得)	3,250,000	1	1
〇〇(平成19年9月取得)	3,000,000	1	1
〇〇(平成15年1月取得)	64,000,000	1	1
	110,554,800	9	9

【車輛運搬具】

(単位:円)

	帳簿価額	財務CCによる調整額	財務DD後の金額
車輛運搬具	2,504,598	0	2,504,598
計	2,504,598	0	2,504,598

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかは経理担当者とヒアリングし全て実在します。

(注)〇年〇月〇日に対象会社敷地内を確認しています。

【工具器具備品】

(単位:円)

	帳簿価額	財務COによる調整額	財務CO後の金額
工具器具備品	6,168,287	0	6,168,287
計	6,168,287	0	6,168,287

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかは経理担当者とヒアリングし全て実在します。

(注)〇年〇月〇日に対象会社敷地内を確認しています。

【リース資産】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
リース資産	4,007,502	0	4,007,502
計	4,007,502	0	4,007,502

(注)直前期の償却資産明細に関して実在するかどうかは経理担当者とはアヒアリングし全て実在します。

(注)〇年〇月〇日に対象会社敷地内を確認しています。

【立木】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDIによる調整額	財務DD後の金額
立木	11,500,000	▲ 6,752,860	4,747,140
計	11,500,000	▲ 6,752,860	4,747,140

(注)〇〇農林事務所より森林簿取得しました。

(注)上記森林簿と評価倍率表の立木の標準価額表で評価したところ、保守的に評価替えしました。

【土地】

財務デューデリジェンス評価

	種類	用途	面積	帳簿価額	財務COIによる4割控額	財務COI後の金額
A41	宅地		300.05	11,850,000	▲ 10,506,202	1,283,738
B2B	畑	灌漑圃場	931.00	750,000	▲ 397,813	352,187
C	山林・田		9081.48	5,068,270	▲ 5,068,270	0(注3)
D10-1, 9-32	山林		11080	0	485,353	485,353
E10-47他	山林		38170.00	23,388,615	▲ 74,798,054	8,954,050(注4)
F33番地	山林		160820.00	60,414,589	-----	----- (注4)
G135他	雑種地		2331.25	9,115,083	▲ 4,208,251	4,945,832(注1)
H2-32番	山林		856.00	1,250,000	▲ 1,311,430	38,020
I10-10番	山林		1052.00	495,000	▲ 421,200	74,240
J10番80, 81	山林		4224.00	1,000,000	▲ 808,820	190,080
K10番70	山林		3195.00	767,000	▲ 624,530	142,470
L1-2-1	山林		2143.00	5,480,070	2,204,305	7,774,375
M52番1, 452番5	山林		167.00	900,000	▲ 315,925	584,075(注2)
N76番1	山林		9078.00	2,750,000	▲ 2,243,448	506,552
O25番	山林 事業所		956.00	221,818	▲ 205,348	16,470
P26番1	山林 事業所		344.00	208,485	▲ 193,005	15,480
Q24番	山林 事業所		430.00	290,698	▲ 241,256	19,250
R19番	雑種地 事業所		245.00	257,000	▲ 193,787	63,213
計				124,227,145	▲ 98,880,560	25,346,585

(注1)固定資産税明細では2,329㎡

(注2)固定資産税明細では161㎡

(注3)内訳書の本62-6所在不明

(注4)所在不明のため固定資産税明細に準じます。

(注4)住所特定不明のため合算

【土地】

不動産鑑定(鑑定士)評価

(単位:円)

	種類	用途	面積	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇48番31	宅地	住宅	188.63	10,340,000	▲ 7,805,488	2,534,512
〇〇15番3.6.7	宅地	事務所	13560.00	53,888,340	▲ 34,557,202	19,331,138
〇〇723-11, 13	宅地	寮	494.52	6,500,000	▲ 1,978,050	4,521,950
〇〇40番1	宅地	営業所	178.50	1,374,172	3,322,170	4,696,342
〇〇15番1	山林	太陽光	13559.00	20,505,000	▲ 6,855,529	13,649,471(注5)
〇〇	造成	事務所		5,085,613	0	0(注6)
〇〇甲7	雑種地	太陽光	9735.00	24,337,000	91,060,157	115,397,157(注6)
〇〇	造成	事務所		4,282,281	0	0(注6)
計				126,918,406	43,185,053	170,103,459

(注5) 鑑定評価額は合算

(注6) 鑑定評価額は合算

(注) 当方財務デューデリジェンス評価は路線価方式・倍率方式で実施しております。

帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
251,145,551	▲ 55,695,507	195,450,044

【ソフトウェア】

(単位: 円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
ソフトウェア	2,123,546	0	2,123,546
計	2,123,546	0	2,123,546

(注)再調達価額－理論上減価償却累計額＝理論簿価だが、再調達価額不明のため簿価評価としました。

【電話加入権】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
電話加入権	217,600	▲ 217,600	0
計	217,600	▲ 217,600	0

(注)清算価値がないため、評価額は0としました。

【出資金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇信用金庫	2,600,000	0	2,600,000(注1)
〇〇資材組合	60,000	0	60,000(注2)
〇〇商工協同組合	10,000	0	10,000(注2)
〇〇業協会	1,500,000	0	1,500,000(注2)
〇〇協会	200,000	0	200,000(注2)
〇〇森林組合	77,000	0	77,000(注2)
〇〇業協会	1,000,000	0	1,000,000(注2)
〇〇信用金庫	20,000	0	20,000(注1)
計	5,467,000	0	5,467,000

(注1) 配当計算書により出資金額を確認しました。

(注2) 経理担当者からのヒアリングにより、設立以来からの出資であり、契約書や出資証明書などの存在は確認出来ていませんが、回収可能性があるため経理担当者から報告を受けているので、評価替えは実施していません。

【投資有価証券】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる 調整額	財務DD後の金額
〇〇カントリークラブ会員権	720,000	▲ 595,000	125,000 (注1)
計	720,000	▲ 595,000	125,000

(注1)ゴルフ会員権ホットラインより調査実施日(〇年〇月〇日現在)の中値で評価替えしました。

【保険積立金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDIによる調整額	財務DD後の金額
〇〇生命保険相互会社	3,923,739	▲ 3,923,739	0(注1)
計	3,923,739	▲ 3,923,739	0(注2)

(注1)契約書により内容を確認しています(契約書あり)。

ニッセイ終身保険(重点保障プラン)/キーマンプラン(契約日〇年〇月〇日)に
 保険契約者:本件対象会社、受取人:本件対象会社、被保険者:〇とあります。
 (エビデンス:生命保険証券より、なお当該保険は〇年〇月〇日払込済となっています)。
 本件最終契約において、保険の切替による解約返戻金相当額の戻りが生じ、資産性を
 有すると考えられますが、戻りの受取が本件対象会社なのか、本件買主なのか財務DDの
 評価時点において不明であったため、資産性はないと保守的に判断し、評価替えしています。

(注2)解約払戻差引支払金額について 計算年月日 〇年〇月〇日
 ①解約返戻金 2,395,194円
 ②支払増配当金 1,970,925円
 ①+②解約払戻差引支払金額 4,366,119円

【リサイクル法預託金】

(単位:円)

	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
リサイクル預託金 車両11台分	109,740	▲ 109,740	0
計	109,740	▲ 109,740	0

(注1) 廃棄した場合には返金されないものと仮定し、保守的に評価替えしました。

【短期借入金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿借額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇銀行 〇〇支店	50,000,000	0	50,000,000(注1)
〇〇銀行 〇〇支店	50,000,000	0	50,000,000(注2)
計	100,000,000	0	100,000,000

(注1)〇年〇月〇日発行の残高証明書を確認。

(注2)〇年〇月〇日発行の残高証明書を確認。

【未払費用】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
勝〇〇	5,076,000	0	5,076,000(注2)
勝〇〇	4,683,200	0	4,683,200(注2)
勝〇〇	3,317,918	0	3,317,918(注2)
勝〇〇	1,545,588	0	1,545,588
勝〇〇	1,404,000	0	1,404,000
〇〇勝	1,339,200	0	1,339,200
南〇〇	1,094,040	0	1,094,040
〇〇勝	857,792	0	857,792
〇〇勝	828,046	0	828,046
〇〇協同組合	712,520	0	712,520
従業員賞金・役員報酬	5,140,800	0	5,140,800(注2)
社会保険料	622,268	0	622,268
その他計	2,387,362	0	2,387,362
〇〇町	0	2,008	2,008(注1)
〇〇勝	0	208,980	208,980(注1)
〇〇勝	0	37,670	37,670(注1)
計	29,008,734	248,658	29,257,392

(注1)未払費用に未計上。請求書により確認。

【未払費用】

(注2)〇年〇月期の月別の未払費用の平均残高は3,761,945円です。
したがって当該金額以上の金額を精査し、評価替えを行っています。

発生年月	金額
平成20.9月	21,079,696
平成20.10月	3,763,013
平成20.11月	3,706,335
平成20.12月	2,060,615
平成21.1月	2,060,615
平成21.2月	2,061,046
平成21.3月	2,061,046
平成21.4月	2,061,046
令和1.5月	2,061,046
令和1.6月	1,369,631
令和1.7月	1,369,631
令和1.8月	1,369,631
合計	45,143,341
平均	3,761,945

【未払消費税】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇税務署	6,707,300	0	6,707,300(注1)
計	6,707,300	0	6,707,300

(注1)〇年〇月〇日提出の消費税確定申告書及び課税区分表にて、適正額であることを確認しました。

【前受金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務DDIによる調整額	財務DD後の金額
〇〇	49,019,500	0	49,019,500 (注1)
計	49,019,500	0	49,019,500

(注1) 総勘定元帳にて確認をしました。

(参考) 工事別前受金明細書

工事名	前受額	出来高売上計上	残高
〇工事	12,400,000	5,376,800	7,023,200 (注2)
〇〇工	18,900,000	7,103,700	11,796,300 (注2)
〇〇工事	9,400,000		9,400,000 (注2)
〇〇工区	20,800,000		20,800,000 (注2)
合計	61,500,000	12,480,500	49,019,500

(注2) 前受額については、通帳に入金があり、その内、工事進行基準に従って、出来高として売上計上した分を振替えて、計上されていることを確認しました。

【預り金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務00による 調整額	財務00後の金額
〇〇	200,000	0	200,000(注1)
〇〇〇	30,000	0	30,000(注2)
計	200,000	0	200,000

(注1) 〇〇40-1の建物の敷金として賃料の4か月分を預かり、建物賃貸借契約書及び経理担当者からヒアリングにて確認しました。

(注2) 共同で行った工事に係る出不足金5社×6,000円で未精算のものである旨、経理担当者からヒアリングにより確認しました。

【仮受金】

(単位: 円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務00による調整額	財務00後の金額
㈱○○	427,350	0	427,350(注1)
計	427,350	0	427,350

【リース債務】

(単位:円)

金融機関名・支店名	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇リース ④41,040×67	2,749,680	0	2,749,680(注1)
〇〇リース ④19,980×79	1,578,420	0	1,578,420(注2)
計	2,749,680	0	2,749,680

(注1)リース支払明細書により残高の一致を確認。

(注2)請求書兼明細書により残高の一致を確認。

【長期借入金】

(単位:円)

金融機関名・支店名	返済額	帳簿価額	財務DDによる調整額	財務DD後の金額
〇〇銀行 〇〇支店	1,666,000	5,038,000	0	5,038,000(注1)
〇〇銀行 〇〇支店	3,157,000	173,737,000	0	173,737,000(注1)
〇〇銀行 〇〇支店	833,000	15,014,000	0	15,014,000(注1)
〇〇銀行 〇〇支店	833,000	36,672,000	0	36,672,000(注1)
〇〇銀行 〇〇支店	1,666,000	81,674,000	0	81,674,000(注1)
〇〇信用金庫 〇〇支店	333,000	3,017,000	0	3,017,000(注2)
〇〇信用金庫 〇〇支店	167,000	2,819,000	0	2,819,000(注2)
〇〇信用金庫 〇〇支店	500,000	8,500,000	0	8,500,000(注2)
〇〇信用金庫 〇〇支店	500,000	14,500,000	0	14,500,000(注2)
〇〇信用金庫 〇〇支店	500,000	25,500,000	0	25,500,000(注2)
〇〇信用金庫 〇〇支店	556,000	3,320,000	0	3,320,000(注3)
計		369,791,000	0	369,791,000

(注1)令和元年10月1日発行の残高証明書を確認。

(注2)令和元年11月5日発行の残高証明書を確認。信金中央金庫代理業務貸付。

(注3)令和元年11月5日発行の残高証明書を確認。

【（参照）過年度調査項目】

○ 法人税関係 (単位:円)

番号	是否認事項				内容
	損益	金額	貸借	金額	
1	外注費過大計上	8,333,334	未払費用	9,000,000	税〇〇より受注した〇〇造成の追加工事について、〇年〇月期末に〇〇等に対して外注費として未払計上しているが、対応売上が翌期であり、事業年度中に工事が始まっていなかったため。
			未払消費税等	▲666,666	
2	雑損	▲416,000	未払消費税等	▲416,000	〇年〇月〇日に雑収入に計上した〇〇への重機の売却収入について、不課税売上となっていたため、未払消費税相当額を経費認容する。
	計	7,917,334	計	7,917,334	(注1)

○ 消費税関係

番号	項目	金額	内容
1	課税売上げに対する事項 固有の非違	416,000	〇年〇月〇日に雑収入に計上した〇〇への重機の売却収入5,616,000円(税込)について、不課税売上となっていたため
2	課税仕入れに対する事項 外注費	666,600	法人税関係1の処理に連動
	計		計 1,082,600

(注1) 上記各項目により発生した追徴税額については、適正に修正申告され、納税は終了しています。

3 収益性の検証

【回転期間分析】

1) 売掛債権回転期間

項目	(単位:円)			
	H29	H30	R1	
売上	718,004,223	523,317,733	647,515,913	純売上高
月商	59,833,685	43,609,811	53,959,660	純売上高÷12
売掛債権	88,752,074	48,352,760	241,35,477	受取手形+工事未収入金
回転期間(注1)(月)	1.483	1.108	0.447	

(注1) 売掛債権÷月商

上記〇年〇月期には多額の売掛債権が回収されており、上記期間の回転期間が変動しております

2) 商品回転期間

項目	(単位:円)			
	H29	H30	R1	
売上原価	626,288,451	473,150,307	579,662,119	当期製品製造原価
月当たり売上原価	52,190,704	39,429,192	48,305,177	当期製品製造原価÷12
商品	4,849,905	9,888,167	819,915	未成工事支出金
回転期間(注2)(月)	0.083	0.253	0.077	

(注2) 商品÷月当たり売上原価

上記〇年〇月期には未成工事支出金は多額に発生しており、上記期間の回転期間が変動しております

3) 仕入債務回転期間

項目	(単位:円)			
	H29	H30	R1	
売上原価	626,288,451	473,150,307	579,662,119	当期製品製造原価
月仕入	52,190,704	39,429,192	48,305,177	当期製品製造原価÷12
買掛金	65,933,547	21,189,699	20,658,904	支払手形+未払費用(一部)
回転期間(注3)(月)	1.263	0.537	0.432	

(注3) 買掛金÷月仕入

上記〇年〇月期に仕入債務が多いため、上記期間の回転期間が変動しております

【過去3期比較変動理由】

(注)下記理由については全て〇年〇月〇日、対象会社事務所において、経理担当者よりヒアリングしております。

ES項目	H29.9.30	H30.9.30	R1.9.30	変動理由
受取手形	20,000,000	27,180,000	0	資金繰りが良く資金が潤沢のため、取引先等からも現金支払だと喜ばれることから受取手形は減らしていった
有価証券	94,588,449	38,692,217	107,814,913	〇〇証券の投資信託を売却し、〇〇証券の〇〇EB債を購入している
未成工事支出金	4,849,906	9,988,167	819,915	出来高を売りに上げに計上したため、今期は少ない。9月に少し発生した案件のみ計上。
支払手形	32,892,998	8,996,000	0	上記受取手形と理由は同じ
未払金	9,018,000	0	0	機械の購入のため未払金計上、当期前期はなし
PL項目	H29.9.30	H30.9.30	R1.9.30	変動理由
原材料仕入高	17,104,238	25,151,853	47,286,147	地盤改良材や河川のブロックを材料とする業務を請け負ったため
運賃	2,546,800	2,971,167	8,088,950	10トントラックを使用し土砂を運ぶ費用が増加したため
消耗品費	3,513,859	7,283,215	3,649,875	請負業務の違いにより消耗品費が余計にかかった年がある

4 社員名簿、給与体系

【社員名簿、給与体系】

■ 月額給与のほか、賞与の支給が7月及び12月の年2回あります。

月額給与

氏名	職種	基本給	手当	総支給額	健康保 険	厚生年 金	雇用 保険	所得税	住民税	控除合計	支給額	
A	一般事務	120,000	80,000	200,000	11,134	17,385	900	1,400	3,400	34,119	165,881	(注1)
B	営業	250,000	20,000	270,000	12,987			5,160		18,147	251,853	(注1)
C	工務	210,000	170,000	380,000	22,268	34,770	1,520	10,140	19,400	88,098	291,902	(注1)
D	工務	210,000	170,000	380,000	22,268	34,770	1,520	8,400	21,000	88,098	291,902	(注1)
E	工務	100,000	100,000	200,000	9,890	0	0			9,890	190,110	(注1)
F	工務	210,000	160,000	370,000	17,982	32,940	1,480	8,140	15,900	76,442	293,558	(注1)
G	工務	200,000	160,000	360,000	16,983	31,110	1,440	5,990	9,400	64,923	295,077	(注1)
H	工務	200,000	100,000	300,000	14,985			5,140		20,125	279,875	(注1)
I		220,000	0	220,000	12,682	20,130	880			33,902	186,098	(注1)
J	バイト	55,200		55,200						0	55,200	(注1)
K	特殊運転手	160,000	170,000	330,000	17,580	27,450	1,320	6,750	12,700	65,900	264,100	(注1)
L	特殊運転手	160,000	130,000	290,000	16,408	25,620	1,160	4,500	8,600	56,298	233,712	(注1)
M	特殊運転手	150,000	120,000	270,000	16,408	25,620	1,080	5,680	6,200	54,998	215,012	(注1)
N	特殊運転手	160,000	170,000	330,000	17,580	27,450	1,320	6,750	12,500	65,600	264,400	(注1)
O	特殊運転手	160,000	140,000	300,000	17,580	27,450	1,200	3,410	5,600	55,240	244,760	(注1)
P	特殊運転手	100,000	133,600	233,600	13,988	25,620				39,608	193,994	(注1)
計												

(注1) 実印のある最新のデータとして令和元年9月分を採用

【社員名簿、給与体系】

賞与

氏名	職種	基本給	手当	総支給額	健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税	控除合計	支給額
A	一般事務	30,000		30,000	1,758	2,745	120			4,623	25,377 (注2)
B	営業	100,000		100,000	4,895					4,895	95,005 (注2)
C	工務	100,000	120,000	220,000	12,882	20,130	880			33,902	186,098 (注2)
D	工務	400,000	120,000	520,000	30,472	47,580	2,080			80,132	439,868 (注2)
E	工務	30,000		30,000	1,488					1,488	28,502 (注2)
F	工務	200,000		200,000	9,990	18,300	800			29,090	170,910 (注2)
G	工務	200,000		200,000	9,990	18,300	800			29,090	170,910 (注2)
H	工務	50,000		50,000	2,487					2,487	47,503 (注2)
I		20,000		20,000	1,172	1,830	80			3,082	16,918 (注2)
J	バイト			0						0	0 (注2)
K	特殊運転手	200,000		200,000	11,720	18,300	800			30,820	169,180 (注2)
L	特殊運転手	120,000		120,000	7,032	10,860	480			18,482	101,508 (注2)
M	特殊運転手	50,000		50,000	2,930	4,575	200			7,705	42,295 (注2)
N	特殊運転手	200,000		200,000	11,720	18,300	800			30,820	169,180 (注2)
O	特殊運転手	100,000		100,000	5,860	8,150	400			15,410	84,590 (注2)
P	特殊運転手			0						0	0 (注2)
計											

注2)最新のデータとして夏季賞与を採用

71

【社員名簿、給与体系】

〈注〉労務DDIにより未払残業代が発生しているため、次項を参照ください。

【賃金台帳・出勤簿 ○年1月～○年12月分】**給与計算(時間外労働の算出)**

未払い賃金(残業代)を、直近2年分の勤怠データを再集計し、計算しています。

結果として、**6,719,594円の未払い賃金(残業代)の可能性**が見込まれます。

【社員名簿、給与体系】

	①普通残業手当	②休日勤務手当	時間外手当 (①+②)
A	514,461	242,981	757,442
B	362,636	220,305	582,941
C	265,160	232,130	497,290
D	509,070	367,009	876,079
E	400,457	196,447	596,904
F	12,413	21,585	33,998
G	67,788	34,540	102,328
H	92,271	38,850	131,121
I	310,869	124,797	435,666
J	0	87,045	87,045
K	0	53,064	53,064
L	0	1,107,682	1,107,682
M	0	41,026	41,026
N	0	0	0
O	0	102,600	102,600
P	0	521,919	521,919
Q	0	422,329	422,329
R	0	307,627	307,627
S	0	0	0
T	0	0	0
U	0	0	0
V	0	62,533	62,533
合 計			6,719,594

(注)給与規程が確認できないため、現場手当及び整備手当が固定残業代相当分ではない場合の残業代の計算結果として算出しております。

5 まとめ

弊所は、〇年〇月〇日及び〇日に実施しました、A社（以下「譲渡企業」）の財務及び税務デュー・デリジェンスに基づき、株式会社B（以下「譲受企業」）が実施する譲渡企業の全株式取得（以下「本件取引」）におけるポイントにつき、下記に報告いたします。

【総論】

①定款を確認したところ、(第7条)株券の不発行となっております。株券不発行会社の株式の譲渡は、振替株式を除き、当事者間の合意により成立しますので、譲渡人と譲受人の間で株式譲渡契約を締結することで、株式譲渡を行うことができます。その譲渡を株式会社その他の第三者に対抗するためには、株主名簿の名義書換を行う必要があります。

②定款より(第8条)株式の譲渡制限についてですが、株式譲渡するには取締役会の承認を受けなければいけませんとなっております。株式を譲渡する場合には取締役会の承認がないと譲渡はできませんので留意ください。

③定款より、譲渡企業の「取締役及び監査役の員数」は取締役3名以上5名以内、監査役は2名以内となっております。本件取引において取締役の交代を実施する場合、それぞれの員数にご注意ください。また、場合によっては取締役会の非設置会社とすることを検討しても良いと思われます。

④経理担当者（B【代表者配偶者】）にヒアリングしたところ、取引は比較的シンプルであるものの、現金管理は経理担当者が一人で管理している状況のため、事故を防ぐためにもダブルチェック体制などの仕組み構築が必要です。

経理担当者は原資資料から伝票作成を行っており、現関与税理士事務所では伝票から原始記録である請求書や領収書を毎月確認し、毎月試算表を作成しています。工事の請負契約書や工事注文請書などの契約関係のチェックはされていない状況です。結果、今回のデュー・デリジェンスの深度は比較的浅いものとなっていると考えられます。

⑤株主名簿とB氏の贈与税申告書(平成25年分、平成26年分、平成27年分)の確認及び経理担当者とのヒアリングの結果、上記3年間のA氏からB氏への株式異動が確認できたが、当該贈与に伴う契約書等は確認できませんでした。

【結論】一貫して書類整備の甘さが見られます。

【各論】

⑤〇年〇月期（今回DD直近決算期）の決算書及び申告書を基に、資産及び負債につき残高証明書、請求書、契約書等の原資資料からサンプリング調査を実施いたしました。その結果、資産・負債の内容について、下記の修正事項があります。

【純資産価値評価まとめ】

勘定科目	※1.9.30	DD調整額	DD後の金額
現金	783,545	▲400,000	383,545
当座預金	84,681	0	84,681
普通預金	214,735,351	0	214,735,351
定期預金	180,269,672	0	180,269,672
定額預金	21,614,093	▲614,093	21,000,000
受取手形	0	0	0
工事未収入金	24,135,477	0	24,135,477
有価証券	107,814,913	▲4,835,200	102,979,713
未成工事支出金	819,915	0	819,915
前払費用	429,220	▲429,220	0
短期貸付金	10,389,568	▲9,889,568	500,000
仮払金	392,702	▲392,716	486
未収入金	132,604	▲132,604	0
貸倒引当金	-150,000	0	-150,000
流動資産	561,451,741	▲16,692,901	544,758,840
建物	55,780,149	▲19,671,732	36,108,413
建物附属設備	4,195,164	0	4,195,164
構築物	9,767,238	0	9,767,238
機械装置	167,486,697	9	167,486,706
運搬器具	2,504,598	0	2,504,598
工具器具等	5,168,287	0	5,168,287
リース資産	4,007,502	0	4,007,502
立木	11,500,000	▲6,752,860	4,747,140
土地	251,145,551	▲55,695,507	195,450,044
固定資産(有形固定資産)	512,555,182	▲82,120,090	430,435,092
ソフトウェア	2,123,546	0	2,123,546
電線加入権	217,600	▲217,600	0
固定資産(無形固定資産)	2,341,146	▲217,600	2,123,546
出賃金	5,467,000	0	5,467,000
投資有価証券	720,000	▲595,000	125,000
繰越積立金	3,923,739	▲3,923,739	0
リサイクル債積立金	109,740	▲109,740	0
固定資産(投資等)	10,220,479	▲4,628,479	5,592,000
資産合計	1,086,566,548	▲103,659,070	982,907,478

【純資産価値評価まとめ】

【貸借対照表】

勘定科目	R1.9.30	DD調整額	DD後の金額
支払手形	0	0	0
短期借入金	100,000,000	0	100,000,000
未払金	0	0	0
未払費用	29,008,734	248,658	29,257,392
未払消費税	6,707,300	0	6,707,300
前受金	49,019,500	0	49,019,500
預り金	230,000	0	230,000
仮受金	427,350	0	427,350
納税充当金	10,022,800	0	10,022,800
リース債務	4,328,100	0	4,328,100
流動負債	199,743,784	248,658	199,992,442
長期借入金	369,791,000	0	369,791,000
固定負債	369,791,000	0	369,791,000
負債合計	569,534,784	248,658	569,783,442

純資産価値	517,033,764	▲ 103,907,728	413,126,036
-------	-------------	---------------	-------------

【純資産価値評価まとめ】

上記修正を実施した結果、
・財務D Dによる調整額は▲103,907,728円と
なります。
結果、○年○月○日決算期簿価純資産
517,033,764円から財務D Dによる調整額
▲103,907,728円を加味すると、
修正純資産価値は **413,126,036円**となります。

⑥収益性について、直近3期分の平均値に以下の修正を加え検証しております。

特別損益の部については、非経常的損益と判断し計上しておりません。

上記修正を実施した結果、

・税引前当期利益 **41,027千円**

・EBITDA **49,751千円**

となります。

⑦税務調査履歴ですが、直近の調査による修正申告は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日においてされており、修正総税額は4,041千円となっております。

調査修正税目は「法人税」「地方法人税」「都道府県民税」「事業税」「地方法人特別税」「市町村民税」「消費税及び地方消費税」となっております。

【オフバランス項目】

①代表的なオフバランス項目について以下の確認を行いました。

○年○月○日対象会社事務所において、経理担当者よりヒアリングにより以下のことを確認しました。

○債務保証及び保証類似行為

社長、社長妻、社長親族の私的な借入はないことを確認した。したがって、金融機関以外の債務がないことを確認しました。

○裏書手形及び割引手形

○年○月期末において手形債権債務がないことを確認しました。

○訴訟（または損害賠償）

被告としての訴訟や損害賠償請求を受けていないことを確認しました。

○クレーム

クレームによる費用負担が発生するリスクがないことを確認しました。

【オフバランス項目】

- リコール
行った施工についてリコールのリスクがないことを確認しました。
- 環境問題
所有する不動産について土壌汚染がなく処理費用が発生するリスクがないことを確認しました。
- 長期契約（不利な契約）
取引先等と長期購入契約等不利な契約を締結していないことを確認しました。
- チェンジ・オブ・コントロール条項
株主に移動があった場合契約内容に何らかの制限が生じる条項が含まれている契約がないことを確認しました。
- 事業のリストラチャリング
事業のリストラチャリングにかかる多額の費用や損失負担が発生するリスクがないことを確認しました。
- 当局による行政処分
課税庁や労働基準監督署等規制当局より行政処分が起る可能性がないことを確認しました。

【オフバランス項目】

②未払い残業代

(イ)株式譲渡以前における未払残業手当の債務の調査

未払い賃金（残業代）を、直近2年分の勤怠データを再集計し、計算しています。詳細は、人事・労務DDレポートをご査収ください。

(ロ)株式譲渡以降の給与体系の整備

現状、固定残業制を取り入れていない場合、毎日の労働時間が、8時間となり、1年単位変形労働時間制が機能しないこととなります。（本来、1日7時間30分勤務が妥当な労働時間です。）現在の体制を維持する場合であっても、今後は、1日7時間30分を基本とした労働時間体系に変更する見直しを行う必要があります。

ただし、固定残業手当の制度があるかどうかは、いただいた資料からは判明しておりません。

【その他現状の取引に係る懸念事項】

契約書関係について、現状過去の慣例に従い工事ごとの契約は取り交わされておらず、注文書、請書での受注体制となっております。

仕入に関しては、各社ごとに継続取引に係る基本契約書が備え付けてありますが、全般的に長年に渡るA社長の信用による取引形態となっていることが見受けられます。

今回法務に関するデュー・デリジェンスは実施しておりませんので、現時点における取引にかかるリスクや簿外債務の査定はできておりませんが、少なくとも譲受後は弁護士等に相談し契約書等の整備を進めていくことが不可欠ではないかと考えられます。

また、取引内容を確認しているなかで特定の業者間で架空売上と架空外注費が存在していることが判明しました。本取引は、明らかに通課による仮装取引に該当し、税務調査で発覚した場合には、重加算税の賦課がなされる可能性が高いものとなります。

【その他現状の取引に係る懸念事項】

株〇〇

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	50,200,000	50,200,000	0
〇年〇月期	79,000,000	30,000,000	49,000,000
〇年〇月期	32,500,000	32,500,000	0
合計	161,700,000	112,700,000	

〇〇株

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	100,000,000	100,000,000	0
〇年〇月期	51,000,000	100,000,000	▲49,000,000
〇年〇月期	100,000,000	100,000,000	0
合計	251,000,000	300,000,000	

上記2社合計

	売上高	外注加工費	差額
〇年〇月期	150,200,000	150,200,000	0
〇年〇月期	130,000,000	130,000,000	0
〇年〇月期	132,500,000	132,500,000	0
合計	412,700,000	412,700,000	

86

【その他現状の取引に係る懸念事項】

上記取引における税務上のリスク

	法人税等	重加算税(35%)	合計
○年○月期	60,604,500	21,211,575	81,816,075
○年○月期	51,848,500	18,146,975	69,995,475
○年○月期	53,784,600	18,824,610	72,609,210
合計	166,237,600	58,183,160	224,420,760(注1)

(注1) 税務調査において、架空外注費を寄附金、売上高を受増益として認定された場合の税務上のリスクです。重加算税の賦課については、概算で計算しています。また、延滞税等については調査後に金額が決定するため算定不能として考慮に入れておりません。

これらのことから、全体的にコンプライアンスの低い傾向が見受けられます。

6 経営者インタビュー

実施日 ○年○月○日

実施場所 A会社（本件対象会社本社社長室）

実施者 A株式会社 代表取締役社長 A

合同会社伊藤俊一租税法研究所代表社員・税理士伊藤俊一

時間 9:30~10:00

■企業概要と変遷

甲(株)専務取締役であったA氏が独立して設立したもので、これまで〇〇関連工事や〇〇工事、〇〇工事などで業況は順調に拡大してきました。

重機を用いる〇〇工事における当社の技術力や知名度は同業者筋においても定評があり、東京都〇〇では上位にランクされる〇〇事業者となっており、当社の収益に貢献しています。

従業員も有資格者が多く、1級土木施工管理技士が5名、2級土木施工管理技士4名、1級建築施工管理技師1名、2級建築施工管理技師2名、1級建設機械施工管理技士1名、2級建設機械施工管理技士5名、2管工事施工管理技士2名、1級造園施工管理技士1名、2級造園施工管理技士2名、測量士1名、測量士補2名、解体工事施工技師1名(1名で複数の資格を有するケースもあるため、従業員数との差異が生じています)であり、近隣の同業他社と比べても人材は豊富であるといえ、当地トップクラスの土木工事業者に分類されます。

今後についても、官公庁を主体とした受注方針に変化はないため、業容の性格上、公共工事発注件数に左右される立場にあるため、受注先の開拓や事業承継等が当社の課題となっています。

当社の建設業法第27条の23による〇年〇月〇日審査時点での経営事項審査結果の総合評定値は〇点(土木一式)となっています。

■事業概要

東京都〇〇を商圏とした〇〇事業者ですが、その他、売電収入もあります。

〇〇工事部門は、〇〇や〇〇などの官公庁が発注する〇〇工事(〇〇工事が多く、そのほかでは〇〇工事や〇〇区画整理工事など〇〇工事全般を手がけています)を受注しています。

工事に際しての資材や銃器などは当地問屋筋からの仕入れが多く、工事に関しては原則自社施工を心掛けていますが、受注内容や時期によっては近隣の同業他社を下請けとして活用しています(〇年〇月期の外注比率は67.3%となります)。

売電事業は、本店隣接地に概える〇kwの太陽光パネルによる売電収入を得ており、収入高は天候にも左右されますが毎年(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までをサンプルとして抽出しています)安定して約〇万円程度、計上されています。

■社内コミュニケーション

社長の案件確認は営業会議で行っており、その会議で社長と従業員はコミュニケーションを図っています。

毎朝の従業員の出社はまばらで、現場に直行しているのがほとんどで、従業員同士でのコミュニケーションの度合いは不明です。

■進行情（〇年〇月期）の見込み

今後においては、事業承継に着手する必要があるほか、公共工事に依存した営業体制にも変化が求められるところではありますが、当社としては現状程度の営業体制を維持する方針を打ち出していることから、今後の業容については公共工事発注状況に左右されるものとみられ、**年商ペースでは5-7億円のレンジで推移する見込み**と考えられます。

総じて、**受注状況と採算性に同〇〇内の同業他社と見劣りはなく、財務内容にも問題点は見当たらないことから、今後の事業継続に支障は少ないものと考えられます。**

■その他

収支はともに手形を織り交ぜた決済となっています。工事施工に関しては当地同業者を下請けとして活用していることから、収支は当社が不利な状況にあります。回収については、大半が官公庁関連からであり、不良債権発生リスクは小さく、これまでの回収は無難に推移しています。

○年○月期の棚卸資産は未成工事支出金で998万円の計上で月商の0.23倍に抑制されています。このため、受注ピーク時には4000万円の運転資金が必要となりますが、同期の手許現金はそれを大きく上回る4億8196万円で月商の11.05倍もの資金量を保有して、繰り回しに問題は見られないと考えます。

同期の推定キャッシュフロー計算書でも、フリーキャッシュフローを經常収支とともにプラスを示しており、資金の流れなどにも問題は見当たらないと考えます。

資金調達力は、有利子負債月商倍率は10.45倍と高率ですが、これは過年度に投資した太陽光発電に関連した残債であるため、特段問題視する必要はないと考えられます。

しかしながら、**金融機関への年間返済額が約4,000万円に対して、当期純利益と減価償却実施額の合計は1,214万円にとどまっており、返済原資は創出していません**。それでも、財務内容にも懸念すべき点がないと考えられることから、対信用度は比較的高いものと推察されます。結果、今後の資金需要発生時にも柔軟な支援を得られるものと考えられます。

以上、今回の財務、財務デュー・デリジェンスのまとめとして上記内容をご報告いたしますので、ご確認をお願いいたします。ご不明点等は合同会社伊藤俊一租税法研究所 代表社員・税理士伊藤俊一までお問い合わせください。

以上

・回転率

運転資本の回転の効率性を指す

→売上債権対売上高債権率・・・年間売上高を売上債権の期末残高でわる

→回転率、回転期間（債権債務であれば、発生～回収支払までの期間、在庫なら入庫～出庫の期間）の逆数

・棚卸資産の「適正性」（適正在庫チェック）の場合

①売上債権回転率 6、回転期間 2 か月である場合

→期末には 2 か月分の在庫があると予想される、これを適正在庫とみなす

②回転率のとりかた

→売掛債権、仕入債務、棚卸資産共通で、「異常値をはじいた上で」過去 2～3 年分とるのが通常

③具体例（上記・「企業価値評価の実務 Q&A [第 4 版]」株式会社ブルータス・コンサルティング 中央経済社；第 4 版（2018/3/7）112P を一部参照している）

○回転期間

売上債権 2 か月→売上債権回転率 $12 \text{ か月} \div 2 \text{ か月} = 6 \text{ 回/年}$

棚卸資産 1.5 ヶ月→棚卸資産回転率 $12 \text{ か月} \div 1.5 \text{ ヶ月} = 8 \text{ 回/年}$

仕入債務 1 ヶ月→仕入債務回転率 $12 \text{ か月} \div 1 \text{ ヶ月} = 12 \text{ 回/年}$

○予想運転資本 DD の場合、DD 評価基準日で設定

売上債権残高 $\text{売上高} \div \text{売上債権回転率} \cdots \star$

棚卸資産残高 $\text{売上原価} \div \text{棚卸資産回転率} \cdots \star$

仕入債務残高 売上原価÷仕入債務回転率…★

運転資本残高 売上債権+棚卸資産-仕入債務

運転資本増減 当期末残高-前期末残高 ※バリュエーションでは最終契約書〜クロージングまでの間における価格調整条項の1つとして用いられる。

○DDへの使い方

上記「★」のものは

→そのまま★の計算結果を適正残高として洗替る場合

→★から異常値の場合のみ★の結果値を用いる場合

等々、実際の使い方は様々である。

小売、卸売等に代表される棚卸資産の個数が多くて実査不可能な場合、サンプリングしてから上記の方法を用いられることも多い。

経営研究調査会研究報告第47号

事業再生実務と公認会計士の役割

平成23年12月5日

日本公認会計士協会

目次

	頁
はじめに	1
1. 事業再生等に関する手法の概要	2
(1) 事業再生に関する制度・手法の変遷	2
(2) 法的整理と私的整理の種類	2
(3) 法人格継続の有無・スポンサーの有無による分類	5
(4) その他の債務処理手法	6
2. 平成11年以降の倒産法制の整備	7
(1) 民事再生法の制定（和議法の廃止）（平成11年12月22日公布、平成12年4月1日 施行）	7
(2) 会社更生法の改正（平成14年12月13日改正、平成15年4月1日施行）	8
(3) 特定調停法の制定（平成11年12月17日公布、平成12年2月17日施行）	10
(4) 破産法の改正（平成16年6月2日改正、平成17年1月1日施行）	10
(5) 特別清算（会社法510 - 574）	11
(6) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年8月13日公布、 平成11年10月1日施行）に基づく私的整理の手続	11
3. 制度的拡充が進む私的整理	14
(1) 私的整理に関するガイドライン	15
(2) RCC企業再生スキーム	17
(3) 中小企業再生支援協議会の支援による再生	19
(4) 事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）	24
(5) 企業再生支援機構	27
(6) 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）	30
(7) 各制度に要する実務的な期間	34
4. 事業再生手続の背景にある事業再生税制（税制の概要と留意点）	35
(1) 資産の評価損益	35

(2) 欠損金	42
(3) 一定の私的整理の要件	46
(4) 第二会社方式と税制	49
(5) 仮装経理に基づく過大申告の場合の還付と減額更正	54
5 . 各種倒産手続における会計と資産の評定の概要	60
(1) 各種の倒産手続	60
(2) 倒産手続における資産の価額の評定の概要	60
(3) 会社更生手続における資産評定（財産評定）と会計	63
(4) 民事再生手続における資産評定と会計	64
(5) 「一定の私的整理」における資産評定と会計	65
(6) 不動産鑑定評価制度との関係	66
(7) 機械装置等設備資産の評定	67
(8) 事業全体の価値とのれん	68
(9) 国際的な潮流	68
6 . 事業再生における各種債務処理及び組織再編の手法	70
(1) 債権放棄・債権譲渡	70
(2) 債権のリスケジュール・再構成（Debt Restructuring）	76
(3) DES（Debt Equity Swap）	80
(4) DDS（Debt Debt Swap）	84
(5) 事業再生における事業再編手法（合併・分割・株式交換・現物出資）の適用 ..	86
(6) 再生ファンド又はPE（Private Equity）ファンド	90
7 . 参考文献	94
付録 1：事業再生の手続と税制の関係	96
付録 2：事業再生税制改正の推移と私的整理の要件	103
(1) 平成17年度事業再生税制の意義	103
(2) 平成21年度事業再生税制の役割と課題	103
(3) 場面によって異なる私的整理の範囲	104
付録 3：「会社更生法改正時の財産評定に関する議論」	110
(1) 資本の再構築手続の必要性	110
(2) 時価による財産評定の導入	110
(3) 財産評定の機能別分化	111
(4) 時価概念について	112

<用語について>

本研究報告における参照条文内では、以下の略語を使用している。

A D R	法	：裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
更 生	法	：会社更生法
更 生	則	：会社更生法施行規則
会 社	法	：会社法
会 社	則	：会社法施行規則
金融更生特	法	：金融機関等の更生手続の特例等に関する法律
国 通	法	：国税通則法
産 活	法	：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
措	法	：租税特別措置法
法	法	：法人税法
法	令	：法人税法施行令
法	則	：法人税法施行規則
法 基	通	：法人税基本通達
所 基	通	：所得税基本通達
民 再	法	：民事再生法
民 調	法	：民事調停法
機 構	法	：株式会社企業再生支援機構法

1：第1条、：第1項、一：第1号

はじめに

平成11年度の民事再生法の制定（和議法の廃止）を始めとして、倒産法制の整備が行われ、それに並行して、債権者の合意による私的再生のスキームに関する諸制度も整備されてきた。これら一連の整備は、手続の合理化や迅速化及び適用する企業範囲の拡大を図ることを目的としたものであった。

公認会計士がこれらにかかわるケースとしては、被監査会社又はその取引先がこれらの手続を検討又は開始する場合だけでなく、直接的に債務者側、債権者側又は投資家（スポンサー）側の補助者又はアドバイザーとしてこれらの手続にかかわる場合も多くなっている。

しかしながら、いろいろな局面に対応できる制度が整備されてきた結果、多種多様なスキームが開発され、どのような場合にどの手続がより適合するのかが理解しにくくなってきている。また、実務上の運用方法の改善により日々その区分けが変化している状況にある。さらに、これまで大企業向けとされている手法でも相当小規模な事案にも適用される事例も出てきており、事業再生の実務手続は複雑化する傾向にある。

そこで、事業再生・倒産手続の事案に新たに取り組む会員のための分かりやすいガイドンスを提供することを目的に、関連制度の概要及び企業の規模を問わず多く発生する実務上の問題を含めて整理することを目指し、事業再生・倒産手続のメニュー、実務的技法の解説とともに、広く事業再生・倒産手続について債務者企業、債権者企業に関する制度を会計・税務を中心に、経営研究調査会研究報告第47号「事業再生実務と公認会計士の役割」（以下「本研究報告」という。）として取りまとめた。なお、平成23年3月11日の東日本大震災とそれに続く災害に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、原則として企業を対象とする本研究報告の対象とはならないものである。しかし、その踏み込んだ内容は注目に値するものと考え、付録1他、本文中でも参照している。

本研究報告は、平成21年8月5日付けで公表された経営研究調査会研究報告第37号「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」の改正版であり、その後の改正及び大企業を対象とする手続にも焦点を当てることを目的に、全編を再整理して取りまとめたものである。よって、本研究報告の公表をもって、経営研究調査会研究報告第37号「中小企業等の事業再生実務と公認会計士の役割」は、その役割を終えることになる。

1. 事業再生等に関する手法の概要

(1) 事業再生に関する制度・手法の変遷

倒産事件の大型化や不良債権の拡大という時代背景の中で、平成11年以降、事業再生に関する制度や手法は次のように法的整理の拡充と私的整理の整備・多様化の流れを歩んできた。

1997	平成 9年	山一証券 北海道拓殖銀行 破綻
1998	平成10年	日本長期信用銀行破綻 債権譲渡特例法
1999	平成11年	民事再生法制定[法的整理] (和議法廃止) 産活法スキーム制定 特定調停法制定[法的整理]
2000	平成12年	民事再生法施行
2001	平成13年	私的整理に関するガイドライン公表[私的整理] マイカル破綻
2002	平成14年	会社更生法改正[法的整理] エンロン事件
2003	平成15年	産業再生機構発足[私的整理]
2004	平成16年	破産法改正[法的整理]
2005	平成17年	RCC企業再生スキーム制定[私的整理] 会社法改正
2006	平成18年	DES (債務の株式化) 債務消滅益課税へ
2007	平成19年	事業再生ADR制定 (産活法) [私的整理] 産業再生機構解散
2008	平成20年	中小企業再生支援協議会スキーム制定[私的整理]
2009	平成21年	認定第二会社方式制定 DIP型会社更生手続第1号 企業再生支援機構発足[私的整理]
2010	平成22年	日本航空会社更生法申立て

(2) 法的整理と私的整理の類型

事業再生は、裁判所の関与の有無により法的整理と私的整理に区分される。

法的整理・私的整理の手続には、清算型を含めると現在次のようなものがある。私的整理の手続には、次の手続によるもの以外に実務の中で様々な手続が行われているが、それらは原則として本研究報告の対象とはしていない。

法的整理の手続では、特定調停を除き、いずれも債務者の名が公表されるため事業価値毀損を完全に回避することはできない。また、私的整理に比べると一般に法的整理の方が手続に要する期間も長いという特徴がある（事業再生の手続概要を付録1で整理しているので参照されたい。）

法的整理

[再建型]

イ．民事再生手続（民再法）

平成12年に和議法に代わって創設された法的整理手続であり、原則として従来の経営者が引続き再生手続に当たる。

ロ．会社更生手続（更生法）

担保権を含む債権を対象とする厳格な法的整理手続であり、原則として従来の経営者に代わって裁判所から選任された管財人が再生手続に当たる。

ハ．特定調停（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律）

特定の債権者との和解的合意の形成を目的とする手続であるが、民事再生手続や会社更生手続と比べると当事者に対する法的な拘束力は弱い。

[清算型]

ニ．破産手続（破産法）

ホ．特別清算手続（会社法510以下）

私的整理

イ．私的整理に関するガイドライン（私的整理に関するガイドライン研究会、平成13年9月公表、同17年11月改定）

平成13年に創設された最初の私的整理の準則であり、金融債務の削減による事業再生を目的とする手続

ロ．RCC企業再生スキーム（株式会社整理回収機構、平成16年2月制定、同23年9月改定）

株式会社整理回収機構（Resolution and Collection Corporation：以下「RCC」という。）が定めた私的整理の準則であり、金融債務の削減による事業再生を目的とする手続

ハ．中小企業再生支援協議会の支援による再生（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第42条 中小企業再生支援協議会事業実施基本要領、中小企業庁、平成20年4月公表）

中小企業再生支援協議会が定めた私的整理の準則であり、中小企業を対象とする金融債務の削減による事業再生を目的とする手続

ニ．事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第48条（平成19年5月改正創設） 産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成19年8月））

私的整理準則の実務の蓄積を背景に創設された事業再生を目的とするADR（Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決手続）であり、手続の進め方や事業再生計画の要件等が法令に定められた私的整理手続

ホ．株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成21年6月）平成21年10月設立）（以下「企業再生支援機構」という。）

地域経済の再建を図るため、中堅事業者、中小企業者等の事業再生の支援を目的として、債権買取、対象事業者に対する出資・融資等の他、経営人材の派遣等の業務を行う国の認可法人

上記に記載した私的整理の類型は、それぞれ社会的に認知された事業再生手順の手順が明示されていることや特定の事業再生税制の適用がある点で、その他の私的整理と異なる。そのため、本研究報告では上記イからホまでの私的整理を「一定の私的整理」という。

一定の私的整理はいずれも金融債務の整理を対象とし、商取引債務を除外しているので事業の著しい事業価値の毀損を回避することができる。そのため、事業再生においては、これらの私的整理の適用の可否がまず検討される。一般に私的整理が適する案件は次のとおりである。

私的整理が適する案件
金融債務の減免だけで再生が可能 商取引債権を約定どおり支払うだけの資金がある メインバンクの協力が得られる 事業基盤（技術、ブランド、商圏、人材等）があり、収益性・将来性がある 法的整理手続では事業価値の毀損が著しい

私的整理に関するガイドライン及び事業再生ADRは、比較的規模の大きな企業に適した手続であり、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会スキーム及び企業再生支援機構は、中堅・中小企業向けの手続である。

しかし、資金状況が逼迫している場合や私的整理に対する金融債権者の協力の見込が低い場合等、またこれらの私的整理手続が不首尾に終わった場合等には、法的整理を選択せざるを得ない。一般に法的整理が適する案件は次のとおりである。

法的整理が適する案件
経営管理に問題がある 管理命令・・・財産の管理又は処分が失当であるとき（民再法64） 担保権者の協力が期待できない 会社更生 会社更生・・・担保権者も更生計画に基づいて弁済 民事再生・・・担保権者は手続外で権利行使ができる（別除権） 公募社債を発行している 社債権者集会による償還金額の減額決議の困難性

法的整理の中でも、手続に要する期間が短く事業価値毀損の度合を抑え易いことや経営権の維持が可能なこと等から民事再生手続を選択するケースが多い。事業規模が大きく権利関係の複雑な大企業は、例えば、担保権付債務が多く担保権実行の停止の実効性を確保する必要性が高い場合等には、会社更生手続が有用であり、債務者企業の状況によっても選択すべき法的整理手続は変わってくる。

特定調停は、裁判所の調停手続により特定の債権者との間の個別的な合意形成を目

的とするものであり、私的整理手続を補完するものとして特定の不同意先との調停に利用することによって民事再生手続等による事業価値毀損の回避が期待できる。

また、民事再生手続等においても、事前にスポンサー候補を適正に選定しておき、スポンサーの早期公表と手続期間の短縮¹とにより事業価値毀損の度合を抑えること（「プレパッケージ型」といわれる。米国連邦倒産法のプレパッケージ型再生手続（Pre-solicited or Pre-packaged Chapter 11: Reorganization）とはやや意味が異なる。4(4)第二会社方式と税制の脚注22参照）も検討される。

(3) 法人格継続の有無・スポンサーの有無による分類

事業再生を、従前の法人格を継続させるか（旧会社型）、別会社に事業承継するか（第二会社方式 4(4)参照）また、自力再生か（自力再生型）、スポンサーの支援を受けるか（スポンサー型）の観点から分類すると、次表のようになる。

	旧会社型	第二会社方式	
		第二会社方式（分割型）	第二会社方式（譲渡型）
自力再生型	撤退事業及び過剰債務を整理し、旧会社をそのまま存続させて収益力ある事業による再生を図る。	会社分割の方法により撤退事業或いは収益力ある事業を切り出して過剰債務を整理し、撤退事業会社は清算、収益力ある事業会社の再生を図る。	収益力ある事業をグループ内の第二会社に事業譲渡して再生を図り、撤退事業及び過剰債務が残る旧会社は事業譲渡対価を一括又は分割して債務の弁済に充て、清算を進める。
スポンサー型	撤退事業及び過剰債務を整理し、旧会社をそのまま存続させてスポンサーによる出資等の支援と収益力ある事業による再生を図る。	会社分割の方法により撤退事業或いは収益力ある事業を切り出して過剰債務を整理し、撤退事業会社は清算、収益力ある事業会社をスポンサーが買収する。	収益力ある事業をスポンサーに事業譲渡して再生を図り、撤退事業及び過剰債務が残る旧会社は事業譲渡対価を一括して債務の弁済に充て、清算する。

旧会社型の自力再生型は、最もオーソドックスな類型であるが、一般に債務の分割弁済が長期にわたるため、事業再生の期間が長くなる傾向がある。

一方、事業再生の期間が短い程、信用回復が早まることや金融機関からの資金調達の可能性も高まるため、スポンサーからの出資を受けて早期に債務の弁済を完了させたり、第二会社方式によって収益力あるコア事業（収益力ある事業）を切り出す方法が検討される。後者では旧会社の潜在リスクが遮断されるため、スポンサーが協力しやすいことや金融機関の協力も比較的得易い等のメリットもある。

他方、第二会社方式のデメリットとしては、法人格に異動を生ずるため事業の許認可の継続・再取得の問題や第二会社の設立や不動産の承継・譲渡に伴う登録免許税等の税負担があるほか、コア事業会社における切出し直後の資金調達が必ずしも容易で

ないため、スポンサー型は可能であるが、自力再生型では採用が難しい面がある。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の平成21年4月の改正では、第二会社方式の持つメリットに着目して、これらのデメリットの軽減を図るための各種の対策が盛り込まれた。

(4) その他の債務処理手法

事業再生における債務処理手法としては、債務の一部免除を受ける方法が原則的な方法であるが、それ以外に次のような方法が利用されることがある。

イ . DPO (Discount Pay Off)

債務者が自社の金融債務を、額面を下回る価額で買い取ることにより、一部債務免除を受けるのと同等の効果を得ること又は一定額の回収を条件として残債権を放棄することをいう。

ロ . DES (Debt Equity Swap (債務の株式化))

金融債務の一部を現物出資することにより、金融債務を債務者会社の株式と交換すること

ハ . DDS (Debt Debt Swap)

金融債務の一部を劣後債権に交換することにより、債務者にとっては返済期限の長期化、金融債権者にとっては自己査定における債権の健全化を図ること等

¹ 手続期間を短縮するため、計画（更生計画や再生計画）外の裁判所の事業譲渡許可に基づいて事業譲渡することがある。

2. 平成11年以降の倒産法制の整備

(1) 民事再生法の制定（和議法の廃止）（平成11年12月22日公布、平成12年4月1日施行）

民事再生手続の特色は、原則として、債務者自らが裁判所の監督の下に業務執行を行い、財産の管理処分権を有したまま事業の再建を図ることである。これを、債務者占有継続型（Debtor in Possession型：以下「DIP型」という。）という。

このため、債務者自らが、申立代理人となる弁護士及びその補助を行う公認会計士等と共に債権調査や財産評定、業務及び財産等の状況についての報告、再生計画案の提出を行う等の再生手続を遂行することとなる。

民事再生手続の申立てに当たっては、これらの手続に精通した弁護士及び公認会計士等の専門家に相談することが多く、株式会社に限らず、自然人、法人を問わず適用され、学校法人、医療法人などの公益法人を含む非営利法人にも適用される。

また、債務者等が民事再生手続開始の申立てを行うと、通常、裁判所は、保全処分と共に、債務者と利害関係等を有さない弁護士を監督委員として選任し、再生手続の遂行を監督する。さらに、公認会計士等がその補助者として選任されることとなる。補助者となった公認会計士等は、債務者の行った財産評定、過去の決算や会計帳簿の作成状況、役員等の不正行為、再生計画案の清算価値保障等について調査を行う。

なお、民事再生手続を遂行するのは、債務者と共に再生債務者側を主導して再生計画の作成や債権者との調整に当たる申立代理人となる弁護士が担当し、その申立代理人弁護士が、更に会計・税務に精通した公認会計士等を補助者として選任する。

また、監督委員側も、必要があると認められるときは補助者を選任することができることとされており、特に東京地裁での民事再生事件については、原則として監督委員が補助者として公認会計士を選任することとされている。

民事再生手続では、原則として担保権者の権利の行使を禁止することはできない。しかし、これでは、事業継続に必要な財産が散逸し、事業価値が毀損するおそれがあるので、一定の場合には担保権の行使を防ぐため、競売手続の一時的な中止命令や担保権評価額と同額の金銭を裁判所に納付することにより、その財産の担保権を消滅させる担保権消滅制度などがある。

会社更生手続と比べると、手続の法的効力が弱い反面、低廉かつ迅速であり、中小企業向きの手続といえる。

なお、申立てに際しては、原則として負債総額により次の表に記載された予納金²を裁判所に対して納めなければならない（民再法24・民事再生規則16）。

負債総額	予納金額
5,000万円未満	200万円
5,000万円以上1億円未満	300万円
1億円以上5億円未満	400万円
5億円以上10億円未満	500万円
10億円以上50億円未満	600万円
50億円以上100億円未満	700万円 - 800万円
100億円以上250億円未満	900万円 - 1,000万円
250億円以上500億円未満	1,000万円 - 1,100万円
500億円以上1,000億円未満	1,200万円 - 1,300万円
1,000億円以上	1,300万円以上

(注) 金額は東京地裁における法人債務者の通常の事案のケースである。

(2) 会社更生法の改正（平成14年12月13日改正、平成15年4月1日施行）

会社更生法は、株式会社のみを対象とした再建型法的手続の一つである。

民事再生法同様、再建型ではあるが、会社更生法は担保付債権をも手続の中に取り込み、権利変換を行うことができる強力な手続である。租税債権も優先債権として手続に取り込まれることとなる。また、組織再編行為について、会社法の本来の規定を受けないで行うことができるなどの特徴がある。

更生手続が開始すると、裁判所により選任された管財人により更生計画の策定等の手続が進められることとなる。すなわち、経営者は原則として経営権を失うことになり（管理型）この点において民事再生手続とは異なる。平成21年に入り、後述するように会社更生手続においても、民事再生手続と同様に従来の経営者が管財人に就任し、手続を進めるDIP型の運用が始まっており、この面では両手続の相違がないケースも生じている。

申立てに際しては、裁判所に対して会社の規模や負債総額等により個別に定められる予納金を納めなければならないが、当該予納金（更生法21・会社更生規則15）の水準が通常数千万円（東京地裁の場合、最低でも2,000万円以上といわれている。）と他の倒産手続に比べるとかなり高額になっており、経営権を失うことと費用が高いということが中小企業向けの事業再生手法として会社更生法を選択することの障害になっているといわれている。民事再生手続と比べると、手続の法的効力が強い反面、費用と時間を要するところから大企業向きの手続といえる。

会社更生の場合についても、弁護士や公認会計士等の外部の専門家に依頼し、再生の見込みについて検討を行った後に会社更生手続の申立てを検討することとなるが、民事再生とは異なり、仮にこの際の検討に当たった弁護士が会社更生手続の申立て代理人となったとしても、その後の保全管理人や管財人は裁判所が選任するものであり、当該弁護士、公認会計士はその後の手続には原則的には関与せず、管財人など（通常

は保全管理人が引き続き管財人を務める。)が新たに公認会計士などを選任する。管財人などに選任された公認会計士などは、申立て会社の財務等の調査を行うほか、開始決定後の決算、財産評定、事業計画や弁済資金収支計画の作成、認可日決算などに関する会計・税務の指導に当たる。

最近では東京地方裁判所において次のような新しい運用が始まっており、民事再生や私的整理の特長を取り入れる傾向が見られる。

DIP型の運用

従来の管理型では、経営陣は経営権を失うことを恐れて申立て時期を延ばしがちになるため事業価値の毀損が大きく、管財人の弁護士は法律問題だけでなく経営問題にも通暁することが必要とされるため負担が重いなどの問題があることから、DIP型は次のような要件を満たすときには事業再建の意欲がある現経営陣に経営権を留保させて事業再建を図るものである。

- イ．現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- ロ．主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと
- ハ．スポンサーとなるべきものがある場合はその了解があること
- ニ．現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

DIP型では更生手続遂行の主体について次のような運用が行われる。申立代理人の弁護士は保全後においても経営陣に対する法律的助言者として重要な役割を果たすことになる。

申立て～開始前	開始決定後
経営は従前どおり (弁済禁止の保全命令) 調査委員兼監督委員を選任	現経営陣から更生管財人を選任 (申立代理人を管財人に選任することも) 調査委員による監督

商取引債権の保護

申立て時の弁済禁止の保全処分により、申立て前の原因に基づく債権の弁済は禁止され、以後の弁済は債権者平等原則に則って行われるのが原則である。しかし、債権者間の衡平を害しない範囲で、従来から債権者数を減らして手続の円滑な進行を図るために一律50万円などの少額債権の弁済が行われていた(更生法47 前段)。

これに対して、最近では、弁済しなければ事業の継続に著しい支障を来すことを理由とする少額債権の弁済(更生法47 段)により、実質的に商取引債権を保護する運用が行われるケースが出てきている。この場合は弁済額の上限が高めに設定されるが、債権者からの取引維持の誓約書の提出が条件とされる。

(3) 特定調停法の制定（平成11年12月17日公布、平成12年2月17日施行）

特定調停法は民事調停法の特例として施行され、その対象を支払不能に陥るおそれのある個人の債務者や債務超過に陥るおそれのある法人の経済的再生を図るため、係る債務者と債権者等の利害関係者の間における利害調整を行うものである。

裁判所は、調停委員として専門知識を有する者を調停に当たらせる。また、一定の場合に民事執行手続の停止を命ずる等の措置を講ずることができるものとされており、調停が成立した場合には、その調停内容により、権利変換が行われる。この面から再建型手続の一つとして認識される。

申立てに際して予納金を納めることはなく、費用としては印紙代・切手代として数千円必要になる程度である。

特定調停についても、弁護士、公認会計士が関与することとなると思われる。

(4) 破産法の改正（平成16年6月2日改正、平成17年1月1日施行）

破産手続は、法人又は自然人の債務者が支払不能や債務超過の状態にある場合において、債権者又は債務者の申立てにより手続が開始される。裁判所により任命された破産管財人が手続を進めるが、手続の中で、債務者の財産等を換価し、債権者に弁済する。破産手続が終結すると破産債務者（法人）は消滅することとなる清算型の手続である。

同じ清算型の手続である特別清算との違いは、債権者が少なく又は債権者数を減らすことができ、かつ、債権者からの任意の債務免除を受けることができる場合などは、特別清算を選択する余地もあるものと考えられる。

申立てに際しては、原則として負債総額により次の表に記載された予納金（破産法22・破産規則18）を裁判所に対して納めなければならない。

また、この場合にも基本的には弁護士、公認会計士等の専門家に相談することが先決と思われる。

負債総額	予納金額
5,000万円未満	70万円
5,000万円以上1億円未満	100万円
1億円以上5億円未満	200万円
5億円以上10億円未満	300万円
10億円以上50億円未満	400万円
50億円以上100億円未満	500万円
100億円以上	700万円以上

（注）金額は東京地裁における法人債務者の通常の事案のケースである。

(5) 特別清算（会社法510 - 574）

裁判所は、株式会社の清算につき、清算の遂行に著しい支障を来すべき事情がある場合は、株主や清算人などの申立てにより特別清算の開始を命ずることができる。特別清算は、裁判所の監督の下に進められる法的手続である。一般的には破産手続と比較して簡易、迅速な清算手続といわれている。

清算人は、債権者や株主などに対し、公平かつ誠実に清算業務を行う義務を負い、裁判所は清算人が適切に清算事務を行っていないときなどは、債権者若しくは株主の申立て又は職権で清算人を解任する事ができる。また、裁判所は一人以上の監督委員を選任し、財産の処分その他の行為に同意をする権限を付与する事ができる。更に裁判所は、必要があると認めるときは、一人以上の調査委員を選任し、特別清算に至った事情や当該会社の業務及び財産の状況などの調査を命じることができる。

清算手続は、債権者集会を中心として行われる。清算人はすべての財産を換金し、債務の弁済に充てるが、債務超過の場合は、債務の減免を受けることにより、債務超過の解消をしなければならない。債務の減免は、個別の債権者との交渉や債権者集会に対する協定の申し出により行われる。協定による債務の減免などの権利変更は、協定債権者の間では平等でなければならないが、不利益を受ける債権者の同意がある場合、又は少額の協定債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合などはこの限りでないといわれている。

なお、裁判所は特別清算開始後、債務超過が解消しない場合や、協定成立の見込みがないと認められるときは、職権で破産手続開始の決定をする事ができる。

(6) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年8月13日公布、平成11年10月1日施行）に基づく私的整理の手続

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）自体は、倒産又は倒産の危機に瀕している会社に対する支援を特に目的とした法律ではなく、生産性及び財務健全性に関する事業計画がこの法律に基づく認定を受けることにより会社法、公的資金融資、税制等の特例措置を受けることができる制度である。そのため、計画の中で、これらの特例措置を受けることができる場合には、そのメリットは多々あり、特に、税務上の取扱いとして国税庁から「産業活力再生特別措置法において債権放棄を含む計画が認定された場合の資産評価損の計上に係る税務上の取扱いについて」、「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（これらの詳細については下記3(4)で述べる。）などの文書回答も公表されており、その利用価値は高い。

産活法においては、中小企業承継事業再生計画、事業再構築計画、経営資源再活用計画、経営資源融合計画、資源生産性革新計画、事業革新新商品生産設備導入計画、資源制約対応製品生産設備導入計画、中小企業経営資源活用計画の八つの計画類型が定められ、それぞれについて生産性の向上や財務の健全化等の認定基準が定められている。

このうち、事業再構築計画が最もよく利用されている。平成15年改正時から平成23年9月末までに産活法の全体の認定件数369件に対して、事業再構築計画の認定件数はうち285件と、約8割の企業が当計画を活用し、税制メリットや債務保証等の恩恵を受けている。

税制の特例措置としては、増資、合併、不動産取得等の登録免許税の減免、事業譲渡時の不動産取得税の減免、債務免除時の資産評価損(4(3)脚注19参照)等があり、主に事業再生にかかわる三つの計画における適用については以下のとおりとなる。なお、税制特例措置として次表以外に事業革新設備の特別償却があるが、平成23年改正前の産活法の規定に係るものに限られ、改正後は対象とされていない。

	中小企業承継事業再生計画	事業再構築計画 ^(注)	経営資源再活用計画
登録免許税の減免 (0.7% 0.35%等)			
債権放棄時の資産評価損の損金算入	× (譲渡損)		
事業譲渡時・一定の資産譲渡の不動産取得税の減免(3% 2.5%)		×	×

(注)平成23年の産活法改正により、事業再構築計画の増資に係る登録免許税の減免の対象は合併・分割等の企業の組織再編を伴う計画に限定された。

また、事業再生計画期間に利用できる計画実施のための資金の借入等に係る債務保証(産活法24条)があり、債務保証を含む計画は、平成21年6月の制度制定時から平成23年9月末までに14件利用され、一時的な資金繰り不足に陥っている会社や、抜本的な事業再生を行った後の企業への前向きな資金調達手段として期待される。

中小企業承継事業再生計画では、上記税制措置により、第二会社に事業を移す場合の取引コストを減額する以外に、第一会社から第二会社への許認可の移転を円滑に行う手当を行っている。

さらに、各種計画の中で債権放棄を受けること等の一定の要件を満たす場合には、上述の国税庁からの文書回答により、資産の評価損の損金算入が可能となる。

債権放棄を含む計画について認定を受ける際には、公認会計士・監査法人の報告書が申請時に必要とされているなど、公認会計士・監査法人の関与は必須と思われる。

また、債権者との調整や、事業計画の中で組織再編を行うことが多いと考えられるため、弁護士への相談も必要と思われる。

これ以外に、産活法の中では、事業再生のための制度が用意されている。

中小企業再生支援協議会の設置

事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）による企業の再生支援

どちらの再生制度においても、事業再生計画の立案、合意までの資金繰り不足を解消するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度が設けられており、中小企業再生支援協議会や事業再生ADRによる手続期間中のDIPファイナンスに係る保証（産活法50）が用意されている。

² 予納金が充当される費用の範囲は「申立て後開始決定前及び開始決定に伴って必要になる費用」であり、開始決定後に発生する手続費用は発生の都度共益債権として支払われるべきものとされている。当初予納金で賄い切れない場合には、追加予納の可能性もないわけではない。

費用の範囲は、具体的には以下のとおり。

開始決定の公告及び通知の費用

代表者の尋問の費用

その他の開始要件の判断に要する審理のための費用

保全処分の公告・送達・通知の費用

保全管理人や調査委員の機関の報酬等

（最高裁判所事務総局民事局監修「条解会社更生規則」（財団法人法曹界）15条関係57頁）他の法的整理に係る予納金も概ね同様と思われる。民再法24・民事再生規則16、特別清算：会社法88、同514、破産法22、破産規則18参照。

3. 制度的拡充が進む私的整理

法的整理を選択する場合には、原則として商取引債権と金融債権のいずれもが権利変更の対象とされるため、債務者の取引先からの信用を失うなどにより事業価値が毀損され、その後の事業再建に支障が生ずる可能性がある。その点、私的整理の場合には共通して下記のような特徴があるため、法的整理に比べ事業価値の毀損の度合いが少なくなり得る。

商取引債権者をその手続に巻き込まず、金融債権者による債務の減免・支払猶予などを行う手続であるため、債務者の取引先に対する信用毀損を避けることができる。

法的整理については多くの銀行取引約款上は期限の利益の当然喪失事由に該当するのに対し、私的整理手続については法的整理とは異なり、通常は銀行取引約款上の期限の利益の当然喪失事由に該当しない。

法的整理では官報のほか新聞等で公表されるが、私的整理ではその手続が非公開で行われるため法的整理に比し風評リスクが小さい。

ただし、上記 に関しては、上場企業やパブリックセクターの出資する会社等で開示の対象となる場合など他の規制により開示が必要となることがある。例えば、東京証券取引所の規則に基づく適時情報開示の場合、私的整理の場合においても債務免除等の金融支援を受ける場合で、以下のイ、ロのいずれかに該当する場合（東京証券取引所有価証券上場規程402二m、同施行規則402七）には開示を要するほか、事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを行う場合（同有価証券上場規程402一m、同施行規則401二）、増減資を行う場合（同有価証券上場規程402一a、同施行規則401一、同有価証券上場規程402一c）等で一定の要件に該当する場合や当該私的整理が会社の運営、業務、若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事項に当たる場合（同有価証券上場規程402二x）には情報開示が必要となる³。

イ．債務免除等の金融支援の額（返済期限の延長にあつては当該債務の額）が、最近に終了した事業年度の末日における債務の総額の10%に相当する額以上

ロ．債務免除等の金融支援による経常利益又は当期純利益の増加見込額が、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益の30%に相当する額以上

また、私的整理では、再生計画の成立にはあくまでも金融債権者の全員一致が原則となるなど、法的整理に比し高いハードルが設定されているという側面もある。

したがって、債務者にとっては、私的整理を選択できる場面において、法的整理を選択した場合の事業価値の毀損などを考慮し、はじめに私的整理を検討し、資金繰り等財

務状況から比較的少数の金融債権者や大口債権者のみの支援では解決しない（全員合意が困難）場合や私的整理をいったん選択し、それが不調な場合に法的整理を選択・移行する方が適切なケースも多い。よって、早期の判断が奏功することになる。いずれにせよ、債権者側から見た場合には選択した私的整理による回収額が法的整理より多くなければ経済合理性に欠けることになる。

事業再生税制についてみると、従来は税制の利用が可能な一定の私的整理であっても法的整理手続に比し税務上の取扱いが制約されて不利となるなどの問題点があった。この税務上の問題点については、平成17年度税制改正（付録2(1)参照）によって、一定の要件を満たす債務処理計画（法令24の2、付録2(3)参照）に基づく私的整理については、それまでは主に法的整理でしか認められなかった資産の評価損益及び期限切れ欠損金の優先控除の利用ができることとなったことにより、法的整理とほとんど差がなくなっている。

ここでは、私的整理のうち税務上の利用価値が高い一定の要件を満たす「債務処理計画」（付録2(3)参照）の類型として以下の手続について概説し、後記4(3)でその税務上の取扱いについて詳述することとする。なお、以下の各手続のうち(1)～(3)には、厳格な手続である一定の要件を満たす債務処理計画に該当しない手続の進め方も残されている。

以下で述べる手続のうち、(1)私的整理に関するガイドライン及び(4)事業再生ADR（裁判外紛争解決手続）は比較的規模の大きな会社についての再生を前提としたものであり、(2)RCC企業再生スキームは、元々広く企業の再生を前提としたものであったが、近年ではその対象企業の規模は比較的小さくなっているとのことである。(3)中小企業再生支援協議会の支援による再生は、中小企業の再生を前提としたものである。さらに、平成21年10月に業務を開始した(5)企業再生支援機構による企業再生は、地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）及び、国又は地方公共団体が四分の一以上出資している法人、あるいはその経営を実質的に支配している法人、これら以外の法人をその支援対象としている（機構法25）。なお支援実績を見ても、事業規模や業種等とは関係ないことが分かる。ちなみに(1)については、最近ではその適用例が少なくなっているといわれている。

(1) 私的整理に関するガイドライン

平成13年4月に発表された緊急経済対策の中で「企業の再建の円滑化」が掲げられ、そのためには経営困難な企業の再建・それに伴う債権放棄に関する原則の確立が必要とされ、平成13年6月に私的整理に関するガイドライン研究会が発足している。

私的整理に関するガイドライン研究会は、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二

地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、経済団体連合会等がメンバーとなり、各省庁がオブザーバーとして参加した。

その後、平成13年9月に同研究会により、私的整理に関するガイドライン(以下「私的整理ガイドライン」という。)が公表⁴され、その後平成17年度の再生税制(付録2(1)参照)の改正を受けて、新税制の適用対象となるように資産負債の評価基準を定める等の改正が行われているため、改正後は厳格な資産評定等を織り込んだガイドラインとなった。ただし、改正後においても、実務上平成17年度改正税制の適用を受けない場合には資産評定等の厳格な要件までは適用せずに進める方法もある(「合理的資産整理」に該当。「債務処理計画」との違いについては付録2(3)参照)。なお、ガイドラインについては全体的な適用要件の厳格さから、一般的には中小企業よりも大きめの企業に適した制度と考えられる。

私的整理ガイドライン手続きに基づき一時停止を行う場合には、債務者会社がまず主要債権者(メインバンク)を特定し、債務者会社とメインバンクとが連名で対象債権者全員に対し一時停止の通知を行う(当該一時停止通知を行うことを「ステイ手続」という。)こととなるが、実態としてはメインバンクが債務者の事業再生の方法を検討する中で私的整理ガイドラインを選択するというケースが多いようである。

なお、メインバンクを特定する結果としていわゆるメイン寄せ(金融支援においてメインバンク責任等からメインバンクの負担が他の金融債権者よりも重くなる傾向をいう。)が起こりやすくなり、メインバンクが敬遠する可能性があるという懸念もある。

私的整理ガイドラインの適用を受ける場合にはメインバンクとの協議を経て、当該メインバンクも参加して再建計画案を策定する必要がある。財務内容等の調査結果を踏まえて金融支援等計画の内容について弁護士に相談することになると思われるので、実態貸借対照表を作成する必要があるなど、計画策定過程における公認会計士の補助は不可欠と思われる。

なお、平成23年7月、東日本大震災の被災者(個人)の二重ローン問題へ対処するため、金融機関団体の関係者等、学識経験者等が個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会を発足し、同研究会から「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が公表された。

本ガイドラインは、個人債務者及び個人事業主を対象としており、比較的規模の大きな企業の再生を想定して策定された私的整理ガイドライン(平成13年9月公表)をベースにしながらも、手続等を簡素化し、個人及び個人事業者の迅速再生に資することを目指しているが、中小企業はその対象となっていない。

また本ガイドラインは、震災被災者が法的倒産手続によらず、債権者との合意に基

づき債務整理を公正かつ迅速に行うことにより、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援することを目的としており、東日本大震災で生活基盤や事業基盤への影響を受けた個人及び個人事業者がその対象となっている。

(2) RCC企業再生スキーム

RCCIは、旧住宅金融専門会社各社及び破綻金融機関の不良債権回収業務、並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」いう。）第53条に基づく健全金融機関からの不良債権の買取り及びその回収業務に加え、平成13年11月からは社内に企業再生本部を設置し、企業再生業務を行っている。

RCCへの案件の相談は、基本的には債権者である金融機関からRCCへの相談によっており、債務者企業からの直接の相談は不可能と思われる。なお、金融再生法第53条に基づくRCCによる債権買取りによってRCCがメインバンクとして企業再生を行う機能は、平成17年3月末に債権の買取り申請が終了したためなくなっているが、現在でも調整型の企業再生業務は継続しており、再生計画の検証と債権者調整の役割を担うことにより企業再生の支援を行っている。また、地域金融機関等の要請を受け、企業再生計画を策定支援するという事例や、一行取引や単独行放棄の場合等でも平成17年度税制を活用したいという場合には検討し得る。これは、RCC単独の債権放棄でも適用要件（法令24の2 四、同五）を満たし、さらに、法人税法上の受益者等課税信託⁵であっても受託者としての債務免除も要件を満たす（法則8の6 三）ため、RCCが受託者となる金外信託⁶等で債権を買取り後、債務免除等を行う方法である（後記6(6)参照）。

RCC企業再生スキームの流れは、下図となるので参考にされたい。相談に至る手続きが公開されるわけではないので限定的だが、一種の風評リスク（RCC企業再生スキームで原則公表。会社への影響がある場合は非公表のスタンス）はあるものの、中小企業においても活用できる制度と考えられる。

なお、平成23年9月12日に、RCCから「RCC企業再生スキーム」の改定版が公表されており、その概要は以下のとおり。

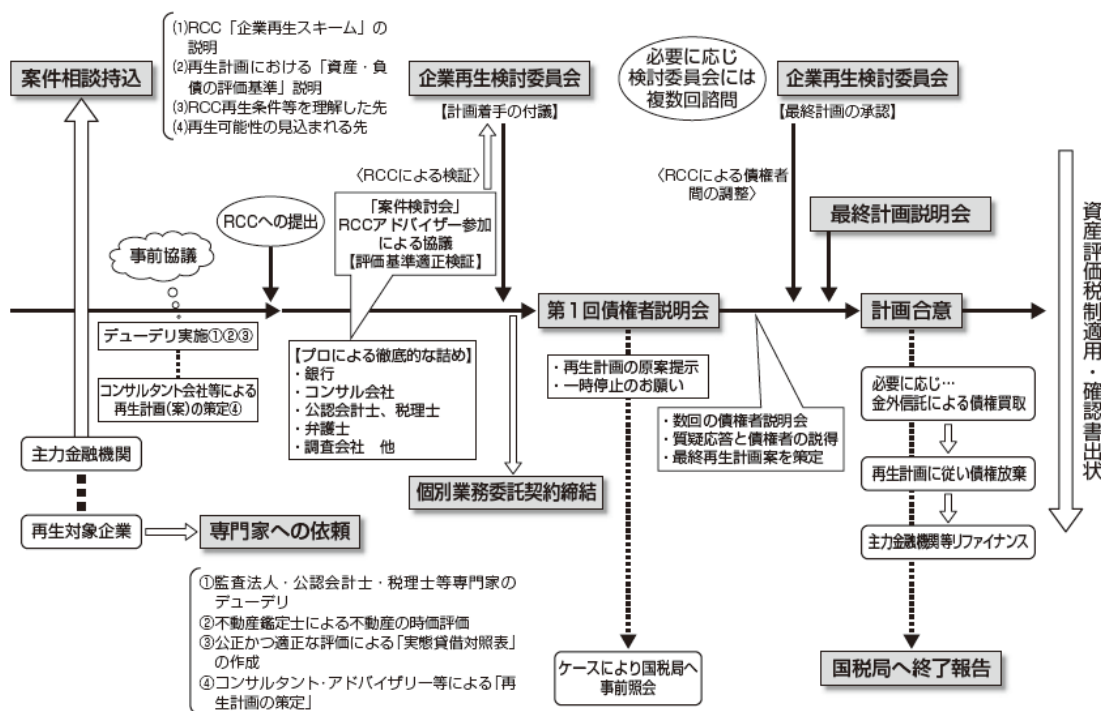
【平成23年9月に公表されたRCC企業再生スキームの主な改定概要】

改定点	改定内容
RCC等公的機関等が関与する私的整理手続において、「これら公的機関又は第三者の調査結果で会社が債務超過であることを示す書面」をもって、「残余財産が無いと見込まれることを証明する書類」とみなせることになったため、確定申告に添付する書類の交付手続を追加した。	平成22年度税制改正により、法人が解散した際に残余財産が無いと見込まれる場合は、期限切れ欠損金を適用事業年度の所得金額の範囲内で損金算入することになった。この際に確定申告書に添付することが求められる「残余財産が無いと見込まれることを証明する書類」とし

	て、RCC企業再生スキームの中で求められている「公的機関又は第三者の調査結果で会社が債務超過であることを示す書面」が認められることになった。
従来から認められている「他の金融債権者の同意を得るための調整」につき、RCCに委託できる者の対象範囲を拡大した。	従来、RCCに調整を委託できる金融債権者は主要債権者の一人である金融機関に限定されていたが、地方公共団体等も含められることになった。
「再生計画における「資産・負債の評定基準」(別紙5)」の改定	法的手続や私的整理手続における資産評定基準との整合性を図り、また債務者の再生可能性の判断と債権者の経済合理性とを公正かつ適正な資産・負債評定のもとで行うという目的のため、評定基準を見直している。具体的には各項目に共通する基本的な原則を記載することにより、個別に規定のない資産項目等の評価基準につき明確にするとともに、各資産・負債の評定につき、より詳細な基準を示している。

なお、上記以外に、債務の消滅により利益が生じる場合として、債務免除に加え、債務の株式化(DES)等が加えられている(出典:国税庁への照会文書「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて(照会))(平成23年9月15日・株式会社整理回収機構)の「RCC企業再生スキーム」。

RCC企業再生スキームの流れ(案件相談から計画合意まで)



(出典:株式会社整理回収機構)

(3) 中小企業再生支援協議会の支援による再生

中小企業再生支援協議会（以下「協議会」という。）は、産活法第42条に基づき、各都道府県の認定支援機関（商工会議所、中小企業支援センター等）に設置された公正中立な公的機関であり、各地で中小企業者⁷の再生計画の策定支援を行う等の活動を行っている。

支援対象については、「平成23年度 中小企業庁支援策のご案内」に、以下のような状況に陥った事業再生意欲を持つ中小企業が例示されている。

事業自体は円滑に行われているが、過去の投資等による借入金の返済負担等で、資金繰りが悪化している場合

事業存続の見通しはあるものの、事業の見直しや金融機関との調整が必要となっている場合

中小企業庁は、協議会の機能強化や地域間でのレベル格差を解消することを目的に、各協議会の事業実施における統一的ルールとして、平成20年4月に「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」、平成21年4月に「同Q&A」を策定し、公表している。これらに基づく事業再生手続は「中小企業再生支援協議会スキーム」と呼ばれているが、平成17年度税制の対象となる手続とは異なるものである。（「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」Q&AのQ5～Q7「合理的資産整理」に該当。付録2(3)参照）

また、平成20年4月において、協議会の強化の一環として、案件処理の手続・基準の統一化等が図られ、財務を中心としたデューデリジェンス報告書の雛形が公表された。このことは実務において大きな影響を与えたものと考えられる。

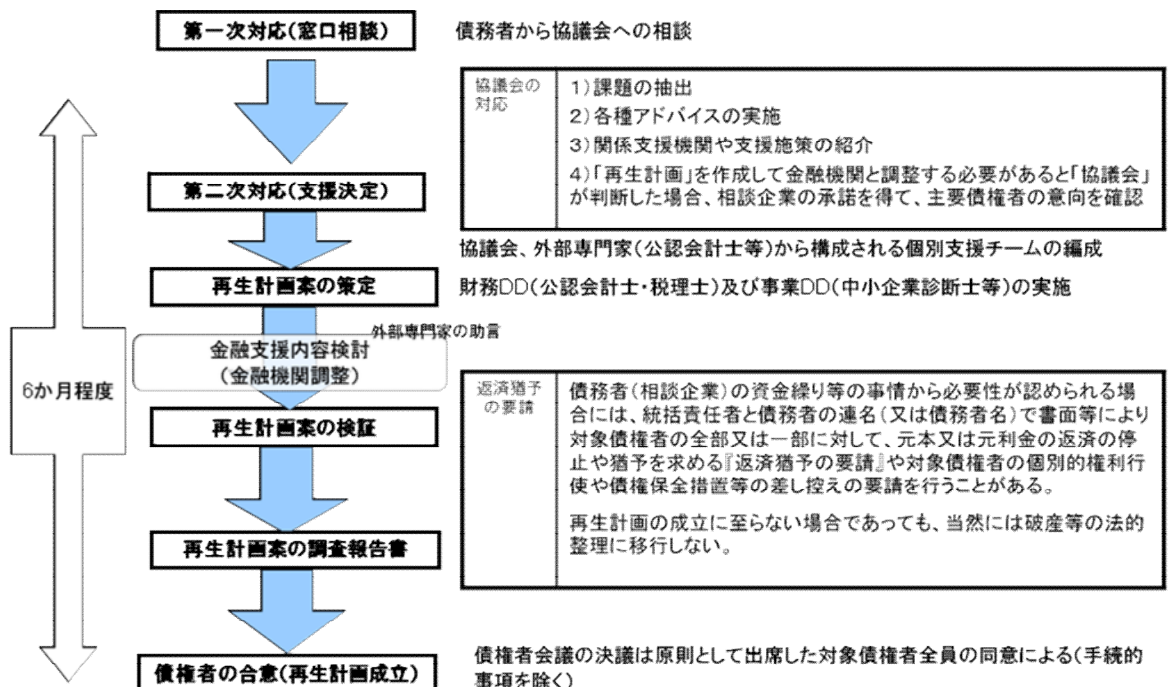
なお、上述したように平成17年度税制改正の適用を受けるには、「中小企業再生支援協議会スキーム」とは異なる「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」（平成17年6月21日、経済産業省 中小企業庁）に従う必要がある。（付録2(3)参照）

なお「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手続（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」による場合には、私的整理ガイドラインと同様に一時停止通知がなされるが、通常の「中小企業再生支援協議会スキーム」では一時停止通知はなされず、債権者に対して統括責任者と債務者連名で「返済猶予の要請」を行う場合があるにすぎない（同Q&A Q21）。また、再生計画検討委員会の設置や「実態貸借対照表策定のための評価基準」に基づいた資産評定など、より厳格な手続が要求されている点に違いがある。平成17年度税制（評価損益税制）の適用を受けるか否かによる再生支援の手続を比較してまとめると（表1）のとおりである。

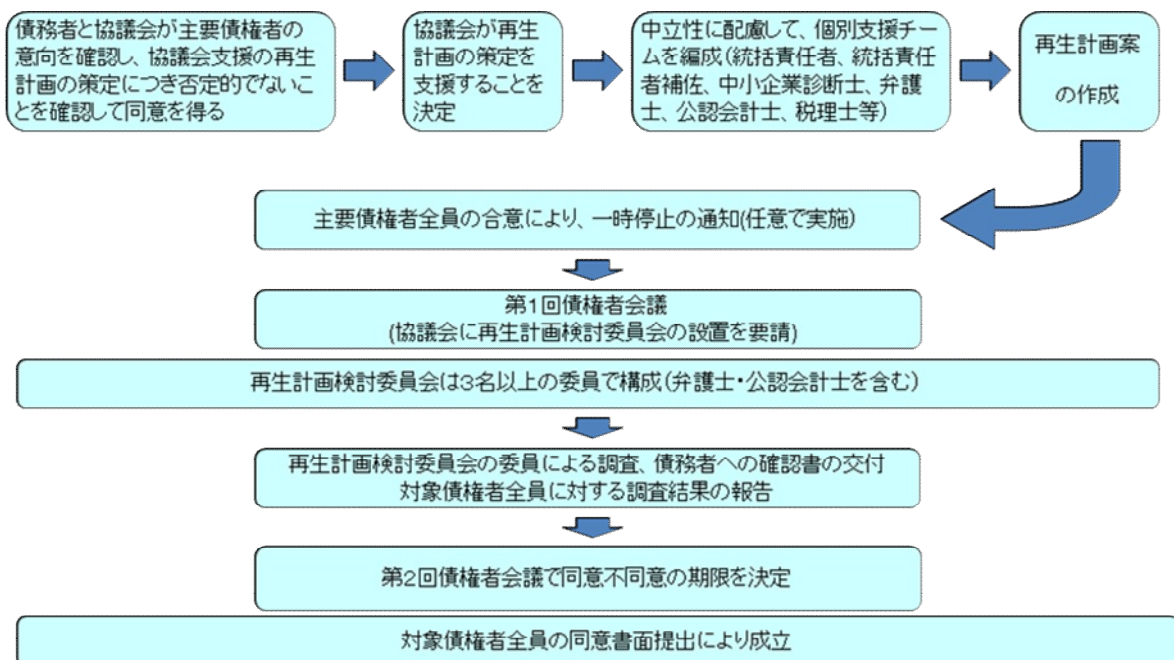
(表1)

	(1) 評価損益税制の適用を受けない場合	(2) 評価損益税制の適用を受ける場合
再生支援の手続	中小企業再生支援協議会事業実施基本要領に基づく「中小企業再生支援協議会スキーム」	中小企業庁が別に定めた「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」
手続の流れ	(図1) 参照	(図2) 参照
金融支援の方法(例)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による条件変更(リスケジュール) 第二会社方式(図3) DDS(Debt Debt Swap) 協議会版資本的借入金 物損等(法法33 法令68) + 期限切れ欠損金劣後利用等、右(2)評価損益税制の適用を受ける場合以外の金融支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年税制改正適用(資産評価損・期限切れ欠損金の優先控除利用スキーム) 債務免除を含む再生計画の策定を支援する場合であって、協議会の再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合(中小企業再生支援協議会事業実施基本要領Q&A Q7)。

(図1)



(図2)



さらに、平成21年度より第二会社方式(中小企業承継事業再生計画)(6参照)の利用が認められており、(表2)のとおり、利用できる金融支援手法は多岐にわたっており、窮境原因に適合した金融支援の手法が選択可能となっている。以下では、(表2)を基に、主な金融支援の方法について解説を加える。

(表2)

金融支援	累積		今回公表分 平成23年1月～3月	
	企業数	割合	企業数	割合
債務免除の実施	592	20.1%	10	10.6%
・直接放棄	279	9.5%	2	2.1%
・譲渡・分割による第二会社方式	313	10.6%	8	8.5%
金融機関、取引先からの借入金の株式化(DES)	55	1.9%	0	0.0%
金融機関による借入金の資本的劣後ローン(DDS：早期経営改善特例型)	182	6.2%	3	3.2%
協議会版資本的借入金(DDS2：準資本金型)	35	1.2%	3	3.2%
金融機関による条件変更(リスケジュール)	2,061	70.0%	86	91.5%
平成17年税制改正適用(評価損益税制)	31	1.1%	0	0.0%
RCCや債務管理会社からの卒業	169	5.7%	2	2.1%
ファンド活用	140	4.8%	0	0.0%
完了案件総数	2,945		94	

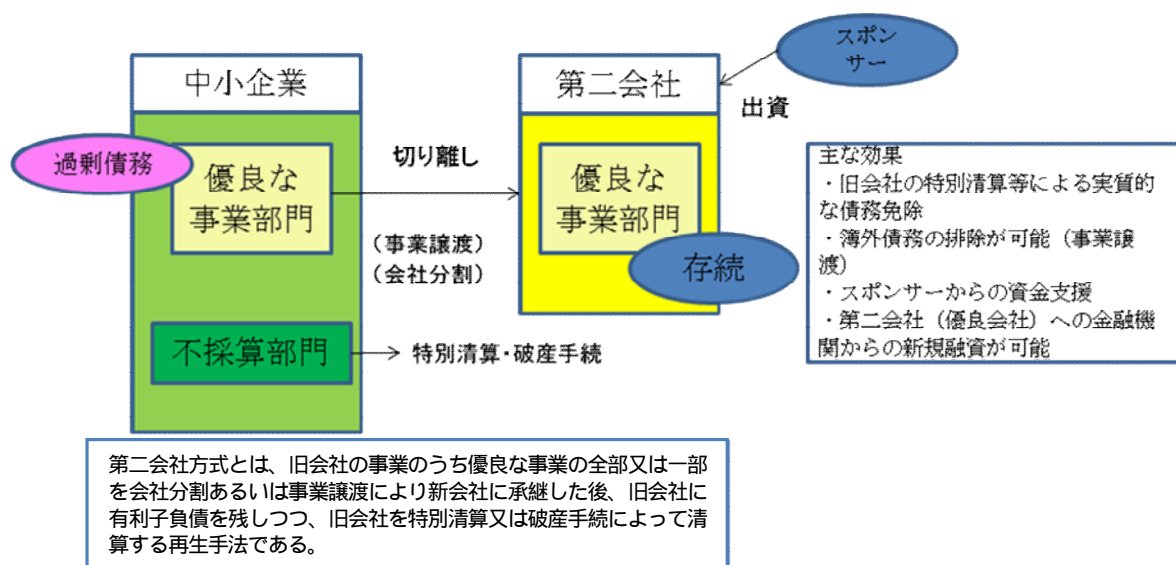
(注) 上記手法を複数実施している案件があるため、支援方法の合計と完了案件総数は一致しない。

(出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業再生支援協議会の活動状況について」に一部加筆)

(表2)を見ると、付録2(2)に記載のとおり、平成17年度税制の適用事例が少ないことが分かる。一方で、債務免除を実施する際には、スポンサーからの資金支援や第二会社への金融機関からの新規融資を得やすいなど、企業が継続していく上で、直接放棄以上の効果が期待できる第二会社方式((図3)参照)が利用されていることが分かる。

また、最近では、リスケジュールでは事業再生が困難ではあるが、債務免除を行うと納税が発生するなどの理由で債務免除を実施できないケースでは、中間的な手法として資本的劣後ローン(以下「DDS」という。)が利用されている。債務免除と比較すると金融機関の負担が軽減されるとともに、DDSには平成16年2月創設の早期経営改善特例型と平成20年10月創設の准資本型があり、准資本型については適用金利の上限が制限されるため、債務者企業にとっても効果的な手法であると考え(図4)及び(表3)参照)。

(図3)



(出典：「平成22年度 中小企業庁支援策のご案内」に一部加筆)

(図4)

金融検査マニュアル別冊の改訂(平成16年2月)	資本的劣後ローン (早期経営改善特例型)	中小・零細企業向け要注意先債権(要管理先債権含む) 実現可能性が高い経営改善計画を策定 関係者間での合意がなされている 返済は全ての債権完済後に開始 デフォルトが生じた場合、請求権は他の全ての債権弁済後に生じる 債務者の財務状況の開示及びキャッシュフローに対して一定の関与ができる 期限の利益を喪失した場合には、全ての債務について、期限の利益を喪失する
金融検査マニュアル別冊の改訂(平成20年10月)	資本的劣後ローン (准資本金型)	債務者区分を問わない 償還期間が長期であることや金利が業績連動型であること等資本に近い性質

平成16年11月2日「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取り扱い」(JICPA業種別委員会報告32号)貸倒引当金について①発生損失見込み額に加えて、②市場性のない株式・種類株式に準ずる評価も認める。

金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)(平成23年11月22日改訂)

2. また、中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」についても、償還条件が、15年の期限一括償還であり、「長期間償還不要な状態」である、赤字の場合には利子負担がほとんど生じないなど、「配当可能利益に応じた金利設定」である、劣後ローンであり、「法的破綻時の劣後性」が確保されている、という商品設計であり、資本に準じた内容となっています(「資本的借入金」の概要については別紙2参照)。

3. したがって、両制度に係る借入金については、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなして差し支えありません。

(注1)「十分な資本的性質が認められる借入金」については、原則として、「長期間償還不要な状態」、「配当可能利益に応じた金利設定」、「法的破綻時の劣後性」といった条件が確保されていれば、上記の借入金と同様の商品設計に限定される訳ではありません。

(注2)上記の両制度も含め、「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例については、別紙3を参照してください。

(別紙3)

「十分な資本的性質が認められる借入金」とみなすことが可能な関係省庁等の施策の代表例

制度名	関係省庁等
挑戦支援資本強化特例制度 (日本政策金融公庫)	経済産業省
中小企業再生支援協議会版「資本的借入金」	経済産業省
災害対応型劣後ローン	経済産業省
岩手産業復興機構による既往債権の買取制度	経済産業省
危機対応業務による資本的劣後ローン (商工中金等)	経済産業省、財務省

(表3)

	早期経営改善特例型	協議会版資本的借入金 (准資本金型)
適用対象債務者区分	要注意先(要管理先を含む。)	すべての債務者区分
適用金利	制限なし。	・年0.4%程度 ・当初5年間は固定
償還条件	・他の債務完済後 ・財務内容に問題がなければ 早期償還可能	・15年一括償還 ・原則、当初10年間は期限前 弁済禁止
当該債権の取扱い	・貸出条件緩和債権 ・適用金利が要件を満たせば、 貸出条件緩和債権には該当 しない。	同左
適用後債務者区分 (金融検査マニュアル：自己査定(別表1) 1.(3)備考参照)	要管理債権のすべてが資本的 劣後ローンの場合には要管理 先に該当しない。	同左

貸倒引当金 (金融検査マニュアル:償却・引当(別表2) 1.備考参照)	業種別委員会報告第32号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」(平成16年11月2日 日本公認会計士協会)	例えば時価を把握することが極めて困難と認められる株式の評価方法を踏まえて算出する際、会計ルールに基づいて適切に引当てる。
適用例	貸出条件の緩和による要管理債務者の債務者区分の向上	債権放棄案件において、下位行の債権放棄の代替とする。 債務免除では納税が発生してしまう場合 多額の債務超過を主要因として破綻懸念先とされている債務者の債務超過解消を図る。

(参考:金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)(平成23年11月22日改訂))

ここまでで、協議会の支援対象、再生支援の手続、金融支援の方法を見てきたが、その他、協議会の特徴的な点は、他の手続ではデューデリジェンス実費を含む実施費用は債務者企業負担であるのに対して、協議会を利用する手続ではデューデリジェンス費用の一部を補助する制度がある等、費用面において優れている。一方で、協議会には資金供給機能がないため、資金繰りが逼迫している場合には支援ができない場合がある。

協議会利用者の多くは、メインバンクから協議会への相談を促されるケースであるが、企業が自ら相談することも可能である。(図1)に記載の窓口相談が常時開設されているが、電話予約した上で訪問することで、相談に必要な書類に不足が生じず、有効かつ効率的に助言を受けることができる。

各都道府県の協議会の連絡先は、独立行政法人中小企業基盤整備機構のウェブサイトで見ることができる。

<http://www.smrj.go.jp/keiei/saiseishien/contact/index.html>

(4) 事業再生ADR(裁判外紛争解決手続)

ADRとは、訴訟や法的倒産手続のように裁判所による強制力を持った紛争解決の手続を利用することなく、当事者間の話し合いをベースとして紛争を解決しようとする手続の総称であり、ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)の施行により民間の事業者が法務大臣の認証を受けてADR事業を行えるようになった。これを受けて、平成19年6月の産活法の改正によって、ADRを事業再生に活用する場合の取扱いが定められ、経済産業大臣の認定を受けたADR事業者は事業再生に関する紛争を取り扱うことができることとなった。この経済産業省の認定を受けた事業再生に係る

ADR事業者により私的整理の促進を図る制度が事業再生ADRと呼ばれている。

事業再生に関するADR手続に当たっての相談先は、先述した経済産業大臣の認定を受けたADR事業者となるが、平成23年7月末現在、経済産業大臣の認定を受けた事業再生に関するADR事業者は事業再生実務家協会（Japanese Association of Turnaround Professionals：以下「JATP」という。）のみとなっている。JATPでは、手続期間として申請後3か月を予定しており、その前に手続申請書を作成して仮受理される。正式受理の前には再生計画案が完成していることを予定している。事業再生ADRでは、債権放棄を伴う計画である場合には、資産評価基準による貸借対照表の作成を要する（産活法48、経済産業省令第53号14一）。資産評価基準は、平成20年11月20日に公示された「経済産業省告示第257号」で定められている。そこで、少なくとも債権放棄を伴う場合にはこれに基づいて損益計画、弁済計画が作成されていることが必要である。

また、事業再生ADRの場合にも⁸手続開始時から終了時までの期間におけるつなぎ緊急融資（プレDIPファイナンス 産活法52、経済産業省令第53号17）のため、融資額の2分の1かつ最高5億円までの中小企業基盤整備機構の事業再生円滑化関連保証⁹（産活法50）及び2億8000万円を限度とする信用保証協会による事業再生円滑化関連保証（産活法51、経済産業省令第53号16）を受けることができることとされているが一定の審査期間を要する。

以上により、申請の正式受理、一時停止手続やプレDIPファイナンスに至るまでには、数か月を要することから、申請時までには再建計画案につきメインバンクの同意を得ておく必要がある。一時停止手続を行う場合には、私的整理ガイドラインのようにメインバンクとの連名ではなく、債務者及び事業再生ADR事業者のみで行えることから、メイン寄せのおそれが少なくなるという効果もあるが、実務的には申請前に再建計画の内容にメインバンクの基本的同意を取り付けるなどその協力が不可欠なことが多い。また、自主再建が困難な場合には、再生計画案の成立を停止条件とするスポンサー契約を早めに締結することが薦められている¹⁰。

しかしながら、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合には、いわゆる税務上の二行三人要件（内容は後記4(3)を参照）を充足する必要があり、手続実施者を三人以上選任しなければならない、その手続実施者の中には監督委員又は管財人の経験を有する者及び公認会計士がそれぞれ一人以上含まなければならない（経済産業省令第53号9）とされている点から、制度設計当初は中小企業より大きめの企業に適した制度設計と考えられていたが、後記のとおり、平成23年7月に経済産業省令第53号・経済産業省告示第29号の一部が改正され、条件付きで手続実施者が三人以上から、二人以上に緩和され、中小企業の再生にも活用されるよう配慮が加えられた。

本制度の利用状況を見てみると、平成21年3月末頃から利用例が出始め、平成21年9月には上場会社で債務免除を受ける事例もあったが、平成23年3月末現在、取扱件数は27件、取下件数は4件、進行中の案件は1件あり、我が国再生実務における再生手法として定着しつつあるといえる。

なお、前記のとおり、本制度の利便性を高めるとともに対象を将来的に広げることを目的とし、平成23年7月に一部が改正された経済産業省令第53号・経済産業省告示第29号の改正概要は以下のとおり。

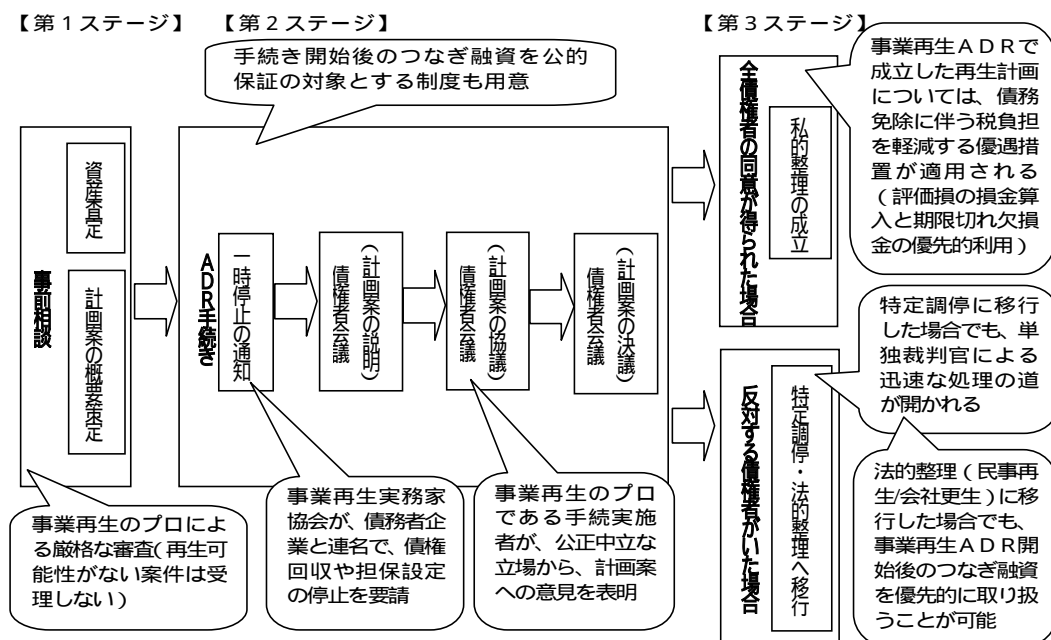
【平成23年7月 経済産業省令第53号・経済産業省告示第29号の主な改正点】

項目	条項	改正点の概要
手続実施者（補助者）の要件の緩和	省令53号4	改正前は、手続実施者を補佐する補助者の要件を、2年以上事業再生に携わった経験を有することとされていたが、改正により、事業再生に係る債務者とその債権者との間の権利関係を適切に調整した経験を3件以上有することに変更された。 これにより、適格者が手続実施者に昇格し易くなり、将来的な制度の広がりが確保されると予想される。
中小規模企業向け再生対応	省令53号9	改正前は、事業再生計画案が債権放棄を伴う場合、中小規模案件においても手続実施者を三人以上選任しなければならないとされていたが、改正により、有利子負債額10億円未満の中小規模企業の再生案件に限って、手続実施者の人数要件が「三人以上」から、「二人以上」に緩和された。 これにより、債権放棄を伴う事業再生計画に必要とされる関与すべき専門家の人数要件を緩和した平成21年度税制改正との整合性が確保されるとともに、コスト的に中小規模企業の再生にも利用しやすくなると予想される。
DIPファイナンスの決議可能な会議の範囲の拡大	省令53号17	改正前は、債務者企業が事業再生ADR手続に入った後の一時的な必要資金の融資（DIPファイナンス）の決議ができるのは、第1回債権者会議のみとされていたが、改正により第2回以降の債権者会議でも決議できるようになった。 これにより、事業再生ADR手続に入った後、再生計画案の変更時の再生期間中の資金調達を容易にする等、不測の事態にも柔軟に対応できるようになると予想される。
適用範囲（対象となる金融機関等の範囲）の拡大	告示29号1一、2	今回の改正により、2以上の金融機関等の定義に、株式会社日本政策投資銀行、信用保証協会、地方公共団体が新設された。 これにより、債権放棄を伴う場合に、事業再生ADRが活用されるケースが増加すると予想される。

適用範囲（債権放棄並びにDESを追加）の拡大	告示29号 1 三、 2	改正前は、債権放棄を伴う計画においては、認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項として、2以上の金融機関により債権放棄が行われている場合とされていたが、改正により、確認を求めるケースとして、債権放棄以外に債務の株式化（DES）が追加された。 これにより、事業再生ADRを活用する事業再生に係る金融支援の手法が多様化すると予想される。
合意に基づく第二会社方式の明確化	告示29号 2 二	改正前の事業再生ADRは、第二会社方式を活用した事業再生計画を想定していなかったため、その取扱も明示されていなかったが、改正により第二会社方式を活用した事業再生計画を利用できることを明確化した。 これにより、事業再生ADRを活用した再生スキームの柔軟性や多様性が生まれると予想される。

（出典：経済産業省経済産業政策局産業再生課 藤井敏央 著「事業再生ADR制度の省令・告示改正」 NBL 957(2011.7.15)号（株式会社商事法務） p.78-83 一部加工）

事業再生 ADR の流れ図（イメージ）



（日本公認会計士協会機関誌 会計・監査ジャーナル2009年2月号（第一法規株式会社）「【座談会】産業活力再生特別措置法（産活法）に基づく事業再生ADR」を基に作成）

(5) 企業再生支援機構

概要

企業再生支援機構（Enterprise Turnaround Initiative Corporation of Japan：ETIC）は、地域経済の再建を図るため、金融機関や地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対し、金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて、その事業の再生

を支援することを目的として、平成21年10月に国の認可法人として設立された株式会社である（機構法1）。原則として、設立から2年以内に支援決定を行い、その後3年以内に支援を完了することを目指して、再生支援を行うことになっている。

企業規模や業種、地域は関係なく、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者であれば支援対象となるが、第三セクター、地方三公社、政府が実質的に支配している法人等は支援対象外とされている（機構法25）。

なお、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、企業再生支援機構の買取期限の延長を望む声も聞かれるが、平成23年7月末現在、買取期限の延長等は決まっていない。

機能と効果

企業再生支援機構が持つ主な機能と活用した場合の効果としては、次の五つ¹¹が挙げられている。

イ．債権者調整機能

公的・中立的な第三者という立場から、各債権者の利害を調整する機能を持つ。

ロ．投融資機能

投資及び融資による支援対象事業者へ資金を提供する機能を持つ。

ハ．人材派遣機能

支援対象事業者にプロフェッショナルな人材を派遣して、経営指導・助言する機能を持つ。

ニ．税制上の優遇措置（効果）

企業再生支援機構の支援を受けることで、対象債権者及び債務者（支援対象事業者）いずれも、他の法的整理や私的整理とほぼ等しく、税制上の優遇措置を享受できる。なお、詳細は後記4（1）（2）（3）参照。

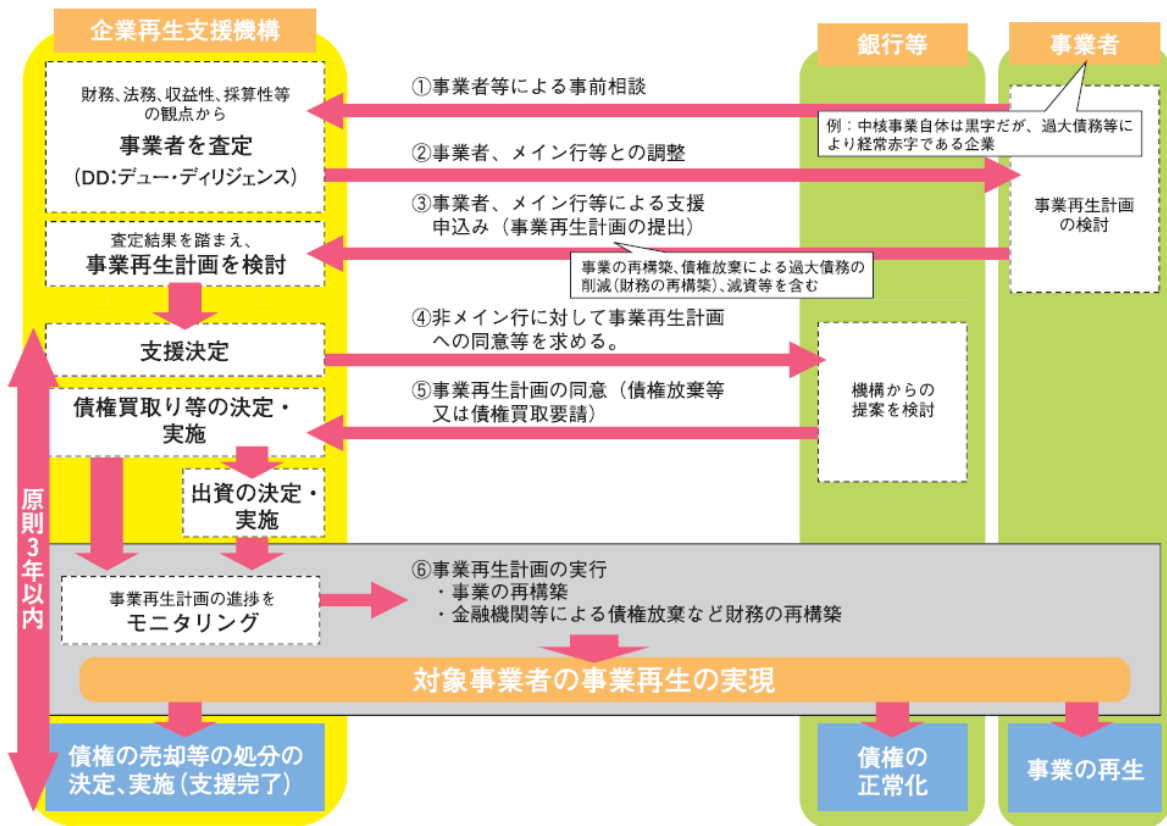
ホ．金融検査上の債務者区分上方遷移（効果）

債権者の金融庁検査において、支援決定された支援対象事業者の債務者区分は上方遷移される。

企業再生支援機構による再生プロセスとその特徴

企業再生支援機構による事業再生業務の流れは以下のとおりである。

【企業再生支援機構による事業再生業務の流れ】



(出典：株式会社企業再生支援機構ウェブサイト：
<http://www.etic-j.co.jp/business/flow.pdf>)

次に、企業再生支援機構の再生プロセスに関する主な特徴としては、次のことが挙げられる。

イ．各債権者の金融支援（負担）は、メインバンクが他の債権者より加重的責任を負うメイン寄せではなく、メイン行、非メイン行に関係なく平等に分担する（プロラタ）精神が尊重されることが挙げられる。これらは平成15年5月に設立された株式会社産業再生機構が行う再生のプロセスに関する特徴を踏襲していると考えられる。

ロ．企業再生支援機構には、株式会社産業再生機構にはなかった手法、具体的には、債権放棄等を伴わない貸出条件の調整のみや、債権者間調整や経営改善指導のみを行う支援が準備されている。これらのケースでは、債権放棄等の金融支援がないため、株主責任や経営者責任が問われないことがあり得ると考えられる。

支援実績と実績から見られる傾向

平成23年3月現在、支援対象事業者は14社、支援終了事業者は2社となっている。

なお、これまでの実績から、企業再生支援機構が取り組む案件には、以下の特徴が伺える。

イ．協議会では支援対象とならない医療法人や学校法人、大規模法人等も、その支援対象になっている。

ロ．日本航空株式会社のケースのように、会社更生法と併用することで、事業毀損を防ぎながら、再生プロセスの安定性を確保する等、相互補完することで、難しい大型案件の再生プロセスのモデルケースを示している。

なお、これまでの支援実績から見られる傾向ではないが、企業再生支援機構は中堅・中小企業の事業者に対する支援強化のための専門組織として、中小企業再生支援センターを設置しており、大企業から中小企業まで幅広く、その事業を支援する仕組みを取り揃えている。

(6) 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

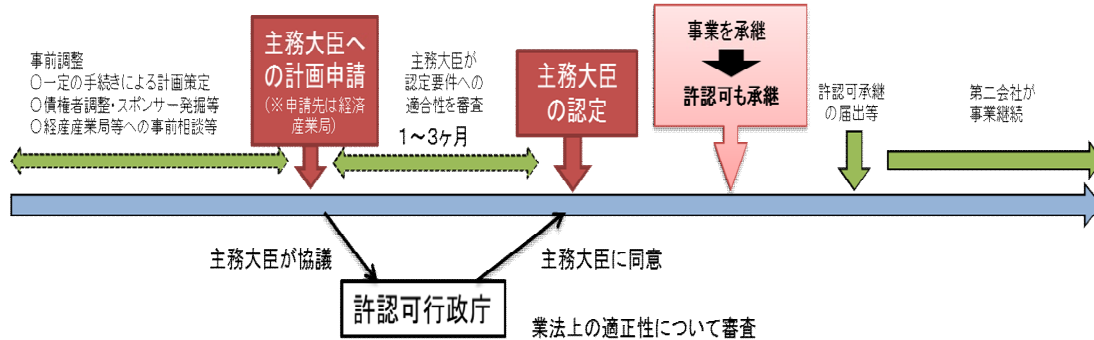
中小企業承継事業再生計画とは、平成21年4月30日に公布され平成21年6月22日より施行（平成21年4月30日に施行された一部の特例を除く。）された「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」により創設された制度（産活法39の2、同39の3）であり、第二会社方式（4（4）参照）を利用した事業再生を支援するため、特定中小企業者¹²が会社分割又は事業譲渡による第二会社方式を用いた「中小企業承継事業再生計画」を作成し、国による計画の認定を受けることにより、次のような特例を受けることができるというものである。

許認可承継の特例

中小企業承継事業再生計画の認定要件の中で、従業員や取引先の維持を規定することなどを盛り込んだ場合には、事業譲渡会社が有している許認可について事業譲受会社に承継することができる（産活法39の4）。なお、承継することができる許認可の種類は、旅館業法、建設業法、火薬類取締法、道路運送法、ガス事業法、熱供給事業法又は貨物自動車運送事業法の各業法に規定される許認可とされており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定されるものは含まれない。

支援措置①:許認可承継の特例

○ 旧会社の有する営業上の許認可が、事業とともに第二会社に承継される特例を措置する。

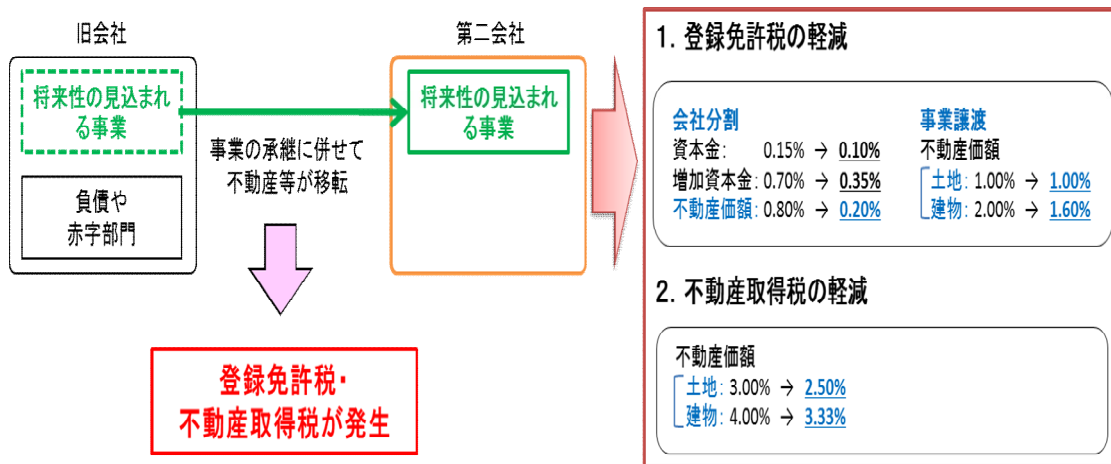


(出典：経済産業省「中小企業の事業再生支援の強化について」平成22年10月)

流通税の軽減

第二会社への事業の承継に必要な不動産の会社分割や事業譲渡による所有権移転の登記に係る登録免許税・不動産取得税が軽減される(措法80、地方税法附則11の4)。なお、登録免許税の軽減は、会社分割のための第二会社資本金についても適用がある。

○ 事業に必要な不動産等の移転に関し、不動産取得税・登録免許税を軽減



(出典：経済産業省「中小企業の事業再生支援の強化について」平成22年10月)

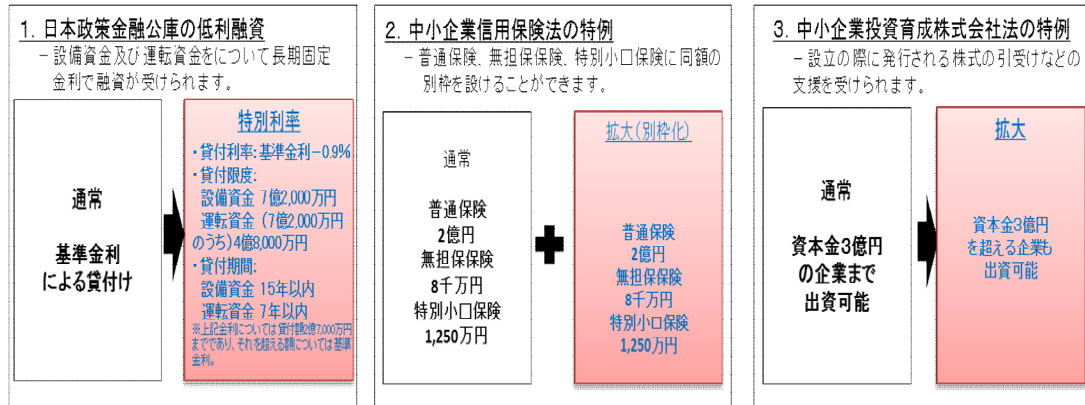
金融支援

第二会社方式の場合には、新規事業取得等のために資金調達が必要となるが、株式会社日本政策金融公庫の低利融資及び中小企業信用保険法の特例(産活法39の

5) 並びに中小企業投資育成株式会社法の特例(産活法39の6)により、事業再構築等に必要な融資や出資を円滑に受けられるようになっている。

支援措置③:金融支援

○ 第二会社方式を用いる際に必要となる事業対価、運転資金等について資金供給を円滑化



※上記の支援を受けるためには関係機関等による審査が必要になります。

(出典: 経済産業省「中小企業の事業再生支援の強化について」平成22年10月)

なお、中小企業承継事業再生計画の認定を受けるためには、下図の九つの要件を満たすことが必要となる(産活法2、同3、同39の2 各号)。

(7) 各制度に要する実務的な期間

各制度に要する期間は、付録1の事業再生の手続と税制の関係「1. 総論(1) 手続の概要 手続期間のイメージ」に記載されているが、各制度の進め方や手続実務等の取扱が異なるため、各制度の手続に要する期間が異なっている。

しかし、設置されている機関等への初期相談にはじまり、各種デューデリジェンス(標準的には、財務、法務、税務、不動産等)の実施、再生計画の策定作業、債権者との協議等を経て、主たる債権者(金融機関)との合意に至る一連の再生手続に要する実務的な標準的期間をみると、各制度いずれも概ね半年程度と思われる。

³ それ以外にも、上場廃止基準(東京証券取引所上場規程601条 五、七や同施行規則601条、など)にも配慮する必要がある。

⁴ 私的整理ガイドライン策定に際しては、INSOL(International Association of Restructuring, Insolvency & Bankruptcy Professionals 倒産実務家国際協会 日本にはその支部である倒産実務家日本協会(JFIP)がある。)の8原則(INSOLインターナショナル 平成12年)及びそれが範とした「ロンドンアプローチ」(イングランド銀行 平成2年)が参考にされた(高木新二郎・獨協大学法学部教授「私的整理に関するガイドライン」の解説 NBL723(2001.10.15)号 株式会社商事法務)。

⁵ 法人税法第12条第1項本文。受益者等が信託財産の所有者(この場合は債権者)とみなされる。

⁶ 金銭信託以外の金銭の信託(当初信託財産は金銭だが、解除交付財産は金銭以外の信託)

⁷ 中小企業者の定義は後記4(4)参照。

⁸ 中小企業再生支援協議会スキームでも活用の途がある(「事業再生と債権管理」(社団法人金融財政事情研究会)2009年7月5日125号「定着してきた中小企業再生支援協議会スキーム」(中小企業再生支援全国本部 総括プロジェクトマネージャー 藤原敬三ほか)。

⁹ 事業再生関連保証には、事業再生保証(DIP(Debtor in Possession)保証)と事業再生円滑化関連保証(プレDIP保証)の二種類がある。前者は、法的再生手続を利用して事業再生を図ろうとする中小企業者への融資に対する保証であり、後者は、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会スキームに基づく場合で中小企業者の事業再生のための制度。

¹⁰ 「事業再生と債権管理」(社団法人金融財政事情研究会)2009年7月5日125号「事業再生ADR申請上の諸問題と展望」(JATP代表理事 弁護士 松嶋英機)

¹¹ 企業再生支援機構のウェブサイトに記載されている「機構の業務」の機構を活用するメリットの記載を参照。

¹² 特定中小企業者とは、過大な債務を負っていることその他の事情によって財務の状況が悪化していることにより、事業の継続が困難となっている中小企業者をいう(産活法2②)。なお、「中小企業者」の範囲は後記4(4)参照。

4．事業再生手続の背景にある事業再生税制（税制の概要と留意点）

事業再生の手法及び技法の選択に当たっては、課税上の取扱いを十分に検討することが必要となることが多い。事業再生における税務の主要な論点は債務免除益に課税を受けることなく事業再生が可能かどうかの点にあり、事業再生税制では、これに対応して主に資産の評価損益や期限切れ欠損金の控除の特例を設けている。事業再生の手続と税制の関係は、付録1に整理しているので参照されたい。

債務免除益については、他国では一定の事業再生の場合に債務免除益そのものの課税を軽減する事例もあるが、我が国の制度では債務免除益そのものは原則どおり益金を構成し、税制における事業再生の類型区分（会社更生、民事再生、一定の私的整理）に応じて、欠損金・評価損の取扱いに特例を設け、債務免除益に充当し易くするという方法で事業再生に対応している。債務免除益課税が生ずるということは、課税による資金負担のみではなく、債務免除の額そのものが過大のおそれがあるものとして捉えられることもあり再建計画策定の重要な項目となる。

平成17年度の法人税法改正は、会社更生にしか認めてこなかった資産の評価損益及び期限切れ欠損金の優先控除の適用範囲を広げる画期的なものであった（付録2(1)参照）。それまで、民事再生では資産の評価損は認められていたものの期限切れ欠損金については、民事再生会社等の債務者が青色申告法人であり、前7年以内に発生した欠損金¹³（以下「青色欠損金」という。）控除後の活用に限られていたほか、一定の私的整理では青色欠損金控除後の期限切れ欠損金の活用が認められるに留まっていた。平成17年度の法人税法改正は、資産の評価損益及び期限切れ欠損金の優先控除の利用可能な範囲を、民事再生のほか、一定の私的整理に関しても適用可能な要件を設けて大きく拡大した。

しかしながら、この改正は当初より比較的大きな企業を前提とした制度設計であったため、中小企業にとっては利用しづらい面があった。また、主に中小企業では、粉飾問題等によりそのままではスポンサーからの支援が得にくい場合も少なくなく、法人格の維持継続を必須とする上場会社等と違って法人格の変更は比較的容易であることから、従来からいわゆる「第二会社方式」（4(4)参照）を採用する傾向にあった。これらのため、平成21年度税制改正により中小企業に対して一定の手当がなされた。

なお、窮境にある企業に多く見られる仮装経理に係る過大申告に関しては、所得の減額更正があっても原則として直ちに過大納付分の還付はされない制度となっていたが、平成21年度税制改正により一定の事業再生については、還付額が一般債権者への配当額に影響することを考慮して早期還付の特例が認められている。

(1) 資産の評価損益

上述のように、事業再生手続の過程で債務処理計画等が承認され、債権放棄が確定

すると債務免除益が計上される。これに対して、法人税法上は一定の要件を満たさない評価損益の計上を認めないのが原則だが、再生企業の場合には例外として資産の評価損（及び評価益）を計上することが認められている。中小の再生企業の場合、資産の評価益は少ないことが多く、この特例により資産を譲渡しなくとも評価損を計上することができる。債務処理計画等において、この特例と(2)の欠損金の特例を組み合わせると債務免除益課税を軽減することが可能となる。

会社更生法の場合

更生手続開始の決定があったときは、更生会社の事業年度は、その開始の時に終了し、これに続く事業年度は、更生計画認可の時（その時まで更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了する（更生法232）。ただし、税法上の事業年度は、その期間が1年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）となる（法法13、地方税法72の13）。会社更生では、更生手続開始決定日時点のすべての財産について、時価を基準とする財産評定が行われ（更生法83）、この財産評定額は更生会社の認可決定時貸借対照表及び財産目録における取得価額とみなされ会計帳簿の基礎となる（更生則1、会社計算規則5・）。

会社更生法の規定による更生計画認可の決定があった場合においては、財産評定手続によって算定され、会計帳簿に反映した資産の評価益の益金算入及び資産の評価損の損金算入が行われる（法法25、同33）。

また、これまで金銭債権は評価損の計上対象から除かれていたが、平成21年度税制改正により改正法施行日以後に行われる評価換えについては、金銭債権についても評価損の損金算入ができることになっている。これにより、従前の評価損対象資産をあまり保有せず、金銭債権を多く保有するような企業（ノンバンクやリース会社等）や関係会社間の債権を多く保有するような企業の事業再生においても多くの評価損を計上できるようになるものと考えられる（この改正については民事再生・一定の私的整理の場合においても概ね同様である）。従来、金銭債権については会社更生の財産評定に基づく評価損であっても、税務上は損金の対象に含まれないと解されることが多かったが、平成21年度税制改正により、会社更生の資産評定損について会社更生法の規定に従った評価換えにより帳簿価額を減額する限り、税務上も認められることとなった。なお、負債に関する評価損益の計上は、税務上では認められない。

資産の評価損益の額については、会社更生法の場合においては、会社更生法の規定による更生計画の認可決定があったことにより評価換えをし、その帳簿価額を増

額又は減額した場合には、その増額又は減額した部分の金額は、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金又は損金の額に算入する（法法25、同33）ものと規定されている。当該規定による評価換えを行う場合には、評価換えによって減額又は増額された金額が更生計画の認可日を期末とする事業年度の評価損益となる。

日本公認会計士協会による会計制度委員会研究報告第11号「継続企業の前提が成立していない会社等における資産及び負債の評価について」（以下「会計制度委員会研究報告第11号」という。）で明らかにされているように、更生会社については会計上も財産評定に基づく資産の評価替えは行うべきものとされており、会社更生法の場合には資産の評価額について、会計上と税務上の取扱いは基本的に同じとなる。

民事再生法の場合

民事再生の場合には、法人税法第33条第2項及び法人税法施行令第68条による再生手続開始の決定に伴う資産評価損の計上（「損金経理方式」）に加えて、法人税法第25条第3項及び第33条第4項の規定による再生計画認可の決定時（法令68の2一）¹⁴における資産評価益及び資産評価損の計上（「別表添付方式」）が認められている。この両方式は、重複適用は認められず、いずれかを選択することとなること（法令68）のほか、対象資産の範囲や期限切れ欠損金の適用順序等、その要件の違いに留意して検討する必要がある。

イ．損金経理方式（法法33）

民事再生においても財産評定手続が設けられている（民再法124）が、その目的は会社更生の財産評定の結果が更生会社の会計帳簿の基礎となるのに対して、民事再生では、債権者が再生計画の適否を破産した場合の配当率と比較して判断するための資料とすることを目的としているため、原則として財産を処分するものとして行う（民事再生規則56）こととされている。このため、民事再生の財産評定の結果がそのまま会計帳簿に反映するものではなく、民事再生会社が資産評定を行う場合には財産評定とは別に事業の継続を前提とした価額（法人税法上は法人税法上の時価（法基通4-1-3、同9-1-3等））を算定して進めることが必要となる。もっとも、会計制度委員会研究報告第11号では、民事再生は会社更生と異なり、再生手続の開始決定をもって資産の評価換えを行うべき事象には該当せず、資産の評価替えを行うには減損会計等の会計基準を援用することが必要とされている。以下のように、税務上は損金経理を要件としているので、一般

に公正妥当と認められる会計処理の基準（以下「公正処理基準」という。）の適用により、評価損が計上できない場合には、要件を満たせないことが考えられる。また、固定資産の減損損失を計上するタイミングは必ずしも期末ではないという違いもある（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第55項、同第134項）。

民事再生の場合の評価損の税務上の取扱いには二通りあり、その一つが損金経理方式である。すなわち、物損等の事実や会社更生法の規定による更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実（「法的整理の事実」）が生じた場合には資産の評価損の損金算入が認められており（法法33 及び法令68）民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、民事再生法に定める財産評定が行われることは、当該法的整理の事実該当するとされている（法基通9 - 1 - 3の3）。

ただし、民事再生において再生手続の開始決定があった場合における法人税法第33条第2項及び法人税法施行令第68条に基づく評価損の計上を行う場合は、再生手続開始の決定により、資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了のときにおける当該資産の価額（法人税法上の時価（法基通4 - 1 - 3、同9 - 1 - 3等）との差額に達するまでの金額は、損金の額に算入するとされており、損金経理が要件とされている。したがって、会社法及び企業会計に基づいて資産の評価換えを行った場合について、税務上も評価損を計上できることを明確化したものとしている¹⁵。

損金経理方式の場合における評価損対象資産は、法人税基本通達9 - 1 - 5、9 - 1 - 16に定められており、棚卸資産と固定資産については、民事再生の再生手続開始の決定に伴う資産評価損の計上が明示されていたが、有価証券及び繰延資産については、同通達に明文規定がなく、これまでの実務上の例等では、認められると解することもあったようであるが、影響額が大きなときには所轄税務署等に事前相談を行う等の相当に慎重な対応を行うこともあった。

しかし、平成21年度税制改正後については、物損等の事実の場合については従前どおり対象資産が限定されているものの、法的整理の事実の場合には対象資産が限定されていないため、すべての資産について評価損を計上できることとなるものと考えられる。ただし、この場合においても、評価損の計上については損金経理が要件とされているため、金銭債権等について公正処理基準で評価損の計上認められないケースにおいては、損金経理要件を満たせず、評価損の損金算入の対象にならないものと取り扱われる（法基通9 - 1 - 3の2）。平成21年度税制改正により従前にあった評価損対象資産の制限がなくなったが、この基本通達に

は留意が必要である。

ロ．別表添付方式（法法25、同33）

民事再生法の規定による再生計画認可の決定があった場合においては、確定申告書に必要な別表を添付することにより資産の評価益の益金算入及び資産の評価損の損金算入を行う方法が認められている（「別表添付方式」、法法25、同33）。

民事再生において再生計画の認可決定の場合等について、法人税法第25条第3項及び第33条第4項により、資産評価損益の計上の対象となる資産については、以下のもの以外とされている（法令24の2）。

圧縮記帳の適用を受けた資産のうち、一定のもの

短期売買商品

売買目的有価証券

償還有価証券

その資産の価額とその帳簿価額との差額が当該法人の認可決定時（法基通4-1-9）の資本金等の額の2分の1に相当する金額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たない場合の、その資産（平成21年度税制改正により、「1,000万円」は中小規模再生（有利子負債の額が10億円未満である企業再生）の場合には100万円）

ここで、注意しなければならないのは、の規定であり、評価損益の金額が少額なものについては、評価損益の計上の対象とはならない点である（損金経理方式にはこのような金額制限自体がない。）

また、会計上は会計制度委員会研究報告第11号で明らかにされているように民事再生会社については会社更生と異なり、再生手続の開始決定をもって資産の評価換えを行うべき事象には該当せず、資産の評価替えを行うには減損会計等の会計基準を援用することが必要とされている。会計基準により損益計算書に計上される評価損の対象とならない場合には、原則としては資産の評価替えを行うことはできないこととなっている。そのため、法人税法第25条第3項及び第33条第4項の適用を受ける場合（別表添付方式）には、法人税法第33条第2項の規定による場合（損金経理方式）と異なり、損金経理は要件とされていない。したがって、損金経理を行わなかった場合には、申告調整により減算調整をすることとなる（減算調整が原則とはなっているが、損金経理処理も認められる。）なお、法人税法第25条第3項及び第33条第4項の適用を受ける場合には、確定申告書に「評価損

明細」及び「評価益明細」を添付することが要件とされている（法法25、同33）ため留意が必要である。

条文番号	内容	対象事象						対象資産	備考
		会社更生	民事再生 (開始決定)	民事再生 (認可決定)	一定の 私的整理 (注)	産活法	物損等 の事実		
25条2項	評価益		×	×	×	×	×	すべての資産	・帳簿価額の増額が必要 ・評価時点：会社更生計画開始決定時 ・計上時期：評価換えをした日の属する事業年度
25条3項	評価益	×	×				×	×	法令24条の2第4項に定める資産 ・「準ずる事実」は法令24条の2第1項に規定 ・確定申告書に評価益の額の明細添付 ・評価時点：民事再生計画認可決定時、一定の私的整理の事実が生じた時 ・計上時期：事実が生じた日の属する事業年度
33条2項	評価損	×			×				「物損等の事実」及び「法的整理の事実」が対象 ・法令68条1項は資産の区分に応じて「物損等の事実」を規定 ・基本通達9-1-3の3は民事再生が「法的整理の事実」に該当することを明記 ・帳簿価額の減額が必要 ・評価時点：評価換えをした日の属する事業年度終了の時
33条3項	評価損		×	×	×		×	×	評価損明細不要 ・評価時点：会社更生計画開始決定時 ・計上時期：評価換えをした日の属する事業年度
33条4項	評価損	×	×				×	×	「準ずる事実」は法令24条の2第1項に規定 ・確定申告書に評価損の額の明細添付 ・評価時点：民事再生計画認可決定時、一定の私的整理の事実が生じた時 ・計上時期：事実が生じた日の属する事業年度

(注)一定の私的整理のうち一定の要件を満たす債務処理計画に基づくもの

上記のように、評価損益を認識することができる資産の種類等は、民事再生法の再生計画の認可決定の場合等において、資産評価損益の計上を行う場合（別表添付方式、法法25及び同33の規定の適用を受ける場合）と、民事再生法の再生手続の開始決定の場合において資産評価損の計上を行う場合（損金経理方式、法法33の適用を受ける場合）との間で一致していないものと解される。

また、法人税法第33条第4項は、単独で利用することはできず、法人税法第33条第4項により、資産評価損の計上があった場合には、法人税法第25条第3項により資産評価益を計上すべき資産についても資産評価益の計上を行わなければならない（法法25、同33）。

さらに、法人税法第33条第4項の場合には、評価損益を計上するか否かによって、債務免除益等と期限切れ欠損金との充当順序が異なることについても留意が必要である。評価損益を計上した場合には、まず期限切れ欠損金から充当し、その後青色欠損金を充当することとなるが、評価損益を計上しなかった場合においては、まず青色欠損金から充当し、その後期限切れ欠損金とを充当することとなるため、評価損益の計上を検討する場合には、併せて欠損金についても検討する必要がある。

一定の私的整理の場合

一定の私的整理の場合においても、債務者の有する資産の価額につき一定の評価を行っているときは、評価損益の計上を行うことができる(法25 及び同33)。ただし、一定の要件を満たす「債務処理計画」(付録2(3)参照)に基づくものであることが必要である。私的整理の場合には、個別の資産が法人税法第33条第2項の物損等の事実該当しない限りは、「債務処理計画」の要件(平成17年度税制 法25 及び33)に該当する場合にしか税務上の評価損(益)の計上はできない。しかしながら、その要件を満たさないケースでも、下で見る期限切れ欠損金の青色欠損金に劣後する利用は認められる余地がある(2)及び付録2(3)参照)。

私的整理の場合も民事再生の場合と同様、会計上は減損会計等の企業会計の基準に基づく評価損に限られる¹⁶ことになるので、会計上は評価替えができない資産が生じ得る。このため、法人税法第33条第4項の規定による評価損の計上を行う場合には、損金経理は要件とされていない。したがって、損金経理を行わなかった場合には、申告調整により減算調整をすることとなる。

なお、一定の私的整理の場合における評価損対象資産は、民事再生法の規定に基づく再生計画の認可決定があった場合の評価損の場合と同様であるため上記を参考にされたい。

また、私的整理の場合には、評価損益を計上するか否かによって、債務免除益等に充当する欠損金の順序が異なることについても留意が必要である。評価損益を計上した場合(一定の要件を満たす債務処理計画に基づく私的整理)には、まず期限切れ欠損金から充当し、その後青色欠損金を充当することとなるが、評価損益を計上しなかった場合においては、まず青色欠損金から充当し、その後期限切れ欠損金を充当することとなるため、評価損益の計上を検討する場合には併せて欠損金についても検討する必要がある。

私的整理ガイドライン等の一定の私的整理において評価損益を計上する場合は、準則の中に定められている実態貸借対照表作成に当たっての評価基準等に従って作成された実態貸借対照表に計上されている価額(法24の2 二)とその帳簿価額との差額について、資産評価損益の金額を認識する。この実態貸借対照表に計上されている価額とは、その資産・負債につき、準則で定められた公正な価格による資産評価に従い資産評価が行われ、当該評価による価格を基礎に作成された貸借対照表における資産・負債の価額である。

ここで、準則の定める資産評価は、現在認められている五つの私的整理の準則に規定された「実態貸借対照表作成に当たっての評価基準」(5(2)参照)であり、これが法人税法施行令第24条の2第1項第1号イに定める公正な価額による資産評

定に該当するか否かにつき、各準則の設定機関は各々その評定基準を策定又は改定し、「資産評定に関する事項が準則たる本ガイドライン等に定められており、かつ、公正な価額による旨の定めがあること、という要件」として国税庁へ照会した結果、それらの評定基準に従っていることを要件の一つとして評価損益計上の適用がある旨、文書回答（脚注17及び20の平成17年以降の七つの文書回答）を得ている。

(2) 欠損金

(1)の資産の評価損と並び債務免除益課税を軽減するために、欠損金の特例が設けられている。元々、法人税法では青色欠損金の制度が設けられているが、ここでは、青色欠損金の期間制限を超過した期限切れ欠損金（厳密には計算方法が異なるために期限超過した青色欠損金の合計が期限切れ欠損金とはならない。）が使えるのかが問題となる。

次に、期限切れ欠損金を使えるとしても青色欠損金を使い切った後でしか使えないのか、青色欠損金を使用する前に使えるのかも問題となる。一般的には、一定の条件でしか使えない期限切れ欠損金から使えた方が有利である。

さらに、(1)の評価損との関係で、債務免除益等に評価損を充てた後の益金に対して、期限切れ欠損金を充当するのか、それとも債務免除益等に期限切れ欠損金を充当した後に評価損を充てるのかも問題となる。一般的には、期限切れ欠損金が多いケースでは、期限切れ欠損金を先に債務免除益等に充当する方が、評価損は翌期以降青色欠損金として引き継げる額が増えるので、一定の条件でしか使えない期限切れ欠損金から使えた方がやはり有利である。

これらの関係は、表【欠損金・評価損の債務免除益等への充当順序】に示すとおりであるが、ここでも法律等による各手続制度自体の厳格性・保守性を考慮して各種手続間で差異が設けられている。会社更生・民事再生・一定の私的整理とも、認可日に評価損益を計上できる場合（更生手続の評価損益計上には二行三人要件や別表添付等の要件はない。）には、期限切れ欠損金の優先利用（評価損よりも優先するのは会社更生のみ。期限切れ欠損金の明細添付は全手続で必要。法法59 ）は同時に達成され、更に債権者側の債務免除に係る損失の損金性も確保される（付録2(3)参照）。

ここでいう「期限切れ欠損金の金額」とは次の算式によりそれぞれ計算される（法令116の3、同117の2）が、「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額」とは、具体的には法人税申告書別表五（一）の利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書に期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額であり、当該金額がマイナスである場合の当該金額によるものとされている。（法基通12-3-2）なお、A及びBの場合の算式の（a）から（c）の意味は下のと

おり。

- (a)..適用事業年度終了の時ににおける前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額（別表五(一) (31) [期首現在利益積立金額の差引合計額] のマイナスの金額）
- (b)..適用年度において法人税法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用がある欠損金額（青色欠損金又は災害欠損金（「青色欠損等」）の期首残額（別表七(一) 1 の計 [控除未済欠損金額の計] ）」
- (c)..適用年度において法人税法第57条第1項又は第58条第1項の規定により損金の額に算入される欠損金額（青色欠損金又は災害欠損金（「青色欠損等」）の当期損金算入額（別表七(一) 2 の計 [当期控除額の計] ）」

A：会社更生等の場合の欠損金額（法法59 ）

以下のいずれか少ない額

(a) - (b)

債務免除益等 + 私財提供益 + (評価益が評価損を上回る場合のその額)

B：民事再生等又は一定の私的整理の場合の欠損金額（法法59 ）

(イ) 評価損益の計上（同項第3号）がないとき（私的整理の範囲は「合理的資産整理」付録2(3)参照）」

以下のいずれか少ない額

(a) - (c)

債務免除益等 + 私財提供益

青色欠損金等損金算入額控除後の所得（別表四 (43) [総額の差引計] -

(c))

(ロ) 評価損益の計上（同項第3号）があるとき（私的整理の範囲は「債務処理計画」付録2(3)参照）」

以下のいずれか少ない額

(a) - (b)

債務免除益等 + 私財提供益 + (評価益が評価損を上回る場合のその額)

欠損金控除前の所得（別表四 (43) [総額の差引計])

会社更生手続

会社更生の場合には、更生手続開始の決定があった場合において、開始日の更生債権の債権者から債務免除を受けた金額、開始決定に伴い役員又は株主等から私財提供を受けた金額、資産評価益の金額（法法25の規定により会社更生法等の規定に従って行われた評価換えに係る金額に限り、また、資産評価損の計上（法法33の規定により会社更生法等の規定に従って行われた評価換えに係る金額に限る。）がある場合には、評価益の金額から評価損の金額を控除した残額）の合計額に達するまで、期限切れ欠損金を損金の額に算入することができる（法法59）。そして、期限切れ欠損金を債務免除益等に充当した後に課税所得がある場合には、青色欠損金を損金の額に算入することとなる。

民事再生手続

上記のように、会社更生の場合には、期限切れ欠損金の優先適用が認められているのに対して、民事再生の場合には、資産評価損益の計上の規定の適用によって期限切れ欠損金の適用順に相違がある。(1)で見たように、民事再生手続では「別表添付方式」（法法25及び同33の再生計画の認可決定による資産評定に基づく資産評価損益）と「損金経理方式」（法法33の評価損）のいずれを適用するかによって、期限切れ欠損金・青色欠損金の充当順序が変わることとなり、いわば、両方式の選択適用制になっている（法令68）。

イ．別表添付方式

民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画に基づき、法人税法第25条第3項及び第33条第4項の規定による再生計画の認可決定時における時価に基づく資産評価損及び資産評価益を計上する場合には、開始時の債権者からの債務免除益・役員株主等からの私財提供益・「別表添付方式」による資産評価損益の合計額を、期限切れ欠損金から優先して充当することとなる（法法59）。

ロ．損金経理方式等

民事再生法の再生計画認可決定に伴う「別表添付方式」による資産の評価損益の計上を行わない場合（法法25及び同33の規定を適用しない場合）や、「損金経理方式」（法法33、法令68、法基通9-1-3の2）により再生手続の開始決定に伴って資産評価損を計上する場合には、期限切れ欠損金からの優先充当は認められず、青色欠損金から優先充当され、その充当後の課税所得に対して、期限切れ欠損金を利用することとなるため（法法59）注意が必要である。法人税

法第25条第3項及び第33条第4項の規定を適用しない場合（たまたま評価損益のない場合やあっても別表等を添付せずに申告に反映させない場合も含む。）には、期限切れ欠損金を青色欠損金の次に使用することに問題がなければ、資産評定を行っても申告所得に反映させないという選択もあり得る。

一定の私的整理（「債務処理計画」又は「合理的資産整理」、付録2(3)参照）

法人税法第25条第3項及び第33条第4項の規定により資産評価損益の計上を行っている場合、私的整理ガイドライン等の一定の私的整理（一定の要件を満たす「債務処理計画」に基づく私的整理に限る。）については、期限切れ欠損金の優先利用が認められることとなる（脚注17及び20の平成17年以降の国税庁文書回答事例参照）。「債務処理計画」の要件は満たさなくとも、「合理的資産整理」の要件を満たすことで期限切れ欠損金の青色欠損に対する劣後利用は認められる（付録2(3)参照）。

【欠損金・評価損の債務免除益等への充当順序】

	会社更生法 (33)	民事再生法		一定の私的整理 ^(注) (産活法については例外あり)	
		損金経理方式 (33)の適用を受ける場合	別表添付方式 (33)の適用を受ける場合	別表添付方式 (33)の適用を受ける場合	別表添付方式 (33)の適用を受けない場合
資産評価損	2nd	1st	1st	1st	-
期限切れ欠損金	1st	3rd	2nd	2nd	2nd
青色欠損金	3rd	2nd	3rd	3rd	1st

(注)「合理的資産整理」(法第59条、法令117四、法基通12-3-1(3)、付録2(3)参照)の要件を満たさない場合には期限切れ欠損金は使用できない。

欠損金の繰戻し還付

青色申告書を提出する法人は、欠損が生じた場合には、その欠損金額を欠損の生じた事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に繰戻し、当該事業年度の所得に対する法人税の全部又は一部について還付請求をすることができる(法第80条)。この制度は、平成4年から解散や会社更生法の更生手続開始の決定があった場合等の一定の場合を除き、原則としてその適用が停止されていたが、平成21年度税制改正により、資本金1億円以下の普通法人等については平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けることができることとされた(措法66の13)

(3) 一定の私的整理の要件

前述のとおり、一定の私的整理（「債務処理計画」付録2(3)参照）のうち一定の要件を満たす「債務処理計画」に基づくものについては、評価損益の計上ができ（民事再生手続の「別表添付方式」に相当。法25 及び同33 ）期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して利用（法59 三）することができる。なお、ここでいう一定の要件を満たす「債務処理計画」に基づく私的整理（付録2(3)参照）とは、具体的には法人税法施行令第24条の2第1項、第2項及び法人税法施行規則第8条の6において民事再生手続に準ずる再建計画として、以下のように規定されており、及び又は を満たす必要がある。

ただし、ここまでの要件を要求されていない「合理的資産整理」レベルでの私的整理（付録2(3)参照）の場合でも、期限切れ欠損金の劣後利用は認められる（法59、法令117五）。

一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則（公正かつ適正なものと認められるものであって、次に掲げる事項が定められているもの（当該事項が当該準則と一体的に定められている場合を含む。）に限るものとし、特定の者（政府関係金融機関、企業再生支援機構及び協定銀行（RCC）を除く。）が専ら利用するためのものを除く。）に従って策定されていること（法令24の2 一）。

イ．債務者の有する資産及び負債の価額の評定（以下この項において「資産評定」という。）に関する事項（公正な価額による旨の定めがあるものに限る。）（法令24の2 一イ）

ロ．当該計画が当該準則に従って策定されたものであること並びに及び に掲げる要件に該当することにつき確認をする手続並びに当該確認をする一定の者に関する事項（法令24の2 一口）。ここでいう一定の者とは、その債務処理に係る債務者である内国法人、その役員及び株主等並びに債権者以外の者で、その再建計画に係る債務処理について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められるものであり、その者が三人以上（有利子負債が10億円未満である場合には、二人以上）選任される場合等をいう（法則8の6）。

債務者の有する資産及び負債につき イに規定する事項に従って資産評定が行われ、当該資産評定による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること（法令24の2 二）

の貸借対照表における資産及び負債の価額、当該計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対して債務の免除をする金額が定められていること（法令24の

2 三)

2以上の金融機関等（当該計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）が債務免除等 をすることが定められていること（法令24の2 四）（平成21年度税制改正では当該債務免除の当事者に地方公共団体が追加されている（法令24の2 四へ））。

一定の政府関係金融機関又は協定銀行（RCC）が有する債権その他財務省令で定める債権につき債務免除等 をすることが定められていること（法令24の2 五）。なお、政府関係金融機関とは株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫をいう（法令24の2 一）。

債務免除等とは債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（いわゆるDESにより見込まれる債務消滅益が生じる場合）をいう（法令24の2 三）。

平成21年度税制改正（付録2(2)参照）で上記のうち、いくつかの要件については緩和されたものの、それでも上記の要件は厳しく、特に専門家三人以上の要件や、2以上の金融機関等による債務免除等の要件（二行三人要件）は、中小企業の事業再生事案にとっては、充足することが困難なケースがある。そのため、平成21年度税制改正では新たに中小規模再生（有利子負債の額が10億円未満である企業再生）の制度が設けられ、中小規模再生の場合には、専門家の数は二名以上とされるなど、次のような要件の緩和が行われた。

【平成21年度税制改正により緩和された要件】

各要件	平成21年度税制改正前	平成21年度税制改正後
専門家関与	三人以上	二人以上（中小規模再生の場合）
金融機関による免除	複数行による免除	複数行による免除 （地方公共団体・DESも対象）
対象資産	資産の価額と帳簿価額との差額がいずれか少ない金額 ・ 1,000万円 ・ 資本金等の1/2	資産の価額と帳簿価額との差額がいずれか少ない金額 ・ 100万円（中小規模再生の場合） ・ 資本金等の1/2

（出典：「裁判外事業再生」実務研究会編「裁判外事業再生の実務」（株式会社商事法務）第10章「裁判外事業再生手続と税務上の諸問題」）

なお、2以上の金融機関等による債務免除の要件についてはあくまで「債務免除をすることが定められていること」となっているため、その後金融機関間で債権譲渡を行い、最終的に債務免除を行う金融機関が一行になったとしても上記要件は満たすことになると考えられている。

現在のところ（平成23年8月現在）、私的整理ガイドラインに基づく私的整理・協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報

告を行う場合)に従って策定された再生計画(いわゆる「中小企業再生協議会スキーム」とは異なる。3(3)参照)・RCC企業再生スキーム・事業再生ADRのうち債権放棄等を含むもの(債権放棄等を含まないものは、二行三人要件や一定の評定基準に基づく実態貸借対照表の作成等の要件を満たさない場合もある。)及び企業再生支援機構が関与した私的整理のうち一定のものが、上記の民事再生手続に準ずる再建計画として本制度の対象となる旨が明確化されている¹⁷(私的整理ガイドラインに基づく私的整理・協議会の支援により策定した再建計画・RCC企業再生スキームについては平成17年度税制(付録2(1)参照)改正前においても国税庁は、債権者側において法人税基本通達9-4-2の「合理的再建計画」となって債権放棄による貸倒損失の損金性を満たし、債務者においては法人税基本通達12-3-1(3)の「合理的資産整理」の要件を満たし、期限切れ欠損金を青色欠損金の次に使用できる旨の文書回答を行っていた。平成17年度税制改正に伴い再度国税庁に照会を行い、さらに、二行三人要件(RCCの場合には、RCC1社の債務免除で足りる。)や一定の評定基準に基づく実態貸借対照表の作成等の要件を満たせば、平成17年度税制の適用がある旨の文書回答を得ている。これらの機関が関与していても、平成17年度より前と後の文書照会の対象にしている手続は、内容が異なることに留意する。)

また、期限切れ欠損金の利用方法については、平成17年税制改正を受けて私的整理ガイドラインそのものが改正されているが、改正前の創設当時の私的整理ガイドラインを前提とした文書回答事例があり、その文書回答事例によると、改正前の私的整理ガイドラインに基づく再建計画において青色欠損金の次に期限切れ欠損金を充当することができることが明確化されていることから、現在でも、改正前の私的整理ガイドライン等に基づく私的整理手続においては、青色欠損金の次に期限切れ欠損金を利用することが可能と考えられる¹⁸。

次に、産活法に定める事業再生における税制適用の経過は次のとおりである。

産活法において、債権放棄を含む計画が認定された場合等の一定の要件を満たす場合には、法人税法第33条第2項、旧法人税基本通達9-1-5、同9-1-16により、資産評価損の計上が認められることが、経済産業省からの国税庁への文書照会により、明確化されている¹⁹。

この文書照会は、平成17年度税制改正前になされたものであり、法人税法第25条第3項、第33条第4項の適用はないものと解されるが、現在(平成23年8月現在)においても、上記のとおり産活法に基づく債権放棄を含む計画が認定された場合等の一定の要件を満たす場合には、法人税法第33条第2項の規定による資産評価損の規定の適用があるものと考えられる。

また、上記とは別に、産活法において、その改正により事業再生ADR制度を活用す

る新制度を創設しているが、平成19年8月6日付けで、産活法第48条第1項第1号(事業再生に係る専門的知識及び実務経験を有すると認められる者の要件)及び第2号(事業再生に係る紛争についての認証紛争解決手続の実施方法の基準)が定められている。

こちらについても、私的整理ガイドラインに基づき策定された再建計画や協議会の支援による再生計画等のように、国税庁への文書照会手続を経て、法人税法施行令第24条の2に規定する民事再生に準ずるものとして、法人税法第25条第3項、第33条第4項の規定による資産評価損益の計上とともに期限切れ欠損金の優先控除が認められる旨が明確化されている²⁰。

また、東日本大震災による二重ローン問題への施策として、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が平成23年7月15日に個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会より公表され、平成23年8月22日より適用が開始された。

こちらについては、個人債務者が対象となるため、債務者法人における資産評価損益や期限切れ欠損金の取扱いについて考慮する必要はないが、国税庁への文書照会手続を経て、債権者側において法人税基本通達9-6-1(3)の「合理的負債整理」となって債権放棄による貸倒損失の損金性を満たし、個人債務者側において債務免除を受けたことによる債務免除益は、所得税基本通達36-17(債務免除益の特例)にいう「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる場合に受けたもの」に該当することから、所得税法上、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとされる旨が明確化されている²¹ほか、主たる債務者が資力喪失時に金融機関から保証債務原則としての履行請求がなされない場合を認めている。

なお、法人債務者に対する東日本大震災による二重ローン問題への施策として、協議会の体制を拡充するとともに、債権買取等を行う産業復興機構を設立して、債権買取後に一部債権放棄を行う等の対応が検討されている。

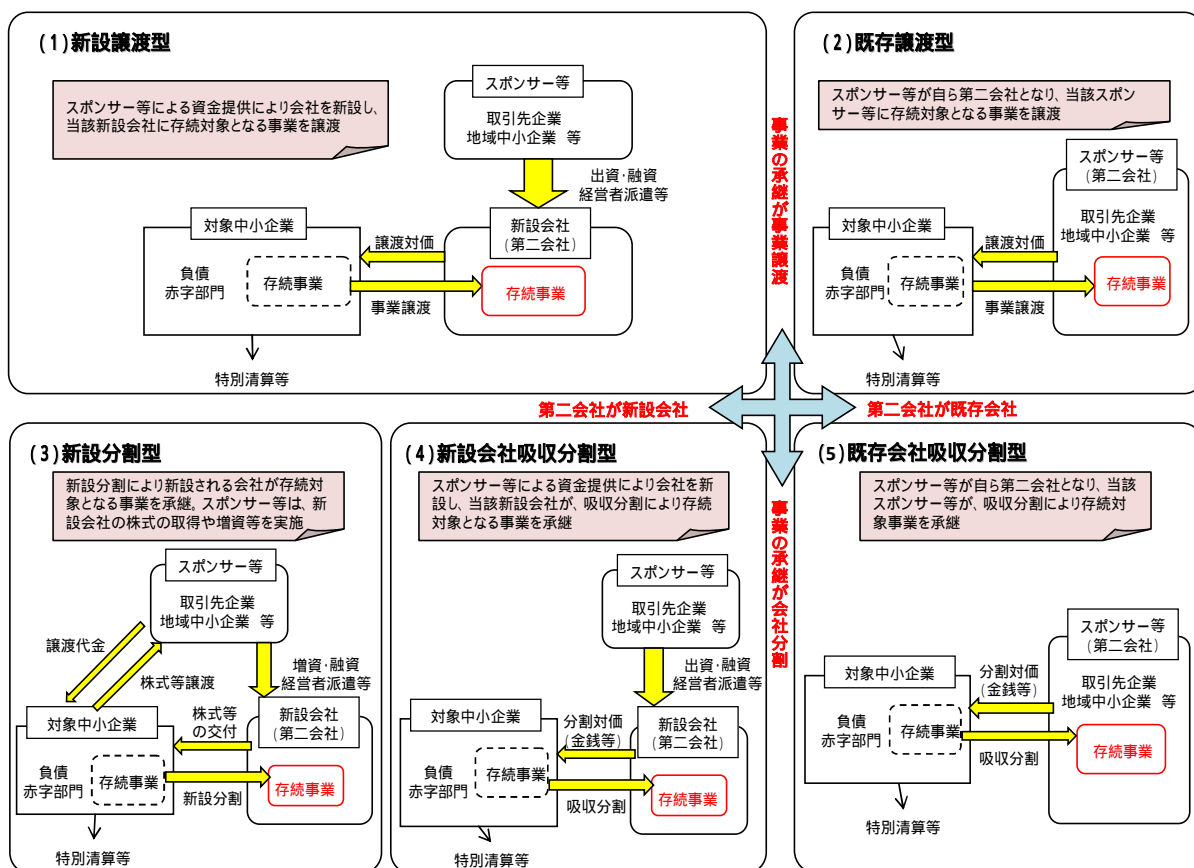
こちらについては現時点(平成23年8月)で未確定な部分が多いが、運用が開始される際には、私的整理ガイドラインに基づき策定された再建計画や協議会の支援による再生計画等のように、国税庁への文書照会手続を経て、資産評価損益や期限切れ欠損金の取扱い等が明確化されるものと思われる。

(4) 第二会社方式と税制

平成17年度に改正された私的整理に関する税制は、法的整理と一定の私的整理のイコール・フットイングを目指したもので、期限の利益の喪失を回避して再生を目指す上場会社に適した制度であった。しかし、適用要件が厳しいために、実務上法人格の

継続が必須（上場会社、許認可産業）ではない会社及び中小企業では、私的整理を選択し、第二会社方式と呼ばれる方式により債務免除益課税を軽減する方法が選択される傾向にある（中小企業再生支援協議会資料より）。

第二会社方式とは、窮境にある企業の中の将来性ある事業を新設会社（稀に既存会社）に譲渡（会社分割又は事業譲渡）して、元の会社については法的整理（特別清算又は破産等の方法があるが、当該会社に瑕疵担保責任があるような場合に特別清算を選択してしまうと、清算人が当該責任を負うこととなる可能性もあるため、いずれの方法を選択するかは留意が必要である。）を行うというものであり、事業の承継方法や事業の譲渡先によって、新設譲渡型、既存譲渡型、新設分割型、新設会社吸収分割型、既存会社吸収分割型といった五つの類型に分けられる（スキームについては下図参照）。



(出典：中小企業庁資料)

第二会社方式には、譲渡価額の妥当性やのれんの償却（詳細は後記6(5)参照）といった論点はあるが、メリットとして 事業を承継した会社に貸し付ける金融機関から受け入れられ易いこと、 中小企業に比較的多く見られる資産の簿価の記録が不確かな会社の場合には、その部分を事業再生と切り離して整理することができること、

スポンサーとしては簿外債務を引き継ぐリスクが少ないため協力が得やすいこと、税務上評価損の計上が難しいような場合に、所有資産の譲渡により譲渡損として損失を計上することができること等が挙げられる。また、第二会社方式を有効に活用することによって、実質的には前記の事業再生税制における評価損及び欠損金についての特例の適用を受けるのと同様の効果を得ることができることもあり、地方における中小企業の再生案件の多くにおいて実務上採用されている。なお、この方法は法的整理の手段としても、いわゆるプレパッケージ型²²（事前にスポンサー候補を適正に選定しておき、スポンサーの早期決定と手続期間の短縮とにより事業価値毀損の度合を抑えること）等で用いられている。デメリットとしては、法人格を継承しないため許認可の承継ができないこと、資産の移転に伴い不動産取得税や登録免許税等の負担が生ずること、譲渡先において事業譲渡代金について資金調達をする必要が生ずること、債務免除益の発生タイミングに十分留意が必要であること等が挙げられるが、実務上中小企業の再生事案では上記のデメリットがあっても、第二会社方式が主流を占めているようである。ただし、平成21年度に設けられた中小企業承継事業再生計画（3(5)参照）により、デメリットからについて一定の特別措置が設けられているなどより利用しやすいように整備された。なお、この制度で対象にしているのは、産活法第2条第17項に規定する中小企業者（会社及び個人に関する定義は以下のとおりであり、資本金と従業員数の要件のいずれかを満たせば該当する。なお、この表の対象でない事業体として事業協同組合等も該当する。）のみと考えられるが、これに該当しない企業であっても減資を行うことにより当該制度を利用することも可能な場合もあると考えられる。

【産活法第2条第17項における中小企業者の定義】

	資本金（以下の金額以下）	従業員数（以下の人数以下）
小売業	5,000万円	50人
サービス業	5,000万円	100人
旅館業	5,000万円	200人
卸売業	1億円	100人
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア又は情報処理サービス	3億円	300人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人

今まで、表立っていなかった第二会社方式は、事業再生税制が整備される前から実

務的には存在し、活用されてきたが、税制の利用や当初債務者会社から新設承継会社への財産移転価格、新設会社の財務構成等の設計に他の私的整理スキームのような拘束がないだけに濫用のおそれ²³もないわけではない。その点、実務上は当初債務者会社に法的整理を行うことで一定の規律を保とうとしていたケースが多い。

第二会社方式の場合には、一般に解散後に債務免除を受けることが多い。その場合には、法人債務者は原則として益金から損金を差し引いて所得の計算をする「各事業年度の所得」に対して課税される法人から、原則として資産から負債・資本等及び課税済の留保金を差し引いて課税所得を計算する「清算所得」に対して課税される法人に移行するため、株主に対して残余財産の分配を行うことなく清算する場合には、通常課税は生じなかったが、平成22年度税制改正により清算所得に対する法人税が廃止され、平成22年10月1日以後に解散した法人については、解散後であっても益金から損金を差し引いて所得の計算をする「各事業年度の所得」に対して課税されることとなった。

ただし、この場合においても、「残余財産がないと見込まれるとき」は期限切れ欠損金を損金の額に算入することができる（法法59）ことから、事業譲渡によっても解消されない加算留保項目がある場合や、債務免除益等が生じた事業年度において損金算入できない費用が生じた場合等を除き、株主に対して残余財産の分配を行うことなく清算する場合には、改正前と同様に通常課税は生じない。

なお、期限切れ欠損金を使用する場合には、残余財産がないと見込まれることを説明する書類を確定申告書に添付する必要がある（法法59、法規26の6三）が、法的整理手続や一定の私的整理手続に伴い清算する場合には、以下の書類が当該書類として認められることが、国税庁により公表されている質疑応答事例により明確化されている²⁴。

【残余財産がないと見込まれることを説明する書類】

会社更生手続開始の決定後、清算手続が行われる場合	手続開始の決定後、更生計画の認可決定を経て事業譲渡が行われ、清算が開始している場合 「更生計画に従った清算であることを示す書面」 更生計画の認可決定前に事業譲渡が行われ、清算が開始している場合 「会社更生の手続開始の決定の写し」
民事再生開始の決定後、清算手続が行われる場合	手続開始の決定後、再生計画の認可決定を経て事業譲渡が行われ、清算が開始している場合 「再生計画に従った清算であることを

	示す書面」 再生計画の認可決定前に事業譲渡が行われ、清算が開始している場合 「民事再生の手続開始の決定の写し」
破産手続の開始決定がなされた場合	「破産手続開始決定書の写し」
特別清算開始の命令がなされた場合(「清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること」のみを原因として開始の命令がなされた場合を除く。)	「特別清算開始決定書の写し」
公的機関が関与又は一定の準則に基づき独立した第三者が関与して策定された事業再生計画に基づいて清算手続が行われる場合(脚注17及び20の五つの私的整理手続等)	「公的機関又は独立した第三者の調査結果で会社が債務超過であることを示す書面」

また、架空資産のような「実在性のない資産」の取扱いについて、過去の帳簿書類等を調査した結果、実在性のない資産の計上根拠(発生原因)等が不明である場合でも、法的整理手続又は一定の私的整理手続(脚注17及び20の五つの私的整理手続等)を経て当該資産につき実在性のないことが確認された場合には、期限切れ欠損金として取扱って差し支えない旨が国税庁により公表されている質疑応答事例により明確化されており²⁵、当該取扱いは清算する場合だけでなく、これらの手続により再生する場合も同様の取扱いとなる。

なお、清算所得に対する法人税が廃止されたことによる懸念点として、期限切れ欠損金を利用することにより債務免除益に対する課税が生じないようにするためには、必ず確定申告を行わなければならない点が挙げられる。

上述のとおり、株主に対して残余財産の分配を行うことなく清算する場合には、原則として改正前と同様に課税は生じないが、これは、期限切れ欠損金を損金算入することが前提となるため、確定申告を行うことが要件となる。改正前の清算所得に対する法人税では財産計算による課税所得の計算の結果、課税所得が生じない場合には、仮に確定申告を行わず課税当局から決定を受けたとしても課税は生じないが、改正後においては仮に確定申告を行わず課税当局から決定を受けた場合、期限切れ欠損金を損金算入することができず、債務免除益に対して課税されることになる。この点、破産会社においては税務申告が継続していない、帳簿書類が散逸しており会計帳簿が継続していない等により、適正な会計帳簿に基づく税務申告が不可能である場合があり、このような破産会社における破産手続開始決定後の確定申告については、開始決定時点の財産の総額(時価)、開始決定後の収支(財産処分)の状況、債務の総額をもって申告書を作成することが、事業再生研究機構より提言されている²⁶。

その他、第二会社方式の税務上の留意点としては、例えば買収した会社の欠損金及び含み損の利用が制限されること(法57の2、同60の3等)等があるので、これら

にも注意が必要である。

(5) 仮装経理に基づく過大申告の場合の還付と減額更正

法人税の取扱い

仮装経理とは、企業の財政状態・経営成績を実態よりもよく見せるために決算書に手を加える経理処理であり、単に認識を誤っただけのものや計算を誤っただけのものは該当しないものと考えられる。例としては、売上の架空計上や在庫の水増し計上などが挙げられるが、条文上は仮装経理について具体的な定義があるわけではないため、どこまでが仮装経理に該当するのかという線引きをすることは困難である。また、税務でいう仮装経理とは、一般的にいう粉飾決算に比べるとその範囲はかなり限定的になるものと考えられている。

再生を行おうとする会社の中には、業績悪化を隠すために過年度において粉飾決算を行っている会社が少なくない。粉飾決算により利益が過大になっているということは、その分課税所得・納税額も過大になっていることが多い。

一般的な計算誤りに基づく過大納付額等²⁷については更正の請求を行うことができる（国通法23）。しかし、更正の請求期限が所得等が過大となった申告書に係る法定申告期限から1年以内とかなり短い期間に限られている。

事業再生案件等においては、長期間にわたり粉飾決算が行われていることが多く、更正の請求を行おうとしても既に更正の請求期限を経過していることが多いが、そもそも仮装経理による過大申告の場合には、法人税法第134条の2が優先して適用されることになる（国通法4）。したがって、そのような場合には所轄税務署長に嘆願書を提出し、職権による減額更正を依頼することが実務上多く行われている。ただし、仮装経理による更正の場合には、税務署長は法人が仮装経理について修正経理を行い、かつ修正経理をした事業年度の確定申告書を提出するまでは更正を行わないことができるとされているため（法法129）更正を受けるためには仮装経理についての修正経理を行い、当該事業年度の確定申告書を提出しなければならない。ここでいう修正経理とは、具体的には「過年度修正損益」として会計処理を行うことになる（大阪地裁 昭和62年（ワ）5710、盛岡地裁 平成16年（行ウ）第9号）が、当該損益については過年度に行った仮装経理に係る修正損益であり、本来は当該処理を行った事業年度における損失として計上されるべきものではないため、法人税の申告書を提出する際には別表四で加算項目として調整をする必要がある。

なお、職権更正の更正期限は、法定申告期限から5年（法人税の純損失等に係るものは7年以内）となっているため、それより前の期間に係る税額については更正を受けることはできないこととなる（国通法70）。

上記により税務署長が仮装経理に基づく更正を行う場合には、過大納税額のうち仮装経理に基づく部分について直ちに全額が還付されるわけではなく、更正の日の属する事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度に係る法人税のうち、更正の日の前日において確定しているものがあるときは、その確定している法人税に達するまでの金額が還付され（法法134の2）、残額については更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の法人税から順次控除することとされる（法法70、この5年間の繰越控除制度の適用を既に受けている法人を以下「適用法人」という。）そして、それでもなお控除しきれない金額がある場合においては5年経過後に残額が一括還付されることになる（法法134の2）。

なお、平成21年度税制改正（一部、平成22年度税制改正により変更）により、次の事実（「一定の企業再生事由」付録2(3)参照）が生じた場合には、上記の控除制度の適用を終了し、仮装経理法人税額のうち当該事実が生じた時においてまだ控除を受けていない税額について直ちに還付を請求することができることとされた（法法135）。この規定は、平成21年4月1日以後に生ずる企業再生事由について適用する（八については、平成22年10月1日以後に解散する法人について生ずる特別清算開始の決定について適用する。）こととなっている（法法附則平成21年19、法令附則平成22年27）。

- イ．更生手続開始の決定があったこと
- ロ．再生手続開始の決定があったこと
- ハ．特別清算開始の決定があったこと（法令175 一）
- ニ．再生計画認可の決定があったことに準ずる事実（その債務処理に関する計画が上記(3)に掲げる要件に該当するものに限る。つまり、評価損益税制（平成17年度税制）の適用を受ける一定の私的整理「債務処理計画」付録2(3)参照）（法令175 二）
- ホ．債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの（法令175 三、法則60の2 一）
- ヘ．行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議による二に準ずる内容の契約の締結（法令175 三、法則60の2 二）

還付を請求しようとする適用法人は、一定事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（法法135、法規60の2）が、更正前に一定の企業再生事由が生じていた場合には、更正に係る調査のときに把握できるため還付請求書の提出は必要ない（法法135）。なお、清算中の法人の残余財産が確定した場合（法法135 一）及び破産手続開始の決定による解散をした場合（法

法135 二)についても仮装経理法人税額のうち当該事実が生じたときにおいてまだ控除を受けていない税額について直ちに還付されるが、これらの場合にも還付請求書の提出は必要ない。これらの場合の還付加算金は、更正の日の翌日以降1月を経過した日(還付請求を要する場合には還付請求日の翌日以降3月²⁸を経過した日)からその還付のための支払い決定をする日又はその還付金につき充当をする日までの期間を基礎として計算する(国通法58、法法135)。

消費税の取扱い

通常どおり法定申告期限から1年以内においては更正の請求を行い、それを超える事業年度に係る過大納税額については、嘆願により職権による減額更正を依頼することとなる。なお、消費税法には法人税法のように仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に係る特例はないため、更正された場合には原則として即時還付が行われることとなる。

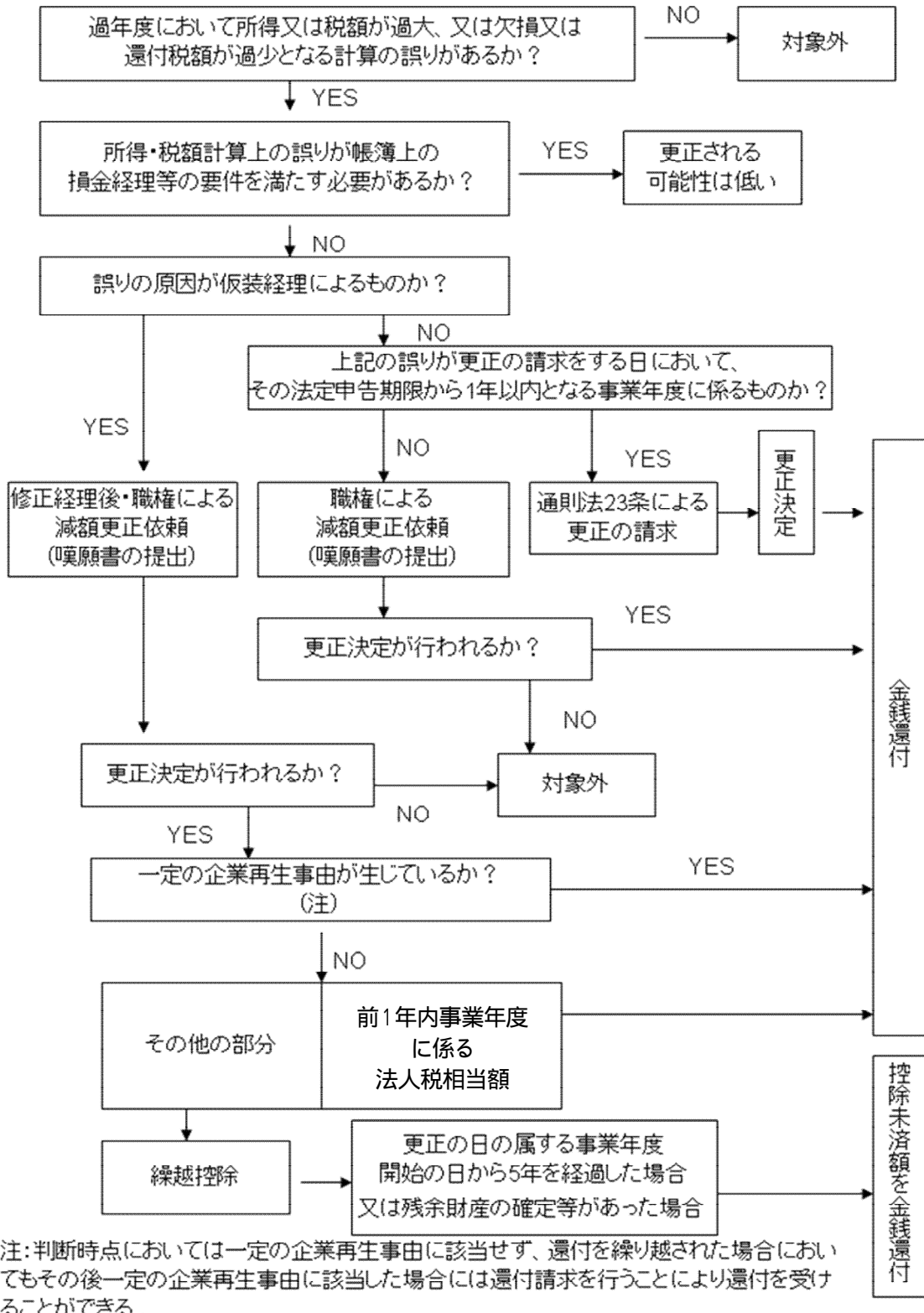
地方税の取扱い

地方税(事業税・都道府県民税・市町村民税)についても減額更正がされた場合においては、当該更正による還付額については法人税同様、地方税の更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する事業年度において順次控除されることとなる(旧地方税法53³⁰、同72の24の10、同321の8³⁰)。ただし、地方税については法人税とは異なり、更正の前1年以内に開始する事業年度に係る税額のうち更正の日の前日において確定しているものについて還付を行うという規定はないため留意が必要である。

また、地方税については、更正の請求の特例として、法人税の減額更正を受けた場合においては、国の税務官署が更正の通知をした日から2か月以内に限り都道府県知事又は市町村長に対し更正の請求を行うことができることとされている(地方税法53の2、同72の33の2、同321の8の2)。

地方税(事業税・都道府県民税・市町村民税)についても、平成21年度税制改正(一部、平成22年度税制改正により変更)により法人税と同様の改正が行われたため、上記イからへの事実が生じた場合には、今後は税額からの控除ではなく即時還付を受けることができるようになった(地方税法53³⁶³⁷、同72の24の10、同321の8³²³³)。なお、地方税についても法人税と同様に、平成21年4月1日以後に生ずる企業再生事由について適用する(上記ハについては、平成22年10月1日以後に解散する法人について生ずる特別清算開始の決定について適用する。)こととなっている(地方税法附則平成21年2、同3、同7、地方税法施行令附則平成22年1三)。

【仮装経理等に係る法人税の減額更正フローチャート】



¹³ 平成13年度4月1日前終了事業年度以前に生じた欠損金については5年。

¹⁴ 会計上評価損が計上できる場合でも、棚卸資産の評価損（棚卸資産の評価に関する会計基準第9項）、固定資産の減損損失（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針第55項、第134項）や金融商品の評価損益（金融商品に関する会計基準第15項、第70項等）の認識又は測定時点と必ずしも一致しないことに留意する。

¹⁵ 財務省ウェブサイト「平成21年度税制改正の解説」（法人税法の改正 詳解 208頁）

¹⁶ 民事再生同様、発生を認識する時点に差異は残る。

¹⁷ 国税庁文書回答事例

「私的整理に関するガイドライン及び同Q&Aに基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」（平成17年5月11日）

「「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に従って策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成17年6月30日）

「「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」（平成17年8月26日）

「株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成21年11月6日）

「「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成23年9月29日）

¹⁸ 国税庁文書回答事例

「「私的整理に関するガイドライン」に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成13年9月26日）

「株式会社産業再生機構が買取決定を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成15年5月8日）

「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画（A社及びB社のモデルケース）に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成15年7月31日）

「「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成16年3月24日）

¹⁹ 国税庁文書回答事例

「産業活力再生特別措置法において債権放棄を含む計画が認定された場合の資産評価損の計上に係る税務上の取扱いについて」（平成15年4月17日）

²⁰ 「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成20年3月28日）及び「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成21年7月9日）

²¹ 「「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき作成された弁済計画に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について」（平成23年8月16日）

²² 米国連邦倒産法のプレパッケージ型(Pre-solicited or Pre-packaged Chapter 11)とは、必ずしもスポンサー選定に着目した制度ではなく、手続申立て前の段階で再建計画を策定し、債権者の投票まで済ませてしまい、チャプター11の申立て後に、あらかじめ再建計画への投票は行わないというものである(United States Code TITLE 11 - BANKRUPTCY CHAPTER 11 - REORGANIZATION SUBCHAPTER II - THE PLAN Section1126)。ただし、一定のDisclosure Statementsによる開示を要件としている。日本の倒産法では、手続申立て前の債権者の投票は認められていない。一方、プレネゴシエイト(Pre-negotiated)型とは、事前に再建案の大枠について主要な関係者の合意を取り付けた上で、申立てを行う方法であり、申立て後は通常型と同じ進行となる。チャプター11手続に入ってから業績・キャッシュ・フロー等について合意の前提が崩れるようなことがあると手続が却って難航する可能性がある。また、クラムダウン(Cram-Down Plan)とは、クラス分けされた少なくとも一つのクラスで再建計画案への賛成があった場合には、他のクラスの反対があった場合でも一定の要件の下裁判所が計画案を認可するという制度である。(西村あさひ法律事務所ニュースレター2009年3月)

²³ 例えば、実務上問題となっている事例として「詐欺的な会社分割」がある。これは、吸収分割会社又は新設分割会社(以下「分割会社」という。)が、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社(以

下「承継会社等」という。)に承継されない債務に係る債権者(以下「残存債権者」という。)を害することを知って会社分割を行う場合であり、事業譲渡の場合も同様の事情が発生し得る(平成23年8月31日法務省法制審議会会社法制部会資料12)。民法上の詐害行為取消権(民法424)の行使等による保護を認める裁判例(東京高裁平成22年10月27日判決・金判1355号42頁等)承継債権者の保護に関しては、新設分割において、新設分割設立会社が承継した資産が、同社が免責的に承継した債務を弁済するには不十分であったこと等を考慮し、新設分割会社が当該債務を免れる目的で当該新設分割をしたことを認定して、法人格否認の法理により、当該新設分割会社が当該債務の履行義務を負うものとした裁判例(東京地裁平成22年7月22日判決・金法1921号117頁)等の複数の見解があり、法務省法制審議会会社法部会において立法的手当てが検討されている。

²⁴ 「平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例(グループ法人税制その他の資本に係る取引等に係る税制関係)」(平成22年10月6日)問10

²⁵ 「平成22年度税制改正に係る法人税質疑応答事例(グループ法人税制その他の資本に係る取引等に係る税制関係)」(平成22年10月6日)問11

²⁶ 「平成22年度税制改正後の清算中の法人税申告における実務上の取扱いについて」事業再生研究機構(平成22年7月)

²⁷ 申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき等(国通法23)。それ以外にも同条第2項記載の後発的事由に基づくものなどがある。期間徒過等により更正の請求ができない場合の減額更正に関しては、行政事件訴訟法第37条の2による義務付け訴訟の対象とはならないと解するようだ(税務大法院 論叢 佐藤謙一「減額更正等の期間制限を巡る諸問題 - 更正の請求期間を経過した後などに提出される「嘆願書」の取扱いを中心として」平成21年6月20日 酒井克彦「行政事件訴訟法改正と租税訴訟(上)」平成17年6月29日など)。

²⁸ 欠損金の繰り戻し還付(法法80)の還付加算金の計算と同様。

5. 各種倒産手続における会計と資産の評定の概要

(1) 各種の倒産手続

倒産手続とは、窮境に陥り債務の弁済について一定の変更を経なければならなくなった企業等の債務処理の手続であり、債務処理は整理と呼ばれる。法的整理は、1(1)に記載のとおり、大きく再建型と清算型とに分類される。再建型としての手続は、会社更生手続、民事再生手続があり、清算型としての手続は、破産手続や特別清算手続がある。

会社更生法は、会社法の特別法²⁹として位置付けられており、開始決定時における財産評定結果を取得価額と看做して、会計帳簿に取り込む。その会計帳簿から作成される貸借対照表は、企業の実態や財政状態の把握等のために用いられる。その財産の評定基準も、時価としている。この時価は、清算を前提とする処分価額とは異なるもので、継続企業を前提とする時価となっている。一方、民事再生手続は会社更生法のような厳格な手続ではなく計算規定が明文化されていないため、民事再生手続に至った会社は、資産及び負債の会計上の評価替えは強制されない。

これに対して、一定の私的整理においても、民事再生手続と同様、計算規定はなく、継続企業を前提のもと、資産及び負債の会計上の評価替えは強制されない。

一方、清算型は、継続企業の前提が成立していないことから、会社法に基づき処分価格にて評価し、当該価格を取得価額とみなして会計帳簿に取り込むことになる(会社則144)。この会計帳簿から作成される貸借対照表は、残余財産の分配額の計算に用いられる。

(2) 倒産手続における資産の価額の評定の概要

事業再生手続とは、法的な主要側面においては権利の変更手続である。すなわち、金利の減免、返済期限の猶予・変更、究極的には債権の放棄(債務の免除)を求める手続である。そして、この権利の変更は、貸借対照表の貸方における債務免除益の計上による負債の減少(及び純資産の増加)として企業財務に反映される。一方で、債務免除を求めるに至った企業においては、資産に毀損が生じていることが通例であり、資産の評価減が実施され、貸借対照表の借方における資産の減少が生じる。

具体的に売上不振に陥り債務免除を要請するに至った製造業を例に考える。設備投資資金として調達した借入金により設備を購入したが、当該設備による収益は当初期待した水準に達せず、このため資金繰りに窮して更に借入金が増加し、ついには借入金の弁済が困難となった状態が想定される。この場合、(減損会計などによる時価評価が行われていない場合には)貸借対照表には、取得価額に基づく評価ほどの価値を有さない。つまり、含み損を抱えた資産が借方に、収益力に比して過大な負債及び資本の欠損(又は債務超過)が貸方に認識されているであろう。当該企

業の再建に当たり策定された債務免除を伴う再建計画においては、PL面の改善、つまり、近い将来に一定の利益の獲得が見込まれることと併せて、BS面の改善、つまり、一定の財政状態の改善が見込まれることが通常である。言い換えると、一定の財政状態の改善を達成するために債権者に対し債権の放棄を求めるのであるが、その放棄額の総体につき、債務超過額あるいは欠損金額が基準とされることが多い。この尺度となる貸借対照表を法的整理や私的整理における資産の評定基準に基づき作成することが、資産の評定の重要な意義の一つである。一般的に事業再生の場面において、真に債務超過の解消をなすには、毀損した資産の評価減額後の債務超過の解消、つまり、資産の評定を踏まえた貸借対照表における債務超過の解消が必要なのである。

法的整理においても、私的整理においても、資産の評定が行われるのは、このような事業再生の財務的な側面の現れである。このように、資産の評定とは第一義的には再建計画の策定の基礎となる実態貸借対照表を作成するに当たっての資産の評価及び負債の評価をいうものとする。そして、以下に述べるとおり、再建計画の策定においては、関係者への情報提供として清算価値保障の原則の確認のために清算貸借対照表を作成するため、実態貸借対照表とは異なる基準で資産評価を行う場合がある。さらに、弁済総額の基礎として事業価値の算定を行うこともある。これらの資産の評価を含めた資産の評定を広義の資産評定ととらえることにする。

まず、資産の価額の評定手続について法的整理（会社更生手続と民事再生手続）と私的整理について大きく分けて概要を示す。

法的整理の会社更生手続においては、会社更生法第83条第1項において「管財人は、更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産につき、その価額を評定しなければならない」と規定されている。旧会社更生法と条文は変わったが、会社更生法では一貫して財産の評定を求めており、更生手続においてこのような資産評定を財産評定手続とってきた。そして、更生手続においては、会社更生法施行規則により財産評定された価額、すなわち時価基準にて評定された価額を取得価額としてみなすことが規定されている（これを通称、計算規定という。旧会社更生法においては、本法に同様の取得価額とみなす規定があった。）。よって、会社更生手続では、財産評定結果を会計帳簿に取り込み評定損益を計上することになる。税務上も評価損益の計上が認められる。

これに対して、民事再生手続においても民事再生法第124条に「再生債務者等は、再生手続開始後（括弧内省略）遅滞なく、再生債務者に属する一切の財産につき再生手続開始の時に於ける価額を評定しなければならない」と、会社更生法と同様に資産評定の規定がある。民事再生法に先行した和議法にはなかった制度である。しかし、財産の評定の結果を会計帳簿に取り込む計算規定はない。民事再生規則第56条によって民事再生手続における財産の評定は、処分価額を基準とすることが規定

されている。その評定の目的は清算価値保障原則に基づき、破産の場合に比し、経済的なものであることを確認するものとされている。したがって、財産の評定の結果を会計帳簿に取り込むことはない。

民事再生手続においても再生計画案の基礎となる貸借対照表を作成し、資産の評定を行う場合が通例である。この場合に、税務上、評価損益の計上が求められる場合があるが、会計処理においては、後述(4)のとおりGAAPによる範囲内の評価損は計上され、評価益の計上はないとされている。

以上、会社更生法と民事再生法において財産評定手続といわれる資産評定が行われるが、会社更生法と民事再生法とではその目的、効果が異なる。

次に、私的整理ガイドラインに基づく私的整理では、ガイドラインQ16で実態貸借対照表を作成することが求められており、その目的は実質的な財産状態を把握することなどにある。なお、税務上の評価損益の計上が認められる準則として、国税照会を行っている手続には、私的整理ガイドライン、事業再生ADR、企業再生支援機構、RCC企業再生スキーム、協議会の支援による再生計画の策定手順、が存在しており、それぞれが資産評定基準を設定している。このうち、事業再生ADR、企業再生支援機構、RCC企業再生スキームは同様の資産評定基準を用いている。一方、私的整理ガイドラインと、協議会の支援による再生計画の策定手順の資産評定基準は、他と若干異なるが、現状ほぼ利用されていない。

法的整理、私的整理を問わず、資産の評定は大きな課題となる。それは、第一には、すでに述べたとおり、債務免除を受ける場合には債務免除額と資産評価が表裏一体であるからである。そして、第二には、通常重要な資産である設備資産(土地、建物等)は担保に提供されている場合が多いからである。更生手続においては担保権の目的物の時価相当が更生担保権となり通常全額弁済対象となる。民事再生手続では、担保権の目的物の評価額相当が別除権として、再生手続とは別に取り扱われ弁済対象となる。よって、資産評定は権利の範囲の確定に直結することになるからである。

一方、事業再生においては、清算価値保障の原則の確認が求められる。前述のとおり民事再生手続では処分価額に基づく資産評定(民事再生法における財産評定)が求められている。会社更生手続では、会社更生規則第51条によって「裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案を提出した者に対し、会社更生法第83条第1項の規定による評定と異なる時点又は異なる評価の基準による更生会社に属する一切の財産の評価その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができる」と規定されており、この規定に基づき通常、清算貸借対照表の作成が求められる。私的整理ガイドラインではガイドライン7(7)、事業再生ADRでは、「事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令」(平成19年経済産業省令第53号)(平成23年7月14日経済産業省令第42号最終改正)の第13条第4項によって、清算価値保障の原則のための情報提示が求

められ、通常清算貸借対照表が作成される。これら清算価値情報のために処分価額による資産評価が必要となる。

(3) 会社更生手続における資産評定（財産評定）と会計

概要

会社更生法施行規則第1条（財産の評価）では、更生計画の認可決定時の貸借対照表及び財産目録に記載し、又は記載すべき財産の評価については、会社計算規則第5条及び第6条（資産及び負債の貸借対照表価額）の規定を準用するものとし、この財産について法第83条第1項の規定により財産評定した価額を取得価額とみなすものとしている。すなわち、財産評定価額をもって資産の新しい取得価額とし、以後は、減価償却等の適正な計算を行っていくことを定めている。

資産の全面的評価替えが行われるのであるが、当初から時価評価と規定されていたわけではない。平成15年改正前の財産評定規定は旧会社更生法第177条であるが、同条第2項において「前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない」と規定されていた。よって、旧会社更生法時代は継続事業価値による評価といわれていた。この継続事業価値概念も昭和42年改正によって導入されたものであり、さらに、この継続事業価値概念も、平成15年改正によって時価概念へと変わる。

平成15年改正後の財産評定に関する条文第83条の第2項に「前項の規定による評定は、更生手続開始の時ににおける時価によるものとする」と規定された。

なお、この変遷については、「会社更生法改正要綱試案」（以下「更生改正要綱試案」という。）及び「会社更生法改正要綱試案補足説明」（以下「補足説明」という。）にその主意が示されている。

時価概念

ここで、時価とは何かが問題である。「試案」では注記において「時価」概念については、更に具体的な規定を設けるか否かについては、なお検討するものとする」と記されている。しかし、会社更生規則にも時価概念の規定は特になく、時価については理論及び今後の実務に任せられ、日本公認会計士協会では、平成16年5月（改正平成19年5月）に経営研究調査会研究報告第23号「財産の価額の評定等に関するガイドライン（中間報告）」（以下「財産評定等ガイドライン」という。）を策定、公表を行った。

財産評定等ガイドライン第52項で、会社更生法第83条の時価には、「企業会計の「時価」を意味するものと、企業会計上「時価」ではないが、代替的に又は特定の価額によるもの（省略）とが考えられる」と記載されており、のみならず を含めている。企業会計の時価について、同ガイドライン第53項で、

「企業会計の時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう」としている。よって、財産評定における時価は基本的に企業会計における種々の会計基準における時価と同様となっている³⁰。

また、会計制度委員会研究報告第11号では、更生会社は「更生計画の認可決定時においては、更生債権者、更生担保権者等に移転した更生会社の資産等を更生計画の下で再構築し、収益性を改善した後に、新たな会社所有者へ事業全体が譲渡され、この会社所有者が再構築後の事業を取得したと解釈することもできる」とし、資産の全面的評価替えが会計上も容認されることを「取得」に求めている。すなわち、企業結合会計における「取得」と同一に捉え、パーチェス法評価につながるものと位置付けられる。

(4) 民事再生手続における資産評定と会計

会社更生手続との相違

会計制度委員会研究報告第11号は、民事再生手続を次のように会社更生手続と比較し、その違いを明示している。

イ .原則として旧経営者は退任せず引き続き会社の経営を担当するなど更生会社と異なり裁判所の積極的な関与はない。

ロ .計算書類の作成や定時総会の開催など商法が予定している一連の手続は中断せず継続することとなっている。

ハ .会社更生手続のように財産評定の結果を貸借対照表に反映させることが法令により強制されない。

そして、民事再生手続は会社更生手続のように、旧所有者から新所有者に事業等の譲渡が行われたと擬制すること（譲渡擬制論）は困難と考えられ、継続企業の前提が成立していない会社として位置付け、会計上すべての資産及び負債の評価替えを強制することは適当でないとしている。しかし、一方で資産の劣化が著しい状況に陥っているものと考えられるため、資産の評価額に対する配慮が必要としている。すなわち、会社更生手続におけるような資産の評価増額は考えられず、いわば減損会計による資産評価減額が継続企業の前提に基づく会社法会計として実施されるものと考えている。

民事再生手続における資産評定の在り方

民事再生では、事業年度が民事再生手続の開始決定で終了し、認可決定までが一事業年度という扱いもない。担保権は再生手続の対象とはならない（このような債権を「別除権」という。）

しかしながら、民事再生手続を遂行する会社においても、担保権者とは個別に協議が行われ担保権対象物の評価が行われ、担保権対象物の評価額相当額が別除

権として弁済スケジュールが協議決定され、評価額を超える金額は再生債権として扱われる。すなわち、更生担保権の多数決原理こそないものの、実際には更生手続同様の結果となる場合が多々あるものと思われる。

民事再生法には計算規定がなく、時価による評価が求められるものではない。また、民事再生手続においては、すべての資産の評価を行い、資産評価相当額の弁済を行い、残額は放棄を受けるといった基本理念は法文上は明らかでない。しかしながら、民事再生手続において、一定の資産について評価替えを行う実態貸借対照表を作成し、その結果としての債務超過額や欠損金額を債務免除の基準とする実務も多く見られる。

個々の資産の評価に当たり、時価評価により評価減額を行う場合には「財産評価等ガイドライン」が参考になる。なお、担保権対象である土地の取得から相当の年数がたっている場合には、担保権対象の評価としては簿価よりも高い場合もあるであろう。会計制度委員会研究報告第11号は民事再生会社における資産の評価増額（評価益の計上）はありえないものとしているが、法人税法第25条第3項が申告調整による資産評価益の計上を認めているのは、民事再生手続において資産の評価増額を含む資産評価に基づき、債務の免除額の算定が行われることを想定しているのである。

(5) 「一定の私的整理」における資産評価と会計

会計制度委員会研究報告第11号は、「一定の私的整理手続」を開始した会社については、研究の対象とはしていない。したがって、「一定の私的整理手続」を開始した会社が私的整理の成立以前に決算を迎えた場合の会計処理については不明である。しかし、民事再生手続の開始に至った会社と財政状態が同様の場合とすれば、私的整理の対象会社の会社計算は会社法に準拠することになるのであるから、民事再生手続と同様と考えるのが同研究報告の主旨に沿ったものと考えられる。よって、資産評価の結果を受け、資産の評価減を減損会計の一環として会計処理することはあっても、資産の評価増は予定していないものと思われる。

(2)で述べたとおり、税務上資産の評価損益を計上する「一定の私的整理」の各手続においては、債権放棄を求める場合には資産評価の基準に基づく資産評価を行い、実態貸借対照表を策定することが要求されている。例えば、事業再生ADRでは「事業再生に係る認証紛争解決業者の認定等に関する省令」第14条第1項第1号において、「債務者の有する資産及び負債につき、経済産業大臣が定める基準による資産評価が公正な価額によって行われ、当該資産評価による価額を基礎とした当該債務者の貸借対照表が作成されていること」と定め、基準も公表している。

この事業再生ADRの資産評価基準は、会社更生手続における財産評価と内容は近似したものである。そして、他の私的整理である企業再生支援機構と、RCC企業再生スキームについても、事業再生ADRの資産評価基準に合わせた改正を行っており、

一定の私的整理における資産評定基準は均一化に向かっている。

(6) 不動産鑑定評価制度との関係

事業再生手続における財産の評定や実態貸借対照表の作成において、不動産の時価評価が大きなポイントなることが多い。そのような場合には、不動産鑑定評価を依頼するケースがあるが、各手続の財産評定における、鑑定評価の価格時点、価格の種類、求める価格の種類等³¹をまとめると下表のとおりとなっている。

手続	価格時点	価格の種類 (原則)	関連条文	求める価格
民事再生	再生手続開始時点	特定価格	124	早期売却を前提とした処分価格
			民事再生規則 56 ただし書	事業を継続するものとしての処分価格
会社更生	更生手続開始時点	正常価格	83	時価
破産	破産手続開始時点	特定価格	153	早期売却を前提とした処分価格
特別清算	清算開始時点	特定価格	492	早期売却を前提とした処分価格
私的整理	資産評定の基準日 等	正常価格	-	時価が原則

不動産の鑑定評価で求められる価格は、通常、正常価格(不動産鑑定評価基準³²では、「市場性を有する不動産について、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格」と定義されている。)であるが、事業再生手続における財産の評定においては、どのような依頼目的であるかにより価格の種類が異なってくる。

会社更生法の財産評定においては、不動産の時価評価を行う趣旨から、原則として正常価格が求められているが、このほかの処分予定財産の評価等の法令に基づく場合は、特定価格(不動産鑑定評価基準では、「市場性を有する不動産について、法令等による社会的要請を背景とする評価目的の下で、正常価格の前提となる諸条件を満たさない場合における不動産の経済価値を適正に表示する価格」と定義されている。)を求めるものとされていることが多い。

不動産鑑定評価基準においては、事業再生に関して特定価格を求めるケースとして、以下の二つ³³が例示されている。その他の上の表の価格の種類は、社団法人不動産鑑定協会の各留意事項に基づく。事業再生の事案で正常価格と早期売却を前提とした特定価格の評価水準の差異はケースバイケースだが、40%以上の差異となることも珍しくない。これは競売評価で競売であることによる減価要因（競売市場修正³⁴）が30%から40%程度とされていることにも概ね符合する。

イ．民事再生法に基づく評価目的の下で、早期売却を前提とした価格を求める場合
債務者が破産した状況を前提に、直ちに不動産を処分し、事業を清算することを想定して、不動産の種類、性格、所在地域の実情に応じ、早期の処分可能性を考慮した市場を前提とした処分価格として求められる。

ロ．会社更生法又は民事再生法に基づく評価目的の下で、事業の継続を前提とした価格を求める場合

イと同じく、債務者が破産した状況を前提とした、早期の処分可能性を考慮した処分価格であるが、事業継続価値は最有効使用を前提とするわけではなく、当該事業の継続を前提として求められる価額であるという点でイと異なる。

以上、会社更生法では、平成15年改正により財産評定は時価によることとなり、不動産の価格は、不動産鑑定上は「正常価格」であることが日本不動産鑑定士協会の公式見解となった。不動産鑑定においては、価格概念を明示しなければ鑑定意見を形成できない。時価の社会的通念、及び既存の会計基準における時価概念からしても、財産評定が要求する時価は鑑定基準における「正常価格」であろう。

なお、私的整理ガイドライン、同Q&A及び協議会の支援による再生計画の策定手順では、有形固定資産について「時価（法定鑑定評価額³⁵、またはそれに準じた評価額）に調整する。売却予定の物件は早期売却を前提とした価格等に調整する」とし、RCC企業再生スキームでは事業用不動産（投資不動産及び遊休不動産を含む。）については、「事業継続を前提に、不動産鑑定士による鑑定評価額、簡易鑑定評価額等を時価とする」としている。また、(2)に記した事業再生ADRについての資産評定に関する基準にもより詳細に記述されているが、総じて必ずしも正規の不動産鑑定評価を求めるものではない³⁶。

(7) 機械装置等設備資産の評定

各事業再生手続における資産評定において、機械装置、器具備品等の評定も問題となることが多い。

財産評定等ガイドラインは第121項で、「その他償却資産の第83条時価は、その償却資産と同様の能力を有する資産の観察可能な市場価格によるか、市場が存在しない場合には、再調達価額を求めた上で、当該資産の取得時から評定時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額、又は償却資産から獲得されるキャ

ッシュ・フローに基づいて収益還元価額によることができる」と記している。

(8) 事業全体の価値とのれん

会社更生手続では、更生計画を作成するために、財産評定の結果を会計帳簿に取り込んで算定した資産の総額のほかに、通常、事業全体の価値と処分価額を算定する。これらの価額や価値は、認可決定時前の基準日を設けて算定される。また、事業全体の価値は、収益価値とされ、通常DCF法にて算定される。通常、更生会社が計上するのれんは、上記資産の総額と事業全体の価値との差額として認識・測定される。なお、会社更生法施行規則第1条第3項において、認可時貸借対照表の資産又は負債の部にのれんを計上できると規定している。また、更生会社においては、上記の資産総額や事業全体の価値を用いて、過剰債務を算定し、その額に基づき弁済予定額と債務免除額を試算する。資産総額、のれん、事業全体の価値と免除される債務の関連を図解すると以下のとおりである。

その際、弁済予定額が、清算時の残余財産の分配額を下回ることがないように、処分価額が算出され、清算価値保障の原則が遵守されているかがチェックされる。

資産	事業全体の価値	弁済及び免除	負債
資産総額	事業全体の価値	弁済予定額	負債総額
のれん		債務免除額	

(9) 国際的な潮流

米国連邦破産法(チャプター11 Reorganization)手続を経て再生することが見込まれる公開又は非公開企業は、米国財務会計基準審議会(FASB)コーディフィケーション(ASC)852「事業再生(Reorganization)」に従い会計処理を行う。このASC852では、これら再生企業はフレッシュスタート会計を適用し、公正価値基準による企業の再生価値(Reorganization Value)の決定を行い、その新しい簿価により財務報告をすることになっているが、これは日本の会社更生法の場合に類似する。国際財務報告基準(IFRS)の適用時期の延期がされているものの、今後の動向次第では、日本の会計制度においても同様の議論が生じる可能性もある。

²⁹ 会社計算規則第4章「更生計画に基づく行為に係る計算に関する特別」の第56条ではこの省令の規定にかかわらず、更生計画の定めるところによるべきものとして、更生会社が更生計画に基づき行う行為についての当該更生会社が計上すべきのれん、純資産を挙げている。

³⁰ 現代会計は、金融商品の評価を中心に時価による評価が会計処理に組み込まれた。金融商品については一般に証券市場あるいは店頭市場における価格の形成が行われ、観察可能な市場価

格が把握がされやすく、かつ、その市場価格による評価がなじみやすい。しかし、伝統的会計の対象である事業資産についての市場価格の把握はかなり複雑となる。棚卸資産の市場価格も観察可能な場合があるが、その取引相場価格をそのまま財産評価額とすることにはならない場合が多い。機械装置等設備資産については、観察可能な市場価格がない場合が多いと思われる。そこで、財産評価等ガイドラインは、種々の資産の時価、あるいは評価額算定の方向性を提示しているのである。

³¹ 社団法人日本不動産鑑定協会による「民事再生法に係る不動産鑑定評価の留意事項について」（平成12年8月10日）「会社更生法に係る不動産の鑑定評価上の留意事項」（平成15年7月）「破産法に係る不動産鑑定評価上の留意事項」（平成17年11月）及びこれらを取りまとめた「倒産手続における不動産の鑑定評価上の留意事項」（平成19年9月）がある。

³² 不動産鑑定評価基準とは、国土審議会土地政策分科会の不動産鑑定評価部会で審議されるもので、最終的には国土交通事務次官通知等として不動産鑑定士等に発出されるが、上の留意事項のすべてが通知されているわけではない。不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項(上の注の社団法人不動産鑑定協会が発出した各留意事項とは異なる。)は、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たっての統一的基準であるとともに、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年7月16日法律第152号)第40条第1項及び第2項の規定に基づき不当な不動産鑑定評価についての懲戒処分を行う際の判断根拠となるものとされている。なお、国土交通省では平成21年4月8日に「不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン(案)」の意見募集を行っているが、これには必ずしも不動産鑑定評価基準にすべて準拠しているとは限らない価格調査(いわゆる「調査報告書」、「意見書」、「価格調査書」等)の指針が示されており、それに対応して社団法人不動産鑑定協会では「価格等調査ガイドラインの取扱いに関する実務指針(案)」の意見募集を行っている。

³³ これら以外には「資産の流動化に関する法律又は投資信託及び投資法人に関する法律に基づく評価目的の下で、投資家に示すための投資採算価値を表す価格を求める場合」が例示されている。

³⁴ 民事執行法第58条第2項参照。ただし、市況が悪い地域では50%前後になることもあり、逆に好況時においては競売に至る担保物件が少なくなるほか、任意売却と変わらない水準で落札されることも多い。

³⁵ 金融庁の主要行等向けの総合的な監督指針(- 2 - 3 - 2 - 3 不良債権処理と企業再生(産業と金融の一体的再生))等で用いられている用語で、「法定鑑定については、検査マニュアルにおいて、『鑑定評価額』とは、不動産鑑定評価基準(国土交通事務次官通知)に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものを含まない」とされたことに留意すること。」とされている。

³⁶ 「事業用不動産」に関しては、以下のように規定する。

1 原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額及びこれに準じる評価額(以下「不動産鑑定評価額等」という。)により評定する。

2 この場合、不動産鑑定評価等における前提条件、評価方法及び評価額が、本評定基準の評定方法に照らして適合していることを確認する。

3 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準にある評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した価額として評定額とすることができる。

4 なお、事業内容等に照らして評定単位について特に留意するものとする。

「投資不動産」の評価については、以下のとおりである。

1 原則として不動産鑑定評価額等により評定する。

2 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準にある評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した価額として評定額とすることができる。

6. 事業再生における各種債務処理及び組織再編の手法

事業再生においては、債務の圧縮、収益力ある事業と撤退事業の区分等が伴い、それらには各種の方策が存在するのは既述のとおりである。いずれの方策を採用するかは、債務者企業のみならず債権者や株主における影響を考慮して検討する必要がある。本項では、事業再生に伴うそれらの方策の、主として債務の整理の会計・税務に与える影響及び事業再生の担い手の一つであるファンドに関する考察を行う。

(1) 債権放棄・債権譲渡

債権放棄

債権放棄は、法的整理の手続により債権が切り捨てられる場合、私的整理の手続により債権者集会等の協議決定等により債権が切り捨てられる場合、債務者に対して書面により通知する場合等がある。債務者側では会計上（金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）第10項、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第4項）税務上ともに法的効果に基づいて債務免除益を計上することになるが、一定の場合には、期限切れ欠損金の青色欠損金に対する優先利用（「債務処理計画」付録2(3)参照）又は劣後利用（「合理的資産整理」付録2(3)参照）の途がある（4(2)参照）。

【会計上の取扱い】

債権者側における会計上の取扱いは、金融資産の契約上の権利を喪失したときにその消滅を認識するので、基本的には私法上の効果に従うことになる（金融商品会計基準第8項及び第56項）。また、回収可能性の乏しい債権について貸倒引当金の設定や貸倒処理することも必要となるが、税務上の要件を満たさない場合には、有税での処理となる。

【税務上の取扱い】

債権者側では貸倒損失については、法人税法第22条第4項の公正処理基準に係る解釈通達として、法人税基本通達において損金算入の要件が定められており、法的基準（法基通9-6-1）、実質基準（法基通9-6-2）、形式基準（法基通9-6-3）の三つに分けられる。

イ. 法的基準

法人税基本通達9-6-1によるものであり、一般に法的基準と呼ばれている。法的手続等の外的要因により請求権の一部若しくは全部が消滅し、貸倒額が決定するので損金経理要件はなく、私的整理でも一定の合理的基準に

基づくものであれば貸倒損失として損金算入する(「合理的負債整理」付録2(3)参照)。また、債務超過の状態が相当期間継続せず、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合までに至らず、法人税基本通達9-6-1(4)に該当しない場合でも(したがって、税務上の貸倒損失には該当しない)子会社等に対する債権放棄については、法人税基本通達9-4-1、9-4-2(「合理的再建計画」付録2(3)参照)³⁷に定める寄附金課税の例外(子会社等支援損失)に該当する可能性がある。

9-6-1(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。(昭55年直法2-15「十五」、平10年課法2-7「十三」、平11年課法2-9「十四」、平12年課法2-19「十四」、平16年課法2-14「十一」、平17年課法2-14、平19年課法2-3「二十五」、平成22年課法2-1「二十一」により改正)

- (1)更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2)特別清算に係る協定の認可があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3)法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
 - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4)債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)

法人がその子会社等の解散、経営件の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等(以下9-4-1において「損失負担等」という。)をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。(昭和55年直法2-8「三十三」により追加、平10年課法2-6により改正)

(注)子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資本関係等において事業関連性を有する者が含まれる(以下9-4-2において同じ。)

9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)

法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等(以下9-4-2において「無利息貸付け等」という。)をした場

合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。(昭55年直法2-8「三十三」により追加、平10年課法2-6により改正)

(注)合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

ロ．実質基準

法人税基本通達9-6-2によるものであり、一般に実質基準と呼ばれている。債権者自らの債務者の弁済能力に関する判断³⁸により貸倒損失を計上するので、損金経理ができることになる。また、担保物がある場合には担保物を処分した後でなければ、保証人がいる場合には保証人からの回収可能性がないのでなければ、貸倒損失は認められないことが原則である。

この通達によると、部分貸倒は原則として認められず、損金処理の時期に関しては、利益操作を防止する目的で、当該債務者に対する債権の全額が回収不能となったことが明らかになった事業年度とされている。ただし、全国銀行協会通達(平成11年3月30日平一調々五三)では、担保物の処分前でも債権者にとって実質的な取り分がないと認められるとき又は保証人が行方不明や生活保護を受けている場合等であれば一定の疎明資料の整備を要件に貸倒損失の計上が認められ得るものとしている。

9-6-2(回収不能の金銭債権の貸倒れ)

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理をすることができる。この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとして損金経理をすることはできないものとする。(昭55年直法2-15「十五」、平10年課法2-7「十三」により改正)

(注)保証債務は、現実にこれを履行した後でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

ハ．形式基準

法人税基本通達9-6-3によるものであり、一般に形式基準と呼ばれている。売掛債権については、一定の要件に該当すれば、備忘価額を付した残額を貸倒損失として計上することができる。なお、この形式要件に該当すれば直ちに貸倒処理が認められるということはなく、9-6-2と同様に、合理的な債権管理、回収努力、事後整理を行った事実関係及びその疎明資料の

整備が必要である。

9 - 6 - 3 (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権(売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下9 - 6 - 3において同じ。)について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。(昭46年直審(法)20「6」、昭55年直法2 - 15「十五」により改正)

- (1) 債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうちもっとも遅い時)以後1年以上経過した場合(当該売掛債権について担保物のある場合を除く。)
- (2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立のために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注) (1)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば、不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

債権譲渡

イ. 個別譲渡

資産の含み損を顕在化させる方法としては、評価損の計上と売却による譲渡損の計上がある。評価損は税務上、上記4に示したごとく、物損等の事実や法的整理の事実という特別な場合にのみ、その計上が認められている。特に、金銭債権については、このような場合でも評価損の計上は認められず、貸倒引当金の設定で手当てされていたが、平成21年度改正により法的整理のほか、一定の私的整理の場合に評価損を計上できるようになった(4(1)参照)。貸倒引当金の設定については、税務上の要件を満たさなければ、有税での引当てになってしまうが、第三者に対する債権の真正譲渡に伴う売却損失は、外部取引による実現損であり、税務上疑義が生じる余地は少ないので、債権譲渡や事業譲渡を選択する事例もあった。

なお、債権譲渡に際して、債権(元本及び貸付債権である場合には未収利息や遅延損害金の未収額)の一部を債務免除後に譲渡する場合と、一切の債務免除を行わずに譲渡する場合がある。したがって、当該債権の購入者(第二次債権者)は、その購入価額にかかわらず、前者にあつては免除後の債権額、後者にあつては未収債権の全額の法的請求権を有することとなる。

【会計上の取扱い】

債権者側において、会計上、債権を売却処理するためには、金融商品会計

基準第9項の要件³⁹を満たす必要がある。一方、債権をその額面額未満で購入した第二次債権者は、(i)取得原価の債権元本対応部分と未収利息(及び遅延損害金。以下同じ。)対応部分への按分、()債務者(又は保証人)からの回収額の当該債権から新たに生じる利息額、未収利息対応部分の原価、債権元本対応部分の原価及び回収益への按分という会計上の問題が生じる。

これらの按分は、回収可能見込み額(当該債権の将来キャッシュ・フロー)に基づいて各々の要素に按分する必要があるが、債務者との新たな合意がある場合には、その合意内容が会計処理に影響する。例えば、第二次債権者と債務者との間で債権の残元本額全額の弁済を条件に新たな利息及び過去の未収利息の請求権を放棄するという合意が成立した場合には、取得原価の全額が元本対応額となり、回収額は回収可能見込み額に応じて元本対応原価の回収と回収益とに按分されることとなる。

金融商品会計基準⁴⁰第14項及び第68項は、「債権を債権金額よりも低い価額又は高い価額で取得した場合の貸借対照表価額は、取得価額と債権金額との差額(取得差額)の性格が金利の調整と認められるときには、償却原価法(当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法)に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない」(引用文著者加筆)としている。

また、金融商品実務指針の第105項は、「(この場合における)償却原価法は、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利率)に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分し、利息法によることを原則とするが、契約上、元金の支払いが弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることになっている場合には、定額法によることができる。なお、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積った上で償却原価法を適用する」(引用文著者加筆)としている。

さらに、金融商品会計に関するQ&AのQ38は、事業再生における債権売買の多くに該当する、取得差額の大部分が信用リスクに基づくものである場合には、「(信用リスクによる減損見積額を将来キャッシュ・フローから控除することにより、取得差額のうち金利調整差額部分を算定し、)金利調整差額部分に対して償却原価法を適用しても、各年度の純損益に及ぼす影響は重要性がなく、あまり実務的でない。したがって、このような場合には、償却原価法を適用せずに、債権の取得後において信用リスクが高くなった場合に、将来キャッシュ・フローの減損見積額増加分の割引現在価値を貸倒見積額として計上することとなる」(引用文著者加筆)としている。

【税務上の取扱い】

債権者側において、債権額未満で取得した債権に係る取得原価の按分、回収額の取得原価と回収益への按分に関する税法上の規定は存在しない。したがって、法人税法第22条第4項の定めに従い、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うこととなる。

なお、第二次債権者が債権の債権額と取得原価との差額に至るまでの金額を債務免除しても、その免除に経済的合理性がある限りは、損失が発生することはなく、寄附金認定の問題も生じることはない。

ロ．バルクセール

複数の不良債権を一括して第三者に売却することである。買主と個別に交渉する相対取引と複数の購入希望者が参加する入札方式とがある。対象債権としては、不良債権のみの売却、正常債権のみの売却、不良債権と正常債権を組み合わせた売却が挙げられる。

【会計上の取扱い】

債権者側における会計上の取扱いは、複数の債権をパッケージして全体の売買金額が決まるが、個々の債権の時価（回収可能見込み額）に基づき取得原価を個々の債権に按分し、債権ごとにその取得原価を明確にする必要があるが、基本的には、個別譲渡の場合と同様の論点である。

【税務上の取扱い】

債権者側において、基本的には、個別譲渡の場合と同様の論点が生じる。また、パッケージされた債権のうちに債権分類・債務者区分が異なるものが含まれていることから、債権購入後の当該債権に係る貸倒引当金、貸倒損失の設定については、全体又は契約ごとではなく、原則として債務者ごとに判断することになる。

ハ．ローン・パーティシペーション

ローン・パーティシペーションとは、貸出債権に係る権利義務関係を移転・変更させないで、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原債権者から参加者（二次取得者）に移転させる契約をいう。原債権者は買戻条件がないこと、原契約と同一の条件を参加者に引き継がせることなど、一定の要件を満たせば、債権譲渡の手続をとらずに貸出債権のうちの参加割合に相当する部分をオフバランス化することができる。

【会計上の取扱い】

債権者側における会計上の取扱いは、イの個別譲渡で見たように、金融商品会計基準では、金融資産のオフバランス化要件の一つに「譲受人の権利が法的に保全されていること」を挙げている。ローン・パーティシペーションは、法的に債権の譲渡が行われていないため、原債権者のオフバランス化の要件を満たさないことになる。

しかし、我が国の商慣行上、債権譲渡に際して債務者の承諾を得ることが困難な場合、債権譲渡に代わる債権流動化の手法として広く利用されている実情を考慮し、経過措置が定められており、債権に係るリスクと経済的利益のほとんどすべてが譲渡人から譲受人に移転している場合等一定の要件を充たすものに限って、当該債権の消滅を認識することを認めることとしている（金融商品会計基準第42項(1)）。なお、ここでいうローン・パーティシペーションは、金融機関等からの貸出債権に係る権利義務関係を移転させずに、原貸出債権に係る経済的利益とリスクを原貸出債権の原債権者から参加者に移転させる契約としている（会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（平成20年3月25日）第2項、金融商品実務指針第41項）。

【税務上の取扱い】

債権者側における税務上の取扱いは、原則として会計上認められた処理を税務上も認めるものとしているが、債務者のローンの利子支払に課される源泉税の徴収義務者については譲渡人とどまる旨の見解もある（法基通 附則 経過的取扱い（平11課法2-9(3)）、国税庁ウェブサイト質疑応答事例 源泉所得税「金融機関の貸出債権に係るローン・パーティシペーションの取扱い」）。

(2) 債権のリスケジュール・再構成（Debt Restructuring）

金利減免

債務者の財務体力に応じた利息の減免を行うことにより、債務者の経営改善を図りつつ回収を行う方法である。なお、債務者は、債務免除や新たな合意がない限り、債権者に対する支払額は、新たに発生した利息、過去の未払利息、元本に順次充当されることとなる（民法491）。ただし、利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる（民法405）。

【会計上の取扱い】

債権者側における会計上の取扱いは、利息の減免措置により法的に利息が

減免すれば、原則として会計上もそれに従う。貸倒懸念債権の条件変更の場合には、会計上貸倒引当金の再見積りを要することとなることが多い(金融商品実務指針第113項～第115項、設例13)。

【税務上の取扱い】

債権者側における税務上の取扱いは、利息の減免については、債権放棄と同様にそれが過剰支援に該当するか、すなわち寄附金に該当するか否か判断する必要がある。特に、第三者ではない子会社等⁴¹に対する債務免除に際しては注意が必要である。法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付又は債権放棄等(以下「無利息貸付等」という。)をした場合において、その無利息貸付等が、例えば、業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむをえず行われるもので「合理的な再建計画⁴²」(付録2(3)参照)に基づくものである等、その無利息貸付等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとされる(法基通9-4-2)。

【会計上付随する論点】

債権者側における会計上の取扱いとして、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない(金融商品会計基準注9)。

利息の支払を契約どおりに受けられないため利払日を延長したり、利息を元本に加算することとした場合には、未収利息の回収可能性が高いと認められない限り、未収利息を不計上とする。

未収利息を不計上とした債権については、既に計上されている未収利息の残高を損失として処理しなければならない。この処理方法としては次のいずれかによる。

イ．原則法

当期に対応する利息は受取利息の計上を取り消し、前期以前に計上された部分については、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の目的使用として処理する。

ロ．簡便法

多数の債権を有し、継続的に未収利息不計上債権が発生することが避けられず、原則法を適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として処理することができる(金融商品実務指針第119項)。

【税務上付随する論点】

債権者側において、利息認識については、発生主義により認識するのが原則である。しかし、法人税基本通達 2 - 1 - 24は、金融及び保険業以外の一般法人の利息の支払期日が 1 年以内の一定期間ごとに到来する債権(貸付金、預金、貯金又は有価証券)の利息に関しては、支払期日到来時の益金として処理することを認め、更に同 2 - 1 - 25の要件を満たせば、利息認識は現金主義によることを認めている(法基通 2 - 1 - 24、同 2 - 1 - 25)。

2 - 1 - 25 (相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)

法人の有する貸付金又は当該貸付金に係る債務者について次のいずれかの事実が生じた場合には、当該貸付金から生ずる利子の額(実際に支払を受けた金額を除く。)のうち当該事業年度に係るものは、2 - 1 - 24にかかわらず、当該事業年度の益金の額に算入しないことができるものとする。(昭55年直法 2 - 8「六」により追加、平12年課法 2 - 7「二」、平15年課法 2 - 7「六」、平17年課法 2 - 14「三」、平19年課法 2 - 3「九」、平22年課法 2 - 1「七」により改正)

- (1) 債務者が債務超過に陥っていることその他相当の理由により、その支払を督促したにもかかわらず、当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該事業年度終了の日以前 6 月(当該事業年度終了の日以前 6 月以内に支払期日がないものは 1 年。以下 2 - 1 - 25において「直近 6 月等」という。)以内にその支払期日が到来したもの(当該貸付金に係る金銭債権を売買等により取得した場合のその取得前の期間のものを含む。以下 2 - 1 - 25において「最近発生利子」という。)の全額が当該事業年度終了の時ににおいて未収となっており、かつ、直近 6 月等以内に最近発生利子以外の利子について支払を受けた金額が全くないか又は極めて少額であること。
- (2) 債務者につき更生手続が開始されたこと。
- (3) 債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しがなく、当該債務者が天災事故、経済事情の急変等により多大の損失を蒙ったことその他これらに類する事由が生じたため、当該貸付金の額の全部又は相当部分についてその回収が危ぶまれるに至ったこと。
- (4) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定、債権者集会の協議決定等により当該貸付金の額の全部又は相当部分について相当期間(概ね 2 年以上)棚上げされることとなったこと。

(注)

- 1 この取扱いにより益金の額に算入しなかった利子の額については、その後これにつき実際に支払を受けた日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の益金の額に算入する。
- 2 法人の有する債券又は債券の発行者に上記(1)から(4)までと同様の事実が生じた場合にも、当該債券に係る利子につき同様に扱う。

リスケジュール

債務者からの債権回収状況がよくないときに、現状と今後の見通しから、返済可能なスケジュールを考え、毎月の返済額を減らしたり、返済期間を延長したりすることをいう。ただし、条件緩和に該当する場合には、下記 DPOと同様の取

扱いとなる。

【会計上の取扱い】

債権者側における会計上の取扱いは、貸倒懸念債権の条件変更の場合には、会計上貸倒引当金の再見積りを要することとなることが多い(金融商品実務指針第113項～第115項、設例13)。

【税務上の取扱い】

債権者側において、合理的な条件変更の場合には、税務上の論点は生じない。ただし、リスケジュールが債権放棄を伴ったものである場合は、貸倒損失、法人税法施行令第96条第1項の個別評価引当金設定及び法人税基本通達9-4-2の子会社支援等の論点が生じる。

DPO (Discount Pay Off)

ディスカウント・ペイオフとは、債権を額面額未満で購入した第二次債権者が債務者にその不良債権を再売却すること、又は一定額の回収を条件として残債権を放棄することをいう。後者は保全処分後に支払が許可される少額債権の額まで債務免除を要請するような場合にも発生する。

債権者側では(1) 又は 同様の問題が生じるが、債務者側でも、会計上(金融商品会計基準第10項、同実務指針第4項) 税務上ともに法的効果に基づいて債務消滅益又は債務免除益を計上することになる。

【会計上の取扱い】

会計上の取扱いは、債権の債務者への売却を含め債権者側では金融資産の消滅の要件を満たすか否かが論点となる(6(1)参照)。また、貸倒懸念債権の条件変更の場合には、会計上貸倒引当金の再見積りを要することとなることが多い(金融商品実務指針第113項～第115項、設例13)。

【税務上の取扱い】

債権者側における税務上の取扱いは、債権の売却については金融資産の消滅の要件を満たすか否かということと、譲渡価額が時価であるか否かという点が論点となる(6(1)参照)。

また、DPOによる債権放棄では、寄附金認定の有無が考えられるが、債権放棄額が合理的な金額であれば、会計・税務上、既に帳簿価格のない残債権を放棄することになる場合には、寄附金認定の問題が生じる可能性は少ない。

債務者側の債務免除益は、一定の場合には、期限切欠損金の青色欠損金に対する優先利用(会社更生手続、民事再生手続の「別表添付方式」及び私的整理の内

「債務処理計画」付録2(3)参照)又は劣後利用(民事再生手続の「損金経理方式」、特別清算手続、破産手続及び私的整理の内「合理的資産整理」付録2(3)参照)の途がある(4(2)参照)。

(3) DES (Debt Equity Swap)

DESは、債務(デット)の一部を株式(エクイティ)に転換(スワップ)することをいい、債務超過に陥っている企業が、再建計画の一手法として利用している。

取引としては、債権の現物出資となり、現物出資の場合には、原則として裁判所が選任する検査役による調査又は弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人が現物出資財産の価額が相当であることの証明(現物出資財産が不動産である場合には、併せて不動産鑑定士による鑑定評価を要する。)をすることが必要となる(会社法207、四)。これらの現物出資財産の価額の検査役の調査には、上記の弁護士等の証明及び以下の株式会社に対する金銭債権の場合以外にいくつかの例外規定⁴³が存在するが、DESを想定した例外規定が会社法により設けられている。会社法においては、弁済期の到来している金銭債権に限って、その募集事項として定めた増加する資本金等の金額が、負債に計上されている当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には、当該現物出資について、検査役の調査を不要としている(会社法207、五)。したがって、例えば、負債を債権額(券面額)で資本に振り替えるような場合には検査役の調査が不要となる。

また、その評価額は、会社の財務内容を反映した債権の評価額(第三者間で売買する時価)とすべきか(評価額説)、債権の債権額を時価とすべきか(券面額説)の両説が、存在していたが、税務上は平成18年度税制改正等によって債務者側で債務消滅益課税が発生することが明確となっている⁴⁴。現物出資を行う際の検査役の調査は券面額説もあるが⁴⁵、税務上の取扱いと相違している。

また、上記のほかに、現金振替型のDES(以下「擬似DES」という。)が実務上行われている。これは、時間を要する検査役の調査を回避する等を目的として、債権者が債務者企業に対していったん現金払い込みによる増資を行い、当該資金で既存債権の一部若しくは全部を回収する取引である。なお、実務上は現金払い込みに先立ち、債務者企業の資本補填のために必要な債務免除を行い、DESに対応する債権額と株式の価値をほぼ同額にしておくケースも多い。なお、擬似DESに関しては、偏頗弁済等の法的問題が発生する可能性があるため、その合法性についての法的検討に当たっては弁護士等の専門家の協力が必要である。

【会計上の取扱い】

DESを実施した場合の債権者側の会計処理については、平成14年10月9日付けで企業会計基準委員会より、実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下「実務

対応報告6号」という。)が公表されている。

実務対応報告6号によれば、債権者がDESを実施した場合、DESにより消滅した債権の帳簿価額と取得株式の取得時の時価との差額を当期の損益として処理し、当該株式は時価で計上することとなる。また、DESを行った際の債権者側の会計処理に関する考え方は、債務者側の会計処理の如何にかかわらず適用されるものとされており、例えば、債務者側が、仮に券面額説に立って会計処理を行っていたとしても、債権者側において会計上損失が計上される場合があることとなる。

ここでいう取得株式の時価は、取得した株式に市場価額がある場合には「市場価額に基づく価額」であり、市場価額がない場合には「合理的に算定された価額」となる。

この「合理的に算定された価額」は、実務対応報告6号によると債権放棄額や増資額などの金融支援額の充分性・債務者の再建計画等の実行可能性・株式の条件等を適切に考慮した上で、金融商品実務指針第54項に掲げられる方法⁴⁶によって算定することとされている。ただし、取得株式の取得時の時価を直接的に算定することが困難である場合には、適切に算定された実行時の債権の時価を用いて、取得株式の取得時の時価とすることも考えられるとされている⁴⁷。

また、債権者がその債権を債務者に現物出資することによって行われる場合以外にも、債権の弁済を受けることを目的として第三者割当増資に応じるなど、実質的に金銭出資と債権の回収が一体性を有し、現物出資によるDESと同様の効果をもたらす擬似DESの場合にも、同様の会計処理をすべきものとされている⁴⁸。

【税務上の取扱い】

債権者側

DESは債権の現物出資であることから、現物出資に係る税務上の取扱いに従って債権者側の処理を行うこととなる。現物出資は法人税法上、適格現物出資と非適格現物出資とのいずれかになり、それぞれによって税務上の取扱いが大きく異なる。事業再生の場面における現物出資は、非適格現物出資に該当することが多いことから、以下債務者側の課税も含め非適格現物出資を前提に⁴⁹解説をする。

DESを実施した場合の、債権者側の取扱いについては、法人税基本通達2 - 3 - 14に規定されている。

なお、更生会社等に対するDESに係る債権者側の処理に関しては、法人税基本通達14 - 3 - 6に同様の規定があるが、同通達では債権の現物出資の側面よりも債務者企業が発行する株式による代物弁済の側面に注目し、法人税法施行令第119条第1項第25号により、交付株式の価額が取得価額となるものとしている。

つまり、子会社等に対してDESを実行したことにより、取得した株式の取得価額は、給付をした債権(後述のとおり、会社更生の場合には交付株式)の価額と

され、時価をもって取得価額とすることとなる。また、時価をもって取得価額を付すこととされている以上は、譲渡損の計上が前提にあるとも考えられるため、課税当局への事前の相談等の慎重な対応を前提に、譲渡損を損金に算入することができるものと考えられる。

また、ここでいう「合理的な再建計画等」(付録2(3)参照)とは、法人税基本通達9-4-2等の考え方に基づくものであり、法人税基本通達2-3-14の適用を受けるためには、法人税基本通達9-4-2で規定される「合理的な再建計画」に求められる基準、要件等を充足する必要等があり、それらを満たさない債権の現物出資(法第22の14に規定する適格現物出資を除く)による譲渡損は、寄附金として取り扱われる可能性があることに留意する必要がある。

2-3-14(債権の現物出資により取得した株式の取得価額)

子会社等に対して債権を有する法人が、合理的な再建計画等の定めるところにより、当該債権を現物出資(法第2条第12号の14《適格現物出資》に規定する適格現物出資を除く。)することにより株式を取得した場合には、その取得した株式の取得価額は、令第119条第1項第2号《有価証券の取得価額》の規定に基づき、当該取得の時ににおける給付をした当該債権の価額となることに留意する。(平15年課法2-7「八」により追加、平19年課法2-3「十」により改正)

(注)子会社等には、当該法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれる。

14-3-6(債権の弁済に代えて取得した株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額)

更生会社等に対して債権を有する法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより、払込みをしたものとみなされ、又は権利の全部若しくは一部の消滅と引換えにして当該更生会社等の株式(新法人の株式を含む。)若しくは新株予約権又は出資若しくは基金(新法人の出資又は基金を含む。)の取得をした場合には、その取得の時ににおける価額を当該株式若しくは新株予約権又は出資若しくは基金の取得価額とする。(平11年課法2-9「二十」、平14年課法2-1「三十六」、平15年課法2-7「五十二」、平17年課法2-14「十六」、平19年課法2-3「四十」により改正)

また、擬似DESを行った場合には、その法形式上はあくまでも金銭出資であるため、その取得価額は払い込んだ金額となるとも考えられるが、その取得価額は、その取得のときにおけるその有価証券の取得のために通常要する価額とされた場合には、払込金の中に寄附金とみなされる金額が含まれているとされる可能性があるなど、寄附金認定に留意しなければならない場合も考えられるため、事前に課税当局に相談するなど慎重な対応を行うことが望ましいと考える。DESの実行により有する金銭債権が株式となる場合には、評価損の計上について、検討する必要がある。しかしながら、法人税基本通達9-1-12において増資払込直後における評価損の計上が規制されていることに注意が必要である。

9 - 1 - 12 (増資払込み後における株式の評価損)

株式(出資を含む。以下9 - 1 - 12において同じ。)を有している法人が当該株式の発行法人の増資に係る新株を引き受けて払込みをした場合には、仮に当該発行法人が増資の直前において債務超過の状態にあり、かつ、その増資後においてなお債務超過の状態が解消していないとしても、その増資後における当該発行法人の株式については令第68条第1項第2号ロ《上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合》に掲げる事実はないものとする。ただし、その増資から相当の期間を経過した後において改めて当該事実が生じたと認められる場合には、この限りでない。(昭54年直法2 - 31「三」により追加、平12年課法2 - 7「十六」、平17年課法2 - 14「九」、平21年課法2 - 5「七」により改正)

債務者側

債務者側のDESに係る税務上の取引を、「自己宛債権の取得」と「新株発行に伴う資本金等の額の増額」との取引に分解して解説する。「自己宛債権の取得」については、自己宛債権を現物出資により取得したときにおける価額(時価)により取得したものとされ、「新株発行に伴う資本金等の額の増額」については、新株発行に伴い給付を受けた資産の価額(時価)に相当する金額のうち、資本金として計上した金額と、資本金として計上しなかった金額の合計を資本金等の額とすることとなる(法26、法令8 - 一)。すなわち、DESの対象となる債権の時価をもって、その債権の取得価額及び新株発行に係る資本金等の額とすることとなる。

DESによって債務者は、自己を債務者とする債権を取得することとなるが、民法第520条により、債権及び債務が同一人に帰するときは、混同によりその債権は消滅することとなる。

事業再生の場面においては、債務者の財政状態が著しく悪化していることが想定され、債権の回収可能性も当然に悪化しており、債権の価額(時価)も低下しているのが通常である。そのため、混同による債権の消滅の際に、DESにより取得した自己宛債権の時価が対応する自己の負債に計上されている債務の帳簿価額よりも低く、混同による債務の消滅に際して、消滅益が生じることとなる。ただし、会社更生手続におけるDESに関する取扱いを定めた法人税基本通達14 - 3 - 6では、DESの代物弁済としての側面に着目して、債務の消滅の対価として金銭の払込みがあったとみなし、交付株式の価額をもって増加資本金等の額(法令8 -)とし、差額は債務消滅益となるものと思われる。

この債務消滅益は、債務者の課税所得を構成することとなり、課税によりキャッシュ・フローに影響を与える場合がある。青色欠損金と相殺されて、結果的に課税所得が発生しないこともあるが、債務消滅益が青色欠損金額を超過する場合には、資金流入がない所得に対する課税によりキャッシュ・フローが悪化する。

ただし、一定の要件を満たした場合には、前事業年度から繰越された欠損金のうち、青色欠損金を除いた、いわゆる期限切れ欠損金を利用することが可能となる。

法人税法第59条において会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合等の損金算入制度が規定されており、これらの事実があった場合における、一定の場合には、期限切れ欠損金の利用が可能となるが、その一定の場合に債務の免除については、「債権が債務の免除以外の事由により消滅した場合」が含まれることや事業再生税制の「債務処理計画」の適用要件である「二行要件」（4(3)参照、二行以上の金融機関等からの債務免除の要件）に関しても、その債務免除の範囲に当該「債務処理計画」に係る債権のDESによる債務消滅益も該当することになっている。したがって、DESによる債務の消滅益が発生した場合においても、期限切れ欠損金を利用することは可能であり、DESに応じた金融機関が複数ある場合には債務処理計画の要件の一つを満たすもの考えられる。

なお、擬似DESによった場合には、債務者側においては、形式上は現金による資本取引であり、払込金額のうち資本金として計上された金額と資本金として計上されなかった金額との合計額が債務者側において資本金等の額として計上されることとなると考えられるが、通常この払込金は一定の借入金の返済に紐付けられたものであり、その特殊性を考慮した場合、経済的利益の供与や行為計算の否認などによる課税⁵⁰を受けることのないよう、課税当局に事前に確認するなどの慎重な対応が望まれる。

DESによって債権が株式に転換された場合には、税務上の資本金等の額が増加することとなり、この増加した資本金の額の0.7%（産活法の認定を受けた計画に従って行う場合には0.35%）が登録免許税として課されることとなる。

また、資本金が1億円を超える場合の留意点として、事業税の計算における外形標準課税がある。事業税の計算において、期末資本金が1億円を超す場合には外形標準課税が適用され、所得が発生していない場合にも資本割の負担が発生する。さらに、法人税の軽減税率の適用ができなくなる点や、交際費の特例、貸倒引当金繰入の特例、留保金課税の適用等の問題も発生するため、注意が必要である。

(4) DDS (Debt Debt Swap)

DDSの法的性質は「条件変更」であるため、リスケジュールと同じく、課税上の問題が発生する余地は少ない。そこで、特に平成17年度税制改正の適用を受けられず、債務免除益やDESの債務消滅益の発生により将来収益に対する課税が懸念される場合に有効である。

ただし、DDSにより当該債権が他の債権に比して劣後することになるため、そのリスクに見合った金利を徴収すべきと考えられ、従来の金利水準が据え置かれた場

合には、経済的利益の移転とされる可能性が生じる。その取扱いは金利の減免の項に示した以外にも、債権者間の利益移転という観点から税務上寄附金に該当するか否か判断する必要がある。

また、金融検査マニュアル(中小企業融資編 検証ポイント7)において金融機関が、債務者の経営改善計画の一環として、貸出債権を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)へと転換した場合には、当該資本的劣後ローンを債務者区分の判定において債務者の資本とみなすことができることとされた。この検査マニュアルの改訂により、より広く資本的劣後ローンとして取り扱えることとなった。また、一定の要件を満たしたDDSを通じて生じる劣後ローンについては金融庁による検査において「十分な資本的性質が認められる借入金」として自己資本とみなすことができ、かつ、当該債権を条件緩和先債権として取り扱わなくてもよいこととなっている(金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕平成21年12月の資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)の検証ポイント「5 貸出条件緩和債権」及び「7 資本的劣後ローンの取扱い」)。

債権者側の処理については、当該金融検査マニュアルに対応して、平成16年11月に当協会はDDSを実施した金融機関の会計処理の取扱いを公表⁵¹し、平成22年2月に改正している。ここでは、DDSは既存債権の条件変更として取り扱うことになり、当該取引により転換差額益は発生させないものとしている。

会計・税務以外の論点としては、DDSにより当該債権を他の債権に比して劣後させる場合に、実際問題として優先部分の債権がどの程度優先している必要があるのか、また、金融機関としてはDDSにより対象債権の区分が貸出金融機関にとっての債権者区分(下図【債権区分】)における「その他要注意先」以上に上位変遷することを目的とすることが多いが、その場合には、そもそも当初の貸出金が「要管理債権」以下に分類される債権であることを前提とし、DDSを含む再建計画の実施後、優先債権が「その他要注意先」以上の分類となるように留意する必要がある。

【債権区分】

自己査定	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
正常先	(正常債権)	
要注意先(その他要注意先)		
要注意先(条件緩和先)	要管理債権	3か月以上延滞債権 貸出条件緩和債権
破綻懸念先	危険債権	延滞債権
実質破綻先	破綻更生債権及び これらに準ずる債権	破綻先
破綻先		

(5) 事業再生における事業再編手法（合併・分割・株式交換・現物出資）の適用 会社分割

イ．会社分割制度

会社分割とは、会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社に包括的に承継させる制度である。この制度を利用すると、事業譲渡（資産・負債の売買及び人と取引先の引継取引）を利用するより簡単に事業を移転することができる。事業譲渡は権利義務の承継について個別の移転手続が必要であり、労働契約の承継について労働者の同意が必要であるなど一定の法的手続を踏むことになるが、会社分割では基本的にこれらの手続は必要なくなる。ただし、会社分割の場合には債権者に対する公告や個別催告といった債権者保護手続が別途必要となる⁵²。

ロ．会社分割の種類

会社分割には株式会社（合同会社）が、その営業の全部又は一部を新たに設立する法人に承継させる新設分割と、既存の法人が分割する法人の営業を承継する吸収分割の二種類があり、それぞれに対して営業を承継する法人が発行する株式を既存法人に割り当てる分社型分割（物的分割）と事業を承継する法人が発行する株式を分割する既存法人の株主に割り当てる分割型分割（人的分割）がある。

なお、会社法において分割型分割（人的分割）は「分社型分割（物的分割）と分割会社株主に対する剰余金分配行為」の二段階として構成されている。

八．流通税等の取扱い

a．不動産取得税

法人税法上の適格・非適格にかかわらず、次の要件をすべて満たす分割は非課税とされる（地方税法73の7二、同施行令37の14）。

- ・ 分割交付金が交付されない分割であること
- ・ 非按分型の分割でないこと
- ・ 主要な資産及び負債が移転していること
- ・ 事業の継続見込みがあること
- ・ 従業員の80%以上の移転見込みがあること

また、産活法第6条第2項に規定する認定事業再構築計画により、政令で定める不動産を取得したときは、一定の場合に限り、その不動産取得税は6分の5に減額される（地方税法附則11の4）。

b. 商業登記に係る登録免許税

増加した資本の金額 \times 1,000分の1.5(最低3万円)(登録免許税法別表一)

ただし、分割法人の分割直前の資本の金額から分割直後の資本の金額を控除した金額を超える金額(実質増加分)については1,000分の7。

c. 不動産登記に係る登録免許税

不動産の価額 \times 1,000分の20(所有権移転の場合)

ただし、平成23年3月31日までの間に行われた会社分割による所有権の移転については1,000分の8、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われた同様の移転は1,000分の13(措法81)。

d. 産活法に係る登録免許税(措法80)

認定事業再構築計画、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性確信計画(平成24年3月31日までの認定に係るもの)

増加した資本の金額 \times 1,000分の1

ただし、分割法人の分割直前の資本の金額から分割直後の資本の金額を控除した金額を超える金額(実質増加分)については1,000分の3.5。

認定中小企業承継事業再生計画(第二会社方式、平成24年3月31日までの認定に係るもの)

増加した資本の金額 \times 1,000分の1

ただし、分割法人の分割直前の資本の金額から分割直後の資本の金額を控除した金額を超える金額(実質増加分)については1,000分の3.5。

二. 青色欠損金の引継ぎ

合併類似適格分割型分割における分割法人の有する繰越欠損金の額については、一定の要件の下、分割承継法人に引き継ぐことができる(法法57)が、その他の場合の分割法人の有する繰越欠損金は承継できない。また、連結納税制度に関連しての分割承継法人の欠損金の繰越(法法57)及びいわゆるグループ法人税制に関連しての両法人の承継する含み損に相当する特定資産譲渡等損失(法法62の7)も一定の場合に制約される。なお、特定資産譲渡等損失については、会社更生手続又は民事再生手続のほか、一定の私的整理手続(「債務処理計画」)の手続開始決定の時から手続終了の時までに

譲渡、評価換え、貸倒、除却等した場合又は適格合併等の日以降に発生した事実に基づく物損等又は法的整理の事実に基づく評価損(民事再生手続の「損金経理方式」又は産活法の債務免除等を伴う事業再構築計画及び経営資源再活用計画に基づく評価損の計上がこれに該当する。法法33)は適用除外となることがある(法令123の8 四、同 二、付録2(3)参照)。さらに、特定株主等に支配された欠損等法人の欠損金の繰越制限(法法57の2)及び資産の譲渡等損失額の損金算入制限(同60の3、6(5) 二参照)にも配慮する必要がある。

なお、法人の分割(法法2十二の十に規定する分社型分割を除く。)をした場合には、分割承継法人は、分割前の国税債務の連帯納税義務を負う(国通法9の2)。

合併

イ．非適格合併等における差額のれん・退職給与債務の計上

新会社法施行後の合併等において、パーチェス法による会計処理が行われる場合には、合併法人等は被合併法人等の資産・負債を時価で取得することになり、その純資産価額と移転の対価の差額として「正あるいは負ののれん」が計上されるケースが増加していると思われる。

法人税法上も、会社が非適格合併等により資産等の移転を受けた場合には、その非適格合併等に伴って引き継いだ従業員の退職給与に係る債務に相当する金額等を負債に計上するほか、その資産・負債の純資産価額と移転の対価の差額を「資産調整勘定」(正ののれんに対応)又は「負債調整勘定」(負ののれんに対応)等に計上し、これらの内容に応じた処理を行うものとされた(法法62の8)。

この規定により、事業譲渡後に実現する退職給与債務引受額からなる負債調整勘定や事業撤退損失などの短期重要債務見込額からなる負債調整勘定が非適格合併等に係る債務免除益として直ちに課税されるのが回避されることになり、課税を繰り延べる余地がある。

ただし、100%グループ内の法人間の非適格合併にあっては、譲渡損益調整資産の移転につき譲渡損益の繰延べの適用を受けることになる(法法61の13)。具体的には、譲渡損益調整資産に係る譲渡利益に相当する金額は合併法人の譲渡損益調整資産の取得価額に算入しないものとし、譲渡損失に相当する金額は合併法人の譲渡損益調整資産の取得価額に算入するものとする(法法61の13)。

なお、会社更生法においては、「貸借対照表の資産の部又は負債の部にのれんを計上することができる」(更法則1)とされている。ただし、法人税法においては当該事業・企業の超過収益力としての「営業権」のみが規定(無

形固定資産である、減価償却資産（法令13八）とされており、「のれん」は定義されず資産又は負債調整勘定等で対処）されている。

ロ．青色欠損金の引継ぎ

適格合併においては、被合併法人の有する繰越欠損金の額については、一定の要件の下、合併法人に引き継ぐことができる（法法57）が、その他の場合の被合併法人の有する繰越欠損金は承継できない。また、連結納税制度に関連しての合併法人の欠損金の繰越（法法57）及びいわゆるグループ法人税制に関連しての両法人の承継する含み損に相当する特定資産譲渡等損失（法法62の7）も一定の場合に制約される。特定資産譲渡等損失については、会社更生手続又は民事再生手続のほか、一定の私的整理手続（「債務処理計画」）の手続開始決定のときから手続終了のときまでに譲渡、評価換え、貸倒、除却等した場合又は適格合併等の日以降に発生した事実に基づく物損等又は法的整理の事実に基づく評価損（民事再生手続の「損金経理方式」又は産活法の債務免除等を伴う事業再構築計画及び経営資源再活用計画に基づく評価損の計上がこれに該当する。法法33）は適用除外となることがある（法令123の8 四、同 二、付録2(3)参照）。さらに、特定株主等に支配された欠損等法人の欠損金の繰越制限（法法57の2）及び資産の譲渡等損失額の損金算入制限（同60の3、6(5) 二参照）にも配慮する必要がある。

株式交換・株式移転

イ．株式交換・株式移転に係る税制

株式交換・株式移転に係る税制は、組織再編税制の一環として法人税法に規定されている。また、他の組織再編行為との課税の公平性の確保を図るために、組織再編税制において適格組織再編の判定に採用されている「企業グループ内再編要件」と「共同事業を営むための再編要件」に類似する要件等によって、当該株式交換・株式移転の税務上の取扱いが判定されることになる（法法2十二の十六・十七、同61の2、同62の9）。

ロ．完全子法人の株主における税務上の取扱い

株式交換（株式移転を含む。八において同じ。）に係る完全子法人の株主の処理は、その完全親法人の株式以外の資産の交付を受けていない場合には、適格株式交換・適格株式移転として、その完全子法人の株式の譲渡損益の計上を計上せず、その帳簿価額を完全親法人株式の帳簿価額に付け替える（法法61の2、法令119の3）。また、完全親法人は完全子法人株式を、完全子法人の株主における帳簿価額により取得する（法令119）。

八．完全子法人が有する資産に係る税務上の取扱い

企業グループ内の株式交換及び共同事業を営むための株式交換のいずれにも該当しない株式交換が行われた場合には、非適格株式交換・非適格株式移転として、その完全子法人が有する固定資産・土地等・有価証券・金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないもの等を除く。）について、時価評価により評価損益の計上等を行う。ただし、100%グループ法人間の非適格株式交換等については、時価評価を行わない（法法62の9）。

二．青色欠損金の引継ぎ

欠損金等（青色欠損金又は含み損のある資産）を有する法人の発行済み株数の50%超を保有する場合（特定支配関係）買収後5年以内に、買収前の事業の全部廃止やその事業規模を大幅に超える資金受け入れを行うこと等一定の事由が生じた場合には、欠損金等の損金算入が制限される（法法57の2及び同60の3）。ただし、原則として適格組織再編又は会社更生、民事再生、破産、特別清算の各手続又は一定の私的整理手続（「合理的資産整理」法令117、付録2(3)参照）の開始に関して策定された債務処理計画に基づいて株式を取得しても、特定支配関係から除外される（法令113の2）。また、以前から特定支配関係があった場合には、これらの手続の開始に伴って、欠損金の損金算入制限は解除される（法令113の2一）。

(6) 再生ファンド又はPE（Private Equity）ファンド

事業再生の重要な担い手の一つである事業再生ファンド、PEファンドの法的形態としては、いくつか想定されるが、主なものは任意組合、投資事業有限責任組合（LPS）、有限責任事業組合（LLP）、匿名組合契約、又は諸外国の類似事業組織体がある。

これらのいずれの法形態を採用するかについては、例えば、LPSであれば現物不動産を取得することはできない等、取得可能資産の制約等法的規制などを考慮して決定されている。

また、投資家（出資者）の種類や税制上の取扱いを考慮している場合もある。例えば、匿名組合契約にあっては、匿名組合員が出資した資金で取得した財産の所有権も営業者に帰属し、匿名組合員は債権的権利しか有していないため、税務上は純粹なパススルー（構成員）課税ではなく、匿名組合員が配分を受けた営業者の損益の属性は、その本来の属性が匿名組合員に移転することはない。例えば、匿名組合事業として受けた受取配当の益金不算入を匿名組合出資者側で直接受けることはできない。一方、任意組合、LPS、LLPの財産は組合員の共有財産となるため、組合員が組合の資産・負債及び損益に対する持分額を自己の資産・負債及び損益として

経理処理（総額法）することにより、それらの本来の属性を組合員である投資家にパススルーされ投資家側で適用することが原則である。

ただし、任意組合等の場合にも、損失分配に関する組合員側の損金算入制限(措法67の12他)や海外投資家が国内に恒久的施設（PE）を有するとされ、申告義務が生じるという問題点がある⁵³。

また、地方中小企業の再生について独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が出資しているファンドを利用することも検討に値する。

産活法第47条により、中小機構は、中小企業の活力の再生を支援するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に定める投資事業有限責任組合（事業再構築及び経営資源再活用を行う事業者に対する資金供給を行うものとして一定の出資参加者を予定するものに限る。）に対して、有限責任組合員としてファンド総額の2分の1以内を出資することができる。投資事業有限責任事業組合の投資対象は、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には収益力があり、財務リストラや事業再構築により再生可能な中小企業である。また、その支援方法は、協議会との連携による再生計画策定支援、株式等の取得による資金提供、金融機関の保有する貸出債権の買取りによる金融支援等である。中小機構の出資する中小企業再生ファンドは平成23年7月で22件がある⁵⁴。ただし、税制上の債務処理計画として取り扱われる、いわゆる二行三人要件（4(3)参照）のうち債務免除等を行うことが定められている「2以上の金融機関等」の要件適用上は、LPSとLLPを通じて投資している金融機関は除かれる（法令24の2 四）。

また、信用保証協会法の平成20年改正により、各地の信用保証協会において債権譲受（回収についてはサービサー等へ委託）による債権者間調整等の機能を果たし、協議会の活動を補完することや、再生ファンドへの出資が可能となった⁵⁵。

なお、RCC企業再生スキームはRCCが債権者調整を行う中で、同意はするが金融取引の継続を望まない、又は、自ら債権放棄をすることを望まない金融債権者がいる場合に、その債権について投資家の入札を実施し、落札投資家から金銭の信託を受けてRCCが受託者として金銭債権を買い取って債権放棄又はリファイナンス（旧債権者が貸し付ける場合もある。）を行うものである（3(2)参照）。

³⁷ 合理的な整理計画又は再建計画に関する質疑応答事例についても参照されたい。
国税庁ウェブサイト：

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/13/01.htm>

³⁸ 平成16年12月24日最高裁判所判決（いわゆる興銀事件税務訴訟 最高裁平成14（行ヒ）第147号）では、金銭債権の貸倒損失を当該事業年度の損金の額に算入するためには、「・・・債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである」と判示されており、それを受けて国税庁では平成17年3月10日に貸倒損失に係る事前照会手続をウェブサイトに表示した。

³⁹ (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

(3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

(1) の要件は譲渡人が譲渡後に取り消し得るかという点といわゆる倒産隔離要件を満たしているかを考慮して判定するものとしているが、後者は基本的には第三者対抗要件の具備による(金融商品実務指針第31項、同第245項から第248項)。

⁴⁰ 平成20年3月10日に企業会計基準委員会が改正(平成22年3月31日以降に終了する事業年度末に係る財務諸表から適用。ただし、以下の該当箇所においては改正されていない。)する前は、企業会計審議会において審議していた。

⁴¹ 子会社等とは、法人が経済的利益を供与することについて合理的な経済目的があるという関係にある者をいい、親子会社といった資本関係を有する者だけでなく、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者がこれに含まれる(法基通9-4-1(注))。

⁴² 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による債権管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は原則として合理的なものと取り扱うものとされている(法基通9-4-2(注))。

⁴³ その他の例外規定は以下のとおり(会社法207)。

現物出資者に割当る株式の総数が発行済株式総数の10%以下の場合

現物出資財産の価額の総額が500万円未満の場合

市場価格のある有価証券について、市場価格以下の評価額で出資される場合

会社法以外に産活法においても一定の場合、検査役の検査の免除措置がある(2(6)参照)。

⁴⁴ 平成21年4月28日東京地裁判決(棄却。平成19年(行ウ)第758号)では、適格現物出資に該当するDESについて、債務消滅益課税を支持した。(併せて注55参照)

⁴⁵ 平成13年4月に針塚遵・東京地方裁判所判事「東京地裁商事部における現物出資等検査役選任事件の現状」(旬刊「商事法務」1590(2001.3.25)号、社団法人商事法務研究会)及び「デット・エクイティ・スワップ再論」(旬刊「商事法務」1632(2002.6.25)号、社団法人商事法務研究会)において、東京地裁商事部に在籍する針塚遵判事が券面額説を認める見解を公表して以来、会社法上は券面額説が有力である。

⁴⁶ 金融商品実務指針第54項に掲げられる方法とは以下のような方法をいう。なお、金融商品別の時価の算定方法に関しては、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日)の参考(開示例)も参考になる。

(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル(例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル)を使用する方法

⁴⁷ IASBの“IFRIC UPDATE”(July 2009)によると、事業再編のDES(Debt to equity swap in a restructuring)により発行したエクイティ証券は、弁済された債務の時価又は発行されたエクイティ証券の時価のいずれかより確実に評価しやすい方で測定すべきものとしている(後にIFRICの公開草案が出る予定)。また、米国基準においては、ASC(U.S. GAAP Codification of Accounting Standards)310-40-40-3及び470-60-35-4において規定されている。

⁴⁸ なお、DESを実施して取得した株式が種類株式の場合には、その貸借対照表価額については、平成15年3月13日付けで企業会計基準委員会より、実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」が公表されている。

⁴⁹ 適格現物出資に該当する場合には、債務者の現物出資により取得した自己宛の債権の取得価額は、現物出資法人の適格現物出資直前の帳簿価額に相当する金額となり(法令123の5)、債務

者の資本金等の増加額も現物出資法人の適格現物出資直前の帳簿価額となる（法令8 八）。

⁵⁰ 擬似DESによって取得した株式の譲渡損を計上した場合に、取得価額の大部分が寄附金に当たるとして課税された事案（最高裁平成14年（行ツ）第178号）もある。

⁵¹ 業種別委員会報告第32号「銀行等金融機関の保有する貸出債権が資本的劣後ローンに転換された場合の会計処理に関する監査上の取扱い」

⁵² 産活法第20条（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）により、90%以上の議決権を保有する子会社と親会社の組織再編に関して、一定の計画認定がなされている場合には、株主総会ではなく子会社の取締役会決議のみで行える特例がある（略式組織再編）。ただし、知れたる債権者への通知等は省略できない。

⁵³ 平成20年度改正により独立代理人については3号PE（ここではPrivate Equityではなく、法141三に規定される恒久的施設：Permanent Establishmentの意味）に該当しないものとされたが、さらに、平成21年度税制改正により、投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類するものを含む。）の組合員である非居住者又は外国法人で有限責任組合員であること等の一定の要件を満たすものは、国内に恒久的施設（PE）を有しないものとみなすこととされたため、多くの金融所得は原則として源泉徴収のみで課税が完了することになった。（措法41の21、同67の16、法基通20 - 2 - 12）

⁵⁴ 中小機構の組成しているファンドは中小機構のウェブサイトを確認することができる。

⁵⁵ 主たる業務である債務保証の遂行を妨げない限度で以下の3業務を信用保証協会に追加するものとしている。

債権の譲受け

再生ファンドへの出資

新株予約権の引受け

7. 参考文献

- ・ 民事再生実務合同研究会編「民事再生手続と監督委員」株式会社商事法務、2008年
- ・ 藤原総一郎監修、森・濱田松本法律事務所・(株)KPMG FAS編「倒産法全書 上下」株式会社商事法務、2008年
- ・ 日本公認会計士協会編「財産評定等ガイドラインとQ&A・事例分析」株式会社商事法務、2007年
- ・ 日本公認会計士協会編「企業価値評価ガイドライン」株式会社清文社、2007年
- ・ 日本公認会計士協会東京会編「M&A組織再編の実務 - 手続・人事労務・会計・税務・事例研究」株式会社清文社、2008年
- ・ 日本公認会計士協会東京会編著「民事再生法経理実務ハンドブック」株式会社商事法務、2003年
- ・ 日本公認会計士協会京滋会・京都弁護士不良債権問題研究会編著「Q&A 不良債権をめぐる法律・会計・税務 - その処理から倒産手続まで」株式会社清文社、2001年
- ・ 日本公認会計士協会京滋会・京都弁護士倒産問題研究会編著「会社更生・再生・清算の法律と会計・税務」株式会社清文社、2004年
- ・ 日本公認会計士協会東京会編「企業再編の手法と会計・税務」税務研究会出版局、2002年
- ・ 株式会社整理回収機構「整理回収機構の概況（平成20年度版）」
- ・ 中小企業庁「中小企業の事業再生に係る検討について」2008年
- ・ 田中亀雄・土屋章・多比羅誠・須藤英章・宮川勝之編「私的整理ガイドラインの実務」社団法人金融財政事情研究会、2007年
- ・ 「裁判外事業再生」実務研究会編「裁判外事業再生の実務」株式会社商事法務、2009年
- ・ 税理士法人トーマツ編「M&Aを成功に導く税務デューデリジェンスの実務」株式会社中央経済社、2008年
- ・ 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編「事業再編税務ハンドブック（第2版）」株式会社中央経済社、2007年
- ・ 新日本アーンストアンドヤング税理士法人編「組織再編の税務ガイダンス（第2版）」株式会社中央経済社、2007年
- ・ 事業再生研究機構 税務問題委員会編「事業再生における税務・会計Q&A（事業再生研究叢書7）」株式会社商事法務、2007年
- ・ 日本公認会計士協会機関誌 会計・監査ジャーナル2009年1月号（第一法規株式会社）
「【座談会】地域中小企業等に係る事業再生について」
- ・ 日本公認会計士協会機関誌 会計・監査ジャーナル2009年2月号（第一法規株式会社）
「【座談会】産業活力再生特別措置法（産活法）に基づく事業再生ADR」
- ・ 日本公認会計士協会機関誌 会計・監査ジャーナル2009年6月号（第一法規株式会社）
「【座談会】大きく変わる会社更生手続」

- ・ 全国サービス協会「LSアセットマネージャー検定テキスト」
- ・ 法務省大臣官房審議官 深山卓也 編著「一問一答新会社更生法」株式会社商事法務、2003年
- ・ 社団法人金融財政事情研究会「事業再生と債権管理」2009年7月5日125号
- ・ 財務省「平成21年度税制改正の解説」
(<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/kaisetsu21/index.html>)
- ・ 税理士・全国事業再生税理士ネットワーク代表幹事 中村慈美著「解説とQ&Aによる不良債権処理と再生の税務 債権者・債務者双方の税務上の重要項目」財団法人大蔵財務協会、2007年

付録 1：事業再生の手續と税制の関係

手續	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン
1. 総論											
(1) 手續の概要											
手續の申立て (開始申請)	債務者又は債権 者等から裁判所へ	債務者又は債権 者等から裁判所へ	債務者又は債権 者から裁判所へ	債務者又は債権 者等から裁判所へ	債務者から裁判所 へ	債務者がメインバ ンクへ	債務者(又は金融 機関)から中小企 業再生支援協議 会へ	金融機関(通常主 要債権者)から RCCへ	債務者が(メイン バンクと相談して) JATPへ	債務者とメインバ ンク等の主要債権 者の連名で企業再 生支援機構へ	債務者が債権者 へ
適用対象企業の 種類	株式会社	法人種別の限定な し	法人種別の限定な し	株式会社	法人種別の限定な し	多数の金融機関 に債務を有する企 業	中小企業者	法人種別の限定な し	法人種別の限定な し	地方三公社及び 第三セクター以外	個人
手續開始の主要 因	弁済不能のおそ れ	弁済不能のおそ れ	支払不能	債務超過の疑い	弁済不能のおそ れ	過剰債務による経 営困難	過剰債務による経 営支障のおそれ	過剰債務による経 営困難	過剰債務による経 営困難	過剰債務による経 営困難	東日本大震災の 影響による既往債 務の弁済不可
官報等への公示 主たる手續(債権 者調整)実行者	あり 管財人(DIP型の 場合、管財人及び 調査委員)	あり 債務者(申立代理 人)	あり 破産管財人	あり 清算人	あり 債務者(申立代理 人)	なし 債務者及びメイン バンク(債権者会 議長)	なし 債務者及び中小 企業再生支援協 議会	なし 債務者及びRCC	なし 債務者及びJATP の選任する手續実 施者	なし 債務者及び企業 再生支援機構	なし 債務者
手續対象債権	担保権租税債権を 含む	租税債権担保権 除く	担保権除く	租税債権担保権 除く	限定なし	金融債権中心	金融債権中心	金融債権中心	金融債権中心	金融債権中心	金融債権中心
合意形成の原則	対象債権者の法 定多数決	対象債権者の法 定多数決	なし	対象債権者の法 定多数決	特定債務者と各債 権者	対象債権者の全 員一致	対象債権者の全 員一致	対象債権者の全 員一致	対象債権者の全 員一致	対象債権者の全 員一致	対象債権者の全 員一致
保証協会保証 (中小企業者)	DIP保証	DIP保証	なし	なし	なし	なし(自治体制度 があることがある)	プレDIP保証	なし(自治体制度 があることがある)	プレDIP保証	なし	なし
費用負担	債務者負担 2,000万円以上目 途	債務者負担	債務者負担	債務者負担	債務者負担(少 額)	債務者負担	DD費用(国の補助 の可能性あり)を除 きなし	債務者負担	債務者負担	DD費用(中小・中 堅企業は一部を企 業再生支援機構 が負担)を除きな し	なし
中小企業承継事 業再生計画(第 二会社方式)	可	可	不可(他の手續に より旧会社が破産 することは可)	不可(他の手續に より旧会社が特別 清算することは可)	不可(他の手續に より一部債権が特 定調停に至ること は可)	可	可	可	可	可	可
手續期間のイ メージ	申立てから10か月 程度以上(DIPは 半年程度)	平均6か月弱	事案によって様々	事案によって様々	申立から2~3か 月程度	申請から開始3か 月開始後3か月	平均6か月程度	平均6か月程度	申請から開始3か 月開始後3か月	事前相談から支援 決定2か月支援決 定から債権買取り 等の決定3か月	申出から3~4か 月程度
想定される債務 者企業規模	中堅以上	企業規模問わない	企業規模問わない	企業規模問わない	企業規模問わない	中堅以上	中小企業者	企業規模問わない	中堅以上	企業規模問わない	
(2) 事業年度	更生手續開始の時に事業年度終了。それに続く事業年度は計画認可の時又は更生手續終了の日に終了する。ただし、法人税法第13条第1項ただし書(1年を超える場合は1年で切る)の規定の適用を妨げない(更生法232)。										
	特定の規定なく、通常の会社と同様に、定款等で定められた事業年度が採用される。										
	裁判所による破産手續の開始決定がされた日に解散。その事業年度の開始の日から解散の日。解散の翌日からその事業年度終了の日。(会社法471、法法14)。										
	その事業年度の開始の日から解散の日。解散の翌日からその事業年度終了の日。(会社法471、法法14)。										
	特定の規定なく、通常の会社と同様に、定款等で定められた事業年度が採用される。										

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債権者の私 的整理ガイドライン
(3) 税務申告	事業年度終了の日から2か月以内。提出期限の1か月延長の特例適用可能(法75)。災害等による延長可能(特例延長を除く)(法75)										
確定申告	提出不要(更生法232)										
中間申告	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内(法71)。期限延長の規定はない。										
(4) 申告納税義務者											
法人税	管財人	法人代表者	破産管財人	清算人	法人代表者						
源泉徴収義務	管財人	法人代表者	破産管財人	清算人	法人代表者						
消費税の申告納税義務	管財人	法人代表者	破産管財人	清算人	法人代表者						
2. 課税対象損益											
(1) 債務免除益(DESによる債務消滅益を含む)	益金算入。債務免除の時期について定めのない場合には、更生計画の認可決定時に債務免除益を計上すべきである。期限切れ欠損金の控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの債務免除は対象外)である(法59)。	益金算入。債務免除の時期について定めのない場合には、再生計画の認可決定時に債務免除益を計上すべきである。期限切れ欠損金の控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの債務免除は対象外)である(法59)。	益金算入。ただし、破産手続中に通常債務免除は行われず、期限切れ欠損金の控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの債務免除は対象外)である(法59)。	益金算入。債務免除の時期について定めのない場合には、和解契約の許可決定時又は協定の認可決定時に債務免除益を計上すべきである。期限切れ欠損金の控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの債務免除は対象外)である(法59)。	益金算入。一般的には期限切れ欠損金の控除対象とならない。	益金算入。一定の私的整理の要件に該当する場合(法令24の2 二)、期限切れ欠損金控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの債務免除益は対象外)となる(法59)。					収入金額又は総収入金額に算入しない(所基通39-17)。
(2) 役員からの私財提供益	益金算入。期限切れ欠損金の控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの資産贈与は対象外)である(法59)。				益金算入。一般的には期限切れ欠損金の控除対象とならない。		益金算入。一定の私的整理の要件に該当する場合(法令24の2 二)、期限切れ欠損金控除対象(ただし、連結納税制度を採用している場合、連結法人からの資産贈与は対象外)となる(法59)。				
(3) 未払役員賞与の免除益	一定の条件をクリアすれば、益金に算入しないことも可能(法基通4-2-3)。源泉徴収は、会社更生手続の開始決定を受けたようなケースで、一般債権者の損失を軽減するため立場上やむなく役員賞与の受領を辞退した場合には、源泉徴収しなくても差し支えない(所基通181-223共-3)。										

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン
(4)未払配当金の免 除益	益金算入(法基通4-2-3(注))。										
(5)資産譲渡所得	益金算入。										
(6)財産評定損益											
評定の基準	管財人による評価 額(更生法83、 更生則1)。	使用収益される場 合の通常の譲渡 価額(法基通4-1 -3、9-1-3)。				平成17年度税制 の適用を受ける場 合、平成17年3月 31日付け「私的整 理ガイドラインの Q10-2実態貸借 対照表作成にあ たつての評価基 準」に基づく評価。	平成17年度税制 の適用を受ける場 合、平成17年6 月21日付け「中 小企業支援協議 会の再生計画の 策定手順(再生 計画検討委員 会が再生計立案 の調査・報告を 行う場合)の「実 態貸借対照表作 成にあつての評 価基準」に基づく 評価。	平成17年度税制 の適用を受ける場 合、平成23年9 月12日付け「R CC企業再生スキ ーム」の「再生計 画における「資 産・負債の「評 定基準」に基づ く評価。	平成17年度税制 の適用を受ける場 合、平成20年1 1月20日付け「 事業再生に係る 認証紛争解決事 業者の認定等に 関する省令第十 四条第一項第一 号の資産評定に 関する基準」(平 成20年経済産業 省告示第257号 (平成21年経済 産業省告示第2 19号最終改正) に基づく評価。	平成17年度税制 の適用を受ける場 合、平成21年1 1月4日付け「企 業再生支援機構 の実務運用標準」 の別紙1「再生計 画における資産 評定基準」に基づ く評価。	
評価損益	強制計上で会計 帳簿への反映必 要(法法25、33)。 純評価損益は期 限切れ欠損金の 控除対象(評価損 控除後)である(法 法59)。	(評価損益税制適 用あり) 会計帳簿への反 映不要、別表等の 添付必要(法法2 5、33)。 純評価損益は期 限切れ欠損金の 控除対象(評価損 控除後)である(法 法59)。			一般的には計上 できないが、右に 相当する手続によ る場合には可能性 がある。	一定の私的整理の要件に該当する場合(法令24の2)で評価損益税制あり。 会計帳簿への反映不要、別表等の添付必要(法法25、33)。 純評価損益は期限切れ欠損金の控除対象(評価損控除後)である(法法59)。	複数の金融機関が債権放棄をする場 合のみ適用可。	RCCのみが債権 放棄する場合でも 適用可。	複数の金融機関 が債権放棄をする 場合のみ適用可。	企業再生支援機 構のみが債権放 棄する場合でも適 用可。	
		(評価損益税制適 用なし) 会計帳簿へ反映 することで評価損 の損金算入可能 性あり(法法33)。				(評価損益税制の適用なし) 産業活力再生特別措置法認定の場合のみ会計帳簿へ反映することで評価損の損金算入可能性 あり(法法33)。					

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン
3. 欠損金控除の取扱い											
(1) 期限切れ欠損金を控除できる要件	会社更生手続の開始決定があり、債務免除・役員等からの私財提供を受け又は資産の評価替えを行ったとき(法59)及び清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき(法59)。	民事再生手続の開始決定があり、債務免除・役員等からの私財提供を受け又は資産の評価替えを行ったとき(法59)及び清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき(法59)。	破産手続開始決定があり、債務免除・役員等からの私財提供を受けたとき(法59)及び清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき(法59)。	特別清算手続開始命令があり、債務免除・役員等からの私財提供を受けたとき(法59)及び清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき(法59)。	一般的には期限切れ欠損金の控除とならない。	政令で定める事実(法基通12-3-1(3))が生じたことにより、債務免除・役員等からの私財提供を受け又は資産の評価替えを行ったとき(法59、法令117)及び清算する場合の清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき(法59)。					
(2) 期限切れ欠損金の計算	次の から を控除した金額 前事業年度以前から繰り越された欠損金額の合計額(法人税申告書別表五(一)の「翌期首現在利益積立金額の合計額」がマイナスの場合は当該金額) 青色欠損金(法59、法令116の3) (清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 上記と同じ 青色欠損金の当期控除額(法59、法令118)	(平成17年度税制適用あり) 次の から を控除した金額 前事業年度以前から繰り越された欠損金額の合計額(法人税申告書別表五(一)の「翌期首現在利益積立金額の合計額」がマイナスの場合は当該金額) 青色欠損金額 (平成17年度税制適用なし又は清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 次の から を控除した金額 上記と同じ 青色欠損金の当期控除額(法59、法令118)	次の から を控除した金額 左記の民事再生のと同じ 青色欠損金の当期控除額(法59、法令117の2、法59、法令118)	次の から を控除した金額 左記の民事再生のと同じ 青色欠損金の当期控除額(法59、法令117の2、法59、法令118)	一般的には期限切れ欠損金の控除はできない。	(平成17年度税制適用あり) 次の から を控除した金額 前事業年度以前から繰り越された欠損金額の合計額(法人税申告書別表五(一)の「翌期首現在利益積立金額の合計額」がマイナスの場合は当該金額) 青色欠損金額 (平成17年度税制適用なし又は清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 次の から を控除した金額 上記と同じ 青色欠損金の当期控除額(法59、法令117の2、法59、法令118)					

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン
(3)期限切れ欠損金 控除対象利益	次の 合計額 債務免除・消滅 私財提供益 資産の評定益 から評定損を控除 した額、マイナスの 時はゼロとする(法 法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 対象利益の制限な し(法法59)	(平成17年度税制適 用あり) 次の 合計額 債務免除・消滅益 私財提供益 資産の評定益から 評定損を控除した額 (平成17年度税制適 用なし) 次の 合計額 債務免除・消滅益 私財提供益 (法法59) (清算中の各事業年 度において残余財産 がないと見込まれる とき) 対象利益の制限なし (法法59)	次の 合計額 債務免除・消滅 私財提供益 (法法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 対象利益の制限なし (法法59)	次の 合計額 債務免除・消滅 私財提供益 (法法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 対象利益の制限なし (法法59)	一般的には期限 切れ欠損金の控 除はできない。	(平成17年度税制適用あり) 次の 合計額 債務免除・消滅益 私財提供益 資産の評定益から評定損を控除した額 (平成17年度税制適用なし) 次の 合計額 債務免除・消滅益 私財提供益 (法法59) (清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 対象利益の制限なし(法法59)					
(4)期限切れ欠損金 の控除限度額	次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損 金 期限切れ欠損 金控除対象利益 (法法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損 金 青色欠損金控 除後の当期所得 金額 (法法59)	(平成17年度税制適 用あり) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損金 特例控除対象利益 青色欠損金控除前 の当期所得金額 (平成17年度税制適 用あり) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損金 特例控除対象利益 青色欠損金控除後 の当期所得金額 (法法59) (清算中の各事業年 度において残余財産 がないと見込まれる とき) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損金 青色欠損金控除後 の当期所得金額 (法法59)	次の うち いずれか低い金額 期限切れ欠損 金 特例控除対象 利益 青色欠損金控 除後の当期所得 金額 (法法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損 金 青色欠損金控 除後の当期所得 金額 (法法59)	次の うち いずれか低い金額 期限切れ欠損 金 特例控除対象 利益 青色欠損金控 除後の当期所得 金額 (法法59) (清算中の各事業 年度において残余 財産がないと見込 まれるとき) 次の うちい ずれか低い金額 期限切れ欠損 金 青色欠損金控 除後の当期所得 金額 (法法59)	一般的には期限 切れ欠損金の控 除はできない。	(平成17年度税制適用あり) 次の うちいずれか低い金額 期限切れ欠損金 特例控除対象利益 青色欠損金控除前の当期所得金額 (平成17年度税制適用あり) 次の うちいずれか低い金額 期限切れ欠損金 特例控除対象利益 青色欠損金控除後の当期所得金額 (法法59) (清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 次の うちいずれか低い金額 期限切れ欠損金 青色欠損金控除後の当期所得金額 (法法59)					

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン
(5)繰越欠損金の控除順序	次の順序とする。 期限切れ欠損金 (純財産査定損) 青色欠損金 (法59、法令116の3) (清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) (評価損) 青色欠損金 期限切れ欠損金 (法59、法令118)	(平成17年度税制適用あり) 次の順序とする。 (純評価損) 期限切れ欠損金 青色欠損金 (法59、法令117の2) (平成17年度税制適用なし又は清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 次の順序とする (評価損) 青色欠損金 期限切れ欠損金 (法59、法令118)	次の順序とする。 (評価損) 青色欠損金 期限切れ欠損金 (法59、法令117の2、法59法令118)	次の順序とする。 (評価損) 青色欠損金 期限切れ欠損金 (法59、法令117の2、法59法令118)	一般的には計上できない。	(平成17年度税制適用あり) 次の順序とする。 (純評価損) 期限切れ欠損金 青色欠損金 (法59、法令117の2) (平成17年度税制適用なし又は清算中の各事業年度において残余財産がないと見込まれるとき) 次の順序とする (評価損(産業活力再生特別措置法認定の場合)) 青色欠損金 期限切れ欠損金 (法59、法令117の2、法59 法令118)					
(6)外形標準課税の単年度損益の算定	原則は、青色欠損金の繰越控除等は行わないが、特例として会社更生法等に伴う欠損金の損算入制度(法59)については法人税の例によることになり、一定の金額が単年度損益の計算上損金となる(地方税法72の18、地方税法施行令20の2の11)。		一般的には青色欠損金の繰越控除等はできない。		一般的には青色欠損金の繰越控除等はできない。	原則は、青色欠損金の繰越控除等は行わないが、特例として会社更生法等に伴う欠損金の損算入制度(法59)については法人税の例によることになり、一定の金額が単年度損益の計算上損金となる(地方税法72の18、地方税法施行令20の2の11)。					
4.法人税等の還付	開始申立てにより、欠損金の繰戻し還付の特例適用可能(法80、法基通17-2-3)。	開始決定により、欠損金の繰戻し還付の特例適用可能(法80、法令154の3)。	裁判所による破産手続の開始決定により欠損金の繰戻し還付の適用可能(法80、)	裁判所による破産手続の開始決定により欠損金の繰戻し還付の適用可能(法80、)	資本金1億円以下の普通法人、解散等特定の事実が生じた場合(措法66の13、法80、法令154の3)						
5.債権放棄											
金融債権者等が子会社等を再建・整理する場合											
貸倒損失	法人税基本通達9-6-1(1)に基づく貸倒損失の損金計上が認められる。	法人税基本通達9-6-1(4)又は9-6-2の適用可能性を検討する。また、最近の裁判例では破産終結、同時廃止又は異時廃止があった場合は回収可能性がないと判断された事例もある。	法人税基本通達9-6-1(1)に基づく貸倒損失の損金計上が認められる。	法人税基本通達9-6-1(1)に基づく貸倒損失の損金計上が認められる。	法人税法基本通達9-6-1(3)・(4)の適用可能性を検討する。なお、法人税法基本通達9-6-2の適用は債権全額の回収不能が必要。						平成23年8月16日に国税庁より回答された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき作成された弁済計画に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について、によれば、ガイドラインに基づいて作成・成立した弁済計画により債権放棄が行われた場合には、原則として、法人税基本通達9-6-1(1)に基づく貸倒損失の損金計上が認められることが確認されている。

手続	会社更生	民事再生	破産	特別清算	特定調停	私的整理 ガイドライン	中小企業再生 支援協議会	RCC企業再生ス キーム(調整機能)	事業再生ADR	企業再生支援機構	個人債務者の私 的整理ガイドライン	
支援・整理損 失(債権放棄等)					子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付又は債権放棄等を行った場合において、これら経済的利益が業績不振の子会社等の倒産を防止するもので合理的な再建計画に基づくものである等の相当な理由があると認められる場合は、供与する経済的利益は寄付金に該当しないため、適用可能性を検討(法基通9-4-2)。なお、債権者の損失負担等(供与する経済的利益)が経済合理性を有しているか否かの判断に関しては、国税庁は平成12年に「子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等」を公表している。	債権者の損失負担等(供与する経済的利益額)経済合理性を有しているか否かの判断に関しては、国税庁が平成12年に「子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等」を開示している。	平成13年9月26日に国税庁より回答された「私的整理に関するガイドライン」に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて(照会)によれば、ガイドラインに基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合には、原則として、法人税基本通達9-4-2にいう合理的な債権放棄等であることが確認されている。	平成15年7月31日に国税庁より回答された「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画(A社及びB社のモデルケース)に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて(通知)」によれば、原則として、法人税基本通達9-4-2にいう合理的な再建計画に基づく債権放棄等であることが確認されている。また、平成17年6月に国税庁より回答された文書で、平成17年6月に国税庁より回答された文書で、平成17年度税制を利用する場合に同じ様に確認されている。	平成23年9月29日に国税庁より回答された「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて、RCC企業再生スキームに基づき作成された再建計画により金融機関等が債権放棄等が行われた場合には、原則として、法人税基本通達9-4-2にいう合理的な再建計画に基づき債権放棄等であることが確認されている。	平成20年3月25日に国税庁より回答された「特定認証紛争会計手続」に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱い、及び「特定認証紛争解決手続」に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて、(平成21年7月9日)によれば、特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等を行う場合には、原則として、法人税法基本通達9-4-2にいう合理的な債権放棄等であることが確認されている。	平成21年11月6日に国税庁より回答された「株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて、」によれば、企業再生支援機構の支援を受けて策定された事業再生計画により債権放棄等を行う場合には、原則として、法人税法基本通達9-4-2にいう合理的な債権放棄等であることが確認されている。	
貸倒引当金 (個別評価金銭 債権を想定)	法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第1号(長期の棚上げ等)・第3号(形式基準)に基づいて計算された貸倒引当金繰入限度額は損金経理を条件に、損金計上が認められている。	法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第3号(形式基準)に基づいて計算された貸倒引当金繰入限度額は損金経理を条件に、損金計上が認められている。	法人税法第52条第1項、法人税法施行令第96条第1項第3号(形式基準)に基づいて計算された貸倒引当金繰入限度額は損金経理を条件に、損金計上が認められている。	法人税法施行令第96条第1項第1号(法律的基準)・第2号(実質基準)の適用可能性を検討。								

(田中亀雄・土屋章・多比羅誠・須藤英章・宮川勝之編 「私的整理ガイドラインの実務」(社団法人金融財政事情研究会・2007年)を参考に作成)

付録2：事業再生税制改正の推移と私的整理の要件

(1) 平成17年度事業再生税制の意義

事業再生における税制上の問題点は、債務免除益課税への対応であった。再建計画の合意・決定に伴い、計画に従って債権放棄がなされたり、経営者から私財提供等を受けた場合、これらによる利益はいったん必ず法人税の課税所得を構成することとなるが、債務免除や経営者の個人保証の実行により発生した求償権の放棄等は債務者企業に新たな資金流入をもたらす利益ではなく、それらの非資金利益に対して課税がなされると担税能力の問題が生じ、事業再生が困難となる可能性が高くなる。そこで、その債務免除益に対して期限切れ欠損金などを充当して債務免除益に対する課税を回避することが税制上で措置されている。

平成17年度税制改正前は、会社更生においては私財提供益・債務免除益に対して青色欠損金に優先して期限切れ欠損金を利用することなどが認められていたが、民事再生の場合には、青色欠損金の次に期限切れ欠損金を利用することとなっていたし、私的整理の場合には、私的整理ガイドライン、RCC企業再生スキーム及び中小企業再生支援協議会スキームの場合を除き期限切れ欠損金の利用はできず、資産の評価損の計上についても債権放棄を含む産活法の認定を受けた場合等に限られていた。

その後平成17年度税制改正により、民事再生のほかこれらの私的整理のうち一定の要件を満たす債務処理計画に基づくものの場合においても資産評価損益の計上及び期限切れ欠損金からの優先利用が認められることとなったが、平成17年度税制改正は主に大企業の私的整理を視野に入れた改正だったため、私的整理の場合の要件として二行以上の金融機関等による債務免除、専門家三名以上⁵⁶の関与(「二行三人要件」)等の厳しい要件が課されており、特に中小企業・地方の再生案件においては要件がかなり厳格であるほか、そもそも計上でき得る評価損の対象となる資産が限定されていること、期限切れ欠損金が十分に無いなど、要件を充足したとしてもメリットが乏しいという実情も見受けられ、本規定の積極的な活用に至らない傾向がうかがえる。

(2) 平成21年度事業再生税制の役割と課題

事業再生税制は前述のとおり平成17年度税制改正により大きな改正が行われたが、この税制改正はどちらかというと大企業を対象としたものであり、その要件もかなり厳格となっていた。中小企業にとってはそもそも要件を満たすこと自体が困難であること、また、仮に要件を満たせたとしても評価損の対象となる資産をあまり保有しておらず利用価値があまりないなどの理由から、実際にその恩恵を受けることができるケースは少なく、協議会による中小企業の事業再生実務においては平成17年度改正税制よりも、むしろ前述した第二会社方式の件数の方が多かったようである。

そこで、平成21年度税制改正では上記のような問題点への対応をはじめとして次のような改正が行われた。

産活法に規定する認定事業計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の軽減措置について、対象となる計画類型に産活法の一部改正により創設される中小企業承継事業再生計画が追加された（措法80）。また、認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置について、一定の要件を満たす譲渡により取得する不動産が適用対象に加えられたとともに、対象となる計画類型に上記の中小企業承継事業再生計画（2(6)参照）が追加された（地方税法附則11の4）。

中小規模再生（有利子負債が10億円未満の企業再生）の場合には専門家関与人数を従来の三人から二人に引き下げ、また、評価損対象資産についても従来の1,000万円以上から100万円以上に引き下げた。

二行以上の金融機関等からの債務免除要件についてはその債務免除の当事者に地方公共団体が加えられ、債務免除の範囲にDESによる債務消滅益が加えられた。また、企業再生支援機構が関与した私的整理を適用対象に加えた。

評価損の計上対象となる資産の範囲に債権が追加された。

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、一定の事業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、控除未済額を還付することとされた。

中小企業等（期末の出資金又は資本金が1億円以下の普通法人等）については欠損金繰戻し還付制度の適用を受けることができることとなった。

これにより、従来に比べ中小企業の事業再生においても平成17年度税制改正を利用することができるケースが増えることになるものと考えられる。また、債権が評価損の対象資産になったことは、従来の貸倒損失・貸倒引当金制度では十分な損金計上がしにくかった金融業やグループ会社に対する債権の多い会社にとって実務上最も大きな改正であろう。

ただし、平成21年度税制改正によりその要件が緩和されたとはいえ、中小企業にとってはまだその要件は厳格であるといえるため、今後も引続きこの点については検討すべき必要があるものと考えられる。

(3) 場面によって異なる私的整理の範囲

これまでも債権の放棄が寄附金に該当するか、期限切れ欠損金がどの順番で利用できるか、評価損益の計上が認められるかという点に関して、その要件に該当する私的整理等に関する再建計画の要件について、法人税法関連法令・法令解釈通達・文書回答等により、個別的に要件が定められてきた。また、平成21年度税制改正では仮装経理の過大納付金の即時還付の要件としての「一定の企業再生事由」に該当する私的整理の要件が規定されることになった。なお、下の表に反映していないものとして、法人税法第33条第2項により評価損の損金経理による計上が認められ脚注25に示した平成17年の国税庁文書回答の産活法の債務免除等を伴う事業再構築計画及び経営資源再活用計画によるものがある。これは期限切れ欠損金の利用はできないものと解されている。

これまでの税制上の私的整理の要件を、一覧表にすると以下ようになる。

私的整理の条件が規定される場面は、AからEまでであるが、Aが最も適用要件が厳格であり、以下のようにB、Cは文書回答上、一对（セット）として照会されていることが多い。そこで、Aの要件を満たす場合には、債権者において手続要件を除きC又はDの取扱いを受ける要件を具備することができるものと思われる。ただし、B、Cを満たしてもAを満たすとは限らない、その例が本文の2(3)で述べた「中小企業再生支援協議会スキーム」である。

Dは の文書回答が整理される以前からある規定（通達）だが、Eの適用要件は、Dと同レベルであり、相対的に低いハードルが設定されたものと考えられる。

平成17年度税制 評価損益 期限切れ欠損金優先（債務処理計画）

（対応する文書回答）

- ・ 私的整理に関するガイドライン及び同Q&Aに基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて（平成17年5月11日）
- ・ 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に従って策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成17年6月30日）
- ・ 「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて（平成17年8月26日）
- ・ 特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成20年3月28日）
- ・ 特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成21年7月9日）
- ・ 株式会社企業再生支援機構が買取決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成21年11月6日）
- ・ 「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて（平成23年9月29日）

債権放棄損金 期限切れ欠損金劣後（合理的再建計画及び合理的資産整理）

（対応する文書回答）

- ・ 「私的整理に関するガイドライン」に基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成13年9月26日）
- ・ 「株式会社産業再生機構が買取決定を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」（平成15年5月8日）
- ・ 「中小企業再生支援協議会で策定を支援した再建計画（A社及びB社のモデル

ケース)に基づき債権放棄が行われた場合の税務上の取扱いについて」(平成15年7月31日)

- ・ 「「RCC企業再生スキーム」に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」(平成16年3月24日)

(質疑応答)

- ・ 債権放棄を受けた場合の法人税法第59条第2項の規定の適用の有無の検討
(特定調停) 9-4-1、2又は9-6-1⁵⁷としている

債権放棄損貸倒、仮装経理税還付(合理的負債整理及び一定の事業再生事由)

(質疑応答)

- ・ 法人税基本通達9-6-1(3)口に該当する貸倒損失(特定調停)

債権放棄損貸倒(合理的負債整理)

(対応する文書回答)

- ・ 「「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき作成された弁済計画に従い債権放棄が行われた場合の課税関係について」(平成23年8月16日)

場面	当事者	概要 (根拠法令)	準用される場面	要件の内容
A 評価損益・期限切れ欠損金優先	債権者・債務者	(債務処理計画) 民事再生・私的整理で評価損益を計上、かつ、債務免除益等について期限切れ欠損金の青色欠損金に優先する利用の要件 (法法33、法令24の2、法法59三)(いわゆる「平成17年度税制」平成17年度後の「私的整理ガイドライン」等)(6(5)参照)	組織再編の場合での特定資産譲渡等損失の制限(法法62の7)の例外となる「再生等期間譲渡等」(法令123の8四、二)に準用される等 (6(5)参照)	複数の金融機関の債務免除等が規定されていること(法令24の2四)や三名以上利害関係を有しない専門家の関与(法則8の5) その他の要件(中小規模再生の場合には、専門家の数は二名以上とされるなどの要件の緩和もある(4(3)の要件参照))

場面	当事者	概要 (根拠法令)	準用される場面	要件の内容
B 期限切れ欠損金劣後利用可否	債権者・債務者 (BとCセット)	<p>(合理的資産整理)</p> <p>債務免除益等について期限切れ欠損金を青色欠損金の次に利用する要件となる再生手続開始の決定等に準ずる事実該当する私的整理の要件</p> <p>(法法59、法令117四、法基通12-3-1(3)) (平成13年当時の「私的整理ガイドライン」) (6(5)参照)</p>	<p>「欠損会社の買収に伴う繰越欠損金の制限(法法57の2・60の3等)」の適用除外になる事由(法令113の2二)や欠損金利用制限の解除の要件(同 一)(6(5)参照)</p>	<p>以下のいずれか</p> <p>(1) 会社更生・民事再生・特別清算・破産手続開始以外において法律の定める手続による資産の整理があったこと</p> <p>(2) 主務官庁の指示に基づき再建整備のための一連の手続を織り込んだ一定の計画を作成し、これに従って行う資産の整理があったこと</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の資産の整理で、例えば、親子会社間において親会社が子会社に対して有する債権を単に免除するというようなものでなく、債務の免除等が多数の債権者によって協議の上決められる等その決定についてし意性がなく、かつ、その内容に合理性があると認められる資産の整理があったこと</p> <p>(法基通12-3-1(3))</p>

場面	当事者	概要 (根拠法令)	準用される場面	要件の内容
C 子会社等への債権放棄損金性		<p>(合理的再建計画) 債権放棄等が、債権者において寄附金とならずに損金と取り扱われる要件となる合理的再建計画 (法基通9-4-2)、(平成13年当時の「私的整理ガイドライン」)(6(2)参照)</p>	<p>(DES債権者の株式取得価額) 法基通2-3-14(6(3)参照)</p>	<p>次のような点について、総合的に検討 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか 子会社等は経営危機に陥っているか(倒産の危機にあるか) 損失負担等を行うことは相当か(支援者にとって相当な理由はあるか) 損失負担等の額(支援額)は合理的であるか(過剰支援になっていないか) 整理・再建管理はなされているか(その後の子会社等の立直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか) 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか(特定の債権者等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか) 損失負担等の額の割合は合理的であるか(特定の債権者だけが不当に負担を重くし又は免れていないか) (質疑応答事例⁵⁸の回答より)</p>
D 個別貸倒引当金(法令等長期棚上額)の可否	債権者	<p>(合理的負債整理) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰り入れが可能となる事由(法法52条、法令96条 一、二、法規25の2)</p>	<p>準用ではないが、債権放棄が、債権者において貸倒損失として損金と取り扱われる要件となる合理的な基準による債務者の負債整理手続(法法22、法基通9-6-1(3))、(6(1)イ参照)も同様の要件、下の「一定の企業再生事由」の一部が同一の要件ということは、これと同じレベルか</p>	<p>法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるもの 一 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの 二 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの (法規25の2)</p>

場面	当事者	概要 (根拠法令)	準用される場面	要件の内容
E 仮装経理税額早期還付可否	債務者	<p>(一定の企業再生事由) 仮装経理法人税額のうち当該事実が生じた時においてまだ控除を受けていない税額について直ちに還付を請求することができる私的整理の要件 (法法134の2、4(5)参照)</p>		<p>以下のいずれか 上の債務処理計画 (法令24の2、同174の2) 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの 行政機関、金融機関その他第三者のあっせんによる当事者間の協議によるに準ずる内容の契約の締結 (法規60の2)</p>

付録3：「会社更生法改正時の財産評定に関する議論」

(1) 資本の再構築手続の必要性

会社更生手続は戦後に米国におけるCorporate Reorganization制度を日本に導入したものである。「Reorganization」は直訳すれば再組織ということであろうが、米国において当初は制定法はなく、判例法上発展せしめられた制度が19世紀末以来利用されてきた。この手続は、窮境に至った企業につき、会社の資本構成の変更を試みることを主眼としつつ、その解体を避け、再起または新発足させることを目的としたものである。会社財産を債務の引当として債権者にいわば代物弁済をなし、債権者はそれを新会社に現物出資し、それに代えて証券を受領するという手続であった⁵⁹。

会社更生手続は以上のようにその当初において、現在デット・エクイティ・スワップに類似する側面があったことが注目されるが、まさに資本の再構築手続といえる。会社更生法において、株主総会や取締役会の機能が停止され、一方、担保権者、租税等の優先債権者も更生計画をもってしか弁済を受け得ず、そして、開始決定において定款上の事業年度が一度終了し、認可決定日までが一事業年度とされ、財産評定価額をもって資産の新たな取得価額とするという計算規定が存在するのは、資本の再構築手続（株式会社として株主の権利が変更され、かつ、あらたな所有関係に再構築されるという、いわば別な株式会社に生まれ変わること）であることにほかならない。

会社更生法施行規則第1条（財産の評価）では、更生計画の認可決定時の貸借対照表及び財産目録に記載し、又は記載すべき財産の評価については、会社計算規則第5条及び第6条（資産及び負債の貸借対照表価額）の規定を準用するものとし、この財産について会社更生法第83条第1項の規定により財産評定した価額を取得価額とみなすものとするとしている。すなわち、財産評定価額をもって資産の新しい取得価額とし、以降減価償却等の適正な計算を行っていくことを定めている。

以上、会社更生手続は会計面においても極めてドラスティックな手続であり、よって、すべての事業再生の会計を考える上でも更生手続における資産評定の基準等について、考察する意味がある。

(2) 時価による財産評定の導入

資本の再構築であるがゆえに資産の全面的評価替えが行われるのであるが、当初から時価評価と規定されていたわけではない。平成15年改正前の財産評定規定は旧会社更生法第177条であるが、同条第2項において「前項の規定による評定は、会社の事業を継続するものとしてしなければならない」と規定されていた。よって、旧会社更生法時代は継続事業価値による評価といわれていた。この継続事業価値概念も昭和42年改正によって導入されたものであり、この継続事業価値概念から、平成15年改正によって時価概念と変わるのである。

平成15年改正後の財産評定に関する条文第83条第2項に「前項の規定による評定は、

更生手続開始の時ににおける時価によるものとする」と規定され、時価概念に変わった。

この変遷については、更生改正要綱試案及び補足説明にその主意が示されている⁶⁰。

財産評定についての概念規定が変わったのは、長年の財産評定を巡っての判例あるいは議論を織り込んだものと思われる。「補足説明」の記述によれば、次のように解説されている。

昭和42年改正によって「継続事業価値」であり、帳簿価額、清算価額によるものではないことが明確になったが、継続事業価値評価の具体的な算定方法は必ずしも明らかではなかった。

学説上はいわゆる収益還元法による企業全体価値を算定しこれを個々の資産に割り付けるとの見解が有力であったが、その評価手法が確立していないこともあり、様々な見解が唱えられ、実務上の取り扱いも統一するところがなかった。

そのため旧法下においては財産評定、担保権目的物の評価のいずれもその基準に透明性が欠けており、実務上も管財人と更生担保権者との間でしばしば紛争を生ずる原因となって、手続の迅速性を著しく阻害してきた。

事業継続を前提とした評価額が清算価額を下回る場合には、更生担保権者の権利を不当に侵害する結果となっているとの指摘がされている。

「補足説明」は財産評定制度の機能を以下のように整理している。

更生会社の資産状態を正確に把握すること

更生会社の会計の具体的基礎を与えること

利害関係人の権利範囲を明確化すること

更生計画の遂行可能性を判断する前提とすること

権利分配の公正、衡平を判断する前提とすること

、 は更生手続開始時の資産を適切に再評価することにより、再生を目指す時点としての資産価額を再構築し以降の損益計算の基礎とする一方、欠損金の適正な算定をなし、その後の分配可能利益計算の基礎を固めることである。 は更生担保権の目的物の評価である。これに対し 、 は弁済総額の算定のための資産評価である。会社更生は観念的清算を行うものであり、債権者に対する総弁済額は資産総額となるという基本理念（観念的清算論⁶¹という。）のための評価である。よって、そこでは資産の評価減額だけでなく、評価増額も行われることになる。

(3) 財産評定の機能別分化

そして、「補足説明」では 、 の機能を果たすためには更生手続開始時の個別財産の価額を明らかにする必要があるが、 、 の機能を果たすためには企業全体の価値を明らかにする必要があるが、これを同一の基準時及び客観的評価基準によって評定するものとして、従来規定してきたのが問題を生じさせてきたと指摘する。

その結果「更生改正要綱試案」では、その第42で

財産評定は時価によること

事業全体の価値の評定の必要性

清算を前提とする評定の必要性

更生担保権の目的物の評定は時価による

といった方向性を明示した。改正結果として については財産評定は時価によることが前述のとおり、改正後第83条第2項となった。 については、第2条（定義規定）第10項において、「更生担保権」とは、更生手続開始当時更生会社の財産につき存する担保権（省略）のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時ににおける時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものをいう」と規定された。 、 については会社更生規則第51条によって、「裁判所は、必要があると認めるときは、更生計画案を提出した者に対し、法83条第1項の規定による評定と異なる時点又は異なる評価の基準による更生会社に属する一切の財産の評価その他の更生計画案の当否の判断のために参考となるべき事項を記録した書類を提出させることができる」と規定された。

また、更生担保権の目的物の評価においても「時価」とした点につき「補足説明」では次のように解説されている。

更生担保権に係る担保権の目的物の評価基準と財産評定の評価基準とは、理論上必ずしも同一である必要はないが、これを同一の基準としている現行法の定めは、手続構造の理解を容易にし、手続コストの低減にもつながっていることから、合理的なものと考える。

担保権の目的物の客観的評価基準を「時価」に改めることは、担保権の目的物の評価において更生担保権者の権利が不当に侵害される場合があるという現行法に対する批判に応えることにもある。

(4) 時価概念について

以上の経緯に基づき新法では、「会社の事業を継続するものとしてしなければならない」から、「更生手続開始の時ににおける時価」という規定に変わったのである。しかし時価とは何かが問題である。「試案」では注記において「時価」概念については、更に具体的な規定を設けるか否かについては、なお検討するものとする記されている。しかし会社更生規則にも時価概念の規定は特になく、時価については理論及び今後の実務に任されることになった。

そこで、日本公認会計士協会では、平成16年5月（改正平成19年5月）に「財産評定等ガイドライン」を策定、公表し、財産評定の実務に資することとした。「財産評定等ガイドライン」第52項で、会社更生法第83条の時価には、「企業会計の「時価」を意味するものと、企業会計上「時価」ではないが、代替的に又は特定の価額によるもの（省略）とが考えられる」と記載されており、 のみならず を含めている。企業会計の時価について、第53項で、「企業会計の時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価

額をいう」としている。よって、財産評定における時価は基本的に企業会計における種々の会計基準における時価と同様となっている⁶²。

また、会計制度委員会研究報告第11号では、更生会社は「更生計画の認可決定時においては、更生債権者、更生担保権者等に移転した更生会社の資産等を更生計画の下で再構築し、収益性を改善した後に、新たなる会社所有者へ事業全体が譲渡され、この会社所有者が再構築後の事業を取得したと解釈することもできる」とし、資産の全面的評価替えが会計上も容認されることを「取得」に求めている。すなわち、企業結合会計における「取得」と同一に捉え、パーチェス法評価につながるものと位置付けられる。

なお、会社更生法改正前に制定された民事再生手続は、現状法的再生手続の基本法の位置付けにあるが、法的にすべての債務の権利変更を求める手続ではなく、本質的には資本の再構築を求める手続とはなっていない。

以 上

⁵⁶ 事業再生研究機構 税務問題委員会の平成23年度税制改正要望においても専門家要件の軽減等が要望として挙げられている。

⁵⁷ 法基通9-4-2は、同9-6-1(4)とは異なり、債務者の資産状況等から全額の弁済を受けられないことが明らかでない場合であっても寄附金とならない要件を定めたものである(6(1)参照)。

⁵⁸ 国税庁ウェブサイト質疑応答 法人税関係 (子会社等を整理・再建する場合の損失負担等)「1合理的な整理計画又は再建計画とは」

⁵⁹ 「条解会社更生法 上」(兼子一監修 三日月章ほか著 株式会社弘文堂 1973年)参照

⁶⁰ 平成14年2月法務省法制審議会倒産法部会より「会社更生法改正要綱試案」が、同時に民事局参事官室より「会社更生法改正要綱試案補足説明」が公表され公開草案に付された。

⁶¹ 観念的精算論とは会社更生手続の本質についての法律家における多数の見解である。会社更生手続は、債務者会社の財産をいったん債権者群に売却し、債権者群はその財産を現物出資して会社を設立して新会社の発行する株式を取得する衡平法上の管理手続から発達してきた。いわば会社財産の観念的な清算が一度行われ、新たな権利者に包括的に所得されるものとする。この考え方のもとでは、資本金額と権利変更後の債務総額は原則的に資産と一致すべきと考えられ、更生計画認可時には債務超過の状態は解消されるべきとされる。債務超過の解消までの債務免除を求める更生実務を支える見解である。

⁶² 現代会計は金融商品の評価を中心に時価による評価が会計処理に組み込まれた。金融商品については一般に証券市場あるいは店頭市場における価格の形成が行われ、観察可能な市場価格が把握がされやすく、かつ、その市場価格による評価がなじみやすい。しかし、伝統的会計の対象である事業資産についての市場価格の把握はかなり複雑となる。棚卸資産の市場価格も観察可能な場合があるがその取引相場価格をそのまま財産評定価額とすることにはならない場合が多い。機械装置等設備資産については観察可能な市場価格がない場合が多いと思われる。そこで財産評定等ガイドラインは種々の資産の時価、あるいは評価額算定の方向性を提示しているのである。

V その他の改正

1 仮想通貨の譲渡損益及び時価評価損益等の整備

〔整備された制度の概要〕

仮想通貨（注）に係る措置について、次のとおり整備されました。

（注） 仮想通貨とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます（法61①）。以下同じです。

(1) 仮想通貨の譲渡損益

法人が仮想通貨の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額は、原則として、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（合併等による資産の譲渡の規定（法第62条から第62条の5まで）の適用がある場合を除きます。）（法61①）。

この場合の譲渡原価の額は、移動平均法又は総平均法により算出した一単位当たりの帳簿価額にその譲渡した仮想通貨の数量を乗じて計算することとされました（法61①二、法令118の5、118の6①）。

(2) 仮想通貨の時価評価損益

法人が事業年度終了の時に有する仮想通貨のうち活発な市場が存在する仮想通貨（注）（以下「市場仮想通貨」といいます。）については、時価法により評価した金額をその時における評価額とし、自己の計算において有する場合には、その評価益又は評価損（以下「時価評価益又は評価損」といいます。）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法61②③、法令118の7、118の8）。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨の時価評価益又は評価損に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされました（法令118の9①）。

（注） 活発な市場が存在する仮想通貨とは、法人が有する仮想通貨のうち次の要件の全てに該当するものをいいます（法61②、法令118の7）。

イ 継続的に売買価格等（*）の公表がされ、かつ、その公表がされる売買価格等がその仮想通貨の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。

（*） 売買価格等とは、売買の価格又は他の仮想通貨との交換の比率をいいます。

ロ 継続的に上記イの売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。

ハ 次の要件のいずれかに該当すること。

(イ) 上記イの売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。

(ロ) 上記ロの取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。

《仮想通貨の評価方法等》

区 分		評価方法	評価損益の取扱い
市場仮想通貨	自己の計算において有する仮想通貨	時価法	益金（損金）算入
	自己以外の者の計算において有する仮想通貨		益金（損金）算入しない
市場仮想通貨に該当しない仮想通貨（注）		原価法	

（注） 法人が事業年度終了の時に市場仮想通貨に該当しない仮想通貨で、その事業年度の期間内のいずれかの時に市場仮想通貨に該当していたものを、自己の計算において有する場合には、その事業年度終了の日において有するその仮想通貨を一定の計算により算出した譲渡対価の額により譲渡し、かつ、その譲渡対価の額により取得したものとみなして、その事業年度の所得の金額を計算します（法61⑥、法令118の10）。

(3) 仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益

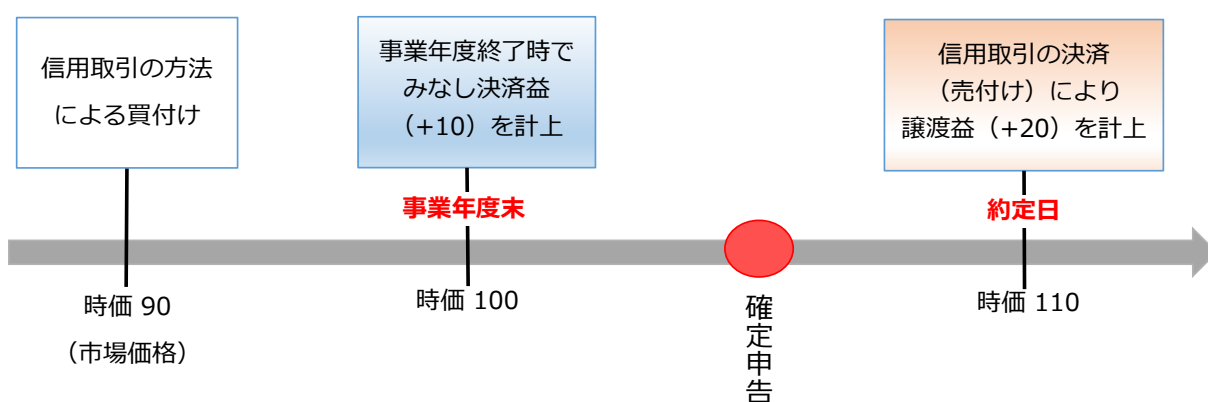
法人が仮想通貨信用取引（注）を行った場合において、その仮想通貨信用取引のうち事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「みなし決済損益額」といいます。）をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされました（法61⑦、法規26の10）。

なお、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入された仮想通貨信用取引に係るみなし決済損益額に相当する金額は、翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入（洗替処理）することとされました（法令118の11①）。

（注） 仮想通貨信用取引とは、資金決済に関する法律第2条第7項に規定する仮想通貨交換業を行う者から信用の供与を受けて行う仮想通貨の売買をいいます（法61⑦）。

《イメージ図》

- 仮想通貨信用取引の方法による買付けを行い、翌事業年度においてその仮想通貨の売付けを行ったケース（法61①⑦、法令118の6⑨）



(4) その他所要の整備

イ 棚卸資産の範囲から仮想通貨が除外されました（法2二十）。

ロ 固定資産の範囲から仮想通貨が除外されました（法令12）。

ハ 法人が、適格分割等により仮想通貨（自己の計算において有する仮想通貨に限ります。）を移転する場合など一定の場合における評価損益等の計算方法等について、所要の整備が行われました（法61④⑧、改正法附則19②④⑤）。

申告に当たっての注意点

イ 上記(1)における仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法については、その種類ごとに選定し、その仮想通貨の取得をした日の属する事業年度の確定申告書（仮決算による中間申告書を提出する場合には、中間申告書）の提出期限までに、書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません（法令118の6③④）。

なお、算出方法を選定しなかった場合等の法定の算出方法は、移動平均法とされています（法61①二、法令118の6⑦）。

ロ 以下の事由により取得をした仮想通貨については、移動平均法又は総平均法による一単位当たりの帳簿価額の算出の対象外とされ、また、イの届出は必要ありません（法令118の6⑤）。

(イ) 仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合におけるその取得

(ロ) その取得する仮想通貨を自己以外の者の計算において有することとなる場合におけるその取得

〔適用時期〕

平成31年4月1日（以下「施行日」といいます。）以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則12）。

〔経過措置〕

イ 法人が施行日以後最初に終了する事業年度（以下「改正事業年度」といいます。）前の事業年度において仮想通貨の譲渡に係る契約をし、かつ、改正事業年度以後の事業年度においてその仮想通貨の引渡しをする場合におけるその譲渡に係る【整備された制度の概要】(1)の譲渡利益額又は譲渡損失額は、その引渡しの日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます。

ただし、改正事業年度前の事業年度においてその譲渡に係る契約をし、かつ、その契約をした日の属する事業年度においてその譲渡に係る【整備された制度の概要】(1)の譲渡利益額又は譲渡損失額を益金の額又は損金の額に算入したものについては、その契約をした日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入されます（改正法附則19①）。

ロ 【整備された制度の概要】(2)の市場仮想通貨のうち、施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度（以下「経過事業年度」といいます。）終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等により移転したものがあつた場合において、これらの仮想通貨のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において【整備された制度の概要】(2)の時価評価益又は評価損を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、市場仮想通貨に該当しないものとして、【整備された制度の概要】(2)を適用することができません（改正法附則19③）。

ハ 【整備された制度の概要】(3)の仮想通貨信用取引のうち、経過事業年度終了の時に有するもの又は経過事業年度の施行日以後の期間内に行われた適格分割等によりその契約を移転したものがあつた場合において、これらの取引のいずれについても、その経過事業年度の確定した決算において【整備された制度の概要】(3)のみなし決済損益額を収益又は損失として経理していないときは、その経過事業年度については、【整備された制度の概要】(3)を適用しないことができます（改正法附則19⑤）。

ニ 改正法令の施行の際現に仮想通貨を有する法人については、施行日にその仮想通貨を取得したものとみなして、申告に当たつての注意点のイが適用されます（改正法令附則7）。

2 その他

○ その他、法人税等に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 組織再編税制に関する適格要件の見直し（法2十二の八・十二の十一・十二の十七、法令4の3①⑤⑦⑱、改正法附則13）</p> <p>（法令4の3⑱一・二イ～ハ・⑲一ロ・二ロ・ハ・⑳六、改正法令附則2）</p>	<p>○ 組織再編税制に関する適格要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 合併、分割及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が追加されました。</p> <p>ロ 株式交換等の後に株式交換等完全親法人を被合併法人とし、株式交換等完全子法人を合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、その株式交換等に係る適格要件のうち完全支配関係継続要件、支配関係継続要件及び親子関係継続要件について、株式交換等完全親法人との関係の継続は、その適格合併の直前の時までの関係により判定することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に行われる合併、分割及び株式交換について適用され、同日に行われた合併、分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日に行われた株式交換等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 課税所得の範囲の変更等（法10の3①②、52⑫、法令121の5①、125③、133の2⑤、139の4⑩、旧法令14の11①、措法68の3の4①②、旧措</p>	<p>○ 特定普通法人等（普通法人である一般社団法人若しくは一般財団法人、普通法人である医療法人又は生産森林組合）が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があつたものとされる措置等について、対象となる法人が特定普通法人等から普通法人又は協同組合等全般とされました。</p>	<p>平31.4.1後に公益法人等に該当することとなる普通法人及び協同組合等について適用され、同日以前に公益法人等に該当することと</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>令39の35の4①、30改正法附則25①、28③、改正法附則14、18、65、106、30改正法令附則13①、改正法令附則8、11、14)</p> <p>(法10の3⑤、措法68の3の4⑤、法令14の11③、措令39の35の4③、改正法令附則3、改正措令附則28)</p>	<p>○ 特定普通法人等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする合併を行った場合に適格合併等に該当しないものとみなして適用される規定について、対象となる被合併法人が特定普通法人等から普通法人又は協同組合等全般とされました。</p>	<p>なった特定普通法人等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1後に行われる合併について適用され、同日以前に行われる合併については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) みなし事業年度に係る「連結納税の承認申請関係書類」の提出(法14②、法規8の3の12、改正法附則15)</p>	<p>○ 連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結納税への加入時期の特例を適用するときに提出することとされていた「連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類」について、連結親法人又は連結親法人となる法人がその納税地の所轄税務署長へ提出することとされました。</p>	<p>平31.4.1以後に他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出について適用され、同日前に他の内国法人(連結子法人となる法人)が連結親法人又は連結親法人となる法人との間に完全支配関係を有することとなった場合における書類の提出については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 納税地等の異動の届出(法20、法令18、改正法附則16)</p>	<p>○ 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合に提出することとされている届出書について、その連結子法人(改正前:連結親法人)が異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長へ提出することとされ、連結親法人の納税地の所轄税務署長への提出を要しないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後の本店又は主たる事務所の所在地の異動について適用され、同日前の本店又は主たる事務所の所在地の異動については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(5) 役員給与の損金不算入(法34①三イ(2)、法令69⑨⑭⑯～⑳⑳、改正法附則17、改正法令附則5)</p>	<p>○ 業績連動給与の手續に係る要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 報酬委員会及び報酬諮問委員会における決定等の手續について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(i) 業務執行役員が報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員でないこととの要件が除外されました。</p> <p>(ii) 報酬委員会又は報酬諮問委員会の委員の過半数が独立社外取締役等であること及び委員である独立社外取締役等の全員が業績連動給与の決定等に係る決議に賛成していることとの要件が追加されました。</p> <p>(iii) 報酬諮問委員会に対する諮問等を経た取締役会の決議による決定に係る給与の支給を受ける業務執行役員がその決定等に係る決議に参加していないこととの要件が追加されました。</p> <p>ロ 監査役会設置会社における監査役の過半数が適正書面を提出した場合の取締役会の決議による決定及び監査等委員会設置会社における監査等委員の過半数が賛成している場合の取締役会の決議による決定の手續が除外されました。</p>	<p>平31.4.1以後に終了する改正後の要件を満たす手續に係る給与について適用され、同日から令2.3.31以前に終了する手續に係る給与については、前述の給与を除き、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(6) 第二次納税義務に係る納付税額の損金不算入等(法39、法令78の2、改正法令附則1二)	○ 損金不算入となる第二次納税義務の規定により納付すべき国税又は地方税に、地方税法の第二次納税義務の規定の例により納付すべき特別法人事業税に係る徴収金が追加されました。	令元. 10. 1 から適用されます。
(7) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例(法令111の2②、改正法令附則6)	○ 承継譲渡制限付株式の範囲に、合併又は分割型分割の直前に合併法人等との間に間接完全支配関係がある親法人の譲渡制限付株式が追加されました。	平31. 4. 1 以後に行われる合併及び分割型分割について適用され、同日前に行われた合併及び分割型分割については、従来どおり適用されます。
(8) 不正行為等に係る費用等の損金不算入(法55、法令111の4、改正法令附則1二)	○ 損金不算入となる不正行為等に係る費用に、特別法人事業税に係る延滞金(納期限の延長の場合の延滞金を除きます。)、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金が追加されました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。
(9) 有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入(法61の2②④⑨、法令119の7の2①③④、改正法附則20①) (法61の2③、法令119の11の2①、改正法附則20②③)	○ 合併、分割及び株式交換に係る被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べる要件のうち、対価に関する要件について、対象となる合併法人等の親法人の株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人の株式が追加されました。 ○ 合併法人等が対価として親法人株式を交付する場合のみなし譲渡について、対象となる親法人株式に合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人に該当することが契約日において見込まれる法人の株式が追加されました。	平31. 4. 1 以後に行われる合併、分割型分割及び株式交換について適用され、同日前に行われた合併、分割型分割及び株式交換については、従来どおり適用されます。 平31. 4. 1 以後に行われる合併、分割及び株式交換(同日前にその契約をするものを除きます。)について適用され、同日前に行われた合併、分割及び株式交換(同日前に契約し、同日以後に行われるものを含みます。)については、従来どおり適用されます。 また、平31. 4. 1 以後の合併、分割又は株式交換(同日前にその契約をするものに限ります。)により合併法人等の発行済株式の全部を間接に保有する関係がある法人に該当することが同日において見込まれる法人の株式を交付しようとする場合には、同日を契約日とみなして、みなし譲渡が適用されます。
(10) 現物分配により資産の譲渡をする場合の事業税等の損金算入(法62の5⑤、改正法附則1十四イ)	○ 残余財産の確定の日の属する事業年度に係る特別法人事業税の額は、その事業年度の損金の額に算入することとされました。	上記(6)の適用時期等と同じとなります。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(11) 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算(法64の4①、改正法附則21①)</p> <p>(法64の4②、改正法附則21②)</p>	<p>○ 特定公益法人等(公益法人等である一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人)が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算について、対象となる法人が特定公益法人等から公益法人等全般とされ、当該公益法人等が普通法人に移行する場合だけでなく、協同組合等に移行する場合についても対象とされました。</p> <p>○ 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人を合併法人とする適格合併を行った場合に適格合併前の収益事業以外の事業から生じた一定の所得金額又は欠損金額を益金算入又は損金算入する措置について、対象となる被合併法人が特定公益法人等から公益法人等全般とされ、合併法人は普通法人だけでなく協同組合等も対象とされました。</p>	<p>平31.4.1以後に普通法人又は協同組合等に該当することとなる公益法人等について適用され、同日前に普通法人に該当することとなった特定公益法人等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に行われる適格合併について適用され、同日前に行われた適格合併については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(12) 内国普通法人等の設立の届出等(法148①、法149①②、法規63、64、改正法附則22、改正法規附則5)</p> <p>(法規65①③、改正法規附則5)</p>	<p>○ 法人設立届出書等について、定款等の写し(外国普通法人となった旨の届出書については定款等の和訳文)以外の書類の添付を要しないこととされました。</p> <p>○ 収益事業開始届出書について、収益事業の概要等を記載した書類及び合併により設立した法人に係る書類の添付を要しないこととされました。</p>	<p>平31.4.1以後に提出する届出書について適用され、同日前に提出した届出書は従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(13) 収益事業の範囲(法規8一、改正法規附則2)</p>	<p>○ 収益事業から除外される理容師法又は美容師法の規定により都道府県知事の指定を受けた施設で行う技芸の教授に、修得者課程における技芸の教授でその修業期間が1年(通信課程にあっては、1年6月)以上であること等の要件に該当するものが追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(14) 公益法人等の範囲(法別表第二、医療法規30の35の3二口)</p> <p>(法別表第二、法附則19の2、法令附則12の2)</p>	<p>○ 認定要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害福祉サービス等に係る収入金額が追加されることとなった後の社会医療法人についても、引き続き公益法人等とすることとされました。</p> <p>○ 農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについては、引き続き公益法人等とすることとされました。</p>	<p>—</p> <p>—</p>
<p>(15) 沖縄の認定法人の課税の特例(措法60①②、68の63①②)</p>	<p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p>(16) 特定の医療法人の法人税率の特例(措令39の25①一、平31厚生労働省告示第152号)</p>	<p>○ 承認要件のうち社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害福祉サービス等に係る収入金額が追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(17) 中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例(旧措法67の5の2、68の102の3、旧措令39の28の2、39の124の2、旧措規22の17の2、22の80、改正法附則59)</p>	<p>○ 本制度は廃止されました。</p>	<p>平31.4.1前に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合は従来どおり適用されます。</p>
<p>(18) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15①二へ(1)、措令39の32の3⑧⑨、改正法附則48、改正措令附則16)</p> <p>(措法67の15①二へ(2)、措令39の32の3⑧、改正法附則48、改正措令附則16)</p>	<p>○ 他の法人の発行済株式又は出資(他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の50%以上を有していないこととの要件について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 匿名組合を通じて間接的に有する他の法人の発行済株式又は出資の数又は金額について、匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の事業であって当該匿名組合契約等の目的である事業に係る財産である他の法人の株式又は出資の数又は金額のうち、匿名組合契約等に基づく出資の金額に対応する部分の数又は金額として一定の方法により計算した数又は金額を他の法人の発行済株式又は出資に合算して判定することとされました。</p> <p>ロ 他の法人の出資に匿名組合出資が含まれることとされ、匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちを占める割合が50%以上を有していないこととの要件が追加されました。</p>	<p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(19) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(措法68の2、改正法附則62)</p> <p>(措法68の2)</p>	<p>○ 適用対象から全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました。</p>	<p>平31.4.1前に全国の区域を地区とする農業協同組合連合会がその会員たる農業協同組合連合会と行った合併については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(20) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例(措法68の3の3①二二、措令39の35の3⑦、措規22の20の3⑤、改正法附則48、改正措令附則16)</p>	<p>○ 特定投資信託の信託財産に同一の法人の発行済株式又は出資が50%以上含まれているものではないこととの要件について、上記(18)と同様の改正が行われました。</p>	<p>上記(18)の適用時期等と同じとなります。</p>

(参考資料1) 中小 M&A の主な手法と特徴 【本文11ページ以下】

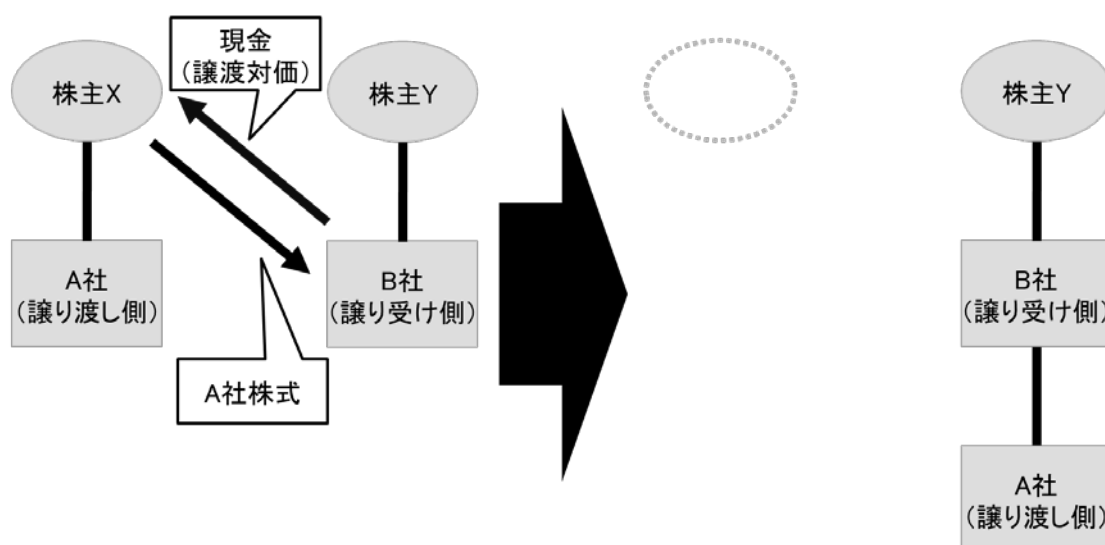
中小 M&A で用いられる主な手法と特徴は以下のとおりである。

(1) 株式譲渡

株式譲渡とは、譲り渡し側の株主(下図の X 株主)が、保有している発行済株式を譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法であり、譲り渡し側(下図の A 社)を譲り受け側の子会社とするイメージである。

譲り渡し側の株主が変わるだけで、会社組織はそのまま引き継ぐ形となり、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、許認可等は原則存続する。また、手続も他の手法に比べて相対的に簡便であると言える。

ただし、未払残業代等、貸借対照表上の数字には表れない簿外債務や、紛争に関する損害賠償債務等、現時点では未発生だが将来的に発生し得る偶発債務もそのまま引き継ぐことになる。また、賃貸借契約等についてのチェンジ・オブ・コントロール条項(「用語集」参照)の定めがある場合には、当該契約等の継続のために事前に賃貸人等との協議や交渉が必要になることがあるため、注意が必要である。



※B 社が A 社の単独株主 X から A 社の全株式(100%)を譲り受けた場合を想定

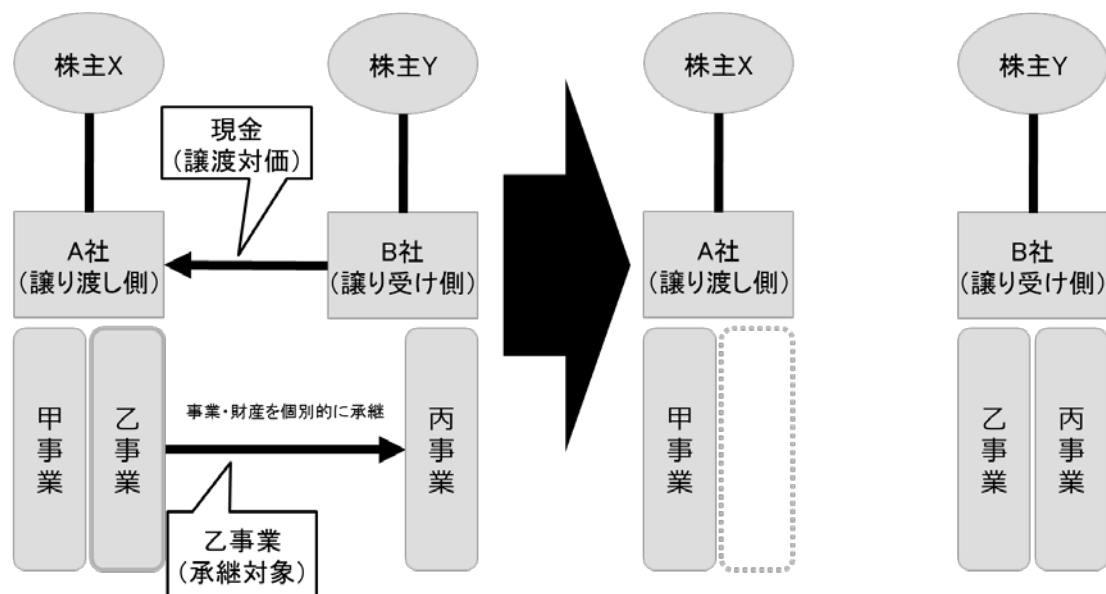
(2) 事業譲渡

事業譲渡とは、譲り渡し側(下図の A 社)が有する事業の全部又は一部(土地、建物、機械設備等の資産や負債に加え、ノウハウや知的財産権等も含む。)を、譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法である。

資産、負債、契約及び許認可等を個別に移転させるため、債権債務、雇用関係を

含む契約関係を、一つ一つ、債権者や従業員の同意を取り付けて切り替えていかなければならず、譲渡する資産の中に不動産を含むような場合には登記手続も必要となる。また、許認可等は譲り受け側に承継されないことが多く、その場合には譲り受け側で許認可等を新規に取得する必要がある。事業譲渡の手法を選択した場合には株式譲渡に比べて手続が煩雑になることが一般的であるが、個別の事業・財産ごとに譲渡が可能なることから、事業の一部を手元に残すことも可能となる。

譲り受け側にとっては、特定の事業・財産のみを譲り受けることができるため、簿外債務・偶発債務のリスクを遮断しやすいというメリットがある。



※B社がA社の一部事業(乙事業)を譲り受けた場合を想定

(3) その他の手法

以上の他にも、以下のような手法が採用されることがある。

ア 会社分割

会社分割とは、会社法が定める組織再編の手続の1つであり、会社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割し、他の会社(又は分割に伴い新たに設立する会社)に包括的に承継させる手続である。

会社分割においては、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)」によって、一定の要件を備えた場合には、原則として雇用が確保される。

また、許認可等についても、個別の各種業法等によりそのまま引き継がれるケースもある。

なお、原則として、会社分割につき債権者が異議を述べることができる期間を1か

月以上設けること(債権者保護手続)を含む会社法上の所定の手続等を要するため、そのための時間的余裕や費用等を要することがある点には注意が必要である。また、登記手続も必要であり、会社分割を行った旨は履歴事項全部証明書にも記載される。

イ 合併

合併とは、会社法が定める組織再編の手続の1つであり、譲り渡し側の権利義務の全部(会社の全ての資産、負債、契約等)を他の会社(又は合併に伴い新たに設立する会社)に包括的に承継させ、譲り渡し側は消滅する手続である。

法的に一つの法人となることから結合は強くなる。また、許認可等についても、個別の各種業法等によりそのまま引き継がれるケースもある。一方で、組織内における雇用条件の調整や、事務処理手続の一本化等を要することがあり、また簿外債務・偶発債務にも注意する必要がある。

なお、原則として、合併につき債権者が異議を述べることができる期間を1か月以上設けること(債権者保護手続)を含む会社法上の所定の手続等を要するため、そのための時間的余裕や費用等を要することがある点には注意が必要である。また、登記手続も必要であり、合併を行った旨は履歴事項全部証明書にも記載される。

ウ 業務提携・資本提携

業務提携とは、企業間で業務上の協力関係を築く手法(共同物流や資材の共同調達、商品の共同開発等)であり、事業承継に向けた第一歩と位置付けられる。他方、資本提携は、業務提携の強化や資本増強等のために、一定の限度で相互の株式を持ち合うことや、一方の会社の株式の取得、第三者割当増資等を行う手法である。

業務提携や資本提携は、一定の提携を足がかりにして、両者の融合を図りつつ、徐々に事業承継を進めていくような場合に活用可能な手法である。

※ 譲り渡し側である債務超過企業において事業譲渡や会社分割を活用するような場合には、収益性の高い優良な事業だけを別会社(第二会社)として切り出し、残された不採算部門を特別清算等の手続により整理する「第二会社方式」による対応も可能である(ただし、譲り渡し側の債権者の同意が必要である。)

※ 以上の他にも、会社法上の組織再編の手続である株式交換、株式移転や(令和元年12月11日に公布された改正会社法により認められた)株式交付といった手法に加え、各種手法を組み合わせることもあり得るが、本資料では主に利用される手法のみの紹介に留めることとする。

(参考資料2) 中小 M&A の譲渡額の算定方法 【本文16ページ以下】

中小 M&A では、(1)「簿価純資産法」、(2)「時価純資産法」又は(3)「類似会社比較法(マルチプル法)」といったバリュエーションの手法により算定した株式価値・事業価値を基に譲渡額を交渉するケースが多いが、事例ごとに適切な方法は異なるため、相談先の支援機関に相談の上、事例に即した適切な方法を選択することが望ましい。

また、算出された金額が、必ずそのまま譲渡額となるわけではなく、交渉等の結果、(1)又は(2)で算出された金額に数年分の任意の利益(税引後利益又は経常利益等)を加算する場合等もあり、当事者同士が最終的に合意した金額が譲渡額となるという点は理解されたい。

○中小 M&A で用いられるバリュエーションの主な手法と特徴は以下のとおりである。

(1) 簿価純資産法

簿価純資産法とは、貸借対照表の純資産が株式価値となる手法である。譲り渡し側経営者をはじめとする関係者にとってイメージがしやすく、コストをかけずに株式価値を算定できるメリットがある。

他方、帳簿価額(簿価)と時価が大幅に乖離している場合や簿外資産・負債がある場合等は、本来の株式価値を表していないこともある。

○簿価純資産法のイメージ

1. 簿価純資産の算出

貸借対照表	
資産 600	負債 200
	純資産 400
貸借対照表(簿価)	
資産(簿価)	600
負債(簿価)	▲200
簿価純資産 400 ①	

2. 株式価値の算出

①簿価純資産400	=	株式価値 400
-----------	---	----------

(2)時価純資産法(修正簿価純資産法)

時価純資産法とは、貸借対照表の資産・負債を時価評価(例えば、棚卸資産の場合、実在性や評価の妥当性等を検証して、時価評価を行う)し、また、貸借対照表に計上されていない簿外資産・負債(例えば、保険の解約返戻金や退職給付債務等)も時価評価して算定した純資産を株式価値とする手法である。

譲り受け側にとって対象企業(譲り渡し側)の実態を把握するためには有効な手法である一方、時価の算定等にコストや時間を要するケースがある。

このため、中小 M&A においては、資産・負債の全てを時価評価するのではなく、株式価値の評価への影響が大きく、比較的時価が把握しやすい不動産や有価証券といった一部の資産・負債のみ時価評価する「修正簿価純資産法」を用いるケースも多い。

○時価純資産法のイメージ

1. 時価純資産の算出

貸借対照表	
土地の含み損 ▲100	負債 200
保険の解約返戻金 +20	純資産 400
繰延税金資産 +39	
資産 600	
	役員退職金 ▲50

修正貸借対照表(時価)	
資産(簿価)	600
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	+20
負債(簿価)	▲200
役員退職金	▲50
繰延税金資産	+44
時価純資産	314

※実効税率は34%と仮定

①

2. 株式価値の算出

$$\text{①時価純資産314} = \text{株式価値 314}$$

<参考>時価純資産法(又は簿価純資産法)に数年分の利益を加算する場合

時価純資産法(又は簿価純資産法)により算定した純資産に、数年分の任意の利益を加算した金額を譲渡額とする場合もある。

なお、加算対象とする利益の種類(税引後利益又は経常利益等)及び年数(通常1年～3年)は事例ごとに異なり、交渉によって決まるケースが多い。

○時価純資産法に数年分の利益を加算した場合のイメージ

1. 時価純資産の算出

貸借対照表			
土地の含み損 ▲100	資産	負債	役員退職金 ▲50
保険の解約返戻金 +20	600	200	
		純資産	
		400	

修正貸借対照表(時価)	
資産(簿価)	600
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	+20
負債(簿価)	▲200
役員退職金	▲50
時価純資産	270

※(2)同様に税効果を考慮する場合もある。

2. 加算する利益の計算

損益計算書		
役員保険 ▲5	費用	売上
	180	200
	利益20	

修正損益計算書(時価)	
売上高	200
利益	20
役員保険料の減額	+5
修正利益	25

修正利益 25 × 3年分 = 75

3. 譲渡額の算出

①時価純資産270	+	②加算額 75	=	譲渡額 345
-----------	---	---------	---	---------

(3) 類似会社比較法(マルチプル法)

類似会社比較法(マルチプル法)とは、対象会社(譲り渡し側)に類似した上場会社の企業価値(EV:エンタープライズバリューの略称)及び財務指標から算定した評価倍率(EV/財務指標)を基に、対象会社の株式価値を算定する手法である。評価倍率を算定するための指標として「EBIT」「EBITDA」「PER」等があるが、中小 M&A においては、EBITDA(イービットダーやイービットディーエーと呼ぶ。)を用いた手法(EV/EBITDA 倍率法)が多く用いられるため、以下ではこの手法について説明する。

EV/EBITDA 倍率法とは、譲渡代金(譲受代金)を EBITDA(簡易的に「営業利益+減価償却費」で算定をするケースが多く、「償却前利益」とも呼ばれる。)の何年分で回収できるのかを、類似上場会社から算出し、対象会社の株式価値を算定する手法であり、具体的には以下の算式で算出する。

株式価値 = EBITDA × EV/EBITDA 倍率 - 純有利子負債(有利子負債-現預金)
 ※中小企業は上場会社と比し、株式の流動性が低い点を考慮し、30%程度ディスカウント(非流動性ディスカウント)するケースもある。

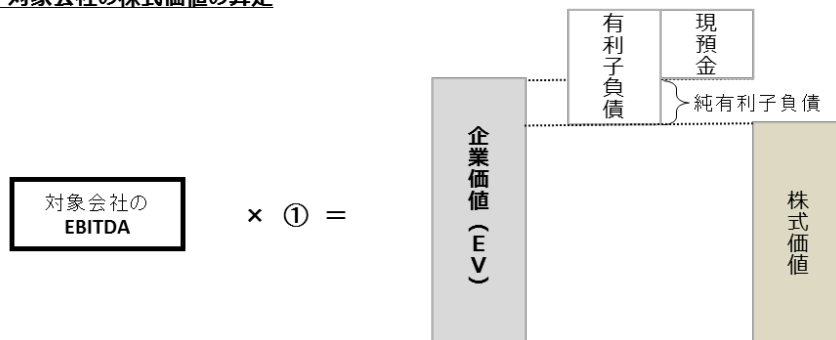
なお、EV/EBITDA 倍率法は、上場会社に比準して、株式価値を算定することから比較的客観性の高い手法であるが、選定する上場会社等が適切か否かは注意する必要がある。

○EV/EBITDA 倍率法のイメージ

1. 類似上場会社のEV/EBITDA倍率の算定



2. 対象会社の株式価値の算定



(参考資料3)事業引継ぎ支援センター連絡先一覧【本文17ページ以下】

センター名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 5階	011-222-3111
青森県	030-0801	青森市新町二丁目4番1号 青 森県共同ビル 7階	017-723-1040
岩手県	020-0875	盛岡市清水町14-17 中圭ビ ル	019-601-5079
宮城県	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル 8階	022-722-3884
秋田県	010-0951	秋田市山王二丁目1番40号 田口ビル 4階	018-883-3551
山形県	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セ ントラル 13階	023-647-0663
福島県	963-8005	郡山市清水台1-3-8 郡山商 工会議所会館 403号	024-954-4163
茨城県	310-0801	水戸市桜川2-1-6 アイランド ビル 3階 301号	029-284-1601
栃木県	320-0806	宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館 7階	028-612-4338
群馬県	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬 産業技術センター内	027-265-5040
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-1 5 さいたま商工会議所会館 4 階	048-711-6326
千葉県	260-0013	千葉市中央区中央2丁目5-1 千葉中央ツインビル2号館 11 階	043-305-5272
東京都	100-0005	千代田区丸の内3-2-2 丸 の内二重橋ビル 6階	03-3283-7555
東京都 多摩	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジ ネスセンタービル 12階	042-595-9510
神奈川県	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈 川中小企業センタービル 12 階	045-633-5061

新潟県	950-0078	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル 10階	025-246-0080
長野県	380-0936	長野市中御所岡田131-10長 野県中小企業会館 3階	026-219-3825
山梨県	400-0055	甲府市大津町2192-8アイメ ッセ山梨 3階	055-243-1830
静岡県	420-0851	静岡市葵区黒金町20番地の8	054-275-1881
愛知県	460-0008	名古屋市中区栄二丁目10-19 名古屋商工会議所ビル 6階	052-228-7117
岐阜県	500-8727	岐阜市神田町2丁目2番地	058-214-2940
三重県	514-0004	津市栄町1丁目891 三重県合 同ビル 5階	059-253-3154
富山県	930-0866	富山市高田527 情報ビル 4 階(富山県新世紀産業機構内)	076-444-5625
石川県	920-8203	金沢市鞍月2丁目20番地 石 川県地場産業振興センター新 館	076-256-1031
福井県	918-8580	福井市西木田2-8-1 福井商 工会議所ビル 3階	0776-33-8279
滋賀県	520-0806	大津市打出浜2番1号コラボし が21 9階	077-511-1503
京都府	600-8009	京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階 京都商 工会議所 創業・事業承継推進 課内	075-353-7120
奈良県	630-8586	奈良市登大路町36番地の2 (奈良商工会議所会館内)	0742-22-0175
大阪府	540-0029	大阪市中央区本町橋2-8大阪 商工会議所 5階	06-6944-6257
兵庫県	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター 6階	078-367-6650
和歌山県	640-8567	和歌山市西汀丁36 和歌山商 工会議所 5階	073-499-5221
鳥取県	680-0031	鳥取市本町1丁目101番地 ビ ジネスサポートオフィスとっとり 内	0857-20-0072

島根県	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル 6階	0852-33-7501
岡山県	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9708
広島県	730-8510	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル 7階	082-555-9993
山口県	753-0077	山口市熊野町1-10 NPYビル 8階	083-902-6977
徳島県	770-8530	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館 1階	088-679-1400
香川県	760-8515	高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館 1階	087-802-3033
愛媛県	790-0067	松山市大手町1丁目11-1 愛媛新聞・愛媛電算ビル 2階	089-948-8511
高知県	780-0870	高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター 5階	088-802-6002
福岡県	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-9-2 8 福岡商工会議所ビル 8階	092-441-6922
佐賀県	840-0826	佐賀市白山2丁目1番12号 佐賀商工ビル 4階	0952-20-0345
長崎県	850-0032	長崎市興善町4-5 カクヨウBLD 3階	095-895-7080
熊本県	860-0022	熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所 5階	096-311-5030
大分県	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 5階	097-585-5010
宮崎県	880-0811	宮崎市錦町1番10号 KITENビル 7階	0985-72-5151
鹿児島県	892-8588	鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル 13階	099-225-9534
沖縄県	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所 1階	098-941-1690

(参考資料4) 中小 M&A の事例 【本文20ページ】

(1) 小規模企業・個人事業主において中小 M&A が成立した事例

① 小規模企業において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 計測機器の製造
 - ・売上高: 3000万円
 - ・従業員: 3名
 - ・業歴: 40年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: 計測機器の施工・メンテナンス
 - ・売上高: 5億円
- ◆ 関与した支援機関: 地元信用金庫、事業引継ぎ支援センター

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○10年前に先代経営者の他界に伴い、当時既に65歳を超えていた佐伯友彦（仮）がA社の社長に就任した。その後、業績は伸び悩み従業員の高齢化も進んだため廃業を検討したが、取引先に迷惑を掛けられないと、事業の継続を決断した。

○地元信用金庫に相談をしたところ、M&A の公的機関として事業引継ぎ支援センターを紹介された。佐伯は自社の事業規模や財務状況から M&A は難しいと考えていたが、同センターでの相談は無料と聞いたため、取りあえず相談した。

【成立に至った経緯】

○佐伯の予想に反し、事業引継ぎ支援センターから4社の紹介を受け、うち2社と面談し、A社の技術力や商圈を高く評価したB社への事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

○A社の製品は熟練の技術が必要であるため、A社の従業員は引き続き雇用され、また取引先との関係から佐伯は顧問としてB社の事業拡大に貢献している。

②個人事業主において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: 田中和夫(仮)
 - ・業種: 靴小売業
 - ・売上高: 4000万円
 - ・従業員: 3名
 - ・業歴: 50年
- ◆ 譲り受け側: 佐藤八郎(仮)
 - ・業種: 創業希望者
- ◆ 関与した支援機関: 地元信用金庫、日本政策金融公庫、事業引継ぎ支援センター、弁護士、商工会、商工会議所等

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○田中は、靴の小売店を営む72歳の個人事業主で引退したいと考えていたが、親族に継ぐ者はおらず自分の代で廃業せざるを得ないのかと悩んでいた。

○懇意にしていた商工会の経営指導員より、事業承継の個別説明会を案内され、そこで、個人事業主でも、M&A で事業を譲り渡した例が多くあるという話を聞いた。

○自分が育てた事業を、意欲のある人に引き継いでもらえるならありがたいと感じ、M&A を決意し、事業引継ぎ支援センターにて譲り受け相手を探すこととなった。

【成立に至った経緯】

○田中は、同センターから靴店の創業を希望する佐藤を紹介され、意気投合した。

○なお、代金について、佐藤の自己資金が不足していたことから、複数の金融機関が協調融資を実施し、更に同センターは弁護士を紹介し契約のサポートをする等、支援機関が一丸となった支援が行われ、事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

○事業譲渡実行後、佐藤は事業承継補助金の交付を受け、新たなチャレンジを行う等、精力的な事業拡大に乗り出した。また、田中も引き続き従業員として、佐藤を支えている。

③家業的経営(家族経営)である中小企業において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 寿司・懐石料理店
 - ・売上高: 3500万円
 - ・従業員: 5名(うち家族3名)
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種: レジャー業
 - ・売上高: 50億円
- ◆ 関与した支援機関: 地元信用金庫

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○地元で寿司・懐石料理店を営む宇田川大輔(仮)は、多数の地元常連客に愛されていたが、厨房設備等が老朽化したことに伴い、設備の更新を検討していた。

○しかし、多額の費用を要することが分かり、自身の年齢から多額の借入を負うことに抵抗があり、また家族からも反対されたことから、廃業を考えていた。

○お店の常連でもあった地元信用金庫の担当者に相談したところ、飲食業への参入を検討していた B 社をスポンサーとして紹介された。

【成立に至った経緯】

○家族経営を行ってきた宇田川は、当初は第三者がスポンサーとなることに抵抗があったが、B 社社長の加藤裕三(仮)と面談を重ねる中で、信頼関係を構築した。

○宇田川は家族経営の維持を条件に、B 社から資金援助を受けるのと引換えに飲食店経営のノウハウを B 社に提供するという業務提携の合意に至った。

【成立に至った後の経緯】

○A 社は、宇田川の希望通り、家族経営を継続したまま、B 社からの支援により、老朽化した店舗設備を更新し、内装等も新装することができた。

○また、B 社と協働してグルメサイト等による PR を行った結果、新規顧客やインバウンド需要による外国人観光客の獲得にも成功している。

④M&A プラットフォームを利用してマッチングが実現し、成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:教育業
 - ・売上高:5000万円
 - ・従業員:5名
 - ・業歴:25年
- ◆ 譲り受け側:三宅一郎(仮)
 - ・業種:創業希望者
- ◆ 関与した支援機関:M&A プラットフォーマー、(顧問)税理士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

- 地域の小・中・高校生が通う個別指導学習塾を経営していた小山克彦(仮)は年齢や持病等により、自身で塾を継続していくことに限界を感じ、廃業を検討。
- 塾の生徒や保護者から塾の存続を望む声が多く、廃業以外の道を顧問税理士に相談したところ M&A の可能性を示唆された。

【成立に至った経緯】

- 顧問税理士から紹介された M&A 専門業者とはコスト面で折り合いがつかず、低コストで事業の承継者を探ることができる方法を探していたところ、インターネット上で候補者を探せるマッチングサイトである、M&A プラットフォームの存在を知った。
- M&A プラットフォーム上で複数の候補者から打診を受け、その中で、塾講師の経験があり、学習塾経営の創業希望者であった30代男性会社員の三宅と出会い、基本合意に至った。
- 小山は、三宅の人柄や能力があれば、塾の子供達を安心して任せられることができると考え、事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

- M&A プラットフォームを利用したことにより、低コストで中小 M&A が実現した。
- 小山は現在、塾経営の経験がない三宅をサポートし、子供達の成長を見守りながら、地域のボランティアに参加するなど充実したセカンドライフを送っている。

⑤フランチャイズ(FC)店において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:野原花子(仮)
 - ・業種:コンビニエンスストア
 - ・売上高:1億5000万円
 - ・従業員:5名
 - ・業歴:20年
- ◆ 譲り受け側:山田太郎(仮)
 - ・業種:創業希望者
- ◆ 関与した支援機関:事業引継ぎ支援センター

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

- 野原は、コンビニエンスストアを20年間個人事業主として運営していたが、体調不良もあり、引退を決意した。
- 一方、従業員の雇用は継続したいと考え思案していたところ、事業引継ぎ支援センターからのダイレクトメール(DM)が届いたのをきっかけに、相談を決意した。

【成立に至った経緯】

- 野原は、従業員をリードしてくれる経営者を希望しており、事業引継ぎ支援センターの「後継者人材バンク」を利用することとなった。
- 複数の譲り受け側候補の紹介があったものの、最終的には現在別会社で管理職として辣腕を振るっている同地域在住の60代の山田への事業譲渡を決めた。
- 山田にとっても定年退職後の起業を考えていた絶好のタイミングであり、約1か月でのスピード成約となった。
- FC本部にとっても事業継続は歓迎であったことも成約の後押しとなった。

【成立に至った後の経緯】

- 野原は、長年の事業の負担から解放され、肩の荷を下ろすことができ、体調も快方に向かった。野原の熱のこもった現場指揮の結果、離職した従業員もおらず、引き続き同地区で親しまれ続けている。

(2) 経営状況が良好でない中小企業において中小 M&A が成立した事例

①赤字であるにもかかわらず成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:ホテル事業
 - ・売上高:10億円
 - ・従業員:20名
 - ・業歴:45年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:ホテル事業
 - ・売上高:50億円
- ◆ 関与した支援機関:(顧問)税理士、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である斉藤勇(仮)は、裸一貫でホテル事業を立ち上げ、丁寧かつ時流をとらえたサービスが評判を呼び、業界でも有名な経営者となった。しかし、近年は競合他社が増えたこともあり、客足が徐々に遠のき始め、最近3期は経常損失を計上していた。また、後継者候補であった一人息子は病気で亡くなっていた。

○75歳となった斉藤は、まだ自分の体が動くうちに中小 M&A により事業を残したいと考え、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

○顧問税理士から紹介された M&A 専門業者が業界内に太いパイプを有していたため、約2か月で B 社とのマッチングが成立した。B 社は、A 社の知名度だけでなく、丁寧なサービス、教育体制と人材の質を評価した。斉藤も「自分の会社を評価してもらえた」と喜んだ。斉藤は、A 社の全株式を B 社に譲渡し、A 社から引退した。

【成立に至った後の経緯】

○斉藤は、株式の対価である譲渡代金と退職慰労金を受け取り、老後資金として十分な額を確保することができた。引退後は、悠々自適な日々を過ごしている。

②債務超過であるにもかかわらず成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:卸売業
 - ・売上高:12億円
 - ・従業員:30名
 - ・業歴:50年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:卸売業
 - ・売上高:30億円
- ◆ 関与した支援機関:弁護士、中小企業再生支援協議会、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である鈴木智子(仮)は、創業者である父から A 社の経営を引き継ぎ、2代目経営者として A 社を運営していた。しかし、父の代に金融機関から借り入れた金額が合計約20億円あり、既に大幅な債務超過となっていた。

○金融機関への返済で資金繰りが圧迫され、新規投資する余力もなく、このままでは近いうちに破綻すると考えた鈴木は、知人の弁護士に事業再生の相談をした。

【成立に至った経緯】

○鈴木は、弁護士に委任して中小企業再生支援協議会の手続を活用するとともに、当該弁護士の紹介した M&A 専門業者に譲り受け側(スポンサー)探索を依頼し、これによりスポンサー1社が確定した。当該スポンサーは、A 社の販路や地域における知名度を高く評価し、A 社の全事業を事業譲渡の手法により譲り受けた。

○鈴木は、A 社の金融機関からの借入についての個人保証(経営者保証)があったが、「経営者保証に関するガイドライン」により経営者保証を外して当面の生活費と(華美でない)自宅を残すことができた。

【成立に至った後の経緯】

○鈴木は、破産を回避できたことに安堵した。今は、自分が本当にやりたかったけれども父に反対されて実現できなかったビジネスの立ち上げを目指している。

(3) 親族内承継の頓挫から中小 M&A に移行し成立した事例

● 後継者候補が承継を拒んだため中小 M&A に移行し成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 建設業
 - ・売上高: 1億円
 - ・従業員: 5名
 - ・業歴: 20年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種: 建設業
 - ・売上高: 10億円
- ◆ 関与した支援機関: 事業引継ぎ支援センター、弁護士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である北澤淳二(仮)は、創業者である父から引き継ぎ、2代目として A 社を経営していた。北澤は自身が65歳を超えたこともあり、事業の承継を考え、明確に意思確認はしていなかったが、同業他社で修行をしていた長男を後継者として迎え入れようとした。しかしながら、A 社の経営状況がよくないこと等から、長男は経営者保証に対する不安等を抱き、継ぐつもりがないことを北澤に伝えた。

○経営を委ねられる従業員はおらず廃業も考えていたところ、事業引継ぎ支援センターからのダイレクトメールで M&A による事業継続という方法があることを知った。

【成立に至った経緯】

○A 社のベテランの職人の技術力が評判であったため、同センターにより2か月で同業者 B 社とのマッチングが実現し、北澤は A 社の全株式を譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は人手不足の中、A 社のベテラン従業員を採用することができ、職人の育成及び事業拡大を図ることができた。北澤も顧問として職人の育成に寄与している。

(4)意思決定のタイミングが中小 M&A の成立内容に影響を与えた事例

● 適切なタイミングで中小 M&A を決断していれば、より好条件で譲り渡せた事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:ギフト用品販売(小売業)
 - ・売上高:2億円
 - ・従業員:15名
 - ・業歴:40年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:ギフト用品販売(小売業)
 - ・売上高:9億円
- ◆ 関与した支援機関:地域銀行、事業引継ぎ支援センター

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は創業者・会長の竹橋清(仮)が90歳と高齢ながらまだ実権を握っており、その婿養子・現社長の上原雄太(仮)に発言権はなかった。A社の取扱商品や販売方法は時代遅れで徐々に売上が減少し、遂に2期連続で経常赤字に陥った。

○上原の経営意欲は低下しつつあった。危機感を持った竹橋も渋々了解の上、地域銀行から紹介された事業引継ぎ支援センターに譲渡相談を行うことになった。

【成立に至った経緯】

○同センターは他地域の同業他社B社にA社との中小 M&A について打診した。B社は他地域への進出を希望しており、A社事業を譲り受ける意思も固まっていた。

○一方、A社は業績と資金繰りが急激に悪化し、事業の継続が危ぶまれた。竹橋は、長年の取引先や従業員のことを第一に考え、譲渡代金の早急な支払を条件とし、当初オファーを受けていた金額よりも相当低額でB社へ事業譲渡を実行した。

【成立に至った後の経緯】

○竹橋は既存取引先に迷惑を掛けず、従業員の雇用継続が図れたことは満足しているものの、決断が遅れたため低額での譲り渡しとなり後悔の念が残った。

(5) 譲り渡し側の条件の明確化が中小 M&A の成立に寄与した事例

① 譲り渡し側経営者の希望通り、従業員の雇用が引き継がれることを条件として成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:メッキ加工業
 - ・売上高:2億円
 - ・従業員10名
 - ・業歴:45年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:溶接加工業
 - ・売上高:10億円
- ◆ 関与した支援機関:(顧問)税理士、M&A プラットフォーム

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社は、代表者である隅田紀子(仮)が80歳間近となる中、熟練の職人を抱えていたものの、親族・従業員に承継意思のある後継者が不在のため、中小 M&A を検討し始め、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

○A 社は顧問税理士に勧められ M&A プラットフォームを活用した。複数件の譲り受け側候補のうちの一社が、他地域で溶接加工会社を営む B 社であった。
 ○B 社は、A 社の熟練の職人の技術力を評価し、自動車用金属部品の加工の点で自社事業との相乗効果(シナジー)があると考え、事業譲渡契約締結に至った。
 ○A 社及び隅田は従業員の雇用継続を第一条件として伝え、譲渡額は譲歩した。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は A 社及び隅田との約束通り、A 社従業員の雇用を全て引き継いだ。それと並行して B 社は全従業員へのヒアリングを行い、中小 M&A を機に人事制度改革・働き方改革等を進め、待遇の改善が実現した。

②譲り渡し側経営者が中小 M&A の成立後にも一定期間経営に関与することを条件として成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:家具等製造業
 - ・売上高:3億円
 - ・従業員:20名
 - ・業歴:35年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:家具等製造業
 - ・売上高:60億円
- ◆ 関与した支援機関:事業引継ぎ支援センター、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である大野隆(仮)は65歳になったが、子はおらず他の後継者候補もないことから、事業引継ぎ支援センターに譲り受け側探索の相談をした。大野は、長年いそしんだ事業に愛着があり、引き続き事業に関与したいと考えていたが、他人に譲った事業に関与させてもらうことは難しいだろうと半ば諦めていた。

【成立に至った経緯】

○A 社は決して大規模ではないが良い製品を作ると業界内では評判であり、譲り受け側 B 社(同業の大手)がすぐ見つかった。大野は言い出して良いものか悩みながら、事業を譲り渡した後も引き続き事業に関与したい、その代わりに譲渡額については譲歩しても良い、とトップ面談で B 社に正直に打ち明けた。

○B 社は、A 社の生産体制にとって大野の高い技術力が重要であると認識しており、大野による提案を受け入れ、非常勤(週3日勤務)で技術指導を依頼することにした。譲渡額は若干減額したが、大野は A 社の全株式を B 社に譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○大野は、希望通り引き続き事業に関与している。一方、毎週4日間の休日は妻と一緒に「夫婦水入らず」の時間を楽しんでいる。

(6) 従業員の反対にもかかわらず成立した事例

● 中小 M&A に反対していた従業員の理解を得た上で成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 中古厨房機器販売会社
 - ・売上高: 1億円
 - ・従業員: 7名
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種: 厨房機器販売会社
 - ・売上高: 20億円
- ◆ 関与した支援機関: (顧問)公認会計士、M&A プラットフォーム

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○中古厨房機器の市場は市況が厳しく、A社も前期から赤字に転落してしまっており、会社に資産が残っている段階での廃業を検討していた。

○A社代表者の小林誠(仮)が顧問の公認会計士に相談したところ、高額の廃業費用、従業員への影響等を考慮し、より良い選択肢として中小 M&A を提示された。

【成立に至った経緯】

○顧問の公認会計士が M&A プラットフォームを活用して譲り受け側候補を探索した結果、他県で新品厨房機器販売を営む B 社とつながった。B 社も、業界全体が苦しい中、生き残りのための中小 M&A と考えており、両社のニーズが合致した。

○これに対し、数名の A 社従業員は、「すぐに全員解雇される」と誤解し、中小 M&A に反対した。そこで B 社は小林と共同で従業員説明会を開催し、あくまで会社の将来を案じての意思決定であり、従業員の雇用も守る旨を膝詰めで丁寧に説明したところ、全員からの納得が得られ、円満に小林との株式譲渡契約締結に至った。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は約束通り A 社従業員の雇用を守り、事業を継続している。

(7) 廃業を予定していたものの中小 M&A が成立した事例

①事業の一部を中小 M&A により譲渡し、廃業費用を捻出した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 製造業・小売業
 - ・売上高: 8億円
 - ・従業員: 30名
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 10億円
- ◆ 関与した支援機関:(顧問)税理士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は、製造業・小売業の2つの事業を営んでいた。小売業は黒字で採算がとれている一方、製造業は常に大幅な赤字で不採算であった。しかし、製造業のみに利用している工場の閉鎖には、数千万円単位の廃業費用が見込まれており、A社の代表者である伊藤博(仮)は、製造業の部門の閉鎖を決断できずにいた。

○そのような状況で、伊藤は70歳となり、後継者候補もないことから、顧問税理士に中小 M&A の相談をしたところ、その関与先である B 社を紹介された。

【成立に至った経緯】

○B社は、A社の小売業部門の独自性・流通網に大きな魅力を感じる一方、製造業部門は不採算部門として認識し、小売業部門のみの譲り受けを希望した。そのため、A社は、B社に対し、小売業部門のみを一部事業譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○A社は、B社から受け取った事業譲渡対価から、製造業部門の廃業費用を捻出することができたため、伊藤はA社を解散・清算して無事に閉じることができた。

②廃業を考えていたものの、支援機関から中小 M&A を提案されたことを機に中小 M&A に挑み、成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 5億円
 - ・従業員: 20名
 - ・業歴: 40年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 30億円
- ◆ 関与した支援機関:M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である青田豊(仮)は、A 社を設立して40年、A 社の事業に全力投球してきた。しかし、子はおらず、他の後継者候補もいなかった。また、創業時から二人三脚で A 社の事業に尽力してきた妻が最近亡くなったため、事業を継続していく気力をなくし、廃業を検討し始めていた。

○そのような状況で、知人から紹介された M&A 専門業者に相談したところ、中小 M&A という選択肢があることを知った。青田は、もともと従業員や取引先に迷惑を掛けたくないと思っていたことに加え、亡き妻と一緒に大きくしてきた事業を可能な限り継続させたいと思い直したことから、中小 M&A に踏み切ることを決意した。

【成立に至った経緯】

○A 社は地元では優良企業として知られており、すぐに同地域内の B 社から声が掛かり、青田と B 社の間で株式譲渡が円滑に実行された。

【成立に至った後の経緯】

○青田は、妻との思い出の詰まった A 社をそのまま残せていることを、心から嬉しく思っている。一方で、青田は B 社から「顧問」という立場で A 社に残ることを打診されたが、これを断り、A 社の外から、A 社のますますの発展を祈っている。

(8)何らかの理由により中小 M&A が成立しなかった事例

①中小 M&A 着手が遅れたため、資金繰りが尽きてしまい、中小 M&A が不成立に
終わり廃業した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:設備工事業
 - ・売上高:5000万円
 - ・従業員:5名
 - ・業歴:40年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である大岡千太(仮)は70歳で、後継者候補もないものの、多忙な毎日に追われ、事業承継を考える暇がなかった。

○A 社は、金融機関から約2億円の借入を行い、なんとか事業を継続していたが、大岡は体力が徐々に落ち始め、満足に営業できなくなりました。それと並行して、A 社は顧客が少しずつ離れていき、3年前に約1億円あった売上も約5000万円に落ち込んだ。資金繰りは日に日に悪化していき、2~3か月以内に資金繰りが尽きることが見込まれる状況に陥ってしまった。

○そこで、大岡は弁護士に相談し、社外の第三者に事業を譲り渡そうと決意した。

【不成立に至った経緯】

○資金繰りが悪化する中で、A 社が譲り受け側(スポンサー)を探す時間的な余裕はほとんど残されていなかった。また、弁護士が紹介した M&A 専門業者が懸命にスポンサー探索を行った結果、スポンサー候補が複数社、A 社に関心を示したものの、活気を失った A 社の事業を譲り受ける決意をしたスポンサーは現れなかった。

【不成立に至った後の経緯】

○A 社は、資金繰り悪化に耐えきれず破産し、廃業した。また、A 社の金融機関からの借入について個人保証(経営者保証)していた大岡も、同時に破産した。

②社外へ情報が漏れたことに伴い、中小 M&A が不成立になった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 3億円
 - ・従業員: 20名
 - ・業歴: 30年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である遠藤茂(仮)は、後継者候補がないことから、金融機関からの紹介で M&A 専門業者に中小 M&A の相談を行った。

【不成立に至った経緯】

○M&A 専門業者が迅速に動いたことから、4か月で、B 社とのマッチングが実現した。基本合意を締結し、あとは最終契約に向けて交渉を詰めていく段階にあった。

○遠藤は、当該 M&A 専門業者から「M&A が成立して無事に決済が完了するまでは、M&A に関する情報は慎重に取り扱うようにし、自社の従業員や社外の方には決して知らせないように。」と再三にわたって忠告されていた。しかし、遠藤は、B 社が譲り受け側に事実上内定したと認識して安堵し、まだ決済どころか最終契約も完了していないにもかかわらず、従業員や一部取引先を含め、色々な関係者に B 社の名前を出した上で、中小 M&A を行おうとしている事実を伝えてしまった。

○B 社は、遠藤により中小 M&A の情報が流出したことを知って激怒し、信頼関係が破壊されたことを理由に、その後の中小 M&A に関する交渉を打ち切った。

【不成立に至った後の経緯】

○その後、A 社は、遠藤が90歳を迎える頃まで徐々に事業規模を縮小していき、最終的には廃業に至った。遠藤は、B 社との交渉が決裂した後になって初めて、中小 M&A に関する情報の取扱いの重要性を理解した。

③オーナー一族間の不和、コミュニケーション不足により、中小 M&A が不成立になった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 製造小売業
 - ・売上高: 5億円
 - ・従業員: 50名
 - ・業歴: 60年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○15年前、先代オーナーであった父親の他界に伴い、製造部門の責任者であった長男(芦田幸平(仮))が A 社の社長に就任し、販売部門の責任者であった次男(芦田淳平(仮))が副社長に就任した。その後、A 社は新規事業に挑戦するも失敗し、また、人件費の高騰等で業績は伸び悩み、資金繰りが悪化した。

○淳平はこのままでは A 社が破産してしまうと危機感を持ち、知り合いの弁護士に相談をしたところ、事業再生のためにはスポンサー探しが必要と示唆され、当該弁護士の紹介した M&A 専門業者に依頼した。

【不成立に至った経緯】

○M&A 専門業者が複数のスポンサー候補を提示した。このうち、B 社は A 社の販路や知名度を高く評価し、A 社の主力事業を事業譲渡の手法により譲り受けたいと興味を示し、淳平と面談を実施した。

○一方で、3代続く家業を第三者に譲ることに反対していた幸平は、淳平が社長である自分に相談せずスポンサー探しをしていたことに激怒し、淳平に副社長としての役職を辞任させ、更に B 社との交渉を打ち切った。

【不成立に至った後の経緯】

○A 社従業員は、経営陣の内紛に不安を感じ、退職者が急増した。A 社は売上も伸びず、徐々に事業規模を縮小していき、最終的には廃業に至った。

④譲り渡し側が不誠実であったため中小 M&A が成立しなかった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種: 運送業
 - ・売上高: 10億円
 - ・従業員: 30名
 - ・業歴: 30年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は地域密着で運送業を営んでいたが、社長である近藤勝(仮)が75歳となり、後継者候補がいなかったことから、中小 M&A を決意し、M&A 専門業者にマッチング支援を依頼した。

【不成立に至った経緯】

○A社は地域内では有名な企業であり、同地域内の B 社とのマッチングがすぐに実現し、近藤の有する A 社株式の全部譲渡を前提に、順調に基本合意締結に至った。しかし、近藤は、B 社への対応を甘く考えており、B 社による DD にほとんど協力せず、4か月経っても DD の必要資料がほとんど揃わない状況であった。

○また、近藤は、A 社を手放すのが段々と惜しくなってきたため、譲渡条件がほぼ固まった後になって突然、中小 M&A 後も自分を A 社の顧問として登用し、A 社の経営を自分に委ねるよう、B 社に対して要求するようになった。

○B社は、近藤の不誠実な対応に嫌気が差し、A 社及び近藤との信頼関係が損なわれたことを理由に、A 社との中小 M&A を断念し、交渉を中止した。

【不成立に至った後の経緯】

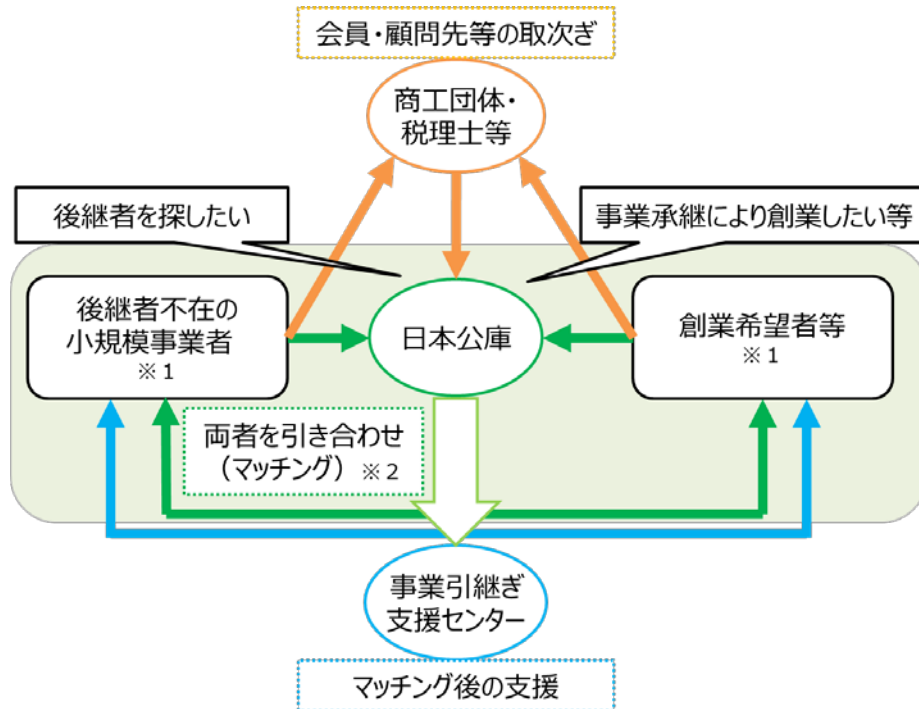
○その後も A 社において中小 M&A が成立することはなく、近藤は数年後に持病で亡くなった。突然トップ不在となった A 社は、役員・従業員間での経営権争いを経て元役員により承継されたが、長い社内抗争を経てすっかり弱体化し、その後、廃業した。

(参考資料5)日本政策金融公庫「事業承継マッチング支援」【本文27ページ】

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)国民生活事業本部(小規模事業者や創業企業向けの事業資金融資等を担当)は、事業引継ぎ支援センター等と連携し、令和2年4月から、「事業承継マッチング支援」を、全国規模(沖縄県を除く各都道府県)で実施。

◆「事業承継マッチング支援」の概要

「事業承継マッチング支援」は、後継者不在の小規模事業者(※1)から、「第三者に事業を譲り渡したい」というニーズを引き出し、「他の事業者から事業を譲り受けたい」という事業者等(※1)の中から希望条件の合致するケースを探して、両者の引き合わせ及び引き合わせ後に生じる事業・株式譲渡の手続を支援する取組である。



※1 本サービスは原則として、日本公庫に事業資金の借入残高がある企業を対象としているが、借入残高がない企業であっても、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の中小企業・小規模事業者支援に取り組む団体又は専門家からの紹介により、本サービスを利用することが可能である。

※2 引き合わせ(マッチング)後に生じる事業・株式譲渡の手続において、専門家の支援が必要な場合は、事業引継ぎ支援センターへの取次ぎを行う。

◆「事業承継マッチング支援」の主な特徴

- ① 事業を譲り受けて創業する者も対象である。
- ② 日本公庫の専任担当者が、顧客の希望を踏まえ、マッチング候補先を探す。
- ③ 譲渡希望・譲受希望いずれの者も、本サービスを無料で利用できる。

(参考資料6) 仲介契約・FA 契約締結時のチェックリスト 【本文30ページ】

☑	チェック事項	本文
☐	中小 M&A に関する希望条件を、明確に伝えたか。	仲介契約・FA 契約の締結
☐	譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する仲介者と、譲り渡し側・譲り受け側いずれかのみから受任するFAの違いを理解しているか。その上で、本件では仲介者とFAのいずれに該当するかを確認したか。 ※仲介者の場合は、譲り渡し側・譲り受け側の双方に対し手数料を請求することが通常である。	業務形態
☐	業務範囲はどの工程か。具体的な業務の内容は何か。 例：譲り渡し側・譲り受け側のマッチングまで支援する。具体的には〇〇のような方法で支援する。	業務範囲・内容
☐	手数料はどのような基準で算定し、どのタイミングで支払う必要があるのか。また、最低手数料は設けられているのか。 例：本件では、着手金・月額報酬・中間金は請求せず、成功報酬のみ請求する。成功報酬額は純資産額を基準に算定し、〇〇円未満の場合には最低手数料〇〇円を請求する。	手数料の体系
☐	秘密保持条項は設けられているか。その場合、どのような情報の秘密を守る必要があるのか。また、特定の者への情報の共有は許されているか。 例：本件取引の内容や交渉の経緯は秘密である。ただし、弁護士等の士業等専門家に必要な情報を共有することは許される。	秘密保持
☐	マッチング支援等において並行して他の仲介者・FAへの依頼を行うことを禁止する条項(専任条項)は設けられているか。士業等専門家等にセカンド・オピニオンを求めることは可能か。	専任条項
☐	契約期間はいつまでか。中途解約に関する条項はあるか。(専任条項が設けられている場合)いつまで専任条項が有効か。	
☐	M&A 未成立で仲介契約・FA 契約が終了した後、一定期間内に譲り渡し側がM&Aを行った場合に、その仲介者・FAが手数料を請求できることとする条項(テール条項)は設けられているか。その期間は2年～3年以内か。対象となるM&Aは、その仲介者・FAが実際に紹介してきた譲り受け側とのM&Aに限定されるか。	テール条項

(参考資料7)各種契約書等サンプル【本文31ページ以下】

参考として、以下の各種契約書等サンプルを掲載するが、あくまでも例であり、具体的な契約書等の作成に際しては、弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

(1)仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル【本文31ページ以下】

譲り渡し側株主が仲介者との間で締結する仲介契約を前提としている。

(2)秘密保持契約書サンプル【本文34ページ以下】

譲り渡し側と譲り受け側が直接締結する場合の秘密保持契約を前提としている。

(3)基本合意書サンプル【本文35ページ以下】

株式譲渡を前提に、譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する基本合意を前提としている。

(4)株式譲渡契約書サンプル【本文36ページ以下】

譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する株式譲渡契約を前提としている。

(5)事業譲渡契約書サンプル【本文37ページ以下】

譲り渡し側と譲り受け側が締結する事業譲渡契約を前提としている。

※ (1)(3)(4)(5)については、それぞれ、日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編「事業承継法務のすべて」(きんざい、平成30年発刊)より抜粋し一部加工。

(1) 仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書) サンプル

M&A 仲介業務委託契約書

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【仲介者】(以下「乙」という。)は、甲が株主となっている【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)に関し、乙が甲に対し仲介・斡旋その他の業務を提供することについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (本件取引に関する仲介・斡旋等の業務の依頼)

甲は、甲又は対象会社が、本件取引の相手方候補となる者(以下「候補先」という。)との間で本件取引を行うことに関して、乙に対して、以下の各号に定める仲介・斡旋その他の業務(以下「本件サービス」という。)を依頼し、乙は、必要に応じ本件サービスを実施する。ただし、乙は、甲又は対象会社の代理人として法律行為を行うことはないものとする。

- ① 候補先の紹介及び斡旋
- ② 候補先の業務、財務及び経営戦略に関する情報の提供
- ③ 甲が本件取引の是非を検討及び決定するに際しての助言及び補助
- ④ 候補先又はその親会社若しくは株主に対する本件取引の提案
- ⑤ 本件取引の交渉への立会い
- ⑥ 本件取引のスキーム、価格その他取引条件にかかる助言
- ⑦ 本件取引の推進に必要な資料、企業概要書、諸手続及びスケジューリング等にかかる助言並びに補助
- ⑧ その他前各号に付随するサービスの提供

第2条 (専任条項)

- 1 甲は、本契約の有効期間中、本件サービス及びこれに類似する業務を乙以外の第三者に依頼しないものとし、また対象会社をしてこれを第三者に依頼させないものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲は、特段の理由がない限り、乙に事前に予告した上で、第4条第2項第2号及び第3号に定める者に対し、本件取引に関する一切の相談を行うことができる。

注: 専任条項は実務上多く見られる一方、第2項に定める者の範囲について

は、セカンド・オピニオンの必要な場合を想定し、当事者間において認識を共有する必要がある。

第3条（直接交渉の制限）

甲は、乙の事前の承諾なく、候補先又はその代理人に接触しないものとし、また対象会社をして同様の行為をさせないものとする。

第4条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員に対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他の秘密保持義務を負うアドバイザーに対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合
 - ③ 裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業引継ぎ支援センターを含む。)に対し、合理的に必要とされる範囲内で開示する場合
- 3 甲及び乙は、本件取引が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。
- 4 第5条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の

義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

第5条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の1週間前までに甲又は乙による特段の申出がない場合、本契約は、同じ条件で更に1年間、自動的に延長されるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約は、本件取引の検討又は交渉が終了した場合には、その時点で終了する。

第6条（報酬等）

- 1 甲は乙に対し以下の要領で報酬を支払う。

① 着手金

甲は乙に対し、(i) 甲若しくは対象会社と候補先とが当事者面談を行い本件取引の検討を進めることを甲若しくは対象会社と候補先との間で確認した場合、又は(ii) 甲若しくは対象会社と候補先との間で秘密保持契約を締結した場合には、当事者面談後又は甲若しくは対象会社と候補先との間の秘密保持契約締結後〇日以内に、着手金として金〇〇円を支払う。着手金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする（ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。）。

② 中間金

甲は乙に対し、甲又は対象会社と候補先との間で本件取引についての基本的な合意がなされた後〇日以内に、中間金として金〇〇円を支払う。中間金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする（ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。）。なお、本条における基本的な合意とは、基本合意（基本合意書、覚書、確認書等、合意文書の名称は問わない。）の締結及び候補先から甲又は対象会社に対する意向表明書の差し入れを含む、デュー・ディリジェンス前になされる合意をいう。

③ 成功報酬

甲又は対象会社と候補先との間で本件取引が実行された場合には、甲は乙に対し、本件取引の対価の価額（以下「譲渡価額」という。）に応じて、下記の表に従い、各階層の「基準となる価額」に「乗じる割合」をそれぞれ乗じて算出した金額を合算した合計額を、本件取引実行後〇日以内に、成功報酬として支払う。ただし、当該合計額が金〇〇円（以下「最低報酬」という。）未満となる場合には、最低報酬を支払う。なお、本項第1号及び前号に基づき支払済みの着手金及び中間金は、成功報酬から差し引くものとする。

記

基準となる価額(円)	乗じる割合(%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

注:上記のうちいずれを採用するかは、各仲介者の個別の判断による。例えば、①着手金及び③成功報酬を採用する者もいれば、③成功報酬のみ採用する者もいる。また、最低手数料(最低報酬)を定める者もいる。なお、上記のような表に基づいて報酬額を算定する場合でも、「基準となる価額」や「乗じる割合」は各仲介者の個別の判断によるため、上記の価額・割合はあくまで一例である。上記のような表を用いることなく定額を請求する者もいる。

- 2 本件取引が実行されることなく本契約が終了した場合で、本契約終了後2年以内に甲又は対象会社と候補先(乙が関与又は接触し、甲に対して紹介した者に限る。)との間で本件取引が実行された場合には、第5条に定める有効期間にかかわらず、甲は乙に対し、本条第1項第3号の報酬を支払うものとする。

注:仲介者から紹介を受けた取引の話が一旦は不成立となった場合において、その後しばらくして当該仲介者の介在なしに M&A 取引の話が復活して取引が成立したときは、一定の期間内については報酬が発生することを定めている。

- 3 甲が本条で定める報酬を支払う場合には消費税(本項においては、消費税及び地方消費税をいう。)額分として当該金額に消費税率を乗じて算出される金額を加算して支払う。
- 4 本条で定める報酬に加え、乙が本件サービスを遂行する上で要した費用のうち、甲の事前の了解を得た特別の事由(出張、外部への委託調査等)により出費が生じた場合には、甲は乙に対し当該費用を支払う。

第7条 (解除)

- 1 甲は、本件取引の実行前に限り、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 乙は、次のときには、本契約を解除することができる。
- ① 甲が、第6条に定める報酬のいずれかの支払を約定通り行わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき
 - ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し、又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の本件サービスの処理に著しい不都合が生じたとき
- 3 第1項及び前項の規定により解除した場合には、本件サービスの業務実施の

程度に応じて第6条記載の報酬及び費用の清算を行うこととし、業務実施の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、第6条に定める報酬及び費用の全部又は一部の返金又は支払を行うものとする。

第8条（乙の責任）

- 1 甲は、乙が行う助言等の採否の決定、本件取引に関する各種契約締結の決定及び本件取引に関する諸手続を、自らの判断で行い、かつ自ら契約締結行為をなすものとする。
- 2 乙は、本件サービスの実施について、甲に対し、善良な管理者の注意義務を負う。
- 3 乙は、本契約に基づき甲に対し一定の成果ないし効果の実現を保証し又は請け負うものではない。

第9条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(2) 秘密保持契約書サンプル

秘密保持契約書

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)の可能性を検討するに際し、甲乙が相互に開示する情報等の秘密保持について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これら

に準じる公的機関・団体(事業引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

- 3 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。
- 4 第3条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

第2条 (損害賠償)

情報受領者が本契約上の義務に違反したことにより、情報開示者が損害を被った場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

第3条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より2年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、更に1年間延長し、以後も同様とする。

第4条 (準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争(調停を含む。)については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

(3)基本合意書サンプル

基本合意書

【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)の株主【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び対象会社の株式の譲受希望者【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、乙が対象会社の発行済株式の全部を甲より譲り受ける件(以下「本株式譲渡」という。)に関する基本的な事項について、以下のとおり合意した(以下「本合意」という。)

第1条 (目的)

- 1 乙は、〇〇年〇〇月〇〇日を期限に、対象会社の発行済株式の全部を譲り受ける意向を有し、甲はそれを了承した。
- 2 甲は、乙に対し対象会社株式を譲渡するものとし、改めて甲と乙の間で株式譲渡契約(以下「最終契約」という)を締結する。

第2条 (承継対象財産及び個人保証解除)

- 1 乙が最終契約により甲から承継する財産(以下「承継対象財産」という。)は、甲が保有する、対象会社の発行済株式の全てである普通株式〇〇株とする。
- 2 乙は、本株式譲渡に際し、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該保証が解除されるよう最大限努力する。

第3条 (譲渡価額)

第2条第1項に規定する承継対象財産の対価(以下「譲渡価額」という。)は、金〇〇円を目途とする。ただし、正式な譲渡価額は、最終契約締結時に甲乙双方の協議により合意した金額とする。

第4条 (デュー・ディリジェンス)

乙は、本合意締結の日から1か月間を目処に、対象会社の〇〇年〇〇月〇〇日時点における貸借対照表その他の事前開示資料の正確性及び妥当性等を検証するため、対象会社に対する調査(デュー・ディリジェンス)を行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第5条 (独占的交渉権)

甲は、本合意の有効期間中は他のいかなる者との間でも、対象会社に係る

M&A 取引(対象会社株式の譲渡及び取得、対象会社の事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいう。)に関する交渉を行ってはならない。

第6条 (善良な管理者の注意義務)

甲は、本合意締結後、最終契約締結までの間は、善良な管理者の注意をもって、対象会社の業務の執行及び財産の管理運営を行い、乙の事前の同意を得ずして、対象会社において次の各号に掲げる行為、その他対象会社の経営内容に重大な影響を与える行為をしてはならない。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃借権の設定等
- ② 新たな借入れ実行その他の債務負担行為及び保証、担保設定行為
- ③ 非経常的な設備投資及び仕入行為
- ④ 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- ⑤ 非経常的な従業員の新規採用
- ⑥ 増資、減資
- ⑦ 前各号の他、日常業務に属さない事項

第7条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、(i)本株式譲渡の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本合意の締結の事実並びに本合意の存在及び内容、並びに(iii)本株式譲渡に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本合意の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
- ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
- ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

- ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他の

アドバイザーに対し、本合意の目的のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。

- ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、本株式譲渡が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。
- 4 第9条に定める本合意の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本合意の有効期間満了後3年間存続する。

第8条 (法的拘束力)

本合意第1条ないし第3条における定めは、本合意時点における本株式譲渡についての甲乙間の了解事項の確認を目的とするものであり、何らの法的拘束力を有しない。

第9条 (有効期間)

本合意は本合意締結の日より発効し、本合意が解除される場合又は最終契約の履行が完了した場合を除き、〇〇年〇〇月〇〇日までは有効に存続する。

第10条 (準拠法・合意管轄)

- 1 本合意は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本合意に関する一切の紛争(調停を含む。)については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (誠実協議)

甲及び乙は、本合意に定めのない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

(以下、本頁余白)

本合意締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(4) 株式譲渡契約書サンプル

株式譲渡契約書

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)の発行済株式の全てである普通株式〇〇株(以下「本株式」という。)の甲から乙に対する譲渡(以下「本株式譲渡」という。)に関し、本日、以下のとおり株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

注:簡易な株式譲渡契約書として、次の条項のみを設ける例もあり得る。

第1条(目的)

第2条(本株式の譲渡)

第3条(譲渡価格)

第4条(本株式譲渡の実行)

第13条(甲の義務)

第14条(乙の義務)

第15条(本契約の解除)

第18条(秘密保持義務)

第27条(誠実協議)

第1章 本株式の譲渡

第1条 (目的)

本契約は、対象会社の一層の発展を目指し、本株式を甲が乙に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を乙に移転することを目的として、締結する。

第2条 (本株式の譲渡)

甲は、乙に対し、本契約の規定に従い、〇〇年〇〇月〇〇日又は甲及び乙が書面により別途合意する日(以下「クロージング日」という。)において、本株式を譲り渡し、乙は甲から本株式を譲り受ける。

第3条 (譲渡価格)

本株式譲渡における本株式の対価(以下「本譲渡価額」という。)は、金〇〇円(1株あたり金〇〇円)とする。

第4条（本株式譲渡の実行）

1 甲は、乙に対し、クロージング日に、乙から本譲渡価額の支払を受けることと引換えに、次の各号の書類を交付する。

- ① 甲の印鑑証明書
- ② 本株式に係る株券
- ③ 第5条第2号及び第9条第1号に定める本株式譲渡を承認した対象会社の取締役会決議に係る議事録の原本証明付写し

注：多くの中小企業は、発行済株式が全て譲渡制限株式である会社（いわゆる非公開会社）であり、株式譲渡については会社の承認（原則として、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会非設置会社では株主総会決議を要するが、定款でそれ以外の方法とすることもできる。）が必要である。

④ 第12条第1項及び第2項に定める対象会社の全取締役及び全監査役の辞任届

⑤ 対象会社の株主名簿（クロージング日の前日時点でのもの）の原本証明付写し

2 乙は、甲に対し、クロージング日に、前項各号の書類の引渡しを受けることと引換えに、本譲渡価額を支払う。

3 前項の支払は、乙が下記の銀行口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行支店名 ○○銀行 ○○支店

口座種別 普通預金

口座番号 ○○

口座名義 甲

4 本株式譲渡の効力は、本条第1項に従い行われる株券の交付時に生じる。

注：本サンプルは、対象会社が株券発行会社であるという前提である。株券発行会社の場合、有効な株式譲渡のためには、原則として株券の交付が必要である。

5 甲及び乙は、クロージング日において、甲及び乙による本条第1項及び第2項の各義務の履行（以下「クロージング」という。）後直ちに、対象会社をして、本株式に係る甲から乙への株主名簿の名義書換を行わせる。

注：株券発行会社であるか否かにかかわらず、株式譲渡後には、株主名簿の名義書換を行う必要がある。

第2章 前提条件

第5条（乙のクロージングの前提条件）

乙は、クロージング日において甲について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第2項に定める乙の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、乙は、第4条第2項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、甲は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める甲の責任を減免されるものではない。

- ① 第7条に規定する甲の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第9条に規定する甲の義務が全て履行されていること。

第6条（甲のクロージングの前提条件）

甲は、クロージング日において乙について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第1項に定める甲の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、甲は、第4条第1項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、乙は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める乙の責任を減免されるものではない。

- ① 第8条に規定する乙の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第10条に規定する乙の義務が全て履行されていること。

第3章 表明及び保証

第7条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙1に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第8条（乙の表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙2に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第4章 クローリング前の取扱い

第9条（甲の義務）

甲は、乙に対し、本契約締結日後クローリングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 甲は、対象会社の取締役会をして、本株式譲渡を承認する旨の決議をさせなければならない。
- ② 甲は、対象会社をして、対象会社の活動を通常の事業活動の範囲内で行わせなければならないが、通常の事業活動の範囲外の活動については、事前に乙の同意を得なければ行わせてはならない。
- ③ 甲は、第7条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を乙に対して通知する。

第10条（乙の義務）

乙は、甲に対し、本契約締結日後クローリングまでの間に、第8条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそれの詳細を甲に対して通知する義務を負う。

第5章 クローリング後の取扱い

第11条（役員退職慰労金の支払）

- 1 乙は、対象会社をして、クローリング後速やかに、クローリングに際して対象会社の代表取締役を辞任する甲に対して金〇〇円の役員退職慰労金を支払う旨の承認決議を行わせ、甲に対して当該役員退職慰労金を支払わせるものとする。
- 2 乙は、対象会社をして、前項の金員を、下記の銀行口座に振込送金する方法により支払わせる。ただし、振込手数料は対象会社の負担とする。

記

銀行支店名 〇〇銀行 〇〇支店
口座種別 普通預金
口座番号 〇〇
口座名義人 甲

- 3 乙は、対象会社をして、本条に定める役員退職慰労金の支払について、法令等に従い、所要の源泉徴収を行わせる。

第12条（対象会社の役員）

- 1 甲は、クロージング日付の辞任届を作成して対象会社に提出し、クロージングに際して対象会社の取締役及び代表取締役を辞任する。
- 2 甲は、対象会社の甲以外の全取締役及び全監査役をして、クロージング日付の辞任届を作成させて対象会社に提出させ、クロージングに際して対象会社の取締役ないし監査役を辞任させる。
- 3 甲は、乙がクロージング日においてクロージング後直ちに対象会社の株主総会を開催して、乙が、(i)別途指定するとおり対象会社の定款を変更し、かつ、(ii)別途指名する者を対象会社の役員に選任できるよう協力する。

第13条（甲の義務）

- 1 甲は、クロージング後、乙の合理的な求めに応じて、必要な引継ぎ（決算及び税務申告に関するものを含む。）について、合理的な範囲で協力する。甲及び乙は、別途協議して、引継ぎの詳細を取り決める。
- 2 甲は、本契約締結後〇年間は、乙及び対象会社の書面による承諾がない限り、対象会社と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせない。
- 3 甲は、本契約締結後〇年間、自ら又はその関係者を通じて、対象会社の従業員を勧誘し、対象会社からの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行わないことを約する。
- 4 甲は、乙又は対象会社が、甲の表明及び保証が正確若しくは真実でなかったこと又は甲の本契約上の債務不履行に関し、第三者から損害賠償の請求その他のクレームを受けた場合、乙からの求めに応じ、当該クレームの処理につき乙又は対象会社に協力する。
- 5 甲は、本株式について、所有権、株主権その他の権利を主張する第三者の存在が判明した場合には、甲の費用と責任において、当該第三者が主張する本株式に関する一切の権利を消滅させる。
- 6 甲は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた乙から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。

第14条（乙の義務）

- 1 乙は、原則として、クロージング後、対象会社の従業員を全員継続雇用する。
- 2 乙は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた甲から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。
- 3 乙は、対象会社をして、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証してい

る契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させ、かつ、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。

第6章 解除

第15条（本契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方に本契約に定める表明保証、義務又は約束に違反があった場合、相当期間を定めて催告し、相手方が当該期間内にこれを是正しないときは、クローリング前に限り、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方が、別紙1の(1)⑤及び(2)⑭に規定する第7条に基づく甲の表明及び保証に違反した場合又は別紙2の⑤に規定する第8条に基づく乙の表明及び保証に違反した場合には、相手方に対して書面で通知することで、本契約を解除することができる。
- 3 本契約の解除後も、第7章の規定に基づく補償の請求は妨げられない。

第7章 補償

第16条（甲による補償）

- 1 甲は、乙に対し、第7条に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。)を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クローリング日から〇年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 4 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

第17条（乙による補償）

- 1 乙は、甲に対し、第8条に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロー

ジング日から〇年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。

- 3 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかつたことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第8章 一般条項

第18条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から〇年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
- ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
- ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

- ① 自己（甲においては対象会社を含む。）の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
- ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体（事業引継ぎ支援センターを含む。）等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の

内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

第19条 (第三者への公表日)

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日(以下「公表日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条 (公租公課及び費用)

甲及び乙は、原則として、本契約及び本契約が予定する取引に関連して発生する公租公課、アドバイザーに対する費用・報酬、その他一切の費用については、各自これを負担する。

第21条 (通知等)

本契約に関する相手方に対する通知等は、後記当事者欄記載の住所ないし所在地に対して行われる。ただし、甲及び乙は、本契約締結後、書面により相手方に通知することにより、連絡先の変更を行うことができる。本条に従い通知等がされたにもかかわらず、当該通知等が延着し又は未着となった場合、通常到達すべき日に到達したものとみなされ、その効力が発生する。

第22条 (残存効)

本契約が終了した場合であっても、第7章及び第8章(第19条を除く。)の規定は引き続き効力を有する。

第23条 (完全合意)

本契約は、本株式譲渡に関する当事者の完全な合意であり、これ以前に本株式譲渡に関して甲乙間で交わされた文書、口頭を問わず、いかなる取決め(秘密保持に関する契約を含む。)も全て失効する。

第24条 (契約上の地位又は権利義務の譲渡等)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第25条（条項の可分性）

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けない。

第26条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(別紙1) 甲が表明及び保証する事項

(1) 甲に関する表明及び保証

① 自然人

甲は、日本国籍を有し日本国に居住する自然人であること。

② 本契約の締結及び履行

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

③ 強制執行可能性

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、かつ乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

甲による本契約の締結及び履行は、(i)甲に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii)甲が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、甲による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、甲を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

甲は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

なお、反社会的勢力とは、以下の者のことを指し、本契約において以下同じとする。

- i 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)
- ii 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- iii 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。)
- iv 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与

する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

- v 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vi 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vii 特殊知能暴力集団等(上記 i ないし vi に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- viii その他上記 i ないし vii に準ずる者

⑥ 倒産手続等の不存在

甲について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑦ 対象会社との取引の不存在

クロージング日において、甲と対象会社の間には、甲が対象会社の役員として提供する役務及びそれに対する報酬等の支払を除き、役務、便益の提供その他の取引(契約書の有無を問わない。)は存在しないこと。ただし、本契約において記載がある事項については、この限りではない。

(2) 対象会社に関する表明及び保証

① 対象会社の設立及び存続

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② 対象会社の株式

- i 対象会社の発行済株式は本株式が全てであること。本株式は、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式であること。
- ii 甲は、本株式の全てを何らの負担、制限及び制約のない状態で、適法かつ有効に所有していること。
- iii 本株式について、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等は存在しないこと。
- iv 対象会社は、転換社債、新株引受権付社債、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債その他対象会社の株式を取得できる権利を発行又は付与していないこと。

③ 子会社及び関連会社の不存在

対象会社は、子会社及び関連会社を有していないこと。

④ 倒産手続等の不存在

対象会社について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑤ 計算書類等

〇〇年〇〇月〇〇日を終期とする事業年度に係る対象会社の計算書類その他の甲が乙に開示した計算書類等(以下「本計算書類等」という。)は、適用ある法令等及び日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されており、その作成基準日及び対象期間における対象会社の財政状態及び経営成績を、重要な点において正確に示していること。

⑥ 資産

対象会社は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有しており、かかる資産上には対象会社以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しないこと。また、対象会社の所有に係る不動産は、良好な状態に維持されており、重要な変更を加えられていないこと。

⑦ 知的財産権

対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともないこと。また、第三者が対象会社の知的財産権を侵害している事実もないこと。

⑧ 負債

対象会社は、保証契約、保証予約、経営指導念書、損失補填契約、損害担保契約その他第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。対象会社は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、通常の業務過程で生じる債務及び負債、本計算書類等に記載された負債、第11条に従い甲に支払われる役員に係る役員退職慰労金債務を除き、一切の債務及び負債を負担していないこと。

⑨ 重要な契約

対象会社が締結する重要な契約は全て有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重

要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、対象会社の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

⑩ 競業避止義務の不存在

対象会社は、取引先等との契約において、競業避止義務等の義務のうち、その事業の遂行に重大な影響を与える制限を内容とする義務を負っていないこと。

⑪ 労働関係

対象会社は、その従業員に対し法令等上支払義務を負っている全ての賃金を支払っていること。対象会社には、ストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しないこと。対象会社は、いかなる従業員に対しても、退職金等の経済的利益を提供する義務を負っていないこと。対象会社には労働組合は存在しないこと。

⑫ 税務申告等の適正

対象会社は、過去7年間、国内外において、法人税をはじめとする各種課税項目及び社会保険料等の公租公課について適法かつ適正な申告を行っており、適時にその支払を完了していること。また、クロージング日以前の事業に関して、対象会社に対する課税処分がなされるおそれは存在しないこと。

⑬ 法令遵守

対象会社は、過去〇年間において、適用ある法令等(労働関連の各法令等を含む。)及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、重要な点において、これらに違反したことはないこと。対象会社は、過去〇年間において、事業停止等の一切の行政処分を受けていないこと。

⑭ 反社会的勢力との関係の不存在

対象会社及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。対象会社の従業員は、甲の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

⑮ 情報開示

本契約の締結及び履行に関連して、甲又は対象会社が、乙に開示した本株式又は対象会社に関する一切の情報(本契約締結日前後を問わず、ま

た、書面等の記録媒体によると口頭によるとを問わない。)は、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

注：表明保証条項は、乙側から上記のような内容のものを、もし事実と異なるところがあれば予め教えて欲しいという趣旨も込めて提案されることがある。その場合、甲側としては、表明保証の内容について理解し、事実と異なるところがあれば(例えば、中小企業の場合、計算書類に誤りが含まれていること等が多い。)、契約書の中に、表明保証の対象から除外する事項を別途明記する必要がある。表明保証の内容をよく理解せずに事実と反することを表明保証してしまうと、後に損害賠償等のトラブルになる可能性があるので注意が必要である。

(別紙2)乙が表明及び保証する事項

① 設立及び存続

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

② 本契約の締結及び履行

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は乙の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ 強制執行可能性

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

乙による本契約の締結及び履行は、(i) 乙に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他内部規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、乙による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、乙を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

乙及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

と。乙の従業員は、乙の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

⑥ 倒産手続等の不存在

乙について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

(5) 事業譲渡契約書サンプル

事業譲渡契約書

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲が現に営む事業のうち、〇〇事業(以下「承継対象事業」という。)を乙に譲渡することに関し、以下のとおり事業譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (事業譲渡)

甲は、本契約に定める条項に従い、承継対象事業を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける(以下「本事業譲渡」という。)

第2条 (クロージング日)

本事業譲渡を行う日(以下「クロージング日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、手続上の都合等により必要があるときは、甲乙協議のうえクロージング日を変更することができる。

第3条 (承継対象財産)

- 1 本事業譲渡により、甲は乙に対し、クロージング日をもって、(i)承継対象事業に属する別紙1に記載の資産(以下「承継対象資産」という。)を譲渡するものとし、(ii)承継対象事業に関して甲が締結している別紙2に記載の第三者との間の契約(修正、変更、付随契約、特約等を含む。以下「承継対象契約」という。)における契約上の甲の地位の一切を移転するものとする。なお、別紙1及び2に記載された以外の資産又は契約を、本事業譲渡に伴い譲渡する場合、その価額等については甲乙が協議の上で決定するものとする。

注：事業譲渡の対象となる承継対象財産を特定することが重要である。個別の動産レベルまで全て厳密に特定する必要はないが、貸借対照表上の各表示科目に沿って可能な限り具体的に特定することが望まれる(ただし、登記手続を伴う不動産等については、地番や面積等まで個別に厳密に特定しておく必要がある。)

- 2 本事業譲渡により、乙は、クロージング日をもって、承継対象事業に関し甲が負担する別紙3に記載の債務(以下「承継対象債務」といい、承継対象資産、承継対象契約及び承継対象債務を総称して「承継対象財産」という。)を免責的に引き受けるものとし、甲及び乙は、かかる債務の引受けにつき必要な手続(当該債務の引受けに対する当該債務の債権者からの承諾の取得を含む。)を相互に協力の上、行うものとする。なお、甲及び乙は、乙が承継対象債務以

外のいかなる債務も承継しないことを確認する。

注：債務も承継対象財産に含めることは可能であるが、譲り受け側は債務を負担し、譲り渡し側は債務を免れるという形(免責的債務引受)とするためには、その旨の債権者の承諾が必要となる。そのような承諾がない場合には、原則として、譲り渡し側・譲り受け側の連帯債務となる(併存的債務引受)。

第4条（取引先の承継）

甲は、承継対象事業に関する甲の仕入先・販売店・下請先等の取引先（以下「取引先」という。）に対して、公表日（第19条において定義される。）以降クロージング日の前日までに、本事業譲渡について十分な説明を行い、かつ、乙が取引先を承継できるよう、取引先の承諾を得るものとする。万が一、乙が取引先の全部又は一部を承継できない場合は、甲乙で別途協議の上対策を講じるものとする。

第5条（従業員の取扱い）

- 1 甲は、承継対象事業に従事している甲の従業員を、乙の従業員として転籍させるものとし、詳細については甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 2 甲は、クロージング日に、前項により乙に転籍する従業員に対し、クロージング日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を承継しないものとする。

第6条（譲渡代金）

- 1 承継対象事業の譲渡の対価（以下「譲渡代金」という。）は、金〇〇円（消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。）とする。
- 2 乙は、譲渡代金をクロージング日までに、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により、甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（株主総会決議）

甲は、クロージング日までに、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項に関する甲の株主総会の決議を得るものとする。

注：株式会社が全事業の事業譲渡を行う場合等には、原則として、出席株主の議決権の3分の2以上による株主総会決議（特別決議）が必要となる。

第8条（許認可）

甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本事業譲渡に必要な許認可の取得、

登録、届出等の手続を協力して行うものとし、手続に必要な費用は乙の負担とする。

第9条（移転手続）

- 1 甲は、承継対象財産の細目を記載した引継書を作成し、クロージング日に当該引継書とともに承継対象財産並びに関係証憑、帳簿類及び承継対象事業に含まれる甲の取引先リストを乙に引き渡すものとする。
- 2 前項の承継対象財産の引渡しにつき、移転行為又は対抗要件としての登記・登録・通知・裏書・第三者の承諾等の諸手続を必要とするものについては、クロージング日後30日以内に当該手続を完了するものとする。ただし、乙が免除又は手続完了の遅延を了承した手続についてはこの限りではない。

第10条（表明及び保証）

1 甲による表明及び保証

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-1（甲の表明保証事項）に掲げる各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

2 乙による表明及び保証

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-2（乙の表明保証事項）に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

第11条（公租公課等の負担）

- 1 承継対象財産に対する固定資産税等の公租公課、保険料、電気・水道・ガス等の使用料金等については、納税告知書、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割計算によりクロージング日前日までの分は甲が負担し、クロージング日以降の分は乙が負担する。
- 2 第9条第2項の移転手続に要する登録免許税等の公租公課は、乙が負担する。

第12条（善管注意義務）

甲は、本契約締結のときから本事業譲渡完了まで、承継対象事業及び承継対象財産を善良な管理者の注意をもって管理し、承継対象事業及び承継対象財産に重大な影響・変動を及ぼす行為をする場合は、予め乙の書面による承諾を得なければならない。

第13条（競業避止義務）

甲は、クロージング日以後〇年間は、乙が承継する承継対象事業と競合する事業を自ら行わず、また他人をして行わせないものとする。

第14条（本事業譲渡実行の前提条件）

1 甲の義務の前提条件

甲の本事業譲渡を実行する義務（承継対象財産の譲渡を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、甲は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第2項において規定された乙による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 乙が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。

2 乙の義務の前提条件

乙の本事業譲渡を実行する義務（第6条第2項に定める譲渡代金支払義務を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、乙は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第1項において規定された甲による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 甲が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。
- ③ クロージング日までに、本事業譲渡を承認する甲の株主総会議事録の原本証明付写しが乙に対し提出されていること。

第15条（事業譲渡条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日からクロージング日までの間において、以下のいずれかの事由が甲又は乙に生じた場合は、他方当事者は、クロージング日までの間に限り本契約を解除することができる。ただし、甲及び乙は、解除を行うに際しては事前に協議を行うものとする。また、甲及び乙は、本契約の解除に代えて、協議の上、本契約を変更することができる。

- ① 天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合。
- ② 本契約に定める甲又は乙の義務に重大な違反が存する場合。
- ③ 甲が、通常の業務の範囲を超えて、承継対象事業の価値を減少させ、又は

本事業譲渡の実行を困難にするおそれのある行為を新たに行った場合(ただし、甲乙間にて合意の上行う場合を除く。)

- ④ その他本事業譲渡の実行に重大な支障となる事態(第14条の前提条件不充足を含む。)又は本事業譲渡を困難にする事態が生じている場合。

第16条 (甲による補償)

- 1 甲は、乙に対し、第10条第1項に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。)を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 4 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

第17条 (乙による補償)

- 1 乙は、甲に対し、第10条第2項に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第18条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から〇年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報

- ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
- ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

第19条 (第三者への公表日)

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日(以下「公表日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条 (契約上の地位又は権利義務の譲渡等)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第21条 (準拠法・管轄)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

- 2 本契約に関する一切の紛争(調停を含む。)については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

Ⓜ

(別紙1)

承継対象資産

【承継する資産を記載する】

例

- 1 甲が所有する後記不動産目録記載の土地及び建物
 - 2 上記1記載の建物の附属設備、構築物全て
 - 3 上記1記載の建物内に設置された機械装置全て
 - 4 承継対象事業に関連する工具器具備品全て
 - 5 承継対象事業に関連する車両運搬具全て
 - 6 承継対象事業に関連する在庫(商品、原材料、貯蔵品)全て
 - 7 承継対象事業に関連する電話加入権全て
 - 8 承継対象事業に関連するソフトウェア全て
 - 9 その他承継対象事業に必要な一切の資産(ただし、現預金、売掛金を除く)
- ...

(別紙2)

承継対象契約

【承継する契約を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社〇〇との間に締結した取引基本契約
 - 2 令和2年2月1日付け株式会社〇〇との間に締結した建物賃貸借契約
- ...

(別紙3)

承継対象債務

【承継する債務を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社〇〇との間に締結した取引基本契約第8条に規定する株式会社〇〇に対する保証金返還債務
- ...

(別紙4-1)

甲による表明及び保証

【甲による表明及び保証の内容を記載する】

(別紙4-2)

乙による表明及び保証

【乙による表明及び保証の内容を記載する】

(参考資料8)円滑な廃業を支援する施策【本文44ページ】

廃業を予定する中小企業に対しては、主に以下の支援措置が整備されている。

(1) 経営安定特別相談室

商工会議所や都道府県商工会連合会が「経営安定特別相談室」を設置し、廃業を検討する事業者に対して士業等専門家が各種法的手続に関するアドバイスをを行っている。

＜参考＞「経営安定特別相談室」の概要

- 全国の主要な商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置。士業等専門家が相談に応じ、問題の解決を支援(相談を受けるための費用は無料)。

(支援内容の例)

- 経営・財務内容の把握と分析
 - 手形処理、事業転換等の指導
 - 債権者等の関係者への協力要請
 - 民事再生法等の倒産関係法律の手続に関する助言等
- ◆ 経営安定特別相談室:

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-0.pdf

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」

「経営者保証に関するガイドライン」(「用語集」参照)では、経営者による個人保証(経営者保証)について、

- 法人と経営者との関係が明確に区分・分離されている場合等に、経営者保証を求めないこと
- 多額の経営者保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定期間の生計費に相当する額(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて約100万円～約360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられること等を検討すること
- 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること等を定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、早期の事業清算への着手等を促している。

「経営者保証に関するガイドライン」本文及びQ & Aの詳細等は、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPに記載している。

- ◆ 日本商工会議所: <http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>
- ◆ 全国銀行協会: <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

(3) 事業引継ぎ支援センター(経営資源の引継ぎ)

事業引継ぎ支援センターは、中小 M&A のマッチング及びマッチング後の支援、従業員承継等に係る支援に加え、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っているが、廃業を希望している者の事業又は事業用資産等の経営資源の引継ぎについての相談にも対応している。

具体的には、廃業を希望している者に対して、マッチングの相手探し、又は、経営資源の引継ぎについての支援を行う。

各地域の事業引継ぎ支援センターについては、参考資料3「事業引継ぎ支援センター連絡先一覧」を参照されたい。

- ◆ 中小企業基盤整備機構(事業引継ぎ支援センター一覧):

<https://shoukei.smrj.go.jp/contact/>

(4) 地域経済活性化支援機構(特定支援業務)

地域経済活性化支援機構は、これから廃業しようとする、又は、既に廃業済みの中小企業を対象として、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、企業債務と経営者保証人の保証債務の一体整理をサポートする業務(特定支援業務)を行っている。

経営者保証人は早期に廃業を決断し当該業務を利用することで、商取引先に迷惑を掛けることなく、自己破産を回避し、破産手続よりも多くの私財を残すことが可能となる。

- ◆ 地域経済活性化支援機構: <http://www.revic.co.jp/>

(5) 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル)

ひまわりほっとダイヤルは、日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスである。

廃業に伴う債務整理手続や経営資源の引継ぎ等に関する、法的な観点に基づく助言等の相談に対応している。

- ◆ 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル):

https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/about_himawari.html

(参考資料9)各種サポートツール一覧【本文59ページ以下】

中小企業及びその支援機関等向けに、以下の各種サポートツールが整備されている。

(1) ローカルベンチマーク(経済産業省)

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツールとして、企業の経営者等や金融機関をはじめとする支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を深め、お互いに課題を認識し、行動につなげていくための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものである。

◆ 「ローカルベンチマーク(通称:ロカベン)」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

(2) 経営デザインシート(内閣府知的財産戦略推進事務局)

これから提供したい価値やそのビジネスモデルと資源等の事業の将来像を構想し、それに向けた戦略を策定するためのツールである。中小 M&A においては、譲り受け側が、譲り渡し側の協力を得て、統合後の自社の将来を構想する場面等で活用することができる。

◆ 「経営をデザインする」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/



<QRコード>

(3) スマート SME サポーター(経済産業省中小企業庁)

中小企業の生産性向上に資する IT ツールを提供する IT ベンダー等を情報処理支援機関(スマート SME サポーター)として認定する制度である。

◆ 「認定情報処理支援機関(スマート SME サポーター)制度」

<https://smartsme.go.jp/>

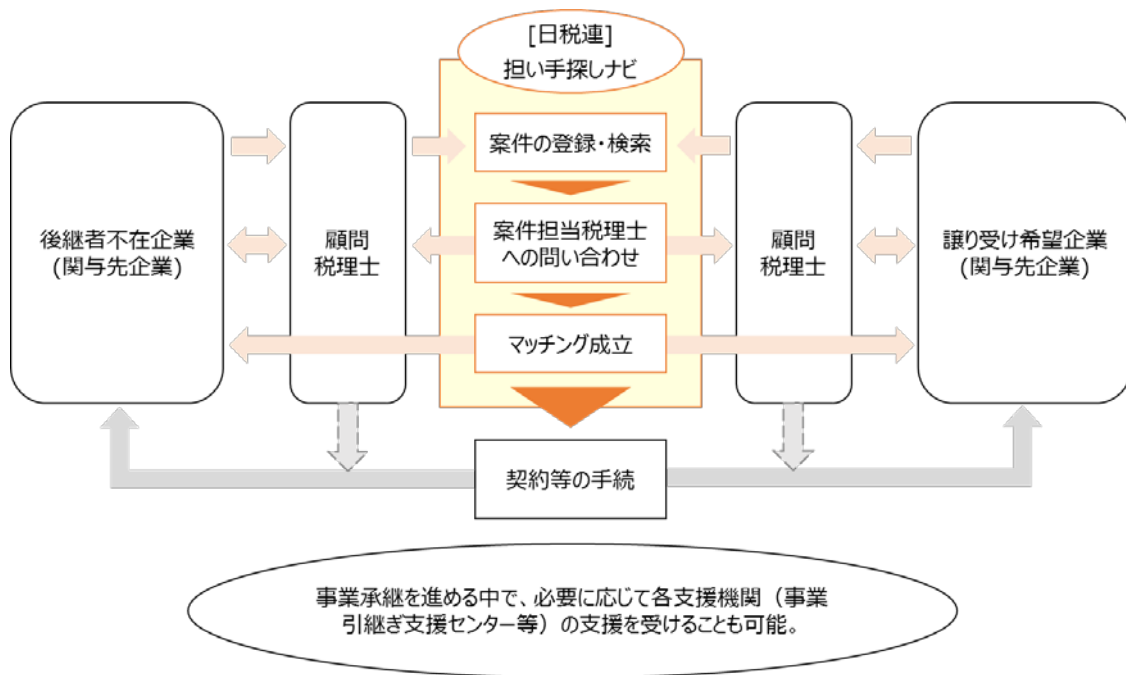
(参考資料10)日本税理士会連合会「担い手探しナビ」【本文73ページ】

日本税理士会連合会(略称:日税連)は、平成30年10月から、顧問税理士が関与先企業の譲り渡し及び譲り受け双方の窓口となって引継ぎ先を探すためのマッチングサイト「担い手探しナビ」の運用を開始。

◆「担い手探しナビ」の概要

「担い手探しナビ」は、利用申請をした税理士のみが利用できるサイトとなっており、税理士は関与先企業からの依頼を受け、譲り渡し又は譲り受け案件の登録、案件の検索・閲覧及び案件を担当する税理士への問い合わせを行うことができる。

「担い手探しナビ」の概要図は、以下のとおりである。



◆「担い手探しナビ」の主な特徴

- ① 譲り渡し希望、譲り受け希望のいずれも案件を登録することができる。
- ② 法人・個人、規模の大小を問わず案件を登録することができる。
- ③ 案件はノンネーム情報となっており、登録に当たっては企業情報を把握した顧問税理士が相談の上で登録する。案件の詳細内容は税理士を通じて問い合わせることができる。
- ④ 税理士は無料で「担い手探しナビ」を利用することができる。

○中小 M&A ハンドブック

本ガイドラインのうち第1章(後継者不在の中小企業向けの手引き)の内容を、漫画等を交えて簡潔に解説したもの。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200904001/20200904001.html>

[ホーム](#) / [法令等](#) / [法令解釈通達](#) / 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

課資4-2
課審7-13
令和2年8月28日

各国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官
(官印省略)

「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部を下記のとおり改正したから、これによらねたい。

(趣旨)

令和2年3月24日付最高裁判所判決を受け、所得税基本通達59-6《株式等を贈与等した場合の「その時における価額」》の明確化を図るものである。

なお、これまでの取扱いに変更を生じさせるものではないことに留意する。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

- [別紙 新旧対照表 \(PDF/154KB\)](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [法令解釈通達](#) / 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ \(税の学習コーナー\)](#)

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開](#)

利用者別情報

- [個人の方](#)
- [法人の方](#)
- [源泉徴収義務者の方](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#) / [評価損を計上した上場株式の時価が翌期に回復した場合の遡及是正について](#)

評価損を計上した上場株式の時価が翌期に回復した場合の遡及是正について

【照会要旨】

当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価（株価）は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る状況にあります。そこで、当社では当事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて株価の回復可能性を判断した上で、その株式の評価損を損金算入することとしました。

ところで、翌事業年度で株価が上昇した場合など翌事業年度以降に状況の変化があった場合には、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要がありますか。

【回答要旨】

翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、そのような事後的な事情は、当事業年度末の株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

（理由）

法人税基本通達9-1-7（注）2にもあるとおり、株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものです。

このため、例えば、当事業年度末においては将来的な回復が見込まれないと判断して評価損を計上した場合に、翌事業年度以降に状況の変化（株価の上昇など）があったとしても、そのような事後的な事情は当事業年度末時点における株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はありません。

【関係法令通達】

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

注記

令和元年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開](#)

利用者別情報

- [個人の方](#)
- [法人の方](#)
- [源泉徴収義務者の方](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#) / 株価が50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準について

株価が50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準について

【照会要旨】

当社が長期保有目的で所有する上場株式の時価（株価）は大幅に下落しており、当事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る状況にあります。

税務上、上場株式の評価損の損金算入が認められるには、一般的に株価が過去2年間にわたり50%程度以上下落した状況になくなくてはならないというようなことを聞きますが、当社が所有する上場株式はこのような状況に該当しないことから、損金算入することは認められないのでしょうか。

【回答要旨】

上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合における評価損の損金算入に当たっては、株価の回復可能性についての検証を行う必要がありますが、回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重されることとなります。

したがって、必ずしも株価が過去2年間にわたり帳簿価額の50%程度以上下落した状態でなければ損金算入が認められないというものではありません。

(理由)

- 1 法人の所有する上場有価証券等（取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券（いずれも企業支配株式に該当するものを除きます。））について、その価額が著しく低下し、帳簿価額を下回ることとなった場合で、法人が評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、帳簿価額とその価額との差額までの金額を限度として評価損の損金算入が認められます（法第33条②、法第68条①ニイ）。
- 2 この場合の「価額が著しく低下したこと」については、①上場有価証券等の事業年度末の価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることになり、かつ、②近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとされています（法基通9-1-7）。
- 3 このように、評価損の損金算入が認められるためには、株価の回復可能性に関する検証を行う必要がありますが、どのような状況であれば、「近い将来その価額の回復が見込まれない」と言えるかが問題となります。株価の回復可能性の判断のための画一的な基準を設けることは困難ですが、法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることとなります。有価証券の評価損の損金算入時期としては、これらの合理的な判断がなされる事業年度で損金算入が認められることとなりますので、必ずしも、株価が過去2年間にわたり帳簿価額の50%程度以上下落した状況でなければ損金算入が認められないということではありません。
- 4 なお、法人が独自にこの株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もあると考えられます。このため、発行人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられます。

具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株

式発行人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられます。

【関係法令通達】

法人税法第33条第1項、第2項

法人税法施行令第68条第1項第2号イ

法人税基本通達9-1-7

注記

令和元年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんから、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [質疑応答事例](#) / [法人税](#) / [株価が50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準について](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署等）
- 採用情報
- 国税庁の実績評価
- 審議会・研究会等
- 情報公開

利用者別情報

- 個人の方
- 法人の方
- 源泉徴収義務者の方

国税庁 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 （法人番号7000012050002）

 所在地情報

[ご意見・ご要望](#) [関連リンク](#) [ウェブアクセシビリティ](#) [利用規約・免責事項・著作権](#) [プライバシーポリシー](#)

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税について調べる](#) / [災害関連情報](#) / [令和2年7月豪雨に関するお知らせ](#)

令和2年7月豪雨に関するお知らせ

国税庁

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
今回の豪雨により被害を受けた場合には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

令和2年7月豪雨における国税の申告期限等の延長について（熊本県の一部の地域（※）の方へ）

国税庁では、令和2年7月豪雨の発生に伴い、熊本県の一部の地域（※）を対象に国税に関する申告、申請、納付等の期限を延長する措置（地域指定）を講じております。当該地域内においては、納税者の方が申請することなく、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うことができます。詳細については、以下の資料をご参照ください。

（※）熊本県の一部の地域には、「人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町」が該当します。

[熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等の延長について（令和2年7月31日）（PDF/97KB）](#)

[「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（令和2年7月31日）（PDF/133KB）](#)

[「令和2年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「令和2年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ（令和2年7月31日）（PDF/110KB）](#)

[「令和2年7月豪雨」により被災された納税者の相続税及び贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について（令和2年8月）（PDF/179KB）](#)

令和2年7月豪雨における国税の申告期限等の延長について（地域指定の対象地域以外の方へ）

上記の措置は、熊本県の一部の地域を対象として実施するものですが、熊本県の一部の地域外に納税地のある方（指定地域外に納税地のある方）であっても、上記 [「令和2年7月豪雨」に係る国税の申告・納付等の期限の延長について（PDF/133KB）](#)に記載のとおり、災害により申告・納付等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限の延長を受けられます（個別指定）。

例えば、毎月10日の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、この度の豪雨により被災したため期限までに行うことができない場合には、期限の延長（[災害による申告・納付等の期限延長申請](#)）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

申告書等用紙の発送に係るお知らせについて

この度の令和2年7月豪雨の発生に伴い、熊本県の一部の地域内に納税地又は連絡先の事務所所在地がある納税者の皆様への申告書等用紙の発送につきましては、次のとおりとさせていただきます。

[熊本県の一部の地域内に納税地がある個人の皆様への消費税及び⁵⁵⁰地方消費税の中間申告書の発送見合わせについて](#)
[\(PDF/94KB\)](#)

[熊本県の一部の地域内に納税地がある法人の皆様への申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について](#)
[\(PDF/105KB\)](#)

[熊本県の一部の地域内に連絡先の事務所所在地がある法人の皆様への申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について](#)
[\(PDF/105KB\)](#)

災害により住宅や家財などに損害を受けた方

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。詳しくは、「[災害に関する所得税の取扱い（個人の方）](#)」をご覧ください。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

災害により納税が困難な方

災害により財産に相当な損失を受けた場合や、災害を受けたため国税を一時に納付することができない場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、[納税の猶予](#)を受けられます。詳しくは、「[災害を受けた場合の納税の緩和制度について](#)
[\(PDF/267KB\)](#)」をご覧ください。

被害を受けた酒類業者の皆様へ

税に関するその他の情報

災害に関する詳しい内容については、以下の各項目からでもご覧いただけます。

[暮らしの税情報「災害等にあつたとき」](#)

[タックスアンサー「災害を受けたら」](#)

[災害に関する法人税、消費税及び源泉所得税の取扱いFAQ\(PDF/441KB\)](#)

[相続税又は贈与税の災害減免措置について【令和2年7月豪雨用】](#) (PDF/332KB)

[令和2年7月豪雨により被害を受けられた方へ（相続税・贈与税に係る財産評価の概要）](#) (PDF/182KB)

[特定土地等及び特定株式等に係る相続税・贈与税の課税価格の計算の特例等について](#) (PDF/310KB)

[消費税の届出等に関する特例について](#)

[令和2年7月豪雨により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について](#) (PDF/180KB)

[令和2年7月豪雨により自動車に被害を受けられた方へ（自動車重量税関係）](#) (PDF/134KB)

寄附金・義援金に関する情報

[義援金に関する税務上の取扱いFAQ](#)

詳しくは、義援金等を支払う方や義援金等の募集を行う募集团体の[最寄りの税務署](#)までお問い合わせください

[このページの先頭へ](#)

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [キッズページ（税の学習コーナー）](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)
- [質疑応答事例](#)

お知らせ

- [トピックス一覧](#)
- [報道発表](#)
- [パブリックコメント](#)
- [調達情報・公売情報](#)
- [不審な電話や振り込め詐欺にご注意を](#)
- [その他のお知らせ](#)

国税庁等について

- [国税庁の概要](#)
- [組織（国税局・税務署等）](#)
- [採用情報](#)
- [国税庁の実績評価](#)
- [審議会・研究会等](#)
- [情報公開](#)

利用者別情報

- [個人の方](#)
- [法人の方](#)
- [源泉徴収義務者の方](#)

税務訴訟資料 第264号-83 (順号12464)

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件
 国側当事者・国(京橋税務署長)
 平成26年4月25日棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	渡邊 穰
同	荒川 雄二郎
同	榎木 智浩
同補佐人税理士	西村 善朗
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一 (処分行政庁 京橋税務署長)
上記指定代理人	木村 智博
同	木村 快
同	糸賀 定雄
同	三浦 一樹
同	酒井 武

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、4億5857万5200円及びこれに対する平成23年6月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、会計上特別損失に計上した株式の評価損について所得金額に誤って15億2858万3606円を過大に計上したため、4億5857万5200円の法人税を過大に納付しているとして、法人税の減額更正処分を求める旨の嘆願書を数回にわたり提出し(以下「本件嘆願」という。)、京橋税務署長において減額更正処分の根拠たるべき事実が存在することを客観的に認識し得る状況になり、同署長は減額更正処分を行う義務を負ったのに、減額更正処分が行われなかったと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、還付されたはずの過大納税額4億5857万5200円及びこれに対する損害賠償請求権発生の日の翌日である平成23年6月28日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 争いのない事実等（証拠によって認定した事実については末尾に証拠を掲記する。その余は争いのない事実である。）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和25年1月●日に設立され、眼鏡、コンタクトレンズ、光学機器および補聴器の製造、販売等を目的とする株式会社であったが、平成21年4月、上記事業等を100パーセント子会社である株式会社Jに移管し、現在は、株式会社J及び上記事業等に相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする、いわゆる持株会社で、Kに株式を上場している。乙税理士は、原告から、本件嘆願の受託した者である。丙（以下「丙経理部長」という。）は、本件当時、原告の経理部長であった者である。

イ 本件嘆願については、乙税理士が、平成22年12月1日から平成23年6月6日まで嘆願書、添付資料及び更正の請求書を提出し、東京国税局が嘆願書と添付資料を、京橋税務署長は更正の請求書を受理し、東京国税局が統一の窓口となって、その内容を確認した上、乙税理士に対して内容の説明や追加資料の提出を求める等の質問検査権を行使して調査を実施した。丁（以下「丁統括官」という。）、戊（以下「戊総括主査」という。）及びB（以下「B調査官」とい、丁統括官と戊総括主査と併せて「担当者」という。）は、東京国税局の職員である。

更正処分は、その処分を行う際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行うものとされ（国税通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの。以下「通則法」という。）30条）、本件では、京橋税務署長がこれにあたる。

ウ なお、以下では特に断りのない限り、乙税理士や丙経理部長の行為を便宜上「原告」の行為とし、京橋税務署長や担当者の行為を便宜上「被告」の行為として記載する。

(2) 確定申告書の提出

原告は、第58期（平成17年4月1日～平成18年3月31日。以下「平成18年3月期」という。）、第59期（平成18年4月1日～平成19年3月31日。以下「平成19年3月期」という。）、第60期（平成19年4月1日～平成20年3月31日。以下「平成20年3月期」とい、平成18年3月期及び平成19年3月期とあわせて「本件各事業年度」という。）の法人税に関する確定申告書を被告に提出した。

(3) 確定申告書の記載内容

原告は、本件各事業年度の法人税の確定申告書において、決算上、以下の有価証券（以下「本件各株式」という。）の評価損（以下「本件各評価損」という。）として計上した金額のうち、以下の金額を本件各事業年度の所得に加算した。

期	有価証券	金額
平成18年 3月期	C（以下「C」という。）株式（以下「平成18年C株式」という。）	317,657,865円
平成18年 3月期	D（以下「D」という。）株式（以下「平成18年D株式」という。）	71,706,866円
平成19年 3月期	株式会社E（以下「E」という。）株式（以下「平成19年E株式」という。）	218,675,084円

平成19年 3月期	株式会社F（以下「F」という。）株式（以下「平成19年F株式」という。）	28,514,045円
平成20年 3月期	G（以下「G」という。）株式（以下「平成20年G株式」という。）	843,807,937円
平成20年 3月期	E株式（以下「平成20年E株式」という。）	38,795,045円
平成20年 3月期	F株式（以下「平成20年F株式」という。）	1,435,954円
平成20年 3月期	H（以下「H」という。）株式（以下「平成20年H株式」という。）	7,990,810円
所得への加算合計額		1,528,583,606円

(4) 損金算入要件

本件各株式は、いずれも上場されておらず、取引相場もないため、法人税法上、本件各評価損を損金算入するためには、以下の要件を具備する必要がある（以下、当該要件を「損金算入要件1」などと称する。）。

ア 損金算入要件1

損金経理によりその有価証券の帳簿価額を減額したこと（法人税法33条2項）。

イ 損金算入要件2

事業年度終了日の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が、取得時に比して概ね50%以上下回ることとなったこと（法人税法33条2項、法人税法施行令（以下単に「施行令」という。）68条1項2号ロ、法人税基本通達（以下単に「通達」という。）9-1-9(2)）。

ウ 損金算入要件3

当該有価証券の当該事業年度終了時の価額がその時の帳簿価額の概ね50%以上下回ることとなったこと（法人税法33条2項、施行令68条1項2号ロ、通達9-1-11、9-1-7）。

エ 損金算入要件4

近い将来その有価証券の価額の回復が見込まれないこと（法人税法33条2項、施行令68条1項2号ロ、通達9-1-7）。

(5) 本件嘆願

原告は、被告に対し、平成22年12月1日以降、数回にわたり、本件各事業年度等の法人税申告について過大申告があるため、減額更正の処理を求める旨の嘆願書等を提出した（甲2の1～2の26）。

(6) 被告による判定

担当者は、平成23年6月27日、本件各評価損につき、損金算入要件を充足していない旨の判定表（以下「本件判定表」という。）を作成し、同年7月5日、東京国税局を訪れた丙経理部長と乙税理士に対し、本件嘆願には応じられない旨告知した（乙8ないし16、弁論の全趣旨）。

(7) 関連規定

ア 施行令68条

法人税法33条2項に規定する政令で定める事實は、物損等の事實（次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める事實であつて、当該事實が生じたことにより当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたものをいう。）及び法的整理の事實（更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事實をいう。）とする。

二 有価証券 次に掲げる事實

イ 119条の13第1号から第3号まで（売買目的有価証券の時価評価金額）に掲げる有価証券（119条の2第2項2号に掲げる株式又は出資に該当するものを除く。）の価額が著しく低下したこと。

ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。

ハ ロに準ずる特別の事實

イ 通達による規定

(ア) 通達9-1-7

施行令68条1項2号イに規定する「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいうものとする。

（注2） 本文の回復可能性の判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえ、当該事業年度終了の時に行うのであるから留意する。

(イ) 通達9-1-9

施行令68条1項2号ロに規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事實がこれに該当する。

(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなつたこと。

（注） (2)の場合においては、次のことに留意する。

1 当該有価証券の取得が2回以上にわたって行われている場合又は当該発行法人が募集株式の発行等若しくは株式の併合等を行っている場合には、その取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等があつた都度、その増加又は減少した当該有価証券の数及びその取得又は募集株式の発行等若しくは株式の併合等の直前における1株又は1口当たりの純資産価額を加味して当該有価証券を取得した時の1株又は1口当たりの純資産価額を修正し、これに基づいてその比較を行う。

2 当該発行法人が債務超過の状態にあるため1株又は1口当たりの純資産価額が負（マイナス）であるときは、当該負の金額を基礎としてその比較を行う。

(ウ) 通達9-1-11

通達9-1-7は、施行令68条1項2号ロに掲げる有価証券の価額が著しく低下したことの判定について準用する。

2 争点

(1) 損金算入要件の充足の有無

本件各評価損が損金算入要件1及び3を充足していること及び、平成20年E株式、平成20年F株式、平成20年H株式の評価損が損金算入要件2を充足していることについては当事者に争いが無い。よって、損金算入要件に関する争点は、①平成20年E株式、平成20年F株式、平成20年H株式以外の本件各株式についての評価損が損金算入要件2を充足するか否か、②本件各評価損が損金算入要件4を充足するか否かである。

ア 損金算入要件2の充足の有無（争点1）

- (ア) 平成18年C株式（争点1-1）
- (イ) 平成18年D株式（争点1-2）
- (ウ) 平成19年E株式（争点1-3）
- (エ) 平成19年F株式（争点1-4）
- (オ) 平成20年G株式（争点1-5）

イ 損金算入要件4の充足の有無（争点2）

(2) 減額更正処分をしなかったことが国家賠償法上違法といえるか（争点3）

(3) 損害額（争点4）

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1-1（平成18年C株式）について

（原告の主張）

ア 純資産価額の修正事由

通達9-1-9(2)注1では、「株式の発行『等』を行っている場合」に純資産価額の修正計算を行うとされており、純資産価額の修正事由は、例示列挙されているにすぎない。純資産価額の修正計算を行う趣旨は、有価証券の取得が複数回にわたって行われている場合、当該有価証券の1株あたりの純資産価額が変動するため、都度修正を求めた点にある。払込資本が、資本金と準備金のいずれに振り分けられようと、1株当たりの純資産価額は増加するのであり、資本準備金のみが増加する増資がなされた場合も、純資産価額の修正事由に該当する。その場合の計算は以下の方法によるべきである。

【計算方法】

$(旧株式取得時の純資産価額 \times 旧株式数 + 準備金増資額) / 旧株数$

イ 損金算入要件2の充足

前記計算方法によると、平成18年C株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時が34ユーロ、平成18年3月期の終了日が5.49ユーロとなり、50%以上下落している。よって、損金算入要件2を充足する。

（被告の主張）

ア 純資産価額の修正事由について

通達9-1-9(2)注1は、有価証券の取得が2回以上にわたって行われている場合、法人が取得して保有している株式の数に変動があるため、都度、純資産価額を修正する旨規定したものである。株式の発行を伴わず、資本準備金のみが増加する増資は、法人が取得して保有する株式数の増減が生じないから、修正事由にあたらぬ。原告は、根拠なく通達の定めと異なる算定方法で計算しており、不当である。

イ 損金算入要件2の不充足

平成18年C株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時が△9.2ユーロ、平成18年3月期の終了日が5.49ユーロとなり、50%以上下落しているとはいえない。よって、損金算入要件2を充足していない。

(2) 争点1-2 (平成18年D株式) について

(原告の主張)

ア 平成元年2月期の資本金額

平成元年2月期における、平成18年D株式の貸借対照表上の資本金額は2ポンド、親会社借入金は49万9998ポンドとなっている。しかし、原告は、資本金50万ポンドの会社の設立を企図していたのであり、その旨取締役会で決議がなされ、50万ポンドは出資金ないし資本金として送金されている。現地の法律事務所が、単純なミスにより、資本金を2ポンドとして会社を設立してしまったにすぎない。損金算入要件2の趣旨は、投資家の有する資本持分の変動を正確に反映する点にあり、原告は50万ポンドを出資金ないし資本金として送金している以上、平成18年D株式の資本金額は50万ポンドとして計算すべきである。

イ 損金算入要件2の充足

平成18年D株式の1株当たりの純資産価額は、資本金額を50万ポンドとして計算すると、株式取得時が0.2ポンド、平成18年3月期の終了日が0.099ポンドとなり、50%以上下落している。よって、損金算入要件2を充足する。

(被告の主張)

ア 平成元年2月期の資本金額について

法人の資産状況等は、高度の信用性が認められている計算書類から認定すべきである。平成元年2月の貸借対照表上、資本金額は2ポンドとされている以上、設立時の資本金額は2ポンドとして計算すべきである。原告主張のように単純なミスがあったのであれば、借入金と資本金とは、その性質が全く異なる以上、貸借対照表の訂正があつてしかるべきであるが、訂正はなされていない。

イ 損金算入要件2の不充足

平成18年D株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時後の増資による修正をした価額が△5万0647ポンド、平成18年3月期の終了日が0.099ポンドとなり、50%以上下落しているとはいえない。よって、損金算入要件2を充足していない。

(3) 争点1-3 (平成19年E株式) について

(原告の主張)

ア 事業年度終了日の純資産価額の算出方法

平成19年3月期の事業年度終了日における平成19年E株式の1株当たりの純資産価額は、平成18年2月期の決算書類（以下「平成18年決算書類」という。）ではなく、平成19年2月期の決算書類（以下「平成19年決算書類」という。）に基づいて算出すべきである。

イ 損金算入要件2の充足

平成19年E株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時が5541円、平成19年3月期の終了日が1978円となり、50%以上下落している。よって、損金算入要件2を充足する。

(被告の主張)

ア 事業年度終了日の純資産価額の算出方法について

通達9-1-13(4)では、当該事業年度終了日に最も近い日における株式発行法人の1株当たりの純資産価額等を参酌するとされており、最も近い事業年度末の財務諸表に基づいて損金算入要件2を判断すれば、明らかに不合理でない限り、その判断を認めるべきである。本件では、原告が、損金算入要件2を判断した時点(平成19年4月10日)で入手していた決算書のうち、平成19年3月に最も近いものは平成18年決算書類である。よって、平成18年決算書類に基づいて算出すべきである。

イ 損金算入要件2の不充足

平成19年E株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時後の増資により修正をした価額が5541円、平成19年3月期の終了日が1万3734円となり、50%以上下落しているとはいえない。よって、損金算入要件2を充足していない。

(4) 争点1-4(平成19年F株式)について

(原告の主張)

ア 翌期に生じた前期損益修正損について

平成19年F株式の1株当たりの純資産価額は、Fの平成18年7月期の純資産価額に基づき算出される。Fの、平成19年7月期の損益計算書には、前期損益修正損として4億2040万2000円が計上されており、平成18年7月期の貸借対照表上に計上されている純資産価額は同額分過大に計上されていた。Fの、平成18年7月期の純資産価額を算出するにあたっては、翌期(平成19年7月期)に生じた前期損益修正損を勘案すべきである。

イ 損金算入要件2の充足

平成19年F株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時が173円、前期損益修正損を反映した平成19年3月期の終了日が△1万3378円となり、50%以上下落している。よって、損金算入要件2を充足する。

(被告の主張)

ア 翌期に生じた前期損益修正損について

法人税法上、課税所得の計算は、継続企業の原則に従い、当期において生じた収益と、費用・損失とを対応させ、その差額概念として所得を算出する建前となっている(通達2-2-16参照)。平成19年7月期に計上された前期損益修正損は、同事業年度において、平成18年7月期以前の損益計算が、その後過大であると判明したことにより生じた過年度の過大利益の修正にすぎず、あくまで平成19年7月期の損失に計上すべきである。仮に、原告主張のとおり解すると、数年前に遡って損金算入要件2の再判定を行うこととなり、課税関係が著しく不安定となる。

イ 損金算入要件2の不充足

平成19年F株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時後の増資により修正をした価額が3207円、平成19年3月期の終了日が2397円となり、50%以上下落しているとはいえない。よって、損金算入要件2を充足していない。

(5) 争点1-5(平成20年G株式)について

(原告の主張)

ア 普通株式と種類株式Cは異なる銘柄

法人が他の法人の発行する複数の種類の株式を有する場合、権利内容等からみて、株式が同一の価額で取引が行われるものと認められる場合を除き、原則として、それぞれ異なる銘柄として1株あたりの帳簿価格を算出するものとされている(通達2-3-17)。原告は、Gについて、普通株式のほか種類株式Cを保有しているところ、種類株式Cは残余財産分配請求権につき普通株式に優先するため、両株式が同一の価額で取引が行われるとはいえない。よって両株式は、別個に1株当たりの純資産価額を算出すべきである。

イ 種類株式Cの純資産価額の算出方法

設立時に普通株式を新規発行する際、新株取得直前の1株あたりの純資産価額は、普通株式の1株あたりの払込価額とされている。これは、設立時には普通株式に対応する直前期の種類資本がないためである。種類株式Cも、新規発行時には直前期の種類資本Cがないのだから、種類株式Cを新規発行した当初の新株取得直前の1株あたりの純資産価額は、種類株式Cの1株あたりの払込価額たる1豪ドルとすべきである。

ウ 損金算入要件2の充足

平成20年G株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時が、0.5豪ドル、平成20年3月期の終了日が0.19豪ドルとなり、50%以上下落している。よって、損金算入要件2を充足する。

(被告の主張)

ア 普通株式と種類株式Cは同一銘柄

普通株式と種類株式Cは、いずれも、市場価額がない点、Gは、原告の完全子会社であり、発行済株式は全て原告が保有している点で同一である。両株式は、株式の権利内容が異なるものであるとしても、同一の者が全ての株式を継続して保有している限り、異なる価額で取引が行われるとはいえず、かえって、同一の価額で取引がなされているとみることができる。よって、両株式は同一の銘柄として純資産価額を算出すべきである。

イ 種類株式Cの純資産価額の算出方法について

原告主張の算出方法は、税法等において定められているわけではなく、独自の処理方法を主張しているにすぎない。

ウ 損金算入要件2の不充足

平成20年G株式の1株当たりの純資産価額は、株式取得時後の増資により修正をした価額が△1261豪ドル、平成20年3月期の終了日が0.26豪ドルとなり、50%以上下落しているとはいえない。よって、損金算入要件2を充足していない。

(6) 争点2(損金算入要件4の充足の有無)について

(原告の主張)

ア 納税者による回復可能性の判断は不要

損金算入要件4に関し、施行令68条1項2号口は「その価額が著しく低下したこと」とし、通達9-1-7の本文は「近い将来その価額の回復が見込まれないこと」としており、これらは客観的な状態を要件として規定している。よって、納税者が回復可能性の有無についての判断を行ったか否かは要件とならない。

被告は、通達9-1-7(注2)を根拠に納税者による回復可能性の判断が必要としているが、同通達は、国税庁長官が各国税局等の職員を名宛人に発した命令であるから、通達9-1-7(注2)に記載の点に留意すべき主体は、税務署職員等であり、納税者ではない。

通達9-1-7（注2）は、単に客観的な回復可能性の有無の判断基準時が事業年度終了時であることを注意的に喚起するものにすぎない。

被告は、国税庁作成の平成21年4月付け「上有価証券の評価損に関するQ&A」と題する書面（甲10。以下「本件Q&A」という。）を根拠に回復可能性の判断が必要としているが、本件Q&Aは、納税者が損金算入要件4を満たすと判断して有価証券の評価損を計上した場合に、どういった基準であれば税務当局によって合理的であるとして尊重されるのかを示したガイダンスにすぎない。よって、納税者による判断がなされていない場合や、納税者から合理的な判断基準が示されない場合に損金算入要件4を満たさないといった結論を導くものではない。

被告は、回復可能性の判断が必要であることは実務上の取扱いである旨主張するが、本件とは別の更正通知書における更正の理由では、納税者が回復可能性の判断を行ったか否かは特段考慮されておらず、実務上の取扱いとはいえない。

イ 回復可能性の判断を行っている

原告は、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「会計指針」という。）に準拠して、発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上し、かつ、翌期もそのように予想される場合、その株価には回復可能性がないという判断基準を用いて回復可能性の有無を判断した。発行会社が子会社の場合には、当該発行会社の将来の中期事業計画も考慮した上で、中期事業計画終了時点の純資産価額（実質価額）の下落が固定的であって、近い将来、帳簿価額の50%程度までの回復の見込みのない状態にあることが、監査法人の判断により客観的に確認できる場合には、その株価には回復可能性がないという判断基準を用いて回復可能性の有無を判断した。

被告は、税務上も回復可能性が認められないと判断したのであれば、本件各評価損を所得金額に加算することはない旨主張する。しかし、原告は、損金算入要件4を満たすと判断したものの、他の損金算入要件を満たさないと判断したがために評価損を計上しなかったにすぎない。

（被告の主張）

ア 納税者による回復可能性の判断は必要

通達9-1-7は、法人の恣意的な所得計算を排除するという観点から、回復見込みの判断が必要としている。本件Q&Aでも、「回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものです」等と記載されており、通達9-1-7（注2）の記載は、納税者が、株価の回復可能性についての判断を各事業年度末時点において実際に行うことが要求されることを意味している。また、それが実務上定着した扱いである。

原告は、通達の名宛人は税務署職員等である旨主張する。しかし、通達は、法人税等の法令解釈について一般的な取扱い方針を定めたものであるところ、有価証券評価損を損金の額に算入するか否かを判断する主体はまずもって納税者であるから、通達9-1-7（注2）の主体も納税者である。

イ 回復可能性の判断をしていない

原告は、本件各評価損につき、会計上の減損処理について検討しているが、税務上の損金算入に関する検討資料は作成していない。原告の税務担当者及び顧問税理士は、税務上の有

価証券の評価損の損金算入の可否に関し十分な判断基準・知識を持ち合わせていなかったため、検討を行わずに、本件各評価損を所得の金額に加算している。原告は、本件各事業年度終了時において、法人税法上、本件各評価損を損金の額に算入することが認められるか否かの検討を行っていない。

仮に、会計上の判断と同様、税務上の判断もしたのであれば、確定申告書において本件各評価損を所得金額に加算するはずはなく、損金として算入するはずである。

(7) 争点3 (減額更正処分をしなかったことが国家賠償法上違法といえるか) について
(原告の主張)

ア 損金算入要件に関する義務違反

担当者は、乙税理士の説明を受け、損金算入要件2を充足することを認識し得たのに通達を誤って理解するなどして平成18年C株式、平成18年D株式、平成19年E株式、平成19年F株式、平成20年G株式は、損金算入要件2を満たさないとの誤った判断をしており、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたとはいえない。

担当者は、損金算入要件4の判定にあたり、①回復可能性のないことについて納税者が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その判断を尊重し、当該基準が合理的か否かという観点から当該基準に基づいて回復可能性が認められるかを判定し、②納税者が用いた判断基準が明らかでない場合、過去の市場価格の推移等を総合考慮して、損金算入要件4の充足性を判定する注意義務を負っていた。しかるに、担当者は、税務上、株価の回復可能性がないと判断したのであれば本件各評価損を所得金額に加算することはないとの誤った経験則を適用して、損金算入要件4を充足しないと判断しており、前記注意義務に違反する。

イ 更正義務違反

納税者からの嘆願を受け、担当者が当該嘆願に基づく課税標準等や税額等に関する調査をするとともに、関係資料の収集をしたのであれば、担当者は、京橋税務署長に対し、嘆願に係る課税標準等や税額等が適正であるかを吟味し、報告する義務を負うとともに、京橋税務署長は、担当者の報告に誤りがないか精査し、実態に即した適正な課税標準等に基づく税額等に更正するという注意義務を負っていた(通則法24条)。

担当者は、原告からの嘆願により、本件各株式が損金算入要件を全て充足していることを認識し得たにもかかわらず、それを充足しないと判断し、その旨報告を受けた京橋税務署長は、同報告に誤りがないか精査せず、減額更正処分を行わず、漫然とこれを放置しており、注意義務違反がある。

(被告の主張)

ア 損金算入要件に関する義務違反について

本件各評価損は、損金算入要件2ないし損金算入要件4を充足していない。

同要件を充足しているか否かは、法令解釈上の疑義の問題であるところ、仮に、公務員の行為が結果的に法令の解釈・適用を誤ったものであったとしても、ある事項に関する法律解釈について複数の解釈が考えられ、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合において、公務員がそのうちの一つの解釈に基づいて行為をした場合等には、国家賠償法上違法や過失が認められることはない。損金算入要件2及び4について、従前、実務上特に疑いを差し挟む解釈がなされたことはなく、その当否が取消訴訟で争われたこともない。担当者は、

法人税法の解釈として合理性を有し、実務上定着した解釈である通達を当てはめ、通達に直接記載のない部分については、通達の他の定めを照らして相応の根拠が認められる解釈に基づいて判断しており、職務上通常尽くすべき注意義務違反があったとはいえない。

イ 更正義務違反について

(ア) 本件各評価損は、いずれも損金算入要件の全てを充足していないから、京橋税務署長が減額更正処分をしなかったことにつき、違法性はない。

(イ) 仮に、本件各評価損が法人税法上、損金算入されるとしても、京橋税務署長が本件嘆願にかかる減額更正処分を行わなかったことが国家賠償法上違法となるのは、京橋税務署長が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件嘆願に係る減額更正処分をしなかった場合に限られる。

本件嘆願は、京橋税務署長の職権発動を促すものにすぎず、これに基づき京橋税務署長が何らかの処分をすべき法令上の規定は存在しない。本件嘆願に基づき、京橋税務署長が原告に対して負担する職務上の法的義務はそもそも存在しない。

仮に、本件嘆願に基づき、京橋税務署長が何らかの法的義務を負うとしても、本件では、担当者は、乙税理士との間で何度も面談するなどし、原告から提出された資料を十分検討した上で、本件各評価損を所得の金額に加算したことに誤りはないと判断し、京橋税務署長は、「その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるとき」に当たらないことから、減額更正処分は認められないと判断している。よって、京橋税務署長は、職務上尽くすべき注意義務を尽くしている。

(8) 争点4（損害額）について

(原告の主張)

原告は、所得金額を15億2858万3606円過大計上してしまったことにより、法人税4億5857万5200円を過大納付した。京橋税務署長が減額更正処分をしないことにより、原告は4億5857万5200円の還付を受けることができいないのだから、原告には同額の損害が発生している。

(被告の主張)

争う。

第3 争点に対する判断

1 前提事実

(1) 原被告間の交渉

ア 乙税理士と丙経理部長は、東京国税局で、被告に対し、平成22年12月1日、嘆願書(甲3の1)を提出した。同嘆願書には、本件各事業年度の法人税に係る確定申告につき更正の請求をしておらず、かつ、更正の請求をすることができる期間を経過しているが、これは、本件各事業年度当時は本件Q&Aが発表されておらず、株価の回復可能性に関する判断ができなかったためであり、嘆願による減額更正処理をお願いしたい旨記載されている。これに対し被告は、今さらなぜこのような請求をしているのか、決算当時の判断では税務上損金にならないとして自己否認したのではないか、本件Q&Aにより評価損の取扱いが変わったわけではないなどと回答した(甲2の1、乙16第4頁、証人乙2、3頁)。

イ 被告は、原告に対し、同月7日、自己否認した当時の判断資料が欲しいので、どういった

場合に評価損を加算するかの社内ルール等を提出するよう依頼した。これに対し原告は、同月24日、概ね以下のとおり回答した（甲2の3、乙16第4頁）。

- ① 本件各評価損について、会計上の減損処理に関する資料は、監査対応上必要なので作成したが、税務上の損金算入の可否に関する検討資料は作成していない。
- ② 会計上の減損処理の計算が税務上も評価損として容認されるか否かについては、会計指針及び関連する法人税の法令及び通達を嘆願等の請求レベルで比較検討することにより「株価の回復可能性」について一定の判断を下すことが可能であった。それが実際に行われたならば、関連する法人税法等について網羅的に吟味して検討したプロセスを示す資料の形跡が残されているはずであるが、それらは全く存在せず、投資銘柄別の評価書等が作成された気配もない。検討が実際に行われたのであれば、ある銘柄については税務上否認し、他の銘柄については容認するという結果となっていたはずであるが、実際には、会計上の減損処理を税務上一律に自己否認しているだけである。
- ③ 当時の原告の税務担当者及び顧問税理士は、税務上の有価証券の評価損の損金算入の可否に関し、十分な判断基準又は知識を持ち合わせていなかったため、検討自体行わずに、申告上、本件各評価損を安易に所得の金額に加算したものといえる。

ウ 原告は、被告に対し、平成23年2月21日、「税務意見書」と題する書面（甲2の6）を提出した。同書面には、概ね、被告は申告時の判断として法人がより保守的に考えて自己加算したことを重視しているが、帳簿価額を損金経理により減額し、他の要件さえ満たせば、加算した理由が何かは関係ない、課税要件はあくまで客観的なものであり、被告の主張のように主観的な要件で判断すべきではない旨記載されている。被告は、法令適用の誤りが明らかにならない以上、基本的に嘆願及び更正の請求を認めるつもりはない旨回答した（乙16第6頁、7頁）。

エ 被告は、原告に対し、同年3月28日、①有価証券評価損を計上する場合の社内ルール等の有無（ペーパーの有無）、②株価の回復可能性の判断基準の有無、③本件各評価損を所得の金額に加算した理由等を問うた。これに対し原告は、①については、社内ルール等は特になく、会計士からの要請等により判断資料を作成し計上等している旨回答した。②については、判断基準等のペーパーはなく、経理の担当が海外事業部の担当者に聞いたりして判断していたようであり、子会社であることから担当としては回復可能性の判断（業績見通し等）は甘くなりがちであったと思われる旨回答した。③については、税理士に相談等し、税務調査で否認されるのも影響が大きいことから、より保守的に判断して自己否認していた旨回答した（乙16第8頁）。

(2) 被告による判定

担当者は、同年6月27日、本件各評価損の全てにつき、回復可能性がないことについての原告の具体的社内ルールはなく、確定申告時には、原告が個々に当時の有価証券評価損の回復可能性を判断して申告加算していることを理由に、損金算入要件4を充足しない旨の判定を行った（乙8ないし15）。

2 争点2（損金算入要件4の充足の有無）について

(1) 本件Q&Aの記載

本件Q&Aには、概ね以下の記載がある。

ア 上場株式の事業年度末における株価が帳簿価額の50%相当額を下回る場合における評

価損の損金算入に当たっては、株価の回復可能性についての検証を行う必要があるが、回復可能性がないことについて法人が用いた合理的な判断基準が示される限りにおいては、その基準が尊重される（Q1のA）。

- イ 評価損の損金算入が認められるためには、株価の回復可能性に関する検証を行う必要があるが、どのような場合に「近い将来回復が見込まれない」といえるかが問題となる。株価の回復可能性の判断のための画一的な基準を設けることは困難だが、法人の側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重される。法人が、独自に株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もあるため、発行人に係る将来動向や株価の見通しについて、専門性を有する客観的な第三者の見解があれば、これを合理的な判断の根拠のひとつとすることも考えられる。具体的には、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析等を用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられる（Q1の解説）。
- ウ 株価の回復可能性の判断をするための形式基準を新規に策定又は変更した場合、当該新規基準等につき、監査法人のチェックを受けた上、継続的に使用することを前提とすれば、当該新規基準等に基づく判断は、合理的なものとして取扱うことができる（Q2の解説）。
- エ 通達9-1-7（注）2にもあるとおり、株価の回復可能性の判断は、あくまでも各事業年度末時点において合理的な判断基準に基づいて行うものである（Q3の解説）。

(2) 会計指針による定め

会計指針には、概ね以下の記載がある。

ア 有価証券の減損処理（会計指針91項）

売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を減損処理しなければならない（甲2の3の3頁）。

「回復する見込みがある」と認められるときとは、株式の場合、時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね1年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する見込みのあることを合理的な根拠をもって予測できる場合をいう。この場合の合理的な根拠は、個別銘柄ごとに、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向等を総合的に勘案して検討することが必要である。ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、通常は回復する見込みがあるとは認められない（甲2の3の3頁）。

イ 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理（会計指針92項、285項）

時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は減損処理しなければならない。「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。ただし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる（甲2の4の4頁）。

子会社や関連会社等の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等入手して回復可能性を判定できることもあるため、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められるとした。ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものでなければならず、回復可能性の判定は、おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとする。回復可能性は毎期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならない（甲2の4の5頁）。

(3) 納税者による回復可能性の判断の要否について

ア 法人税法は、資産の評価損の損金算入を原則として認めず、災害による著しい損傷により資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなる等の例外的な場合のみ、損金算入を認めている（法人税法33条1項、2項）。そうすると、同法が定める例外的な場合は、限定的に解すべきであって、資産価値の減少が災害による著しい損傷と同程度の事態でその減少状態は一時的又は回復の見込みがないとはいえない状態をいうものではなく、固定的で回復の見込みのない状態ないしはそれに準ずるような状態であることを要すると解するべきである。有価証券の「価額が著しく低下した」（施行令68条1項2号ロ）とは、有価証券の資産価値がその帳簿価額に比べ異常に減少しただけでは足りず、その減少が固定的であって近い将来回復の見込みのない状態にあることを要する。

イ 通達9-1-7は、「有価証券の価額が著しく低下したこと」とは、当該有価証券の当該事業年度終了の時における価額がその時の帳簿価額の概ね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいう旨規定しているが、前記アの解釈に照らし、具体的判断基準として合理性を有するものと解される。そこで、さらに進んで、近い将来有価証券の価額の回復が見込まれないことにつき納税者が判断する必要があるか否かにつき検討する。

ウ 近い将来有価証券の価額の回復が見込まれないという要件は、客観的な状況をいうものとは解されず、納税者による将来の予測であるから、納税者が恣意的に同要件を充足したと判断することで、容易に利益操作、租税回避を行うことが可能となるため、これを可及的に防止する必要がある。他方、将来の予測に関する要件であるがゆえ、いかなる場合に回復の見込みがないといえるかについての画一的な基準を客観的に設けることは困難である。納税者が合理的な判断基準を自ら定めるか（もちろん、いったん定めた判断基準を恣意的に変更することは許されない。）、合理的な判断の根拠があれば、それに基づいて回復可能性がないと判断した場合には、同要件を充足すると判断するのが合理的であると考えられる。通達9-1-7（注2）は、これを前提とした基準であると解することができ、本件Q&Aは、そのような趣旨で記載されていると解される。損金算入要件4を充足するためには、申告する納税者が第一次的に株価の回復可能性につき判断を行う必要があると解され、その判断は、判断当時に定められていた合理的な判断基準あるいは合理的な根拠に基づいて行うことが必要であると解される。納税者による回復可能性の判断という事情は考慮不要であるとの原告の主張は採用することができない。

(4) 原告による判断の有無

ア 原告は、損金算入要件4の判定において、①発行会社が債務超過の状態にある場合又は2

期連続で損失を計上し、かつ、翌期もそのように予想される場合、その株価には回復可能性がないという判断基準を用いて回復可能性の有無を判断した、②発行会社が子会社の場合には、当該発行会社の将来の中期事業計画も考慮した上で、中期事業計画終了時点の純資産価額（実質価額）の下落が固定的であって、近い将来、帳簿価額の50%程度までの回復の見込みのない状態にあることが、監査法人の判断により客観的に確認できる場合には、その株価には回復可能性がないという判断基準を用いて回復可能性の有無を判断した旨主張する。

イ しかし、本件各事業年度の確定申告にあたって原告が検討した資料（甲2の7、乙8～15）を通覧しても、本件各株式の発行会社が債務超過の状態にあるか否か、2期連続で損失を計上しているか否か等につき検討したことはうかがわれない。

申告当時原告の経理チームのチーフであったIは、陳述書（甲22）にて、平成18年C株式、平成18年D株式、平成20年G株式に関し、短期・中期の事業計画や、海外子会社の経営改善に関する役員会の決定等の資料を提示して監査法人と協議した結果、業績回復の可能性はないとの結論に至った旨記載している。原告が、真実、回復可能性の判断を行ったのであれば、取締役会議事録等の検討資料（甲2の24の2頁ないし4頁）が提出されてしるべきであるが、そのような証拠は提出されていない。会計指針では回復可能性が減損処理の除外事由として例外的な定めがされているから、会計上評価損計上すべきとの判断がなされたからといって、回復可能性の判断がされたと直ちには認めることはできない。同陳述書の記載を直ちに採用することはできない。

以上より、原告は、事後的に、回復可能性の判断をした旨主張しているにすぎないといえ、原告が、会計指針による会計上の減損処理をした際、本件各評価損に回復可能性がない旨の判断を行ったとは認められず、これを認めるに足りる証拠もない。

かえって、原告は、被告に対し、回復可能性について検討したプロセスを示す資料の形跡は全く存在せず、投資銘柄別の評価書等が作成された気配もない旨回答していること等からすれば（前記1(1)イ）、原告は、本件各評価損につき、回復可能性がない旨の判断をしていないと認められる。そもそも、本件各評価損につき、原告が、回復可能性はないと判断したのであれば、その金額の大きさからしても本件各評価損を所得金額に加算することはないのであり、本件各評価損を加算処理していること自体、原告が回復可能性がない旨の判断をしていないことを裏付けている。この点につき、原告は、回復可能性はないと判断していたが、損金算入要件2を充足しないと判断して加算処理をしたにすぎない旨主張する。しかし、平成20年E株式及び平成20年F株式については、損金算入要件2を充足すると判断しているにもかかわらず（甲2の7の13頁及び15頁、甲21の7頁、甲22の4頁、8頁及び9頁）、減損処理をしていないから、原告の主張は採用することができない。

- (5) 以上より、本件各評価損につき、損金算入要件4を充足しているとは認められないから、争点1を検討するまでもなく、本件各事業年度の法人税の減額更正処分をすべき理由があるとは認められない。

3 争点3（減額更正処分をしなかったことが国家賠償法上違法といえるか）について

- (1) 国家賠償法1条1項は、国又は地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は地方公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるから、公権力の行使に当たる公務員の行為に国賠法1条1項にいう「違法」があるというためには公務員が、当該行為によつ

て損害を被ったと主張する者に対して負う職務上の法的義務に違反したと認められることが必要であり、さらに、原告主張に係る各処分等に客観的に違法というべき瑕疵があったとしても、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、当該公務員が資料を収集し、これに基づき法律要件事実を認定、判断する上において、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と前記各処分をしたと認め得るような事情があることが必要である（最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664頁等参照）。

(2) 原告は、本件各評価損は、損金算入要件2ないし4を充足しており、被告は、減額更正処分をすべきであったにもかかわらず、担当者は、損金算入要件2ないし4を充足していないとの判断をし、京橋税務署長は、減額更正処分をしなかったため、国家賠償法上違法である旨主張する。しかし、前記2で判断したとおり、本件各評価損は、損金算入要件4を充足しておらず、税額等の計算が法律の規定に従っていなかった等(通則法24条)とは認められないため、担当者が、本件各評価損は損金算入要件の全ては充足していないと判断したことや、京橋税務署長が、減額更正処分を行わなかったことにつき、国家賠償法上の違法性があるとは認められない。

4 よって、その余の争点を判断するまでもなく、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁判官 中村 雅人

裁判長裁判官小野洋一及び裁判官小川理津子は、転補につき署名押印することができない。

裁判官 中村 雅人

別紙

新 旧 対 照 表

「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）</p> <p>59-6 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。</p> <p>(1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「<u>譲渡又は贈与した株式</u>」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「<u>株式を譲渡又は贈与した個人</u>」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「<u>株式の譲渡又は贈与直前</u>」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。</p> <p>(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、<u>当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通</u></p>	<p style="text-align: center;">法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）</p> <p>59-6 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」とは、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」とは、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。</p> <p>(1) 財産評価基本通達188の(1)に定める「<u>同族株主</u>」に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。</p> <p>(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、株式を譲渡又は贈与した個人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「<u>中心的な同族株主</u>」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「<u>小会社</u>」に該</p>

改 正 後	改 正 前
<p>達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。</p> <p>(3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時ににおける価額によること。</p> <p>(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。</p>	<p>当するものとしてその例によること。</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p>